付　議　第　10　号

第２期高知県教育振興基本計画の第３次改訂に関する議案

第２期高知県教育振興基本計画を別添のとおり改訂することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第２条　教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（１）教育行政の基本方針を決定すること。

第２期高知県教育振興基本計画
＜第３次改訂版＞
(案)

平成 31 年３月

高知県教育委員会

目　次

はじめに

第１章　第２期高知県教育振興基本計画の策定について …… 1
1　位置付け
2　基本計画の期間
3　基本計画の進捗管理

第２章　高知県の教育等の現状と課題 …… 2
1　人口減少、少子化、高齢化の進行
2　子どもたちの知・徳・体について
3　子どもたちを取り巻く厳しい環境について
4　学校と地域との連携について
5　就学前の教育・保育について
6　南海トラフ地震対策について
7　学校・教職員について
8　生涯学習について
＜参考：国の教育改革の動き＞

第３章　基本理念と基本目標 …… 17
1　基本理念　～目指すべき人間像～
2　基本目標

第４章　取組の方向性と施策の基本方向 …… 20
1　取組の方向性
2　施策の基本方向

第５章　基本方向ごとの施策 …… 29
基本方向１
チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する …… 30
≪小・中学校≫
１　知・徳・体に共通する課題・対策 …… 30
対策１-（１）学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築
対策１-（２）若年教員の資質・指導力の向上
対策１-（３）地域との連携・協働の推進
対策１-（４）外部・専門人材の活用の拡充
対策１-（５）障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実
２　「知」の課題・対策 …… 37
対策２-（１）学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの構築
対策２-（２）教員の教科指導力を向上させる仕組みの構築
対策２-（３）児童生徒の学習の質・量の充実
対策２-（４）児童生徒の学習意欲を高めるための機会の確保
３　「徳」の課題・対策 …… 43
対策３-（１）規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進
対策３-（２）生徒指導上の諸課題の未然防止のための仕組みの構築
対策３-（３）生徒指導上の諸課題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築
４　「体」の課題・対策 …… 48
対策４-（１）体育授業の改善
対策４-（２）健康教育の充実
対策４-（３）運動部活動の充実と運営の適正化

≪高等学校・特別支援学校≫
１　知・徳・体に共通する課題・対策 …… 52
対策１-（１）学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築
対策１-（２）若年教員の資質・指導力の向上
対策１-（３）大学や企業との連携・協働の推進
対策１-（４）外部・専門人材の活用の拡充

2　「知」の課題・対策 …… 56
対策２-（１）義務教育段階の学力の定着に向けた組織的な取組の充実
対策２-（２）多様な学力・進路希望に対応した組織的な指導の充実
対策２-（３）思考力・判断力・表現力の育成に向けた組織的な取組の推進
対策２-（４）特別支援学校における多様な教育的ニーズへの対応の充実
3　「徳」の課題・対策 …… 62
対策３-（１）規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進
対策３-（２）生徒指導上の諸課題の未然防止のための仕組みの構築
対策３-（３）生徒指導上の諸課題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築
対策３-（４）目的意識の醸成や社会性の育成に向けた組織的な取組の充実
対策３-（５）社会参加に向けた意欲の醸成や社会性を育む組織的な取組の充実《特別支援学校》
4　「体」の課題・対策 …… 67
対策４-（１）体育授業の改善
対策４-（２）健康教育の充実
対策４-（３）運動部活動の充実と運営の適正化

≪全校種共通≫ …… 71
対策（１）教員の働き方改革の推進
対策（２）教職員の不祥事防止に向けた組織的な取組の推進

基本方向２
厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する … 74
1　知・徳・体に共通する課題・対策 …… 74
対策１-（１）保護者に対する啓発の強化
対策１-（２）学校や地域の力による家庭の教育力の補完
対策１-（３）保護者の経済的負担の軽減
対策１-（４）高校中途退学者等の就学・就労に向けた支援の充実・強化
対策１-（５）ネット問題に対する県民運動の推進
2　「知」の課題・対策 …… 78
対策２-（１）放課後等における学習の場の充実
対策２-（２）厳しい環境にある子どもの学びの場へのいざない
3　「徳」の課題・対策 …… 80
対策３-（１）地域全体で子どもを見守る体制づくり
対策３-（２）専門人材、専門機関との連携強化
4　「体」の課題・対策 …… 84
対策４-（１）運動・スポーツの機会の提供
対策４-（２）保護者に対する啓発の強化
対策４-（３）欠食がみられる子どもへの支援
5　就学前における課題・対策 …… 86
対策５-（１）保育者の親育ち支援力の強化
対策５-（２）保護者の子育て力向上のための支援の充実
対策５-（３）保育所・幼稚園等と地域等との連携の充実

基本方向３
就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる …… 89
対策（１）保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立
対策（２）保育所・幼稚園等での組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化
対策（３）保育者のキャリアステージにあった資質・指導力の強化
対策（４）保幼小の円滑な接続の推進
対策（５）発達障害等のある乳幼児への専門的な指導・支援の充実

基本方向４
県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る …… 94
対策（１）県と市町村教育委員会との連携・協働の推進
対策（２）教育的風土の醸成に向けた取組の推進

基本方向５
安全・安心で質の高い教育環境を実現する …… 96
対策（１）南海トラフ地震等の災害や事故等に備えた取組の推進
対策（２）学校施設の長寿命化改修による整備の推進
対策（３）教育の質の維持・向上を図る視点に立った学校の再編振興の推進
対策（４）中山間地域の教育力向上や活性化に向けた取組の推進
対策（５）校種間の連携・協働の推進
対策（６）教育の情報化の推進
基本方向６
生涯にわたって学び続ける環境をつくる …… 103
対策（１）生涯学習の推進体制の再構築
対策（２）新図書館等複合施設を核とした県民の読書環境・情報環境の充実
対策（３）子どもも大人も学び合う地域づくり
基本方向７
文化財の保存と活用を図る …… 107
対策（１）高知城の保存管理と整備の推進
対策（２）文化財の保存と活用の推進
対策（３）埋蔵文化財の発掘調査・保護の推進

第６章　事業実施計画 …… **109**
１　事業一覧 …… 110
２　事業実施計画の記載方法について …… 116
３　事業実施計画 …… 118

参考資料 …… 302

本文中の表記「小学校」、「中学校」、「小・中学校」等には、原則、義務教育学校を含む（小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程）こととしています。

第１章　第２期高知県教育振興基本計画の策定について

１　位置付け

この第２期高知県教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第２項の規定に基づき、本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めたものです。

基本計画では、平成 21 年９月策定の高知県教育振興基本計画に基づく取組の成果や課題、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第１条の３第１項の規定に基づき定められた本県の「教育等の振興に関する施策の大綱」（以下「大綱」という。）の内容等を踏まえて、高知県教育委員会が所管する施策の具体的な事業計画（何を、いつ、誰が、どのような形で実施していくのか）までを定めました。

２　基本計画の期間

基本計画の期間は、大綱の期間に合わせて、平成 28 年度から平成 31 年度までの４年間とします。

３　基本計画の進捗管理

基本計画に掲げた施策の進捗状況等については、第３章の基本目標の達成状況や第５章の施策群ごとの指標を毎年度点検・検証しながら、第２期高知県教育振興基本計画推進会議において協議、確認を行います。

なお、この基本計画に定める施策等については、国の教育改革の動向や施策の進捗状況等を勘案し、適宜、見直しを行います。

第２章　高知県の教育等の現状と課題

１　人口減少、少子化、高齢化の進行

本県の人口は、1956 年（昭和 31 年）の 88 万３千人をピークに、高度経済成長期における大都市圏への大幅な人口流出などの影響により減少を始め、1970 年（昭和 45 年）に一旦は下げ止まり増加に転じたものの、出生数の減少などの影響により 1986 年（昭和 61 年）に再び減少に転じ、2015 年（平成 27 年）には約 72 万 8 千人となっています。

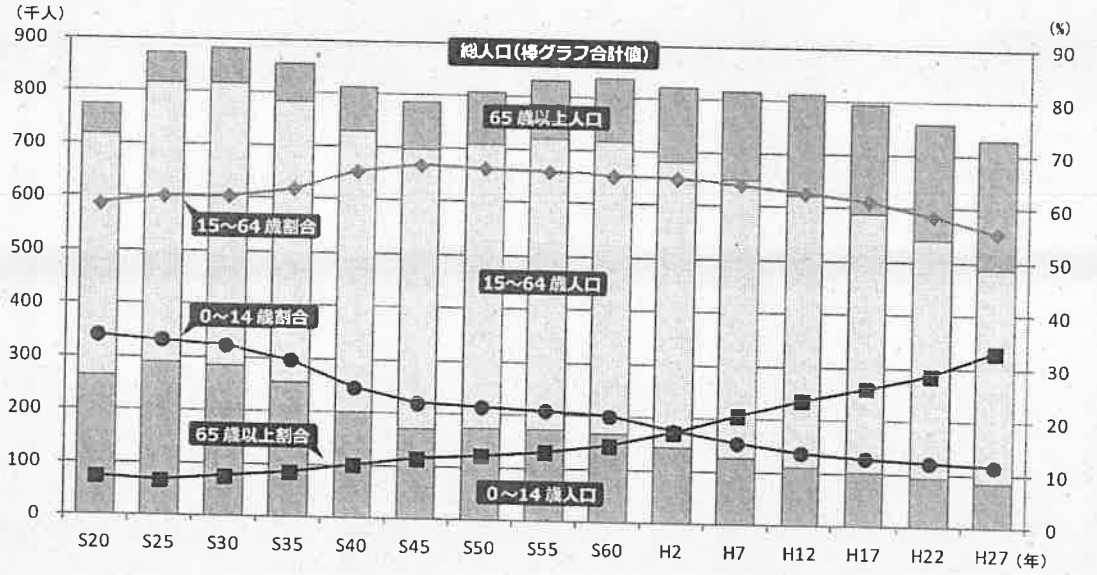
本県では、平成２年から、全国に約 15 年先行する形で、出生数が死亡数を下回る人口の自然減の状態が続いています。出生数が減少した要因としては、高度経済成長期などを中心として多くの若者が県外に流出し、若い女性の数そのものが減少したことと、非婚化・晩婚化の進行、経済的な理由、子育てに対する負担感の増大などによる出生率の低下が挙げられます。

また、転出が転入を上回る人口の社会減は、平成 13 年から 14 年連続で続いており、特に、15～24 歳の若者の県外への転出が多くなっています。

こうした状況を背景に、０歳から 14 歳までの年少人口と 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は減少する一方で、65 歳以上の老年人口は増加を続けており、全国に約 10 年先行して高齢化が進んでいます。

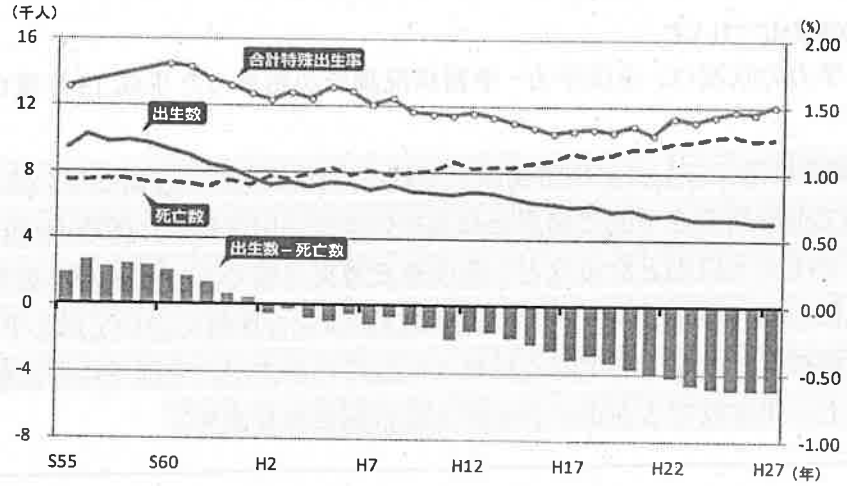
「人口減少が経済規模の縮小を引き起こし、それが若者の県外流出につながり、ますます過疎化・高齢化が進行することで、少子化が加速し、更なる人口減少につながる」という負の連鎖を招いています。県ではこうした状況の改善に向けて、「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県」の実現を目指して各分野での取組を積極的に進めています。

■高知県の人口及び年齢３区分別人口の推移



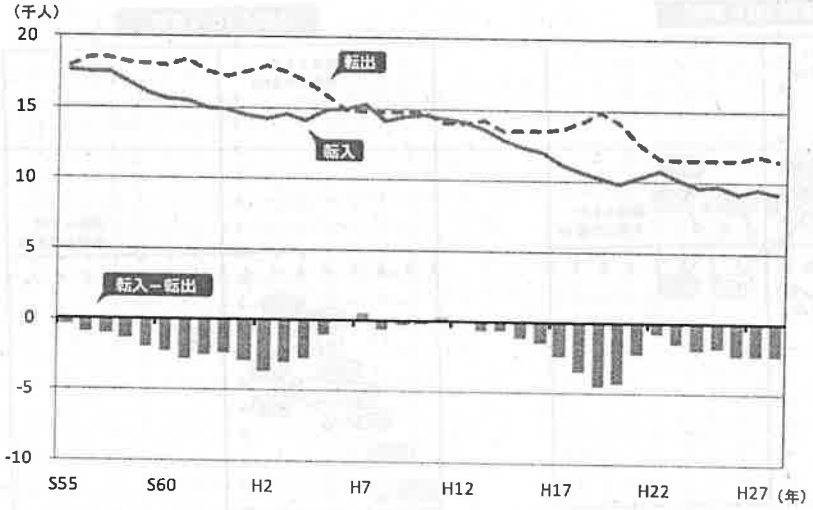
総務省「国勢調査」

■自然増減と合計特殊出生率の推移



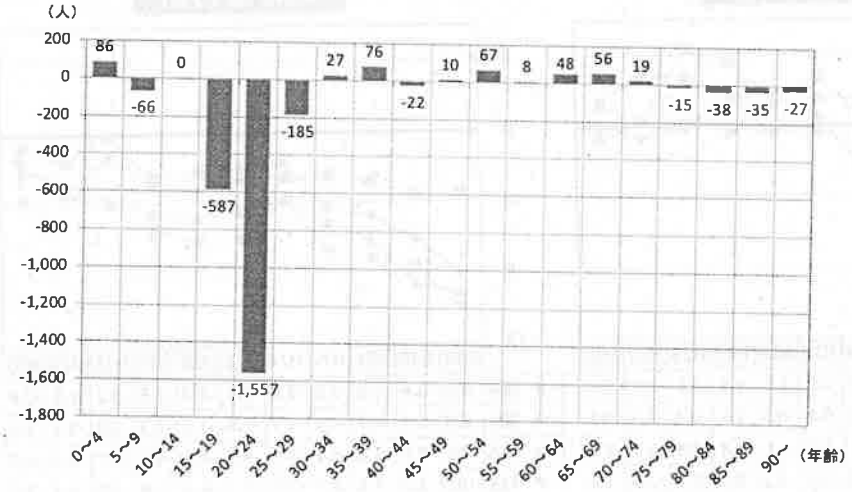
厚生労働省「住民基本台帳人口動態調査」

■社会増減の推移



総務省「住民基本台帳人口移動報告」

■年齢階級別の社会増減の状況（2017 年（平成 29 年））



総務省「住民基本台帳人口移動報告」

2　子どもたちの知・徳・体について

（1）知の分野について

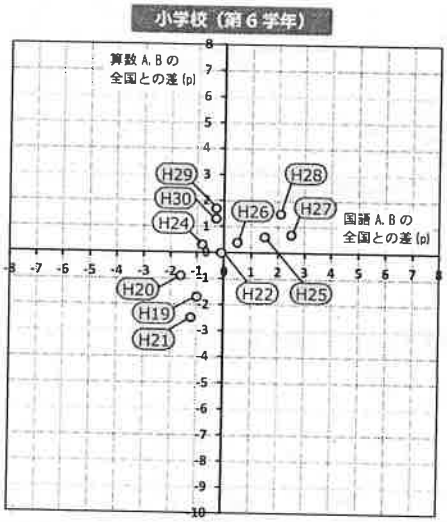
①小・中学校の学力について

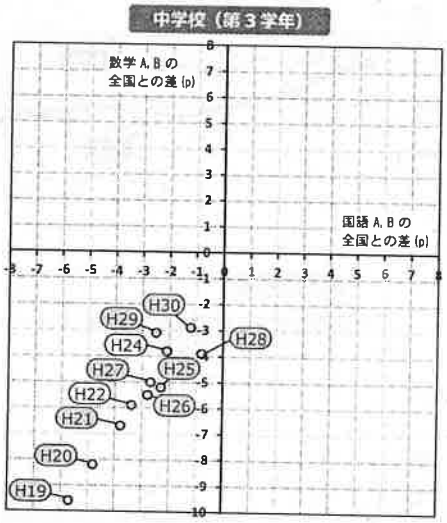
小・中学校の学力の状況は、全国学力・学習状況調査が始まった平成 19 年度からは改善傾向にあります。

平成 30 年度調査結果について、小学校は引き続き全国上位層に位置していますが、国語・算数ともにＡ問題で前回調査を下回る結果となっています。中学校は、国語Ａ・Ｂ、数学Ａで全国平均との差が 2 ポイント以内となるなど、その差を着実に縮めていますが、数学Ｂは 3.7 ポイント下回る状況にあり、更なる改善が求められます。また、理科については、平成 30 年度調査結果では小・中学校ともに前回を上回る結果となっていますが、全国平均と比較すると、小学校で 0.4 ポイント、中学校で 2.5 ポイント下回る状況にあります。

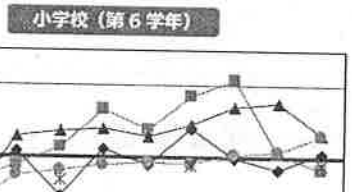
■**全国学力・学習状況調査結果**（H19～H30 年度）

◇本県と全国の平均正答率の差

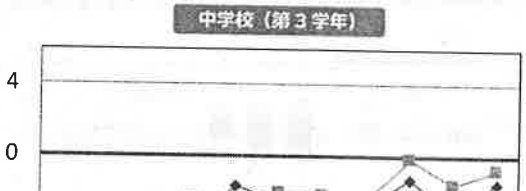




◇本県と全国の平均正答率の差(教科、問題別)



	H19	H20	H21	H22	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
国A	0.0	-0.4	-1.4	-0.5	0.5	2.6	1.5	3.4	4.3	0.1	-0.7
国B	-2.0	-2.8	-1.0	0.3	-2.2	0.4	-0.5	1.6	-0.1	-0.7	0.2
算A	-0.5	0.4	-2.3	1.1	1.4	1.6	1.1	1.8	2.8	3.0	1.3
算B	-2.9	-2.3	-2.7	-1.1	-0.8	-0.5	-0.3	-0.4	0.1	0.3	1.2
理					-1.3			-0.5			-0.4



	H19	H20	H21	H22	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
国A	-3.5	-3.6	-2.8	-2.5	-2.6	-2.1	-2.2	-2.5	-0.2	-1.6	-0.8
国B	-8.0	-6.1	-4.7	-4.3	-1.7	-2.6	-3.3	-2.9	-1.3	-3.3	-1.5
数A	-9.1	-8.6	-6.2	-5.1	-3.8	-4.4	-4.7	-4.5	-3.7	-2.7	-2.0
数B	-10.0	-7.7	-7.2	-6.7	-3.9	-6.1	-6.2	-5.4	-4.0	-3.4	-3.7
理					-3.7			-5.7			-2.5

※平成 22・24 年度は抽出調査、平成 23 年度は東日本大震災の影響により全国調査は未実施

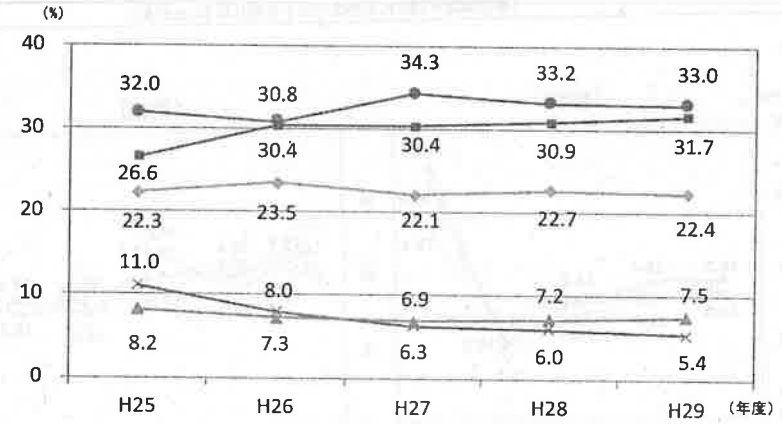
②高等学校の学力について

公立高等学校卒業者の進路の状況については、平成29年度の４年制大学進学の割合は前年から0.8ポイント上昇し31.7％となっており、進路未定の割合は5.4％と前年に比べ0.6ポイント減少しています。また、就職内定率が着実に改善してきたことにあわせ、県内就職者の割合も上昇傾向にあり、平成24年度以降は60％を超えています。

一方で、平成30年度に実施した学力定着把握検査の結果のうち、進学に重点を置く学校を除く県立高等学校30校のものをみると、学習内容が十分定着しておらず、進学や就職の際に困難が生じることが予測される生徒の割合（以下「Ｄ３層の生徒の割合」という。）は、３年生で27.0%となっており、依然として厳しい状況が続いています。教科別にみると、特に数学は２年生２回目まではＤ３層の生徒の割合が減少していますが、数学Ⅰの問題の割合が増える３年生１回目の検査で急増しており、数学Ⅰの学習内容が十分定着していない生徒が多いことがうかがえます。

また、家庭学習時間については、入学後１年間で急激に減少する傾向にあり、３年生の４月の段階で、約半数の生徒が「ほとんど学習しない」と回答しています。高等学校に入学することが目標となって、学ぶことの意義や将来の目標を持てていない生徒が多いことが、このような状況につながっているものと思われます。

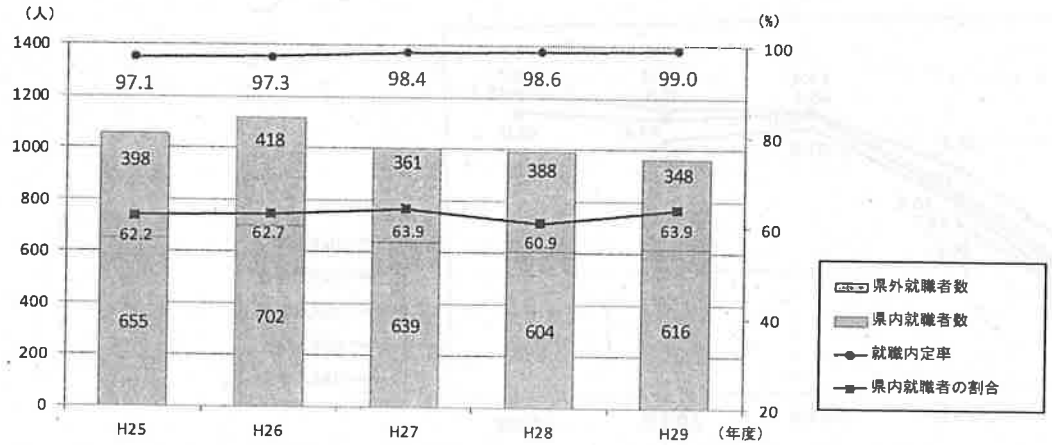
■公立高等学校卒業者（全日・定時・通信制）の進路状況



※就職率・進学率は、公立高校卒業生全体に占める割合
※進路未定には、具体的な進学・就職先が未定の生徒、パート・アルバイト等の生徒も含む

県高等学校課調査

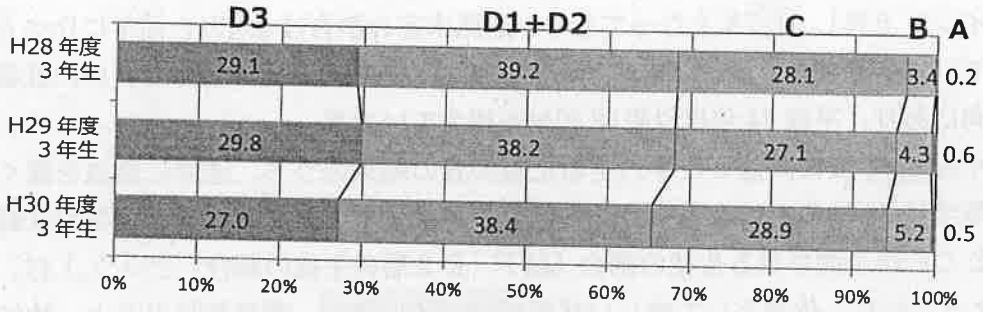
■公立高等学校卒業者（全日・定時制）の就職の状況



県高等学校課調査

■学力定着把握検査結果

◇３年生４月の調査結果



※数値は学力定着把握検査Ⅰ（30 校）の結果

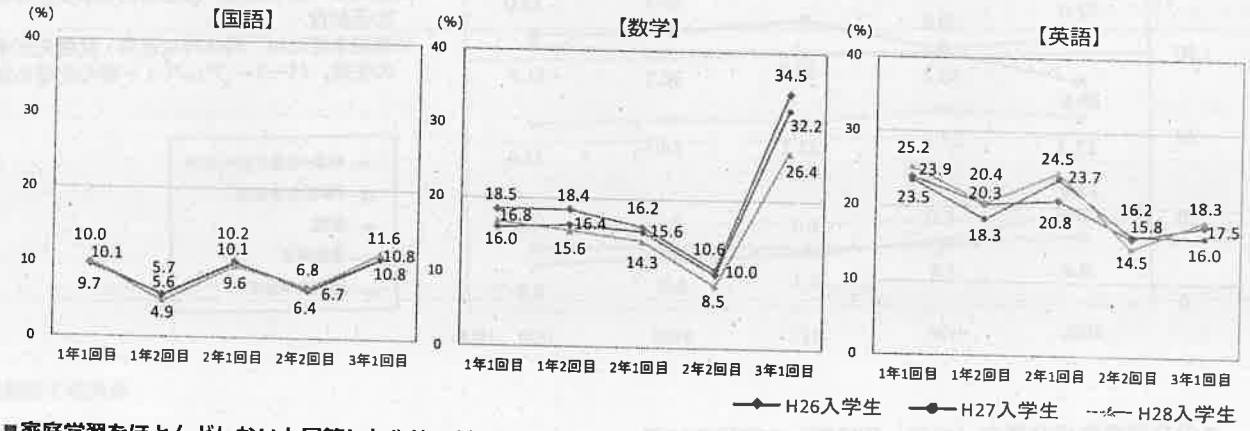
※その他６校で学力定着把握検査Ⅱを実施

※評価尺度である学習到達ゾーンの内容は下表のとおり

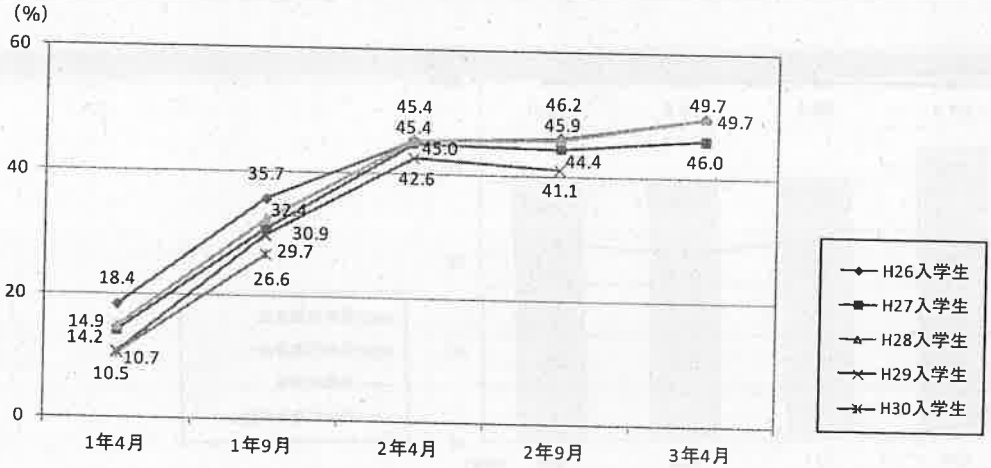
（なお、学力定着把握検査Ⅰにおける学習到達ゾーンの最高値は A2 であり、A1～S1 は存在しない）

学習到達ゾーン（GTZ）		進路選択肢	
		進　学	就　職
Sゾーン	S1～S3	難関大学合格レベル（最難関大はS1）	上場企業などの大手の就職筆記試験や公務員試験に対応できるレベル
Aゾーン	A1～A3	国立大合格レベル	
Bゾーン	B1	公立大学合格レベル（一般入試）	
	B2・B3	国公立大の推薦入試に合格可能で、私立大の一般入試では、選択肢が広がるレベル	
Cゾーン	C1～C3	私大・短大・専門学校の一般入試に対応可能なレベル	就職筆記試験における平均的評価レベル
Dゾーン	D1	上級学校に進学することはできるが、授業についていけず、苦労する学生が多い	就職試験で必要な最低限のラインはクリアしているが、仕事をする上で支障が出ることが多い
	D2		
	D3		筆記試験が課される企業では不合格になることが多い

◇教科別にみた D3 層の占める割合の推移



■家庭学習をほとんどしないと回答した生徒の割合の推移



※学力定着把握検査Ⅰの実施校（30 校）での調査結果

県高等学校課調査

（２）徳の分野について

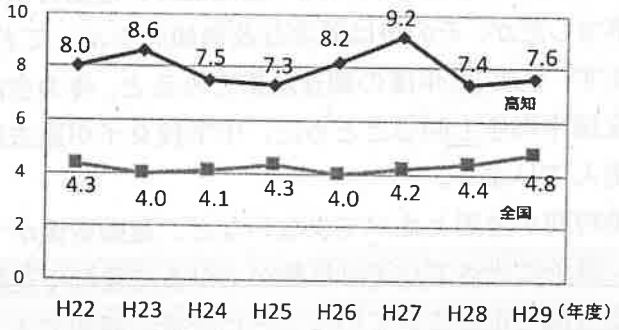
平成 29 年度の生徒指導上の諸課題に係る全国調査の結果をみると、暴力行為と小・中学校の不登校、中途退学は全国平均を上回る状況にあります。特に暴力行為と小・中学校の不登校は、高い割合で発生・出現しており、全国平均を大きく上回っています。

また、いじめについては、認知件数が大きく増加し、全国平均と同程度の割合になっています。このいじめの認知件数の増加は、教職員が積極的にいじめを認知して早期に対応する取組が進んでいることによるものであると考えられます。

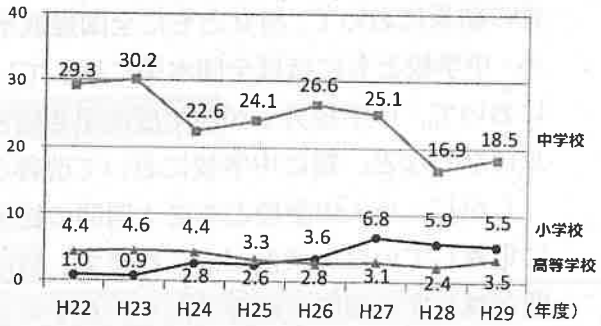
■児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（H22～29 年度）

◇暴力行為　※数値は 1, 000 人あたりの発生件数

小・中・高等学校（国公私立）

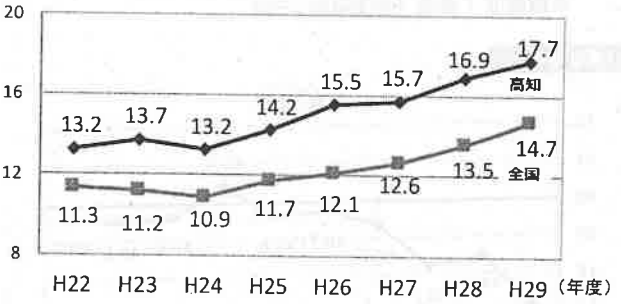


（参考）高知県公立小・中・高等学校（校種別）

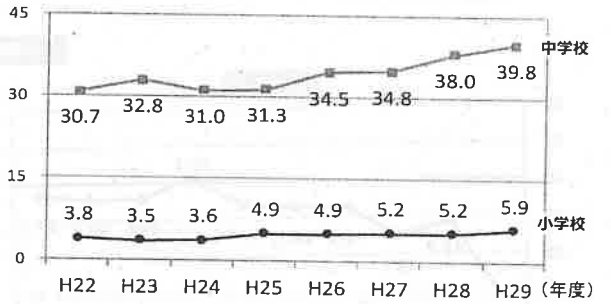


◇不登校　※数値は 1, 000 人あたりの不登校児童生徒数

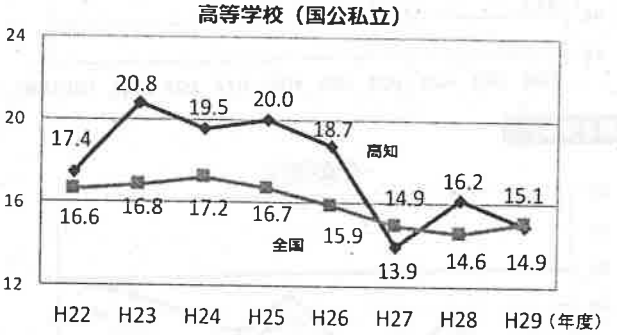
小・中学校（国公私立）



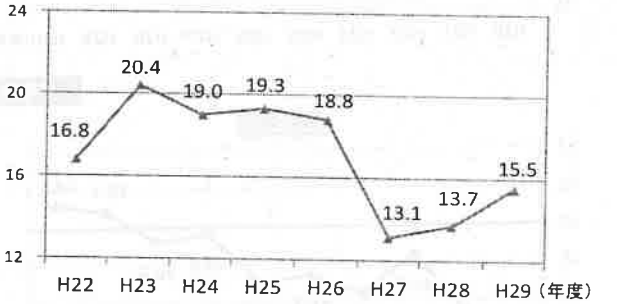
（参考）高知県国公私立小・中学校（校種別）



高等学校（国公私立）

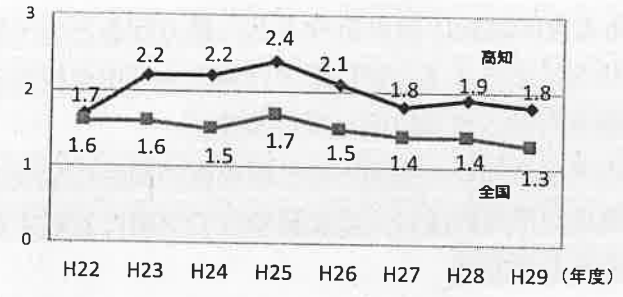


（参考）高知県公立高等学校

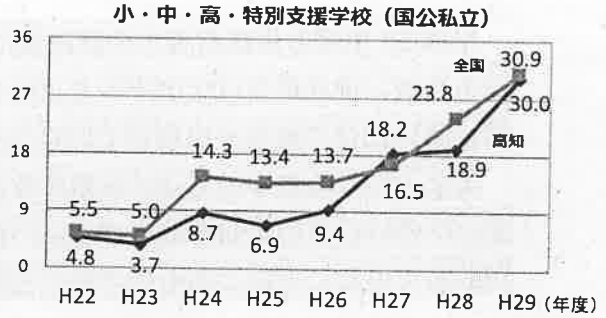


（次ページにつづく）

◇中途退学　※数値は%



◇いじめ　※数値は 1,000 人あたりの認知件数



（3）体の分野について

小・中学校の体力・運動能力については、平成 20 年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果において、男女ともに全国最低水準でしたが、その後は着実な改善傾向を示しており、小・中学校ともにほぼ全国水準に達しています。平成 30 年度の調査結果をみると、体力合計点において、中学校男子が前年度に引き続き全国平均を上回るとともに、中学校女子が過去最高点になるなど、特に中学校において改善が進んでいます。

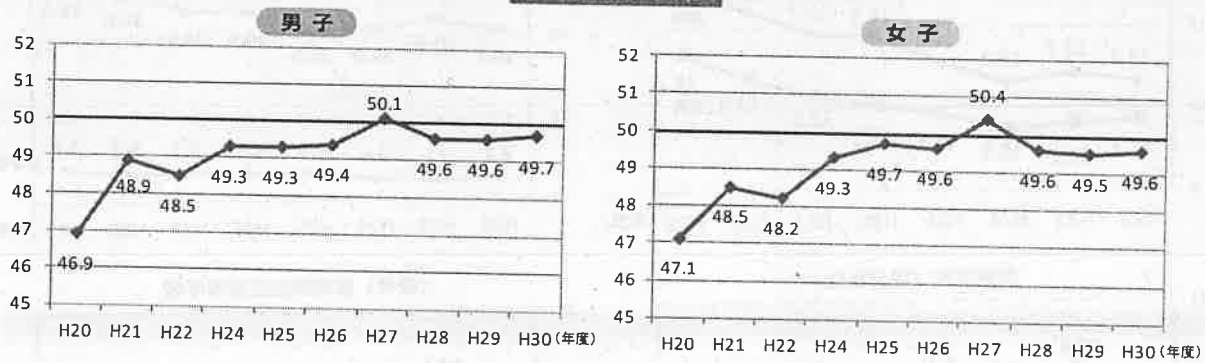
しかし、小・中学校ともに１週間の総運動時間が全国と比べて少ないなど、運動習慣が十分に定着していない状況がみられます。特に、男子に比べて女子は年齢が上がるに連れて運動時間が減少する傾向が顕著であり、女子の運動習慣を定着させていくことは今後の課題です。

■全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（H20～30 年度）

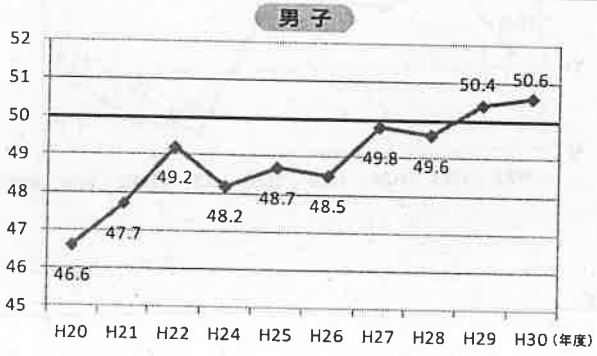
◇体力合計点（８種目の実技の総合点）の推移

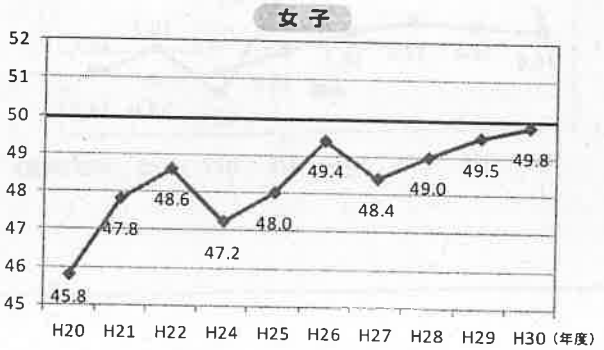
※平成 23 年度は東日本大震災の影響により全国調査は未実施
※数値はＴ得点（全国平均＝50）

小学校（第５学年）



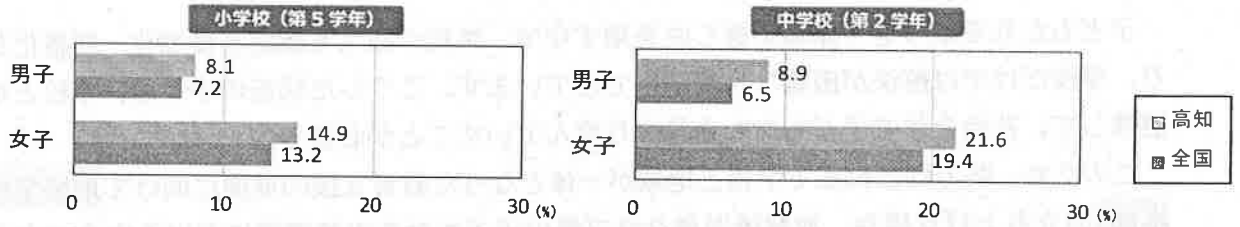
中学校（第２学年）





（次ページにつづく）

◇1 週間の総運動時間が 60 分未満の児童生徒の割合（H30 年度）

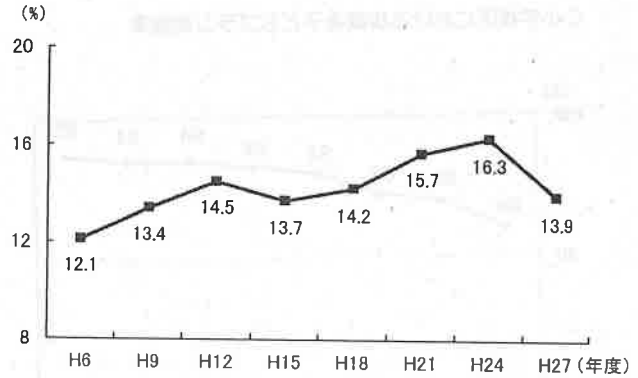


3　子どもたちを取り巻く厳しい環境について

厚生労働省の調査によれば、平成 27 年の日本の子どもの貧困率は 13.9％であり、約７人に１人の子どもが貧困の状態にあるものと考えられます。生活保護被保護率や、就学援助率、ひとり親世帯比率等が全国平均を大きく上回る本県では、家庭が厳しい経済状況にある子どもの割合は更に高いことが推測されます。（※ひとり親家庭の貧困率は子どもがいる現役世帯全体の貧困率の約４倍と厳しい状況にあります。）

こうした家庭の厳しい経済状況や生活環境等を背景として、県内では多くの子どもたちが、学力の未定着やいじめ、不登校、虐待、非行といった困難な状況に直面しています。

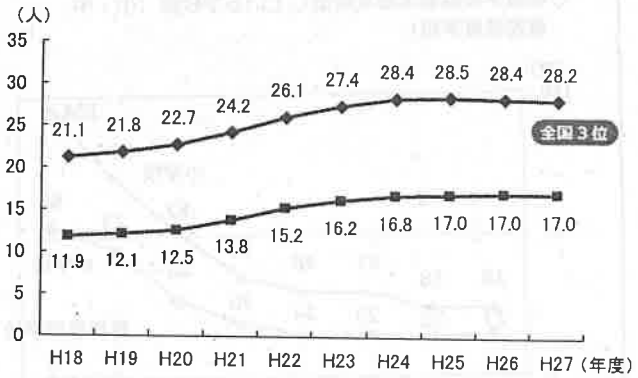
■子どもの貧困率※の推移（全国平均）



※17 歳以下の子供全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない 17 歳以下の子供の割合

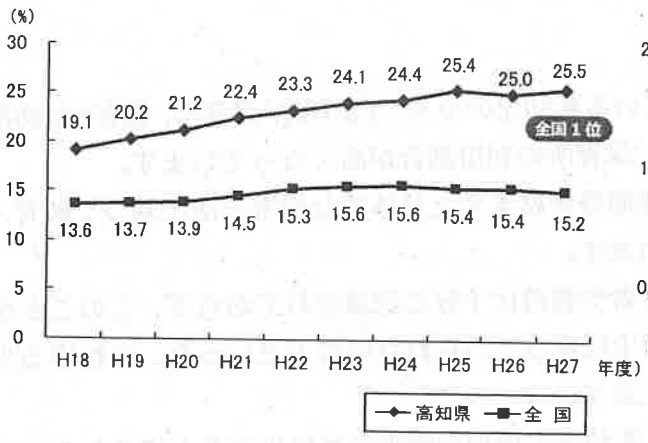
厚生労働省「国民生活基礎調査」

■生活保護被保護実人員（人口千人当たり）の推移



総務省「社会生活統計指標」

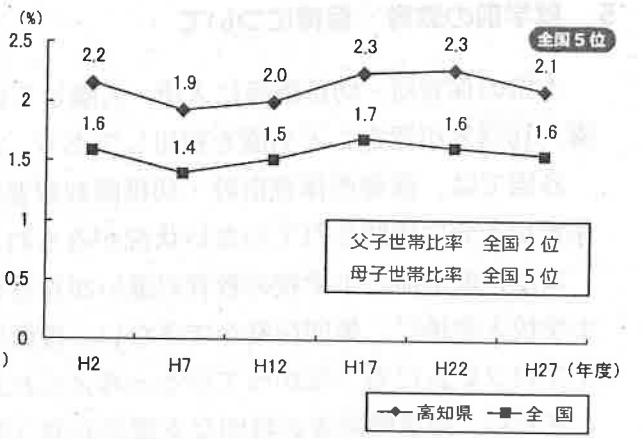
■就学援助率※の推移



※就学援助率＝要保護・準要保護児童生徒数合計／公立小中学校児童生徒総数

文部科学省「就学援助実施状況調査」

■ひとり親世帯比率※の推移



※ひとり親世帯比率 ＝ ひとり親世帯数／総世帯数

総務省「国勢調査」

4　学校と地域との連携について

子どもたちを取り巻く環境が厳しさを増す中で、学校が抱える課題も多様化・複雑化しており、学校だけでは解決が困難な状況が出てきています。こうした状況の中では、学校と地域が連携して、社会全体で子どもたちを見守り育んでいくことが必要です。

このため、県ではこれまで学校と地域が一体となった教育支援の展開に向けて地域学校協働本部※の立ち上げ支援や、放課後児童クラブ等の子どもたちの放課後における安全で安心な居場所づくりに取り組んできました。

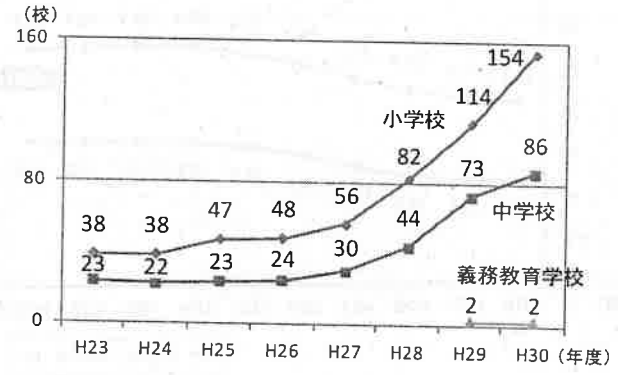
平成30年度は、34市町村に255の学校等（うち小・中・義務教育学校242校、県立高等学校5校）を支援する163の本部が設置され、地域の方々の参画により、学習支援や登下校時の安全指導、環境整備等の教育支援が充実してきているとともに、このうち30市町村36本部58校において、厳しい環境にある子どもたちの地域による見守り体制を強化した高知県版地域学校協働本部へと発展させる取組が行われています。

また、平成30年度に小学校の95％に設置された「放課後子ども教室」「放課後児童クラブ」などの安全・安心な居場所で、さまざまな体験・交流・学習活動が行われています。

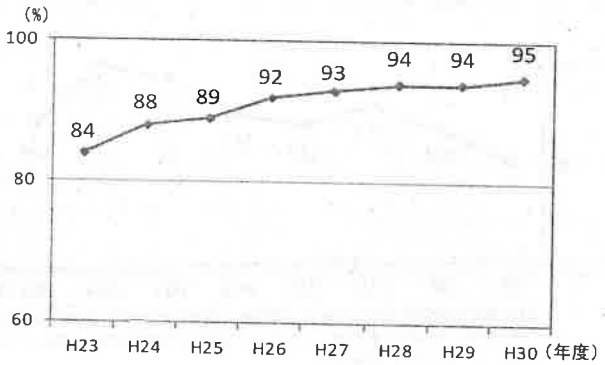
※国の事業名称変更に伴い、「学校支援地域本部」から「地域学校協働本部」に名称を変更することとしています。

■地域学校協働本部設置学校数及び放課後子どもプラン実施率

◇地域学校協働本部を設置している学校数（小・中・義務教育学校）



◇小学校区における放課後子どもプラン実施率



県生涯学習課調査

5　就学前の教育・保育について

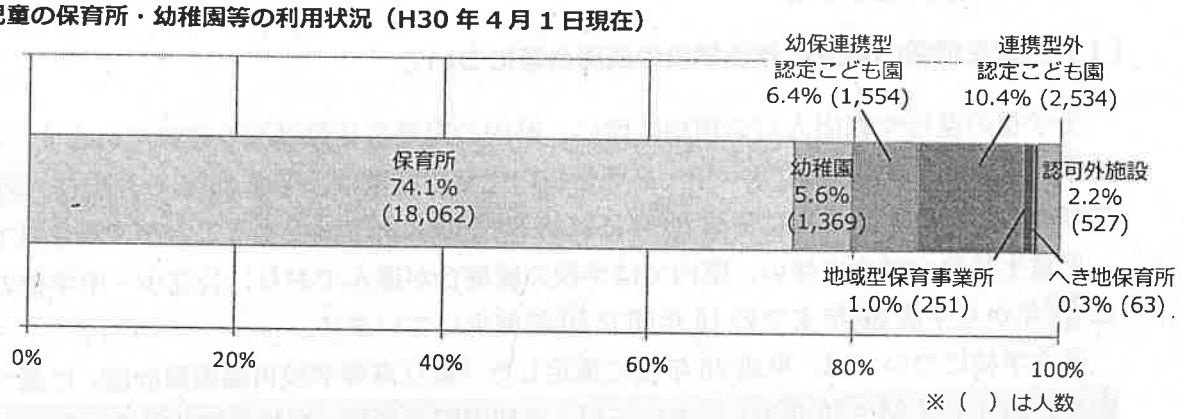
本県の保育所・幼稚園等に入所・入園している乳幼児のうち、74.1％が保育所、5.6％が幼稚園、16.8％が認定こども園を利用しており、保育所の利用割合が高くなっています。

各園では、保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた具体的な指導方法に基づく教育・保育が十分に実践されていない状況がみられます。

また、就学前と小学校の教育の違いが保育者や教員に十分に認識されておらず、このことが小学校入学後に、集団行動ができない、授業中に座っていられないなどといった、いわゆる小1プロブレムにもつながっていると考えられます。

さらに、発達障害等の特別な支援が必要な乳幼児の増加や障害の多様化が進んできたことで、保育者には、より専門的な指導・支援方法の習得が求められるようになってきています。

■児童の保育所・幼稚園等の利用状況（H30 年４月１日現在）



※（ ）は人数

特定教育・保育施設等運営状況調査、学校基本調査

6　南海トラフ地震対策について

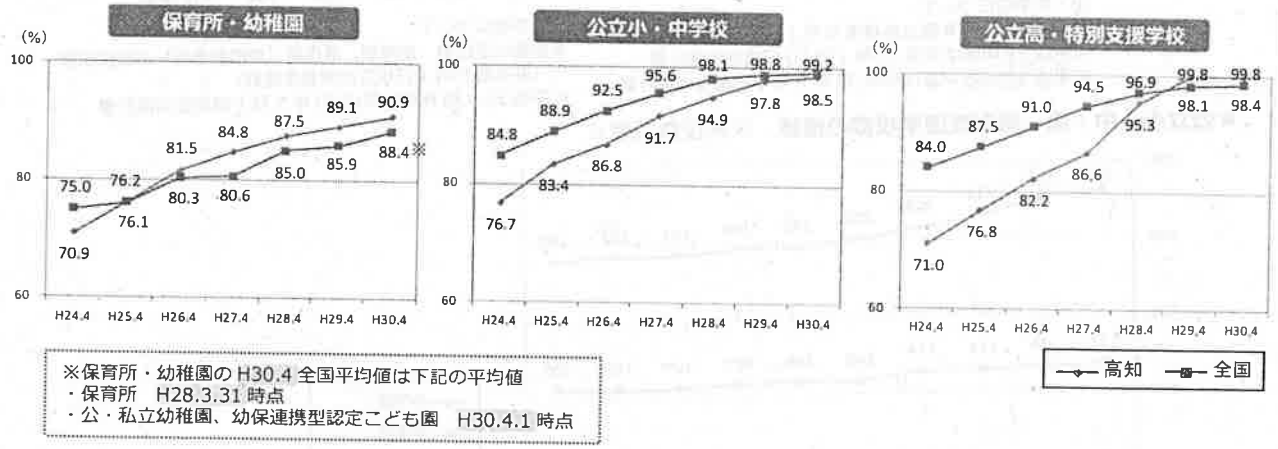
近い将来、高い確率で発生することが予想されている南海トラフ地震に備えて、県では学校施設等の耐震化などハード面の対策と、防災教育の充実などソフト面の対策を積極的に推進してきました。

県立学校施設の構造体の耐震化については、学校再編に合わせて改修する１棟を除き、平成28年度に完了したところですが、引き続き県立学校では、地震発生時に倒壊する恐れのあるブロック塀等の改修や、地震その他の災害時に地域住民の避難所となる体育館の非構造部材の耐震対策に取り組んでいます。また、県の進めるこれらの対策の内容について市町村への情報提供を行い、市町村立学校でも必要な対策が講じられるよう働きかけていきます。

なお、構造体の平成29年度末での耐震化率は、市町村立学校が98.5%、保育所・幼稚園が90.9%となっています。

県が作成した「高知県安全教育プログラム」に基づく防災教育の実施率は着実に向上し、平成28年度以降、県が独自に小・中学校で目標設定した年間５時間以上の防災の授業を全学年で実施している学校の割合は、小・中学校ともに100.0%、高等学校で目標設定した年間３時間以上についても100.0%となっています。

■学校施設等の耐震化率



※保育所・幼稚園の H30.4 全国平均値は下記の平均値
・保育所　H28.3.31 時点
・公・私立幼稚園、幼保連携型認定こども園　H30.4.1 時点

県学校安全対策課調査

7　学校・教職員について

（1）児童生徒数の減少に伴う学校の統廃合等について

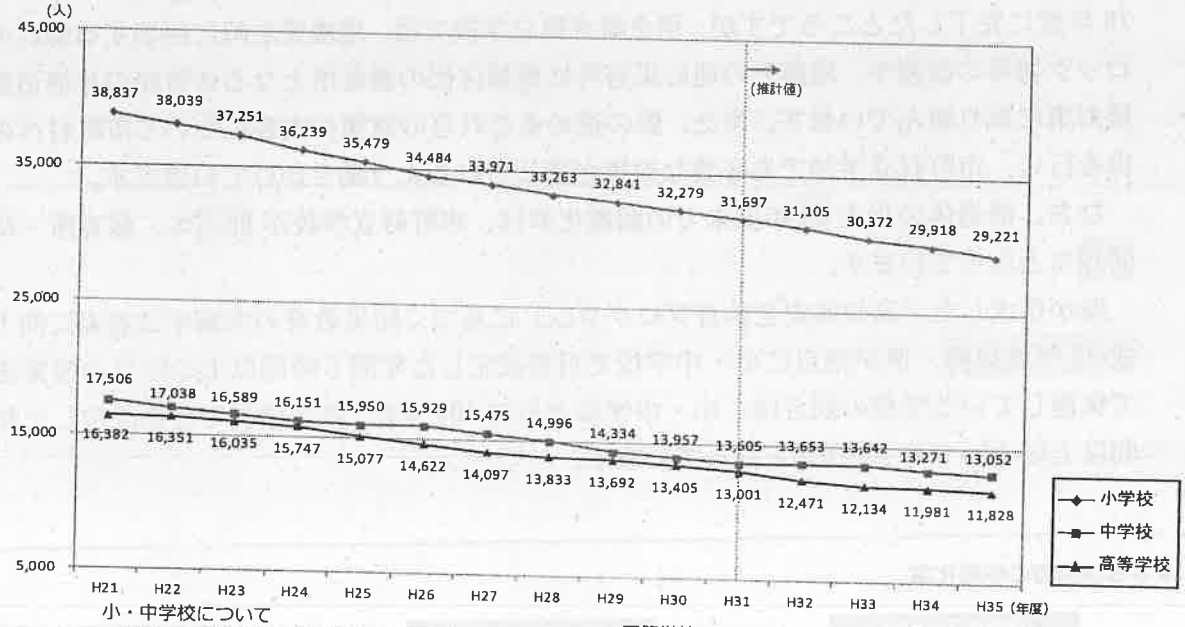
少子化の進行や転出人口の増加に伴い、県内の児童生徒数は減り続けています。平成21年に72,725人であった公立小・中・高等学校の児童生徒数は、平成30年5月現在、59,641人まで減少しています。さらに平成35年には約54,100人まで減少することが予測されています。

児童生徒数の減少に伴い、県内では学校の統廃合が進んでおり、公立小・中学校の数は、平成21年から平成30年までの10年間で50校減少しています。

県立学校については、平成26年度に策定した「県立高等学校再編振興計画」に基づき、前期実施計画（平成26～30年度）においては、高知国際中学校・高等学校、須崎総合高等学校の開校、後期実施計画（平成31～35年度）においては高等学校2校の統合や中山間地域の学校の振興策を推進しています。

児童生徒数が更に減少していく中で、それぞれの地域の実情も踏まえながら、各学校の教育の質の維持・向上を図るために、小規模校が抱える課題を克服していくことなどが必要となっています。

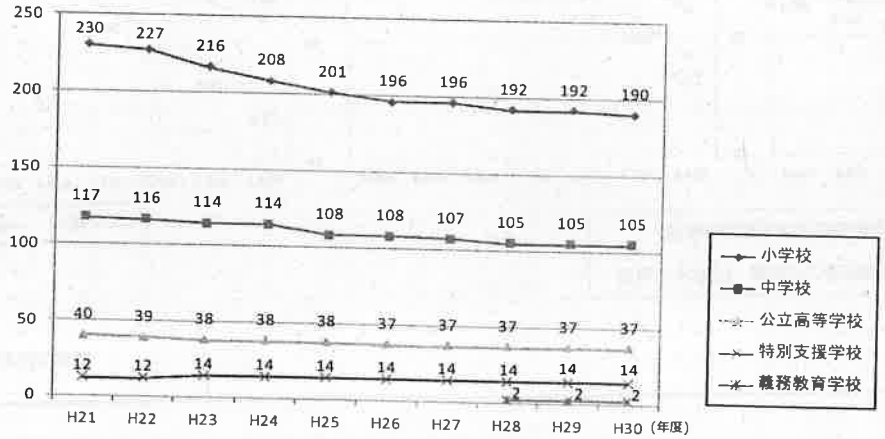
■公立小・中・高等学校の児童生徒数の推移



小・中学校について
※平成21～30年度は各年度5月1日現在の児童生徒数
※平成31年度は平成31年1月10日現在の推計値
※平成32～35年度は平成30年5月1日現在の推計値

高等学校について
※数値は全日制、定時制、通信制（併修制含む）の総生徒数
（各年度5月1日現在の児童生徒数）
※平成31～35年度は平成30年5月1日現在の推計値

■公立小・中・高・特別支援学校数の推移　※休校数は除く



県小中学校課・高等学校課調査

（2）教職員の大量退職・大量採用について

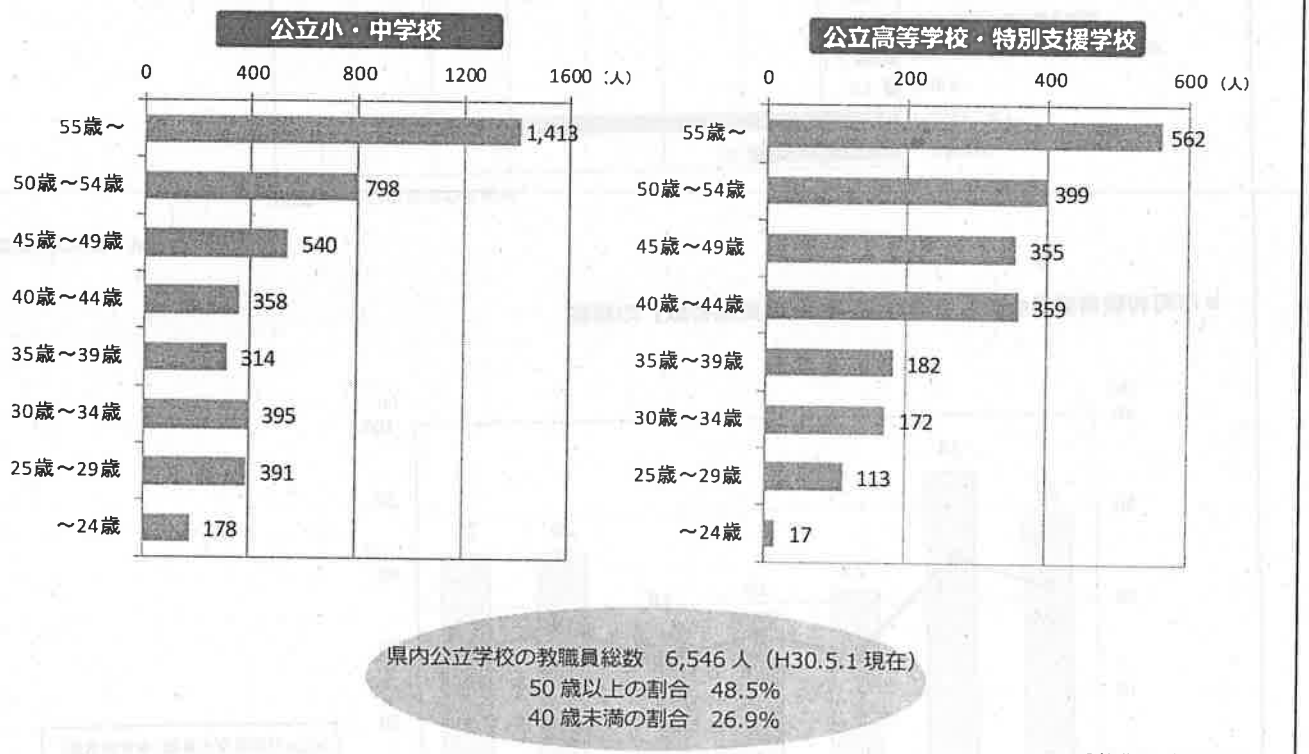
平成30年5月現在、県内の公立学校の教職員数は6,546人となっており、そのうち、50歳以上の占める割合は約49％で、40歳未満は約27％という偏った年齢構成になっています。

小・中学校は平成27年度から退職者が大幅に増加し、平成30年度から平成36年度までは、平成33年度をピークに毎年200人前後が退職する見込みとなっています。また、高等学校・特別支援学校においては、平成33年度から平成37年度までの間は毎年100人前後が退職する見込みです。

このように、本県は教職員の大量退職・大量採用時代を迎えており、大量採用によって急増していく若手教員の資質・指導力の向上が急務となっています。

■県内公立学校の教職員数※

※校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、補導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭（実習助手、寄宿舎指導員、充て指導主事、再任用職員含む）



県教職員・福利課調査

8　生涯学習について

本県の生涯学習の状況について、平成28年度高知県県民世論調査の回答結果をみると、最近1年間で行った生涯学習の内容について、「健康・スポーツ（健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳など）」が最も多く(24.2%)、「趣味的なもの（音楽、美術、華道、舞踊、書道、レクリエーション活動など）」(19.8%)、「職業上必要な知識・技能（仕事に関係のある知識の習得や資格の取得など）」が16.9%と続いていますが、「生涯学習をしたことがない」が33.6%と多くの割合を占めています。

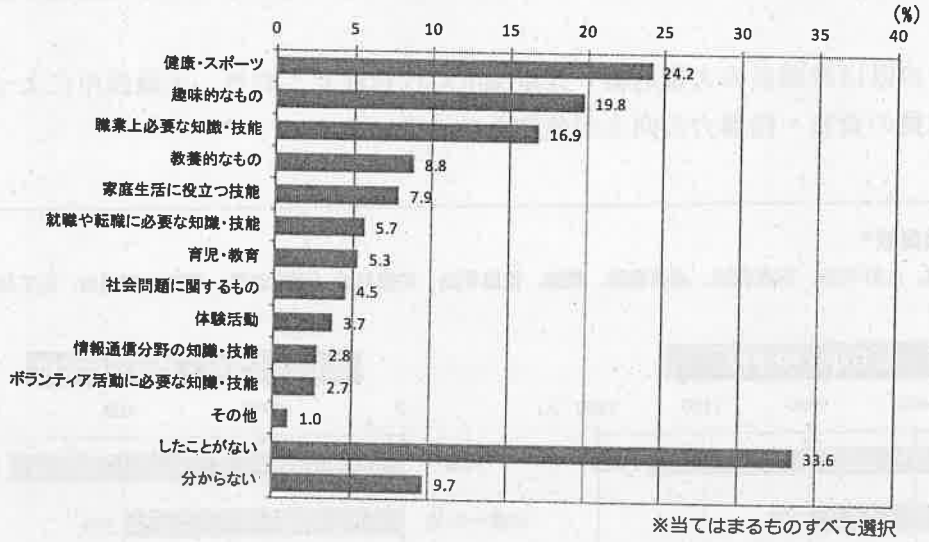
生涯学習の振興を図るためには、それぞれの市町村、地域の団体、生涯学習機関等が活性化

し、県民に充実した学びの機会を提供していくことが求められます。

また、少子化や高齢化、核家族化等を背景として、本県の社会教育活動を支える人材や団体の基盤が弱ってきており、社会教育の推進を中心的に担う社会教育主事や公民館主事の数の充実が必要です。

■生涯学習に関する県民の意識

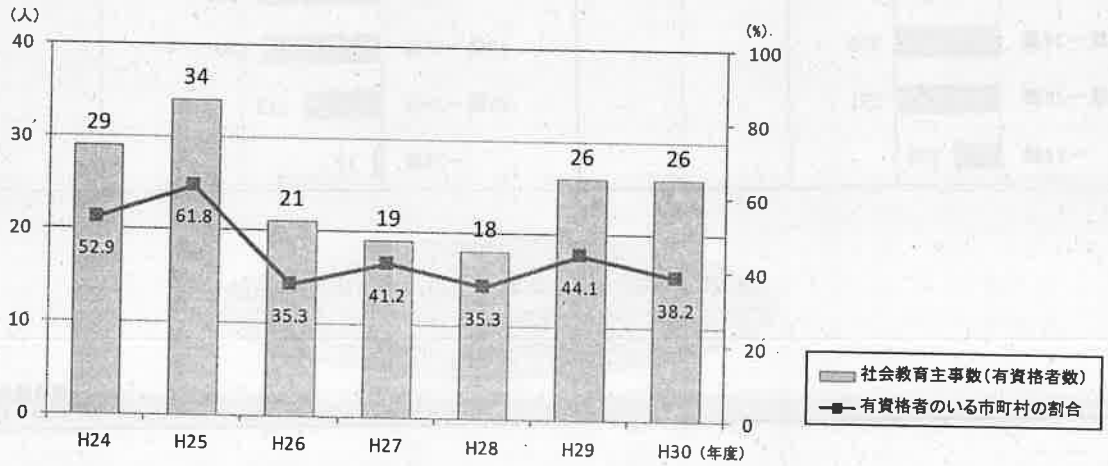
◇1年間で行った生涯学習の内容



※当てはまるものすべて選択

高知県「平成28年度県民世論調査」

■市町村教育委員会の社会教育主事数（有資格者数）の推移



県生涯学習課調査

<参考：国の教育改革の動き>

国においては、日本の教育が直面するさまざまな課題に対処するとともに、これからの社会の変化を見据えた新たな教育を構築するために、平成 25 年１月に設置した教育再生実行会議からの九次にわたる提言等を踏まえ、教育改革の取組を推進しています。

（主な教育改革の取組）

○道徳の教科化

平成 27 年３月に道徳に係る学習指導要領が一部改訂され、小学校では平成 30 年度、中学校では平成 31 年度から、「考え、議論する」道徳科への質的転換を目指した「特別の教科 道徳」（道徳科）が実施されることとなっています。

○いじめ防止対策の推進

平成 25 年６月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、平成 25 年 10 月には「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定されました。

法施行後もいじめが関係しているとみられる子供の自殺が起きており、引き続き各学校現場の意識改革、取組の徹底が課題とされています。

国は、いじめを積極的に認知するよう通知等で指導助言しており、いじめの認知件数は増加しています（平成 27 年度 225,132 件、前年度より 37,060 件増加）。今後も積極的な認知を更に進め、法に基づく学校の基本方針や組織が実効的に機能するよう、取組状況の把握、検証を進めることとしています。

○教育委員会制度改革

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、首長との連携強化を図るとともに、地方教育行政における責任の明確化等の見直しを図る観点から、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成 27 年４月に施行されました。

教育長と教育委員長を一本化した新教育長の設置により、第一義的な責任者が教育長であることが明確化されました。また、全ての地方公共団体に、首長が主宰し、首長と教育委員をメンバーとする「総合教育会議」が設置され、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能となりました。

○高大接続改革

平成 27 年１月に「高大接続改革実行プラン」が策定され、大学入学希望者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価するための大学入学者選抜の見直しなど、知識の暗記・再生に偏りがちで、「真の学力」が十分に育成・評価されていない傾向にある現状の高校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的な改革に向けた体系的かつ集中的な取組を進めていくこととしています。

○小中一貫教育の制度化

小学校と中学校の９年間の義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を制度化する改正学校教育法が平成 28 年４月から施行されました。

義務教育学校は地域の実情に応じ、学年の区切りを「４・３・２」「５・４」など、柔軟に変更できることとなります。従来の「６・３」制は、中学校に進学した際にいじめや不登校が増加する「中１ギャップ」や、子供の発達の早期化で、現状の学年の区切りでは対応できていない点などが課題に挙げられていました。

これらの課題解決や、学力の向上などのために、一部の自治体が既に小中一貫教育を実施しており、制度化により一貫教育の浸透を図ることとしています。

○次期学習指導要領の告示

次期学習指導要領が告示され、幼稚園教育要領は平成 30 年度から、小学校学習指導要領は平成 32 年度から、中学校学習指導要領は平成 33 年度から全面実施されます。

次期学習指導要領においては、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」が重視され、各教科等における教育内容の改善が図られているほか、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」を実現することや、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」を確立することなどが求められています。

第３章　基本理念と基本目標

１　基本理念　～目指すべき人間像～

（１）学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち

グローバル化や情報化、少子・高齢化が急速に進むなど、社会・経済が激しく変化する時代に生まれた子どもたちが、これからの時代を自らの力で力強く生き抜き、自らの夢に向かって羽ばたけるようにするためには、知･徳･体の調和のとれた生きる力を育んでいくことが必要です。

＜知・徳・体の育成すべき力＞

◆知：基礎的・基本的な知識・技能やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、生涯にわたって学び続ける意欲

◆徳：社会の中で多様な人々と互いに尊重し合い、協働し、社会に参画しながら人としてよりよく生きていくための基礎となる、他者への思いやりや規範意識、公共の精神などの豊かな人間性・道徳性

◆体：生涯にわたってたくましく生き抜いていくための基礎となる、体力や健康的な生活習慣

こうした知･徳･体の調和がとれた、自らの人生を切り拓き主体的に生きる力を、家庭の保護者や地域、学校、市町村教育委員会、県教育委員会などが、それぞれの役割や責任を意識しながら力を合わせ、社会全体で子どもたちに身に付けさせていかなければなりません。

このため、１つ目の基本理念を**「学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち」**の育成とします。

（２）郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材

我が国では、先の見えない変化の激しい時代の中で、課題に挑戦し、未来を切り拓く人材が求められています。

特に少子・高齢化が著しい本県が今後も活力を維持・向上していくためには、郷土への愛着と誇りを大切にしながら、グローバルな視点を持ち、高い志を掲げ、産業・経済や地域福祉、さらには、文化、コミュニティなど多くの分野で地域の将来を担う人材が求められています。

このため、**「郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材」**の育成を２つ目の基本理念とします。

2　基本目標

基本理念の実現に向けた第４章の「取組の方向性と施策の基本方向」に基づく取組の基本目標として、下記の数値目標を設定し、ＰＤＣＡサイクルに基づく進捗管理を徹底します。

（１）　知の分野の基本目標

①小・中学校

●小学校の学力は全国上位を維持し、更に上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる

※H30 年度全国学力・学習状況調査結果（数値は全国平均正答率との差）

小学校：国語Ａ　－0.7　　国語Ｂ　＋0.2　　算数Ａ　＋1.3　　算数Ｂ　＋1.2

中学校：国語Ａ　－0.8　　国語Ｂ　－1.5　　数学Ａ　－2.0　　数学Ｂ　－3.7

②高等学校

●高校３年生の４月の学力定着把握検査におけるＤ３層の生徒の割合を 15％以下に引き下げる

※H30 年度学力定着把握検査結果（高校３年生４月）：27.0％

（県立高等学校のうち進学に重点を置く学校を除いた 30 校の平均）

●高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を３％以下にする

※H29 年度卒業生に占める進路未定者の割合：5.4％

（２）　徳の分野の基本目標

●生徒指導上の諸課題（不登校、暴力行為、中途退学）の状況を全国平均まで改善する

※平成 29 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

・暴力行為発生件数　千人あたり発生件数：7.6 件（全国 4.8 件）

・不登校児童生徒数　千人あたり不登校数：小中 17.7 件（全国 14.7 件）

：高校 14.9 件（全国 15.1 件）

・中途退学率：1.8％（全国 1.3％）

●全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）意識調査結果で、全国平均を３ポイント以上上回る

※H30 年度全国学力・学習状況調査結果（各質問に対し肯定的な回答をした児童生徒の割合。（　）は全国平均との差）

「自分には、よいところがあると思う」

小学校：85.8（＋1.8）　　中学校：78.6（－0.2）

「将来の夢や目標を持っている」

小学校：86.5（＋1.4）　　中学校：75.3（＋2.9）

「学校のきまりを守っている」

小学校：88.3（－1.2）　　中学校：95.0（－0.1）

「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」

小学校：98.4（＋1.6）　　中学校：96.4（＋0.9）

「人の役に立つ人間になりたいと思う」

小学校：96.3（＋1.1）　　中学校：95.1（＋0.2）

「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」

小学校：53.6（＋3.7）　　中学校：46.3（＋7.6）

（３） 体の分野の基本目標

●小学校の体力・運動能力は全国上位に、中学校の体力・運動能力は全国平均以上に引き上げる

※平成 30 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（数値はＴ得点（全国平均＝50））

小学校：男子 49.7　　女子 49.6

中学校：男子 50.6　　女子 49.8

第４章　取組の方向性と施策の基本方向

５つの取組の方向性
（１）チーム学校の構築
（２）厳しい環境にある子どもたちへの支援
（３）地域との連携・協働
（４）就学前教育の充実
（５）生涯学び続ける環境づくり

１　取組の方向性

第３章の基本理念や基本目標を実現していくためには、家庭や地域、学校、教育行政など、教育等に携わる全ての人や組織が、それぞれの役割や責任を認識した上で、力を合わせて子どもたちを育成していくことが必要です。

このため、教育等に携わる全ての人に日常的に意識していただくための取組の方向性として、下記の５つを定めます。

（１）チーム学校の構築

社会・経済が大きく変化し、学校を取り巻く課題も多様化・複雑化している中で、本県の子どもたちの知･徳･体を向上させていくためには、

・学校組織が少数の管理職と多数の教職員で構成されているため、課題への対応が個々の教職員により対症療法的に行われることが多く、組織としての取組が弱いこと
・日々の授業や生徒指導が個々の教員に任されており、教員同士が連携した授業力の向上や生徒指導の充実に向けた取組が十分でないこと
・学校の課題が多様化・複雑化する中で、教員の専門性だけでは対応に限界があること
・学校や教員に求められる役割が増加する中で、教員の多忙化により児童生徒と向き合う時間の確保に支障が生じていること

などの学校が抱える課題の解決に向けた取組を推進していくことが必要です。

こうした課題の解決に向けた取組として、学校の組織力を高めながら、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用して、学校の目標の実現や課題の解決を図る、**「チーム学校の構築」**を推進していきます。

また、県教育委員会や市町村教育委員会などの教育行政は、県全域や地域の教育の課題を踏まえ、「チーム学校の構築」をはじめとする課題解決のための対策をきちんと学校や教員に示し、効果的・効率的に対策が実施されるよう学校や教員を支えていくことが必要です。

（２）厳しい環境にある子どもたちへの支援

我が国において大きな社会問題となっている子どもの貧困は、本県においては更に深刻であり、こうしたことを背景に、多くの子どもたちが虐待や学力の未定着、不登校といった困難な状況に直面しています。

このため、就学前には保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットホームとして小学校から高等学校までの各段階に応じて切れ目のない対策を講じるなど、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指して、**「厳しい環境にある子どもたちへの支援」**を徹底します。

（３）地域との連携・協働

従来、子どもたちの成長を支えていた家庭や地域の教育力は、核家族化や地域コミュニティの希薄化などに伴い低下しています。

他方で、子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、特に、家庭の貧困など厳しい環境にある子どもたちへの支援については、学校にプラットホームとしての役割が期待されているものの、学校だけでの対応には限界があります。このため、地域の方々にも子どもたちのことを知ってもらい、子どもたちも地域の方々を知っているという関係をつくりながら、地域と学校とが力を合わせて子どもたちを支え、育んでいただくことがますます求められてきています。

こうしたことから、学校と地域との連携を後押しするために、家庭・地域・学校が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる仕組みである地域学校協働本部の設置促進や活動の充実など、学校と**「地域との連携・協働」**を積極的に進めます。

（４）就学前教育の充実

子どもたちの知・徳・体の調和のとれた健全な成長のためには、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期に、質の高い教育・保育を受けることが重要です。

このため、専門的で高度な知見に基づいた質の高い教育・保育の実践や、小学校以降の教育への接続を意識した取組の充実・強化など、**「就学前教育の充実」**を図ります。

（５）生涯学び続ける環境づくり

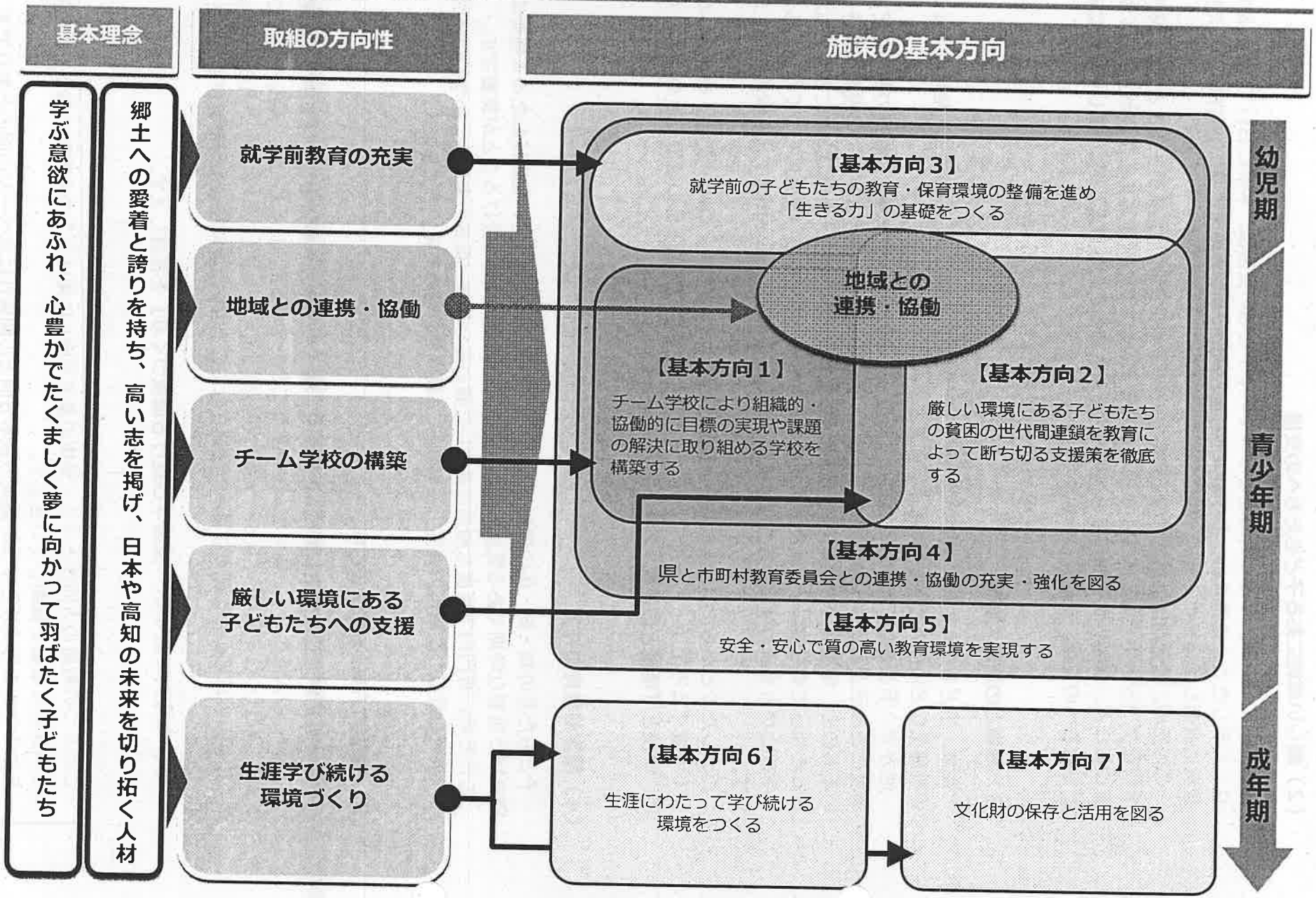
社会・経済が急速に変化していくとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境や、スポーツ等に親しめる環境を整備していくことが重要です。また、個人の学びの成果がさまざまな場面で発揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされます。

こうした方向に沿って、**「生涯学び続ける環境づくり」**を推進します。

この５つの取組の方向性と「２　施策の基本方向」に掲げる７つの施策の基本方向に基づき具体的な取組を展開していきます。

５つの取組の方向性と７つの施策の基本方向との関係性は次ページの図のとおりです。

基本理念（目指すべき人間像）の実現に向けた取組の方向性・施策の基本方向【体系図】



2　施策の基本方向

基本方向１	チーム学校により組織的･協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
基本方向２	厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する
基本方向３	就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる
基本方向４	県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る
基本方向５	安全・安心で質の高い教育環境を実現する
基本方向６	生涯にわたって学び続ける環境をつくる
基本方向７	文化財の保存と活用を図る

（１）チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する

学校が対応しなければならない課題は、複雑化・困難化している上に、子どもの貧困の問題や新たな教育課題への対応など、ますます重くなっています。

また、教員の大量退職・大量採用の時期を迎え、ベテランの教員が少なくなり、経験の浅い若手教員の比率が急激に高まっていきます。

これに対し、学校の現状は、

・課題に対する対応が、個々の教員により対症療法的に行われることが多く、組織的・体系的に行われることが少ない
・日々の授業や生徒指導が個々の教員に任されており、経験の浅い若手教員を学校の中で育てる仕組みづくりが十分でない
・課題の中には、教員の専門性だけでは対応が困難なことも増えている
・教員が授業以外に生徒指導、部活動など多くの業務を行っており、負担感・多忙感を感じているとともに、教員の中核的な業務である授業を改善するための授業研究や授業準備、個別指導のための時間など、子どもに向き合う時間の確保に支障が出ている

といったことが絡み合い、課題に十分な対応ができていません。

こうした現状を改善するためには、学校の組織力を高めながら、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、外部の専門家や地域の人材も活用して学校の目標の実現や課題の解決を図る「チーム学校」の取組を進めていくことが必要です。

こうした「チーム学校」の取組の推進にあたっては、学校と地域との連携・協働の体制を構築し、学校と地域が力を合わせて取り組んでいかなければなりません。

具体的には、

①学校の組織マネジメント力を強化し全教職員が学校の目標や課題を共有しながら方向性を合わせた取組を推進するために、学校経営計画の充実とその実現に向け校長がリーダーシップを発揮できる体制の整備

②組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るための学校内の仕組みづくり（特に、急増する若手教員を育てることを重視）

③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員など外部・専門人材の活用

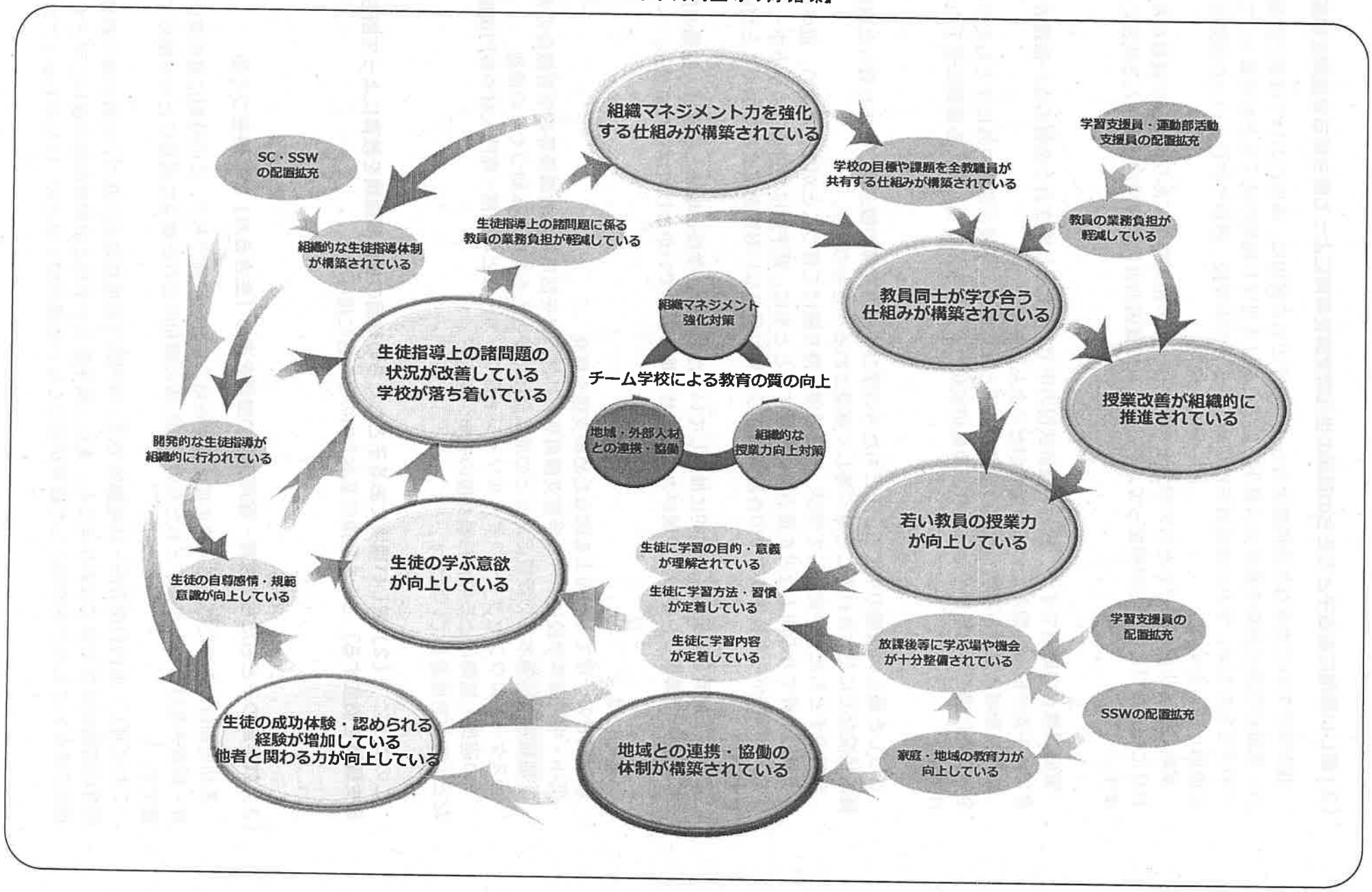
④地域学校協働本部の活動などを通しての地域との連携・協働

などの取組を推進していきます。このようなチーム学校の取組を推進することで、教員がより授業に専念できる環境も整えていきます。

こうしたチーム学校の取組を県内全域で推進していくため、「**（１）チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する**」ことを施策の基本方向の１つ目とします。

このチーム学校で目指す学力向上等に向けた好循環のイメージを次ページに図で示します。

【チーム学校による学力向上等の好循環】



（２）厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

我が国において大きな社会問題となっている子どもの貧困は、本県においては更に深刻であり、家庭の生活の困窮や教育力の低下、地域における見守り機能の低下などを背景として、多くの子どもたちが、学力の未定着をはじめ、いじめや不登校、虐待や非行といった困難な状況に直面しています。

家庭の経済状況と子どもたちの学力との間には一定の相関関係があり、学びや就職が希望どおりにならないことなどが相まって、子どもたちの貧困の世代間連鎖が危惧される状況にあります。

家庭は教育の原点ですが、厳しい経済状況の中で、子どもに向き合う余裕のない保護者や子育てに不安や悩みを抱えている保護者がたくさんいます。

また、地域における互助・共助の意識が希薄となる中で、学校と家庭以外に子どもたちが安全・安心に過ごせる場が少なくなり、地域が家庭や子どもを見守り、支える機能の低下もみられます。

こうした厳しい環境の中でも、子どもたちの学びや能力発揮の機会は、生まれ育った家庭の経済状況などに左右されることなく等しく享受されるべきものです。

全ての子どもたちが安心して学び、夢と希望を持ち続けて育つことができるよう、就学前は保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットホームとして、小学校から高等学校までの各段階に応じて切れ目のない対策を推進していくことが必要です。

こうした対策を効果的・効率的に推進していくためには、学校と地域との連携・協働の体制を県内全域で構築し、学校と地域が力を合わせて取り組んでいかなければなりません。

具体的には、

①保護者の子育て力の向上を図るための支援や啓発

②小・中・高等学校における学習支援員等の外部人材を活用した放課後等の学習機会の充実

③地域学校協働本部の設置促進などの地域全体で子どもを見守る体制づくりの推進

④スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部・専門人材や専門機関との連携・協働による教育相談支援の充実・強化

などの取組を推進していきます。

このように、「**（２）厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する**」ことを施策の基本方向の２つ目に掲げます。

（３）就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に質の高い教育・保育を受けることが、子どもたちの知･徳･体の調和のとれた健全な成長にとって極めて重要です。

これに対し、県内の保育所・幼稚園等では、専門的で高度な知見に基づいた質の高い教育・保育の実践がまだ十分ではありません。また、就学前と小学校との教育内容の違いに子どもが適応できないことなどを原因として授業が成立しない状態が続くなどの、いわゆる小１プロブ

レムも発生しています。
こうした課題に対応するため、
①保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った具体的な指導方法の確立と普及
②保育所・幼稚園等における組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化
③保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の向上
④接続期カリキュラムの策定・実践などの保幼小の円滑な接続の推進
などの取組を推進していきます。

このように、「**（3）就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる**」ことを施策の基本方向の３つ目に掲げます。

（4）県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る

施策の基本方向に基づく義務教育分野などの取組を効果的・効率的に推進していくためには、高等学校や特別支援学校の教育を担い、義務教育については県内全域の教育水準の維持・向上を役割とする県教育委員会と、小・中学校の設置・運営や就学前教育・保育の体制整備を行う市町村・市町村教育委員会が方向性を合わせ、お互いに連携・協働しながら、それぞれの役割や責任をしっかりと果たしていくことが重要となります。

このため、「**（4）県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る**」ことを施策の基本方向の４つ目に掲げます。

（5）安全・安心で質の高い教育環境を実現する

本県の就学前から高等学校までの教育を下支えする教育環境には、次のような課題があります。
①本県は、今後 30 年以内に 70％程度という高い確率で発生することが予想されている南海トラフ地震により甚大な被害がもたらされることが懸念されており、教育分野においては子どもたちの命や学習環境を守り抜くための対策が求められています。
②本県では、今後、中山間地域を中心に小・中・高等学校における児童生徒数の更なる減少が進んでいくことが見込まれます。また、病弱の特別支援学校における児童生徒の教育的ニーズが多様化しています。
③就学前から高等学校卒業まで、一人一人の子どもの成長をしっかりと見据え、発達段階に応じて必要な力を確実に育成していくため、各校種間で学習内容の連続性を確保するとともに、生活面の円滑な接続を図ることが求められています。
④社会・経済の情報化が急速に進展する中で、学校には、社会に出た時に最低限必要な情報活用能力を児童生徒に身に付けさせることが求められています。また、ＩＣＴを活用して、教育活動の質的向上を図ることや、校務の効率化等により、児童生徒に向き合う時間を確保することにも取り組んでいく必要があります。

こうした課題に対応するため、
①南海トラフ地震等の災害に備えた学校施設等の耐震化の促進や防災教育の推進
②教育環境の維持・向上を図る視点に立った県立高等学校・特別支援学校の再編振興

③就学前から高等学校までの校種間の連携・協働の推進
④教員のＩＣＴ活用能力の向上や県立学校における校務支援システムの整備など教育の情報化の推進
などの取組を推進していきます。

このように、「**（５）安全・安心で質の高い教育環境を実現する**」ことを施策の基本方向の５つ目に掲げます。

（６）生涯にわたって学び続ける環境をつくる

社会・経済が急速に変化していくとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境を整備していくことが重要です。また、個人の学びの成果がさまざまな場面で発揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされます。

しかしながら、近年、少子・高齢化や過疎化、核家族化等を背景として、本県の社会教育活動を支える人材や団体の基盤は弱ってきています。また、社会・経済の変化による県民の新たなニーズに対応できる多様な学びの場の充実が求められています。

こうした課題を解決するため、
①社会教育関係者の専門的な資質・能力の向上を目指した研修など時代に即した形での生涯学習の推進体制の再構築
②新図書館等複合施設におけるサービスの充実・強化
などの取組を推進していきます。

このように、「**（６）生涯にわたって学び続ける環境をつくる**」ことを施策の基本方向の６つ目に掲げます。

（７）文化財の保存と活用を図る

本県には、国指定重要文化財である高知城をはじめ、遍路道や土佐和紙など有形・無形の文化財が数多くあり、これらの価値を維持し、後世に伝えていくことが現代を生きる我々の使命です。

このように、「**（７）文化財の保存と活用を図る**」ことを施策の基本方向の７つ目に掲げます。

この基本計画では、第３章で示した基本理念の実現や基本目標の達成に向けて、５つの取組の方向性と７つの施策の基本方向に基づき具体的な取組を展開していくこととし、基本方向ごとの施策や具体的な事業、これらの取組状況を点検・検証するための施策群ごとの指標を第５章に、施策ごとの具体的な事業実施計画を第６章に、それぞれ整理しました。

第５章　基本方向ごとの施策

＜各対策の指標について＞

・「現状」には、平成31年２月末時点において入手できる最新のデータを掲載しています。

・義務教育学校のデータについては、原則として、前期課程に関するものは小学校に、後期課程に関するものは中学校に包含して記載しています。

基本方向1　チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する

全ての学校において、個々の教員の力量のみに頼るのではなく、校長のリーダーシップのもとで組織マネジメントが効果的・効率的に推進される組織体制を確立します。その上で、授業力の向上や生徒指導の充実等を目指し教員同士が主体的に学び合うとともに、外部の専門家や地域の人材の力を活用し組織的・協働的に取組を進める「チーム学校」の仕組みを構築して、学校の教育目標の実現や教育課題の解決を図ります。

小・中学校に関しては、こうした取組を設置者である市町村教育委員会との連携・協働のもとで進めていきます。

《小・中学校》

1　知・徳・体に共通する課題・対策

課題　・各学校において児童生徒に育成すべき力が明確化・共有化されていない状況があります。また、育成すべき力を実現するための取組も教員の個業として任されることが多く、教職員が組織的・協働的に取り組むことができていない実態があります。

対策 1-(1)　学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築

【概　要】

学校において授業力の向上や生徒指導の充実などに向けて組織的に取り組むことが徹底しない背景には、学校の組織が、少数の管理職と多数の教職員で構成されており、かつ、管理職以外の教職員の役割と責任が必ずしも明確になっていない場合があるため、担当業務ごとの責任者を中心とした組織的な取組を推進することが難しい体制であるということがあります。また、授業をはじめとする教育活動の大部分が個々の教員の裁量や力量に委ねられているということなどもあります。

このため、校長が明示する学校経営計画を基に、学校の目標や課題を全教職員が共有し、方向性を合わせて取組を推進するとともに、ＰＤＣＡサイクルにより取組状況や成果を点検・検証しながら、学校経営計画の質的な充実を図ります。また、組織のミドルリーダーの役割を担う主幹教諭の配置を拡充し学校の組織体制を強化します。こうしたことにより、校長を中心とした組織マネジメントが効果的に推進されるチーム学校としての体制を構築します。

【主な取組】

①全ての小・中学校において、学校の目標や課題、具体的な取組内容等を示した学校経営計画が策定されるとともに、校長のリーダーシップのもと、ＰＤＣＡサイクルにより取組状況や成果を組織的に点検・検証しながら計画の修正や取組の改善が図られるよう取り組みます。このため、校長会や市町村教育長会などの場も活用して、指導的な立場にある教育関係者の意識の共有を図るとともに、各学校に対する退職校長や県教育委員会の指導主事による訪問指導・助言等の充実・強化を図ります。

②全小・中学校において、学校経営計画に基づくシンプルなビジョンや数値目標の設定等を教職員の参画のもと行うなど、全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取組を進める仕組みを構築します。

（具体的な事業）

①～②

・学力向上のための学校経営力向上支援事業

③校長を中心とした学校の組織マネジメント力の更なる強化を図るとともに、授業力の向上や生徒指導の充実などの具体的な取組を組織的に推進するため、ミドルリーダーの役割を担う主幹教諭の配置を拡充します。

（具体的な事業）

・主幹教諭の配置拡充＜小・中学校＞

④管理職としての資質・指導力を育成するために、主幹教諭から校長までを対象とする学校組織マネジメントを中核に据えた体系的な研修の更なる充実を図ります。

（具体的な事業）

・管理職等育成プログラム

⑤県内全域に学校事務の共同実施組織を拡大することで、学校事務による教員の支援機能を一層強化するとともに、共同実施組織の事務職員の異動を活性化することにより、配置された事務職員が組織的な意思決定、事務処理手法等を学べる機会を増やします。また、事務職員が学校経営に参画し、その専門性を生かして管理職を補佐する役割を担うことができるよう、資質・能力の向上に向けた研修の充実を図ります。

（具体的な事業）

・学校事務体制の強化

対策 1-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
学校全体の学力傾向や課題について、全教職員の間で共有している学校の割合（「よく行っている」と回答した学校の割合）	・小：75.6% ・中：77.6% ※H29 調査結果	全国平均 ・小：62.5% ・中：56.5% ※H29 調査結果	・小：80%以上 ・中：70%以上
校長に占める「管理職等育成プログラム」修了者の割合	・小：73.4% ・中：64.6%		・小：75% ・中：80%

課題 ・教員の大量退職・大量採用の時期を迎え、経験の浅い若年教員の比率が急激に高まっていく状況において、若年教員の資質・指導力の向上は、今後の本県の教育水準の向上のために必要不可欠です。

対策 1-(2)　若年教員の資質・指導力の向上

【概　要】

教員の大量退職・大量採用の時期を迎え、経験の浅い若年教員の比率が急激に高まっていく状況において、若年教員の資質・指導力の向上は、今後の本県の教育水準の向上のために必要不可欠です。このことについては、教育センターにおいて初任者研修等実施に取り組んでおり、若年教員の資質・指導力の一定の向上につながっています。しかしながら、最近の若年教員を巡る状況としては経験不足によって十分に学級経営ができていない状況や、教科の専門性や指導スキルが未熟であるために、児童生徒の興味・関心を高める魅力的な授業を十分に創ることができていない状況もあります。

このため、ＯＪＴにより若年教員を育成する仕組み、体制を強化するとともに、若年教員のほか採用候補者、臨時的任用教員等に対する研修を強化します。

【主な取組】

①若年教員の配置校研修が効果的に行われるために、本人への指導・助言を行うとともに若年教員に対する学校の指導体制についての指導・助言を行う体制を強化します。
小学校において、若年教員をはじめとする教員の資質・指導力の向上を図るため、ベテラン教員や中堅教員がメンター（助言者）として、若年教員の学級経営、授業づくり等について指導・助言しながらチームで学び合う「メンター制」を導入することにより、各学校におけるＯＪＴの充実を図ります。

②若年教員の指導力の向上を図るため、指導の手引書等をまとめた教員必携の冊子を配付し、その活用を促進します。

（具体的な事業）

①～②

・若年教員育成プログラム

・メンター制を活用したOJTシステム充実事業

③全ての教員に早期から教育公務員としての意識の醸成を図るとともに、授業づくりの基本を徹底するため、教員採用候補者への研修を実施するとともに、臨時的任用教員や時間講師を対象とした研修の機会の充実を図ります。

（具体的な事業）

・採用候補者への啓発

④管理職や中堅教員を対象とした研修において、若年教員をＯＪＴにより効果的に育成するための内容を充実・強化します。

（具体的な事業）

・管理職等育成プログラム

・中堅教諭等資質向上研修

対策 1-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
「高知県教員育成指標」で求められる資質・能力を身に付けるための「自己の達成規準」の達成状況 （H29 までは「高知県の教員スタンダード」の達成状況）	・小：2.5 ・中：2.6 ※3 年次対象		・小：3.0 以上 ・中：3.0 以上 ※4 段階評価

課題 ・学校を取り巻く課題は複雑化・困難化しており、育成すべき力を身に付けさせるためには学校内の資源だけでは十分ではない状況があります。

対策 1-(3) 地域との連携・協働の推進

【概　要】

将来を担う子どもたちが、志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら生きる力を身に付けていくためには、社会との関わりの大切さを学ぶことが不可欠です。そのためには、地域の大人が学校の活動に関わり、多様な体験活動などを通じて子どもたちの社会性を育むとともに、学校と連携しながら地域全体で子どもたちを見守り育てる体制をつくることが必要です。

また、教員の多忙化・業務の複雑化が指摘される中で、学校の活動に地域住民が参画することは、教員が子どもとしっかりと向き合う時間の確保にもつながります。

このため、学校と地域との連携・協働によりチーム学校として教育活動を充実させていきます。

【主な取組】

①全ての学校に地域と連携・協働する体制が構築されることを目指し、地域住民が学校における学習活動や部活動、学校行事、校内環境の美化、登下校などを支援しながら、子どもたちの成長を支える地域学校協働本部の設置を促進します。このための学校の体制として、地域との連携・協働について中核的な役割を果たし、連携調整を担う担当者を位置付けることを徹底します。また、地域学校協働本部の活動の充実を図るため、地域住民を中心に人材の発掘・登録、マッチングを円滑に行う仕組みを拡充します。併せて、地域とともにある学校づくりを推進するため、保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組の一つであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）についての周知・啓発を積極的に行います。

（具体的な事業）

・地域学校協働活動推進事業

・コミュニティ・スクールの設置への支援

②子どもたちが放課後等に安全・安心な居場所で学習などに取り組みながら過ごすことができるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、放課後児童支援員等を対象とした研修の実施等により、活動内容の充実を図ります。

（具体的な事業）

・新・放課後子ども総合プラン推進事業

対策 1-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
地域学校協働本部が設置された学校数	・小:154 校 ・中:86 校 ・義務:2 校		・小:150 校以上 ・中: 80 校以上
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置率(小学校)	95.8%		95%以上
保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合(当てはまる・どちらかといえば当てはまると回答した割合)	・小:95.3% ・中:88.2%	全国平均 ・小:97.7% ・中:90.4%	・小:100% ・中:100%

対策 1-(4) 外部・専門人材の活用の拡充

【概　要】

学校が抱える課題や教育に対するニーズが多様化するとともに、教員が対応する業務が多岐にわたり、多忙化が指摘されている中で、児童生徒一人一人に対して効果的な支援を行うためには、外部人材を活用しながら、チーム学校として組織的に取り組んでいく必要があります。

学校全体の教育力を高め、児童生徒を取り巻くさまざまな教育課題に対応するため、多様な人材（学習支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動支援員、部活動指導員、校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）等）の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築します。

【主な取組】

①学力の定着状況に課題のある児童生徒へのきめ細かな学習指導・支援を充実させるために、地域の人材や大学生等による学習支援員の配置を拡充し、放課後や長期休業期間に行われる補充学習の充実・強化を図ります。

また、学習支援ができる人材を確保するために、地域人材の登録、マッチングを行う仕組みの活用を推進するとともに、退職教員への声がけ、大学生に参加してもらうための大学との連携、高校生に有効に活躍してもらうための検討を進めます。

（具体的な事業）

・放課後等における学習支援事業

②教育相談支援体制の充実・強化を図るために、心理の専門家であるスクールカウンセラーや、社会福祉等の専門的な知識・技術を持ったスクールソーシャルワーカーの配置を更に拡充します。

（具体的な事業）

・スクールカウンセラー等活用事業

・スクールソーシャルワーカー活用事業

③課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援を充実させるため、不登校の発生率が高い市町村の教育支援センターにスクールカウンセラーを配置し、積極的な働きかけを行う支援活動体制（アウトリーチ型）を整備します。

（具体的な事業）

・スクールカウンセラー等活用事業

④各学校における部活動の指導の充実を図るとともに、教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、専門的な指導ができる部活動支援員や、単独での部活動指導や学校外での活動の引率なども可能な部活動指導員の配置を進めます。

（具体的な事業）

・運動部活動サポート事業

・運動部活動指導員派遣事業

・文化部活動指導員配置事業

⑤学校に教員の専門性を必要としない業務に従事する校務支援員を配置し、業務負担の軽減を図ることで、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、学校教育活動の充実につなげます。

（具体的な事業）

・校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）配置事業

対策 1-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
放課後等学習支援員の配置校数	・小：117 校 ・中：77 校		・小：100 校以上 ・中： 80 校以上
スクールカウンセラーの配置校数（配置率）、アウトリーチ型スクールカウンセラーの市への配置数（配置率）	・小：192 校（100.0%） ・中：107 校（100.0%） ・8 市（73%）		・小：100% ・中：100% ・11 市（100%）
スクールソーシャルワーカーの配置市町村数	33 市町村		全市町村
運動部活動支援員を派遣した部の数・割合（中学校）	92 部（11.0%）	運動部総数 ・840 部	84 部以上（約 10%以上）
運動部活動指導員を派遣した部の数・割合（中学校）	8 部（1.0%）	運動部総数 ・840 部	38 部以上（約 5%以上）
スクール・サポート・スタッフの配置校数	20 校		46 校

課題 ・発達障害等特別な支援が必要な児童生徒が増えていますが、障害の状況に対応した適切な指導を行うための教員の専門性や組織的な指導・支援が十分ではありません。

対策 1-(5) 障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

【概　要】

特別な支援を必要とする児童生徒の割合が増加している中、発達障害等のある一人一人の児童生徒の特性に応じた授業づくり、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成、活用による

指導・支援の充実が求められています。

このため、教員の専門性を向上させ、ユニバーサルデザインに基づく授業づくりを推進するとともに、チーム学校として校種間における円滑かつ適切な引き継ぎが行われるための仕組みの構築を推進します。

【主な取組】

①児童生徒の学習意欲の向上に向け、ユニバーサルデザインに基づき、発達障害等のある全ての児童生徒が「分かる」「できる」授業づくりを進めます。

②発達障害等のある子どもに対し、保育所・幼稚園等から小・中学校への計画的・継続的な指導・支援を行うため、引き継ぎシートなどのツールを活用した校種間の引き継ぎの充実・強化を図ります。

③発達障害等のある児童生徒への支援を充実させるため、特別支援教育学校コーディネーターを中心とした校内委員会等において個別の指導計画を作成した上で、指導目標、指導内容・方法を定期的に検討するなど、組織的な指導・支援を継続的に行う体制を整備します。

（具体的な事業）

①～③

ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト

④特別支援学級や、発達障害等のある児童生徒が一部の授業についてのみ障害に応じた特別な指導を受けるための場である通級指導教室を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許の取得を促進します。また、それらの場において特別支援学校教員や理学療法士、言語聴覚士などの専門家を活用することを進め、指導・支援の充実を図ります。

（具体的な事業）

・特別支援学級及び通級による指導担当教員等の専門性の向上

対策 1-(5)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
「個別の指導計画」を作成している学校の割合（公立小・中学校）	・小：95.2% ・中：93.4% ※H30 速報値	全国平均 ※未公表 （H31.2 月現在）	・小：100% ・中：100%
発達障害の診断・判断のある児童生徒に占める「引き継ぎシート」等のツールを活用した引き継ぎが行われた児童生徒の割合	・小→中：87.4% ・中→高：56.3% ※H30 速報値		・小→中：100% ・中→高：100%
校内研究の計画等にユニバーサルデザインの視点による授業づくり等を位置づけ、実施している学校の割合	・小：85.9% ・中：86.0%		・小：100% ・中：100%

2　「知」の課題・対策

課題　・中学校の学力（特に数学）が、全国と比べて低い水準にあります。
・小・中学校ともに思考力・判断力・表現力に弱さがみられます。

対策2-(1)　学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの構築

【概　要】

本県の中学校の学力の定着状況に課題があることの要因として、授業が個々の教員任せになりがちで、学校において組織的に授業力向上に向けた取組が十分でないことや、授業改善を進める仕組みが十分整っていないことがあります。

このため、中学校における「タテ持ち」校での教科会の活性化、学校組織のミドルリーダーの役割を担う主幹教諭の配置、小規模中学校において教科の枠を越えたチームで授業改善を進める「教科間連携」の導入、授業改善プランの作成・実施等により、学力向上に向けて教員が協働して取り組むチーム学校の仕組みを構築します。

また、小学校においても、日々の授業や生徒指導、学級経営が個々の教員に任されており、経験の浅い若手教員を学校の中で育てる仕組みづくりが十分でないという課題があります。このため、若年教員を育成するための「メンター制」を導入した新たな取組を始めるなど、不断に授業改善を図る仕組みを県全体で構築します。

【主な取組】

①同一教科の担任が複数配置されている中学校において、複数の教員が学年をまたがり同じ教科を担当する「タテ持ち」を実施し、教科ごとの授業改善・教材研究を進めるために設置している教科会などで、教科主任や経験と力量を備えた教員が経験の浅い教員を指導するといった、授業力の向上に向けて教員同士が学び合い高め合う仕組みを構築します。
また、同じ教科の教員が複数配置されない小規模中学校においても、教科の枠を越えたチームを編成し、授業について協議し合う「教科間連携」の仕組みを広げるとともに、学校規模や教員の配置に応じて「タテ持ち」と「教科間連携」の両方の型を組み合わせた取組を導入するなど、全ての中学校において教員同士が学び合う仕組みを構築します。

（具体的な事業）

・中学校組織力向上のための実践研究事業

②各学校において、授業力の向上や授業改善に向けた組織的・協働的な取組を推進するため、教科の組織的な指導体制の中核となる主幹教諭の配置を拡充します。

（具体的な事業）

・主幹教諭の配置拡充＜小・中学校＞

③「タテ持ち」を導入している中学校における教科会等の内容を充実していくために、主幹教諭や教科主任などのミドルリーダーとなる教員の育成を図ります。

（具体的な事業）

・中学校組織力向上のための実践研究事業

・主幹教諭の配置拡充＜小・中学校＞

④同一教科の教員が一人しかいない小規模の中学校においては、教員同士の学び合いにより教科指導力を向上させる機会が少ない状況にあります。このため、近隣の小規模の中学校の教員が連携して教科指導力の向上を図る仕組みを構築します。

（具体的な事業）

・小規模・複式校における特色ある教育課程推進事業

⑤中学校の授業改善を推進するため、全ての中学校において、国語・社会・数学・理科・英語の授業改善プランを作成し、思考力・判断力・表現力を育む授業づくりを進めるとともに、プランに基づく授業実践について、県教育委員会の指導主事等が全ての中学校を訪問し、指導・助言を行う取組を徹底します。

（具体的な事業）

・授業改善プランの策定・実施

⑥小学校において、若年教員をはじめとする教員の資質・指導力の向上を図るため、ベテラン教員や中堅教員がメンター（助言者）として、若年教員の学級経営、授業づくり等について指導・助言しながらチームで学び合う「メンター制」を導入することにより、各学校におけるＯＪＴの充実を図ります。【再掲】

（具体的な事業）

・メンター制を活用したOJTシステム充実事業

対策 2-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
学習指導・評価の計画の作成に当たり教職員同士が協力し合っている学校の割合（「よく行っている」と回答した学校の割合）	・小：45.3% ・中：44.5%	全国平均 ・小：48.2% ・中：40.2%	全国平均以上
言語活動について、国語科だけでなく、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動を通じて、学校全体で取り組んでいる学校の割合（「よく行っている」と回答した学校の割合）	・小：37.0% ・中：41.8%	全国平均 ・小：39.1% ・中：34.9%	全国平均以上

対策 2-(2)　教員の教科指導力を向上させる仕組みの構築

【概　要】

グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等、変化の激しい時代を生き抜く子どもたちに必要な資質・能力を育成するためには、「何を知っているか」にとどまらず「何ができるようになるか」を意識した指導へと発展させていくことが重要であり、子どもたちが物事について深く理解し課題の発見から解決までの過程を実現する能力を身に付けることができるよう、「何を学ぶか」という学習内容とともに、「どのように学ぶか」という学び方にも着目して、不断の授業改善を図っていく必要があります。

そのためには、児童生徒に基礎的な知識・技能を習得させるとともに、実社会や実生活との

関連を図って、地域の人的・物的資源を活用するなどしながら、自ら課題を見出し、その解決に向けて知識や技能を活用したり、主体的・協働的に物事の本質を探究したりしていくような学習活動を行うことが大切です。

平成32年度から順次全面的に実施されていく学習指導要領には、以上のようなこれからを生きる子どもたちに身に付けさせるべき能力・態度、それを育成するための学習内容や方法が記されており、その内容を十分に理解した上で、授業研究・研修をすることや、教員同士が刺激し合い教え合って教科の専門性を高め、指導力を磨き合っていくことが必要です。こうしたことは、今後増加していく若手教員の育成のためにも不可欠なことです。

このため、Ｏｆｆ－ＪＴやＯＪＴの充実、授業スタンダードの徹底、探究的な授業づくりの推進、授業研究等の活性化など、教員の教科指導力を高める機会を充実させます。

【主な取組】

①教員の教科指導力の向上を図るため、若手教員を対象とする集中研修や、学力上位県への教員派遣、また、大学との連携等による中核教員の育成など、各教科において経験年数や実態に応じたＯｆｆ－ＪＴの充実・強化を図ります。

（具体的な事業）

・理科教育推進プロジェクト
・英語教育強化プロジェクト事業
・外国語教育推進プラン実践事業
・学校の力を高める中核人材育成事業

②学校における校内研修の質的・量的な充実を図るため、各学校の研究主任を対象とした協議会を実施するとともに、各教科の授業改善プランに基づいて指導主事等が教員の指導力向上に向けた指導・助言を行います。

（具体的な事業）

・学力向上研究主任会
・授業改善プランの策定・実施

③本県における授業のスタンダードを明示した冊子を全教職員に配付し、教育センターと教育事務所が連携して授業改善指導を徹底することにより、全小・中学校でスタンダードに基づく授業が展開できる仕組みづくりを推進します。

（具体的な事業）

・若年教員育成プログラム
・中堅教諭等資質向上研修

④探究的な授業の確立に向けて、研究指定校における探究的な学習の研究・実践、新聞や図書資料を活用した授業研究を更に進め、その成果を県内に普及するとともに、教育センターの全ての年次研修に主体的・対話的で深い学びの視点を取り入れた研修を導入します。

（具体的な事業）

・「主体的・対話的で深い学び」を実現するための実践研究事業

・学校図書館を活用した「読み」を鍛える拠点校事業
・若年教員育成プログラム
・中堅教諭等資質向上研修（10 年経験者研修）

⑤数学を担当する教員の授業力の向上を図るため、専門力の高いスーパーバイザーを招へいし、教育事務所及び高知市教育委員会に配置している数学専任の指導主事とチームとなって、数学担当教員への訪問指導・支援を強化します。

（具体的な事業）
・数学担当教員への指導・支援の強化

⑥小・中学校における教員の英語指導力の向上を図るため、管内の小学校を巡回してアドバイスを行う「小学校英語指導教員」を基幹となる小学校に配置するとともに、中学校に英語のモデル授業拠点校を構築することなどにより、小・中学校の英語の授業づくりや校内の体制整備を支援します。

（具体的な事業）
・英語教育強化プロジェクト事業
・外国語教育推進プラン実践事業

⑦校内外の他の教員や地域の方々などに授業を見てもらうことが教員の指導力の向上に効果的であることから、各学校における日常的に授業を公開する取組を更に推進します。

（具体的な事業）
・中学校組織力向上のための実践研究事業

⑧本県の学校の力をもう一段高めるため、高知大学教職大学院や国が実施する中央研修等に現職教員を計画的に派遣することにより、本県の教育課題の解決に向けた取組の核となる中核教員の育成を図ります。

（具体的な事業）
・大学等との連携の強化（高知大学教職大学院との連携）

対策 2-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
授業の内容がよく分かると回答した児童生徒の割合（当てはまると回答した割合）	【国語】 ・小：－% ・中：－% 【算数・数学】 ・小：45.1% ・中：29.0% ※国語は H30 調査なし	全国平均 【国語】 ・小：－% ・中：－% 【算数・数学】 ・小：42.1% ・中：28.2% ※国語は H30 調査なし	【国語】 ・小：60%以上 ・中：50%以上 【算数・数学】 ・小：60%以上 ・中：50%以上
習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をした学校の割合（「よく行った」と解答した学校の割合）	・小：26.6% ・中：32.7%	全国平均 ・小：26.8% ・中：26.1%	・小：50%以上 ・中：50%以上

対策 2-(2)の指標(つづき)	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
授業では，課題の解決に向けて，自分で考え，自分から取り組んでいたと思うと解答した児童生徒の割合(「当てはまる」と解答した割合)	・小:33.4% ・中:30.7%	全国平均 ・小:29.1% ・中:26.3%	・小:50%以上 ・中:50%以上
話し合う活動を通じて，自分の考えを深めたり，広げたりすることができていると思うと解答した児童生徒の割合(「そう思う」と解答した割合)	・小:36.4% ・中:36.7%	全国平均 ・小:34.7% ・中:32.4%	・小:50%以上 ・中:50%以上

対策 2-(3) 児童生徒の学習の質・量の充実

【概　要】

学力と深い関係のある児童生徒の学習習慣については、授業時間以外での学習時間が増加傾向にあるなど、「量」の面では改善してきていますが、学習の内容や方法などの「質」の向上までには至っておらず、学力向上につながっていない状況がみられます。

このため、授業や家庭学習における単元テスト・学習シート等の教材の効果的な活用の促進、児童生徒の家庭学習の徹底など、学習の質・量の確保に向けた取組をチーム学校として組織的に推進します。

【主な取組】

①授業と家庭学習のサイクル化を推進するため、単元テストに活用の力を問う問題を追加するなど、個々の児童生徒の学力の定着状況を把握・分析する仕組みの更なる充実を図るとともに、基礎学力を定着させるための学習シートなどの教材の効果的な活用を促進します。

②新学習指導要領において、小・中学校卒業時に習得が求められる数の英単語の習得を促すために、英単語集をそれぞれ作成・配付し、その効果的な活用を促進します。

③思考力・判断力・表現力を育成するため、数学の思考力を養う問題集やコンテストの過去の問題等を授業等で活用する取組を推進します。

④児童生徒の読解力の向上のために、教員研修を充実させるとともに、文章を読み取り、要約するといった読解力を鍛える「読み物教材」を活用する取組を推進します。

（具体的な事業）

①～④

・学習シート等の教材の活用

⑤主幹教諭の配置を拡充することにより、学校全体としての家庭学習の計画づくりと進捗管理、学習と部活動の調整等を的確に進めます。

（具体的な事業）

・主幹教諭の配置拡充＜小・中学校＞

対策 2-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
平日の授業時間以外の学習時間が 30 分未満の児童生徒の割合	・小： 9.6% ・中：12.0%	全国平均 ・小： 9.9% ・中：12.8%	・小：6%以下 ・中：8%以下
児童生徒に家庭での学習方法等を具体例を挙げながら教えている学校の割合（「よく行っている」と回答した学校の割合）	・小：37.0% ・中：40.0%	全国平均 ・小：40.4% ・中：32.0%	全国平均以上

対策 2-(4) 児童生徒の学習意欲を高めるための機会の確保

【概　要】

児童生徒が学習に主体的に取り組む態度を養うためには、児童生徒自身が自分の将来や学ぶことの意義について考える場面や知的好奇心・探究心をもって主体的・協働的に問題を解決するような学習活動を多く取り入れることが必要です。

このため、将来の社会的・職業的自立に必要な力を育むキャリア教育の推進、豊かな感性や学ぶ意欲を培う読書活動の推進、学ぶ楽しさを実感できるコンテストの開催等により、児童生徒の学習意欲を高めるための機会を拡充します。

【主な取組】

①各学校のキャリア教育担当者を対象とした研修の実施や県独自教材の活用促進等により、各地域の特色を生かしたキャリア教育の実践を支援するとともに、地域と連携したキャリア教育を推進します。

（具体的な事業）

・小中学校キャリア教育充実プラン

②児童生徒の読書活動の充実に向けて、「高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、授業等における学校図書館の活用や、市町村立図書館等との連携、地域の民間団体や読書ボランティアとの連携による読み聞かせ等の実施、推薦図書リストの配付等による啓発などの取組を一層推進します。

（具体的な事業）

・読書活動推進事業

③児童生徒の学ぶ意欲の向上に向けて、コンテストの開催等により、探究することや未知の分野に挑戦することの楽しさを実感できる機会を設けます。

（具体的な事業）

・学ぶ楽しさを実感できるコンテストの開催

対策 2-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
平日の授業時間以外に 10 分以上読書をしている児童生徒の割合	・小：67.6% ・中：59.9%	全国平均 ・小：66.2% ・中：53.5%	・小：75%以上 ・中：70%以上

3　「徳」の課題・対策

課題　・暴力行為・非行が多く、近年は低年齢化が進んでいます。
・不登校の児童生徒が多く、特に中学校１年生で発生が増加しています。
・依然としていじめが発生しています。

対策 3-(1)　規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進

【概　要】

暴力行為や不登校等の生徒指導上の諸課題の改善には、児童生徒が共感的な人間関係の中で自分を肯定的に捉えることで自尊感情を自ら育み、規範意識を身に付けることが有効です。

このため、学校においては、全ての教育活動を通じて、道徳教育や児童生徒が本来持っている力や良さを引き出す生徒指導、また、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取組をチーム学校として組織的に推進することにより、児童生徒の規範意識の向上や自尊感情の醸成を図り、生徒指導上の諸課題の予防に努めます。

【主な取組】

①児童生徒に道徳性を育むため、「特別の教科　道徳」が実施されることを踏まえて、道徳教育の専門性を備えたリーダー教員を育成するとともに、指定校における道徳の指導方法や評価の研究などの成果の普及を行うことにより、道徳教育の充実を図ります。

（具体的な事業）

・道徳教育実践充実プラン

②モデルとなる中学校区の小・中学校が合同支援会議を開催するなど連携・協働しながら、子どもたちに内在する力や可能性を９年間を見通して引き出す生徒指導の実践研究に取り組みます。この成果を、生徒指導担当者・生徒指導主事の研修会等を通して県内の小・中学校に普及し、県内全域での実践を推進します。

（具体的な事業）

・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

③児童生徒の人権意識の向上を図るとともに、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、「高知県人権教育推進プラン」に基づき、教育活動全体を通じた人権教育を推進します。

（具体的な事業）

・人権教育推進事業

対策 3-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
道徳の授業を全学級で公開した学校の割合	・小:99.5% ・中:94.4%		・小:100% ・中:100%
児童生徒の自尊感情や自己有用感を育む、開発的・予防的な生徒指導が組織的に行われている学校の割合(十分できていると回答した学校の割合)	・小:25.1% ・中:30.6%		・小:50%以上 ・中:50%以上
中学校区の 9 年間で 9 つの人権課題を年間指導計画に位置付けている学校の割合	・小:100% ・中:100%		・小:100% ・中:100%

対策 3-(2) 生徒指導上の諸課題の未然防止のための仕組みの構築

【概　要】

生徒指導上の諸課題が起こる背景には、教職員の児童生徒理解が十分でないことや、校種間における学習場面での指導方法等の違いから児童生徒が学校生活に適応できないなどの問題があります。

このため、小中連携の強化や中１ギャップの解消に向けた取組、いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組など、生徒指導上の諸課題の未然防止に向けたチーム学校としての組織的な取組を推進します。

【主な取組】

①配慮が必要な児童生徒に関する情報の共有や支援の引き継ぎを小・中学校間で適切に行うため、生徒指導担当者・生徒指導主事が児童生徒の持っている力を引き出す開発的な生徒指導に関する知識・理解を深められる研修会や、小・中学校間の連携の推進に向けた合同の研修会を開催します。

②中学校入学後の学習環境の変化などを原因として発生する中１ギャップを解消するため、全ての中学校において、入学後の早い段階での集団づくりを推進するとともに、生活や学習方法に関するガイダンスの実施を徹底します。

（具体的な事業）

①～②

・生徒指導主事会(担当者会)

③いじめ問題等の防止に向けた児童生徒の主体的な取組を推進するため、小・中・高・特別支援学校の児童会・生徒会の代表者が集まり、いじめ問題等をテーマに実践交流や協議を行う交流集会を開催するとともに、その成果を各学校の取組に生かします。

（具体的な事業）

・いじめ防止対策等総合推進事業

対策 3-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
中１ギャップ解消に向けて組織的な小中連携の取組が行われている学校の割合（十分できていると回答した学校の割合）	・小：32.5% ・中：38.0%		・小：50%以上 ・中：50%以上
学級運営の状況や課題を全教職員の間で共有し、組織的に取り組んでいる学校の割合（「よく行っている」と回答した学校の割合）	・小：59.4% ・中：57.3%	全国平均 ・小：57.9% ・中：49.1%	・小：70%以上 ・中：70%以上

対策 3-(3)　生徒指導上の諸課題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築

【概　要】

生徒指導上の諸課題については、その発見や対応が遅れることにより、場合によっては取り返しのつかない事態に至るおそれもあるため、教職員による、児童生徒との関わりを通した問題行動の早期発見・早期対応が行われるよう徹底します。

特にいじめは、児童生徒の命に関わる事案であるため、「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、学級担任が一人で抱え込むことがないよう、学校全体でチームとして迅速な対応ができる体制を整えるとともに、関係機関との連携によるきめ細かな支援を徹底します。

また、不登校への早期対応のために、児童生徒に関する情報共有や組織的な対応を徹底することによって、支援の充実を図ります。

【主な取組】

①欠席した児童生徒が不登校に至らないよう、欠席直後の家庭訪問等により、児童生徒や家庭の状況を早期に把握すること、また、学校内で発生した暴力行為が更に深刻な事態に至らないよう、暴力行為に至る経緯や要因を早期に把握することを徹底します。その上で、把握された課題について校内において速やかに情報共有を行った上で、学校組織を挙げて課題の早期解決が図られるよう徹底します。また、教育相談支援機関による支援や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部の専門人材の活用等により課題の解決が的確に図られる仕組みを構築します。

（具体的な事業）

- ・生徒指導主事会（担当者会）
- ・校内支援会活性化事業
- ・心の教育センター相談支援事業
- ・スクールカウンセラー等活用事業
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業

②教員の生徒指導力の向上を図るため、スクールカウンセラー等を講師として、不登校状態にある児童生徒や発達障害のある児童生徒などへの適切な対応に資する児童生徒理解に関する研修を全教職員を対象に実施します。また、支援記録や今後の支援計画等を記載したシートを活用し、課題に応じた支援を行うことを推進します。

（具体的な事業）

・スクールカウンセラー等活用事業

・生徒指導主事会（担当者会）

③管理職や関係教員及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等で組織する校内支援会等を定期的に開催し、児童生徒ごとのリスクレベルを判断するとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等からの助言を取り入れて見立て、具体的な手立てを策定し、それに基づいて学年部会が中心となって日々の見守りを行うなど、組織的な対応を行うことを徹底します。

④少しでもリスクがあると思われる児童生徒について、欠席や遅刻など気になる兆候が見え始めた段階で校内支援会において状況を確認するとともに、家庭訪問や面談を行うなど早期の支援を開始することを徹底します。

⑤小・中学校の生徒指導担当や養護教諭等が各学校の校内支援会に相互参加することや、個別の支援シート等を引き継ぐことにより、保幼小中高間の抜かりない情報共有と連続性のあるチーム支援を実施します。

⑥各教育委員会において、児童生徒の出席状況等を把握し、リスクレベルの検討や支援の進捗状況を確認するとともに、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の助言を受けながら、学校と連携して支援を行うことを推進します。
また、リスクレベルの高いケースや支援に行き詰まっているケースについては、心の教育センター等、関係機関に相談し、必要な助言を受けるなどスピード感をもった対応を行うことを推進します。

⑦不登校児童生徒への支援の充実のために、アウトリーチ型スクールカウンセラーが家庭訪問等の支援を行うとともに、学校配置のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと連携して、教育支援センター等の機関へつなぐなどして、個々の状況に応じた支援を行います。

（具体的な事業）

③～⑦

・生徒指導主事会（担当者会）

・校内支援会活性化事業

・スクールカウンセラー等活用事業

・スクールソーシャルワーカー活用事業

⑧いじめ問題への適切な対応を図るために、学校内のいじめ防止等の対策のための組織のもとで、いじめ防止対策の進捗管理やＰＤＣＡサイクルによる取組の評価を行います。また、いじめが発見された場合には、早期解決のため、この組織に情報を集約するとともに、教職員の間で共有した上で、校長のリーダーシップのもと学校全体で迅速に対応します。

（具体的な事業）

・生徒指導主事会（担当者会）

対策 3-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
いじめを認知している学校の割合（公立小・中学校）	・小：70.1% ・中：67.3%	全国平均 （国公私立） ・小：78.4% ・中：80.6%	全国平均以上
不登校の新規発生率（その年度、新たに不登校になった児童生徒数／不登校児童生徒総数）	（公立） ・小：56.3% ・中：39.2%	全国平均 （国公私立） ・小：51.2% ・中：41.6%	（公立） ・小：30%以下 ・中：35%以下
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが参加した校内支援会を月 1 回以上実施している学校の割合	・小：51.0% ・中：65.4%		100%
スクールカウンセラーを講師とした校内研修を年 1 回以上実施している学校の割合	・小：82.3% ・中：78.5%		100%
校種間における児童生徒の情報共有を組織的・計画的に行っている学校の割合	・小：99.5% ・中：100.0%		100%

4　「体」の課題・対策

課題
- 運動習慣が十分に定着していません。
- 中学校の体力・運動能力が全国平均を下回っており、特に女子は全国的にまだ低い水準にあります。
- 痩身と肥満の傾向がみられます。
- 運動部活動では、生徒の能力・適性、興味・関心に応じた指導が十分に行われていません。
- 中山間地域における運動部活動では、競技種目が限定される場合があります。

対策 4-(1)　体育授業の改善

【概　要】

小・中学校の体力・運動能力は上昇傾向にあるものの、運動時間が少ない児童生徒の割合が全国と比較して高く、運動習慣が十分に定着していない状況があります。

このため、授業の質を高め合うことができる仕組みづくりや学校全体で体力・運動能力の向上に取り組むチーム学校としての体制を整えることにより、運動好きな児童生徒を育てます。

【主な取組】

①小学校における体育授業の質を向上させるため、具体的な運動例や技能のポイント、用具の工夫等を写真や図解等で分かりやすく学べる副読本や体育授業のヒント集等の教材の活用を促進するとともに、体育科の授業改善を推進する上で中核となる教員を育成します。

②全ての小・中学校で、走力や柔軟性、全身持久力を高めるための教材やメニューの活用を促進することにより、児童生徒の体力向上につなげます。

（具体的な事業）

①～②

・こうちの子ども健康・体力向上支援事業

③中学校における体育授業の質を向上させるため、文部科学省が作成した体育学習の評価に関する手引きを活用して、それぞれの学校の実態に応じた適切な評価規準や評価方法が、年間指導計画に適切に設定されるよう徹底します。また、それが円滑に行われるよう、評価規準等の設定のポイントを示した補助資料を作成するとともに、指導主事が学校訪問を行い、教科会等において指導・助言を行います。

④小規模校等においては、学校内だけでは授業の質を高める取組が十分できないため、近隣の小規模校同士が連携して行う授業研究や小・中学校合同の研修会を実施し、授業力の向上を図ります。

⑤体育学習・健康教育の質的向上を図るため、体力・健康教育に課題のある学校に指導主事を派遣し、学校の課題を明確にした上で、授業改善への手立て等を具体的に指導・助言します。

⑥体育授業の改善や家庭・地域・学校間の連携、運動の日常化などに関する保健体育の先進的な取組を推進するとともに、それらの取組の成果について、体育主任会等における実践事例の紹介や、ホームページへの掲載などにより、全小・中学校に普及します。

⑦若い世代のスポーツ人口を増やすため、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を好機ととらえ、オリンピック・パラリンピック教育を通じてスポーツに対する理解や関心を高めます。

（具体的な事業）

③～⑦

・体育授業の質的向上対策＜小・中学校＞

対策 4-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
1 週間の総運動時間が 60 分未満の児童生徒の割合	・小男： 8.1% ・小女：14.9% ・中男： 8.9% ・中女：21.6%	全国平均 ・小男： 7.2% ・小女：13.2% ・中男： 6.5% ・中女：19.4%	全国平均以下
体育・保健体育の授業が楽しいと思う児童生徒の割合（楽しい・やや楽しいと回答した割合）	・小男：94.4% ・小女：90.5% ・中男：91.0% ・中女：85.8%	全国平均 ・小男：94.6% ・小女：90.7% ・中男：89.3% ・中女：84.4%	・小男：100% ・小女：100% ・中男：100% ・中女：100%

対策 4-(2) 健康教育の充実

【概　要】

近年、運動不足や健康的な生活習慣の未定着などを背景として肥満や痩身など、健康面に課題がある児童生徒がみられます。

このため、学校全体で取り組む健康教育に関する研修や、学校・家庭・地域が連携した取組を推進することにより、健康教育の充実を図ります。

【主な取組】

①全学校の健康教育の中核となる教員を対象にした研修を実施するとともに、退職養護教諭の派遣による経験の浅い養護教諭等への支援等を行います。

また、学校体育関係者や医療関係者、保護者、養護教諭などをメンバーとするこうちの子ども健康・体力向上支援委員会において、学校体育や健康教育、健康管理に関する課題や対策について協議し、課題解決に向けた取組を推進します。

②小学校から高等学校まで系統立った健康教育の副読本の活用を徹底し、各学校における健康教育の充実を図るとともに、家庭や地域と連携した取組を進めます。

（具体的な事業）

①～②

・健康教育充実事業

③体育学習・健康教育の質的向上を図るため、体力・健康教育に課題のある学校に指導主事を派遣し、学校の課題を明確にした上で、授業改善への手立て等を具体的に指導・助言します。

【再掲】

（具体的な事業）

・体育授業の質的向上対策＜小・中学校＞

④外部講師を活用した授業の実施や、学習指導要領を踏まえたカリキュラムや教材の作成など、学校や地域の実情に応じたがん教育を推進することにより、健康教育の一層の充実を図り、様々な疾病の予防や望ましい生活習慣についての児童生徒や保護者の意識の向上につなげます。

（具体的な事業）

・健康教育充実事業

対策 4-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
毎日朝食を食べる児童生徒の割合	・小：84.3% ・中：76.1%	全国平均 ・小：84.8% ・中：79.7%	・小：90%以上 ・中：85%以上
肥満傾向児の出現率	・小男：11.5% ・小女： 9.1% ・中男：10.2% ・中女： 8.1%	全国平均 ・小男：10.6% ・小女： 7.9% ・中男： 7.8% ・中女： 6.2%	全国平均以下

対策 4-(3) 運動部活動の充実と運営の適正化

【概　要】

運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進だけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感を育むとともに、その取組を通して仲間や教職員との連帯感を高めるなど、学校全体の知・徳・体の向上に相乗的な効果をもたらします。

しかし、最近では、競技の専門的な指導者の不足、部員の減少、生徒のスポーツに対する嗜好の多様化などから、生徒の能力・適性、興味・関心に応じた活動が実施されにくい状況がみられます。

このため、指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へいなどにより、運動部活動の更なる充実を図ります。

他方で、運動部活動を過度に長時間にわたり、また、休養日を設けることなく実施することは、子どもたちの疲労の蓄積や怪我につながる可能性があるのみならず、教員の業務負担を増してしまうことにもなります。

このため、教員の多忙感の解消を図り、子どもに向き合う時間を確保する観点等から、教員

の指導に係る負担を軽減するのと同時により専門的な指導の実現にもつながる外部指導者の派遣の充実を図ります。併せて、望ましい運動部活動の在り方を普及するなど教員の部活動に係る業務の負担を軽減するための環境整備に取り組みます。

【主な取組】

①技術的・戦略的な指導やコンディション管理などの専門的な指導ができる外部指導者や、スポーツ医・科学面からサポートできるスポーツトレーナー等の派遣を拡充します。
また、外部指導者等の派遣を拡大するため、競技団体やスポーツ医・科学関係団体、総合型地域スポーツクラブ、大学などの協力を得ながら運動部活動の指導が可能な外部人材をリスト化し、学校のニーズに応じマッチングを行います。

②運動部活動の適正な運営の在り方についての理解や、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のため、県外の優秀な講師を招へいして、管理職や顧問教員等を対象とした研修会を実施します。

③生徒の減少が進む中山間地域の学校において、運動部活動の在り方や指導者の資質向上など、運動部活動が抱える課題の解決を図るため、関係者が連携して、運動部活動や大会の運営、生徒への効果的な指導などについて研究や対策を実施します。

④高知県運動部活動ガイドラインに基づき、適切な運営のための体制整備や、週当たり、少なくとも２日以上の休養日を設定するとともに、練習時間についても適切なものとするなど、望ましい運動部活動の推進を図ります。

（具体的な事業）

①～④

・運動部活動課題解決事業

・運動部活動サポート事業

・運動部活動指導員派遣事業

⑤運動部活動に係る教員の負担を軽減するため、地域スポーツハブとも連携しながら、単独で部活動の指導や引率が可能となる運動部活動指導員等の外部指導者の配置を更に拡充します。

（具体的な事業）

・運動部活動指導員派遣事業

対策 4-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
運動部活動の加入率（中学校）	・男：75.8% ・女：52.7%	全国平均 ・男：77.4% ・女：58.5%	全国平均以上
学校の決まりとして運動部活動における週休日を設定している中学校の割合	100.0%		100%

《高等学校・特別支援学校》

1　知・徳・体に共通する課題・対策

課題　・各学校において、多様な学力や進路希望、障害の状況に対応した育成すべき力が明確化・共有化されておらず、こうした力を身に付けさせるための取組も教員の個業に任され組織化が十分でない状況がみられます。

対策 1-(1)　学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築

【概　要】

学校において、組織的な取組が進みにくい背景には、生徒指導部や進路指導部等の担当部署や学年団、教科会等の組織間の連携が十分ではないこと、大部分の教育活動が個々の教員の裁量や力量に委ねられていることなどがあります。

このため、学校経営計画の中に徹底した取組につながるようなシンプルなビジョンや目標を設定し、校長を中心に、チーム学校としてＰＤＣＡサイクルを回しながら組織マネジメントを効果的に推進する体制や仕組みを構築します。こうした取組を確実なものとするため、各学校において教育活動の改善を図るカリキュラム・マネジメントが実現するよう、授業改善や学校経営に関する具体的な指導、助言を行う「学校支援チーム」が定期的に学校訪問を実施することで支援を行います。

【主な取組】

①全ての学校で全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取り組むため、教職員が参画して策定する学校経営計画の充実を図るとともに、ＰＤＣＡサイクルを回し学校全体でチームとして組織的に取り組みます。こうした取組を支援するため、学校支援チームによる訪問指導・助言等の充実・強化を図ります。

②学校の目標や方向性をより明確化するため、学校経営計画にシンプルなビジョンや数値目標を設定します。

（具体的な事業）

①～②

・マネジメント力強化事業（学校経営計画の充実）

③校長を中心とした学校の組織マネジメント力の更なる強化に向けて、生徒指導部や進路指導部等の担当部署間や、担当部署と学年団等との連携を一層進めるため、主幹教諭の配置を拡充します。

（具体的な事業）

・主幹教諭の配置拡充＜高等・特別支援学校＞

④管理職の資質・指導力を育成するため、主幹教諭から校長までを対象とする学校組織マネジ

メントを中核に据えた体系的な研修の更なる充実を図ります。

（具体的な事業）

・管理職等育成プログラム

対策 1-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
校長に占める「管理職等育成プログラム」修了者の割合	・高：94.1% ・特：85.7%		・高：100% ・特：100%

課題 ・教員の大量退職・大量採用の時期を迎え、経験の浅い若年教員の比率が急激に高まっていく状況において、若年教員の資質・指導力の向上は、今後の本県の教育水準の向上のために必要不可欠です。

対策 1-(2) 若年教員の資質・指導力の向上

【概　要】

教員の大量退職・大量採用の時期を迎え、経験の浅い若年教員の比率が急激に高まっていく状況において、若年教員の資質・指導力の向上は、今後の本県の教育水準の向上のために必要不可欠です。このことについては、教育センターにおいて初任者研修等実施に取り組んでおり、若年教員の資質・指導力の一定の向上につながっています。しかしながら、最近の若年教員を巡る状況としては経験不足によって十分に学級経営ができていない状況や、教科の専門性や指導スキルが未熟であるために、児童生徒の興味・関心を高める魅力的な授業を十分に創ることができていない状況もあります。

このため、ＯＪＴにより若年教員を育成する仕組み、体制を強化するとともに、若年教員のほか採用候補者、臨時的任用教員等に対する研修を強化します。

【主な取組】

①若年教員の配置校研修が効果的に行われるために、本人への指導・助言を行うとともに若年教員に対する学校の指導体制についての指導・助言を行う体制を強化します。【再掲】

②若年教員の指導力の向上を図るため、指導の手引書等をまとめた教員必携の冊子を配付し、その活用を促進します。【再掲】

（具体的な事業）

①～②

・若年教員育成プログラム

③全ての教員に早期から教育公務員としての意識の醸成を図るとともに、授業づくりの基本を徹底するため、教員採用候補者への研修を実施するとともに、臨時的任用教員や時間講師を対象とした研修の機会の充実を図ります。【再掲】

（具体的な事業）

・採用候補者への啓発

④管理職や中堅教員を対象とした研修において、若年教員をＯＪＴにより効果的に育成するための内容を充実・強化します。【再掲】

（具体的な事業）

・管理職等育成プログラム

・中堅教諭等資質向上研修

対策 1-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
「高知県教員育成指標」で求められる資質・能力を身に付けるための「自己の達成規準」の達成状況 （H29 までは「高知県の教員スタンダード」の達成状況）	・高：3.2 ・特：3.1 ※3 年次対象		・高：3.0 以上 ・特：3.0 以上 ※4 段階評価

課題 ・学校を取り巻く課題は複雑化・困難化しており、生徒に社会的・職業的自立に必要な力を身に付けさせるためには学校内の資源だけでは十分ではない状況があります。

対策 1-(3) 大学や企業との連携・協働の推進

【概　要】

学校を取り巻く課題は複雑化・困難化しており、生徒に社会的・職業的自立に必要な力を身に付けさせるには、学校の活動のみで対応することは難しいため、地域の住民、大学、企業等との連携・協働が不可欠です。

このため、生徒がさまざまな立場の社会人と触れ合いながら学べる機会を設け、生徒の社会的・職業的自立に必要な力の育成に向けて、チーム学校としてキャリア教育を更に推進します。

【主な取組】

①生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力（キャリアデザイン力）を育成するため、大学、企業等の施設見学や、インターンシップの機会を充実させます。また、より良い対人関係を構築できるとともに、集団行動を円滑に行えるような社会性を育てるためのソーシャルスキルトレーニングを充実させます。

（具体的な事業）

・魅力化推進プラン・キャリアアップ事業

・ソーシャルスキルアップ事業（ソーシャルスキルトレーニングの研究・実践）

②生徒たちが主体的・協働的に学び、地域の活性化につながる方策を立案、実行するなどの探究的な学習を一層充実させるため、地域や大学等との連携を更に推進します。

（具体的な事業）

・魅力化推進プラン・キャリアアップ事業

対策 1-(4) 外部・専門人材の活用の拡充

【概　要】

学校が抱える課題や教育に対するニーズが多様化するとともに、教員が対応する業務が多岐

にわたり、多忙化が指摘されている中で、児童生徒一人一人に対して効果的な支援を行うためには、外部人材を活用しながら、チーム学校として組織的に取り組んでいく必要があります。

学校全体の教育力を高め、児童生徒を取り巻くさまざまな教育課題に対応するため、多様な人材（学習支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動支援員、部活動指導員等）の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築します。

【主な取組】

①一人一人の生徒に応じたきめ細かな指導を充実させるため、放課後・長期休業中の補力補習やチーム・ティーチングによる授業で学習指導の補助を担う学習支援員の配置を拡充します。

（具体的な事業）

・学力向上推進事業（学習支援員事業）

②課題を抱える生徒一人一人の状況に応じた支援を充実させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を更に拡充します。

（具体的な事業）

・スクールカウンセラー等活用事業

・スクールソーシャルワーカー活用事業

③各学校における部活動の指導の充実を図るとともに、教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、専門的な指導ができる部活動支援員や、単独での部活動指導や学校外での活動の引率なども可能な部活動指導員の配置を進めます。【再掲】

（具体的な事業）

・運動部活動サポート事業

・運動部活動指導員派遣事業

対策 1-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
学習支援員の配置校数	31 校		31 校
スクールカウンセラーの配置校数（配置率）・配置頻度	・高：36 校（100%） ※1 学年 3 学級以上の学校への週 2 回派遣 52.6% ・特：14 校（100%）		・高：36 校（100%） ※1 学年 3 学級以上の学校への週 2 回派遣 100% ・特：14 校（100%）
スクールソーシャルワーカーの配置校数	・高：16 校 ・特： 5 校		・高：16 校 ・特： 5 校
運動部活動支援員を派遣した部の数・割合（県立高等学校・特別支援学校）	・高：58 部（10.0%） ・特：0 部（0.0%）	運動部総数 ・高：578 部 ・特： 25 部	・高：63 部以上（約 10%以上） ・特：4 部以上（約 10%以上）
運動部活動指導員を派遣した部の数・割合（県立高等学校・特別支援学校）	・高：14 部（2.4%） ・特：1 部（4.0%）	運動部総数 ・高：578 部 ・特： 25 部	・高：38 部以上（約 6%以上） ・特：2 部以上（約 7%以上）

2　「知」の課題・対策

課題
・義務教育段階の学力が定着していない生徒が多くいます。
・多様な学力と進路希望への対応が十分ではありません。
・思考力・判断力・表現力に弱さがみられます。
・障害の重度・重複化等が進み、教育的ニーズが多様化しています。《特別支援学校》

対策 2-(1)　義務教育段階の学力の定着に向けた組織的な取組の充実

【概　要】

多くの高等学校では、義務教育段階での学習内容が十分に定着しないまま入学し、高校１年生で学ぶ基礎的な科目の学習内容が理解できずに進級している生徒が一定数いるという課題があります。

このため、生徒の学力状況に応じたきめ細かな指導を通じて学力の向上を図るよう、カリキュラムの見直しや効果的な教材の活用を推進するとともに、チーム学校として各学校が組織的に取り組む体制を構築します。また、学校支援チームの学校訪問などの活動を強化し、授業改善や学校経営に関する指導・助言の充実を図ることにより、各学校において教育活動の改善を図るカリキュラム・マネジメントが実現するよう、しっかりと支援します。

【主な取組】

①各学校において、新たに全国的に導入される「高校生のための学びの基礎診断」等を活用して生徒の基礎学力の定着度合を測り、その結果を自校の学力向上プランや授業改善の充実につなげる取組を推進します。併せて、学校支援チームの活動を強化し、授業改善の取組が更に広がるよう教員の意識改革を促進します。

（具体的な事業）

・「高校生のための学びの基礎診断」の実施

・学力向上推進事業

②義務教育段階の学力が定着していない生徒の学力の向上のため、習熟度別授業の中での継続的な指導や、学び直しのための科目を学校独自に教育課程に位置付けるなどの取組を推進します。

③学校支援チームが、定期的に各学校の教科会に参加し、授業改善に向けて、教員と指導計画や効果的な指導方法に関して協議を重ね、教員の教科指導力等の向上を図るなど、組織的な指導体制の構築を支援します。

④学習支援員の配置を拡充し、放課後の補力補習等の充実を図ります。また、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえて学習できる教材の活用を促進します。

（具体的な事業）

②～④

・学力向上推進事業

⑤幅広い生徒の学力や進路希望に応じた学習指導を行うとともに、自主学習や家庭学習の習慣を定着させるため、インターネット学習教材等を活用します。

（具体的な事業）

・インターネット学習教材の効果的な活用

対策 2-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
家庭学習をほとんどしないと回答した生徒の割合	高 1:26.6% 高 2:41.1%		高 1:15%以下 高 2:15%以下
授業改善に向けて教科会で定期的に授業の情報共有等が行われている学校の割合	—		100%

対策 2-(2) 多様な学力・進路希望に対応した組織的な指導の充実

【概　要】

高等学校に入学する生徒の学力や進路希望が多様化する中で、生徒の学習意欲を高め、進路実現に向けた学力の向上を図るためには、就職や進学を希望する生徒一人一人に応じたきめ細かな指導が必要になります。

そのため、就職希望の生徒には基礎的・基本的な知識の習得に加え、資格取得などを通じて専門的な知識・技能を身に付けさせるとともに、進学希望の生徒にはそれぞれの希望をかなえ、進学先での学習にもつながる学力が身に付くよう組織的に取り組みます。

また、生徒の学習意欲を高めるため、企業や大学などでの体験活動等を取り入れたキャリア教育を更に充実させます。

これらの取組を行うためには、教員の力量が問われることから、教科指導力や生徒理解力を高める研修を組織的に行うとともに、その取組をＰＤＣＡサイクルによって点検・検証しながら教員の指導力向上の徹底を図ります。

【主な取組】

①希望する職業につなげるために専門的な技能や豊かな人間性を生徒に身に付けさせるとともに、将来の進路実現の可能性が広がる資格取得を支援します。

（具体的な事業）

・組織力向上事業（21 ハイスクールプラン）

②生徒の将来の目標につなげるため、進学合宿や大学での授業体験、県内企業等におけるインターンシップやビジネスマナー講座などの生徒の体験活動の一層の推進を図ります。

（具体的な事業）

・魅力化推進プラン・キャリアアップ事業

・組織力向上事業（指導力強化事業）

③教員の生徒理解の力を高めるため、ホーム主任全員を対象としたカウンセリングに関する理論・技法についての研修を実施します。また、教員と生徒が双方向でやり取りを行い作り上げる学習記録ノートを全ての高等学校へ普及し、その活用を図ります。

（具体的な事業）

・組織力向上事業（指導力強化事業）

・学習記録ノートの活用促進

④教員の教科指導力や進路指導力の向上を図るため、校内での教科会や校内教科研修を充実させるとともに、外部講師を招いた授業研修を強化します。

（具体的な事業）

・組織力向上事業（指導力強化事業）

⑤幅広い生徒の学力や進路希望に応じた学習指導を行うとともに、自主学習や家庭学習の習慣を定着させるため、インターネット学習教材等を活用します。【再掲】

（具体的な事業）

・インターネット学習教材の効果的な活用

⑥中山間地域の小規模校などにおける教育の機会や質の確保を図るため、ＩＣＴを活用した遠隔教育の研究を進め、配信・受信校における教育課程等の調整や授業方法を確立するなど、効果的な遠隔教育システムを構築します。

（具体的な事業）

・高等学校における遠隔教育の普及・推進研究事業

⑦生徒が自己の在り方や生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していく力を育成するため、地域と学校が協働して地域の課題解決に向けた学習を行う「地域協働学習」をはじめ、生徒の主体的・探究的な学習のさらなる充実を図ります。

⑧個々の生徒が自分の進路について早期に目標を定め、主体的に取り組むとともに、将来社会に参画した時に必要とされる基礎的な学力や社会性を身につけることができるよう、各学校において、生徒の多様な学力・進路希望に対応し、体験的な活動なども組み込んだより効果的なカリキュラムを構築します。

（具体的な事業）

⑦～⑧

・社会性の育成推進事業（将来に向けて目的を持つことができる生徒育成プラン）

⑨発達障害等のある生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を充実するため、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業についてのみ、障害に応じた特別な指導を受ける通級指導の導入に向けて取り組みます。

（具体的な事業）

・高等学校における通級による指導の充実

対策 2-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
公立高校卒業生の国公立大学進学者数	現役 545 人		現役 700 人以上
県内大学入学定員数に占める県内公立学校卒業者の割合	18.8%		25%以上
公立高校卒業生の就職内定率	99.0% (全・定・通)		98%以上 (全・定・通)

対策 2-(3) 思考力・判断力・表現力の育成に向けた組織的な取組の推進

【概　要】

高等学校においては、これまで知識・技能の習得を目的とした一方通行的な授業が主流であったことから、思考力や判断力、表現力などを生かして主体的に考える力の育成が十分ではありませんでした。≪小・中学校≫の対策２－（２）で述べたことと同様に、高等学校においても課題の発見から解決に至るまでの主体的・協働的な深い学習の過程を実現することが求められています。

このため、探究的な授業づくりの推進や、地域や大学等と連携した地域課題解決型の学習、生徒が学習活動の成果等を発表・交流できる機会の充実に、チーム学校として組織的に取り組みます。

【主な取組】

①探究的な授業を県内全域で展開するため、教育センターの全ての年次研修において主体的・対話的で深い学びの視点を取り入れた研修を導入し、教員の指導力の向上を図ります。

（具体的な事業）

・若年教員育成プログラム

・中堅教諭等資質向上研修

②探究的な学習活動の充実を図るため、各学校において、地域おこしや防災など、実際の地域課題の解決に向けた学習を地域や大学との連携により推進します。

③県内大学や地域との連携により、生徒が学習活動の成果や意見等を発表できる機会を充実させます。

（具体的な事業）

②～③

・組織力向上事業（21 ハイスクールプラン）

・キャリアアップ事業（大学の学び体験事業（高大連携事業））

④グローバルに活躍できる人材を育成するため、推進校において探究型学習と英語教育に関するグローバル教育プログラムを開発・実践し、その成果を県内の県立高等学校に普及します。さらに、グローバル教育を先導的に進めるための新中高一貫教育校において、国際的な視野を持って、思考力・判断力・表現力を育成する国際基準の教育プログラムである国際バカロレアの認定に向けた取組も推進します。

（具体的な事業）

・グローバル教育推進事業

対策 2-(4) 特別支援学校における多様な教育的ニーズへの対応の充実

【概　要】

特別支援学校では、児童生徒の障害の重度・重複化等が進み、教育的ニーズも多様化しています。この状況に対応するため、より専門的な知識や技能を有する外部の専門家と連携・協働し、専門性の向上を図ることや、専門家と特別支援学校が協働して小・中・高等学校への支援を行うセンター的機能を果たすことなどに、チーム学校として組織的に取り組むことにより、本県の特別支援教育を一層充実させます。

【主な取組】

①特別支援学校教員の幅広い専門性の向上を図るため、免許法認定講習の受講を促進し、特別支援学校教諭免許の保有率の向上に取り組みます。

（具体的な事業）

・特別支援学校教諭免許状の保有率向上に向けた8か年計画

②特別支援学校のセンター的機能の充実・強化を図るため、特別支援学校に理学療法士や言語聴覚士など、より専門的な知識・技能を有する外部の専門家を配置・派遣することにより、専門家と特別支援学校教員が小・中学校を支援する体制を構築します。

（具体的な事業）

・特別支援学校等の専門性・教育内容充実事業

③特別な支援が必要な児童生徒の社会的・職業的自立に向け、授業改善や、現場実習先及び進路先の開拓を行うとともに、福祉・労働機関と連携した就労支援等、障害や特性に応じた進路指導を充実させます。また、目標に向かって学習する意欲の向上や、望ましい職業観を育むキャリア教育の充実を図るため、清掃や接客サービス等の技能検定を実施します。

（具体的な事業）

・特別支援学校キャリア・プロジェクト

④発達障害等の特性のある児童生徒や不登校の状況にある児童生徒の学習意欲を高めるため、授業における視覚支援や、デジタル教科書・インターネット等を利用した授業等において、タブレット端末等ＩＣＴ機器を積極的に活用し、指導・支援の充実を図ります。

（具体的な事業）

・特別支援学校等の専門性・教育内容充実事業

対策 2-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
5領域すべての特別支援学校教諭二種免許以上を保有する県立特別支援学校の教員の割合	39.7% ※H30.5.1 現在		80%以上
理学療法士・言語聴覚士等の外部専門家を活用した小・中学校への支援件数	9 件		40 件以上

3　「徳」の課題・対策

課題
- 不登校、中途退学、早期離職が多く、特に不登校は中学校からの継続率が高くなっています。
- 依然としていじめが発生しています。
- 目的・目標を持っていない生徒や社会性が身に付いていない生徒が多くいます。
- 自ら積極的に地域や社会と関わる意欲や機会が少ない生徒がいます。《特別支援学校》

対策 3-(1)　規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進

【概　要】

高等学校における不登校、中途退学等の生徒指導上の諸課題や生徒の目的意識の弱さ、また、社会性が育っていないことなどの要因の一つとして、自尊感情や規範意識が小・中学校段階から十分身に付いていないことがあげられます。

このため、各学校において、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりや、生徒の持つ力や良さを引き出し学ぶ意欲を高める取組の推進、豊かな感性や情操を育む部活動の充実などにチーム学校として組織的に取り組むことにより、生徒の規範意識の向上や自尊感情の醸成を図ります。

【主な取組】

①生徒の人権意識の向上と一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて各教科、特別活動、総合的な学習の時間等のそれぞれの特徴に応じて、「高知県人権教育推進プラン」に基づき、教育活動全体を通じた人権教育を推進します。

（具体的な事業）

・人権教育推進事業

②教員と生徒が日々関わりを持つことができるように、教員と生徒が双方向でやり取りを行いながら作り上げる学習記録ノートを活用した取組を推進します。【再掲】

（具体的な事業）

・学習記録ノートの活用促進

③生徒の豊かな感性や情操を育成するため、高等学校総合文化祭の充実や各文化団体との連携を通じて、文化系部活動の活性化を図ります。

（具体的な事業）

・文化部活動サポート事業

・第 44 回全国高等学校総合文化祭高知大会開催準備

対策 3-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
9つの人権課題を年間指導計画に位置付けている高等学校の割合	53.8%		100%

対策 3-(2)　生徒指導上の諸課題の未然防止のための仕組みの構築

【概　要】

生徒指導上の諸課題が起こる背景には、教職員の生徒理解が不十分であることや、中学校とのギャップによって生徒が高等学校の生活に適応できないこと、生徒間のつながりの弱さなどの課題があります。

このため、中・高等学校の教員の連携による情報共有の強化や、高等学校入学後に円滑に学校生活に適応するための取組、いじめ防止に向けた生徒の主体的な取組など、生徒指導上の諸課題の未然防止に向けたチーム学校としての組織的な取組を推進します。

【主な取組】

①支援や配慮を必要とする発達障害等のある生徒に対する指導・支援の内容を、中学校と高等学校の間で確実に引き継ぎます。

（具体的な事業）

・ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト

②高等学校入学後早くから全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、入学後の早い段階で学校生活や学習方法に関するオリエンテーション又は仲間づくり合宿を全ての高等学校で実施します。

（具体的な事業）

・ソーシャルスキルアップ事業（仲間づくり合宿）

③いじめ問題等の防止に向けた児童生徒の主体的な取組を推進するため、小・中・高・特別支援学校の児童会・生徒会の代表者が集まり、いじめ問題等をテーマに実践交流や協議を行う交流集会を開催するとともに、その成果を各学校の取組に生かします。【再掲】

（具体的な事業）

・いじめ防止対策等総合推進事業

対策 3-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
中途退学の減少に向けて、組織的な中高連携の取組を進めていると回答した学校の割合（十分できていると回答した学校の割合）	13.0%		50%以上

対策 3-(3)　生徒指導上の諸課題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築

【概　要】

生徒指導上の諸課題については、その発見や対応が遅れることにより、場合によっては取り返しのつかない事態に至るおそれもあるため、教職員による、生徒との関わりを通した問題行動の早期発見や対応が行われるよう徹底します。

特にいじめは、生徒の命に関わる事案であるため、「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、学級担任が一人で抱え込むことがないよう、学校全体でチームとして迅速な対応ができる体制

を整えるとともに、関係機関との連携によるきめ細かな支援を徹底します。

また、不登校への早期対応のために、児童生徒に関する情報共有や組織的な対応を徹底することによって、支援の充実を図ります。

【主な取組】

①配慮を必要とする生徒への支援を充実させるため、中学校からの引き継ぎシート等の情報をもとに、管理職や関係教員、スクールカウンセラーなどを構成員として定期的に開催する校内支援会において、児童生徒ごとのリスクレベルを判断するとともに、スクールカウンセラー等からの助言を取り入れて見立て、具体的な手立てを策定し、個別の指導計画を作成するとともに、それに基づいて学年部会が中心となって日々の見守りを行うなど、組織的な対応を行うことを徹底します。

②少しでもリスクがあると思われる児童生徒について、欠席や遅刻など気になる兆候が見え始めた段階で校内支援会において状況を確認するとともに、家庭訪問や面談を行うなど早期の支援を開始することを徹底します。【再掲】

③高等学校の生徒指導担当や養護教諭等が、各中学校と連携し入学生の情報を共有することや、個別の支援シート等を引き継ぐことにより、保幼小中高間の抜かりない情報共有と連続性のあるチーム支援を実施します。

④いじめ問題への適切な対応を図るため、学校内のいじめ防止等の対策のための組織のもとで、いじめ防止対策の進捗管理やＰＤＣＡサイクルによる取組の評価を行います。また、いじめが発見された場合には、その早期解決のため、この組織に情報を集約し、教職員の間で共有した上で、校長のリーダーシップのもと学校全体で迅速に対応します。

（具体的な事業）

①～④

・生徒指導主事会（担当者会）

・校内支援会活性化事業

・スクールカウンセラー等活用事業

・スクールソーシャルワーカー活用事業

対策 3-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
いじめを認知している学校の割合（公立高等学校）	72.2%	56.6%	全国平均以上
不登校の新規発生率（その年度、新たに不登校になった生徒数／不登校生徒総数）	（公立） 59.6%	全国平均 （国公私立） 59.9%	（公立） 30%以下
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが参加した校内支援会を月１回以上実施している学校の割合	・高：64.9%		・高：100%

対策 3-(3)の指標(つづき)	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
スクールカウンセラーを講師とした校内研修を年 1 回以上実施している学校の割合	・高:89.2% ・特:78.6%		・高:100% ・特:100%
校種間における生徒の情報共有を組織的・計画的に行っている学校の割合	・高:100%		・高:100%

対策 3-(4) 目的意識の醸成や社会性の育成に向けた組織的な取組の充実

【概　要】

生徒が、自分自身の将来像やその実現のために取り組むべきことを明確に思い描けないため、学習に対する目的意識が弱く、社会生活を営む上での社会性等のスキルが十分身に付かない状況があります。また、選挙権年齢の引下げに伴い、生徒たちに、これまで以上に政治的教養を育むことが求められています。

このため、各学校で、生徒に身に付けさせるべき力を明確化した上で、外部の人材も活用して、目的意識の醸成や社会性の育成に向けたキャリア教育や政治的教養を育む教育を更に推進します。

【主な取組】

①生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力（キャリアデザイン力）を育成するため、大学や企業と連携・協働し、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育を更に推進します。

（具体的な事業）

・魅力化推進プラン・キャリアアップ事業

②対人関係がうまく築けないといった社会性が身に付いていない児童生徒に対するソーシャルスキルトレーニングなどのキャリア教育を充実させます。

（具体的な事業）

・ソーシャルスキルアップ事業(ソーシャルスキルトレーニングの研究・実践)

③生徒の政治的教養を育むために、主体的・対話的で深い学びの学習方法を活用しながら、現実社会の諸課題を取り扱うことや、実践的な活動を取り入れることなどにより授業を充実させていきます。

（具体的な事業）

・新学習指導要領に向けた事業(主権者として求められる資質・能力を育む教育の充実)

④社会人になるために身に付けておくべき基礎となる能力や態度を学校の教育活動全体を通じて身に付けさせるとともに、資格取得の促進に向けた対策講座や外部講師によるビジネスマナー講座等の実施を更に強化します。

（具体的な事業）

・キャリアアップ事業

・組織力向上事業(21 ハイスクールプラン)

⑤個々の生徒が自分の進路について早期に目標を定め、主体的に取り組むとともに、将来社会に参画した時に必要とされる基礎的な学力や社会性を身につけることができるよう、各学校において、生徒の多様な学力・進路希望に対応し、体験的な活動なども組み込んだより効果的なカリキュラムを構築します。【再掲】

（具体的な事業）

・社会性の育成推進事業（将来に向けて目的を持つことができる生徒育成プラン）

対策 3-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
公立高校卒業後、就職した生徒の就職後 1 年目の離職率	14.9%		10%以下
企業・大学等におけるインターシップ等に参加した生徒の割合	97.2% （H30.12 月）		100%

対策 3-(5) 社会参加に向けた意欲の醸成や社会性を育む組織的な取組の充実《特別支援学校》

【概　要】

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築には、その基盤となる障害に対する正しい理解とともに、障害のある児童生徒には、社会参加に向けた意欲や社会性を育む取組が大切です。

このため、居住地校交流（特別支援学校で学習する児童生徒が、居住地域の小・中学校において行う交流及び共同学習）など障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ学校間交流などの機会の充実を図ります。

【主な取組】

①障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が互いに理解し合うための学習の機会として、特別支援学校と小・中学校、高等学校との学校間交流や特別支援学校のある地域との交流、居住地校交流等を積極的に推進します。

（具体的な事業）

・特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流実践充実事業

対策 3-(5)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
特別支援学校小学部の児童の居住地校交流の実施率	51.7%		70%以上

4　「体」の課題・対策

課題

・小・中学生に比べて、高校生の運動・スポーツの実施頻度や１日の実施時間が少ない状況にあります。
・高等学校・特別支援学校では、将来の多様なスポーツライフにつなげる取組が十分ではない状況がみられます。
・ネット依存等により、健康的な生活習慣が十分に定着していない状況がうかがえます。
・運動部活動では、生徒の能力・適性、興味・関心に応じた指導が十分に行われていません。

対策 4-(1)　体育授業の改善

【概　要】

教員は、生徒が生涯にわたってスポーツを継続するために、自己に適した楽しみ方や関わり方があることを理解させ、卒業後のスポーツライフにつながる体育授業を実践することが必要です。

このため、授業の質を高め合うことができる仕組みづくりやスポーツへの興味・関心を高める取組等をチーム学校として組織的に推進することにより、個々に応じたスタイルでスポーツに関わることができる生徒を育てます。

【主な取組】

①総合型地域スポーツクラブの取組や各種スポーツ大会などの本県の地域スポーツ活動を紹介することにより、生徒が個々のライフスタイルに応じたスポーツとの関わり方を発見し、卒業後もスポーツに親しむようにいざないます。

②体育授業の質を向上させるため、各学校において、文部科学省が作成した体育学習の評価に関する手引きを活用して、それぞれの学校の実態に応じた適切な評価規準や評価方法が年間指導計画に適切に設定されるよう徹底します。また、それが円滑に行われるよう、評価規準等の設定のポイントを示した補助資料を作成するとともに、指導主事が定期的に学校訪問を行い、教科会等において指導・助言を行います。

③若い世代のスポーツ人口を増やすため、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を好機と捉え、オリンピック・パラリンピック教育を通じてスポーツに対する理解や関心を高めるとともに、生徒がスポーツ交流やボランティア活動に参加する機会の充実を図ります。

（具体的な事業）

①～③

・体育授業の質的向上対策＜高等・特別支援学校＞

対策 4-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
保健体育の授業が楽しいと感じる生徒の割合（楽しい・やや楽しいと回答した割合）	・男：91% ・女：87%		・男：95%以上 ・女：90%以上
1 日の運動時間が 30 分未満の生徒の割合	・男：27% ・女：53%		・男：20%以下 ・女：40%以下

対策 4-(2) 健康教育の充実

【概　要】

近年、スマートフォンなどの過度な利用や運動習慣の未定着などを背景に、睡眠不足や欠食といった生活習慣の乱れから、健康面に課題を抱える生徒の増加が心配されています。

このため、学校全体で健康教育の充実に取り組む体制づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域が連携した取組を推進するなど、学校全体でチームとして健康教育の充実を図ります。

【主な取組】

①全学校の健康教育の中核となる教員を対象にした研修を実施するとともに、退職養護教諭の派遣による経験の浅い養護教諭等への支援等を行います。
また、学校体育関係者や医療関係者、保護者、養護教諭などをメンバーとするこうちの子ども健康・体力向上支援委員会において、学校体育や健康教育、健康管理に関する課題や対策について協議し、課題解決に向けた取組を推進します。

②生徒一人一人が、学校の健康課題を自らの課題として捉え、その課題解決に向けて取り組む生徒保健委員会の活動を活性化させます。また、小学校から高等学校まで系統立った健康教育の副読本の活用による自己の健康管理と将来親になるための学習を通して、生徒が主体的に健康的な生活を送ることへの理解を深める健康教育の充実に取り組みます。

③外部講師を活用した授業の実施、学習指導要領を踏まえたカリキュラムや教材の作成など、学校や地域の実情に応じたがん教育を推進することにより、健康教育の一層の充実を図り、様々な疾病の予防や望ましい生活習慣について児童生徒や保護者の意識の向上につなげます。

（具体的な事業）

①～③

・健康教育充実事業

対策 4-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
毎日朝食を食べる生徒の割合	・男：77% ・女：81%		・男：85%以上 ・女：85%以上

対策 4-(3) 運動部活動の充実と運営の適正化

【概　要】

運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進だけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感を育みます。また、その活動を通して仲間や教職員との連帯感を高めるなど、学校全体の知・徳・体の向上に相乗的な効果をもたらします。

しかし、最近では、競技の専門的な指導者の不足、部員の減少、生徒のスポーツに対する嗜好の多様化などから、生徒の能力・適性、興味・関心に応じた活動が実施されにくい状況がみられます。

このため、指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へいなどにより、運動部活動の更なる充実を図ります。

他方で、運動部活動を過度に長時間にわたり、また、休養日を設けることなく実施することは、子どもたちの疲労の蓄積や怪我につながる可能性があるのみならず、教員の業務負担を増してしまうことにもなります。

このため、教員の多忙感の解消を図り、子どもに向き合う時間を確保する観点等から、教員の指導に係る負担を軽減するのと同時により専門的な指導の実現にもつながる外部指導者の派遣の充実を図ります。併せて、望ましい運動部活動の在り方を普及するなど教員の部活動に係る業務の負担を軽減するための環境整備に取り組みます。

【主な取組】

①技術的・戦略的な指導やコンディション管理などの専門的な指導ができる外部指導者や、スポーツ医・科学面からサポートできるスポーツトレーナー等の派遣を拡充します。
また、外部指導者等の派遣を拡大するため、競技団体やスポーツ医・科学関係団体、総合型地域スポーツクラブ、大学などの協力を得ながら運動部活動の指導が可能な外部人材をリスト化し、学校のニーズに応じマッチングを行います。

（具体的な事業）

・運動部活動サポート事業

・運動部活動指導員派遣事業

②運動部活動の適正な運営の在り方についての理解や、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のため、県外の優秀な講師を招へいして、管理職や顧問教員等を対象とした研修会を実施します。【再掲】

（具体的な事業）

・運動部活動課題解決事業

③ジュニアからの系統立った指導体制の確立を進めるうえで核となる高等学校の運動部活動の充実を図るため、県立高等学校の中から運動部活動強化拠点校及び運動部活動強化推進校を指定し、専門的な指導ができる顧問の配置や活動費の支援を行います。

（具体的な事業）

・運動部活動強化校支援事業

④生徒の減少が進む中山間地域の学校において、運動部活動の在り方や指導者の資質向上など、運動部活動が抱える課題の解決を図るため、関係者が連携して、運動部活動や大会の運営、生徒への効果的な指導などについて研究や対策を実施します。

⑤「高知県立学校に係る運動部活動の方針」に基づき、適切な運営のための体制整備や、生徒の発達の段階に応じた適切な休養日・練習時間の設定など、望ましい運動部活動の推進を図ります。

⑥運動部活動に係る教員の負担を軽減するため、地域スポーツハブとも連携しながら、単独で部活動の指導や引率が可能となる運動部活動指導員等の外部指導者の配置を更に拡充します。【再掲】

（具体的な事業）

④～⑥

・運動部活動課題解決事業

・運動部活動サポート事業

・運動部活動指導員派遣事業

対策 4-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
運動部活動の加入率	・男：61.3% ・女：25.8%	全国平均 ・男：57.9% ・女：28.2%	・男：70%以上 ・女：30%以上
学校の決まりとして運動部活動における週休日を設定している高等学校の割合	100.0%		100%

《全校種共通》

課題　・教員の働き方改革を推進するためには、保護者や地域の理解や協力を得ながら、学校・教員が担ってきた業務を仕分けし、専門スタッフや外部人材の活用によって業務の効率化や削減を図らなければなりません。また、長時間勤務も良しとするこれまでの働き方を見直し、管理職が教職員に対して、業務遂行に係るマネジメントを適確に実施する中で、意識改革を図る必要があります。

対策（1）　教員の働き方改革の推進

【概　要】

教員は、「子どものために」という強い使命感や責任感から、学習指導のみならず、児童生徒に関わるあらゆる業務に献身的に対応する中で、年々学校や教員の役割が増大してきました。また、大量退職に伴う若年教員の採用、学習指導要領改訂に伴う総授業時数や部活動の指導時間の増加により、子どもと向き合う時間を十分に確保することが困難になるとともに、教員の長時間勤務が常態化しています。

文部科学省が行った平成 28 年度の教員勤務実態調査では、「過労死ライン」とされる月 80 時間以上の超過勤務をしている教員が、小学校で全体の３割、中学校で６割存在していることが明らかになりました。また、平成 29 年６月に設置された中央教育審議会の「学校における働き方改革特別部会」の審議では、教員の勤務実態について、直ちに改善が必要な差し迫った状況にあるとの認識が示され、改善に向けた緊急提言がなされました。さらに、平成 31 年１月には、これまでの対応をとりまとめた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申と併せて、正規の勤務時間を超える時間外勤務の上限の目安時間を「月 45 時間、年間 360 時間」とする「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定されました。こうした国の動向に合わせ、本県においても働き方改革に関する様々な取組を一層推進していく必要があります。

本県における平成 30 年６月の 80 時間以上の超過勤務者（校務支援員配置の小学校 12 校 324 人、中学校８校 234 人が対象）は、小学校で約２割、中学校で約５割と全国よりも少ないものの同様の傾向にあります。

こうした現状に対して、教員の肉体的、精神的な負担を軽減し、日々の生活の質を向上させるとともに、本来業務である授業改善や個々の児童生徒に応じた生徒指導などの子どもと向き合う時間を確保し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮することができるよう市町村教育委員会や学校と連携し、教員の働き方改革の取組を推進します。

【主な取組】

①統合型校務支援システムの導入により、指導要録や学習評価等の業務の電子化や教材等の共有化など、教務関係事務に係る業務の効率化・削減を図ります。

②県が実施する集合研修等について、精選による回数の削減等を行うとともに、テレビ会議システムの活用による移動負担の軽減やＯＪＴを活用した研修への移行を進めます。また、県

からの調査や照会の削減や簡素化に取り組みます。

③教員の専門性を必要としない事務的業務などを教員に代わって行う校務支援員を配置します。また、複雑化・多様化する児童生徒や家庭の課題に対し、心理や福祉に関する専門的な見地から学校・教員を支えるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの配置を更に拡充します。

④長時間勤務の要因であり、負担感が大きいとされる部活動について、部活動ガイドラインに沿って定めた休養日や活動時間等の適正な計画を立てるとともに、着実に実施することを推進します。また、部活動支援員に加え、顧問に代わり単独で指導や引率が可能となる部活動指導員の配置を進めます。

⑤若年からベテランまでが組織として協働的に業務に取り組む体制を構築するとともに、先進的な業務改善の取組等を参考にしながら、学校独自の行事や業務を見直すなど、業務の精選や効率化、縮減するための取組を推進します。また、これらの取組について、保護者や地域に理解と協力を得るための広報や説明会を行うとともに、地域学校協働本部の設置拡大と充実を図ります。

⑥国の勤務時間の上限に関するガイドラインを踏まえ、学校現場において勤務時間管理の徹底を図ります。また、教員一人一人の働き方に関する意識改革を進めるため、管理職のマネジメント力を高めるための研修を行うなど、啓発に努めます。併せて、定時退校日や最終退校時刻、学校閉校日の設定の取組を促進していきます。

（具体的な事業）

①～⑥

・教員の働き方改革

対策(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
在校等時間を短縮する中で、教科会等（教科間連携、学年会等を含む。）の実施回数や時間が増えた小・中学校の割合	—		100%
県立学校における月 80 時間を超える時間外勤務を行った教職員数	—		0 人

課題

・教職員による不祥事が相次ぐ背景として、学校では様々な課題に対し、教職員一人一人が個々で対応することが多く、ミスや問題が生じてしまった際に、組織として対応が十分に図られていない実態があります。

対策（2）　教職員の不祥事防止に向けた組織的な取組の推進

【概　要】

近年、教職員による度重なる不祥事が発生し、学校教育に対する県民の皆様の信頼を大きく裏切る状況となっています。これまでもあらゆる機会を通じて服務規律の徹底を図り、各学校においては、不祥事防止プログラムを活用した校内研修を実施するなど、法令順守の徹底と教職員の倫理観を高める取組を行ってきましたが、不祥事の根絶には至っていません。

その要因として、教職員個人の資質によることもありますが、それとともに、学校では様々な課題に対し、教員一人一人が個々で対応することが多く、組織としての取組が弱いこと、一旦ミスや問題が生じてしまった際の職場内のサポート体制やチェック体制が十分でないことなどが考えられます。

このため、抜本的な対策として、服務規律の徹底や研修を充実させることはもとより、職場内で教員同士が支え合い、チーム学校として組織的に人材を育成するＯＪＴの仕組みを構築することにより、不祥事を発生させない職場環境をつくり上げていきます。

【主な取組】

①教育センターが行う教員研修において、ステージ別に服務に関する研修を拡充し、コンプライアンスに関する研修を体系的に実施することにより、教育公務員としての自覚や意識の向上を図ります。

②経験豊富な教員が若年教員の全般的な育成を行う仕組みを整えるとともに、中堅教諭や管理職の人材育成やマネジメントの能力を高める仕組みを整えるなど、チーム学校として、組織的に若年教員から管理職までの人材を育成するＯＪＴの仕組みを構築します。

まず、小学校において、若年教員をはじめとする教員の資質・指導力の向上を図るため、ベテラン教員や中堅教員がメンター（助言者）として、若年教員の学級経営、授業づくり等について指導・助言しながらチームで学び合う「メンター制」を導入することにより、各学校におけるＯＪＴの充実を図ります。

中学校では、全ての学校において、教科のタテ持ちや教科間連携、あるいは、その両方を組み合わせた取組を実施し、定期的かつ日常的な学び合いの場を設定します。

県立学校では、校長を中心とした学校の組織マネジメント力の更なる強化に向けて、主幹教諭の配置の拡充を進めるとともに、主幹教諭を総括育成担当者として位置付け、若年教員の指導に携わる仕組みを構築します。

③学校代表者や専門家等による「学校組織の在り方検討委員会」を設置し、学校の組織力の向上に向けた取組や、不祥事の根絶やチーム学校の視点に立った組織的な人材育成の在り方について協議していきます。

（具体的な事業）

①～⑥

・教員不祥事防止対策

基本方向2　厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

家庭の生活の困窮等で厳しい環境にあるがゆえに、学力の未定着、いじめや不登校、虐待や非行などといった困難な状況に直面している子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切ることを目指します。

このため、就学前には保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットホームとして、地域と学校との連携・協働体制を県内全域で構築しながら、就学前から高等学校までの一貫した支援策を推進します。

1　知・徳・体に共通する課題・対策

課題　・家庭の教育力の弱さが子どもたちの知・徳・体の育成に影響しています。

対策 1-(1)　保護者に対する啓発の強化

【概　要】

家庭は子どもが育つ基盤であり、豊かな心や人間性を育む上で重要な役割を担っていますが、生活の困窮などを背景に、子育てに悩みなどを抱える保護者も多く、今一度、地域全体で保護者が子どもの教育に関わるという意識を高めていくことが重要です。

このため、地域や保育所・幼稚園等、学校が、保護者に対する啓発を積極的に行うよう支援することにより、家庭の教育力の向上につなげていきます。

【主な取組】

①配慮が必要な保護者の子育て力の向上のため、家庭支援推進保育士等による個別の支援の充実を図り、保育所・幼稚園等の行事への参加を促進することなどを通じて、保護者の子育てに対する自覚や意欲を高めます。

（具体的な事業）

・保育サービス促進事業（家庭支援推進保育士の配置）

②教育行政、学校、保護者が同じ方向を向いて地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対処していくため、各地区においてＰＴＡの研修会などを開催することにより、課題を共有する場を設け、ＰＴＡの具体的な活動につなげていきます。また、多くの保護者の参画を得るとともに、保幼小中高を通じて連携した活動が活発化していくための関係者の取組を支援することにより、ＰＴＡ活動を活性化させます。

（具体的な事業）

・PTA 活動振興事業

③保護者を対象とした子育て講座の開催など、市町村における家庭教育支援の取組を促進します。また、県教育委員会が作成した親育ちを支援する学習教材を活用して、保護者や子育て支援関係者が交流しながら学び合う取組を促進します。

（具体的な事業）

・家庭教育支援基盤形成事業

対策 1-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
家の人と学校での出来事について話をしている児童生徒の割合（当てはまる・どちらかといえば当てはまると回答した割合）	・小：77.8% ・中：73.3%	全国平均 ・小：80.5% ・中：76.0%	全国平均以上
PTA・教育行政研修会参加後に、研修会で学んだことを新たな取組につなげた単位 PTA の割合	97.2%		90%以上

対策 1-(2) 学校や地域の力による家庭の教育力の補完

【概　要】

家庭が抱える課題は多様化・複雑化しており、厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を断ち切るためには、保護者に対する啓発の充実にとどまらず、学校と地域が力を合わせ、地域ぐるみで子どもの成長を見守り支えていく体制づくりが不可欠です。

このため、学校と地域が連携・協働し、家庭の教育力を補完しながら、学校をプラットホームとして、厳しい環境にある子どもたちを支える対策を推進します。

※主な取組については、この基本方向２の中で後述する知・徳・体のそれぞれの取組において詳述します。

課題　・家庭の厳しい経済状況を背景に高校進学や就学の継続が難しい子どもがいます。

対策 1-(3) 保護者の経済的負担の軽減

【概　要】

家庭の厳しい経済状況を背景に、高等学校への進学や就学の継続が難しい子どもがいます。また、満３歳未満児の保育料は、満３歳以上児と比較すると高額になっており、子育ての負担感が増しています。

このため、小・中・高等学校において、それぞれ就学のための経済的支援を行うとともに、多子世帯を対象に満３歳未満児の保育料を軽減します。

【主な取組】

①就学援助制度を各市町村が安定的かつ充実した内容で運用していくことができるよう、必要な情報提供や助言を行うとともに、国に対して、十分な財政措置を講ずるよう働きかけていきます。

新・放課後子ども総合プランでは、働く保護者のニーズに応じた放課後児童クラブなどの開設時間の延長や就学援助世帯等の子どもたちの利用料の減免に対する財政支援を行います。

（具体的な事業）

・新・放課後子ども総合プラン推進事業

②経済的な理由で就学が困難となる生徒に対し、就学支援金を支給することにより、高等学校等における授業料の軽減を図るとともに、高校生等がいる低所得世帯を対象に奨学給付金を支給することにより、教科書や教材費、学用品、ＰＴＡ会費等の授業料以外の教育費の負担軽減も図ります。

また、高等学校等の生徒に対して、成績基準がなく、貸与月額を選択できるなど、利用しやすい無利子奨学金の貸与を更に進めます。

（具体的な事業）

・高等学校等就学支援金事業

・高校生等奨学給付金事業

・高知県高等学校等奨学金事業

③18 歳未満の子どもが３人以上いる家庭の経済的負担を軽減するため、市町村が行う第３子以降の３歳未満に係る保育料の軽減又は無料化を支援します。

（具体的な事業）

・多子世帯保育料軽減事業

課題 ・高校中途退学等により社会的に自立することに困難な事情を抱えている若者がいます。

対策 1-(4) 高校中途退学者等の就学・就労に向けた支援の充実・強化

【概　要】

平成 27 年度の国勢調査によると、本県の 15～39 歳の若年人口のうち無業者の数は 3,312 人と全体の 2.0％を占めており、全国ワースト５位となっています。また、平成 29 年度の高等学校中途退学者数は 362 人と全体の 1.8％を占め、全国ワースト３位となっています。

こうした社会的自立が困難な若者の中には、在学中にいじめや不登校を経験するなどして、今も社会に一歩を踏み出せずにいる者も多くいます。

このため、このような若者を一人でも多く社会に送り出せるよう、若者の自立と学び直しを支援します。

【主な取組】

①ニートや引きこもり傾向にある若者の支援機関である「若者サポートステーション」に、より多くの若者をつなげ、就学や就労に向けた支援を行います。

また、サポートステーションへの通所が困難な若者に対して、出張相談や送迎支援等のアウトリーチ型の支援を実施します。

（具体的な事業）

・若者の学びなおしと自立支援事業

対策 1-(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
若者サポートステーション利用者の進路決定率（累積）	59.1% ※H30.12 月		55%以上

課題 ・スマートフォン等の不適正な利用が子どもの知・徳・体の育成に悪影響を与えています。

対策 1-(5) ネット問題に対する県民運動の推進

【概　要】

小・中・高校生のスマートフォン等の所持率が急速に高まる中、長時間の使用により学習習慣や生活習慣が乱れたり、ネットを介したいじめや犯罪が増加するなど、インターネットの不適正な利用に伴うさまざまな問題が深刻化しつつあります。平成 29 年度の高知県青少年保護育成条例の改正では、保護者の役割として、監護する青少年が「インターネットを適切に活用する能力」を習得するよう努めるとともに、年齢や活用する能力に応じて、利用状況の把握やフィルタリングによる有害情報の制限等、インターネット利用環境の整備が追記されています。このように、インターネットに関する問題の改善に向けては、児童生徒はもとより、周囲の大人に対してもインターネットの適正な利用について、啓発していく必要があります。

このため、各学校において情報モラル教育を推進するとともに、インターネットの適正な利用に向けた児童生徒の主体的な取組を促進します。また、保護者に対する啓発も強化することにより、学校・家庭・地域におけるインターネットの適正利用のためのルールづくりなどを県民運動として推進します。

【主な取組】

①県警、大学生ボランティアと共同で学校での情報モラル教育を推進するための資料を作成するとともに、小・中・高等・特別支援学校の児童会・生徒会の交流集会を、市町村単位、ブロック別、全県等で持ち回りで開催することにより、インターネットの適正な利用に向けた児童生徒の主体的な取組を促進します。また、「高知家やさしさいっぱい子ども宣言」の周知を図るため、啓発リーフレット等の作成・配布等を行うとともに、ネット問題をテーマにしたＰＴＡ研修等を積極的に支援します。

こうした取組を通じて学校・家庭・地域におけるインターネットの適正な利用に向けたルールづくりにつなげます。

（具体的な事業）

・ネット問題啓発資料の活用の推進

・いじめ防止対策等総合推進事業

対策 1-(5)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
インターネットの適正な利用に関するルールづくりを行った学校の割合	・小：50.3% ・中：65.7% ・高：38.5% ・特：50.0%		100%

2　「知」の課題・対策

課題　・家庭の教育力の弱さが子どもの学力に影響しています 。
・学習できる環境にない家庭が多く、家庭学習の時間が十分に確保されていません。

対策 2-(1)　放課後等における学習の場の充実

【概　要】

家庭における生活の困窮や教育力の低下などを背景に、学校以外での学習の機会が十分に与えられず、学力の未定着という困難な状況に直面している子どもたちがいます。

こうした子どもたちの基礎学力の定着と向上、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上を図るため、小・中・高等学校の各段階において学習支援員の配置を拡充し、学校が行う放課後等の補充学習の充実に取り組むとともに、新・放課後子ども総合プランの推進により、地域と連携・協働して放課後等の学びの場の充実を図ります。

【主な取組】

①小・中学校が主体的に実施する放課後等の補充学習において、学習のつまずきに早期に対応し、よりきめ細かな個別指導や家庭学習指導を行うため、放課後等学習支援員の配置を拡充します。

また、学力に課題のある子どもたちのつまずきの解決には、授業から一貫した個別指導が必要であるため、学習支援員を配置する場合には、授業から放課後までを一貫して担うものを配置することを基本として、拡充します。

さらに、一人一人の実態に応じた支援を行うために、効果的な指導方法の事例を収集し、市町村教育委員会や学校に周知します。

（具体的な事業）

・放課後等における学習支援事業

②高等学校において、義務教育段階の学力の定着に課題のある生徒に対して、個々の生徒の学力の状況に応じたきめ細かな指導を行うため、放課後や長期休業中の補力補習、チーム・ティーチングにおける指導補助などにあたる学習支援員の配置を拡充します。

（具体的な事業）

・学力向上推進事業（学習支援員事業）

③放課後等における子どもたちの安全・安心な学びの場である放課後児童クラブや放課後子ども教室において、地域の多くの方々の参画を得て学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組が充実するよう支援します。

④放課後等の学習の場における学習活動を充実させるため、子どもたち一人一人が使える教材等の購入を支援します。

（具体的な事業）

③～④

・新・放課後子ども総合プラン推進事業

対策 2-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
放課後等学習支援員・学習支援員の配置校数【再掲】	・小：117 校 ・中：77 校 ・高：31 校		・小：100 校以上 ・中：80 校以上 ・高：31 校
学習支援員配置校に占める授業から放課後までを一貫して担う学習支援員を配置した学校の割合	・小：92.3% ・中：96.1%		・小：100% ・中：100%
放課後学びの場における学習支援の実施率（小学校）	98.1%		96%以上

対策 2-(2) 厳しい環境にある子どもの学びの場へのいざない

【概　要】

本県には、厳しい環境にあるがゆえに、生徒指導上の諸課題を抱え、学校や放課後の学習支援などの学びの場に参加できない子どもたちがたくさんいます。

このため、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、子どもたちの学びの場への参加を促す取組の充実・強化を図ります。

また、不登校の児童生徒や、学齢期に様々な事情で義務教育を受けることができなかった方々への学習機会の提供に向けた検討を進めます。

【主な取組】

①個々の子どもに寄り添い、解決に向けたきめ細かな支援を行いながら、子どもたちの登校や放課後の学びの場への参加等を促すため、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充します。

（具体的な事業）

・スクールソーシャルワーカー活用事業

②不登校の児童生徒や、学齢期にさまざまな事情で義務教育を受けることができなかった方々に学習の機会を提供するための中学校夜間学級の設置に向けて、体験学校を県内各地で開催し、地域ごとに広報やニーズの把握に努めるとともに、市町村代表や有識者等による検討委員会において、設置場所や運営方法等に関する検討を進めます。

（具体的な事業）

・中学校夜間学級の設置に向けた検討

3　「徳」の課題・対策

課題
- 規範意識を育むための家庭でのしつけや、自尊感情を育むための家族のふれあいが十分ではない状況がみられます。
- 豊かな感性を育むための体験活動の機会が十分ではない状況がみられます。

対策 3-(1)　地域全体で子どもを見守る体制づくり

【概　要】

家庭の厳しい経済状況等を背景に、子どもと十分に向き合うことが難しい保護者が多くいる中で、子どもたちに規範意識や自尊感情、豊かな感性などを育むには、子どもたちに対して時には保護者のように関わり、温かい眼差しを送る地域の存在が不可欠です。

このため、地域学校協働本部の活動の充実を図るとともに、新・放課後子ども総合プランを推進することにより、地域全体で子どもたちを見守り育てる体制づくりを進めます。

【主な取組】

①地域学校協働本部の活動において、地域の方々による登下校時の子どもたちへの声かけや交通安全指導、子どもたちと一緒に行う清掃活動などの取組を充実させることにより、子どもたちが多くの大人たちに見守られながら育つ環境を作り、子どもたちの規範意識や自尊感情を育みます。

また、豊富な知識・経験を持つ地域の方々にゲストティーチャーとして授業をしてもらう取組や地域の大人たちに絵本の読み聞かせを行ってもらう取組、また、子どもたちが地域行事に参加する取組等を充実させることにより、子どもたちの豊かな感性を育みます。

（具体的な事業）

・地域学校協働活動推進事業

②放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進し、子どもたちが地域の多くの方々に活動を見守られながら、安全で安心して過ごせる放課後の居場所を確保します。

（具体的な事業）

・新・放課後子ども総合プラン推進事業

③地域による子どもたちの見守り機能を強化するため、地域学校協働本部や放課後子ども教室の活動に携わるボランティアの方々に、児童虐待やいじめなど子どもたちを取り巻く現状について理解を深めていただく取組を進めます。

また、全ての地域学校協働本部に、民生・児童委員の参画を進めるとともに、厳しい環境にある子どもたちの地域による見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進します。

（具体的な事業）

・地域学校協働活動推進事業

・新・放課後子ども総合プラン推進事業

対策 3-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
地域学校協働本部における学習支援、登下校安全指導、環境整備等の学校支援活動回数【再掲】	24,055 回		15,000 回以上
民生・児童委員が活動に参画している地域学校協働本部の割合	97.8%		100%
高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合	―		40%以上

対策 3-(2) 専門人材、専門機関との連携強化

【概　要】

子どもたちを取り巻く環境が厳しさを増す中で、生徒指導上の諸課題などの解決を図っていくためには、県内の教育相談支援体制の充実・強化を図るとともに、学校においては外部の専門人材を活用して組織的な取組を推進していくことが必要です。

このため、多様な相談に対する窓口になるとともに、課題の解決まで相談者に寄り添うワンストップ&トータルな支援を行うことができるよう、心の教育センターの体制を強化します。また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充や、関係機関との連携により、不登校児童生徒への支援や非行防止の取組などを進めます。

【主な取組】

①スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充により、子どもや保護者等が不安や悩みをいつでも気軽に相談できる体制を構築し、子どもや家庭が抱える課題への多様な支援の充実を図ります。

（具体的な事業）

・スクールカウンセラー等活用事業

・スクールソーシャルワーカー活用事業

②県内の教育相談の中枢機関である心の教育センターに、高度な専門性を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、学校生活での悩みや家庭における問題など子どもたちが抱える教育課題に関する相談を一元的に受理するとともに、学校や関係機関との連携のもとで課題の解決まで寄り添うワンストップ&トータルな支援を行います。

③心の教育センターにおいて、幅広い教育相談を受け付けるワンストップ機能を高めるとともに、課題解決に向けて関係機関の専門性を生かすコーディネート機能を高めるため、県内における各種相談窓口や児童・青少年支援機関との連携を強化します。

（具体的な事業）

②～③

・心の教育センター相談支援事業

④各市町村の要保護児童対策地域協議会において、子どもたちへの支援策を検討する際に、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが参加することにより、効果的な支援につなげられるよう取り組みます。

⑤スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの支援力の向上を図るため、より効果的な研修を実施するとともに、心の教育センターに配置されている特に高い専門性を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが各地域に配置されているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの指導や助言に当たります。

⑥教育支援センター等における相談支援体制の強化を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して、学校に通うことができていない児童生徒が、安心して過ごすことのできる居場所づくりに取り組みます。また、児童生徒一人一人に応じた学習支援を行い、学校以外での学習の機会の確保に取り組みます。

（具体的な事業）

④～⑥

・スクールカウンセラー等活用事業

・スクールソーシャルワーカー活用事業

⑦「高知家の子ども見守りプラン」に基づき、知事部局、教育委員会、警察本部が連携して、非行を未然に防ぐ「予防対策」、非行の入口にいる子どもたちを非行に向かわせない「入口対策」、立ち直りを支援する「立ち直り対策」の３つの対策を推進することにより、少年非行を防止していきます。

⑧各学校において児童生徒の不登校の要因や状況に応じたきめ細かく柔軟な支援が行われるよう、スクールカウンセラーや指導主事等で構成する「不登校対策チーム」が各学校を訪問し、校内支援会を中心とした組織的な支援体制の強化や不登校の未然防止・早期対応の取組の充実に向けた指導・助言を行います。

⑨県の「不登校対策チーム」と高知市教育委員会が配置する「不登校対策アドバイザー」が連携しながら、同市内の学校を定期的に訪問して、組織的な不登校対策について指導・助言を行います。

（具体的な事業）

⑧～⑨

・「不登校対策チーム」による訪問支援

⑩児童生徒の状況に応じた適時適切な支援が行われるよう、各学校において専門人材を活用した効果的な校内支援会を実施するとともに、必要に応じて心の教育センターやその他の関係機関と連携して児童生徒の支援を行う仕組みづくりを推進します。

（具体的な事業）

・心の教育センター相談支援事業

対策 3-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
スクールカウンセラーの配置校数・配置頻度、アウトリーチ型スクールカウンセラーの市への配置数(配置率)【再掲】	・小:192 校(100%) ・中:107 校(100%) ・高:36 校(100%) ※1 学年 3 学級以上の学校への週 2 回派遣 52.6% ・特:14 校(100%) ・8 市(735%)		・小:100% ・中:100% ・高:36 校(100%) ※1 学年 3 学級以上の学校への週 2 回派遣 100% ・特:14 校(100%) ・11 市(100%)
スクールソーシャルワーカーの配置状況【再掲】	【小・中】 ・33 市町村 【高・特】 ・高:15 校 ・特: 6 校		【小・中】 ・全市町村 【高・特】 ・高:16 校 ・特:5 校
関係機関等につながっていない不登校児童生徒の割合	・小:10.7% ・中:15.0% ・高:38.9%	全国平均 ・小:21.0% ・中:24.5% ・高:36.8%	全国平均以下
心の教育センターの相談支援件数(来所・出張・巡回相談)	新規受理件数 445 件(H31. 2 月)		新規受理件数 400 件以上

4　「体」の課題・対策

課題
- 家庭における運動やスポーツを行う機会が十分ではない状況がみられます。
- 基本的な生活習慣が十分に身に付いていない子どもがいます。
- 食事を十分にとることができていないいわゆる「欠食」の子どもたちがいます。

対策 4-(1)　運動・スポーツの機会の提供

【概　要】

家庭における生活の困窮や教育力の低下などを背景に、家庭や地域において運動やスポーツを行う機会が十分でない子どもたちがいます。

このため、地域のスポーツに関わる人材や総合型地域スポーツクラブ等の協力のもと、学校と地域が連携し、子どもたちが運動する機会の充実を図ります。

【主な取組】

①地域のスポーツに関わる人材の協力による運動部活動の充実や、総合型地域スポーツクラブと学校との連携により、子どもたちが日常的に運動やスポーツに触れる機会の拡大を図ります。

（具体的な事業）

・こうちの子ども健康・体力向上支援事業

対策 4-(2)　保護者に対する啓発の強化

【概　要】

子どもの生活習慣は、保護者の生活習慣に大きく影響されることから、子どもたちの基本的生活習慣を育成するためには、まず、保護者に健康的な生活習慣に対する意識を高めてもらう必要があります。

このため、子どもの頃からの健康的な生活習慣づくりや子どもの生活環境の改善に向け、保育所・幼稚園等における保護者を対象とした学習会などの開催を支援するとともに、スクールカウンセラーなどの配置拡充により相談支援体制の充実を図ります。

【主な取組】

①子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性についての保護者の理解を促進するため、保育所・幼稚園等における保護者を対象とした学習会などの開催を支援します。

（具体的な事業）

・基本的生活習慣向上事業

②スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充により、子どもたちの食生活をはじめとする生活環境を改善するための相談支援体制を充実させます。

（具体的な事業）

・スクールカウンセラー等活用事業

・スクールソーシャルワーカー活用事業

③小学校から高等学校までの系統的な健康教育の副読本を活用し、子どもや保護者等の健康的な生活習慣に関する意識を高めます。

（具体的な事業）

・健康教育充実事業

対策 4-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
毎日朝食を食べる児童生徒の割合【再掲】	・小：84.3% ・中：76.1% ・高：79%	全国平均 ・小：84.8% ・中：79.7% ※高は全国調査なし	・小：90%以上 ・中：85%以上 ・高：85%以上

対策 4-(3) 欠食がみられる子どもへの支援

【概　要】

家庭の厳しい経済状況等を背景として、家庭で十分に食事をとることができないなど、食生活の面で厳しい状況にある子どもたちがいます。

こうした子どもたちとその家庭の状況を把握するとともに、必要に応じて福祉部門との連携を図ります。また、朝食が欠食状況にある子どもたちに対する、地域のボランティア等による食事提供の活動を支援します。

【主な取組】

①欠食がみられるなど食生活の面で厳しい状況にある子どもを学校などで把握した場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して、子どもやその家庭の状況の把握に努め、課題に応じて要保護児童対策地域協議会や児童相談所などの福祉部門と連携して課題の解決にあたります。

（具体的な事業）

・スクールカウンセラー等活用事業

・スクールソーシャルワーカー活用事業

・心の教育センター相談支援事業

②家庭の厳しい経済状況等を背景として朝食が欠食状況にある子どもたちに対する地域のボランティア等による食事提供の活動を支援します。

（具体的な事業）

・食育推進支援事業

5　就学前における課題・対策

課題
- 子どもと十分に向き合うことが難しい保護者や子育てに不安や悩みを抱える保護者がいます。
- 家庭の生活困窮等により、厳しい教育・保育環境に置かれている子どもたちがいます。
- 保護者の生活習慣の乱れが子どもの基本的生活習慣の未定着につながっている場合が多くあります。

対策 5-(1)　保育者の親育ち支援力の強化

【概　要】

保育所・幼稚園等において、子どもを育てる親の力を高める親育ち支援の必要性は浸透してきているものの、子どもへの関わり方が適切でない保護者や、子育てに不安や悩みを抱えている保護者に対して、適切な支援が十分には行われていない現状があります。

このため、日常的・継続的な親育ち支援が行えるよう、市町村の課題に応じた研修会等を実施する中核となる保育者や、園内の親育ち支援を推進する担当者（親育ち支援担当者）を中心に組織的な取組を促進し、保育者の親育ち支援力の向上を図ります。

【主な取組】

①保育所・幼稚園等において、多様化・複雑化する保護者の不安や悩みに対し保護者に寄り添った適切な支援が行われるようにするため、管理職のリーダーシップのもと、親育ち支援担当者を中心に保育所・幼稚園等がチームとして親育ち支援に取り組むための体制づくりを促進します。

（具体的な事業）

・保育所・幼稚園等全体で取り組む体制づくり

②保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、市町村単位等による保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させます。

（具体的な事業）

・親育ち支援啓発事業（保育者研修）

③親育ち支援の中核となる保育者の資質の向上を図るとともに、地域の課題に応じた研修を実施するなど、地域内で学べる仕組みづくりを支援します。また、その学びを基に、中核となる保育者の支援のもと、全ての保育所・幼稚園等において親育ち支援担当者による園内の保育者を対象とした研修を行うことを促進します。

（具体的な事業）

・親育ち支援保育者スキルアップ事業

対策 5-(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
園内で保育者研修を実施した保育所・幼稚園等の割合	89.1%		100%

対策 5-(2) 保護者の子育て力向上のための支援の充実

【概　要】

核家族化や厳しい経済状況等を背景に、子どもと十分に向き合うことが難しい保護者や、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。また、保護者の生活習慣の乱れや子どもへの関わりの少なさが、子どもの基本的生活習慣の未定着につながっている場合があります。

このため、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めることができるよう、保護者を対象とした研修を充実させるとともに、乳幼児期からの基本的生活習慣の定着を図るための取組を推進します。

【主な取組】

①保育所・幼稚園等において、親育ち支援担当者を中心に良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるための講話やワークショップを開催し、保護者の子育て力の向上を図ります。また、講話や行事等への保護者の参加を促進するため、講話等を就学時健診の機会をとらえて実施するなど参加しやすい環境を整えるとともに、保育者と保護者の円滑なコミュニケーションや相互理解をより深める取組を推進します。

（具体的な事業）

・親育ち支援啓発事業（保護者研修）

②配慮が必要な保護者の子育て力の向上のため、家庭支援推進保育士等による個別の支援の充実を図り、保育所・幼稚園等の行事への参加を促進することなどを通じて、保護者の子育てに対する自覚や意欲を高めます。【再掲】

（具体的な事業）

・保育サービス促進事業（家庭支援推進保育士の配置）

対策 5-(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
夜 10 時までに寝る幼児の割合（3 歳児）	81.2%	全国平均 68.5%（H22） ※2 才児	90%以上
親育ち支援担当者の配置率	60.9%		70%以上

対策 5-(3)　保育所・幼稚園等と地域等との連携の充実

【概　要】

家庭における生活の困窮や教育力の低下などを背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増えています。

また、核家族化や少子化等により地域との関わりが薄れてきている中で、地域における見守りやこまやかな支援の充実が求められています。

このため、保育所・幼稚園等と小学校、地域等との連携を図り、子どもたちが健やかに育つことのできる環境づくりを進めます。

【主な取組】

①厳しい環境にある子どもの保護者に対して、関係機関と連携した支援を行うため、子ども一人一人の支援計画の作成や、家庭訪問や地域との連携等を担当する家庭支援推進保育士の配置、保育所等の支援や小学校への円滑な接続への支援等を行うコーディネーターの配置を拡充します。家庭支援推進保育士の配置拡充に向けては、市町村と福祉人材センターとの情報交換を促進し、保育士や幼稚園教諭の資格や免許を持っているものの保育所・幼稚園等で勤務していない潜在保育士の活用を増やします。

（具体的な事業）

・特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）

・保育サービス促進事業（家庭支援推進保育士の配置）

②厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に５歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う仕組みを構築します。

（具体的な事業）

・スクールソーシャルワーカー活用事業＜就学前＞

③地域ぐるみでの子育て支援を充実させるため、保育所・幼稚園等を中心に、保育者や高齢者等の地域の子育て経験者、子育て世帯等が交流できる場づくりを推進し、子育て相談や子育てに関する教室の開催などさまざまな交流事業が展開されることを支援します。

（具体的な事業）

・多機能型保育支援事業

対策 5-(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置人数	9 市町村 10 人		24 市町村 30 人
家庭支援推進保育士の配置人数	68 人		93 人
家庭支援推進保育士配置園における家庭支援の計画・記録の作成率	61.6%		100%
多機能型保育事業所の実施箇所数	7 箇所		40 箇所

基本方向3　就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる

保育所・幼稚園等において、園※評価を適切に実施することなどを通じて、組織マネジメント力の強化や保育者の教育力・保育実践力の向上を図り、県内のどこにいても、質の高い教育・保育を受けることができる環境づくりを進めることにより、子どもの「生きる力」の基礎を育みます。

※「園」とは、保育所・幼稚園・認定こども園をあわせたものです。

課題

- 保育所保育指針・幼稚園教育要領の改訂（定）を踏まえて保育所・幼稚園等において育みたい資質・能力の実現に向けた保育・教育実践が全ての園で求められています。
- 就学前と小学校の教育の違いが教員や保育者に認識されておらず、保幼小の連携・接続が十分に行われていません。
- 発達障害等の特別な支援が必要な乳幼児の増加や障害の多様化により、専門的な教育・保育が求められています。

対策（1）　保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立

【概　要】

保育所・幼稚園等においては、保育所保育指針・幼稚園教育要領等により質の高い幼児教育・保育を提供することが求められていますが、これらには具体的な指導方法までは明確に示されていません。

このため、幼児期の特性を踏まえた質の高い教育・保育内容の指導方法や保護者支援の在り方等を示したガイドラインを策定し、全ての園における活用を促進します。

【主な取組】

①保育所保育指針・幼稚園教育要領等の改定（改訂）を踏まえて、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援・地域の子育ての在り方等を示した「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」について、園内研修支援や教育センターでの基本研修等の場において、活用方法の周知・徹底を図ります。

また、幼保支援アドバイザー・指導主事の直接訪問等により、全ての園において活用されるよう取り組みます。

（具体的な事業）

・園内研修支援事業（ガイドラインの活用）

対策(1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
ガイドラインを保育の見直し・改善に活用した園の割合	・シート 2 活用：58.6% ※H30.12 月現在		・シート 2 活用：80% 以上

対策（2）　保育所・幼稚園等での組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化

【概　要】

これまで保育所・幼稚園等において組織的な取組が徹底されていなかった背景には、管理職の経営ビジョンや指針が明確に示されていなかったことや、教育・保育の大部分が個々の保育者の裁量や力量に委ねられる傾向にあったことなどがあります。

このため、園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有し、方向性を合わせて取り組むなど、管理職を中心に組織マネジメントが効果的に機能するよう訪問指導等の支援を行います。

【主な取組】

①管理職が明示する園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有した上で、保育所保育指針等に基づいた教育・保育がチームとして実践されるとともに、よりよい実践につなげる改善のサイクルを構築できるよう、園評価に関する説明会の実施や幼保支援アドバイザーや指導主事による訪問指導等を充実させます。

（具体的な事業）

・園評価支援事業

②組織的・計画的な園の研修体制が確立され、教育・保育の質の向上が図られるよう、保育所・幼稚園等が実施する園内研修への支援を充実させるとともに、園内研修の中核的な役割を担う保育者を育成します。

（具体的な事業）

・園内研修支援事業（園内研修・ブロック別研修支援）

対策(2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
園内研修及びブロック別研修の実施回数	380 回		年間 200 回以上
園評価の実施率	70.3% ※H29 年度		100%

対策（3）　保育者のキャリアステージにあった資質・指導力の強化

【概　要】

管理職は、園経営の責任者として明確なビジョンを持ち、組織の中でリーダーシップを発揮することが重要です。また、保育者は、教育・保育の質の向上に向けて、経験や職責に応じた指導力を身に付ける必要があります。

このため、高知県の保育者育成指標と、国が示すキャリアアップ研修とを連動させた基本研修等の充実を図り、管理職を含む保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の強化を図ります。

【主な取組】

①保育者の職責に応じた専門性や実践力の向上のため、作成した「保育者育成指標」に基づき、初任者、中堅者、管理職といった職責に応じた形に見直すなど、研修の更なる充実を図ります。

②保育者のキャリアアップ研修を教育センターを中心として実施し、研修受講対象者が計画的に参加できるよう取り組みます。

（具体的な事業）

①～②

・基本研修（新採、主任・教頭等、所長・園長）

③保育者が研修に参加しやすくなるよう、代替保育者の確保について支援します。

（具体的な事業）

・幼保研修等推進事業（研修実施に係る代替保育者の確保）

対策(3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
教育センターが実施するステージ研修の受講園の割合	基礎研：53.1% 主任・教頭研：62.2% 所長・園長研：60.3%		基礎研：80%以上 主任・教頭研：80%以上 所長・園長研：80%以上

対策（4） 保幼小の円滑な接続の推進

【概　要】

教育内容や指導方法が異なる就学前の教育と小学校教育との間において、子どもの発達や学びを円滑に接続するためには、保育所・幼稚園等と小学校とが連携し、組織的に対応することが重要です。

このため、市町村教育委員会や保育所・幼稚園等及び小学校が保幼小の円滑な接続に組織的に取り組むことができるよう、各地域における保幼小接続期カリキュラム等の作成を促進するとともに、その実践を支援します。

【主な取組】

①「高知県保幼小接続期実践プラン」に基づく実践の在り方について、小学校教員、保育所・幼稚園等の保育者、市町村教育委員会の指導事務担当者を対象とした研修会を開催するとともに、保幼小の連絡会や交流活動の実施により、共通認識を深め、各地域の実態に応じた接続期カリキュラム等が実践されるよう支援します。あわせて、モデル地域における取組を支援し、その成果を全ての地域に周知します。

②保育所・幼稚園等と小学校において、幼児期の学びから小学校への学習へとつなぐ「接続期カリキュラム」の作成や、交流活動等の開催を年間計画や学校経営計画等に位置づけるよう

周知・徹底するとともに、組織的・計画的な実践が行われるよう指導主事や保幼小連携アドバイザー等が訪問し、助言・指導を行います。

（具体的な事業）

①～②

・保幼小連携推進支援事業

対策(4)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
接続期カリキュラムの作成・実施率	・保育所・幼稚園等：92.7% ・小学校：100.0%		・保育所・幼稚園等：100% ・小学校：100%
教職員の連絡会実施率（年 3 回実施）	—		80%以上
子どもの交流活動実施率（年 3 回実施）	—		80%以上

対策（5）　発達障害等のある乳幼児への専門的な指導・支援の充実

【概　要】

発達障害等のある子どもが増加傾向にあり、保育所・幼稚園等では専門的な指導・支援が必要となってきています。

このため、発達障害等のある子どもに関し、保育所・幼稚園等において、関係機関と連携した指導・支援の充実が図られるとともに、小学校へ円滑に引き継ぐためのシートの作成やその活用が徹底されるよう取り組みます。

【主な取組】

①発達障害等のある子どもに対する保育者の専門的な指導・支援の実践力の向上を図るため、専門性を高める研修やキャリアステージに応じた研修を実施します。

（具体的な事業）

・基本研修（新採、主任・教頭等、所長・園長）

・専門研修（出張保育セミナー）

②一人一人の子どもの指導・支援の目標や内容、方法等をまとめた個別の指導計画が作成され、管理職を中心に園全体として指導計画が円滑に実施されるよう支援します。

また、保育所・幼稚園等への支援や関係機関との連携の充実を図るため、各市町村へのコーディネーターの配置を拡充します。

（具体的な事業）

・基本研修（新採、主任・教頭等、所長・園長）

・専門研修（出張保育セミナー）

・特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）

③発達障害等のある子どもに対する指導・支援内容を保育所・幼稚園等と小学校との間で確実に引き継ぐため、指導内容等が記載された引き継ぎシートの活用を徹底します。

（具体的な事業）

・保幼小連携「スマイルサポート」事業

対策(5)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置人数【再掲】	9 市町村 10 人		24 市町村 30 人
家庭支援推進保育士の配置人数【再掲】	66 人		93 人
個別の指導計画を作成した園の割合	89.6%		100%
発達障害の診断・判断のある児童について「就学時引き継ぎシート」を活用した引き継ぎを実施した園の割合	87.1%		100%

基本方向4　県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る

中山間地域と都市部のように、市町村や地域ごとに教育課題の状況は異なっており、また、歴史や文化、教育に生かせる地域資源等も異なります。県の大綱及びこの基本計画が掲げる基本理念や基本目標を実現するためには、こうした各市町村の実情に応じた効果的な取組を展開していくことが必要となります。県教育委員会と市町村教育委員会との間で、教育の現状や課題、県の施策の基本方向等について、しっかりと方向性を合わせ、連携・協働して取組を推進します。

課題　・教育現場を支える県と市町村の教育行政が課題を共有し方向性を合わせて取り組む必要があります。

対策（1）　県と市町村教育委員会との連携・協働の推進

【概　要】

教育委員会は、教育水準を保障する責任者として、子どもたちと直接関わる学校・家庭・地域等の教育現場を力強く支えていく必要があります。

県全域や複数の市町村にまたがる広域的な課題などについて特に責任を負う県教育委員会と、各市町村内の公立小・中学校などの教育活動や教職員の日常的な取組に対する責任を負う市町村教育委員会が、それぞれの責任と役割を果たしながら、連携・協働して教育水準を向上させていかなければなりません。

このため、県と市町村教育委員会との間で、施策の方向性を合わせることや施策を協働で実施することなどを通じて、本県教育の振興に向けた連携・協働の取組を推進します。

【主な取組】

①県と市町村教育委員会の施策の方向性を合わせ、連携・協働した取組を推進するため、全ての市町村教育委員会で構成されている高知県市町村教育委員会連合会や各市町村教育委員会との情報共有・協議の機会を積極的に設けます。

（具体的な事業）

・市町村教育委員会連合会等との連携・協働

②県の大綱及びこの基本計画に掲げる知・徳・体の向上をはじめとする基本目標や施策の基本方向などを踏まえ、各市町村がそれぞれの教育課題の解決に向けて推進する自主的・主体的な取組を、県と市町村教育委員会が協議した上で、教育版「地域アクションプラン」として位置付け、人的及び財政的な支援を行います。

（具体的な事業）

・教育版「地域アクションプラン」推進事業

③県内の児童生徒の約半数を抱える高知市の小・中学校の学力向上の取組を推進するため、県教育委員会と高知市教育委員会との情報共有・協議の場を設けるとともに、県・市がより一層連携して、高知市内の小・中学校に対する訪問指導体制を強化します。

（具体的な事業）

・高知市との連携

対策（1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
教育版「地域アクションプラン」推進事業における各市町村による事業検証結果において目標を達成できた割合	95.9% （H30 中間検証）		100%

対策（2） 教育的風土の醸成に向けた取組の推進

【概　要】

本県教育の更なる振興に向けて、社会総がかりで子どもたちを育成していくためには、高知県教育の日「志・とさ学びの日」（11 月１日）の趣旨に沿って、「すべての県民が、教育について理解と関心を深め、高い志を持つ子どもたちを育み、ともに学びあう意識を高めるとともに、一人ひとりが学ぶ目的や喜びを自覚し、生涯にわたって学び続ける風土をつくりあげていく」ことが必要です。

このため、高知県教育の日の趣旨の周知を図るとともに、この日を通じた県と市町村の連携・協働による取組を更に推進します。

【主な取組】

①県民が本県教育の現状について知り、考えるきっかけをつくるため、県が行う広報や啓発活動・関連行事に加えて、市町村における取組の周知・広報や市町村・学校単位で行われる行事での教育の日のＰＲ等の取組を推進します。

（具体的な事業）

・志・とさ学びの日推進事業

対策（2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
教育の日関連行事の実施件数（市町村）	507 件		530 件以上
教育データ等を市町村広報紙等に公表した市町村数	28		全市町村（学校組合立含む）

基本方向5　安全・安心で質の高い教育環境を実現する

学校等における自然災害や事件・事故の危険から子どもたちの命を守り抜くため、南海トラフ地震に備えた施設等の整備や防災教育を推進します。また、新しい時代に対応した質の高い学びを子どもたちに保障していくため、県立学校の再編振興、校種間の連携・協働、教育の情報化などの教育環境の整備を進めます。

課題

- 南海トラフ地震の発生による大きな被害が予想されています。
- 登下校時の交通事故が多いことから、より安全で適正な自転車の利用が求められています。
- 猛暑により学校における熱中症が増加しており、教室等に冷房設備の設置が求められています。
- 築年数が４０年を超える学校施設が多く、老朽化が問題となっています。
- 児童生徒数の減少に伴い、学校の活力の低下が懸念されます。
- 特別支援学校の教育的ニーズが多様化しています。
- 各校種間の接続部分で円滑な接続ができていないことなどにより、小１プロブレムや中１ギャップ等の問題が発生しています。
- 社会・経済のあらゆる分野で急速に進展している情報化への対応が求められています。

対策（1）　南海トラフ地震等の災害や事故等に備えた取組の推進

【概　要】

南海トラフ地震が発生した際には、本県に甚大な被害がもたらされることが懸念されています。また、台風・大雨や土砂災害などの気象災害の発生に加え、猛暑による熱中症や登下校時の交通事故の増加など、学校を取り巻く環境が変化しています。こうした自然災害による被害を最小限に止め、子どもたちの命を守り抜くためには、ハード・ソフトの両面から安全・安心を確保する対策を講じる必要があります。

このため、学校施設等の耐震化の促進や教育環境の改善、子どもの発達段階に応じた系統的な防災教育の推進など、南海トラフ地震等の災害や事故等に備えた取組を一層推進します。

【主な取組】

①学校等の施設内における子どもたちの安全・安心を確保するため、県立学校、公立小・中学校、保育所・幼稚園等の耐震化等の促進や高台移転のための財政支援等により、自然災害に強い学校施設等を整備します。その際、発災時には倒壊により避難経路を塞ぐおそれのあるコンクリートブロック塀の改修や、地域の避難所にもなる学校体育館の天井落下防止対策及びガラス飛散防止対策、教室等への空調設備の整備も含めて取り組みます。また、登下校時の自転車の安全で適正な利用の促進に取り組みます。

（具体的な事業）

・学校施設の安全対策の促進

・保育所・幼稚園等耐震化推進事業
・保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業
・自転車ヘルメット着用推進事業

②子どもたちの防災対応力の向上及び学校や教職員の危機管理力・防災力の向上に向けて、高知県安全教育プログラムに基づく防災教育を一層推進します。

（具体的な事業）
・防災教育推進事業

対策（1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
学校施設等の耐震化率	・保・幼等：90.9% ・公立小・中：98.5% ・公立高・特支：99.8%	全国平均 ・保・幼等：88.4% ・公立小・中：99.2% ・公立高・特支：98.4%	・保・幼等：100% ・公立小・中：100% ・公立高・特支：100%
「高知県安全教育プログラム」を使用した防災教育の実施率	・小：100.0% ・中：100.0% ・高：100.0%		・小：100% ・中：100% ・高：100%

対策（2） 学校施設の長寿命化改修による整備の推進

【概　要】

県立学校施設は児童生徒の急増期にあたる昭和40年代後半から昭和50年代にかけて建築された施設が多く、平成29年度現在、築30年を経過した施設が全体の7割以上を占めるなど、今後の老朽化対策が喫緊の課題となっています。

このため、平成29年12月に策定した「高知県立学校施設長寿命化計画」を踏まえ、予防保全的な改修工事などにより、施設の機能を維持しながら、これまで以上に長く使い続けることで、施設あたりのライフサイクルコストを縮減していきます。

【主な取組】

①児童生徒にとって安全、安心で快適な教育環境を保持するため、「高知県立学校施設長寿命化計画」を踏まえ、予防保全の考え方を取り入れながら、老朽化した学校施設の改修等に取り組みます。

（具体的な事業）
・学校施設の長寿命化改修による整備の推進（県立学校）

対策（2)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
県立学校で築40年を経過している学校施設の改修のための調査棟数及び設計棟数	調査：4 棟 設計：0 棟		調査：8 棟 設計：2 棟

対策（3）　教育の質の維持・向上を図る視点に立った学校の再編振興の推進

【概　要】

社会のグローバル化や情報化の進展、産業構造の変化や雇用形態の多様化が全国的に進んでいることに加え、本県においては、全国に先行して人口減少が進んでおり、近い将来、南海トラフ地震が発生することも予測されています。このような社会環境のもと、高等学校教育においては、教育内容等の充実と、安心して学べる教育環境の整備に取り組んでいくことが必要となっています。

このため、平成26年10月に策定した「県立高等学校再編振興計画」及び平成30年12月に策定した同計画の「後期実施計画」に基づき、キャリア教育の充実や、生徒数の減少に対応するための適正な学校規模の維持と適切な配置、次代を担う人材を育てる教育環境の整備等を推進します。こうした取組を通して、各校の特色を生かしながら、高等学校教育の質の維持・向上を図ります。

また、特別支援教育については、平成28年5月に策定した「高知県立特別支援学校再編振興計画」に基づき、病弱特別支援学校における教育的ニーズの多様化に対応するための再編振興の取組を推進します。あわせて、知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、将来を見据えながら、教育環境の改善に向けた対策を検討します。

【主な取組】

①高等学校教育の充実及び生徒が安心して学べる教育環境の整備に向けて、「県立高等学校再編振興計画」及び同計画の「後期実施計画」に基づき、県内の全ての県立高等学校について、学校の振興に向けた新たな取組を明確にし、教育活動の中に主体的・自主的で深い学びの手法をこれまで以上に取り入れながら、地域と連携した課題探究に取り組むなど、各校の特色を生かした取組の充実を図ります。

また、ＩＣＴの活用による中山間地域の高等学校の教育の充実を図るとともに、統合を行う学校については、統合によるメリットを最大限に引き出すよう、グローバル教育の先進的な取組を導入したり、生徒一人一人の進路実現に向けた支援を充実させ、地域の拠点校としての魅力化を図るなど、教育内容の充実と施設設備の整備を推進します。

（具体的な事業）

・県立高等学校再編振興計画の推進

②病弱特別支援学校において、慢性疾患の児童生徒数の減少、心身症等のある児童生徒数の増加に伴う教育的ニーズの多様化に対応するため、「高知県立特別支援学校再編振興計画」に基づき、再編振興への取組を推進します。また、知的特別支援学校において児童生徒数が増加し、施設が狭隘化している状況などについて、関係市町村とも連携を図りながら、将来を見据えた改善・解消の方策を検討し、安全・安心な教育環境の実現に取り組みます。

（具体的な事業）

・病弱特別支援学校の再編振興の推進

・知的障害特別支援学校の在り方に関する検討

対策（4）　中山間地域の教育力向上や活性化に向けた取組の推進

【概　要】

中山間地域において、それぞれの学校が立地する地域の実態やニーズ、各市町村のまちづくり・人づくりのビジョンなども踏まえた魅力ある教育を展開し、高知県に誇りを持ち、本県のために活躍・貢献できる人材育成と、自らが望むより良い人生を切り拓き、歩んでいくための力を育む教育を展開することが求められています。

このため、義務教育学校等、次世代の特色ある学校づくりを推進することにより、中山間地域の教育振興を図るとともに、小規模校や複式校の教員の授業力の向上及び児童生徒の学力の向上を目指します。

また、高等学校においては、ＩＣＴを活用した中山間地域の教育環境の整備や部活動の充実、地域との連携強化による取組を推進していくことにより、魅力と特色ある学校づくりを目指します。

【主な取組】

①義務教育学校等、次世代の特色ある学校づくりを目指す市町村に対して、人的・財政的支援を行うことにより、中山間地域の活性化を図るとともに、社会に開かれた教育課程の実現を目指します。

（具体的な事業）

・中山間地域における特色ある教育課程推進事業

②中山間地域の小規模な高等学校全てに教育センターをハブ（配信拠点）とした遠隔授業システムを構築し、放課後や長期休業中等における進学指導講座、受講者が少ないなどの事情で開講できなかった授業科目の開講、資格試験や学び直しの授業など、都市部の学校と同等の教育を受けることができるようＩＣＴ環境の整備を計画的に進めます。

③中山間地域の高等学校の部活動の充実・強化のため、優秀な指導者の招へいや練習環境の整備を進めます。また、地元の市町村や企業と連携して地域の課題解決に取り組む学習を推進するなど、その地域ならではの教育内容の充実を図ります。さらに、市町村において地域の活性化や教育力向上のために、中山間地域の高等学校を有効に活用しようという検討が行われており、こうした市町村の取組についても支援していきます。

（具体的な事業）

②～③

・中山間地域における特色ある学校づくりの推進

対策（5）　校種間の連携・協働の推進

【概　要】

就学前から高等学校卒業まで、一人一人の子どもの成長をしっかりと見据え、発達段階に応じて必要な力を確実に育成していくためには、各校種間で学習内容の連続性を確保するととも

に、生活面の円滑な接続を図ることが必要です。このことは、校種間の接続部分における教育環境や学習内容、人間関係の変化などを背景とする小１プロブレムや中１ギャップの防止にもつながります。

このため、保幼小連携の取組の促進や、生徒指導の充実を図るための小・中学校合同の取組、発達障害等のある子どもの校種間での支援・指導の引き継ぎの徹底、校種間の人事交流など、各校種間の連携・協働に向けた取組を推進します。

【主な取組】

①「高知県保幼小接続期実践プラン」に基づく実践の在り方について、小学校教員、保育所・幼稚園等の保育者、市町村教育委員会の指導事務担当者を対象とした研修会を開催するとともに、保幼小の連絡会や交流活動の実施により、共通認識を深め、各地域の実態に応じた接続期カリキュラム等が実践されるよう支援します。あわせて、モデル地域における取組を支援し、その成果を全ての地域に周知します。【再掲】

（具体的な事業）

・保幼小連携推進支援事業

②モデルとなる中学校区の小・中学校が合同支援会議を開催するなど連携・協働しながら、子どもたちに内在する力や可能性を９年間を見通して引き出す生徒指導の実践研究に取り組みます。この成果を、生徒指導担当者・生徒指導主事の研修会等を通して県内の小・中学校に普及し、県内全域での実践を推進します。【再掲】

（具体的な事業）

・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

③配慮が必要な児童生徒に関する情報の共有や支援の引き継ぎを小・中学校間で適切に行うため、生徒指導担当者・生徒指導主事が児童生徒の持っている力を引き出す開発的な生徒指導に関する知識・理解を深められる研修会や、小・中学校間の連携の推進に向けた合同の研修会を開催します。【再掲】

（具体的な事業）

・生徒指導主事会（担当者会）

④小・中学校の生徒指導担当や養護教諭等が各学校の校内支援会に相互参加することや、個別の支援シート等を引き継ぐことにより、保幼小中高間の抜かりのない情報共有と連続性のあるチーム支援を実施します。【再掲】

（具体的な事業）

・校内支援会活性化事業

・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

⑤発達障害等のある子どもに対し、就学前から高等学校卒業まで計画的・継続的な指導・支援を行うため、引き継ぎシートなどのツールを活用した校種間の引き継ぎの充実・強化を図ります。

（具体的な事業）

・保幼小連携「スマイルサポート」事業

・ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト

⑥教員に異なる校種の教育を経験させることにより、子どもの発達段階を踏まえた指導方法についての理解を深めるため、校種間の人事交流を推進します。

（具体的な事業）

・校種間人事交流の推進

対策（4)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
接続期カリキュラムの作成・実施率【再掲】	・保育所・幼稚園等：92.7% ・小学校：100.0%		・保育所・幼稚園等：100% ・小学校：100%
発達障害の診断・判断のある児童について「就学時引き継ぎシート」を活用した引き継ぎを実施した園の割合【再掲】	87.1%		100%
発達障害の診断・判断のある児童生徒について「引き継ぎシート」等のツールを活用した引き継ぎを実施した学校の割合【再掲】	・小→中：87.4% ・中→高：56.3% ※H30 速報値		・小→中：100% ・中→高：100%

対策（6） 教育の情報化の推進

【概　要】

社会・経済の情報化が急速に進む中、学校では、社会に出た時に最低限必要となる情報活用能力を児童生徒に確実に身に付けさせることが必要です。

授業等においてＩＣＴを活用することは、学習内容に対する児童生徒の興味・関心を高めたり理解を深めたりする上で効果があります。また、校務の情報化は、教職員が児童生徒の情報を共有した上でよりきめ細かな指導を行うことや、校務の負担軽減により教職員が児童生徒と向き合う時間を確保することにつながります。

こうしたことから、各学校における情報教育や授業等におけるＩＣＴの効果的な活用を推進するため、教員のＩＣＴ活用能力の向上を図るとともに、学校における校務の情報化を推進するため、校務支援システムの整備や県立学校におけるＬＡＮシステムの情報セキュリティ強化対策等を推進します。

【主な取組】

①教員のＩＣＴ活用能力等を育成するため、初任者研修において対象者全員に、授業におけるＩＣＴの活用や情報モラル等に関する研修を実施します。また、学校における情報モラル教育の充実を図り、児童生徒をネットトラブルから守るため、各教科等の中での情報モラル教育の実践事例を紹介した教材の活用を推進します。

（具体的な事業）

・教員の ICT 活用指導力の向上

・ネット問題啓発資料の活用の推進

②県立学校の情報通信基盤である校内ＬＡＮ及び県立学校で使用するコンピュータや情報資産を安全かつ確実に管理するための基幹情報システムへの接続経路を更に細分化し、より強固なセキュリティ対策を実施するなど、学校のＩＣＴ環境の充実に向けた整備を計画的に進めます。

（具体的な事業）

・県立学校における ICT 環境整備の推進

③市町村立学校における校務支援システムの運用に向けて、県教育委員会と市町村とで校務支援システムの導入に係る効果や課題等について協議を行いながら、今後２年間で全ての市町村に校務支援システムを導入します。

（具体的な事業）

・市町村立学校における校務支援システムの整備の推進

④研究指定校を拠点として、プログラミング教育のねらいや授業の展開例等を示したモデルカリキュラムを作成し、各学校に周知します。また、各学校において推進役となる情報教育担当者に対する研修会や、広く県内の教員を対象とした、研究指定校における研究会や公開授業、シンポジウムの開催などを通して、プログラミング教育の各学校への円滑な導入に取り組みます。

（具体的な事業）

・教員のICT活用指導力の向上

対策（5)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
市町村立学校における統合型校務支援システムの整備率	―		100%

基本方向6　生涯にわたって学び続ける環境をつくる

子どもから大人まで、全ての県民が生涯にわたり学び続ける環境をつくるため、社会教育の推進体制を強化するとともに、産学官民が連携して取り組むことにより多様な学びの機会を創出していきます。また、そのことを、県民の自己実現にとどまらず地域を担う人材の育成や地域コミュニティの活性化にもつなげていきます。

課題
- 社会教育を担う団体や人材の基盤が弱ってきています。
- 県全体として生涯学習を推進するための体制が十分整っていません。
- 県が抱える課題の解決に向けた学びの更なる充実が必要となっています。

対策（1）　生涯学習の推進体制の再構築

【概　要】

県民が生涯にわたり学び続けていくことは、社会が急速に変化し個人の価値観が多様化していく中で、一人一人が自己実現を図りながら心豊かな人生を送っていくために、大変重要です。

また、本県が抱えるさまざまな課題を解決していく人材を確保するためには、将来の高知県を担う子どもたちの成長に期待するのみならず、社会で活躍中の大人たちにもその能力を不断に高めてもらう必要があります。特に、高齢化が急激に進む中、今後増え続けるシニア層の力を社会のために生かしていくことは、社会の活力の維持向上に寄与するだけでなく、本人たちの生きがいづくりにもつながります。

一方で、少子化、高齢化や過疎化、核家族化等を背景として、本県の社会教育活動を支える人材や団体の基盤は弱ってきています。

このため、現に社会教育を担っている関係者の持てる力を十分に生かしていただけるよう努めるとともに、これまで必ずしも社会教育に携わってこなかった人材の掘り起こしも図ることにより、生涯学習の推進体制を再構築していきます。

【主な取組】

①社会教育関係者の専門的な資質・能力の向上を目指した研修を充実させるとともに、社会教育の指導的立場にある社会教育主事の養成を推進し、地域の学びを支える人材の育成を図ります。

また、ＰＴＡをはじめとする社会教育関係団体の活動を支援するとともに、社会教育関係団体が多様な実践事例に学ぶ機会として交流会を開催することなどにより、関係者の輪を拡げます。

（具体的な事業）

・社会教育推進人材育成事業

・社会教育活動活性化支援事業

②県民の多様な生涯学習ニーズに対応し、県民の学びを次の学びへとつなげていくため、市町村や民間・大学等と連携し、生涯学習に関する情報提供機能の強化を図ります。

（具体的な事業）

・生涯学習活性化推進事業

対策（1)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
県・市町村教育委員会及び公民館（類似施設含む）における社会教育学級・講座数（教育委員会所管分）	4,976		5,000 以上

対策（2） 新図書館等複合施設を核とした県民の読書環境・情報環境の充実

【概　要】

図書館は、住民の日常的な学習・文化活動を支援する施設であると同時に、「知」の拠点、情報の拠点として地域の発展に欠かせない施設です。

オーテピア高知図書館は、「地域を支える情報拠点」として、県民の仕事や暮らしに役立ち、併せて県民の読書環境・情報環境の充実・向上を図るため、「オーテピア高知図書館サービス計画」に基づき、図書の貸出し等に加えて、関係機関と連携・協働しながら課題解決を支援するサービスや取組をはじめ、社会状況や県民のニーズの変化等に応じた様々なサービスを実施します。

また、県民がそれぞれの地域で読書し、役立つ情報が得られるよう、市町村立図書館や県立学校等の状況に応じた支援の充実・強化のほか、オーテピア高知図書館の行うサービスの周知などに取り組みます。

【主な取組】

①県民の知的ニーズに応えるとともに、課題解決を支援するための図書館機能のさらなる充実に向け、司書の専門性の向上や資料の充実、関係機関と連携したサービスの提供等に取り組みます。

②住む場所にかかわらず、県民が等しく、必要な図書館サービスが受けられるよう、市町村立図書館等への協力貸出や巡回訪問、県立学校等への団体貸出のほか、図書館職員等を対象とした研修を実施するなど、市町村立図書館等に対する支援を行います。
また、図書館が実施している様々なサービスについて、ホームページやブログなどを活用し、周知を図ります。

（具体的な事業）

①～②

・図書館活動事業

③子どもに小さい頃から読書に親しむ習慣を身に付けてもらうため、「高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、乳幼児期から本に触れる機会の提供や、読書の魅力を発信する読書ボランティアの養成などを行います。

④県内全域の図書館振興に向け、市町村教育長との協議や「高知県市町村立図書館振興協議会」の開催など「高知県図書館振興計画」に基づく取組を着実に進めます。

（具体的な事業）

③～④

・読書活動推進事業

対策（2）の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
県民一人当たりの図書貸出冊数	3.9 冊 （H29 年度）	全国平均 5.4 冊 （H28 年度）	4.2 冊以上
市町村への協力貸出冊数	17,487 冊 ※H31.1 月末時点		32,000 冊以上
オーテピア高知図書館におけるレファレンス件数	22,100 件 ※H31.1 月末時点		

対策（3）　子どもも大人も学び合う地域づくり

【概　要】

本県の全ての子どもたちが社会の中で生きる力を育むためには、学校教育のみにとどまらず、地域社会全体で子どもたちを育んでいくことが必要です。このことは、昔に比べて地域コミュニティの活力が失われてきているといった指摘がある中で、子どもたちを育むという共通の目的のもと、地域コミュニティが活気を取り戻すことにもつながります。とりわけ、地域の大人がさまざまな体験活動を通して地域の文化や歴史を子どもたちに伝えていくことは、子どもたちの郷土への愛着と誇りを育む上で鍵となります。

一方、子どもたちに何かを教えるためには、まずは大人たち自らが、改めて学習をしなければなりません。地域全体で子どもを見守り育てる体制をつくることにより、子どもも大人も学び合う地域づくりを進めます。

【主な取組】

①地域学校協働本部や放課後子ども教室に多くの地域住民が参画し、学習活動への支援にとどまらず、子どもたちの地域行事や清掃活動への参加などさまざまな体験活動を支援するなどの取組を充実させることにより、地域住民と子どもたちとの交流を深め、地域コミュニティの活性化につなげます。このような取組を進める上で地域において中核的な役割を担う地域コーディネーターの育成・確保を図ります。

（具体的な事業）

・地域学校協働活動推進事業

・新・放課後子ども総合プラン推進事業

②より多く、より幅広い層の地域住民や団体等により主体的に学校における子どもたちの育ちに関わっていただくため、定期的に地域住民等と学校とが話し合う場を学校区ごとに設置し、地域の方々により深く子どもたちの現状を知っていただくとともに、地域の声を学校の活動

に反映させる形をつくることで、地域と学校がパートナーとして子どもたちを見守り育てる「地域学校協働本部」の活動を推進していきます。

（具体的な事業）

・地域学校協働活動推進事業

③県立青少年教育施設等において、子どもも大人も参加できる魅力的な体験プログラムを実施します。

（具体的な事業）

・青少年教育施設振興事業

④小・中学校等における、長期間の集団での宿泊活動を通して、さまざまな自然体験や社会体験を行う取組を支援します。

（具体的な事業）

・自然体験活動の推進

⑤高知市が設置する高知みらい科学館の運営支援を通じて、県内全域を対象とした理科教育・科学文化振興を図ります。

（具体的な事業）

・高知みらい科学館運営事業

⑥自然体験や環境学習を推進する指導者を学校や青少年育成団体等の求めに応じて派遣します。

（具体的な事業）

・自然体験活動の推進

対策（3)の指標	現状	参考値	H31 年度末の目標数値
保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合(当てはまる・どちらかといえば当てはまると回答した割合)【再掲】	・小:95.3% ・中:88.2%	全国平均 ・小:97.7 ・中:90.4	・小:100% ・中:100%
地域学校協働本部が設置された学校数【再掲】	・小:154 校 ・中:86 校 ・義務:2 校		・小:150 校以上 ・中:80 校以上
放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率(小学校)【再掲】	95.8%		95%以上
県立青少年教育施設の利用者数(小・中・高校生)	104,686 人 ※H30.12 月現在		160,000 人以上
高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小中・学校の割合	—		40%以上

基本方向7　文化財の保存と活用を図る

文化財の適切な保存と調査研究を進めることにより、文化財の価値の維持と向上に努め、後世に伝えていきます。また、その活用を図ることにより、県民が文化財についての理解を深めたり、地域の歴史を身近に感じたりする機会を充実させるとともに、地域の活性化にもつなげていきます。

課題　・文化財の価値を維持・拡大し、後世に伝えるための対応が十分ではありません。

対策(1)　高知城の保存管理と整備の推進

【概　要】

次世代に高知城（国史跡・重要文化財）を良い状態で引き継ぐため、適正な管理や計画的な修理と併せて、継続的な景観の改善に取り組みます。また、文化財的価値についての理解を深めるため、高知城歴史博物館と連携した取組や重要文化財建造物の調査を推進します。

【主な取組】

①高知城は、多くの建造物が建築後200年を超え、昭和の解体修理からも60年が経過しており、保全のための対応が必要な箇所が増加しています。このため、引き続き適切な維持修繕に取り組むとともに、南海トラフ地震に備えるための取組を進めます。

②高知城を訪れる方々の満足度の向上を図るため、継続的な景観対策等を行います。

③高知城の文化財的価値についての理解を深めるため、高知城歴史博物館と連携し、現地講座の開催や建造物内の説明看板の改修（多言語化）などの取組を行うとともに、重要文化財建造物の調査を行います。

（具体的な事業）

①～③

・高知城保存管理事業

対策（1)の指標	現状	参考値	H31年度末の目標数値
高知城の入場者数	302,410人（うち小・中・高校生44,944人） ※H31.1月現在		270,000人以上（うち小・中・高校生38,000人以上）

対策(2)　文化財の保存と活用の推進

【概　要】

国・県指定文化財の保存上必要な事業に対する財政的支援や技術的指導を行うとともに、不足している文化財建造物に関する専門的知識を持つ人材を育成することや、文化財の計画的な調査を実施することにより、文化財的価値の向上に資する文化財の保存と活用を推進します。

【主な取組】

①国・県指定文化財の保存と活用を図るため、文化財に関する専門知識を持つ文化財保護指導員や市町村教育委員会と連携した文化財に対する巡視活動等に基づき、文化財の保存上必要な事業に対する財政的支援や技術的指導を行います。

②文化財建造物に関する専門的知識を身に付けた人材を育成するため、講座等を開催します。

③文化財を保存し後世に伝えるとともに、その価値についての理解を深めるため、計画的な調査と文化財指定等を行います。

（具体的な事業）

①～③

・文化財管理調査事業

対策(3)　埋蔵文化財の発掘調査・保護の推進

【概　要】

埋蔵文化財を通して文化の振興や地域に対する愛着を高めるため、開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を円滑に実施し出土遺物を保存するとともに、市町村との連携により地域の歴史や文化を知る機会を設けるなど、埋蔵文化財の発掘調査や保護を推進します。

【主な取組】

①開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を円滑に行うため、事前の試掘確認調査を実施するとともに、関係機関と十分に連携します。

（具体的な事業）

・埋蔵文化財発掘調査事業

②埋蔵文化財の適切な保存と活用を図るため、発掘調査で出土した遺物は、埋蔵文化財センターで適切に保存するとともに、各種講座や市町村と連携した地域展等を開催します。

（具体的な事業）

・埋蔵文化財センター管理運営事業

第６章　事業実施計画

1　事業一覧

基本方向1　チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する

《小・中学校》

1　知・徳・体に共通する課題・対策

対策		No,	新規等	事業名称	担当課	参照P
1-(1)	学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築	1		学力向上のための学校経営力向上支援事業	小中	118
		2		主幹教諭の配置拡充 <小・中学校>	小中	118
		3		管理職等育成プログラム	教セ	120
		4		学校事務体制の強化	教福・教セ	122
1-(2)	若年教員の資質・指導力の向上	5		若年教員育成プログラム	教セ	124
		6	新	メンター制を活用したOJTシステム充実事業	小中	126
		7		採用候補者への啓発	教セ	126
		8		中堅教諭等資質向上研修	教セ	128
		再		管理職等育成プログラム	教セ	120
1-(3)	地域との連携・協働の推進	9	拡	地域学校協働活動推進事業	生涯	130
		10	拡	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯	132
		11		コミュニティ・スクールの設置への支援	小中	132
1-(4)	外部・専門人材の活用の拡充	12		スクールカウンセラー等活用事業	人権	134
		13		スクールソーシャルワーカー活用事業	人権	136
		14		放課後等における学習支援事業	小中	138
		15		運動部活動サポート事業	保体	140
		16	拡	運動部活動指導員派遣事業	保体	140
		17	拡	校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）配置事業	教福	142
		18	新	文化部活動指導員配置事業	小中	142
1-(5)	障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	19		ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト	特支	144
		20		特別支援学級及び通級による指導担当教員等の専門性の向上	特支	146
		21		発達障害等基礎講座	教セ	148
		22		学校の力を高める中核人材育成事業	教政	150

2　「知」の課題・対策

対策		No,	新規等	事業名称	担当課	参照P
2-(1)	学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの構築	23	組新	中学校組織力向上のための実践研究事業	小中	152
		24		小規模・複式校における特色ある教育課程推進事業	小中	154
		25		授業改善プランの策定・実施	小中	154
		再	新	メンター制を活用したOJTシステム充実事業	小中	126
		再		主幹教諭の配置拡充 <小・中学校>	小中	118
2-(2)	教員の教科指導力を向上させる仕組みの構築	26		学校図書館を活用した「読み」を鍛える拠点校事業	小中	156
		27		英語教育強化プロジェクト事業	小中	158
		28		外国語教育推進プラン実践事業	教セ ほか	160
		29		学力向上研究主任会	小中	160
		30		「主体的・対話的で深い学び」を実現するための実践研究事業	小中	162
		31		数学担当教員への指導・支援の強化	小中	162
		32		理科教育推進プロジェクト	小中	164
		33		小中学校教育課程研修	教セ	164
		34		大学等との連携の強化（高知大学教職大学院との連携）	教政	166
		35		教科研究センター強化事業	教セ	166
		再		学校の力を高める中核人材育成事業	教政	150
		再		授業改善プランの策定・実施	小中	154
		再		若年教員育成プログラム	教セ	124
		再		中堅教諭等資質向上研修	教セ	128
		再	組新	中学校組織力向上のための実践研究事業	小中	152
2-(3)	児童生徒の学習の質・量の充実	36	拡	学習シート等の教材の活用	小中	168
		再		主幹教諭の配置拡充 <小・中学校>	小中	118
2-(4)	児童生徒の学習意欲を高めるための機会の確保	37		小中学校キャリア教育充実プラン	小中	168
		38		読書活動推進事業	生涯	170
		39		学ぶ楽しさを実感できるコンテストの開催	小中	172

3　「徳」の課題・対策

対策		No,	新規等	事業名称	担当課	参照P
3-(1)	規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進	40		道徳教育実践充実プラン	小中	174
		41		高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	人権	176
		42		人権教育推進事業	人権	178
3-(2)	生徒指導上の諸課題の未然防止のための仕組みの構築	43		生徒指導主事会（担当者会）	人権	180
		44	拡	いじめ防止対策等総合推進事業	人権	182
		再		高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	人権	176
3-(3)	生徒指導上の諸課題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築	45	拡	校内支援会活性化事業	人権・心セ	184
		46	拡	心の教育センター相談支援事業	心セ	186
		再		生徒指導主事会（担当者会）	人権	180
		再		スクールカウンセラー等活用事業	人権	134
		再		スクールソーシャルワーカー活用事業	人権	136

4　「体」の課題・対策

対策		No,	新規等	事業名称	担当課	参照P
4-(1)	体育授業の改善	47		こうちの子ども健康・体力向上支援事業	保体	188
		48		体育授業の質的向上対策 <小・中学校>	保体	190
4-(2)	健康教育の充実	49	拡	健康教育充実事業	保体	192
		再		体育授業の質的向上対策 <小・中学校>	保体	190
4-(3)	運動部活動の充実	50		運動部活動課題解決事業	保体	194
		再		運動部活動サポート事業	保体	140
		再		運動部活動指導員派遣事業	保体	140

《高等・特別支援学校》

1　知・徳・体に共通する課題・対策

対策		No,	新規等	事業名称	担当課	参照P
1-(1)	学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築	51	組新	マネジメント力強化事業（学校経営計画の充実）	高等	196
		52	拡	主幹教諭の配置拡充 <高等・特別支援学校>	高等	196
		再		管理職等育成プログラム	教セ	120
1-(2)	若年教員の資質・指導力の向上	再		若年教員育成プログラム	教セ	124
		再		中堅教諭等資質向上研修	教セ	128
		再		管理職等育成プログラム	教セ	120
		再		採用候補者への啓発	教セ	126
1-(3)	大学や企業との連携・協働の推進	53		ソーシャルスキルアップ事業(ソーシャルスキルトレーニングの研究・実践)	高等	198
		54		魅力化推進プラン・キャリアアップ事業	高等	198
1-(4)	外部・専門人材の活用の拡充	55		学力向上推進事業（学習支援員事業）	高等	198
		再		スクールカウンセラー等活用事業	人権	134
		再		スクールソーシャルワーカー活用事業	人権	136
		再		運動部活動サポート事業	保体	140
		再		運動部活動指導員派遣事業	保体	140

2　「知」の課題・対策

対策		No,	新規等	事業名称	担当課	参照P
2-(1)	義務教育段階の学力の定着に向けた組織的な取組の充実	56	組新	「高校生のための学びの基礎診断」の実施	高等	200
		57	組新	学力向上推進事業	高等	200
		58		インターネット学習教材の効果的な活用	高等	202
2-(2)	多様な学力・進路希望に対応した組織的な指導の充実	59	拡	学習記録ノートの活用促進	高等	202
		60		組織力向上事業（21ハイスクールプラン）	高等	202
		61	組新	組織力向上事業（指導力強化事業）	高等	204
		62		高等学校における遠隔教育の普及・推進研究事業	振興	206
		63		就職支援対策事業	高等	208
		64		高等学校における通級による指導の充実	特支	208
		65		社会性の育成推進事業（将来に向けて目的を持つことができる生徒育成プラン）	高等・振興	210
		再		インターネット学習教材の効果的な活用	高等	202
		再		魅力化推進プラン・キャリアアップ事業	高等	198

（つづき）**基本方向１　《高等・特別支援学校》**

2　「知」の課題・対策

対策		No,	新規等	事業名称	担当課	参照P
2-(3)	思考力・判断力・表現力の育成に向けた組織的な取組の推進	66		グローバル教育推進事業	振興	210
		67		キャリアアップ事業（大学の学び体験事業（高大連携事業））	高等	212
		再		若年教員育成プログラム	教セ	124
		再		中堅教諭等資質向上研修	教セ	128
		再		組織力向上事業（21ハイスクールプラン）	高等	202
		再		外国語教育推進プラン実践事業	教セ ほか	160
2-(4)	特別支援学校における多様な教育的ニーズへの対応の充実《特支》	68		特別支援学校教諭免許状の保有率向上に向けた８か年計画	特支	212
		69		特別支援学校等の専門性・教育内容充実事業	特支	214
		70		特別支援学校キャリア・プロジェクト	特支	216

3　「徳」の課題・対策

対策		No,	新規等	事業名称	担当課	参照P
3-(1)	規範意識や自尊感情を育む組織的な取組の推進	71	拡	第44回全国高等学校総合文化祭高知大会開催準備	高等	218
		72	拡	文化部活動サポート事業	高等	218
		再		人権教育推進事業	人権	178
		再	拡	学習記録ノートの活用促進	高等	202
3-(2)	生徒指導上の諸課題の未然防止のための仕組みの構築	73		ソーシャルスキルアップ事業（仲間づくり合宿）	高等	220
		再		ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト	特支	144
		再	拡	いじめ防止対策等総合推進事業	人権	182
3-(3)	生徒指導上の諸課題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築	再	拡	校内支援会活性化事業	人権・心セ	184
		再		生徒指導主事会（担当者会）	人権	180
		再		スクールカウンセラー等活用事業	人権	134
		再		スクールソーシャルワーカー活用事業	人権	136
3-(4)	目的意識の醸成や社会性の育成に向けた組織的な取組の充実	74		新学習指導要領に向けた事業（主権者として求められる資質・能力を育む教育の充実）	高等	220
		再		ソーシャルスキルアップ事業(ソーシャルスキルトレーニングの研究・実践)	高等	198
		再		魅力化推進プラン・キャリアアップ事業	高等	198
		再		組織力向上事業（21ハイスクールプラン）	高等	202
		再		社会性の育成推進事業（将来に向けて目的を持つことができる生徒育成プラン）	高等・振興	210
3-(5)	社会参加に向けた意欲の醸成や社会性を育む組織的な取組の充実《特支》	75		特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流実践充実事業	特支	222

4　「体」の課題・対策

対策		No,	新規等	事業名称	担当課	参照P
4-(1)	体育授業の改善	76		体育授業の質的向上対策＜高等・特別支援学校＞	保体	222
4-(2)	健康教育の充実	再	拡	健康教育充実事業	保体	192
4-(3)	運動部活動の充実	77		運動部活動強化支援事業	保体	224
		再		運動部活動課題解決事業	保体	194
		再		運動部活動サポート事業	保体	140
		再		運動部活動指導員派遣事業	保体	140

《全校種共通》

対策			新規等	事業名称	担当課	参照P
(1)	教員の働き方改革の推進	78	拡	教員の働き方改革	教福ほか	226
(2)	教職員の不祥事防止に向けた組織的な取組の推進	79	新	教員の不祥事防止対策	教セほか	228

基本方向2　厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

1　知・徳・体に共通する課題・対策

対策			新規等	事業名称	担当課	参照P
1-(1)	保護者に対する啓発の強化	80		保育サービス促進事業（家庭支援推進保育士の配置）	幼保	230
		81		PTA活動振興事業	生涯	232
		82		家庭教育支援基盤形成事業	生涯	232
1-(2)	学校や地域の力による家庭の教育力の補完					
1-(3)	保護者の経済的負担の軽減	83		高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業、高知県高等学校等奨学金事業	高等	234
		84		多子世帯保育料軽減事業	幼保	234
		再	拡	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯	132
1-(4)	高校中途退学者等の就学・就労に向けた支援の充実・強化	85		若者の学びなおしと自立支援事業	生涯	236
1-(5)	ネット問題に対する県民運動の推進	86		ネット問題啓発資料の活用の推進	人権	238
		再	拡	いじめ防止対策等総合推進事業	人権	182

2　「知」の課題・対策

対策			新規等	事業名称	担当課	参照P
2-(1)	放課後等における学習の場の充実	再		放課後等における学習支援事業	小中	138
		再		学力向上推進事業（学習支援員事業）	高等	198
		再	拡	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯	132
2-(2)	厳しい環境にある子どもの学びの場へのいざない	87		中学校夜間学級設置に向けた検討	高等・小中	238
		再		スクールソーシャルワーカー活用事業	人権	136

3　「徳」の課題・対策

対策			新規等	事業名称	担当課	参照P
3-(1)	地域全体で子どもを見守る体制づくり	再	拡	地域学校協働活動推進事業	生涯	130
		再	拡	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯	132
3-(2)	専門人材、専門機関との連携強化	88	新	「不登校対策チーム」による訪問支援	人権	240
		再		スクールカウンセラー等活用事業	人権	134
		再		スクールソーシャルワーカー活用事業	人権	136
		再	拡	心の教育センター相談支援事業	心セ	186

4　「体」の課題・対策

対策			新規等	事業名称	担当課	参照P
4-(1)	運動・スポーツの機会の提供	再		こうちの子ども健康・体力向上支援事業	保体	188
4-(2)	保護者に対する啓発の強化	89		基本的生活習慣向上事業	幼保	242
		再		スクールカウンセラー等活用事業	人権	134
		再		スクールソーシャルワーカー活用事業	人権	136
		再	拡	健康教育充実事業	保体	192
4-(3)	欠食がみられる子どもへの支援	90		食育推進支援事業	保体	242
		再		スクールカウンセラー等活用事業	人権	134
		再		スクールソーシャルワーカー活用事業	人権	136
		再	拡	心の教育センター相談支援事業	心セ	186

5　就学前における課題・対策

対策			新規等	事業名称	担当課	参照P
5-(1)	保育者の親育ち支援力の強化	91		保育所・幼稚園等全体で取り組む体制づくり	幼保	244
		92		親育ち支援啓発事業（保育者研修）	幼保	246
		93		親育ち支援保育者スキルアップ事業	幼保	246
5-(2)	保護者の子育て力向上のための支援の充実	94		親育ち支援啓発事業（保護者研修）	幼保	248
		再		基本的生活習慣向上事業	幼保	242
		再		保育サービス促進事業（家庭支援推進保育士の配置）	幼保	230
5-(3)	保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携の充実	95		特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）	幼保	248
		96		スクールソーシャルワーカー活用事業＜就学前＞	幼保	250
		97		多機能型保育支援事業	幼保	250
		再		保育サービス促進事業（家庭支援推進保育士の配置）	幼保	230

基本方向3　就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる

対策			新規等	事業名称	担当課	参照P
(1)	保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立	98	組新	園内研修支援事業（ガイドラインの活用）	幼保	252
(2)	保育所・幼稚園等での組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化	99		園評価支援事業	幼保	252
		100	組新	園内研修支援事業（園内研修・ブロック別研修支援）	幼保	254
(3)	保育者のキャリアステージにあった資質・指導力の強化	101		基本研修（新採、主任・教頭等、所長・園長）	幼保・教セ	256
		102		幼保研修等推進事業（研修実施に係る代替保育者の確保）	幼保	256
(4)	保幼小の円滑な接続の推進	103	拡	保幼小連携推進支援事業	幼保	258
(5)	発達障害等のある乳幼児への専門的な指導・支援の充実	104		専門研修（出張保育セミナー）	教セ	260
		105		保幼小連携「スマイルサポート」事業	幼保	260
		再		特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）	幼保	248
		再		基本研修（新採、主任・教頭等、所長・園長）	幼保・教セ	254

基本方向4　県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化

対策			新規等	事業名称	担当課	参照P
(1)	県と市町村教育委員会との連携・協働の推進	106		市町村教育委員会連合会等との連携・協働	教政・小中	262
		107		高知市との連携	小中	262
		108		教育版「地域アクションプラン」推進事業	教政	264
(2)	教育的風土の醸成に向けた取組の推進	109		志・とさ学びの日推進事業	教政	266

基本方向5　安全・安心で質の高い教育環境を実現する

対策			新規等	事業名称	担当課	参照P
(1)	南海トラフ地震等の災害に備えた取組の推進	110		学校施設の安全対策の促進	学安	268
		111	新	自転車ヘルメット着用推進事業	学安	268
		112		保育所・幼稚園等耐震化推進事業	幼保	270
		113		保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業	幼保	270
		114		防災教育推進事業	学安	272
(2)	学校施設の長寿命化改修による整備の推進	115		学校施設の長寿命化改修による整備の推進（県立学校）	学安	274
		116		学校施設の長寿命化改修による整備の推進（市町村立学校）	学安	274
(3)	教育の質の維持・向上を図る視点に立った学校の再編振興の推進	117	拡	県立高等学校再編振興計画の推進	振興	276
		118		病弱特別支援学校の再編振興の推進	特支	278
		119	新	知的障害特別支援学校の在り方に関する検討	特支	278
(4)	中山間地域の教育力向上や活性化に向けた取組の推進	120	新	中山間地域における特色ある教育課程推進事業	小中	280
		121	新	中山間地域における特色ある学校づくりの推進	振興	280
(5)	校種間の連携・協働の推進	122		校種間人事交流の推進	小中・高等	282
		再	拡	保幼小連携推進支援事業	幼保	258
		再		保幼小連携「スマイルサポート」事業	幼保	260
		再	拡	校内支援会活性化事業	人権・心セ	184
		再		高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	人権	176
		再		生徒指導主事会（担当者会）	人権	180
		再		ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト	特支	144
(6)	教育の情報化の推進	123		教員のICT活用指導力の向上	教政・教セ	282
		124	拡	市町村立学校における校務支援システムの整備の推進	教政	284
		125		県立学校校務支援システム整備事業	教政	284
		126		県立学校におけるＩＣＴ環境整備の推進	教政	286
		再		ネット問題啓発資料の活用の推進	人権	238

基本方向6 生涯にわたって学び続ける環境をつくる

対策		No.	新規等	事業名称	担当課	参照P
(1)	生涯学習の推進体制の再構築	127		社会教育推進人材育成事業	生涯	286
		128		社会教育活動活性化支援事業	生涯	288
		129		生涯学習活性化推進事業	生涯	288
(2)	新図書館等複合施設を核とした県民の読書環境・情報環境の充実	130		図書館活動事業	図書館	290
		再		読書活動推進事業	生涯	170
(3)	子どもも大人も学び合う地域づくり	131	組新	自然体験活動の推進	生涯	292
		132		青少年教育施設振興事業	生涯	294
		133		高知みらい科学館運営事業	生涯	294
		再	拡	地域学校協働活動推進事業	生涯	130
		再	拡	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯	132

基本方向7 文化財の保存と活用を図る

対策		No.	新規等	事業名称	担当課	参照P
(1)	高知城の保存管理と整備の推進	134		高知城保存管理事業	文化	296
(2)	文化財の保存と活用の推進	135		文化財管理調査事業	文化	298
(3)	埋蔵文化財の発掘調査・保護の推進	136		埋蔵文化財発掘調査事業	文化	300
		137		埋蔵文化財センター管理運営事業	文化	300

※「No,」「新規等」列の漢字表記について→再：再掲、新：H31 年度新規、組新：H31 年度組換新規、拡：H31 年度拡充
※H30 年度以前に廃止した事業は一覧に記載なし

総事業数	217
うち再掲	80
再掲除く	137

2　事業実施計画の記載方法について

本章に掲載した事業実施計画は、原則として下記の要領に沿って記載しています。

事業名称【担当課】・事業概要	実績 H28	実績 H29	実績 H30
1 学力向上のための学校経営力向上支援事業 【小中学校課】 <事業概要> 各学校の学力課題を解決するため、「学校経営計画」のさらなる充実を図り、PDCA サイクルに基づく取組を支援し、各学校の組織力向上（チーム化）と授業改善を図る。また、「学校経営計画」に基づく学力向上の取組を検証するために、「全国学力・学習状況調査」「高知県学力定着状況調査」等の各調査を活用する。 ◆「学校経営計画」の進捗管理 ・全教職員が学校の目標や方向性をより明確化するため、学校経営計画にシンプルなビジョンや数値目標を設定するよう促すことなどを通して、全学校で策定している学校経営計画の充実を図る。 ◆学校経営アドバイザーによる支援 ・各学校がチームとして組織的に学校経営に取り組めるようにするため、退職校長等の学校経営アドバイザーによる訪問指導・助言等の充実・強化を図る。 ◆学力向上実践モデル校への支援 ・中学校の教科経営の充実を図るため、基幹となる中学校を学力向上実践モデル校として指定し、継続的な学校支援訪問を実施する。 ※H30 からは中学校組織力向上のための実践研究に移行 ◆地区別校長会における周知（H29～） ・「学校経営計画」の策定のポイント等について、学校への周知を図る。	◆「学校経営計画」の進捗管理 ◇「学校経営計画」の策定・実践 ・全公立小・中学校 ◆学校経営アドバイザーによる支援 ◇学校経営アドバイザーの配置７名 ・東部２名、中部３名、西部２名 ◇学校訪問等による指導・助言（4～2 月） ・１校当たり平均訪問回数 2.9 回 ※全校対象 ◆学力向上実践モデル校への支援（～H29） ◇中学校学力向上実践モデル校の指定 ・18 校 ◇学校経営アドバイザー・指導主事等による支援訪問 ・１校当たり平均訪問回数：13.8 回	検証結果に基づく計画の改善 ・１校当たり平均訪問回数 2.9 回 ・18 校 1 校新規指定 ・１校当たり平均訪問回数：15.4 回 ◆地区別校長会における周知 ◇東・中・西部 各１回 ・「学校経営計画」策定のポイント等の周知	・１校当たり平均訪問回数 2.9 回 ◆中学校組織力向上のための実践研究 ◇31 校において実施 （別掲　事業 23 参照）

○事業番号、事業名、担当課及び事業概要を記載

○H28～30 年度の事業実績を記載
○実施内容・期間について矢印等で図示
※H31 年度からの新規事業は原則記載なし

◆○○○	事業内容を区分して整理
→	個々の取組の実施期間を表示
◆○○○ ·····▶	事業終了後の取組等を表示
	事業実施の考え方や参考となる情報、事業と関連して実施する内容等を記載

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○「学校経営計画」の策定・実践や学校経営アドバイザーの指導・助言等を通じて、管理職には組織マネジメントの考え方が一定定着してきており、現状・課題について全教職員で共有を図る取組が着実に進んできている。 ・学校全体の学力傾向や課題について、全教職員間でよく共有している学校の割合 小学校　H28：72.3%→H29：75.6% 中学校　H28：71.6%→H29：77.6% ※H30 は全国学力・学習状況調査から項目が削除されたためデータなし ○学力向上に向けた取組が十分進んでいない学校に対し、学校経営アドバイザー等による重点的な訪問指導を実施してきた結果、進めている対策の定期的な検証・改善のサイクルが定着し、具体的な成果につながった学校も出てきた。 ・「学校経営計画」における「知」の到達目標の達成状況が B 以上（目標以上に成果が上がっている・目標を達成している）の学校の割合（H30） 小学校 91.6%　中学校 89.7% ●県版学力調査の結果、学力向上につながっていない学校があり、今後も組織的に教員同士が学び合う仕組みを確立していく必要がある。 ・H28 中学 1 年→H29 中学 2 年で県平均との差が上昇した教科：47 教科/90 教科（5 教科×18 校） ➔全ての中学校において、教員同士が学び合う仕組みを導入し、授業改善や指導力向上に組織的に取り組む体制の構築を図る。 ●「学校経営計画」に基づく実践は定着してきたが、学校によって取組に差がみられる。 ➔引き続き、校長会等で学校経営計画の策定のポイント、組織の動かし方等について確認する。	◆「学校経営計画」の進捗管理 ◇「学校経営計画」の策定・実践 ・全公立小・中学校 ・検証結果に基づく計画の改善 ・様式の改定：「人材育成」の項目追加 ◆学校経営アドバイザーによる支援 ◇学校経営アドバイザーの配置 7 名 ・東部 2 名、中部 3 名、西部 2 名 ◇学校訪問等による指導・助言 ・全校対象：各校年間 2 回 ・「教科間連携」拠点校への支援訪問 6 校対象：各校年間 3 回程度 ◆中学校組織力向上のための実践研究 ◇全中学校における教員同士が学び合う仕組みの構築 「タテ持ち」：31 校 「教科間連携」：67 校 「タテ持ち･教科間連携」：5 校 ※事業 23 参照 ◆地区別校長会における周知 ◇東・中・西部　各 1 回 ・「学校経営計画」策定のポイント等の周知	◆各小・中学校において、目標の達成に向けた PDCA サイクルが機能するよう学校のチーム力や経営力が向上している。 ・学校全体の学力傾向や課題について、全教職員間でよく共有している学校の割合 小学校：80%以上 中学校：70%以上 ・「学校経営計画」における「知」の到達目標の達成状況が B 以上の学校の割合 小学校：80%以上 中学校：80%以上
○成果・課題・今後の方向について下記の要領で記載 ○：成果 ●：課題 ➔：今後の方向 ・：参考データ ※H31 年度からの新規事業は原則記載なし	○実施内容等について記載	○平成 31 年度末の目指すべき姿、数値目標について、下記の要領で記載 ◆：目指すべき姿 ・：数値目標

3　事業実施計画

事業名称【担当課】・事業概要	実績 H28	実績 H29	実績 H30
1 学力向上のための学校経営力向上支援事業 【小中学校課】 <事業概要> 各学校の学力課題を解決するため、「学校経営計画」のさらなる充実を図り、PDCA サイクルに基づく取組を支援し、各学校の組織力向上（チーム化）と授業改善を図る。また、「学校経営計画」に基づく学力向上の取組を検証するために、「全国学力・学習状況調査」「高知県学力定着状況調査」等の各調査を活用する。 ◆「学校経営計画」の進捗管理 ・全教職員が学校の目標や方向性をより明確化するため、学校経営計画にシンプルなビジョンや数値目標を設定するよう促すことなどを通して、全学校で策定している学校経営計画の充実を図る。 ◆学校経営アドバイザーによる支援 ・各学校がチームとして組織的に学校経営に取り組めるようにするため、退職校長等の学校経営アドバイザーによる訪問指導・助言等の充実・強化を図る。 ◆学力向上実践モデル校への支援 ・中学校の教科経営の充実を図るため、基幹となる中学校を学力向上実践モデル校として指定し、継続的な学校支援訪問を実施する。 ※H30 からは中学校組織力向上のための実践研究に移行 ◆地区別校長会における周知（H29～） ・「学校経営計画」の策定のポイント等について、学校への周知を図る。	◆「学校経営計画」の進捗管理 ◇「学校経営計画」の策定・実践 ・全公立小・中学校 ◆学校経営アドバイザーによる支援 ◇学校経営アドバイザーの配置７名 ・東部２名、中部３名、西部２名 ◇学校訪問等による指導・助言（4～2 月） ・１校当たり平均訪問回数 2.9 回 ※全校対象 ◆学力向上実践モデル校への支援（～H29） ◇中学校学力向上実践モデル校の指定 ・18 校 ◇学校経営アドバイザー・指導主事等による支援訪問 ・１校当たり平均訪問回数：13.8 回	検証結果に基づく計画の改善 ・１校当たり平均訪問回数 2.9 回 ・18 校 １校新規指定 ・１校当たり平均訪問回数：15.4 回 ◆地区別校長会における周知 ◇東・中・西部 各１回 ・「学校経営計画」策定のポイント等の周知	・１校当たり平均訪問回数 2.9 回 ◆中学校組織力向上のための実践研究 ◇31 校において実施 （別掲　事業 23 参照）
2 主幹教諭の配置拡充 <小・中学校> 【小中学校課】 <事業概要> ◆学校組織においてミドルリーダーの役割を担う主幹教諭の配置を拡充し、全教職員が学校の目標や課題を共有し、授業力の向上や授業改善に向けた組織的・協働的な取組を進める体制を構築する。 <指定校に配置する主幹教諭の主な役割> 学校組織マネジメント力の強化を図るとともに、教員の授業力の向上を図る。また、学校全体としての家庭学習等の具体的な取組の進捗管理を行う。 ・教科主任会の統括 ・教科会への指導・助言 ・若手教員の授業力向上のための OJT 機能の強化	◆主幹教諭の配置によるライン機能の充実 ◇指定校での研究 ・９校 ※中学校組織力向上のための実践研究事業指定校に各１名） ◆主幹教諭のマネジメント力の向上 ◇主幹教諭連絡会 ・年６回	・19 校 （うち新規校　10 校） ・継続校：年２回 （新規校と合同開催） ・教科主任会：年２回	31 校 （うち新規校　12 校） ・継続校：年２回 （新規校と合同開催） ・教科主任会：年４回

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○「学校経営計画」の策定・実践や学校経営アドバイザーの指導・助言等を通じて、管理職には組織マネジメントの考え方が一定定着してきており、現状・課題について全教職員で共有を図る取組が着実に進んできている。 ・学校全体の学力傾向や課題について、全教職員間でよく共有している学校の割合 小学校　H28：72.3%→H29：75.6% 中学校　H28：71.6%→H29：77.6% ※H30は全国学力・学習状況調査から項目が削除されたためデータなし ○学力向上に向けた取組が十分進んでいない学校に対し、学校経営アドバイザー等による重点的な訪問指導を実施してきた結果、進めている対策の定期的な検証・改善のサイクルが定着し、具体的な成果につながった学校も出てきた。 ・「学校経営計画」における「知」の到達目標の達成状況がB以上（目標以上に成果が上がっている・目標を達成している）の学校の割合（H30） 小学校91.6%　中学校89.7% ●県版学力調査の結果、学力向上につながっていない学校があり、今後も組織的に教員同士が学び合う仕組みを確立していく必要がある。 ・H28中学1年→H29中学2年で県平均との差が上昇した教科：47教科/90教科（5教科×18校） →全ての中学校において、教員同士が学び合う仕組みを導入し、授業改善や指導力向上に組織的に取り組む体制の構築を図る。 ●「学校経営計画」に基づく実践は定着してきたが、学校によって取組に差がみられる。 →引き続き、校長会等で学校経営計画の策定のポイント、組織の動かし方等について確認する。	◆「学校経営計画」の進捗管理 ◇「学校経営計画」の策定・実践 ・全公立小・中学校 ・検証結果に基づく計画の改善 ・様式の改定：「人材育成」の項目追加 ◆学校経営アドバイザーによる支援 ◇学校経営アドバイザーの配置7名 ・東部2名、中部3名、西部2名 ◇学校訪問等による指導・助言 ・全校対象：各校年間2回 ・「教科間連携」拠点校への支援訪問 6校対象：各校年間3回程度 ◆中学校組織力向上のための実践研究 ◇全中学校における教員同士が学び合う仕組みの構築 「タテ持ち」：31校 「教科間連携」：67校 「タテ持ち·教科間連携」：5校 ※事業23参照 ◆地区別校長会における周知 ◇東・中・西部　各1回 ・「学校経営計画」策定のポイント等の周知	◆各小・中学校において、目標の達成に向けたPDCAサイクルが機能するよう学校のチーム力や経営力が向上している。 ・学校全体の学力傾向や課題について、全教職員間でよく共有している学校の割合 小学校：80%以上 中学校：70%以上 ・「学校経営計画」における「知」の到達目標の達成状況がB以上の学校の割合 小学校：80%以上 中学校：80%以上
●主幹教諭配置校では授業改善に向けた組織的・協働的な取組が進んできているが、小規模校をはじめ未配置校では、取組を進める体制がまだ十分整っていない。 ・学習指導・評価の計画の作成に当たり教職員同士がよく協力し合っている学校の割合（中学校） H28：31.2%（34.2%）→ H30：44.5%（40.2%） ※（　）は全国平均 →小規模の中学校における教科間連携の取組の普及などにより、教員同士の学び合いを全ての中学校で推進する。	◆主幹教諭の配置によるライン機能の充実 ◇指定校の成果の展開 ・「教科のタテ持ち」拠点校（6校）における主幹教諭の取組普及 各校学期に1回（年3回） ◆主幹教諭のマネジメント力の向上 ◇主幹教諭連絡会 ・年3回開催 ・中学校組織力向上のための実践研究事業拠点校主幹教諭及び「タテ持ち」校に初めて配置された主幹教諭対象	◆配置した主幹教諭が、ミドルリーダーとして各学校において具体的な取組を推進することにより、組織力や授業力が向上している。 ・学習指導・評価の計画の作成に当たり教職員同士がよく協力し合っている学校の割合 中学校：全国平均以上

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
3 管理職等育成プログラム 【教育センター】 <事業概要> 管理職としての資質・指導力を育成するために、学校組織マネジメントを中核に据え体系化した研修を、主幹教諭から校長まで計画的に実施する。また、平成29年度からは、人材育成に関してOJTによる計画的な教員育成に関する内容も研修の中に組み込んで実施する。 ◆校長研修 ・学校経営におけるトップリーダーとして、職責の理解を深めるとともに、教育課題を把握し、その解決に向けて学校組織の活性化やOJTを通した人材育成を行う校長としての資質・指導力の向上を図る。 ◇新任用 ◆副校長研修 ・教育課題を把握し、学校組織を活性化するために管理職としての資質・指導力の向上を図る。 ◇新任用 ◆教頭研修 ・人間的魅力をもったリーダー性、教育に関するビジョン、強い使命感、時代を見る先見性、課題発見能力、変革に挑む積極性、危機管理のできる判断力や行動力、そして豊富な経験に裏打ちされた見識等、管理職としての資質・指導力の向上を図る。 ◇ステージⅠ（新任用教頭） ◇ステージⅡ（2年次教頭及び任用2年次主幹教諭研修を受講済みの新任用教頭） ◇ステージⅢ（前年度教頭研修ステージⅡを受講済みの教頭） ◆主幹教諭研修 ・教育課題に関する専門的な理解を深めるとともに、その課題解決に向けた学校組織の活性化や人材育成、安全管理等に関する研修を通して、学校運営の充実を目指す推進者としての資質・指導力の向上を図る。 ◇新任用 ◇2年次 ◆指導教諭研修 ・教育課題を把握し課題解決に向けた取組への理解を深めるとともに、校内研修の活性化や教育指導に関する研修を通して、組織的な校内研究・研修の推進者としての資質・指導力の向上を図る。 ◇新任用 ◇2年次	◆校長研修 ◇新任用 ・受講者数：32名	・受講者数：38名 ・若年教員育成の内容を組み込む	・受講者数：46名 ・若年教員育成の内容を組み込む
	◆副校長研修 ◇新任用 ・受講者数：1名	・受講者数：7名 ・若年教員育成の内容を組み込む	・受講者数：7名 ・若年教員育成の内容を組み込む
	◆教頭研修 ◇ステージⅠ ・受講者数：41名	・受講者数：55名	・受講者数：51名
	◇ステージⅡ ・受講者数：45名	・受講者数：47名	・受講者数：66名
	◇ステージⅢ ・受講者数：47名	・受講者数：43名 ・若年教員育成の内容を組み込む ・OJT活性化に向けた取組を課題に指定	・受講者数：43名 ・若年教員育成の内容を組み込む ・OJT活性化に向けた取組を課題に指定
	◆主幹教諭研修 ◇新任用 ・受講者数：15名	・受講者数：19名	・受講者数：24名
	◇2年次 ・受講者数：16名	・受講者数：15名 ・面談演習に若年教員に助言する場を設定	・受講者数：20名 ・コーチングの手法を用いた演習を実施
	◆指導教諭研修 ◇新任用 ・受講者数：1名	・受講者数：1名	・受講者数：0名
	◇2年次 ・受講者数：1名	・受講者数：1名 ・面談演習に若年教員に助言する場を設定	・受講者数：1名 ・コーチングの手法を用いた演習を実施

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○力量形成アンケート結果等をみると、受講者の評価は高く、受講者の力量向上に資する研修を実施することができているといえる。 ・H30 力量形成アンケート結果（4 件法） 教頭研修ステージⅢ　3.13 （参考：教頭任用時の数値　2.50） ・H30 管理職研修のアンケート結果（4 件法） <質問項目　「職の遂行に役立つ内容か」> 全体平均　3.81 新任用主幹教諭研修　3.89 教頭研修ステージⅠ・任用 2 年次主幹教諭研修　3.77 教頭研修ステージⅡ・任用 2 年次指導教諭研修　3.65 教頭研修ステージⅢ　3.87 新任用副校長研修　3.86 新任用校長研修　3.84 ●小・中学校では、校長に占める「管理職育成プログラム」の修了者の割合が低い。 ・校長における教頭研修修了者の占める割合 小学校：73.4%　　中学校：64.6% 高等学校：94.1%　特別支援学校：85.7% ●組織マネジメントの実践について、集合研修で実施しているが、OJT として行う課題解決研修に十分に生かすことができていない。 →本研修は、高知県の学校管理職の育成において基幹をなす研修であるため、今後も、最新情報を踏まえたプログラムの見直しや、アンケート・ヒアリングによる受講者のニーズの把握等を通じて、研修内容のさらなる充実を図る。 →引き続き、OJT による若年教員の効果的な育成に関する内容を研修の中に組み込んでいく。	◆校長研修 ◇新任用（3 日） ・若年教員育成の内容を組み込む ・判例等を活用し、危機管理意識を高める研修を実施 ◆副校長研修 ◇新任用（3 日） ・若年教員育成の内容を組み込む ・判例等を活用し、危機管理意識を高める研修を実施 ◆教頭研修 ◇ステージⅠ(7 日) ◇ステージⅡ(5 日) ◇ステージⅢ(3 日) ・若年教員育成の内容を組み込む ・OJT 活性化に向けての取組を課題に指定 ◆主幹教諭研修 ◇新任用（3 日） ◇任用 2 年次（5 日） ・教頭研修ステージⅠの一部を受講 ・コーチングの手法を用いた演習を実施 ◆指導教諭研修 ◇新任用（3 日） ◇任用 2 年次（2 日） ・教頭研修ステージⅠの一部を受講 ・コーチングの手法を用いた演習を実施 ※高知県教員育成指標に基づき、引き続き研修体系の再編を検討	◆自校の課題に関する認識が深まり、その課題を解決するための取組が組織的かつ計画的に行われている。 ◆管理職のリーダーシップが発揮され、組織マネジメントに基づく学校経営が実践されるとともに、各校で効果的に人材育成が進んでいる。 ・校長における教頭研修修了者の占める割合 小学校：80%以上 中学校：78%以上 高等学校：100% 特別支援学校：100% ・力量形成アンケート(教頭研修)における最終数値（ステージⅢ）：3.0 以上（4 件法） <主な質問項目> ・管理職としての使命感 ・教職員への適切な指導 ・学校ビジョンの提示 ・教育活動の評価・改善　等

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
4 学校事務体制の強化 【教職員・福利課、教育センター】 <事業概要> 学校において教育活動が円滑に行われるためには、学校事務体制の強化が必要不可欠であるが、小・中学校では学校事務職員の配置は基本的に各学校１名であり、事務処理機能の適正化・均質化、若手事務職員の育成など様々な課題があることから、教員の事務負担軽減には至っていない。 これらの課題を解決するため、学校事務に関する企画・調整を一元的に行う共同学校事務室の充実及び設置の促進を図る。 また、学校事務職員が学校経営へ参画し、その専門性を活かして管理職を補佐する役割を担うことができるよう、資質・能力の向上に向けた研修の充実を図る。 ◆共同学校事務室の充実及び設置に向けた取組 ・市町村教育委員会に対して、共同学校事務室の必要性等や成果などを説明することで、共同学校事務室の充実と拡大につなげる。 ・共同学校事務室の設置教育委員会数（H30 年度） 13 教育委員会（10 共同学校事務室） ◆共同学校事務室の事務長及び総括主任連絡協議会の実施 ・チーム学校を構築するための学校事務の在り方等について、共同学校事務室の事務長及び総括主任が事務機能の強化を図るための情報交換等を行う連絡協議会を実施する。また、この協議会には、県内の全総括主任も参加し、先進的な事例を学び合うことにより、共同学校事務室の設置を促進する。 ◆学校事務職員研修の充実 ・管理職のマネジメント体制を支えるための取組を学ぶなど、学校事務職員の資質・能力の向上のための研修のさらなる充実を図る。 ※共同学校事務室･･･市町村立学校に勤務する学校事務職員が、共同で複数校の事務・業務を効果的・効率的に実施し、学校事務の適正かつ円滑な執行、事務機能及び事務体制の強化を図るとともに、学校運営への支援を行い、学校教育の充実をめざす、いわゆる「学校事務支援室」をいう。	◆共同学校事務室の充実及び設置に向けた取組 ◇設置に向けた市町村教育委員会との協議 ・９市町村と協議	・２町と協議	・１市と協議 ◇共同学校事務室の設置に向けた取組 ・公立小中学校事務研究会と連携して県の取組方針等を研修会で説明（２回）
	◆共同学校事務室の事務長及び総括主任連絡協議会の実施 ◇連絡協議会の実施 ・１回実施 出席者 30 名	・２回実施 出席者 60 名	・２回実施 出席者 71 名
	◇連絡協議会の協議録を全市町村教育委員会に通知（12 月）	・12 月 通知	・12 月 通知
	◆学校事務職員研修の充実 ◇研修の実施 ・ステージⅠ基礎 ５日間（新規採用者） ・ステージⅡ充実 ２日間 （主査・主幹昇任者） ・ステージⅢ発展 ２日間 （採用 20 年目の主幹） ・ステージⅣ指導 ４日間 （総括主任昇任者）	・ステージⅠ基礎 ５日間（新規採用者） ・ステージⅡ充実 ２日間（主査昇任者） ※ステージⅢは対象者がいないため未実施 ・ステージⅣ指導 ４日間 （総括主任昇任者）	・ステージⅠ基礎 ５日間（新規採用者） ・ステージⅡ充実 ３日間 （主査・主幹昇任者） ・ステージⅢ発展 ２日間 （採用 20 年目の主幹） ・ステージⅣ指導 ４日間 （総括主任昇任者）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○３年間実施した連絡協議会により、共同学校事務室の必要性については理解が深まり設置が進んだ。また、連絡協議会や研修において共同学校事務室の活用による学校、地域での効果的な実践等を学ぶことで、事務職員が学校運営に参画する意識の向上につながっている。 ・共同学校事務室を設置した教育委員会数 H28.4 月：11 教育委員会（8 共同学校事務室） →H31.4 月：14 教育委員会（11 共同学校事務室） ○学校事務職員研修の受講者アンケートの評価平均は高く、研修で学んだ内容を、所属校や地域における実務の中で活かせるものになっている。 ・研修受講者アンケート結果の評価平均 ●未設置の市町村教育委員会へのアプローチを強化し、設置拡大の取組を進めていく必要がある。 →設置の可能性が高い市町村教育委員会を候補とし、計画的に訪問するなどアプローチを強化していく。 ●既設の共同学校事務室の充実や機能強化を図る必要がある。 →共同学校事務室において、各校の事務職員が学校運営に参画できるよう業務の効率化・削減に関する実践研究を行う。 ●小・中学校では、学校事務職員の配置は、基本的に各学校１名であり、事務処理機能の適正化・均質化、若手事務職員の育成等が必要である。 →学校事務職員研修の充実を図るため、今後も各ステージの研修項目の見直しや、アンケートによる受講者のニーズを把握し、研修のさらなる充実を図る。	◆共同学校事務室の充実及び設置に向けた取組 ◇設置に向けた取組 ・市町村訪問の実施 推進計画に沿って設置の可能性がある市町村を集中的に訪問 ・公立小中学校事務研究会など外部団体との連携 学校事務職員を対象とした研修等に講師として出向き、共同学校事務室の役割や必要性について研修を実施 ◆共同学校事務室の事務長及び総括主任連絡協議会の実施 ◇全事務長及び総括主任対象 ・年１回実施 ・内容：先進的な取組事例の発表 グループ協議等 ◆共同学校事務室による学校事務に関する業務改善の推進 ◇共同学校事務室において、各校の事務職員が学校運営に参画できるよう業務の効率化・削減に関する実践研究を実施 ・実践報告会の実施（１回） ◆学校事務職員研修の充実 ◇研修の実施 ・ステージⅠ基礎 ５日間（新規採用者） ・ステージⅡ充実 ２日間（主査昇任者） ※ステージⅢは対象者がいないため未実施 ・ステージⅣ指導 ４日間 （総括主任・事務長昇任者）	◆共同学校事務室において、学校事務職員の OJT が計画的に行われ、効果的な人材育成が進んでいる。　また、組織的な業務の在り方を学ぶことにより、マネジメント力を身につけたリーダーの育成が進んでいる。 ◆共同学校事務室が充実し、事務処理の質の向上や効率化が図られ、事務職員の学校運営への支援・参画や働き方改革に向けた取組が進んでいる。 ・共同学校事務室を設置した教育委員会数 20 教育委員会 （14 共同学校事務室） ◆各小・中学校において、学校事務機能が高まり、管理職のマネジメント体制を支える仕組みが充実している。 ・ステージⅠ基礎受講者(新規採用者)アンケート結果の評価平均：3.8 以上（４件法）

	H28	H29	H30
ステージⅠ	3.7	3.8	3.9
ステージⅡ	3.7	3.7	3.7
ステージⅢ	3.8	実施なし	3.7
ステージⅣ	3.9	3.9	3.9

事業名称【担当課】・事業概要	実績 H28	実績 H29	実績 H30
5 若年教員育成プログラム 【教育センター】 <事業概要> 若年教員の実践的指導力及びセルフマネジメント力を育成するために、臨時的任用教員等から４年経験者までの研修を体系化し、若年教員育成プログラムとして次の研修を実施する。また、急増する若手教員の指導力の向上のために、指導の手引書をまとめた若年教員必携を配付し、その活用を推進する。 ◆採用前講座（H29～）【別掲】 ・「採用候補者への啓発」参照 ◆臨時的任用教員研修 ◇ステージⅠ ・該当年度に期限付講師になった者を対象に研修を実施する。 ◇ステージⅡ ・臨時的任用教員のうち、過去３年間にステージⅠを修了した者を対象に研修を実施する。 ◆初任者研修 ・授業づくりや児童生徒理解の基礎基本を学ぶとともに、使命感を養い、幅広い知見を習得する研修を実施する。 （基礎研修、授業基礎研修、事務所研修 県立学校研修、チーム協働研修） ◆２年経験者研修 ・児童生徒理解に基づき、児童生徒が主体的・対話的で深い学びを構築することのできる授業実践力や学級経営力の向上を目指した研修を実施する。 （共通課題研修、授業実践研修、教育事務所研修、県立学校研修、チーム協働研修（～H29）） ◆３年経験者研修 ・学習評価を生かし、児童生徒が主体的・対話的で深い学びを構築することのできる授業実践力及び学級経営における実践的指導力の定着を目指した研修を実施する。 （授業実践研修、チーム協働研修（～H29）） ◆４年経験者研修 ・授業実践研究を中心に児童生徒が主体的・対話的で深い学びを構築することのできる授業実践力及びセルフマネジメント力の向上を目指した研修を実施する。 （授業実践研修） ◆チーム協働研修 ・チームで協働する演習等を通して、同僚性を発揮することのできる教員の育成を目指した研修を実施（採用 1～3 年目及び 10 年目の教員を対象）する。 ※全研修で「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の視点を取り入れた研修と、H30 より講義「教員の服務」を実施 ◆若年教員育成アドバイザーによる支援訪問（H29～） ・初任者個々の課題に応じたきめ細かな指導及び配置校研修における OJT 充実への支援を行うため、全小・中学校初任者（高知市を除く）を対象に若年教員育成アドバイザー（退職校長等）による訪問指導・支援を実施する。	◆臨時的任用研修 ◇ステージⅠ（２日） ・受講者　延べ 295 名 ◇ステージⅡ（１日） ・受講者　44 名 ◆初任者研修 ◇基礎研修等 ・18 日 受講者 166 名 ◆２年経験者研修 ◇共通課題研修等 ・７日 受講者 137 名 <主な内容> 学級・HR 経営と授業づくり、模擬授業課題論文発表 ◆３年経験者研修 ◇授業実践研修等 ・４日 受講者 101 名 <主な内容> 学習評価を生かした授業改善の方策、教員の服務 ◆４年経験者研修 ◇授業実践研修 ・３日 受講者 90 名 <主な内容> 授業実践研究・発表、教員の服務（H29、30） ◆チーム協働研修 ◇チーム協働研修① ・１日　受講者 346 名（初任、３年、10 年合同） ・学級・HR 経営 ・マネジメント ◇チーム協働研修② ・１日 受講者 346 名 ・初任者の模擬授業（初任、2、10 年合同）	◆臨時的任用研修 ◇ステージⅠ（２日） ・受講者　延べ 234 名 ◇ステージⅡ（１日） ・受講者　86 名 ◆初任者研修 ・18 日 受講者 187 名 ・授業実践力の向上 《「Basic ガイドブック」の活用及び「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善》 ・実践的指導力・マネジメント力の向上 《「教員育成指標」に対応した研修の実施及び評価システムの充実》 ◆２年経験者研修 ・７日 受講者 169 名 <主な内容> 学級・HR 経営と授業づくり、模擬授業課題論文発表 ◆３年経験者研修 ・４日 受講者 131 名 <主な内容> 学習評価を生かした授業改善の方策、教員の服務 ◆４年経験者研修 ・３日 受講者 104 名 <主な内容> 授業実践研究・発表、教員の服務（H29、30） ◆チーム協働研修 ・１日 受講者 355 名（初任、３年、10 年合同） ・学級・HR 経営 ・「高知県の教員スタンダード」に基づく実践の振り返り ・１日 受講者 393 名 ・初任者の模擬授業（初任、2、10 年合同） ◆若年教員育成アドバイザーによる支援訪問 ◇年間通じて実施 ・374 回（H30.2 月末現在）	◆臨時的任用研修 ◇ステージⅠ（２日） ・受講者　延べ 216 名 ◇ステージⅡ（１日） ・受講者　79 名 ◆初任者研修 ・17 日 受講者 188 名 ◆２年経験者研修 ・５日 受講者 161 名 ◆３年経験者研修 ・３日 受講者 164 名 ◆４年経験者研修 ・２日 受講者 131 名 ◆チーム協働研修 ◇チーム協働研修 ・H30 より１日（初任と中堅のみ） ※台風のため中止 ◆若年教員育成アドバイザーによる支援訪問 ・初任者:新卒５回、既卒３回程度　合計 472 回 ・２年次:小２回程度　中１回程度　合計 157 回 （H31.2 月末現在）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○「高知県教員育成指標」に基づいた研修の実施により、若年教員が身に付けるべき力を意識しながら研修に取り組むとともに、管理職等も「高知県教員育成指標」を意識した若年教員の育成を図るようになってきている。 ・「高知県教員育成指標」の達成状況 小：2.9、中：3.0、高:3.2、特：3.1 <学校長評価> 小：2.9、中：3.1、高:3.3、特：3.2 ※4段階評価による平均値（H31.2月末時点） ※H26～29まで行っていた「高知県の教員スタンダード」をH30年度より「高知県教員育成指標」に移行して取り組む ○全ての年次研修において、「高知県授業づくりBasicガイドブック」の活用が進んでおり、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業づくりについて、受講者の意識の向上や実践につながってきている。 ・「Basicガイドブック」の活用率（H30） （初任者の自主的活用の状況） 小学校93.8%　中学校97.9% 高等学校97.4%　特別支援学校88.5% ●若年教員育成への意識が高まり、「OJTハンドブック」等を活用した配置校研修の充実が進んできているが、初めて初任者が配置された学校等では、効果的なOJTの仕組みがまだ十分整っていない。 ・「OJTハンドブック」を活用した配置校研修での活用率 H30：95.4% ●教科横断的な学習が求められている授業づくりの視点を身に付けることと並行し、教材解釈や教科目標の理解など、教科の専門性を高めていく必要がある。 →より系統的な学びを実現する研修を目指し、年間の研修プログラムの見直しを図る。 ○若年教員育成アドバイザーによる支援訪問により、初任者に対する継続的な支援訪問が可能となり、個々の課題に沿った指導・支援を即時に行うことができている。支援訪問については、学校現場でも理解が進み、支援体制づくりに対しても良い影響を与えている。また、初任者の課題に応じて追加訪問を希望する学校もあり、効果的な活用が行われている。 ●アドバイザーの支援訪問は、初任者増加により、これまでと同じ回数の訪問が難しくなっている。 →新卒者5回→3回とし、教科担当指導主事も年間1回訪問指導を行う。 ●2年次においても、学級経営力や授業力に苦慮している受講者も見られ、継続的な指導･支援が求められる。 →2年次研修受講者（小学校）を対象に、若年教員育成アドバイザーによる支援訪問を実施する。（小学校1回程度、中学校については教科担当指導主事による訪問）	◆臨時的任用研修 ◇ステージⅠ（2日） ◇ステージⅡ（1日） ◆初任者研修 ◇16日 ・授業実践力の向上 ・実践的指導力・マネジメント力向上 ・校内指導体制の充実 《「OJTプログラム」の効果的な実施及びOff-JTとOJTを関連付けた校内指導体制の充実》 ◆2年経験者研修 ◇5日 ◆3年経験者研修 ◇3日 ◆7年経験者研修 ◇1日　（H34年度より完全実施） ・4年次研修の廃止と7年次研修（若年後期）の立ち上げ ※H31～試行、H34年度より完全実施 ※「高知県の教員育成指標」に照らした系統的なプログラム構築による ◆チーム協働研修 ◇1日 ※初任と中堅による合同研修 ◆若年教員育成アドバイザーによる支援訪問 ◇年間を通じて実施 ◇若年教員育成アドバイザー （東部1名、中部2名、西部1名、教育センター4名） ・初任者：3回程度（小・中学校） ・2年次：1回程度（小学校）	◆各教員のライフステージに応じた実践的な指導力とマネジメント力が身に付いている。 ◆自己の振り返りから課題の解決に努め、生涯にわたって学び続ける教員が育成されている。 ・「高知県教員育成指標」（本県の教員として身に付けるべき資質・能力指標）の達成状況（4段階評価） <自己評価>3.0以上 <校長評価>3.0以上 ・「Basicガイドブック」の活用率：100% ◆初任者配置校等における若年教員に対する人材育成の視点をもった校内指導体制の充実が図られている。 ・「OJTハンドブックを活用した研修の実施率」（小中）：90%以上 ・学校全体で若年教員を育成する指導体制が構築できている学校の割合※：90%以上 ・若年教員育成アドバイザーによる各校への支援に対する肯定的な評価※：90%以上 ※校長への聞き取り等

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
6 H31 新規 メンター制を活用したOJTシステム充実事業 【小中学校課】 <事業概要> ◆全小学校における「メンター制」の導入 ・若年教員をはじめとする教員の資質・指導力の向上を図るため、ベテラン教員や中堅教員がメンター（助言者）として、若年教員の学級経営、授業づくり等について指導・助言しながらチームで学び合う「メンター制」を全ての小学校に導入し、各学校におけるOJTの充実を図る。 ◆指定校における実践研究 ・基幹となる小学校（所属校）及びその周辺の小学校（巡回校）を指定し、下記の取組を推進することにより、各学校におけるチーム会等の充実を図るとともに、実践事例の他校への普及を図る。 ・校内でメンター長を定め、メンターチームを運営 ・各学校（所属校・巡回校）のメンターチームへの指導・助言、研修交流の企画運営等を行う研修コーディネーター（再任用の管理職OB等）を所属校に配置 ・所属校同士の協議会や県教委主催の会合等における実践発表の実施			◆事業実施に向けた準備 ◇先進地視察研修 ・岡山県教育センター及び岡山県浅口市教育員会訪問（11月） ・群馬県高崎市教育センター（2月） ◇指定予定校への事業説明 ・H31指定校の校長及び市町村の指導事務担当者に対する事業説明
7 採用候補者への啓発 【教育センター】 <事業概要> 採用候補者の4月から始まる教職生活をより充実したものとするため、次の取組を行う。 ◆採用前講座の実施 ・教育公務員としての意識を醸成するとともに、教員に求められる資質や指導力について理解を深めるために採用前講座を実施する。 ◆課題レポートの作成 ・教育公務員としての意識の醸成を図るために、課題レポートの作成に取り組ませる。 ◆自己研鑽 ・採用前の自己研鑽のために教員研修や教材等を案内する。	◆採用前講座の実施 ◇講座の実施 ・1回（H29.3月） ・教員としての心構え ・高知県の教育課題 ・先輩に学ぶ ・児童生徒理解 ・授業づくりに必要なこと ◆課題レポートの作成 ◇ポートフォリオに蓄積させ、初任者研修等での振り返りに活用 ◆自己研鑽 ◇採用候補者に文書で案内 ・オンデマンド教材配信：7本 ・教科研究センター講座：2回 ・初任者研修で活用する教材	・1回（H30.3月） ・教員としての心構え ・先輩に学ぶ ・児童生徒理解 ・授業づくりの基礎・基本 ・初任者研修の概要 レポート課題 ・採用候補者となった思い ・教育に対する使命・情熱・決意	・1回（H31.3月） ・教員としての心構え ・先輩に学ぶ ・社会人として ・児童生徒理解 ・初任者研修の概要 ・オンデマンド教材配信：7本 ・教科研究センター講座：3回 ・初任者研修で活用する教材

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
<事業開始時点における課題> ●教員の大量退職に伴い初任者が急増する中で、効果的な教育技術の継承が求められている。 ●日々の授業や生徒指導、学級経営が個々の教員に任されており、経験の浅い若手教員を校内で育てる仕組みが十分整っていない。 ●現在、初任者への指導については、一人の初任者指導教員は、初任者１名に対し週１回程度しか指導に当たれず、継続的な指導が困難であり、初任者が日々相談できる体制が十分整っていない。 ●中学校では「教科のタテ持ち」や「教科間連携」による組織力強化が図られているが、小学校では組織的・協働的な学校づくりに向けた取組が各校に任されており、組織的なOJTの仕組みが十分整っていない。	◆全小学校における「メンター制」の導入 ◇学校経営計画への位置づけ ・「人材育成方針及び取組」項目の追加 ・学校経営アドバイザーによる指導・助言 ◆指定校における実践研究 所属校８校、巡回校17校（予定） 研修コーディネーター8名配置 （所属校に各１名） ◇「メンター制における校内組織図及びチーム会年間計画」の策定・実践 ・各校（所属校・巡回校）で策定 ◇所属校同士の協議会 ・研修コーディネーター対象の集合研修の実施（４回） ◇先進校視察の実施 ・岡山県　６月予定 ◇取組の普及・情報発信 ・校長会、研究主任会等における実践発表（所属校）	◆配置した研修コーディネーターによるチーム会へのマネジメントにより、若年教員の人材育成が進んでいる。また、メンターの高知県教員育成指標に準じた資質・指導力が向上している。 ・学習指導・評価の計画の作成に当たり教職員同士がよく協力し合っている学校の割合 小学校：全国平均以上 ・研修コーディネーターによる各校への支援に対する肯定的な評価※小学校：９０%以上 ※校長への聞き取り
○平成 29 年度から初任者研修の概要の説明を行い、見通しをもって 4 月を迎えることができるようにしたこともあり、採用前講座の参加率は増加している。多くの採用予定者が、採用前の時点から教職への意識を高めている。 ・採用前講座（H30） 参加率：92.7% 受講者アンケートにおける肯定的回答の割合：97% ○課題レポート、採用前講座、オンデマンド教材の配信等により、採用候補者が採用前に自己の目標を明確にしたり、服務や本県の教育課題、授業づくり等について学んだりすることができ、教育公務員としての意識の醸成につながっている。また、オンデマンド教材は、採用後も繰り返し視聴することができるため、自己研修の促進につながっている。 ・教科研究センター講座への参加者数（H30） 基礎講座Ⅲ：34 人、基礎講座Ⅳ：47 人 基礎講座Ⅴ：22 人 ・オンデマンド教材アクセス数 1,514 回（H31.2 月 4 日現在） ●新卒者増加に伴い、社会性に課題が見られる者が増えた。 →平成 30 年度から研修に取り入れた「社会人としてのマナー」の内容を継続して実施する。 ●採用後もオンデマンド教材を繰り返し視聴している初任者もいる一方、ほとんど活用できていない者も見られる。 →初任者研修や学校訪問の機会に研修やオンデマンド教材等の周知を図り、自己研鑽への意識を高める。	◆採用前講座の実施 ◇1 回実施（3 月予定） ・教員としての心構え ・先輩に学ぶ ・社会人として ・児童生徒理解 ・初任者研修の概要 ◆課題レポートの作成 ◇ポートフォリオに蓄積させ、初任者研修等での振り返りに活用 レポート課題 ・採用候補者となった思い ・教育に対する使命・情熱・決意 ◆課題レポートの作成 ◇採用候補者に文書で案内 ・初任者研修で活用する教材：７本 ・オンデマンド教材配信 ・教科研究センター講座：３回	◆採用候補者が、教育公務員となることの自覚をもち、教員に求められる資質や能力について、採用前に理解できている。 ◆４月からの円滑な職務遂行・職場への円滑な適応につながる。 ・採用前講座への参加率：90%以上 ・教科研究センター講座への参加者数：80 人以上 ・採用前講座の受講者アンケートにおける肯定的回答の割合：100% ・採用になるにあたって、教員としての心構えができた ・採用になるまでに、自分でやるべきことがわかった

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
8 中堅教諭等資質向上研修 【教育センター】 <事業概要> 県内の公立学校（高知市立学校を除く）の９年間の教職経験をもつ教諭等に対して、１年間の研修を実施し、専門力を追究することで実践的な指導力を更に高めるとともに、ミドルリーダーとして求められるチームマネジメント力の向上を図る。 ◆共通課題研修Ⅰ～Ⅳ【４日間】 ・児童生徒への理解及び今日的な教育課題の解決に向けて対応できる能力をさらに高めるとともに、学校運営等を視野に入れた実践に取り組む中で、ミドルリーダーとしての意識を高め、チームマネジメント力や実践的指導力を身に付ける。 ※H28 年度まではⅠ～Ⅲの３日間 ※H29 年度からは、中堅教諭として必要とされる資質の向上を図るための研修を強化 ◆教科指導研修Ⅰ・Ⅱ【２日間】 ・教科指導における課題解決に向けて、より専門的な知識や技能を習得し、基礎学力の定着と学力向上（及び自立と社会参加）につながる授業の工夫改善を通して、実践的指導力を身に付ける。 ※（　）内は、特別支援学校に該当 ・児童生徒が主体的・対話的で深い学びを構築することができる授業実践力を身に付ける。 ◆チーム協働研修Ⅰ・Ⅱ【２日間】 ・初任者、10 年経験者を中心とする異年次の教職員等が、合同研修の中で協働して学ぶことを通して、実践的指導力やセルフマネジメント力を高めるとともに、同僚性を構築する。 ※H29 年度まではⅠ～Ⅱの２日間 ◆選択研修【3 日間】 ・９年間の教育実践を振り返り、明らかになった自己の課題及び必要な知識や技能について自ら認識し、主体的に研修を行うことを通して、自己の能力開発を目指す。 ※H30 年度までは４日間 ◆在籍校等研修【20 日間】 ・在籍校において、研究テーマに応じた指導方法の研究や授業研究及び研究協議、研究レポートの作成を行う。 ・教科研究 ※特別支援学校は授業実践研究 ・研究授業及び研究協議 ・教科研究（授業実践研究）の資料作成・まとめ	◆共通課題研修Ⅰ～Ⅲ ◇受講者数 ・小学校:42 名 ・中学校：35 名 ・高等学校：61 名 ・特別支援学校：12 名 ・栄養･養護教諭：16 名	◆共通課題研修Ⅰ～Ⅳ ◇受講者数 ・小学校:22 名 ・中学校：20 名 ・高等学校：17 名 ・特別支援学校：７名 ・栄養･養護教諭：８名 中堅教諭等として必要とされる資質の向上を図る研修を強化	◇受講者数 ・小学校:25 名 ・中学校：42 名 ・高等学校：24 名 ・特別支援学校：６名 ・栄養･養護教諭：９名
	◆教科指導研修Ⅰ・Ⅱ ◇受講者数 ・小学校：31 名 ・中学校：24 名 ・高等学校：42 名 ・特別支援学校：12 名	◇受講者数 ・小学校：22 名 ・中学校：20 名 ・高等学校：17 名 ・特別支援学校：７名	◇受講者数 ・小学校：25 名 ・中学校：42 名 ・高等学校：24 名 ・特別支援学校：６名
	「高知県授業づくり Basic ガイドブック」に基づいた「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業づくり		
	◆チーム協働研修Ⅰ・Ⅱ ◇受講者数 ・小学校：32 名 ・中学校：24 名 ・高等学校：42 名 ・特別支援学校：12 名	◇受講者数 ・小学校：19 名 ・中学校：18 名 ・高等学校：17 名 ・特別支援学校：７名	◆チーム協働研修 ※台風接近のため中止 ◇受講者数 ・小学校：25 名 ・中学校：42 名 ・高等学校：24 名 ・特別支援学校：６名
	◆選択研修 ◇受講者数 ・小学校:42 名 ・中学校：35 名 ・高等学校：61 名 ・特別支援学校：12 名 ・栄養･養護教諭：16 名 （栄養教諭　3日、 養護教諭　2日）	◇受講者数 ・小学校:22 名 ・中学校：20 名 ・高等学校：17 名 ・特別支援学校：７名 ・栄養･養護教諭：８名 （栄養教諭　2日、 養護教諭　1日）	◇受講者数 ・小学校:25 名 ・中学校：42 名 ・高等学校：24 名 ・特別支援学校：６名 ・栄養･養護教諭：９名 （栄養教諭　2日、 養護教諭　1日）
	◆在籍校等研修 ◇受講者数 ・小学校:42 名 ・中学校：35 名 ・高等学校：61 名 ・特別支援学校：12 名 ・栄養･養護教諭：16 名 （栄養教諭　5日以上、 養護教諭　5日以上）	◇受講者数 ・小学校:22 名 ・中学校：20 名 ・高等学校：17 名 ・特別支援学校：７名 ・栄養･養護教諭：８名 （栄養教諭　5日以上、 養護教諭　5日以上）	◇受講者数 ・小学校:25 名 ・中学校：42 名 ・高等学校：24 名 ・特別支援学校：６名 ・栄養･養護教諭：９名 （栄養教諭　5日以上、 養護教諭　5日以上）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○研修を通じて、進んで学校経営に関わろうとする意欲・態度を育成するとともに、学習指導要領の趣旨を踏まえた学習指導の在り方や「高知県授業づくり Basic ガイドブック」に基づいた主体的・協働的な学びを実現する授業づくりについて、受講者の理解を深めることができた。 ○ポートフォリオシートの活用により、学校におけるミドルリーダーとしての動きや自校で実践可能な取組計画等を明確にすることができた。 ●研修の効果を見取る方法や手段が十分とは言えない。 →年度の後半に、共通課題研修として実践交流の場を設定し、ミドルリーダーとしての意識の高まりや実践の状況を検証する。 →ミドルリーダーに加えてメンターの視点をポートフォリオシートに追加するよう様式を変更し、実践の成果と課題を把握する。	◆共通課題研修Ⅰ～Ⅴの実施 ◇小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び栄養教諭、養護教諭を対象に悉皆で実施 ・共通課題研修の回数と開催時期の見直し ・ポートフォリオシートの改善 ◆教科指導研修Ⅰ・Ⅱの実施 ◇小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を対象に悉皆で実施 「高知県授業づくり Basic ガイドブック」に基づいた「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業づくり ◆チーム協働研修の実施 ◇小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び栄養教諭、養護教諭を対象に悉皆で実施 ◆選択研修の実施 ◇自己課題に応じた研修を選択 ・3日間実施 ◆在籍校研修の実施 ◇受講者の課題に応じた教科等の実践的研修 ・20日間実施	◆職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができている。

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
9 地域学校協働活動推進事業 【生涯学習課】 <事業概要> 学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するために、地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実等に取り組む。 ◆地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実 ・学校地域連携推進担当指導主事を中心に、地域学校協働本部の設置拡大に取り組む。 ・活動内容の一層の充実に向けて、モデル事例集を活用した取組への助言や、年度計画の進捗管理、様々な関係機関との連携、民生・児童委員の参画促進などの取組を推進する。 <主な活動事例> ・学習支援、部活動支援 ・ゲストティーチャーによる授業補助 ・学校行事支援、地域行事への参加 ・読み聞かせ ・校内の清掃活動など環境整備 ・登下校の安全指導、見守り　など ◆高知県版地域学校協働本部への展開（H29~） ・地域学校協働本部の取組を、下記の要件を満たす「高知県版地域学校協働本部」へと発展させる。 「高知県版地域学校協働本部」の要件 ①充実した学校支援活動の実施 ②学校と地域との定期的な協議の場の確保 ③民生・児童委員の参画による見守り体制の強化 ◆学び場人材バンクによる支援 ・地域人材の発掘・確保及びマッチングを行う学び場人材バンク事業の実施とともに、事業の周知広報を積極的に行う。	◆地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実 ◇学校地域連携推進担当指導主事を中心とした支援 ・訪問活動により、新規開拓や新たに取り組む学校への助言を実施 ◇関係機関等との連携 ・市町村教育長個別訪問 ・小中学校長会、小中学校 PTA 連合会、老人クラブ連合会との協議 ◇「運用の手引き／モデル事例集」の作成 ・8月末作成、市町村や学校訪問等に活用 ◇民生委員・児童委員の参画促進 ・民生委員児童委員協議会連合会への事業説明	・年度計画の進捗管理 ・PTA や社協等関係機関との連携強化 ・訪問活動により、学校等への助言を実施 ◇「学校経営計画」に地域との連携・協働を位置付け、進捗を管理 ・全公立小・中学校 ◇民生委員・児童委員との連携促進 ・市町村訪問等による参画状況の確認と参加要請 ◆高知県版地域学校協働本部への展開 ◇モデル 7 校において実施 ・充実した学校支援活動の実施（4 種類・累計 100 日以上） ・学校と地域との定期的な協議の場の確保 ・民生・児童委員の参画による見守り体制の強化 ◇高知県版地域学校協働本部モデル事例集の作成 ・3 月末作成、市町村や学校への訪問等による周知徹底に活用	・訪問活動により、新規開拓や新たに取り組む学校への助言を実施 ・年度計画の進捗管理 ・PTA や社協等関係機関との連携強化 ◇地域コーディネーター研修会の開催 ・3 ブロック×1 回 ・事例共有、情報交換 ◇高知県版地域学校協働本部（市町村推進校）の設置に向けた取組推進 ・訪問活動により各市町村推進校の状況確認・助言・支援 ・市町村毎の設置計画の作成支援 ・各市町村の設置計画をもとに、H31 年度からの県全体の設置計画を検討・作成 ◇民生委員・児童委員との連携による見守りの仕組みづくり ・市町村推進校の取組を通じた実践・定着
	◆学び場人材バンクによる支援 ◇学び場人材バンクの運営（委託） ・専属コーディネーターの増員（3→4 名） ・市町村や学校等のニーズに応じたマッチング 年間 333 名 ・ブロック別研修会の開催（6 回）	・地域活動の核となる人材の発掘・登録 学び場人材バンク登録者数 406 名 マッチング数 年間 334 名	学び場人材バンク登録者数 376 名 （1 月末現在） マッチング数 年間 292 名 （1 月末現在）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○全市町村で地域学校協働本部事業の取組が行われている。 ・地域学校協働本部が設置された学校数： 154 小学校、86 中学校、2 義務教育学校 ・地域学校協働活動回数（H30 計画）：24,055 回 ●市町村や学校によって、地域と連携・協働した活動内容に差があり、充実の鍵となる地域コーディネーター人材の確保や育成を図る必要がある。 →小中学校 PTA 連合会、社会福祉協議会、連合婦人会等との連携を強化し、活動に携わる地域人材の確保等を図る。 →引き続き民生委員・児童委員の活動への参画状況を把握し、参加率 100%を目指して働きかけを行う。 ・民生・児童委員が活動に参画している地域学校協働本部の割合（H30）：97.8% →地域コーディネーター人材の確保・育成につながる研修の場を引き続き提供していくとともに、実践に役立つハンドブックを作成・配布し、底上げを図っていく。 ○高知県版地域学校協働本部の設置が進んでいる。 ・設置市町村及び学校数：30 市町村 58 校（1 月末時点） （参考） 高知県版地域学校協働本部を設置した小・中学校の割合：22.9%（H30） ○市町村において高知県版地域学校協働本部の設置計画を作成するとともに、市町村の計画を基に県全体の計画を作成し、併せて、次年度における県としての目標値を設定した。 ・（取組目標） 高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合：40%以上（H31 まで） ●各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう、県として支援を行っていく必要がある。 →教育長会や校長会等において県全体の設置計画に基づいた取組方針を説明・周知し、支援を展開していく。 →指導主事を中心として学校訪問等による進捗状況確認や助言などの個別支援を継続していく。	◆地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実 ◇学校地域連携推進担当指導主事を中心とした支援 ・訪問活動により、学校等への助言を実施 ・年度計画の進捗管理 ・PTA や社協等関係機関との連携体制の強化 ◇「学校経営計画」に地域との連携・協働を位置づけ、進捗を管理 ・全公立小・中学校 ◇民生委員・児童委員との連携促進 ・市町村訪問等による参画状況の確認と参加要請 ◇地域コーディネーター研修会の開催 ・3 ブロック×1 回 ◇地域学校協働活動実践ハンドブック（地域コーディネーター用）の作成配布 ・各本部等へ配布 ◆高知県版地域学校協働本部への展開 ◇市町村毎に設定した設置計画に基づき、地域や学校において資源や特色を生かした協働活動を推進 ・H29,30 のモデル校や市町村推進校の取組を参考に各地域や学校で主体的に取組展開 ◇各市町村の取組が円滑に進むよう、県全体の設置計画に基づき県としての取組支援を推進 ・指導主事を中心とした学校訪問等を通じた個別支援 ◆学び場人材バンクによる支援 ◇学び場人材バンクの運営（委託） ・地域活動の核となる人材の発掘・登録 ・市町村や学校等のニーズに応じたマッチング、出前講座の開催等	◆学校や地域の実情に応じて、地域の方が学校のさまざまな活動に参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。 ◆各地域学校協働本部において、充実した様々な活動が活発に実施されている。 ・地域学校協働本部が設置された学校数 小学校：165 校以上 中学校： 95 校以上 ・地域学校協働本部における学習支援、地域活動、登下校安全指導、環境整備等の地域学校協働活動回数 25,000 回以上 ・民生・児童委員が活動に参画している地域学校協働本部の割合 100% ・高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合 40%以上

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
10 新・放課後子ども総合プラン推進事業 【生涯学習課】 <事業概要> 放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後の様々な活動を支援する。 ◆放課後児童クラブ・子ども教室の設置促進及び活動内容の充実 ・教材の購入支援などにより学びの場の充実を図るとともに、事例集を作成し、効果的な活動を周知する。 ・働く保護者や経済的に厳しい家庭のニーズを踏まえた開設時間の延長や、就学援助世帯等の利用料の減免につながる支援などを促進する。 ◆放課後児童支援員等の研修の充実 ・放課後児童支援員認定資格研修など、活動に携わる方々が必要な専門知識を習得するための研修を充実させる。 ◆学び場人材バンクによる支援 ・ボランティアや地域コーディネーター等の地域人材の発掘・確保及びマッチングを行う学び場人材バンク事業の実施とともに、事業の広報を行う。	◆放課後児童クラブ・子ども教室の設置及び活動内容の充実 ◇設置促進と活動内容の充実 ・市町村への運営補助 ・教材購入補助等による学びの場の充実 ・利用料減免や開設時間延長への財政支援 ・取組状況調査の実施 ・児童クラブ施設整備への助成 （5市12ヵ所） ・モデル事例集の作成・配布	・児童クラブ施設整備への助成 （4市9ヵ所）	・児童クラブ施設整備への助成 （3市4ヵ所）
	◆放課後児童支援員等の研修の実施 ◇放課後児童支援員認定資格研修 ・4日間×2回、受講者123名、修了者118名（※認定資格取得者延べ220名）	・4日間×1回、受講者104名、修了者91名（※認定資格取得者延べ311名）	・4日間×1回、受講者106名、修了者96名（※認定資格取得者延べ407名）
	◇子育て支援員研（放課後児童コース） ・2日間、修了者105名	・2日間、修了者66名	・2日間、修了者51名
	◇放課後子ども教室研修などの専門研修 ・13回	・13回	・13回
	◆学び場人材バンクによる支援 ◇学び場人材バンクの運営（委託） ・地域活動の核となる人材の発掘・登録 学び場人材バンク登録者数365名 ・市町村や学校等のニーズに応じたマッチング 年間333名	・登録者数406名 ・マッチング数 年間334名	・登録者数376名 （1月末現在） ・マッチング数 年間292名 （1月末現在）
11 コミュニティ・スクールの設置への支援 【小中学校課】 <事業概要> 地域とともにある学校づくりを推進するため、学校と地域が連携・協働して学校運営を行う有効な手段の一つであるコミュニティ・スクールのメリット等について市町村教育長をはじめとする教育関係者に周知を図ることで、市町村教育委員会による設置を促進する。 ◆コミュニティ・スクールの導入促進 ・「コミュニティ・スクールの導入等促進事業」（文部科学省）の実施や、コミュニティ・スクールの取組事例の紹介、学校地域連携推進指導主事による訪問等を行うことで、全市町村にコミュニティ・スクールの設置を促す。	◆コミュニティ・スクールについての周知・啓発 ◇指導主事担当者会における周知 ・全国の状況や事例等について全市町村担当者に周知（4/12）	・各市町村教育長及び教育委員が集る研修会における周知 （文部科学省から法改正の内容等について）	◇「学校運営協議会の設置・拡充に向けた調査研究事業」及び「コミュニティ・スクール推進員の派遣制度」（文部科学省） ・募集及び研究地域への支援 ◇導入・促進に向けた学習会の設定 ・市町村教育長対象：年間1回以上 ◇導入に向けたガイドブック作成 （平成30年2月） ◇未導入の市町村教育委員会を訪問（16市町村）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○全小学校区の 95.8%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・H30 年度実施状況 児童クラブ　174 ヵ所 子ども教室　147 ヵ所 学習支援実施率　98.1% ●児童の定員が概ね 40 人以下など、国が示す施設基準等を満たしていない児童クラブへの対応が必要である。 ➔国の基準を満たした適正な定員となるよう、放課後児童クラブを分割・増設する場合等の市町村への財政支援を継続する。 ●各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う専門知識の向上などが求められる。 ➔発達障害児の理解促進など、放課後児童支援員等を対象とした研修内容の充実を図る。 ➔活動内容の充実に向けて、学び場人材バンクの登録者を活用した出前講座の普及・活用を図り、子どもたちに多様な学びの機会を提供していく。	◆放課後児童クラブ・子ども教室の設置及び活動内容の充実 ◇設置促進と活動内容の充実 ・市町村への運営補助 ・教材購入補助等による学びの場の充実 ・利用料減免や開設時間延長への財政支援 ・取組状況調査の実施 ・児童クラブ施設整備への助成 （4 市 11 ヵ所） ◆放課後児童支援員等の研修の実施 ◇放課後児童支援員認定資格研修 ・4 日間×1 回 ◇子育て支援員研修 （放課後児童コース） ・2 日間 ◇放課後子ども教室研修等の専門研修 ・10 回 ◆学び場人材バンクによる支援 ◇学び場人材バンクの運営（委託） ・地域活動の核となる人材の発掘・登録 ・市町村や学校等のニーズに応じたマッチング、出前講座の開催等	◆学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができている。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校：95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校：98%以上
○各市町村教育委員会の指導事務担当者が集まる会においてコミュニティ・スクールの取組事例や成果等について周知を図ったことにより、コミュニティ・スクールの設置校数が増加してきている。 ・コミュニティ・スクールの設置校数 H27：33 校→H28：39 校→H29：42 校→ H30：51 校 (うち新規 9 校(小 7 校・中 2 校)) ○各市町村教育長及び教育委員が集る研修会において、文部科学省から講師を招へいし、コミュニティ・スクールに関するメリット等について講話をしていただいたことにより、コミュニティ・スクールについての理解が図られた。 ●コミュニティ・スクールの新規設置に向けて、市町村教育委員会や学校に対し、情報提供や推進に関する助言を充実させる必要がある。 ➔ガイドブックの活用や、コミュニティ・スクールを活用した特色ある学校づくり（3 市町村指定）の事例紹介等により、取組の普及・啓発を図る。	◆コミュニティ・スクールの導入促進 ◇学校地域連携推進指導主事による導入に向けての支援 ・コミュニティ・スクール推進計画に基づく市町村教育委員会への訪問 ◇コミュニティ・スクールを活用した特色ある学校づくりに取り組む市町村を指定 ・東部・中部・西部各 1 市町村 ◇HP 及びメールマガジンでの情報発信	◆市町村教育委員会においてコミュニティ・スクールの設置校数が増加するとともに、地域とともにある学校づくりが進んでいる。 ・「学校運営協議会規則」を定めている市町村：100% ・コミュニティ・スクールの設置校数：55 校以上

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
12 スクールカウンセラー等活用事業 【人権教育課】 <事業概要> 児童生徒の生徒指導上の諸課題の改善のために、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（SC）を配置して、教育相談体制を充実させる。 ◆SCの配置の拡充 ・教育相談援体制の充実・強化ために SC の配置を更に拡充する。 ◆SCの支援力の向上 ・児童生徒や保護者の抱える問題の心理的な要因を的確に把握・分析し、学校と連携して効果的な支援を行っていくために、研修やスーパーバイズを通じて支援力の向上を図る。 ◆SCを講師とした校内研修の定期開催 ・教職員の生徒指導力を向上させるため、SCを講師とした研修を全教職員対象に実施する。 ◆SCの校内支援会への参加と支援の充実 ・校内支援会をより効果的に実施するために、状況に応じてSCを参加させ、専門的な視点や個別支援のためのシートを活用した組織的対応を強化する。 <SCの主な業務内容> ・児童生徒、保護者、教職員へのカウンセリングや助言 ・生活習慣の改善に関わる児童生徒、保護者への助言や改善指導に関わる教職員への助言 ・家庭訪問等による児童生徒や保護者へのカウンセリング ・校内研修会等の講師 ・ストレスの解消方法等の学習プログラムの作成・実施 ・校内支援会における対応に関する助言 ・市町村の要保護児童対策地域協議会での支援策の検討 ・個別支援計画（支援シート）作成に関する助言 ◆SCによるアウトリーチ型支援の実施 ・不登校等の状況にある児童生徒一人一人の状況に応じた支援を充実するため、不登校の発生率が高い特定の市部の教育支援センターに SC を配置し、アウトリーチ型の支援体制を整備する。 <SCのアウトリーチ型支援> ・教育支援センター対応の児童生徒のカウンセリング ・家庭訪問等によるカウンセリング ・専門的な見立てによる対応助言 ・教育支援センター主催の支援会議への参加 ・教育支援センター対応の児童生徒の支援計画の作成に関する助言	◆SCの配置の拡充		
	◇SCの配置率 ・小学校 85.6%、中学校・義務教育学校、高等学校、特別支援学校は 100% ・アウトリーチ型 SC の教育支援センターへの配置 2 市	◇ SCの配置率 ・全校種 100% 全公立学校へ配置 ・アウトリーチ型 SC の教育支援センターへの配置 6 市	◇ SCの配置率 ・全校種 100% 全公立学校へ配置 ・アウトリーチ型 SC の教育支援センターへの配置 8 市
	◆SCの支援力の向上		
	◇新規採用研修会 （悉皆） ・SC 等初任者 13 名	・SC 等初任者 10 名 <主な内容> SCの業務について	・SC 等初任者 7 名 <主な内容> SCの業務について
	◇年度当初の研修会 （悉皆） ・参加 72 名	・参加 88 名 <主な内容> 相談支援の充実に向けて	・参加 76 名 <主な内容> 相談支援の充実に向けて
	◇SC 等研修講座 （任意） ・全 6 回 参加延べ 273 名	・全 6 回 参加延べ 383 名 <主な内容> 児童生徒理解、効果的な支援等について	・全 6 回 参加延べ 359 名 <主な内容> 児童生徒理解、効果的な支援等について
	◇教育相談体制の充実に向けた連絡協議会 （悉皆） ・対象：SC、SSW、配置学校コーディネーター、市町村担当者 参加 465 名	・参加 492 名 <主な内容> 組織的な支援体制 いじめへの対応	・参加 495 名 <主な内容> 校内支援会の効果的な実施について
	◆SCを講師とした校内研修の定期開催		
	◇学校のニーズに応じた SC 等による校内教職員研修の適時実施	・年度当初の研修会で実施について周知 ※実施校数：153 校 （43.5%）	・年度当初の研修会で実施について周知 ※実施校数：289 校 （82.6%）
	◆SCの校内支援会への参加と支援の充実		
	◇SC 等の専門家を入れた校内支援会の定期的な開催	・リーフレットの配付	・「教育相談体制の充実に向けた連絡協議会」（6 回）
	◆SCによるアウトリーチ型支援の実施		
	◇アウトリーチ型支援センター連絡会 ・全 3 回　参加 2 市	・全 3 回　参加 6 市	・全 3 回　参加 8 市

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○全ての公立学校に SC を配置し、専門的な支援を受けることができる体制が整った。また、アウトリーチ型 SC の配置も進んでいる。 ・SC の配置率（H30） 全校種　100%（全公立学校へ配置） ・教育支援センターへのアウトリーチ型 SC の配置（H30） 8 市の教育支援センターに配置 ●SC 等の配置は年々拡充されているが、国の予算措置と高い専門性を有する人材確保が必要である。 →国に対して、常勤化による安定雇用や専門性向上、配置や研修の充実に係る予算確保に向けた要望を継続して行う。 →臨床心理士養成課程のある大学と連携し、学生へ事業の説明を行う。 ○不安や悩み・ストレスを抱える児童生徒や保護者に対し、カウンセリングや助言など、SC の相談対応による支援が充実している。 ・SC への相談件数（H30.12 月末） 72,153 件 ●児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果では、暴力行為や不登校児童生徒の状況に十分な改善が見られず、非常に厳しい状態が継続している。 →各学校の実態に応じた校内研修を継続して実施し、教職員の生徒理解、対応力の向上を図る。 ●知識や経験の浅い SC が適切な見立てや助言ができるよう研修を充実させる必要がある。 →SC 等を対象とした研修会等を継続して実施するとともに、若年 SC 等へのスーパーバイズを優先的に実施することによって、専門性の向上を図る。 ○SC 等の専門人材を活用した校内支援会を月 1 回以上実施している学校が増えており、児童生徒への支援の充実が図られた。 ・SC や SSW が参加した校内支援会を月 1 回以上実施している学校の割合（H30） 82.6%（289 校） ○SC 等を講師とした校内研修を実施した学校が大きく増加しており、教職員の知識や対応力の向上につながっている。 →SC 等の知識や経験不足等から、校内研修が実施できなかった学校があるため、SC 等の配置の拡充や資質向上に努める。 ●ひきこもりの児童生徒への支援など、学校配置の SC だけでは十分に対応できないケースがある。 →アウトリーチ型 SC や心の教育センター配置 SC の活用を促進する。	◆SC の配置の拡充 ◇ SC の配置率 ・全校種 100% 全公立学校へ配置 ・アウトリーチ型 SC の教育支援センターへの配置 10 市 ◆SC の支援力の向上 ◇新規採用研修会（悉皆） ・4 月開催 ◇年度当初の研修（悉皆） ・4 月開催 ◇SC 等研修講座（任意） ：年 6 回 ◇教育相談体制の充実に向けた連絡協議会（悉皆） ・6 会場 ◆SC を講師とした校内研修の定期開催 ◇学校のニーズに応じた SC 等による校内教職員研修の適時実施 ・年度当初に周知 ・研修会の実施 ◆SC の校内支援会への参加と支援の充実 ◇SC 等の専門家を入れた校内支援会の定期的な開催 ・SC の専門性の向上のための研修会の実施 ◆SC によるアウトリーチ型支援の実施 ◇アウトリーチ型支援センター連絡会 ・全 3 回	◆児童生徒や保護者、教職員の不安や悩みが解消され、児童生徒の問題行動等の未然防止や改善につながっている。 ・SC の配置率 全校種 100% ・教育支援センターへのアウトリーチ型 SC の配置 11 市の教育支援センターに配置 ・SC を講師とした校内研修を年 1 回以上実施している学校の割合 100% ・SC や SSW が参加した校内支援会を月 1 回以上実施している学校の割合 100%

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
13 スクールソーシャルワーカー活用事業 【人権教育課】 <事業概要> 児童生徒の生徒指導上の諸課題の改善のために、公立の小・中・義務教育・高等・特別支援学校に、社会福祉等の専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置し、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う。 ◆SSW の配置の拡充 ・教育相談支援体制の充実・強化を図るために、SSW の配置を更に拡充する。 ◆SSW の支援力の向上 ・児童生徒や保護者の抱える問題の環境的な要因を的確に把握・分析し、関係機関や学校と連携して効果的な支援を行っていくために、研修やスーパーバイズを通じて支援力の向上を図る。 ◆SSW の校内支援会への参加 ・校内支援会に状況に応じて SSW を参加させ、専門的な視点や個別支援のためのシートを活用した組織的対応を強化する。 <SSW の主要な業務内容> ・支援が必要な児童生徒が置かれている環境改善への働きかけ ・関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整 ・学校内におけるチーム体制の構築、支援 ・校内支援会における対応に関する助言 ・保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供 ・教職員等への研修活動 ・児童生徒の登校、放課後の学びの場への参加の促し等 ・市町村の要保護児童対策地域協議会での支援策の検討 ・欠食等の生活改善に関する支援や関係機関との連携	◆SSW の配置の拡充		
	◇SSW の配置 ・29 市町村・学校組合、13 県立学校（県立中高 3 校を含む） ※うち、課題の多い市部への重点配置 7 市 15 人	・31 市町村・学校組合、15 県立学校（県立中高 3 校を含む） ※うち、課題の多い市部への重点配置 7 市 15 人	・33 市町村・学校組合、22 県立学校（県立中高 3 校を含む） ※うち、課題の多い市部への重点配置 7 市 15 人
	◆SSW の支援力の向上		
	◇初任者研修会（悉皆） ・全 2 回　参加 27 名	・全 2 回　参加 26 名 <主な内容> SSW の役割 業務の進め方	・全 2 回　参加 26 名 <主な内容> SSW の役割 業務の進め方
	◇SSW 連絡協議会（悉皆） 第 1 回　参加 102 名 第 2 回　参加　85 名 ※対象：SSW、配置市町村担当者、県立学校担当者	・年 1 回　参加 97 名 <主な内容> 高知県の教育課題の状況について 取組事例発表	・年 1 回 参加 101 名 <主な内容> 高知県の教育課題の状況について 情報交換等
	◇教育相談体制の充実に向けた連絡協議会（悉皆） ・参加 465 名 ※対象：SC、SSW、配置学校コーディネーター、市町村担当者	・参加 492 名 <主な内容> 組織的な支援体制 いじめへの対応	・参加 495 名 <主な内容> 校内支援会の効果的な実施について
	◆SSW の校内支援会への参加		
	◇SSW 等専門家を入れた校内支援会の定期的な開催	・初任者研修会及び研修協議会で周知 ・リーフレットの配布	・SSW の勤務時間の等の拡充と専門性の向上 ・「教育相談体制の充実に向けた連絡協議会」（6 回）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○SSW の配置拡充が進み、各学校での児童生徒への支援の充実が図られている。 ・SSW の配置（H30） 33 市町村・学校組合、22 県立学校（県立中高 3 校含む） ・SSW の支援件数（H30.12 月末） 4,130 件 ●各市町村によって雇用条件が異なっており、待遇や給与の差が生じている。また、雇用条件が厳しく、勤務時間が不足するため、継続的に支援を行うことが難しい。 →国に対し、安定雇用や専門性向上、配置や研修の充実に係る予算確保に向けた要望を継続して行う。 ●未配置となっている 2 市町村及び 29 県立学校に対しては、チーフ SSW 及び心の教育センター配置の SSW が対応することとしているが、十分な活用に至っていない。 →平成 31 年度末までには 2 市町村にも専属的に SSW を配置するとともに、配置希望のある県立学校にも派遣できるよう、国に対し予算要求していく。 ○SSW の研修会におけるスーパーバイザー等による指導・助言等の実施により、SSW の支援力の向上につながっている。 ●児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果では、暴力行為や不登校児童生徒の状況に十分な改善が見られず、非常に厳しい状態が継続している。 ●問題行動等の背景には多様な要因が複合的に存在している場合が多く、単年度では解決できないケースが増えている。 ・SSW の関わりによる問題の解決・好転率（H29） H29：44.2% →研修会等を実施し、SSW の専門性の向上を図る。また、各地域での人材の掘り起こしに努めるとともに、社会福祉士・精神保健福祉士・社会福祉学部の学生を対象に SSW の業務内容を周知することで、専門性の高い人材の確保に努める。 ●チーム学校として SSW の活用の仕方が明確でない学校や、SSW を組織の一員として活用する考え方が教職員に十分浸透していない学校がある。 →生徒指導主事会（担当者会）において、組織的な支援の在り方について研修を実施する。 →研修協議会等を通して、各学校のコーディネーターや市町村担当者、SSW を対象に、組織的な支援の在り方の研修を実施する。	◆SSW の配置の拡充 ◇SSW の配置 ・35 市町村・学校組合、25 県立学校（県立中高 4 校を含む） ※うち、課題の多い市部への重点配置 7 市 15 人 ◆SSW の支援力の向上 ◇初任者研修会（悉皆） ・年 2 回 ◇SSW 研修協議会（悉皆） ・年 1 回 ◇教育相談体制の充実に向けた連絡協議会（悉皆） ・6 会場 ※各研修会等で、関係機関との連携強化について周知する。 ◆SSW の校内支援会への参加と支援の充実 ◇SSW 等専門家を入れた校内支援会の定期的な開催 ・SSW の勤務時間等の拡充と専門性の向上 ・教育相談体制の充実に向けた連絡協議会での研修	◆児童生徒や保護者、教職員の不安や悩みが解消され、児童生徒の問題行動等の未然防止や改善につながっている。 ・SSW の配置 35 市町村（学校組合含む） 県立学校：25 校 ・SSW の関わりによる問題の解決・好転率 50%以上

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
14 放課後等における学習支援事業 【小中学校課】 <事業概要> 小中学校における放課後等学習支援員の配置に対して財政的な支援を行うことで、市町村や各学校が実施する放課後等の補充学習を、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立等、個々の児童生徒の課題の解決に向けて計画的に対応できるよう充実強化する。 ◆放課後等学習支援員の配置 ・市町村が「放課後等学習支援事業費補助金」を活用して学習支援員を配置することにより、学力の定着状況に課題のある児童生徒へのきめ細かな学習指導・支援を充実させる。 ※補助対象：市町村教育委員会が雇用する放課後等学習支援員の人件費、補充学習で使用する教材費、支援員の交通費等 ◆放課後等学習指導の質的向上 ・児童生徒の個々の学習課題に応じたきめ細かな学習支援を行うために放課後等学習支援員の質的な向上を図る。	◆放課後等学習支援員の配置拡充 ◇放課後等学習支援員の配置拡充 ・29 市町村組合 小学校： 90 校 191 名 中学校： 72 校 273 名 ・学習時間（支援員配置時間）の充実 ※「①放課後のみ」に加え「②授業から放課後まで」対応する支援員を配置 小学校：①118 名 ② 73 名 中学校：①166 名 ②107 名	・30 市町村組合 小学校：107 校 229 名 中学校： 74 校 258 名 小学校：① 23 名 ②206 名 中学校：① 21 名 ②237 名 ◇学力向上に有効な人材確保のための支援 ・退職教員への声かけ ・大学生の斡旋支援 ・人材バンク、公的機関等の紹介	・32 市町村組合 小学校：117 校 233 名 中学校： 77 校 225 名 (H31.2 月末時点) 小学校：① 19 名 ②214 名 中学校：① 13 名 ②212 名
	◆放課後等学習支援員の質的向上 ◇学校訪問等による状況把握と学校の実状に即した指導 ・学校訪問：161 校	◇補充学習の質を高めるための支援 ・効果的な学習支援を行っている学校の取組事例集作成し、市町村教育委員会や小中学校へ配付	・取組事例集を用いながら助言・情報提供 ・学校訪問：40 校 （小学校：20 校 中学校：20 校）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○放課後等学習支援員の配置学校数は着実に増えてきており、児童生徒の個々の学習課題に応じた補充学習が実施できている。 ・放課後等学習支援員の配置校数 小学校　H28：90 校→H29：107 校→H30：117 校 中学校　H28：72 校→H29：　74 校→H30：　77 校 (H31.2 月末時点) ・学習支援員配置校に占める授業から放課後までを一貫して担う学習支援員を配置した学校の割合(H31.2 月末時点) 小学校：92.3%　　中学校：96.1% ●中山間地域においては、地域内での放課後等学習支援員の人材確保が難しく、交通手段や距離的な問題から地域外からの人材の確保も見込めないケースがある。 →退職予定者の教員に対し、人材募集案内チラシの配布と学習支援員を募集する市町村教育委員会の情報提供を行う。 →県内４大学で構成する「教師教育コンソーシアム高知」に、県で取りまとめた市町村教育委員会の求人リストを提供し、マッチングを支援していく。 ●放課後等補充学習を実施するための学校組織体制の整備や、教員と放課後等学習支援員の連携が不十分なことにより、計画的・効果的な取組ができていない学校がある。 →放課後等補充学習が組織的・効果的に実施されるよう、学校訪問を通じて助言・情報提供を行う。また、取組状況に改善が必要な学校には再度訪問し、進捗の検証を行い、効果的な取組につながるよう働きかけていく。 →訪問校の取組内容の検証・分析や、先進的な取組を行っている学校の情報収集を行い、放課後等補充学習におけるさらなる内容の充実・強化につなげる。	◆放課後等学習支援員の配置 ◇放課後等学習支援員の配置（計画） ・32 市町村組合 ・小学校：　124 校 251 名 ・中学校：　76 校 218 名 ※「①放課後のみ」に加え「②授業から放課後まで」対応する支援員を配置(計画) 小学校：①　14 名 ②　237 名 中学校：①　15 名 ②　203 名 ◇学力向上に有効な人材確保のための支援 ・退職教員への声かけ ・大学生の斡旋支援 ◆放課後等学習支援員の質的向上 ◇補充学習の質を高めるための支援 ・訪問校の取組内容の検証・分析や、先進的な取組を行っている学校の情報収集 ・学校訪問を通じた助言・情報提供	◆学力面で課題を抱える児童生徒に、放課後学習において、学習のつまずきに早期に対応した個別指導、家庭学習指導等、一人一人の状況に応じた学習機会が全ての学校で提供されている。 ◆各小・中学校が、学校経営として低学力対策を位置付け、課題解決サイクルを確立して、学力を押し上げている。 ・放課後等学習支援員の配置校数 小学校：100 校以上 中学校：　80 校以上 ・学習支援員配置校に占める授業から放課後までを一貫して担う学習支援員を配置した学校の割合 小学校：100% 中学校：100%

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
15 運動部活動サポート事業 【保健体育課】 <事業概要> 運動部活動の充実を図るため、指導者の資質の向上に向けた取組や、優秀な外部指導者の派遣・運動部活動の課題解決のための取組を実施する。 ◆運動部活動支援員の派遣 ・運動部活動における指導の充実を図るため、技術・戦略指導やコンディション管理など専門的な指導ができる学校外の人材を「運動部活動支援員」として学校に派遣する。 ・協力できる人材の把握と掘り起こしを行いリスト化し、学校のニーズに応じて外部指導者とのマッチングを行う。	◆運動部活動支援員の派遣 ◇運動部活動支援員の派遣 ・中学校 33 校 53 部（うち医科学サポーター 1 校） ・高等学校 21 校 37 部（うち医科学サポーター 2 校）	・中学校 36 校 60 部（うち医科学サポーター1 校） ・高等学校 20 校 43 部（うち医科学サポーター 1 校） ◇運動部活動の指導が可能な外部人材のリスト化・マッチングの実施 ・県が窓口となり、運動部活動の指導が可能な人材のマッチングを行う旨の通知文書を各市町村や県立学校に送付（11 月）	・中学校 30 校 92 部（うち医科学サポーター1 校 2 部）（うち中山間への派遣 1 校 1 部） ・高等学校 20 校 43 部（うち医科学サポーター 1 校） ◇高知県体育協会の加盟団体連絡協議会にて運動部活動指導の協力要請（7 月） ◇県の広報誌を活用した指導者の募集（9 月） ◇総合型地域スポーツクラブに運動部活動への人材派遣の協力要請（1 月）
16 運動部活動指導員派遣事業 【保健体育課】 <事業概要> 各学校における運動部活動の指導の充実を図るとともに、教員の部活動指導に係る負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するために、単独での部活動指導や学校外での活動の引率なども可能な運動部活動指導員の配置を進める。 ◆運動部活動指導員の配置 ・県立中学校、高等学校に運動部活動指導員を配置する。 ・市町村立中学校に運動部活動指導員を配置するために必要な経費を補助する。 ◆運動部活動指導員の資質向上 ・運動部活動指導員の資質向上のための研修を行う。			◆運動部活動指導員の配置 ◇運動部活動指導員の配置 ・県立高等学校・特別支援学校 配置部数 15 部 ・県立中学校 配置部数 2 部 ・市町村立中学校 4 市町村 配置部数 8 部 ◆運動部活動指導員の資質向上 ◇運動部活動指導員に対する研修の実施 ・研修回数：2 回 ・内容： オリエンテーション、高知 ing(Coaching) アカデミー

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○運動部活動支援員の派遣について、各部の実情に応じた派遣回数を設定することで、派遣した運動部では質の高い指導実践につながっている。 ・派遣部数 H28：中学校 53部、高等・特別支援学校 37部 H29：中学校 60部、高等・特別支援学校 43部 H30：中学校 92部、高等・特別支援学校 43部 ●運動部活動の指導が可能な外部人材が不足している。特に中山間地域等において運動部活動支援員の派遣を希望していても、指導可能な人材がいないため配置できていない部活動がある。 ●遠方から派遣しやすい仕組みを作ったが、周知が徹底しておらず申請が少なかった。 ➔中山間地域等については、遠方から派遣しやすい仕組みについて更に周知を行い、申請件数の増加につなげる。 ➔県広報紙やホームページを活用した人材募集にて申請のあった協力者や総合型地域スポーツクラブの協力者について、市町村教育委員会に情報提供を行い、マッチングに向けた取組を進める。 ➔地域スポーツハブと連携し、県スポーツ課・スポーツ協会とともに、運動部活動協力者の人材のリスト化を進め、マッチングによる配置・拡大を図る。	◆運動部活動支援員の派遣 ◇運動部活動支援員の派遣 ・対象 市町村立中学校、県立中・高等学校、特別支援学校 ・派遣部数 85部 ・1部あたり派遣回数 60回 ◇運動部活動支援員（中山間）の派遣 ・対象 中山間地域等の市町村立中学校、県立中・高等学校、特別支援学校 ・派遣部数 5部 ・1部あたり派遣回数 60回 ◇地域スポーツハブとの連携による人材リストの充実と学校と指導者のマッチングシステムの構築	◆顧問と運動部活動支援員が連携して、運動部活動を実施することによって、生徒の運動・スポーツに対しての意欲が高まり、競技力向上や学校・地域の活性化につながっている。 ・派遣部数 中学校 84部 高等学校 63部 特別支援学校 4部
○単独での部活動指導や学校外での活動の引率なども可能な運動部活動指導員の配置を行うことができ、適正な運部活動の運営に向けた仕組みが構築された。 ・配置部数 H30：中学校 8部、高等学校・特別支援学校 15部 ●中学校・高等学校・特別支援学校の総運動部活動数に対する部活動指導員の配置が少ない。 ●運動部活動の指導が可能な外部人材が不足している。 ➔県広報紙やホームページを活用した人材募集にて申請のあった協力者や総合型地域スポーツクラブの協力者について、市町村教育委員会に情報提供を行い、マッチングに向けた取組を進める。 ➔地域スポーツハブと連携し、県スポーツ課・スポーツ協会とともに、運動部活動協力者の人材のリスト化を進め、マッチングによる配置・拡大を図る。 ○部活動指導員の服務に関する事項や部活動指導者としての質向上に関する研修を実施することができた。 ・研修内容 1回目：部活動指導員の服務及び生徒への対応の仕方等に関する研修 2回目：県スポーツ協会が主催するコーチングアカデミーの研修から1講座を選択して受講。（スポーツ指導者としての資質向上研修）	◆運動部活動指導員の配置 ◇運動部活動指導員の配置 ・県立高等学校・特別支援学校 配置計画：15部 ・県立中学校 配置計画 8部 ・市町村立中学校 配置計画 42部 ◇地域スポーツハブとの連携による人材リストの充実と学校と指導者のマッチングシステムの構築 ◆運動部活動指導員の資質向上 ◇運動部活動指導員に対する研修の実施 ・研修計画：3回を予定 ・内容： ①服務に関する研修 ②大学の有識者による研修 ③高知 ing（Coaching）アカデミー	◆部活動指導員が顧問の業務を負担することで、教員が生徒と向き合う時間や自己研鑽する時間が確保されている。 ◆部活動指導員を効果的に活用するために、学校が練習時間や休養日の設定などの部活動全体計画をより機能させることで、部活動の適正化が図られている。 ◆専門的な知識・技能を有した部活動指導員が継続的・計画的に指導を行うことで、部活の質的な向上が図られている。 ・配置部数 中学校 38部 高等学校 38部 特別支援学校 2部

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
17 **校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）配置事業** 【教職員・福利課】 <事業概要> 校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）（以下、「校務支援員」という。）を配置し、教諭等が児童生徒への指導や教材研究等に一層注力できる体制を整備することで、学校教育活動の充実につなげる。 ◆配置校による実践 ・市町村が「校務支援員活用事業費補助金」を活用し、教員の専門性を必要としない業務（学習プリント等の印刷など）に従事する校務支援員を配置する。 ・働き方改革の観点から、校務支援員の業務内容や教員の勤務時間の変化の状況などについて把握するとともに、計量的な成果目標と成果指標を設定し、事業効果の検証を行う。 ・校務支援員の活用により教員が子どもと向き合う時間の確保を図るため、配置校の拡大を図る。 （H32 年度：50 校）		◆配置校による実践 ◇校務支援員の配置 ・3 名 1市3中学校 （H29.8～） ・業務改善検討会の設置 ・勤務時間の把握と時間管理 ・教員の専門性を必要としない業務（学習プリントの印刷等）の効果的な支援の在り方について実践研究	・20 名 20 校 （12 小学校 8 中学校） ・教職員の月別時間外勤務の把握 （6月から実施） ・教員の働き方に関するアンケート調査の実施（年2回） （6・10 月） ・モデル校の実績を基にした中間成果報告の検証（年2回）
18 H31 新規 **文化部活動指導員配置事業** 【小中学校課】 <事業概要> 中学校の文化部活動に単独での指導や引率等ができる部活動指導員を配置することにより、文化部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図る。 ◆文化部活動指導員の配置 ・市町村（学校組合）立中学校に文化部活動指導員を配置するために必要な人件費を補助する。 ◆文化部活動指導員の資質向上 ・文化部活動指導員の資質向上のための研修を行う。			

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○校務支援員の配置校では、教員の専門性を必要としない業務（印刷、製本、文書の配布・発送準備、データ入力、アンケート集計等）を校務支援員が行うことで、子どもに向き合う時間の増加や多忙感の軽減等の効果が表れてきている。 ・校務支援員配置校におけるアンケート調査結果（H30） 「子どもに向き合う時間」が増えている教員の割合（%） 増加時間（週平均）　6月期調査　9月期調査 1時間以上　16.0　25.3 1時間未満　23.4　23.6 多忙感の軽減につながっている教員の割合（%） 　　6月期調査　9月期調査 多忙感の軽減につながっている　60.0　66.4 ※20校（小12校、中8校）対象に実施 ●校務支援員を必要とする学校全てに配置できていない現状がある。 →配置効果が高いことから、次年度以降の配置拡大を図る。 ●各校において、教員が行うべき業務と、校務支援員に担ってもらう業務を明確にし、全教職員が共通理解して活用していく必要がある。 →市教委、学校を訪問する中で、校務支援員の活用状況の確認をするとともに事業の検証を行う。	◆配置校による実践 ◇校務支援員の配置 ・30名 30校（15小学校 15中学校） →H32年度に50校配置を目指して取組む ・業務改善検討会の設置 ・勤務時間の把握と時間管理 ・これまでの取組を継続・発展させるとともに、効果的な支援の在り方について実践 ・教職員の月別時間外勤務の把握 ・校務支援員の配置効果の検証 →到達目標の項目を含めた教員を対象としたアンケート調査を実施（年2回）	◆校務支援員の活用により教諭等が子どもと向き合う時間が確保されている ・校務支援員配置校アンケート調査結果 「子どもに向き合う時間」が増えている教員の割合：60% 多忙感の軽減につながっている教員の割合：70% ・校務支援員配置校において在校等時間を短縮する中で、教科会等（教科間連携、学年会等を含む。）の実施回数や時間が増えた学校の割合：100%
	◆文化部活動指導員の配置 ◇文化部活動指導員の配置促進 ・対象 市町村（学校組合）立中学校 ・配置部数　9部 ◆文化部活動指導員の資質向上 ◇文化部活動指導員に対する研修の実施 ・研修回数：2回 ・内容：オリエンテーション 有識者による講義	◆部活動指導員が顧問の業務を負担することで、教員が生徒と向き合う時間や自己研鑽する時間が確保されている。 ◆部活動指導員を効果的に活用するために、学校が練習時間や休養日の設定などの部活動計画をより機能させることで、部活動の適正化が図られている。 ◆専門的な知識・技能を有した部活動指導員が継続的・計画的に指導を行うことで、部活動の質的な向上が図られている。

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
19 ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト 【特別支援教育課】 <事業概要> 特別な支援が必要な児童生徒に対して、教育的ニーズに応じた指導の充実を図るために、ユニバーサルデザインに基づく「分かる」「できる」授業づくり及び、各学校段階の移行期における円滑な引き継ぎを行うための仕組みづくりを行う。 ◆ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト事業（H28 年度で終了） ・発達障害等のある子どもの特性に応じたユニバーサルデザインに基づいた授業実践力の向上、引き継ぎシート等のツールを用いた校種間で支援をつなぐ仕組みの構築を目指す。 ◆みんながスター！校内支援力アップ事業（H29～31 年度） ・ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト事業の指定校の成果・課題を踏まえ、各学校の校内委員会の活性化を図るとともに、市町村単位での特別支援連絡会等の推進体制の充実に向けた支援を行う。 ◆中学校区特別支援教育学校コーディネーター連携充実事業（H28、29 年度） ・個別の指導計画やつながるノート等を用いた校内委員会の活性化と効果的な運用を目指して、研修会を行う。 ◆市町村単位での特別支援連絡会の開催 ・市町村教育委員会が中心となり、各学校の特別支援教育学校コーディネーターを対象とし、特別支援教育に関する学校間の情報交換等の連絡会を行う。	◆ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト事業 ◇ユニバーサルデザインに基づく授業づくり ・２中学校区指定 ・指導主事等による訪問回数：87 回 ・ユニバーサルデザインの視点での研究授業実施回数：49 回 ・指定校の取組をまとめたパッケージ※の作成・普及(H29.3作成) ※支援にあたる教職員の役割の確認、チェックリスト、年間計画や事例等を載せた冊子 ◇「引き継ぎシート」等のツールを活用した支援をつなぐ仕組みの構築 ・4 中学校区指定 ・学校間連携コーディネーターの配置：3 名 ・指定校等へのコーディネーターの訪問回数：148 回 ・県教委とコーディネーターの連絡会：毎月 1~2 回実施 ・市町村推進連絡協議会：指定校区の市町村で隔月開催(参加:市町村、学校、学校間連携コーディネーター) ・指定校の取組をまとめたパッケージの作成・普及 ・保護者向けリーフレットの作成・配付 ◇小・中学校特別支援教育学校コーディネーターを対象とした研修 ・43 中学校区で実施 （参加者数：249 名）	◆みんながスター！校内支援力アップ事業 ◇指定地域 9 市町村 ※うち重点地域３市 ◇巡回アドバイザーの学校訪問等による指導助言 ・アドバイザー配置３名 ・訪問回数 東部　150 回 中部　90 回 西部　185 回 合計　425 回 ◇学校経営研究協議会の開催 東部　3回 中部　3回 西部　3回 巡回アドバイザー、地教委、教育事務所、特別支援教育課で情報共有、意見交換 ◇指定地区の教育長との教育懇談会 ・中部地区 5 市町村 ◇保護者への啓発リーフレットの配布による引き継ぎシートの周知 ・配布数：20,000 部 対象：県内全ての年長、小 6、中 3 の保護者 ・40 中学校区で実施 （参加者数:239 名）	◇指定地域 13 市町村 ※うち重点地域３市町 ・アドバイザー配置３名 ・訪問回数 東部　95 回 中部　98 回 西部　146 回 合計 339 回 （2 月末） 東部　3回 中部　3回 西部　3回 ・中部地区 7 市町村（学校組合） ・配布数：20,000 部 対象：県内全ての年長、小 6、中 3 の保護者 ◇特別支援教育の視点を踏まえた学校経営事例集の作成 ・作成数：1000 部 ・H31 年度当初に全ての学校長に配付 ◆市町村主催の特別支援連絡会の開催 ◇市町村が主催する特別支援教育学校コーディネーターを対象とした研修 ・21 市町村（学校組合）で実施

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○小・中学校において、学校全体でユニバーサルデザインの授業づくりに取り組んでいる学校が増えている。 ・校内研究の計画等にユニバーサルデザインの視点による環境設定、授業づくりを位置付け、実施している学校の割合 小学校　H29：83.0% → H30（速報値）：85.9% 中学校　H29：74.8% → H30（　〃　）：86.0% ●ユニバーサルデザインに基づく授業づくりについて、学校経営計画等への記載の仕方や 、校内での周知方法など、具体的な取組のイメージが持てず、組織的な取組につなげることができていない学校がある。 →事例集を作成し実践校の取組の普及を図るとともに、指導主事や学校経営アドバイザー等による訪問指導・助言を継続して行う。 →新規採用教員等にガイドブックを研修テキストとして配付し、全ての教員に特別支援教育の視点を踏まえた教育実践が確実に意識されるよう理解啓発を進める。 ○個別の指導計画の作成率は着実に向上してきている。 ・通常の学級において、発達障害等障害のある児童生徒の「個別の指導計画」を作成している学校の割合（%） 小学校　H29：95.0% → H30（速報値）：95.2% 中学校　H29：86.1% → H30（　〃　）：93.4% ●個別の教育支援計画については、各学校での作成がまだ十分でない。 →新学習指導要領や学校教育法施行規則の改正における個別の指導計画、個別の教育支援計画の位置付けについて、校長会等で広く周知し、確実な作成と活用の徹底を図る。 →個別の教育支援計画については様式例を新たに示し、家庭や関係機関と連携して、確実な作成・活用につなげる。 ●校種間における引き継ぎについて、特に中学校から高等学校においては半分近い生徒が口頭による引き継ぎのみとなっている。その背景には、引き継ぎシートの意義についての理解不足や、入試の不利になるといった認識の不十分さなどがあると考えられる。 ・発達障害の診断・判断のある児童生徒について「引き継ぎシート」等のツールを活用した引き継ぎが行われた児童生徒の割合（%） 小学校　H29：85.2% → H30（速報値）：87.4% 中学校　H29：36.9% → H30（　〃　）：56.3% →引き続き教職員や保護者に対しリーフレットやガイドブックを活用して理解啓発を行うとともに、中高合同の校長会等において、シート等を活用した連携について周知する。 ●特別支援教育学校コーディネーターが校内支援体制の中心として機能していない場合がある。 →学校コーディネーターの研修等の機会が少ない地域において、市町村主催による研修会を実施するとともに、これまでに実施した市町村でも継続して研修等の機会を設けることにより、地域におけるコーディネーターの支援体制の強化を図る。	◆みんながスター！校内支援力アップ事業 ◇指定地域 7 市町村 ※うち重点地域 4 市町 ◇巡回アドバイザーの学校訪問等による指導助言 ・アドバイザー配置　3 名 (東部 1、中部 1、西部 1) ・重点支援地域の学校への訪問指導 ◇小中学校長会等における取組の周知・啓発 ・「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営実践事例集」（H30 年度作成）を活用した周知・啓発 ・個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成について周知徹底 ・校種間引き継ぎの実施に関する確認、徹底（中高合同校長会等） ◇保護者への啓発リーフレットの配布による引き継ぎシートの周知 ・配布数：20,000 部 時期：12 月 配布先：年長、小 6、中 3 ◆市町村主催の特別支援連絡会の開催 ◇特別支援教育学校コーディネーターの専門性の向上や学校間の連携を進めるための連絡会の開催 ・H30 年度未実施の 13 市町村で実施 ※教育事務所の担当指導主事や特別支援教育巡回アドバイザーが支援 市町村が主体となった学校コーディネーターの専門性向上と学校間の情報共有の場づくり	◆特別な支援を必要とする子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援が計画的・継続的に行われている。 ・校内研究の計画等にユニバーサルデザインの視点による環境設定、授業づくりを位置付け、実施している学校の割合 小学校：100% 中学校：100% ・通常の学級において、発達障害を含む障害のある児童生徒の「個別の指導計画」を作成している学校の割合 小学校：100% 中学校：100% ・発達障害の診断・判断のある児童生徒について「引き継ぎシート」等のツールを活用した引き継ぎが行われた児童生徒の割合 小学校→中学校：100% 中学校→高等学校：100%

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
20 特別支援学級及び通級による指導担当教員等の専門性の向上 【特別支援教育課】 <事業概要> 小・中学校の発達障害等のある児童生徒に対する指導の充実に向け、通級による指導や特別支援学級の担当教員等の更なる専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状の取得や、特別支援学級や通級による指導等における外部専門家の活用を推進する。 ◆特別支援学校教諭免許状の取得促進 ・特別支援学級等の担当教員の専門性の確保や免許状取得を促進するため、市町村教育委員会や小・中学校長に周知するとともに、本県及び他県の免許法認定講習や国の機関が実施する通信教育など免許取得に関する情報提供を行う。 ◆特別支援学校教員、外部専門家の活用 ・特別支援学校のセンター的機能を活用し、小・中学校において特別支援学校教員や外部専門家（理学療法士、言語聴覚士等）の活用を推進する。 ◆通級による指導担当者連絡会 ・年間２回程度実施し、校種を超え切れ目のない支援ができるよう、課題や情報の共有を行い、個に応じたきめ細やかな対応につなげる。	◆特別支援学校教諭免許状の取得促進 ◇小・中学校の特別支援学級や通級指導教室担当教員、特別支援教育学校コーディネーターの専門性の確保及び特別支援学校教諭免許状の取得促進について、市町村教育長あて通知を発出（H29.3 月）	（H30.3 月通知発出） ◇免許法認定講習の実施（7、8 月） ◇市町村教育委員会・学校長への通知（H31.3 予定） ◇免許取得の方法等について情報提供	
	◆特別支援学校教員、外部専門家の活用 ◇小・中学校の特別支援学級への訪問支援 ・特別支援学校教員による支援：341 件 ・外部専門家による支援：20 件	・特別支援学校教員による支援：306 件 ・外部専門家による支援：17 件	・特別支援学校教員及び教育事務所指導主事による支援：209 件 ※うち外部専門家の活用による支援：9 件（12 月末）
		◆通級による指導担当者連絡会 ◇連絡会の開催 ・1 回（2 月） ・県内の通級指導教室担当者と地教委の担当者で構成	・2 回（6、1 月）
	◇県の専門家チームによる通級指導教室での支援方法に関する助言：15 件		◇通級による指導実施校への訪問支援 ・新規実施校（中 1 校）への訪問 1 回 ◇特別支援教育に関する新学習指導要領研修会 ・小・中学校学習指導要領（9 月） ・特別支援学校学習指導要領（12 月）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○自閉症・情緒障害特別支援学級について、今年度より支援の窓口が各教育事務所となったことで、事業の周知が進み、特別支援学校教員等の活用件数の増加につながった。 ・H30.12 月：前年同月比 10 校 27 件増加 ●小・中学校において、特別支援学級担当教員等の免許法認定講習の受講は年々増えているが、まだ免許を取得しているのは一部であり、担当教員の専門性の向上が必要である。 ➔免許状取得の方法等について周知するとともに、県教育委員会の免許法認定講習を計画的に実施する。 ●事業の周知が十分でない学校もあり、課題を感じながら特別支援学校等を活用していないケースもある。 ➔教育事務所と連携し、全ての障害種の特別支援学級について事業活用の周知を行い、支援の強化を図る。 ●外部専門家の活用については減少傾向にあり、教員の専門性の向上に向けて活用機会を増やすことが必要である。 ・小・中学校における外部専門家の活用件数 H28：20 件→H29：17 件→H30：9 件（12 月末） ➔従来からの特別支援学校教員による支援の際の外部専門家の活用を促進するだけでなく、教育事務所が実施する自閉症・情緒障害特別支援学級への支援についても外部専門家を活用した支援体制を整備し、活用を促す。 ●自閉症・情緒障害特別支援学級の学級数増加に伴い、初めて特別支援学級を担当する教員も多く、講師が担当する場合もある中で、「自立活動」の趣旨等を十分に理解できないまま指導に臨んでいるケースもあることから、最低限必要な専門性を担保できる機会を保証することが急務となっている。 ➔全ての自閉症・情緒障害特別支援学級担任を参加対象とした研修会を実施する。 ●通級による指導については、通常の学級や特別支援学級と比べ、支援体制について十分周知されておらず、外部からの支援を受けながら実施する体制が確立されていない。 ➔指導主事による全実施校への訪問を通じて、外部専門家の活用につなげていく。	◆特別支援学校教諭免許状の取得促進 ◇免許法認定講習の実施 ・7、8 月（認定講習） ◇市町村教育委員会・学校長への周知 ◇免許取得の方法等について情報提供 ・通知文発出（認定講習募集時期にも重ねて通知）（3 月予定） ◆特別支援学校教員･外部専門家の活用 ◇小・中学校の特別支援学級への訪問支援 ・要請に応じて訪問 ◇研修会の実施 ・東部、中部、西部圏域 各 1 回 ・全ての自閉症・情緒障害特別支援学級対象 ◇教育課程研究集会の周知 ・各障害種の特別支援学校が実施する教育課程研究集会について周知、参加の働きかけ（5 月） ◆通級による指導担当者連絡協議会 ◇通級担当者連絡会の開催 ・年 2 回 ◇実施校への訪問 ・教育センターと連携し、通級による指導担当者悉皆の研修の一つとして各校への訪問を実施 ・指導主事による訪問支援（適時）	◆小・中学校の特別支援学級や通級指導教室を担当する教員の専門性が高まり、児童生徒への支援が充実している。 ・小・中学校の特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状の保有率：全国平均以上 ・小・中学校における外部専門家（PT・ST・OT 等）の活用件数：40 件以上 ◆増加する自閉症・情緒障害学級等への支援が充実している。

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
21 発達障害等基礎講座 【教育センター】 <事業概要> 発達障害等のある子どもの特性に応じた指導や、校内支援体制の強化を図るために、特別支援教育学校コーディネーター等特別支援教育推進の核となる教員を養成する。 ◆研修の実施 ・通常学級に所属する発達障害等の児童生徒を直接指導することができる小・中学校の教員を対象に、事例研究を中心とした実践的な研修を実施する。 ◆研修受講者の追跡調査の実施 ・研修受講者の追跡調査を実施し、研修効果の確認を行う。	◆研修の実施 ◇ステージⅡ （H28 年度終了） ・対象 ステージⅠ受講修了者 ・受講者数　8名 ・研修日数　3日 ・講義・演習、事例検討 ◇新コース （1年で修了） ・対象 採用5年以上の小・中学校の通常の学級担当教員で、学校長が推薦する者 ・受講者数　6名 ・研修日数　4日 ・講義・演習、事例検討	・対象 小・中学校の通常の学級担当教員で、学校長が推薦する者 ・受講者数　9名 ・研修日数　4日 ・講義・演習、事例検討	◇発達障害等基礎講座 ・3日間実施 ・対象 小・中学校の特別支援教育学校コーディネーター等特別支援教育推進の核となる教員 ・講義・演習、事例検討 ・受講者数　14名 （内8名オープン参加） ・研修日数　3日 ※校長会等における周知（チラシ配付）
	◆研修受講者の追跡調査の実施 ◇校長への聞き取り	◇校長へのアンケート調査 ・調査時期　2月 ・対象　8校9名	・調査時期　2月 ・対象　6校6名

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○発達障害等のある子どもへの理解が深まり、個別の指導計画の改善、支援等に生かすことができている。 ・受講者の所属校校長へのアンケート調査における肯定的回答の割合：85.7%（7項目中6項目が肯定的回答） ・振り返りシートの回答　6件法 講座Ⅰ　平均 5.32 講座Ⅱ　平均 5.10 ●所属校校長のアンケートにおいて「同僚への援助」が目標値を達成できなかった。子どもの課題に応じた支援が計画的・継続的に行われるよう、組織的に取り組む意識を高める必要がある。 →発達障害等の理解・啓発のため、校長会等で研修の周知を図り受講者数を増やす。また、個別の指導計画等の作成や子どもの指導・支援について学校全体で連携、共有を図ることのできる教員を育成する。 ●校内支援体制を機能させるために、担任への助言、関係機関との連携等、校内で中心的な役割を果たすことのできる教員を育成する必要がある。 →校種を超えた研修形態で情報を共有し、子どもの支援方法や担任等への助言のスキルを高める。また、問題解決の技法や模擬支援会議等、すぐに実践につながるような研修を行う。	◆研修の実施 ◇発達障害等基礎講座 ・3日間実施 ・対象 小・中学校の特別支援教育学校コーディネーター等特別支援教育推進の核となる教諭 県立学校教員で発達障害等について理解を深めたい教諭（オープン参加） ・講義・演習、事例検討 ※校長会等における周知（チラシ配付） ◆研修受講者の追跡調査の実施 ◇校長へのアンケート調査 ・調査時期　2月	◆特別支援教育学校コーディネーターを中心に校内支援体制を強化できる教員が育成されている。 ◆個別の指導計画を作成し、他機関や保護者とも連携しながら、より効果的で適切な指導ができる教員が育成されている。 ◆受講者の所属校の校長へのアンケート調査における肯定的回答の割合（全ての項目において）：100% ・発達障害等のある子どもに対して効果的な指導・支援、同僚への援助ができる ・校内支援体制への積極的介入

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
22 学校の力を高める中核人材育成事業 【教育政策課】 <事業概要> ◆重点ポイント推進事業 ・小学校における英語教育の教科化や課題解決型・双方向授業への転換等の国の教育改革の動きも踏まえながら、教育大綱や教育振興基本計画を効果的に推進するため、児童生徒の学力向上、いじめ・不登校等生徒指導上の諸問題の改善、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、本県教育が抱える様々な課題の解決に向け、取組の核となる教職員の育成の充実・強化を図る。 ◆先進県派遣研修 ・社会環境や教育文化の異なる他都道府県公立学校で勤務することにより、幅広い視野と実践力を身につける。特に中学校数学・国語の学力向上に向けた実践的な指導法を経験し、幅広い知識・技能を身に付け、指導力の向上を図る。 ◆教員研修センター研修 ・学校の適切な管理運営（組織マネジメント）、特色ある教育活動の推進のための高度・専門的な知識等を習得させ、各地域の中核を担う教職員等を育成する。 ※教員研修センターはH29より教職員支援機構に名称変更	◆重点ポイント推進事業 ◇鳴門教育大学教職大学院への派遣【２年間】 ・探究的な授業づくりへの対応（新規２名、継続２名） ・生徒指導系（新規１名、継続１名） ◇鳴門教育大学大学院への派遣【２年間】 ・言語系コース（英語）小学校英語（新規２名、継続２名） ・臨床心理士養成コース（新規１名、継続１名） ◇高知大学大学院への派遣【１年間】 ・特別支援教育コース短期履修プログラム（新規６名） ◆先進県派遣研修 ◇福井県【1年間】 ・数学２名、国語２名 ◇広島県【1年間】 ・１名継続 ◆教員研修センター/教職員支援機構研修 ◇中央研修、各指導者養成研修への派遣 ・中央研修 20名 ・各指導者養成研修 13名	・探究（新２名、継２名） ・生徒指導（新１名、継１名） ・言語（新２名、継２名） ・臨床（新１名、継１名） ・（新６名） ・数１名、国２名 理１名 ・中央研修 21名 ・各指導者養成研修 13名	・探究（新２名、継２名） ・生徒指導（継１名） ・言語（新２名、継２名） ・臨床（新１名、継１名） ◇高知大学教職大学院への派遣【２年間】 ・学校運営コース 新規２名 ・教育実践コース 新規４名 ・特別支援教育コース 新規４名 ・数１名、国１名 英１名、理１名 ・中央研修 23名 ・各指導者養成研修 10名

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○鳴門教育大学大学院（教職大学院）への派遣により、生徒が抱える教育課題解決を基軸とした組織的な教育活動の展開について実践研究を行わせることができている。 ○鳴門教育大学大学院臨床心理士養成コースへの派遣により、不登校問題における教師と子どもの関係性及び関わり方の改善に関する実践的な研究を行わせることができている。 ○高知大学大学院特別支援教育コースへの派遣により、授業づくりや指導法等の実践的な研究を通じて、発達障害やその対応に関する専門知識・実践方法を習得させることができている。 ○平成 30 年 4 月に開設された高知大学教職大学院においては、本県の教育課題に対応した講義等を通じ、派遣教員が専門的な知識を習得し、資質能力の向上が図られている。また、在籍校等における実習では、チーム学校の構築、授業改善、不登校への対応、特別支援教育の充実等、実習校の課題に即した実践研究が行われ、学校の課題解決につながっている。 ○先進県への派遣により、実践的な指導法や身に付けた経験を広く共有し、指導力の向上を図ることができている。 ●大学院における研究については高度な内容を行うことができているが、その成果を普及する取組が十分でない。 ・大学院での学修内容を、校内研修の講師、指導助言者、発表者等として普及した派遣修了者の割合 H28 修了者：66.7%（8／12 人） ※H29.11 月時点 ➔学校訪問での聞き取りやアンケート等により、派遣修了者の成果活用に対する意識の維持・向上を図るとともに、所属校に対しても研究成果の活用・普及を働きかけていく。	◆重点ポイント推進事業 ◇鳴門教育大学教職大学院への派遣 【2 年間】 ・探究的な授業づくりへの対応 （継 2 名） ・言語・社会系コース（小学校英語） （新 1 名） ・授業方法等への助言指導 ・小学校英語の教科化への対応 ◇鳴門教育大学大学院への派遣 【2 年間】 ・言語系コース（英語）小学校英語 （継 2 名） ・臨床心理士養成コース （新 2 名、継 1 名） ・小学校英語の教科化への対応 ・カウンセラー的役割で児童生徒、教職員を支援 ◇高知大学教職大学院 【2 年間】 ・学校運営コース 新規 2 名 ・教育実践コース 新規 4 名 ・特別支援教育コース 新規 4 名 ・学校の中核として学校全体としての組織的な取組や授業改善等のための指導助言、特別支援教育を推進 は派遣終了者の取組 ◆先進県派遣研修 ◇福井県【1 年間】 ・数学 1 名、理科 1 名、英語 1 名 ◆教職員支援機構研修 ◇中央研修、各指導者養成研修への派遣 ・中央研修 23 名 ・各指導者養成研修 2 名	◆以下に関する知識・理論等を修得し、学校において組織の中核を担う人材が育成されている。 ・発達障害やその対応に関する専門的知識・実践方法 ・思考力や判断力、表現力を育成できる授業法等に関する専門的知識・理論、実践方法 ・生徒指導、学級経営、学校組織マネジメント等に関する専門的知識・理論 ・小学校における英語の授業方法等に関する専門的知識・理論、実践方法 ・いじめ・不登校、暴力行為等を減少させる学校体制を構築できる高い専門的知識・理論 ◆教科のタテ持ちや校内研修の在り方等の具体的な取組が実践されることで学力の向上につながっている。 ◆最新の教育情報、知識、技能を得るとともに、地域の中核を担えるリーダーが育成されている。 ・大学院での学修内容を、校内研修の講師、指導助言者、発表者等として普及した派遣修了者の割合：100%

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
23 H31 組新 **中学校組織力向上のための実践研究事業** 【小中学校課】 <事業概要> ◆学校規模に応じた教員同士の学び合いの仕組みの導入 ・中学校の学力課題の解決に向け、全ての中学校において、主幹教諭等を中心とした組織のライン機能を強化するとともに、教員同士の学び合いの仕組みを導入※し、定期的・日常的な教科会・チーム会等の実施により、教員同士が切磋琢磨する機会を充実させるなど、授業改善や指導力向上に組織的に取り組む体制を構築するための実践研究を推進する。 ※学校規模等に応じて「教科のタテ持ち」型、「教科間連携」型及び2つを組み合わせた「タテ持ち・教科間連携」型のいずれかを導入 <平成30年度までの取組> ◆「教科のタテ持ち」による授業力向上実践研究 ・「教科のタテ持ち」を導入し、定期的な教科会や日常的な教科会等で教科主任や経験と力量を備えた教員が、経験の浅い教員を指導するなど、授業力の向上に向けて教員同士が学び合い高め合う仕組みを構築する。 ※組織力向上エキスパート：教育先進県で学校組織マネジメントの実績を積み、退職された元校長 ◆「教科間連携」による授業力向上実践研究 ・教科の枠を越えた授業力向上のためのチームを編成して定期的なチーム会や日常的なOJTを実践し、教員同士が切磋琢磨する機会を充実させるなど、小規模中学校の組織的な授業改善や授業力向上のための体制づくりについての研究を推進する。 ◆中学校教科ネットワークの構築 ・学校内だけでは授業力の向上に向けた取組が十分できない中山間地域の小規模校等において、近隣の小規模校同士が連携し授業研究等の活性化を図るネットワークを構築することにより、中山間地域の中学校教員の教科指導力の向上を図る。	◆「教科のタテ持ち」による授業力向上実践研究 指定校：9校 ◇主幹教諭の配置 ・指定校に役割を明確化して9名配置 ◇主幹教諭連絡会の実施 ・5回実施 情報交換、指定校の教科会の参観等 ◇組織力向上エキスパートによる訪問指導 ・組織力向上エキスパートの委嘱：2名 ・月1回程度 ◇指導主事による訪問指導 ・1校当たり19回程度 全170回 ◇研究協議会の実施 ・2回実施（5・2月） 対象：校長・主幹教諭 ◇先進校視察（福井県）の実施 ・5月（23名参加）	指定校：19校 ・19名に配置拡充 ・新規校：6回 継続校：2回 ・新規校：年6回程度 継続校：年3回程度 ・1校当たり20回程度 全389回 ・2回実施 ◇エリア別教科主任会 ・年2回 ・5月（26名） ・1月（31名） ◆「教科間連携」による授業力向上実践研究 指定校：11校 ◇指導主事による訪問指導 ・1校当たり9.4回 全103回 ◇連絡協議会 ・2回 ・情報交換、研究校のチーム会の参観等	指定校：31校 ・31名に配置拡充 ・新規校：6回 継続校：2回（新任主幹教諭は6回） ・組織力向上エキスパート4名に拡充 ・新規校：年6回程度 継続校：年1回程度 ・1校当たり30回程度 全950回（2月末） ・2回実施 ・年3回程度 ・5月（31名） 指定校：11校 ・1校当たり11.5回 全126回（1月末） ・2回 ◇研究発表会の実施 ・全指定校 ・内容：授業公開、チーム会の公開等
	◆中学校教科ネットワークの構築 ◇小規模校同士が連携するネットワーク ・東部：1ブロック 中部：3ブロック 西部：1ブロック ・内容：授業公開及びそれに基づく協議等		

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○「教科のタテ持ち」の指定校においては、週時程に教科会を、「教科間連携」の指定校においても、週時程に教科の枠を越えたチーム会を位置づけて、週に１回は教員同士が指導方法について協議する機会が定期的に持たれるようになっている。また、昼休みや放課後等に、日常的な教科会やチーム会が実施されており、ベテラン教員が若手教員から日頃の悩みを聞いて指導する場面が増加するなど、OJT が機能してきている。 ○中学校教科ネットワークによる近隣の学校との交流により、教科指導の研究に意欲的になったり、教科によっては、地区を越えて授業研究会への参加を希望する部会も出たりするなど、授業改善への意欲が高まっている。 ●指定校では授業改善に向けた組織的・協働的な取組が進んできているが、学校によって取組に差が見られる。また、小規模校の多い本県では協働して授業改善を進める体制が十分整っていない学校もまだ多い。 ・学習指導・評価の計画の作成に当たり教職員同士がよく協力し合っている学校の割合（中学校） H28：31.2%（−3.0）→H29：29.0%（−5.0）→ H30：44.5%（+4.3） ※（ ）は全国平均との差（p） ●「教科のタテ持ち」校に初めて主幹教諭として配置された教諭、また、ミドルリーダーの役割を担う教科主任の力量を高める必要がある。 ➔「教科のタテ持ち」、「教科間連携」、及びその両方を組み合わせた仕組みのいずれかの組織体制を全ての中学校において構築する。また、その取組について各学校が作成する学校経営計画に記載することとし、学校経営アドバイザーや指導主事の学校訪問を通して指導・助言を行っていく。 ➔「教科のタテ持ち」及び「教科間連携」の取組を進める拠点校を各教育事務所や高知市管内に指定し、教科会やチーム会を公開する「組織力講座」を実施し、周辺の学校の管理職や主幹教諭等がいつでも拠点校に学びに行けるようにすることにより、初めて「教科間連携」等を実施する学校の組織マネジメント力を高める。	◆学校規模に応じた教員同士の学び合いの仕組みの導入 ※教員同士が学び合う仕組みの構築 「タテ持ち」：31 校 「教科間連携」：67 校 「タテ持ち・教科間連携」：5 校 ◇拠点校：12 校 ・「タテ持ち」：6 校 （東部 1、中部 1、西部 1、高知市 3） ・「教科間連携」：6 校 （東部 2、中部 2、西部 2） ◇推進校（公募）：37 校程度 ・「タテ持ち」：25 校 ・「教科間連携」・「タテ持ち・教科間連携」：12 校 ◇拠点校における研究の推進・取組の普及 ・研究協議会の実施：１回（校長対象） ・先進校視察（福井県） ・組織力講座の実施（取組の公開） 各校学期に１回（年３回） ※推進校は参加して協議 ◇学校支援訪問（拠点校・推進校対象） ・組織力向上エキスパート（４名） →「タテ持ち」校訪問（1〜3 回） ・学校経営アドバイザー（７名） →「教科間連携」・「タテ持ち・教科間連携」校訪問（1〜3 回） ・指導主事→全拠点校・指定２年目の「タテ持ち」校訪問（月１回程度） ◇主幹教諭連絡会の実施 （「タテ持ち」拠点校主幹教諭等及び初めて主幹教諭として配置された者対象） ・3 回 ・主幹教諭の役割や取組事例等について協議 ◇中学校教科ネットワークによる授業力向上（「教科間連携」校間の取組） ・東部：１ブロック 中部：３ブロック 西部：１ブロック ・教科の専門性向上に向けた近隣校の同一教科担当教員による共同研究	◆授業力の向上に向けて、教科主任や経験と力量を備えた教員が経験浅い教員を指導するなど、教員同士が学び合い高め合う仕組みが構築されている。 ・学習指導・評価の計画の作成に当たり教職員同士がよく協力し合っている学校の割合（中学校）：全国平均以上

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
24 小規模･複式校における特色ある教育課程推進事業 【小中学校課】 <事業概要> 中山間地域の教育振興を図るとともに、小規模校や複式学級を有する学校において教員の指導力を高めるために、地域や学校の特色を生かした豊かな教育活動を展開する学校を指定して実践研究を行い、その取組を普及する。 ◆小学校の複式授業の改善 ・小規模校や複式学級を有する学校の中から、地域や学校の特色を生かした豊かな教育活動を展開する学校を指定して実践研究を行い、その取組を普及することで、小規模校や複式学級を有する学校における教員の指導力を高める。 ※H29 年度までは推進校を指定し実践研究を実施	◆推進校による実践研究 ◇小規模・複式校における未来づくり推進校事業 ・推進校 9 校 東部地区　2 校 中部地区　3 校 西部地区　2 校 高知市　2 校 ※推進校への研究推進員の配置：3 名	・推進校 9 校 東部地区　2 校 中部地区　3 校 西部地区　2 校 高知市　2 校 ・協力校 26 校 各地区別に必要に応じて指定 ※推進校への研究推進員の配置：3 名	◆小学校の複式授業の改善 ◇各教育事務所が、地域や学校の実態に応じて研修会や指導訪問等を企画・運営 ・地域指定による取組 中部　3 地域 ・学校指定による取組 東部　拠点校 1 校 推進校 1 校 西部　拠点校 1 校 推進校 1 校
25 授業改善プランの策定・実施 【小中学校課】 <事業概要> ・中学校の授業改善を推進するため、全ての中学校において、国語・社会・数学・理科・英語の授業改善プランを作成し、思考力・判断力・表現力を育む授業づくりを進めるとともに、プランに基づく授業実践について、指導主事等が全中学校を訪問し、指導・助言を行う。	◆授業改善プランの策定・実践 ◇5 教科の授業改善プランの策定 ・全公立中学校 ◇指導主事等による訪問指導・助言 ・全公立中学校 （年間 2 回以上）	・全公立中学校 ・全公立中学校 （年間 2 回以上）	・全公立中学校 ・全公立中学校 （年間 2 回以上）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○各教育事務所管内の推進校を中心に複式授業のスタンダードが確立され、効果的な指導方法の共有が進んできた。 ●複式授業の指導方法の研究が、授業の型のみを意識したものになりがちであるため、新学習指導要領の主旨を踏まえた授業づくりができるよう、授業改善の場を多く設定することが必要である。 →指定校や指定地域を中心に授業を公開し、小規模・複式校が授業を通して学び合う場を設けるとともに、他の事業で実施する「授業づくり講座（国語・算数・外国語活動・道徳）」への積極的な参加を促し、新学習指導要領の主旨を踏まえた授業づくりを推進していく。	◆小学校の複式授業の改善 ◇各教育事務所が、地域や学校の実態に応じて研修会や指導訪問等を企画・運営 ・地域指定による取組 中部・西部 ・学校指定による取組 東部 ・指定地域や指定校による合同研修会の開催 ・複式アドバイザーや指導主事による訪問指導 ・HP による取組や成果の発信 ◇各種研修会への参加 ・授業づくり講座（国・算・外・道） ・全国へき地教育研究大会　等	◆複式学級の効果的な指導方法を共有し、授業改善を進めるとともに、新学習指導要領の主旨を踏まえた授業の充実に向けての組織的な取組が行われている。 ・学習指導・評価の計画の作成に当たり教職員同士がよく協力し合っている学校の割合 小学校：全国平均以上 中学校：全国平均以上
○5 教科の授業改善プランを作成することによって、教員が授業力の向上に向けて学び合う仕組みが構築されてきた。 ・「授業改善プラン」の年度末検証で B 評価以上の学校の割合（H29） 国語：78.5%、社会：65.4%、数学：65.4% 理科：71.0%、英語：65.4% ※H30 の結果は H31.3 月末集計予定 ●学習指導要領に示されている資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が十分ではない。また、授業改善プランに基づく取組が、協働的かつ日常的に実践されるには至っていない。 →指導主事による訪問指導にあたり、思考力問題等の教材を効果的に活用しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりが進むよう、各学校の教科会やチーム会に対して指導・助言を行う。 →平成 30 年度から実施してきた数学の授業づくり講座を国語、英語にも拡大し、拠点校が行う教材研究や授業研究への他校からの参加を促進することにより、授業づくりの取組の充実・普及を図る。	◆授業改善プランの策定・実践 ◇5 教科の授業改善プランの策定 ・全公立中学校 ◇指導主事等による訪問指導・助言 ・全公立中学校 （年間 1 回以上） ※授業づくり講座への参加促進	◆各学校において、思考力・判断力・表現力を育む授業づくりが PDCA サイクルに基づき推進されている。 ・「授業改善プラン」の年度末検証で B 評価以上の学校の割合：80%以上

事業名称【担当課】・事業概要	実績 H28	実績 H29	実績 H30
26 学校図書館を活用した「読み」を鍛える拠点校事業 【小中学校課】 <事業概要> ◆学校図書館を活用した「読み」を鍛える拠点校事業（H30～H32 ） ・学校図書館を計画的に利用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に図書及び新聞を生かすことで児童生徒の読書活動を充実させ、言語能力及び情報活用能力の育成を図る。 ◆探究的な授業づくりのための教育課程研究実践事業（～H29） ・主体的に学ぶ意欲や、思考力・判断力・ 表現力、情報活用能力、問題解決能力等を包括する学力を育むため、各教科及び総合的な学習の時間における探究的な授業づくりの実践研究を推進するとともに、その取組の普及を図る。 <ICT 活用型> ・各教科との関連を図った総合的な学習の時間の研究と実践 ・各教科における探究的な学習（授業づくり）の研究と実践 ・ICT を活用した授業研究 ・地域との連携（地域人材の活用や地域教材の開発等） ・小中系統的なカリキュラムの作成　など <学校図書館活用型> ・各教科において主体的・対話的に学ぶ探究的な授業づくりの実践研究 ・各教科との関連や地域との連携、外部人材の活用を図った総合的な学習の時間の実践研究 ・図書館資料や新聞を活用して言語活動の充実を図った授業実践の研究　など ◆学校図書館活動の充実 ・学校図書館活動の充実により、児童生徒の思考力や表現力の育成を図る。 ◆NIE 活動の推進 ・授業に新聞を活用する教育活動を推進し、児童生徒の思考力や表現力の育成を図る。 ◆国語授業改善プランによる訪問指導 ・国語授業改善プランに基づく訪問の実施を通して教員の理科の指導力を高め、授業の充実を図る。	◆探究的な授業づくりのための教育課程研究実践事業<ICT 活用型・学校図書館活用型> <ICT 活用型>7 校 ・中学校 5 校、義務教育学校 1 校指定 ・小学校 1 校連携校 <学校図書館活用型>19 校 ・重点校：小学校 4 校・中学校 2 校 ・推進校：小学校 8 校・中学校 5 校 ※研究推進教諭の配置：各校 1 名 ◇連絡協議会の開催 <ICT> ・参加者数:127名（パネルディスカッション、実践交流等） <図書館> ・参加：86名（講話、実践交流等） ◇授業公開･研究発表 <ICT> 41回 ・参加：延べ1,415名 <図書館> 48 回 ・参加：延べ 1,494 名 ◇取組の普及 ・探究的な授業づくりに係るリーフレット作成ワーキング開催（6 回） ◆学校図書館活動の充実 ◇学校図書館資料の活用による授業改善 ・「きっとある　キミの心に　ひびく本」改訂ワーキング開催（5 回） ◆NIE 活動の推進 ◇新聞活用による授業改善 ・学校新聞づくりコンクールの実施 参加 5,729 点 ◆国語授業改善プランによる訪問指導 ◇指導主事等による訪問指導・助言 ・全公立中学校（年間 2 回以上）	<ICT・図書館> ・指定校合同の次世代型セミナーの開催 ・参加：183 名（新学習指導要領の趣旨及びポイントについての講義・演習等） <ICT> 36回 参加：延べ1,549名 <図書館> 47 回 参加：延べ 1,977 名 ※新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業：重点校のみ（小・中学校 1 名悉皆研修） ・探究的な授業づくりリーフレット配付（地区別校長会等） ・HP での発信 ・「きっとあるキミの心にひびく本」配付・活用（6 月：全小学生・全中学生） ・学校新聞づくりコンクールの実施 参加 5,710 点 ・全公立中学校（年間 2 回以上）	◆学校図書館を活用した「読み」を鍛える拠点校事業 指定校：20 校 ・小学校 13 校 ・中学校　7 校 ※研究推進教諭の配置：各校 1 名 ◇連絡協議会の開催 ・指定校の研究の充実を図るための交流等（2 回：全体、地区別） ◇研究推進教師の指導力向上研修 ・リーディングスキルの向上を目指した研修等（年 5 回） ◇授業公開・研究発表 ・小学校：国語 中学校：全教科等 ・19 校、99 回 参加：延べ 2,291 名 ◇リーディングスキルテストの実施 ・指定校のみ 参加：1,637 名 ・「読解力について考えるフォーラム」の実施（1 月） 参加：297 名 ・「きっとあるキミの心にひびく本」配付・活用（4 月：全小・中新 1 年生） ・学校新聞づくりコンクールの実施 参加 4,798 点 ◇複数の新聞を活用した授業改善 ・指定校の取組に対する指導・助言 ・全公立中学校（年間 2 回以上）

これまでの取組の成果・課題・今後の方向

○全ての指定校で、複数回の授業研究会や研究発表会が行われ、他校からの参加者も徐々に増えている。また、外部講師を招へいして、最新の情報や質の高い授業分析方法を学ぶことにより、研究内容が再整理され、管理職や教員の意欲が高まってきている。

○「読解力について考えるフォーラム」（講話や指定校の実践発表等を実施）の開催により、教員や一般の方々に読解力向上の必要性について周知することができた。

●指定校における研究は進んできているが、県全体のものにはなっていない。また、授業研究後の協議の在り方については、工夫・改善の必要がある。

➔指定校のうち拠点となる学校において、年間を通じて国語の授業づくり講座を実施し、他の指定校のみならず、近隣の学校への積極的な参加を促し、新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくりを推進する。

※指標（右欄①～⑤）の状況

		H28	H29	H30
①	小	37.3 (+1.0)	42.4 (+3.5)	—
	中	27.2 (+1.0)	25.3 (−1.5)	—
②	小	17.3 (−8.1)	21.8 (−4.9)	—
	中	21.1 (−8.2)	32.7 (+2.8)	—
③	小	30.4 (−5.9)	35.8 (−1.3)	37.0 (+1.2)
	中	34.9 (+2.1)	41.1 (+8.6)	41.8 (+0.7)
④	小	36.1 (+6.7)	36.9 (+7.4)	—
	中	31.9 (+9.6)	30.2 (+6.5)	—
⑤	小	49.2 (+6.1)	39.4 (−3.2)	—
	中	14.7 (+3.0)	23.2 (+11.5)	—

※数値は%、（ ）は全国平均との差
※①、②、④、⑤は、H30 年度全国学力・学習状況調査において質問項目が削除されため、H30 データなし

実施計画 H31

◆学校図書館を活用した「読み」を鍛える拠点校事業

指定校：小学校 13 校　中学校 7 校
（うち拠点校：小 3 校、中 2 校）
※研究推進教諭の配置：各校 1 名

◇国語授業づくり講座
・拠点校（小学校 3 校・中学校 2 校）において実施
※教材研究会と授業研究会を 1 セットとし、年 2 セット実施

◇連絡協議会の開催
・指定校の研究の充実を図るための交流等（1 回）

◇研究推進教師の指導力向上研修
・学校図書館の活用や授業づくりに関する研修等（年 8 回）

◇リーディングスキルテストの実施
・拠点校（中学校 2 校）における調査

◇授業公開・研究発表
・小学校：国語
・中学校：全教科等

◇指定校の取組の普及
・実践事例集の作成、配信

◆学校図書館活動の充実

◇指定校における学校図書館計画の作成・実践
・各校で計画を作成、PDCAPDCA サイクルに基づく検証を実施

◇「きっとあるキミの心にひびく本」の配付（小・中学校新 1 年生）・活用

◆NIE 活動の推進

◇学校新聞づくりコンクールの実施
・一次審査：11 月予定
・コンクール大会：1 月予定
15 チーム参加

◇複数の新聞を活用した読解力向上のための授業改善
・指定校の取組に対する指導・助言

◆国語授業改善プランによる訪問指導

◇指導主事等による訪問指導・助言
・全公立中学校
（年間 2 回以上）

目指すべき姿（到達目標）

◆児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育成し、学力を向上させていくための基礎となる国語の学力が向上している。

①国語の授業の内容がよく分かる児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合）
小学校：60%以上
中学校：50%以上

◆各小・中学校において、図書館資料や新聞等を活用して言語活動の充実を図ったり、他者と協働して課題解決を図ったりする探究的な授業が行われている。

②総合的な学習の時間において、課題の設定からまとめ・表現に至る探究の過程を意識した指導をした学校の割合（「よく行った」と回答した割合）
小学校：全国平均以上
中学校：全国平均以上

③言語活動について、国語科だけではなく、各教科、道徳、（外国語活動）、総合的な学習の時間及び特別活動を通じて、学校全体として取り組んでいる学校の割合（「よく行っている」と回答した割合）
小学校：全国平均以上
中学校：全国平均以上

④学級やグループの中で自分たちで課題を立てて、その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思う児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合）
小学校：70%以上
中学校：70%以上

⑤図書館資料を活用した授業を計画的に行った学校の割合（月に数回以上）
小学校：50%以上
中学校：40%以上

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
27 英語教育強化プロジェクト事業 【小中学校課】 <事業概要> 学習指導要領の改訂に伴い児童生徒の英語力や教員の英語の指導力の向上を図る取組を強化する。 <小学校> ◆指導体制の整備 ・外国語教育コア・ティーチャー育成事業（H26～H28）：英語教育を牽引するリーダー教員（コア・ティーチャー及び推進リーダー）を育成し、その活用を図る。 ・基幹となる小学校に「小学校英語指導教員」を配置（H30～）：英語指導教員は市町村内の小学校を巡回して支援・助言を行い、英語教育を推進する。 ・小中高を通じた英語教育地域拠点事業（H26 ～H29）：新学習指導要領の実施に向け、第３・４学年で外国語活動、第５・６学年で外国語科を新設した教育課程の研究開発を行う。 ◆市町村が主体となった英語教育の推進 ・外国語教育コア・エリア実践研究指定事業（H28～30）：小中連携による英語教育、小学校英語の教科化及び中学校英語の高度化に対応するため、市町村が主体となって英語教育を推進する。 ◆教員の英語力の向上 ・小学校教員を対象とした英語力向上セミナーの実施（H30） ※最終日に英検 IBA を受検（英検２級程度を目指す） ◆児童の英語力の向上 ・小学校英語教育用教材の作成・配付・活用促進（H30～）：小学校用英単語集を作成・配付し、その活用促進を図る。 <中学校> ◆指導体制の整備 ・外国語教育コア・ティーチャー育成事業（H26～H28）：英語教育を牽引するリーダー教員（コア・ティーチャー及び推進リーダー）を育成し、その活用を図る。 ・研修拠点中学校の構築（H30 ～）：中学校を中核に、校区での英語の授業モデルをつくる。 ◆教員の英語力の向上 ・英語力ブラッシュアップ講座（H28～H30）：全ての中学校英語担当教員を対象に、英語力の向上のための講座を実施する。 ※TOEIC 730 点以上を目指す。 ◆英語指導力の向上 ・授業改善プランに基づく訪問指導：英語授業改善プランに基づく訪問の実施を通して教員の英語の指導力を高め、授業の充実を図る。 ・４技能を測るテスト集の作成（H29 ～）：授業改善を促すことを目的としたテスト集を作成し、各校における授業改善の PDCA サイクルの確立を図る。 ◆生徒の英語力の向上 ・中学校英語教育用教材の作成・配付・活用促進：英語の語彙習得に向けて配付した教材（高知これ単）の活用の徹底を図る。 ※新学習指導要領で求められる語彙数に対応するため、内容を改訂	◆指導体制の整備 ◇コア・ティーチャー育成 ・小学校 11 名・中学校 12 名（計 23 名） ・集合研修全７回 ・実践力向上研修（県外先進校で授業実践） 小学校：京都市 中学校：秋田県 ◇早期英語教育の地域拠点モデル校の構築 ・小中高連携モデル校：３地域(小中高９校)	◇各種協議会等における研修講師、授業公開、実践発表等 ・研究発表会を悉皆研修として各小・中学校から１名参加	◇基幹となる小学校に英語指導教員を配置：13 名 ・管内を巡回し市町村全体の英語教育を推進 ◇中学校区での英語教育研修拠点校の構築 ・３地域 ・英語教育推進教師を配置：３名
	◆市町村が主体となった英語教育の推進 ◇中核拠点地域（外国語教育コア・エリア）の構築 ・指定地域９市町村 ・小学校英語の教科化に向けた研究	・指定地域：14 市町村 ・小学校英語の教科化に向けた研究	※H30 終了 ・指定地域：９市町村 ・小学校英語の教科化に向けた研究
	◆教員の英語力の向上 ◇中学校英語担当教員対象の英語力ブラッシュアップ講座 ・３回　57 名受講 ※H28～３年間で全英語担当教員が受講予定。受講者全員に外部検定試験の受検を課す ◇授業改善プランによる訪問指導・助言 ・全公立中学校 （年間２回以上）	・４回　53 名受講 ◇英語の４技能を測るテスト集の作成・配付 ・１年生用	※H30 終了 ・４回　42 名受講 ◇小学校教員対象の英語力向上セミナー ・３回　34 名受講 ※H30 終了 ・全公立中学校 （年間２回以上） ・中学２・３年生用
	◆児童生徒の英語力の向上 ◇H27 年度に配付した語彙検定及び読み物教材の活用実践事例集の作成・配付 ・全中学校に配付	・活用促進	◇小学生が活用できる英単語教材の開発・配付 ◇中学生用英単語集の改訂（中学校版　高知これ単）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
<小学校> ○英語指導教員及び英語教育推進教師が域内全小学校を訪問し、授業について具体的にその場で助言をすることで、域内小学校教員の意識が向上している。(小学校学級担任用意識調査の全ての項目において肯定的回答の割合が上昇している。) ・学校全体での組織的な取組・教員の協力体制はできている 85%（年度当初）→95.8%（中間検証） ●小学校の授業において依然として授業をALT任せにしている学校があるなど、学校間で取組に差がある。 →基幹となる小学校への英語指導教員の配置を行うことで、近隣の小学校も含め、英語教育の推進体制の整備を進める。また、拠点校において授業づくり講座を実施し、地域全体の英語教育の強化を図る。 ○指定地域（外国語教育コア・エリア）においては、市町村が中心となり、小学校での学習指導要領の趣旨に沿った授業づくりや小小連携、小中連携の取組が進められている。 ・外国語活動の在り方についての理解はできている 87%（年度当初）→94%（中間検証） ○小学校教員が英語で授業が行えるよう、英語力向上に向けた研修を行うことで、受講者33名中13名が目標（英検2級程度）を達成できた。今後は高知大学と共同で行っている中学校英語2種免許状取得に向けた認定講習の受講を促進していく。 ●新学習指導要領において小学生に求められる英語の語彙数が示されており、今後、その習得を促す取組が必要である。 →小学生が授業や家庭学習等で活用できる教材を配付し、その活用を促進する。 <中学校> ●小中連携が進み、小学校では中学校を見通した授業改善が進んできたが、中学校での小学校英語教育を踏まえた授業には課題がある。 ●3年間ブラッシュアップ講座を実施してきたことで、英語担当教員の英語力は着実に向上してきたが、目標値を達成することはできていない。 ・英検準1級程度の英語力を有する教員の割合 H29:32.7%→H30:34.5% ●指導したことを適切に測るための4技能評価テスト集を配付し活用を促進することで各校での授業改善に向けたPDCAサイクルの構築を目指してきたが、生徒の英語力については依然として課題がある。 ・英検3級程度の英語力を有する中学校3年生の割合 H29:34.1%→H30:33.9% →基幹となる中学校への英語教育推進教師の配置を行うことで、英語教育の推進体制の整備が進んだ。今後、拠点校において授業づくり講座を実施し、外国語を軸とした授業づくりのプロセスを研究することを通して、日常的に授業研究に取り組む風土づくりを行う。 ●新学習指導要領では、中学生の習得すべき英単語の語彙数が拡充されることに対応して、教材の整備を行う必要がある。 →中学生用英単語集「高知これ単」を改訂し、生徒に配付する。	◆指導体制の整備 ◇拠点校　小　3校　中1校 推進校　小10校　中2校 ・小学校13校に英語指導教員を配置 ・中学校3校に英語教育推進教師を配置 ・英語指導教員及び英語教育推進教師による巡回訪問：4月～3月 ……▶ 市町村が主体となった英語教育の推進 ※市町村が主体となって行う小中外国語担当者会を支援 ◆教員の指導力・英語力の向上 ◇授業づくり講座 ・拠点校（小学校3校・中学校1校）において実施 （教材研究会と授業研究会を1セットとし、2セットを実施） ◇英語授業改善プランに基づく訪問 ・指定校を除く全公立中学校（年間1回以上） ◇中学校英語授業改善研究協議会 ・県内全中学校英語担当教員（各学校1名参加） ◆児童生徒の英語力の向上 ◇英語教育用教材活用推進事業 ・読み物教材「Discover Kochi」配付 ・中学生用語彙集「高知これ単2500」配付 ・小学生用語彙集「Kochi 使える広がるFun! Fun!えいご」配付	◆小・中学校における英語や外国語活動の授業が改善され、質の高い外国語教育が推進されている。 ・英語教育を推進するリーダー教員数：60名育成（H26～28年度） ・英語担当教員の英検準1級程度取得率 中学校：50%以上 （H32年度末） ・英検3級程度の英語力を有する中学校3年生の割合 中学校：50%

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
28 外国語教育推進プラン実践事業 【小中学校課、高等学校課、教育センター】 <事業概要> 英語教育推進リーダー（国が実施する中央研修を受講した者）の活用を通して、外国語担当教員及び外国語活動担当教員の指導力・英語力の向上を図る。また、英語力向上のための集合研修や e-Learning 研修を実施する。 ◆小学校外国語活動研修 ・英語教育推進リーダーを活用し、英語の教科化に対応する中核となる教員を育成する集合研修を実施する。 ◆英語教育推進研修（中・高等学校） ・英語教育推進リーダーを活用し、教科の専門性（指導力）の向上と、各地域・学校で中核となる教員を育成する集合研修を実施する。 ◆外部教育研究組織・専門機関等との連携 ・外部検定試験の受験を促進するとともに、外部教育研究組織（土佐教育研究会、高知県高等学校教育研究会 等）と連携し研修を実施することにより、英語担当教員の英語力の向上を図る。	◆小学校外国語活動研修(H30 小学校外国語活動・外国語研修に名称変更) ◇5日間実施 ・対象 小 57 名 ◇ e-Learning 研修 ・対象 69 名 （小学校外国語活動研修受講者、外国語教育コア・ティーチャー育成プログラム受講者） ・集合研修1日、その後は受講者各自で取り組む ◆英語教育推進研修（中・高等学校） ◇4日間実施 ・対象 中 39 名 高 41 名 ◆外部教育研究組織・専門機関等との連携 ◇外部検定試験の受験促進 ・受験者数 TOEIC：96 名 中学教員：55 名 高校教員：41 名 英検 IBA：185 名 中学教員：38 名 高校生：147 名 ◇土佐研や高教研など外部団体と連携した集合研修の実施 ・英語教員エンパワーメントセミナー（7月） ・英語教育研究大会（8月）	・対象 小 50 名 ・対象 52 名 （小学校外国語活動研修受講者、英語教育推進リーダー） ・集合研修1日、その後は受講者各自で取り組む ・対象 中 46 名 高 41 名 ・受験者数 TOEIC：94 名 中学教員：53 名 高校教員：41 名 英検 IBA：98 名 中学教員：43 名 中学生：55 名 英検：314 名 中学生：78 名 高校生：236 名 ・英語教員エンパワーメントセミナー（9月） ・英語教育研究大会（12 月）	・対象 小 50 名 ・対象 52 名 （小学校外国語活動研修受講者、英語教育推進リーダー） ・集合研修1日、その後は受講者各自で取り組む ・対象 中 40 名 高 37 名 ・受験者数 TOIEC：97 名 中学教員：42 名 高校教員：55 名 英検 IBA：269 名 小学教員：36 名 中学教員：35 名 高校生：198 名 英検 Jr:小学生 54 名 英検：44 名 中学生：25 名 高校生：19 名 ・英語教員エンパワーメントセミナー（7月） ・英語教育研究大会（8月）
29 学力向上研究主任会 【小中学校課】 <事業概要> 学校における校内研修の質的・量的な充実を図るため、全小・中学校の研究主任を対象とした協議会を実施する。 <協議会の主な内容> ・講話：学校の活性化を図る研究主任の役割 ・実践発表：校内研究の実際 ・研究協議：校内研究の上の課題について など	◆学力向上研究主任会の実施 ◇地区別学力向上研究主任会の実施 （公立小・中学校） ・年間2回：東部・中部・西部ブロックで実施	・小学校国語授業改善を進めるための事務所別研修（各小学校1名参加） 回数：1回 時期：12～1月	

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○小学校英語の教科化に対応できる小学校教員が増加している。 ・研修を受講した教員が１名以上いる小学校数 H30：179 校（92.7%） ●小学校外国語活動研修については、受講者によって外国語活動の経験、英語力に差があるため、研修内容の理解度に違いがある。また、学校による校内体制の差も依然としてある。 →県内先進校等の公開授業の参観により、外国語活動に関する受講者の理解を深める。また校内研修で全教員に伝達することで、研修内容の理解の深化を図る。 →校内研修に関する調査により、各校の取組に対する課題を把握し、指導主事会等で共有する。 ●中学校、高等学校の英語担当教員の英語力は、研修、講座等の実施により着実に向上しつつある。昨年度までの指標（TOEIC730 以上）によれば、中学校は 32.7%から 34.5%に上昇し、高等学校は平成 32 年度までの目標値である 75%を越え、77.4%まで上昇していたが、平成 30 年度より、国から求められる指標が CEFR B2 レベル（TOEIC785、英検準 1 級程度）以上となったため、さらなる向上が求められる。 ・ CEFR B2 レベル以上の英語担当教員の割合 （H30 英語教育実施状況調査） 中学校：28.5%　　高等学校：70.4％ →英語担当教員の英語力向上、求められる授業づくりについての内容や指導方法、学習評価等について研修を行う。 ●英語教育推進研修・小学校外国語活動・外国語研修については、受講年度の変更希望や地理的な条件で受講に積極的でない学校もあり、予定通りの実施が難しい。 →本研修は平成 31 年度を 5 年間の悉皆研修の区切りとしている。特に小学校は国の指定している受講者数の枠の中で、できるだけ多くの教員が受講できるよう、本研修の重要性について、さまざまな機会を捉えて説明を行い、理解を深めていく。	◆小学校外国語活動・外国語研修 ◇５日間実施 ・対象　小 50 名 ◇ e-Learning 研修 ・対象　小 52 名 ◆英語教育推進研修（中・高等学校） ◇４日間実施 ・対象　中 50 名 高 25 名 ◆外部教育研究組織・専門機関等との連携 ◇外部検定試験の受験促進 ・TOIEC や英検または英検 IBA 等を受験 （対象は中・高等学校教員及び中・高校生の予定） ◇土佐研や高教研など外部団体と連携した集合研修の実施 ・英語教員エンパワーメントセミナー（７月） ・英語教育研究大会（12 月）	◆小学校英語の教科化に対応できる小学校教員が育成されている。 ・小学校英語の教科化に対応できる教員が１名以上いる小学校数：全小学校 ◆中・高等学校英語教員が学習指導要領について理解が深まっている。また、教科の専門性（指導力）の向上が図られている。地域や各学校における英語教育の中核となってグローバル人材育成の視点をもった学校経営・教科マネジメントを牽引する教員が育成されている。 ・英語担当教員の英検準１級程度取得率 中学校：　50%以上 高等学校：75%以上 （H32 年度末）
○各学校の研究主任にその役割や校内研修の意義等についての研修を年度内に複数回行うことで、校内研修の質が高まってきている。 ・学校全体の学力傾向や課題について、全教職員間でよく共有している学校の割合 （H29）小学校 75.6%、中学校　77.6% . ・新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業研究に参加した教員が校内でその趣旨等について説明を行った学校の割合 （H30）小学校：100%、中学校：100% ●各学校の学力の課題改善のため、更に校内研修の質を高めていく必要がある。 ・「学校経営計画」における「知」の到達目標の達成状況が B 以上の学校の割合 （H30）小学校 91.6%　中学校 89.7% →各学校において、新学習指導要領の趣旨理解を進め、組織的に授業改善を進める仕組みを整え、研究主任会での学びが実践されているかを指導主事等の訪問時に確認する。	◆学力向上研究主任会の実施 ◇地区別学力向上研究主任会の実施（公立小・中学校） ・年間２回：東部・中部・西部ブロックで実施	◆各学校のチーム力が向上し、目標の達成（課題の解決）に向けた PDCA サイクルが機能している。 ・学校全体の学力傾向や課題について、全教職員間でよく共有している学校の割合 小学校：80%以上 中学校：70%以上 ・「学校経営計画」における「知」の到達目標の達成状況が B 以上（目標以上に成果が上がっている・目標を達成している）の学校の割合 小学校：80%以上 中学校：80%以上

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
30 「主体的・対話的で深い学び」を実現するための実践研究事業 【小中学校課】 <事業概要> 新学習指導要領の全面実施に向けて、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することを通して、新学習指導要領で求められている「資質・能力」を児童生徒に育む。また、授業力向上に結び付く授業研究会の質的転換を図るとともに、９年間の学びを踏まえた教科横断的な授業を推進し、普及していくことで教員の指導力を高める。 ◆モデル校による実践研究（H30～32） ・小学校から中学校までの９年間の学びをつなげる授業づくりの研究 ・授業分析力を鍛える校内研修や教科会の質的向上 ・若年教員を鍛える校内体制の確立			◆モデル校による実践研究 ◇モデル校 中学校２校 小学校２校 ・新学習指導要領の趣旨の理解の徹底 ※「見方・考え方」を踏まえた授業づくり ・研究授業の事前研及び事後研の工夫・改善 ・校内の人材育成・HPや研究紀要等での取組の発信 ・公開授業研究会及び授業づくりセミナーの開催 （参加：1回あたり平均8.8校） ・取組の情報発信
31 数学担当教員への指導・支援の強化 【小中学校課】 <事業概要> 全国学力・学習状況調査において、より課題が鮮明になった算数・数学における思考力等の育成を図るために、数学担当教員への訪問指導・支援を強化する。 ◆数学専任の指導主事の配置 ・訪問指導・支援の強化を図るため、教育事務所・高知市教育委員会に数学専任の指導主事を配置する。 ◆数学授業改善プランによる訪問指導 ・数学の授業改善プラン（全中学校で作成）に基づく授業実践について、指導主事が全中学校を訪問し、指導・助言を行う。 ◆数学チームによる訪問指導の強化（H29～） ・学力向上総括専門官（中央教育審議会 教育課程部会 算数・数学ワーキンググループ委員）を招へいし、数学専任の指導主事とチームとなって数学担当教員への訪問指導・支援を行う。	◆数学専任の指導主事の配置 ◇教育事務所・高知市への数学指導主事の配置（４名:各教育事務所１、高知市１） ◇指導主事等による訪問指導・助言 ・全公立中学校 （年間２回以上） ◇臨時的任用教員を対象とした研修の実施 ・教育事務所単位で集合研修：８回 ・勤務校での授業公開への指導・助言：２回	◆数学チームによる訪問指導の強化 ◇学力向上総括専門官と指導主事とのチームによる学校訪問 ・小学校６校、中学校11校　計130回 ・リーフレットによる発信：６回	・管内ごとに小学校３校、中学校３校を拠点校として授業研究会を実施（各校２回以上） ・リーフレットによる発信：２回

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○モデル校４校において、能力ベイスの単元開発の取組や公開教材研究会及び授業研究会の実施を通して、新学習指導要領の趣旨を具現化した授業提案をすることにより、能力ベイスの授業づくりに関心をもつ教員が増えてきている。 ・公開教材研究会及び授業研究会における参加校数：１回あたり平均 8.8 校 ●これから求められる資質・能力を育むためには、教師主導の授業ではなく、児童生徒が能動的に授業に臨む授業（「主体的・対話的で深い学び」が実現した授業）が求められているが、県内の学校においては、十分に実施されている状況とはいえない。 ・児童生徒の様々な考えを引き出したり思考を深めたりするような発問や指導をした学校の割合（「当てはまる」と回答した割合」） H29 全国学力・学習状況調査学校質問紙 小学校:28.5%（全国 34.9%） 中学校:29.0%（全国 28.2%） ●授業研究会への参加者数に比べると、教材研究会への参加者数の伸びが少ない。教材の価値を見極めることへの関心と教材を分析する力が授業力を支えていることについての捉えが弱い。 →次年度は、授業づくりセミナーや公開教材研究会と公開授業研究会を１セットとして行う授業づくり講座を複数教科に広げ（国語・外国語・道徳）、教材研究の重要性の認識を深めるとともに、参加者の拡大を図る。	◆モデル校による実践研究 ◇モデル校：中学校２校・小学校２校 ・東部・中部・西部・高知市　各1校 ・新学習指導要領の趣旨理解の徹底 ・「見方・考え方」を引き出す授業づくりの研究 ・研究授業の事前研及び事後研の工夫・改善、授業分析 ・校内の人材育成・HPや研究紀要等での取組の発信	◆指導と評価の一体化が図られた「主体的・対話的で深い学び」の授業が行われている。 ・児童生徒の様々な考えを引き出したり思考を深めたりするような発問や指導をした学校の割合（「当てはまる」と回答した割合」） 小学校：40%以上 中学校：40%以上
○指導主事等による全中学校への訪問指導・助言や臨時的任用教員を対象とした研修の実施により、数学担当教員が新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくりのイメージをもてるようになってきた（平成 29 年度からは数学チームによる訪問指導も開始）。 ・「授業改善プラン」の年度末検証でＢ評価以上の学校の割合（数学） H29：65.4% ●訪問対象校における授業改善は進みつつあるが、そうしたモデルとなる授業を普及していくことに課題がある。 →公開授業を近隣の学校が参観して協議し合う機会の設定（授業づくり講座）など、地域全体で授業改善を進める仕組みづくりを更に推進するとともに、各学校の教員に授業づくり講座への積極的な参加を呼びかける。 ○臨時的任用教員を対象とした研修では、集合研修や勤務校研修を通して、指導力の向上や専門性の向上に資する取組を進めることができた。 →臨時的任用教員の授業づくり講座への積極的な参加を促すことで、より実践的な授業改善を進めるため廃止。	◆数学専任の指導主事の配置 ◇教育事務所・高知市への数学指導主事の配置（４名：各教育事務所 1、高知市 1） ◇指導主事等による訪問指導・助言 ・全公立中学校 （年間１回以上） ※各校の数学授業改善プランに基づく取組について指導・助言 ◆数学チームによる訪問の強化 ◇学力向上総括専門官と指導主事とのチームによる学校訪問 ・小・中学校併せて 20 校程度を拠点校として教材研究会と授業研究会を１セットとし２セット実施（推進校も 20 校程度公募し、拠点校の研究会に参加することとする）	◆数学を担当する教員の授業力が向上している。 ・「授業改善プラン」の年度末検証でＢ評価以上の学校の割合 中学校：80%以上

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
32 理科教育推進プロジェクト 【小中学校課】 <事業概要> 児童生徒の理科に対する興味・関心を高め、科学的な思考力や表現力等を育成するために、理科の中核教員を養成し、その活動を充実させる。また、問題解決的な理科の学習に関する指導事例集の作成及び理科の思考力問題集の改訂並びに理科授業改善プランに基づく訪問の実施などを通して教員の理科の指導力を高め、授業の充実を図る。 ◆理科中核教員（CST）養成・活動支援 ・理科の中核教員を養成するとともに、その活動を支援することにより、理科の指導力を高める。 ◆科学的な思考力・表現力等を育成する授業改善の推進 ・理科の授業改善セミナーの実施指導事例集及び思考力問題集等の活用促進を通して、理科の授業の充実を図る。 ◆科学の甲子園ジュニア高知県大会 ・「科学の甲子園ジュニア高知県大会」の実施を通して、中学生が科学の楽しさや面白さを実感できるようにする。 ◆理科授業改善プランによる学校訪問 ・理科授業改善プランに基づく訪問の実施を通して教員の理科の指導力を高め、授業の充実を図る。	◆理科中核教員（CST）養成・活動支援 ◇CST 養成・活動支援 ・H28 養成：12 名 ・H27 年度以前に養成した CST（認定 CST）による研修会の実施	・H29 養成：11 名 ・認定 CST による研修会の実施	◇CST 養成・育成支援（第 3 期の開始） ・新規 CST：小 4 名・中 1 名 ・昇級制度導入：県内・全国大会での発表経験など一定の要件を満たした者を昇級（昇級者 15 名）
	◆科学的な思考力・表現力等を育成する授業改善の推進 ◇理科授業改善セミナーの開催（年 1 回） ・71 名参加（認定 CST 含む全 CST と希望者） ◇小学校理科指導事例作成 ・作成 WG 開催：4 回 ◇理科思考力問題集（中学校）の追加改訂 ・作成 WG 開催：4 回	・90 名参加（認定 CST 含む全 CST と希望者） ◇小学校理科指導事例の活用促進 ・基幹となる小学校への訪問指導 ◇理科思考力問題集（中学校）の活用促進 ・授業改善プランによる学校訪問指導 ◇中学校理科授業改善研究協議会の開催	・77 名参加（認定 CST 含む全 CST と希望者） ・講話・実践発表等
	◆科学の甲子園ジュニア高知県大会 ◇予選（4 会場）及び本選の実施 ・参加チーム数：50	・参加チーム：54	・予選（5 会場）および本選の実施 ・参加チーム：67
	◆理科授業改善プランによる訪問指導 ◇指導主事等による訪問指導・助言 ・全公立中学校（年間 2 回以上）	・全公立中学校（年間 2 回以上）	・全公立中学校（年間 2 回以上）
33 小中学校教育課程研修 【教育センター】 <事業概要> 中学校の中堅教諭の授業力の向上のために、集合研修及び自校での実践研究を実施する。 ◆教科別集合研修の実施 ・中学校採用 15・20・25 年次を対象に生徒に確かな学力を定着させるために、学習指導要領を具現化する教科専門力や授業力等、実践的指導力の向上を目的とする集合研修を実施する（悉皆）。 ◆オンデマンド配信を活用した校内研修の実施 （小・中学校対象） ・学習指導要領の趣旨を踏まえた授業を充実するために、オンデマンド配信を活用した校内研修を実施する。	◆教科別集合研修の実施 ◇学習指導要領総則及び各教科等に関する研修の実施 ・1 日　参加 57 名	・1 日　参加 59 名	・1 日　参加 38 名
	◆オンデマンド配信を活用した校内研修の実施 ◇各教育事務所主催の学力向上研究主任会における周知 ・3 日 ・各校の研究主任対象 ※オンデマンドによる校内研修の在り方について説明 ①「主体的・対話的で深い学び」の学習 ②特別の教科道徳	①「主体的・対話的で深い学び」の学習 ②特別の教科道徳	①学校全体で取り組むカリキュラム・マネジメント ②特別の教科道徳（評価）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○CST の養成については、平成 22 年度から平成 30 年度末までの期間で目標としていた約 60 名(小･中学校数の 20%の人数）を上回る 73 名を養成することができた。 ●小学校においては、ほとんどの学校が国語、算数を研究教科としているため、理科教育についての研究が進みにくい現状がある。 →今後は小学校を中心として CST の養成を推進するとともに、昇級制度を通して教員の指導力の一層の向上を図る。 ○CST が各地域で実施している公開授業や観察・実験講習会等の実施回数及び参加者数が年々増え、理科教育に対する教員の意識の向上がうかがえる。 ●新学習指導要領の方向性を踏まえた授業改善を推進するにあたり、中核となる CST について、理科教育に関する最新の知識の習得や情報の共有を図っていく必要がある。 →認定 CST を対象に理科授業改善セミナーにおいて、小中それぞれに講師を招聘し、理科の授業力･教科専門力のさらなる向上を図る。	◆理科中核教員（CST）養成・活動支援 ◇CST養成・育成支援 ・新規CST：小4名・中1名程度 ◆科学的な思考力・表現力等を育成する授業改善の推進 ◇理科授業改善セミナーの開催 ・年 1 回 ◇中学校理科授業改善研究協議会 ・地区別 5 会場 ◆科学の甲子園ジュニア高知県大会 ◇予選（5 会場）及び本選の実施 ◆理科授業改善プランによる訪問指導 ◇指導主事等による訪問指導・助言 ・全公立中学校（年間 1 回以上）	◆教員の理科の指導力が向上するとともに、小・中学校における理科の授業の充実が図られている。 ･理科の授業の内容がよく分かる児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） 小学校：60%以上 中学校：50%以上 ※H33 年度全国学力･学習状況調査 ･CST 養成数：80 名
○採用 15・20・25 年次の中学校教員を対象に学習指導要領の趣旨を再確認できる場を設けることができた。 ○管理職の支援のもと、研究主任等を中心としたオンデマンド配信等を活用した校内研修を企画・実施することができた。 ・学校ニーズに応じたオンデマンド教材等を活用した校内研修の実施率 小・中学校ともに 100%（H30） ●全小・中学校での授業改善及び授業実践力の向上を図るために、OJT と Off-JT がリンクした校内研修を充実させる必要がある。 →中学校の集合研修受講者による自校での伝達講習を促す。また、国立教育政策所のオンデマンド教材等を活用した校内研修を促進する。	◆教科別集合研修の実施 ◇中学校対象 ・採用 15・20・25 年次を対象に悉皆で実施 ◆オンデマンド教材等を活用した校内研修の促進 ◇各教育事務所主催の学力向上研究主任会における周知 ・3 日予定 ※オンデマンド教材等の紹介と校内研修について	◆全ての教員が、学習指導要領の趣旨を理解し、「高知県授業づくり Basic ガイドブック」に基づいた「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業づくりができている。 ･学校ニーズに応じたオンデマンド教材等を活用した校内研修の実施率：小・中学校ともに 100%

事業名称【担当課】・事業概要	実績 H28	実績 H29	実績 H30
34 大学等との連携の強化（高知大学教職大学院との連携） 【教育政策課】 <事業概要> 教員の資質・指導力の向上を図るため、教員養成を行う県内の大学との協議の機会を設け、連携を強化する。 ◆高知大学教職大学院との連携協議会 ・本県の教育課題解決を担うリーダー教員を養成するため、現職教員を毎年 10 名程度派遣するとともに、派遣教員の実習その他の修学の充実等に係る取組について協議を行う。 ◆教師教育コンソーシアム高知 ・県教育委員会と県内大学が高知県の教育課題に関する共同研究等に連携して取り組むとともに、教職実践演習に関する県教育委員会の協力、教育実習に関する県内学校の協力、学校等への大学生ボランティア派遣等に関する調整や情報共有等を行う。 構成大学：高知大学、高知工科大学、高知県立大学、高知学園短期大学			◆高知大学教職大学院との連携協議会 【H30 派遣教員】 学校運営コース２名 教育実践コース４名 特別支援教育コース ４ ◇高知大学教職大学院連携協議会・実習協議会 ・各４回開催 ※第２回、第４回は、院生の研究発表等を行う「土佐の皿鉢ゼミ」への参加として実施 ・第２回：約 130 名 ・第４回：約 100 名
	◆教師教育コンソーシアム高知 ◇運営協議会 ・２回開催 ◇事業部会 ・３回開催	◇事業部会 ・１回開催 ◇共同研究事業部（仮） ・１回開催	◇事業部会 ・１回開催 ◇共同研究事業部会 ・３回開催 ※テーマ：教員・保育士希望学生の職業選択における特性・属性データの分析
	・運営協議会は年１回、事業部会は年２回程度開催し情報を共有 ・事業部会はH30年度途中より教員養成・育成事業部会及び共同研究事業部会の２部会構成に変更		
35 教科研究センター強化事業 【教育センター】 <事業概要> 教員の自主的な授業研究・教科研究活動を支援するため、県内４箇所に設置した教科研究センターにおいて、次の取組を行う。 ◆指導アドバイザーによる支援の充実 ・各教科研究センターに指導アドバイザー（教員 OB 等）を配置し、教員が授業づくり等について相談できる機会を充実させる。 ◆資料収集と施設整備 ・授業づくりを支援するための資料、設備の充実を図る。 ◆教科研究センター講座の実施 ・指導技術や教材研究などの授業づくりに関する研修（講座）を拡充する。 ◆広報活動 ・広報紙「まな net」の発行や、教科研究会等に研修場所の提供を行うなど、広報活動の充実を図る。	◆指導アドバイザーによる支援の充実 ◇指導アドバイザーの配置 ・本部及び３支部に５名、計 20 名配置	・本部及び３支部に４名、計 16 名配置	・本部及び３支部に４名、計 16 名配置
	◆資料収集と施設整備 ◇学習指導案の収集 ・163 本（H28 末 3,965 本）	・59 本（H30.3 月末）	・49 本（H31.2 月末）
	◆教科研究センター講座の実施 ◇基礎講座 ・５講座（７回）実施 ・受講者数 316 名 ◇専門講座 ・５講座実施 ・受講者数 68 名	・５講座（８回）実施 ・受講者数 149 名 ・４講座実施 ・受講者数 45 名 ◇学習会 ・３講座（７回）実施 ・受講者数 31 名	・５講座実施 ・受講者数 126 名 ・５講座実施 ・受講者数 35 名
	◆広報活動 ◇まな net の発行 ・年 13 回（臨時号含） ◇HP の充実 ◇リーフレットの配付 ・各小・中・高等学校、市町村教育委員会、教育研究所に配付	・年 12 回 ・各小・中・高等学校、市町村教育委員会、教育研究所に配付 ・採用前講座で配付	・年 11 回（H31.2 月末） ・各小・中・高等学校、市町村教育委員会、教育研究所に配付 ・採用前講座、臨時教員研修等で配付

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○各協議会において、現職派遣教員の修学や実習状況等の共有、今後の育成に関する協議等を行うことができている。また、「土佐の皿鉢ゼミ」では、院生の研究の中間発表・協議、県教育次長の講話等を通し、本県の教育課題改善に向けた今後の研究の方向性や教職大学院の役割等について、大学と県教育委員会で共有することができた。 →教職大学院設置１年目の成果と課題を県教育委員会と大学が共有し、現職派遣教員の修学のさらなる充実を図る。 ●「土佐の皿鉢ゼミ」においては、関係市町村、学校、県教育委員会関係課等からの参加者が一部の時間帯に偏り、協議の深まりが十分ではなかった研究も見られた。 →各研究に対して様々な視点から助言を得られるよう、関係市町村、学校、県教育委員会関係課等への一層の働きかけを行う。 ○教師教育コンソーシアム高知では、教職実践演習に関する県内学校の協力、大学生へのボランティア派遣等に関する調整や情報共有を行うことができた。また、共同研究で実施する調査内容等について協議を重ね、アンケート実施に向けた準備も進んでいる。 →アンケート調査は、平成 31 年度に構成大学の学生に対して実施予定。結果を基に各大学の教員養成や県教育委員会の研修等に活用する。	◆高知大学教職大学院との連携協議会 【派遣教員】 学校運営コース　新規２名、継続２名 教育実践コース　新規４名、継続４名 特別支援教育コース新規４名、継続４名 ◇「高知大学教職大学院連携協議会」及び「高知大学教職大学院実習協議会」の計画的な実施 ・各４回程度 ◇「土佐の皿鉢ゼミ」 第１回：8/ 21（予定） 第２回：2/　2（予定） ・関係市町村、学校、県教育委員会関係課等への一層の働きかけを行い、協議の充実を図る ◆教師教育コンソーシアム高知 ◇共同研究事業部会におけるアンケート調査の実施及び分析等 ◇各部会の計画的な実施 ・運営協議会：年１回程度 事業部会　：年２回程度	◆県教育委員会と高知大学教職大学院の連携が強化され、派遣教員の資質向上が図られるとともに、派遣教員の実践研究等を通して各学校の教育課題解決が図られている。 ◆教師教育コンソーシアム高知の活動を通じて、県内の大学との連携が強化され、本県の教育課題の解決に向けた取組が推進されている。
○多くの利用者が各教科研究センターを利用している。アドバイザーの助言を受けながら教材の作成ができるため、講師や若年教員にとって大きな支援となっている。 ・年間総利用者数（人） H28：延べ人数 7,328／実人数 1,388 H29：延べ人数 5,721／実人数 1,157 H30（2月末）：延べ人数 5,661／実人数 1,180 ※H29 は施設耐震化工事のため一時本部休館 ●配架している学習指導案が少なく、また校種によりその収集量に差がある。 ・学習指導案数　4,073 本（H31.２月末） →教科研修受講者等の学習指導案を収集するとともに、教育委員会事務局各課等にも授業実践事例の収集を依頼する。 ●教科研究センター講座では、アドバイザーの経験談を交えた講義・演習を行うことで、受講者が具体的なイメージをもって聞くことができ、実践に生かしたいという意欲の向上につながっているが、研修等で学ぶ機会が増えたことや講座の日程調整が難しいこともあり、受講者が減少している。 ・教科研究センター講座受講者数 H28：384 名→H29：225 名→H30:161 名 →講座内容の充実を図るとともに、開催日程等についてもできるだけ多くの教員が参加できるよう配慮する。 ●教科研究センターの認知度が低く、ホームページの閲覧も少ない。 →研修等で周知するとともに、ホームページの内容の充実を図る。	◆指導アドバイザーによる支援の充実 ◇指導アドバイザーの配置 ・本部・３支部に４名、計 16 名配置 ◆資料収集と施設整備 ◇学習指導案の収集 ◆教科研究センター講座の実施 ◇基礎講座 ・５講座実施 ◇専門講座 ・５講座実施 ◆広報活動 ◇まな net の発行 ・年 12 回予定 ◇HP の充実 ◇リーフレットの配付 ・小・中・高等学校、市町村教育委員会、教育研究所に配付 ・採用前講座、臨時教員研修等で配付	◆教員の自主的な教材づくりや教科研究会等の研究が活発に行われている。 ◆授業研究・教科研究活動の支援の質が向上している。 ・年間総利用者数 延べ人数：7,000 人以上 実人数数：1,750 人以上 ・学習指導案数 累計 4,400 本以上 ・教科研究センター講座受講者数 延べ 200 人以上

事業名称【担当課】・事業概要	実績 H28	実績 H29	実績 H30
36 学習シート等の教材の活用 【小中学校課】 <事業概要> 個々の児童生徒の学力の定着状況を把握・分析する仕組みの更なる充実を図るとともに、基礎学力を定着させるための学習シートなどの教材の効果的な活用を促進する。 ◆単元テストの活用の促進 ・思考力を問う問題を追加した単元テストの活用により、個々の児童生徒の学力の定着状況を把握・分析する仕組みのさらなる充実を図る。 ◆学習シート等の効果的な活用の促進 ・基礎学力を定着させるための学習シート等の効果的な活用を促進することで、児童生徒の学習の質・量の充実を図る。 ※小・中学生の国語学力の向上に向けて、国語学習シートの改訂を行うとともに読解力を高める読み物教材（H29 作成）の活用を促進 ※新学習指導要領で求められる語彙の習得を促すための英単語集を配付し、その活用を促進	◆単元テストの活用の促進 ◇算数・数学単元テストに思考力を問う内容を追加 ◆学習シート等の効果的な活用の促進 ◇学習シート等教材の配付（4月） ・対象となる全児童生徒に配付 ◇活用の促進 ・指導事務担当者会や各事業の研究発表会等を通して活用方法・事例を周知 ・国語学習シート（小1～中3） ・算数・数学シート（小4～中3） ・数学思考力問題集（中1～中3） ・理科思考力問題集（小5～中3） ・英語ライティングシート（中1～中3） ・読解力を高める読み物教材（小学校高学年用・中学生用）（H29～） ・語彙習得のための英単語集「高知これ単」（小学校高学年用・中学生用） ※小学校高学年用：H30 作成・配付、中学生用：H31 語数拡充・配付	◇学校訪問等において有効な活用について指導 ・読解力を高める読み物資料の作成・配付（小学校編・中学校編）	・国語学習シートの改訂 ・高知これ単（小学校版）の改訂 「kochi 使える広がる FUN! FUN!えいご」配付
37 小中学校キャリア教育充実プラン 【小中学校課】 <事業概要> 児童生徒の社会的・職業的自立に向けた力を育てるために、教員のキャリア教育に関する指導力を向上させるとともに、高知のキャリア教育指針に基づき、各地域の特色を生かしたキャリア教育を推進する。 ◆新学習指導要領の趣旨を踏まえたキャリア教育の推進 ・学校・地域で取り組むキャリア教育の研究実践をもとにキャリアシートを作成・配付し、その活用を図る。 ・中学生用キャリア教育副読本の活用と改訂 ◆キャリア教育担当者スキルアップ研修（キャリア教育地区別指導者養成研修（～H30）） ・キャリア教育担当者の指導力の向上を図り、各地区の指導者として、キャリア教育を推進し、各学校の校内研修の充実を図る。	◆新学習指導要領を踏まえたキャリア教育の推進 ◇キャリアシート※の作成に向けたワーキンググループの実施 ・6回実施 ・指導主事、キャリア教育推進地域の推進員 ※全小・中学校でキャリア教育の授業等で活用できるワークシート ◆キャリア教育地区別指導者研修 ◇キャリア教育地区別指導者養成研修の開催 ・各ブロック（東・中・西部）で1回開催 東部： 65名 中部：114名 西部： 62名 ・主な内容：キャリア教育全体計画・年間指導計画の見直しのポイントについて実践事例発表、演習	◇キャリアシート指導の手引きの作成 ・キャリアシートの活用事例の作成 ・ダウンロード版の配信 ◇キャリア教育担当者対象 ・各ブロック（東・中・西部）で1回開催 東部： 68名 中部：116名 西部： 62名 ・主な内容：新学習指導要領についての講話・キャリアシート活用についての演習	◇キャリアシート活用事例のシステム配信 ① 7月（小4事例） ②10月（中2事例） ③12月（中3事例） ④ 3月（小3事例） ◇「中学生のためのキャリア教育副読本 みらいスイッチ」の改訂 ・30,000部配付 ◇指導主事による校内研修への訪問指導

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○算数・数学単元テストに思考力を問う内容を追加したことにより、本県の課題である思考力等を高めるための授業改善にもつなげることができている。 ●学習シート等の活用を促すことにより、授業時間以外に学習時間が少ない児童生徒の減少につながってきているが、学習の質については、学校によって差がある。 ・学習シート等の活用率（%） 	名称	H28	H29	H30
---	---	---	---
国語学習シート	99.0	100.0	97.4
算数・数学シート	98.1	100.0	
数学思考力問題集	100.0	100.0	100.0
理科思考力問題集	99.5	99.5	99.3
英語ライティングシート	98.4	99.4	98.1
高知これ単級別単語帳（中学生用）	99.1	98.4	99.7 | ●授業時間以外の学習時間が少ない児童生徒の割合は、2 年間であまり改善が進んでいない。 ・平日の授業時間以外の学習時間が 30 分未満の児童生徒の割合 小学校　H28：11.5%→H29： 9.9%→H30： 9.6% 中学校　H28：13.5%→H29：14.1%→H30：12.0% ➔学校訪問等を通じて、家庭学習の質・量の充実に向けた指導を行う。	◆単元テストの活用の促進 ◇学校訪問等において有効な活用について指導 ◆学習シート等の効果的な活用の促進 ◇学習シート等教材の配付（4 月） ・対象となる全児童生徒に配付 ◇活用の促進 ・指導事務担当者会や各事業の研究発表会等を通して活用方法・事例を周知 ◇読み物資料集の追加配付 ・新たに各学校に 2 クラス相当分配付 ◇高知これ単の改訂（中学校版） 「高知これ単2500」配付（12月） ・新学習指導要領改定前と比べ 1300 語増に対応	◆個々の児童生徒の学力の定着状況を把握・分析する仕組みの充実や学習シート等の効果的な活用により、児童生徒の学習の質・量が充実している。 ・平日の授業時間以外の学習時間が 30 分未満の児童生徒の割合 小学校：6%以下 中学校：8%以下
○新学習指導要領の趣旨を踏まえたキャリア教育の理解が進んでいる。また、演習で事例を作成することで、特別活動の指導案の具体や自校の計画見直しの必要性について理解が深まった。 ・参加者アンケートの結果（肯定的回答の割合） 「新学習指導要領の趣旨について理解できた」：92.3% 「演習を通して、キャリアシートを授業に位置付ける意義や目的、活用の仕方について理解できた」：97.1% ・キャリア教育に関する校内研修実施率 小学校 H28：66.0%→H29：74.7% 中学校 H28：52.3%→H29：62.6% ●キャリア教育地区別指導者研修でキャリアシートを活用して演習を行ったことにより、その活用は進んでいるものの、その内容については十分とは言えない。 ・キャリアシートの活用率（H30） 小学校：100% 中学校：100% ➔各校におけるキャリア教育の核となる教員を育成する。 ➔単元テストシステムに掲載している校内研修等で活用できる資料やキャリアシートの「実践事例」と合わせ、キャリア教育副読本及びキャリアシートの効果的な活用を推進していくことで、授業の質の向上につなげる。	◆新学習指導要領の趣旨を踏まえたキャリア教育の推進 ◇キャリアシート活用事例のシステム配信 ・4事例程度 ◇「中学生用キャリア教育副読本　みらいスイッチ（改訂版）」の活用事例の収集及び発信 ◇校内研修への出前講座の実施 ・内容：「新学習指導要領を読み解く～特別活動」「教育活動全体を通じて行うキャリア教育」「キャリア教育の視点で捉えた学級活動の授業づくり」　等 ◆キャリア教育担当者スキルアップ研修 ◇地区別スキルアップ研修の開催 ・キャリア教育担当者対象（悉皆） ・各ブロック（東・中・西部）で 1 回開催 ・内容：新学習指導要領についての講話、「みらいスイッチ」の活用についての演習　等	◆県内の教員全体のキャリア教育の指導力が向上し、児童生徒のキャリア発達が促されている。 ・キャリアシートの活用率 小学校：100% 中学校：100% ・「中学生用キャリア教育副読本　みらいスイッチ（改訂版）」の活用率 中学校：100% ・キャリア教育に関する校内研修実施率 小学校：80%以上 中学校：70%以上

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
38 読書活動推進事業 【生涯学習課】 <事業概要> 「第三次高知県子ども読書活動推進計画」（平成 29～33 年度）に基づき、県内の全ての子どもに読書習慣を定着させるため、多様な読書機会の提供や読書に関わる人材育成などの取組を行う。併せて、「高知県図書館振興計画」（平成 30～40 年度）により、県内の読書環境、情報環境の充実と活性化を推進する。 ◆子ども読書活動推進計画の推進 ・市町村訪問による周知・啓発及び高知県子ども読書活動推進協議会による進捗管理を行う。 ◆子どもが本に触れる機会の提供 ・県内全市町村及び保育所・幼稚園等に推薦図書リスト「絵本・おはなし宝箱」及び啓発用チラシを配布し、乳幼児健診等を活用して読書の楽しさを啓発するとともに、保育所・幼稚園や市町村立図書館等での読み聞かせ活動を充実させる。 ・小・中学生の読書習慣の定着と読書の質の向上を図るため、地域において子ども司書養成講座を実施するための指導者を養成し、公立図書館や学校図書館での読書活動の支援の充実を図る。 ◆読書ボランティアの養成 ・子どもの読書推進に関わる人材を育成するため、読書ボランティアの養成及び資質向上のための講座を開催する。 ◆「高知県図書館振興計画」に基づく読書環境の充実・活性化 ・県内の読書環境・情報環境の充実と活性化を図るため、高知県図書館振興計画を策定するとともに、計画に定める取組を着実に実施する。	◆子ども読書活動推進計画の推進 ◇第三次子ども読書活動推進計画の策定 ・子ども読書活動推進協議会における協議（2 回開催） ・計画の策定（2 月） ◆子どもが本に触れる機会の提供 ◇ブックスタート応援事業 ・全市町村に推薦図書リスト及び啓発用チラシを配布 ◇読書ボランティア養成講座の実施 ・地区別講座　149 名 ・全体講演会　75 名 ◆高知県図書館振興計画に基づく読書環境の充実・活性化 ◇図書館振興計画の策定 ・策定検討委員会における協議（1 回）	◆子ども読書活動推進計画の推進 ◇第三次子ども読書活動推進計画の推進 ・市町村訪問等による普及・啓発 ・子ども読書活動推進協議会における進捗状況の点検・評価（3 月） ◆子どもが本に触れる機会の提供 ◇子ども読み聞かせ（読育）運動 ・保育所や幼稚園等で推薦図書リストを活用した読み聞かせを実施 ◇こども司書の養成 ・子ども司書養成講座の実施（各市町村） 5 市町 ◆読書ボランティアの養成 ・地区別講座　74 名 ・全体講演会　48 名 ◇高知県読書ボランティア調査の実施、登録簿の作成･配布 ・164 団体 ・1,451 名 ◆高知県図書館振興計画に基づく読書環境の充実・活性化 ・策定検討委員会における協議（3 回）	・市町村訪問等による普及・啓発 ・子ども読書活動推進協議会における進捗状況の点検・評価（11 月） ◇ブックスタート応援事業 ・全市町村に推薦図書リスト及び啓発用チラシを配布 ・子ども司書養成講座の実施（各市町村） 7 市町 ・地区別講座 80 名 ・全体講演会 51 名 （周知・活用） ・策定検討委員会における協議（2 回） ↓ ・計画策定（7 月） ◇計画に定める取組の実施 ・高知県市町村図書館等振興協議会における振興策の検討（2 月）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○推薦図書リスト等を全市町村で乳幼児検診時等に配布。県内保育所・幼稚園等の多くで読み聞かせの絵本選びや購入図書の選書に活用するなどの取組が定着してきた。 ○子ども読書活動推進計画に位置付けた子ども司書養成事業や子ども読み聞かせ運動の啓発により、新たに取組を始めた市町村が出てきている。 ●読書をする子どもの割合は増加傾向にある。引き続き、子ども読書活動推進計画に位置付けた取組を PDCA サイクルに基づき着実に進めていく必要がある。 ・平日の授業時間以外に 10 分以上読書をしている児童生徒の割合 小学校　H28：65.6%→H29：63.7%→H30：67.6% 中学校　H28：54.0%→H29：54.6%→H30：59.9% ・平日の家や図書館で全く読書をしない児童生徒の割合 小学校　H28：17.4%→H29：18.5%→H30：16.1% 中学校　H28：31.9%→H29：31.7%→H30：25.5% →市町村訪問等により啓発を進めるとともに、子どもが本に触れる機会の充実に向けて、引き続き取組を進める。 ●読書環境の厳しい地域において読書活動の推進を図るため、読書活動を推進する人材の育成に取り組む必要がある。 ・学校における読書ボランティアの活用率（H28 調査） 小学校：73.4% 中学校：31.7% →読書ボランティア養成講座の開催により、地域で読書活動の推進を担う人材を育成するとともに、学校等に高知県ボランティア登録簿の活用を促す。 ○図書館関係者等で構成する策定検討委員会での議論等を踏まえ、高知県図書館振興計画を策定した。 →オーテピア高知図書館が行う物流サービスの周知・拡大支援や、市町村教育長等との協議、また、市町村図書館の振興策を継続的に検討する「高知県市町村図書館等振興協議会」の開催など、計画に定める取組を着実に進める。	◆子ども読書活動推進計画の推進 ◇第三次子ども読書活動推進計画の推進 ・市町村訪問等による普及・啓発 ・子ども読書活動推進協議会における進捗状況の点検・評価 （2 回開催） ◆子どもが本に触れる機会の提供 ◇ブックスタート応援事業 ・全市町村に推薦図書リスト及び啓発用チラシを配布 ◇子ども読み聞かせ（読育）運動の実施 ・保育所や幼稚園等で推薦図書リストを活用した読み聞かせを充実 ◇子ども司書の養成 ・子ども司書養成に向けた啓発の実施 ◆読書ボランティアの養成 ◇読書ボランティア養成講座の実施 ・地区別講座（6 箇所） ・全体講演会、出張講座 ◇高知県読書ボランティア登録簿の周知・活用 ◆図書館振興計画に基づく読書環境の充実・活性化 ◇図書館振興計画の推進 ・物流サービスの周知・拡大支援 ・市町村教育長等との協議 ・「高知県市町村図書館等振興協議会」における振興策の検討	◆子どもの自発的な読書活動が行われ、家庭や地域での読書時間が増加している。 ◆発達段階に応じた読書活動が定着し、家庭での読書が習慣化され、全く本を読まない子どもが減少している。 ・平日の授業時間以外に 10 分以上読書をしている児童生徒の割合 小学校：75%以上 中学校：70%以上 ・平日の家や図書館で全く読書をしない児童生徒の割合 小学校：8.0%以下 中学校：15.0%以下 ◆学校等を中心に、読書ボランティアが子どもたちに読書の魅力を伝える機会が増加している。 ・学校における読書ボランティア活用率 小学校：80% 中学校：35% ◆市町村立図書館等の目指す姿や振興策、県による支援策などが明確になり、県内の読書環境・情報環境の充実が図られている。

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
39 学ぶ楽しさを実感できるコンテストの開催 【小中学校課】 <事業概要> 児童生徒が考えることや解くことの楽しさを味わうとともに、それらを表現することの楽しさを実感することができるようなコンテスト等を開催する。 ◆コンテスト等の開催 ◇算数・数学思考オリンピック ・獲得している知識を駆使して解答を導き出し、解く楽しさを味わう。 ※小学校第５・６学年、中学校第２・３学年対象（ただし、小学校第４学年、中学校第１学年でも参加可） ※学級やグループなどの集団で問題に取り組み、一つの解答を作り上げる場合は、代表者１名で応募 ◇科学の甲子園ジュニア高知県大会 ・科学や数学等の探究的な課題に協働して取り組み、科学の楽しさや面白さを知る。 ※中学校１・２年生対象 （１チーム６名） ※筆記競技及び実技競技 ※１位のチームは、高知県代表として東京都で開催される全国大会に出場 ◇ショートコメントコンテスト（～H29 年度で終了） ・児童生徒が、「きっとある　キミの心に　ひびく本」に掲載されている図書に触れ、多様な読書を進めるとともに、読書後の考えや思いを他者に伝えることを通して、考える力や表現力等の向上を図る。 ※小・中学校ともに全学年対象 ※「きっとある　キミの心に　ひびく本」に掲載されているものの中から読んで感じたことや考えたことを400字以内にまとめて作文 ◇学校新聞づくりコンクール ・各教科等で学習したことを「新聞」に表現したり発表したりすることで表現の喜びを味わう。 ※小・中学校ともに全学年対象 ※１次審査：新聞作品と応募票について審査 ２次審査：新聞作品と応募票及び児童生による発表内容について審査	◆コンテスト等の開催 ◇算数・数学思考オリンピック ・参加者数 児童数：1,744 名 （学校数　94 校） 生徒数：1,409 名 （学校数　58 校） ◇科学の甲子園ジュニア高知県大会 ・参加者数 生徒数：　291 名 （学校数　23 校） ◇学校新聞づくりコンクール ・応募作品数 5,729 点 ・参加者数 児童数：4,007 名 （学校数　45 校） 生徒数：1,722 名 （学校数　24 校） ◇ショートコメントコンテスト ・「きっとある　キミの心に　ひびく本」改訂作業のため開催なし	・参加者数 児童数 1,476 名 （学校数　96 校） 生徒数：1,401 名 （学校数　64 校） ・参加者数 生徒数：308 名 （学校数　26 校） ・応募作品数 5,710 点 ・参加者数 児童数：4,007 名 （学校数　45 校） ・生徒数：1,722 名 （学校数　24 校） ・応募総数 7,120 点 ・応募校数　102 校 ◇「きっとある　キミの心に　ひびく本」配付 ・全小・中学生に配付（６月）	・参加者数 児童数 2,353 名 （学校数　112 校） 生徒数：1,288 名 （学校数　68 校） ・参加者数 生徒数：367 名 （学校数　40 校） ・応募作品数 4,798 点 ・参加者数 児童作品数：3,498 （学校数　58 校） 生徒作品数：1,300 （学校数　27 校） （H29 年度で終了）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○市町村教育委員会への参加募集の依頼や、過去に一度も参加のない学校を所管する教育委員会への働きかけにより、コンテスト等に参加する学校数、児童生徒数は全体的にみて増加傾向にある。平成 30 年度は、中学校では目標とする 80%を超えることができている。 ●小規模の学校などでは、コンテスト等への参加者が一人もいない学校がある。 ・1 つ以上のコンテスト等に参加した学校の割合（%） →児童生徒のコンテスト等への参加について、各市町村教育長等に周知・要請する機会の充実を図る。	◆コンテスト等の開催 ◇算数・数学思考オリンピック ・高知大学との連携による「問題活用運営委員会」を発足 ・過去問題を活用した授業実践研究と成果等の発信 ◇科学の甲子園ジュニア高知県大会 ・予選：7 月予定 5 会場で実施 ・本選：8 月予定 予選通過 10 チーム参加 ・全国大会：12 月 ◇学校新聞づくりコンクール ・一次審査：11 月予定 ・コンクール大会：1 月予定 一次審査通過 15 チーム参加	◆児童生徒の学習意欲や向上心、達成感が高まっている。 ・1 つ以上のコンテスト等に参加した学校の割合 小学校：80%以上 中学校：80%以上

	H28	H29	H30
小学校	54	59	67
中学校	63	75	89

事業名称【担当課】・事業概要	実績 H28	実績 H29	実績 H30
40 道徳教育実践充実プラン 【小中学校課】 <事業概要> 児童生徒の道徳性を向上させていくために、各学校における道徳教育の充実を図るとともに、「特別の教科　道徳」に対応できるよう、教員の指導力を高める。 ◆道徳教育の充実に向けた協議会等の実施 「道徳教育パワーアップ研究協議会」 ・指定校や指定地域、各市町村指導事務担当者が一同に会し、「特別の教科　道徳」の実施に向けて、実践交流や情報交換、協議等を行うことで、新学習指導要領の趣旨の徹底を図る。 「小・中学校道徳教育研究協議会」 ・各校の道徳教育推進教師を対象に、「特別の教科　道徳」の指導方法や評価に関する演習や協議、実践交流を行い、新学習指導要領の趣旨の実現を目指す。 ◆「特別の教科　道徳」の実践モデルの構築 ・「特別の教科　道徳」の指導方法や評価の研究等を行う小・中学校を指定し実践研究を行い、その成果を普及する。 （道徳科研究指定事業　H28・29） ・道徳科を核として家庭や地域との連携を強化した道徳教育を行う実践モデル校を指定し、実践研究を行って、その成果を普及する。 （道徳教育拠点校事業　H30～32） ◆地域ぐるみの道徳教育の推進 「市町村指導事務担当者道徳推進協議会」 ・各市町村の取組を交流し、地域ぐるみの道徳教育の充実を図る。 「わがまちの道徳教育推進事業」 ・市町村が主体となって道徳教育を推進することや、道徳の授業公開を行うことなどにより、学校・家庭・地域が連携して地域ぐるみの道徳教育を推進する。 ◆第２期道徳推進リーダーの活用 ・H27～29 年度の３年間で 39 名育成 ・各市町村において育成したリーダー教員を活用し、道徳科の授業モデルを発信することで、県内全体の道徳の授業の質を高める。 ◆家庭で取り組む道徳教育の推進 ・H30 年３月に改訂した家庭版「道徳教育ハンドブック」の活用を進め、児童生徒の道徳性を高める。	◆道徳教育の充実に向けた協議会等の実施 ◇道徳教育パワーアップ研究協議会 ・２回開催：６月・１月 ・計 196 名参加 ・実践発表（津野町） ・授業 DVD を視聴しての協議　等 ◇小・中学校道徳教育研究協議会 ・小・中学校道徳担当者による実践交流・協議等 東部 中部（２地区） 西部 ◆「特別の教科　道徳」の実践モデルの構築 ◇道徳の教科化に対応していくための研究・多様な指導方法、評価の研究等 ・指定校 （小５校・中５校） ◆市町村指導事務担当者道徳教育推進会議 ◇市町村推進協議会の活性化に向けた協議等の実施 ◆第２期道徳教育推進リーダーの育成 ◇道徳推進リーダー ・14 名育成 （小７名、中７名）	◆道徳教育の充実に向けた協議会等の実施 ・１月　111 名参加 ・指定校の実践発表 ・市町村の取組の情報交換 ・大学教授による講話 ・指定校（10 校）を会場に開催 ・指定校による研究発表会の開催（小学校） ・12 名育成 （小６名、中６名） ◆家庭で取り組む道徳教育の推進 ◇家庭版「道徳教育ハンドブック」の改訂 ・H30 年３月配付 （小・中学校全保護者）	・２月　157 名参加 ・指定地域の実践発表 ・市町村の取組の情報交換 ・大学教授による講話 ・指定校（４校）を会場に地区別に実施 東部 中部（２地区） 西部 ◇平成 30 年度道徳教育指導者養成研研修 【中国/四国ブロック】 ・８月 県内参加 65 名 ※参加者による伝達講習の実施 ◇道徳教育拠点校事業 ・指定校 10 校 （小６校・中４校） ・指定期間 H30～32 ・「考え・議論する道徳」の授業及び評価の研究 ◆地域ぐるみの道徳教育の推進 ◇わがまちの道徳教育推進事業 ・指定地域：10 市町村 ・指定期間：１年 ・市町村教育委員会が主体となり、家庭、地域を巻き込んでの道徳教育の推進 ◆第２期道徳教育推進リーダーの活用 ◇県教育委員会主催の研修会での活用 ・道徳研修講座でのグループ協議の進行及び指導・助言 ◇各市町村内での活用 ・模範授業の実施 ・授業研での指導・助言 ◇「家庭で取り組む高知の道徳（改訂版）」の活用 ・「道徳教育パワーアップ研究協議会」において活用に関する実践交流及び協議

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○小・中学校ともに、道徳の指導方法や評価について研修を行う学校が増えてきている。 ○家庭で取り組む「高知の道徳」が、学校での生活場面や教育活動の場面のみならず、参観日の後の懇談会の場でも活用されはじめ、家庭や地域ぐるみによる道徳教育の推進が図られてきている。 ●道徳の授業を全学級で公開することを目指していたが、達成できなかった。特に中学校において、道徳の授業の公開率が減少している。また、公開はしたものの、道徳科の趣旨に沿っていない授業もみられる。 ・道徳の授業を全学級で公開した学校の割合（%） ※数値は年度末の調査結果 →今後も、各学校が家庭や地域社会から理解と協力を得て、道徳教育の質を向上できるよう、道徳の授業を積極的に公開することについて市町村教育委員会等に働きかけていく。 →道徳科の特質を踏まえた授業づくりについて学ぶ機会を設け、新学習指導要領の趣旨に沿った授業の実現を目指す。	◆道徳教育の充実に向けた協議会等の実施 ◇「道徳教育パワーアップ研究協議会」の開催 ・年２回 ◇小・中学校道徳教育研究協議会 ・地区別開催：東部・中部・西部 ◆「特別の教科　道徳」の実践モデルの構築 ◇指定校（10校）の中から拠点校（4校：小３校、中１校）を設け、「特別の教科　道徳」授業づくり講座を実施 ・「教材研究会及び授業研究会」を１セットとし、年２セット開催 ◆地域ぐるみの道徳教育の推進 ◇わがまちの道徳教育推進事業 ・指定地域：10 市町村 ・授業づくり講座への参加 ・「道徳教育パワーアップ研究協議会」での実践交流 ・HPでの取組や成果の普及 ◆第２期道徳教育推進リーダーの活用 ◇各市町村内における積極的な活用 ・各市町村教育委員会が作成する計画書（「道徳教育推進のためのわが町の取組」）への位置づけ ◇授業づくり講座への参加（リーダー） 年１回教材研究会に参加 ◆家庭で取り組む道徳教育の推進 ◇「家庭で取り組む　高知の道徳（改訂版）」の配付（新小学１年生） ◇活用に関する事例の発信 ・道徳教育パワーアップ研究協議会 ・HP（県及び市町村）	◆「特別の教科　道徳」の実施に向け各学校等での道徳教育の充実を図ることにより、児童生徒の道徳性が養われている。 ・道徳の授業を全学級で公開した学校の割合 小学校：100% 中学校：100%

	H28	H29	H30
小学校	100.0	99.5	99.5
中学校	98.1	99.1	94.4

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
41 高知夢いっぱいプロジェクト推進事業 【人権教育課】 <事業概要> 小・中学校において、９年間を見通した開発的な生徒指導が、全教育活動を通じて計画的・組織的に行われるよう、学校（学校区）、地域を指定し実践研究を推進する。また、研究の成果を生徒指導担当者・生徒指導主事の研修会等を通して県内の小・中学校に普及することにより、県内全域での実践を推進する。 ◆魅力ある学校づくり調査研究事業（国委嘱 H30～） ・「魅力ある学校づくり推進プロジェクト」（H29 終了）において、指定校区の取組を当該指定校区が所在する市内に普及し、市内の各中学校区で小・中学校が連携・協働した取組を推進してきた。H30 年度からは、国の指定を受け、不登校児童生徒の出現を抑制するために、県教育委員会と市教育委員会が連携し、域内の拠点校及び連携校において不登校やいじめ等の未然防止につながる取組の検証や改善が適切に行われるよう指導・助言を行い、地域の実情に応じた効果的な対策を推進する。 ◆未来にかがやく子ども育成型学校連携事業 ・中学校指定の「志育成型学校活性化事業」（H28 終了）において計画的・組織的に推進してきた開発的な生徒指導を、小中が連携して取り組む内容に発展させた実践研究を中学校区で推進する。 ◆夢・志を育む学級運営のための実践研究事業（H29～） ・児童生徒の自己指導能力を育成するため、小・中学校を指定し、学級運営アドバイザー（大学教授）や児童生徒支援アドバイザー（臨床心理士）による指導・助言を通して、話合い活動や主体的に活躍できる場の充実など、自尊感情・自己有用感を育む教育活動の実践研究を推進し、チームによる学級、学校運営の実現を図る。 ◆学校活性化・安定化実践研究事業（H31～） ・不登校やいじめ等の未然防止を図るため、「魅力ある学校づくり調査研究事業」の調査研究の手法を活用し、学校の課題に応じた開発的・予防的な生徒指導を推進することで、学校の活性化と安定化を図り、新たな不登校が生み出されにくい学校づくりを行う。	◆魅力ある学校づくり推進プロジェクト ◇１中学校区指定 ・小中合同の研修会・支援会議：２回実施 ・指導主事の学校訪問等による指導・助言：月１回以上 ・推進リーダーの配置：中学校区１名 ・指定中学校区が所在する市内の各中学校区に取組を普及 ◆志育成型学校活性化事業 ◇５中学校指定 ・統括アドバイザーによる訪問指導・助言：各校１～２回 ・児童生徒支援アドバイザー訪問による支援会：各校６回 ・推進リーダーの配置：各校１名 ・指導主事による訪問指導：各校６～８回 ◆未来にかがやく子ども育成型学校連携事業 ◇４中学校区指定 ・児童生徒支援アドバイザー（臨床心理士）訪問による支援会：各校区９回実施 ・小中合同研修会：各校区３回実施 ・指導主事の学校訪問等による指導・助言：各校区 20～25 回 ・推進リーダーの配置：各中学校区２名	◇１中学校区指定 ・小・中学校合同会議、研修等の実施 ・推進リーダーの配置及び育成（中学校区に２名） ・指導主事の訪問支援（月２回以上） ・指定中学校区が所在する市内の各中学校区で小中連携推進プランを作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・▶ （研究の継続・成果普及） ◇指定終了校への支援訪問の実施 ・５中学校 ・訪問指導・助言（年４回） ・独自の研究や取組の継続及び成果普及 ◇４中学校区指定 ・小・中学校合同会議、研修等の実施 ・推進リーダーの配置及び育成（各中学校区に２名） ◇取組の成果普及 ・公開授業研修会 ・生徒指導主事会（担当者会）での成果普及 ◆夢・志を育む学級運営のための実践研究事業 ◇１中学校、２小学校指定 ・学級運営アドバイザーの訪問等による指導・助言：各校４回 ・児童生徒支援アドバイザー訪問による支援会：各校６回 ・推進リーダーの配置：各校１名	◆魅力ある学校づくり調査研究事業 ◇１市及び域内の１中学校区指定 ・小・中学校合同会議、研修等の実施 ・推進リーダーの配置及び育成（拠点校区に１名） ・指導主事の訪問支援（月２回以上） ・国立教育政策研究所主催会議（年４回） ・指定中学校区が所在する市教育委員会が主体性をもって市内の各中学校区で小中連携を推進 ◇取組の成果普及 ・国立教育政策研究所主催会議における研究発表 ・生徒指導主事会（担当者会）での普及 ◇４中学校区指定 ・小・中学校合同会議、研修等の実施 ・推進リーダーの配置及び育成（各中学校区に２名） ◇取組の成果普及 ・公開授業研修会 ・生徒指導主事会（担当者会）での成果普及 ◇１中学校、４小学校指定 ・学級運営アドバイザーの訪問等による指導・助言：各校４回 ・児童生徒支援アドバイザー訪問による支援会：各校５回 ・推進リーダーの配置：各校１名 ◇取組の成果普及 ・公開授業研修会 ・生徒指導主事会（担当者会）での普及

これまでの取組の成果・課題・今後の方向

○指定校の小・中学校において、小中合同研修会・授業研修会の実施や、毎月の重点取組を可視化し共有する取組を通して、教職員の協働性が高まるとともに、方向性をそろえた組織的な取組が進んできた。

・指定２中学校区（実施２年目）教職員アンケート調査結果
「小中が協働して取組を進めている」※肯定的な回答の割合
H29.5月：47.8%⇒H31.2月：98.1%

○２年目指定校（区）において、学級活動の充実や小・中学校が協働した取組など、開発的・予防的な生徒指導の取組を進めてきたことで、児童生徒の自尊感情や自己有用感の向上が見られた。

・H30 指定２年目学校（区）の児童生徒意識調査結果

質問項目（小4～中３対象）		H29.5月	H30.11月
自分にはよいところがあると思う	小	78.2	77.2
	中	80.7	80.8
学校の決まりを守っている	小	90.5	83.8
	中	96.5	97.3

※肯定的な回答の割合（%）

○指定校の実践や成果を生徒指導主事（担当者）会において普及することにより、開発的・予防的な生徒指導や小中連携の取組を実施する学校の割合が増加した。

・小・中学校生徒指導主事（担当者）アンケート結果

質問項目		H29.5月	H30.2月
子どもの自尊感情や自己有用感を育むために、開発的・予防的な生徒指導を行っている。	小	28.3	25.1
	中	19.5	30.6
中1ギャップの解消に向けた、管理職や生徒指導担当者を中心とした小中連携を進めている。	小	27.0	32.5
	中	31.0	38.0

※数値は「十分できている」と回答した学校の割合（%）

●意識調査において、教員と子どもに意識のずれが見られることから、依然として教員主導の取組が多いと推察される。学校行事や体験活動、異学年交流活動を、児童生徒が主体となった取組となるよう工夫・改善することや、児童生徒が主体的に考え、判断し、実行する力や自治の力を小・中学校が連携して育てる必要がある。

→夢・志を育む学級運営のための実践研究事業の指定３年目校を推進拠点校とし、効果のある取組を中学校区の学校と連携するとともに、校内研修等を県内に広く公開し、実践の普及啓発を図る。

→モデルとなる推進校（区）の取組を掲載した「開発的な生徒指導実践事例集」を作成し、全公立学校教職員に配布するとともに、生徒指導主事（担当者）会において活用を周知し、県内への普及啓発を図る。

●中学校で不登校になる生徒の中には、小学校段階で兆しのあった生徒が含まれているが、効果のある手立て等が十分に引き継がれていない。

→少しでもリスクがあると思われる児童生徒の情報についても、支援リストや個別支援シートを活用し、学年間・校種間で効果ある手立て等を確実に引き継ぐとともに見立てを生かした居場所づくりの取組を推進する。

実施計画 H31

◆魅力ある学校づくり調査研究事業

◇１市及び域内の１中学校区指定
・小・中学校合同会議、研修等の実施
・推進リーダーの配置及び育成（拠点校区に１名）
・指導主事の訪問支援（月２回以上）
・国立教育政策研究所主催会議（年４回）
・指定中学校区が所在する市教育委員会が主体性をもって市内の各中学校区で小中連携を推進

◇取組の成果普及
・国立教育政策研究所主催会議における研究発表
・生徒指導主事会（担当者会）での成果普及

◆未来にかがやく子ども育成型学校連携事業

◇２中学校区指定
・小・中学校合同会議、研修等の実施
・推進リーダーの配置及び育成（各中学校区に２名）

◇取組の成果普及
・公開授業研修会
・生徒指導主事会(担当者会)での成果普及

◆夢･志を育む学級運営のための実践研究事業

◇５小学校指定
・学級運営アドバイザーの訪問等による指導・助言：各校４回
・児童生徒支援アドバイザー訪問による支援会：各校５回
・推進リーダーの配置：各校１名

◇取組の成果普及
・公開授業研修会
・生徒指導主事会(担当者会)での普及

◆学校活性化・安定化実践研究事業

◇４中学校指定
・新規不登校の抑制に向けた開発的・予防的な生徒指導の取組の実施
・推進リーダーの配置及び育成

◇取組の成果普及
・指定校の中学校区を対象にした授業研修会の実施
・生徒指導主事会(担当者会)での普及

目指すべき姿（到達目標）

◆各指定校（区）において、組織的な生徒指導推進体制が確立され、開発的な生徒指導の充実が図られるとともに、その成果の県内の学校への普及が進んでいる。

・各指定校の児童生徒・教職員アンケート結果において、以下を達成する。

「自分には、よいところがあると思う」
小学校：80%以上
中学校：75%以上

「学校のきまりを守っている」
小学校：94%以上
中学校：96%以上
※数値は「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した児童生徒の割合

「小中が協働して取組を進めている」（指定校区教職員）
90%以上
※数値は指定校教職員アンケートの肯定的な回答の割合

・小・中学校生徒指導主事（担当者）アンケート結果において以下を達成する。

「児童生徒の自尊感情や自己有用感を育む、開発的・予防的な生徒指導が組織的に行われている」
小学校：50%以上
中学校：50%以上

「中１ギャップ解消に向けて組織的な小中連携の取組が行われている」
小学校：50%以上
中学校：50%以上
※数値は「十分できている」と回答した学校の割合

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
42 人権教育推進事業 【人権教育課】 <事業概要> 就学前教育・学校教育・社会教育の各分野における人権教育を充実・発展させる。 ◆「高知県人権教育推進プラン（改定版）」に基づく取組の推進 ・PDCA サイクルに基づいて推進プランの進捗管理を行い、就学前教育・学校教育・社会教育の各分野において、推進プランに基づく人権教育の取組の定着・充実を図る。 ◆学校における人権教育推進のためのリーダーの育成 ・人権教育推進のためのマネジメント研修等を通して、リーダーの育成を図る。 ◆人権教育指導資料の改訂と活用 ・県民に身近な 10 の人権課題についての実践事例等を盛り込んだ人権教育指導資料（学校教育編）の改訂を行い、その活用を通して、各学校における人権教育の取組の充実を図る。 ◆人権教育全体計画・年間指導計画の充実 ・教育事務所と連携して、各学校の人権教育全体計画・年間指導計画の点検と改善指導を行い、計画の充実を図る。 ・人権教育指導資料（学校教育編）「Let's feel じんけん平成 30 年改訂版」を基に、人権学習の全体計画・年間指導計画等の変更を提案し、平成 31 年度以降の取組に反映させる。（H30～） ・各小・中学校単独の計画でなく、中学校区で系統的な年間指導計画を立てる。 ・「犯罪被害者等の人権」の授業については教材開発が十分に進んでいないので、当面は実施努力目標とする。 ・平成 31 度年より義務教育（中学校校区）及び高等学校において「犯罪被害者等の人権」を除く 9 つの人権課題について、確実に学習する。 ・児童生徒の発達段階に応じて教材の選定等を見直す。	◆「高知県人権教育推進プラン（改定版）」に基づく取組の推進		
	◇プランの概要や取組内容について説明 ・市町村教育長会、指導事務担当者会、校長会、園長会、人権教育主任連絡協議会、教育委員会事務局職員人権問題研修会全体研修等 ◇プランに基づく取組の進捗状況の取りまとめの実施	◇プランの進捗管理 ・推進プランに関わる各課事業の進捗状況について集約 ・人権教育推進協議会において事業の進捗状況の確認と助言 ◇人権に関する意識調査結果の公表 ・全市町村及県立学校に送付（12 月）	→ ◇人権に関する意識調査結果から課題提起 ・人権教育主任連絡協議会
	◆学校における人権教育推進のためのリーダー育成		
	◇人権教育主任連絡協議会の開催 ・小・中学校（4 会場）：241 名 ・県立学校（1 会場）：65 名 ◇人権教育推進リーダー育成事業の実施 ・11 名（小 5、中 3、高 2、特支 1） ・集合研修会（2 回） ・指導主事等による学校訪問（21 回）事前研・授業研への指導助言 ・フォローアップ研修会の実施	→ ・人権教育主任研修（教育センター）と連動した人権教育推進のためのマネジメント研修 ・PDCA サイクルに基づく学校の取組について研修 → ・フォローアップ研修 ・人権教育主任研修で実践報告（11 名） ◇人権が尊重された学校づくり支援事業 ・人権教育主任 6 名委嘱 ・PDCA サイクルに基づく取組を研究	→ ・小・中学校（4 会場）：239 名 ・県立学校（1 会場）：65 名 ・人権教育主任研修と連動した人権教育推進のためのマネジメント研修（12 月） ◇人権が尊重された学校づくり支援事業 ・6 名（小 4、中 1、高 1） → ・フォローアップ研修（12 月）5 名 ・人権教育主任研修で実践報告（5 名）
	◆人権教育指導資料の改訂と活用		
	◇改訂委員会の開催（1 回） ・14 名を委嘱（小 5 名、中 5 名、高 4 名） ◇指導主事等による改訂委員在籍校訪問 ・7 回 ・授業研への指導助言	◇改訂作業（理論編・実践編） ・理論編の内容の検討と執筆 ・実践編の内容の校正 → ・4 回 ・授業研への指導助言 ◇人権教育指導資料（学校教育編）（平成 29 年度改訂版）作成	◇改訂作業部会（実践編）の開催 ・県民に身近な 10 の人権課題についての実践事例を作成 ◇「Let's feel じんけん」（H30 年改訂版）の活用促進 ・全教員に配付 ・人権教育主任連絡協議会（5 月）や年次研修、校内研修等で改訂内容の周知
	◆人権教育全体計画・年間指導計画の充実		
	◇各学校の人権教育全体計画・年間指導計画の点検 ・計画の整備状況、10 の人権課題の位置付けについて確認	◇県民に身近な 10 の人権課題の位置付け ・教育事務所と連携した全体計画・年間指導計画の点検と改善指導	◇中学校区で系統的な授業計画や「犯罪被害者等の人権」を除く 9 つの人権課題の実施について提起（5 月）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○人権学習の学校支援として、ニーズのあった学校に指導主事等が出向き、個別の人権課題についての校内研修の在り方等を示してきた成果が徐々に表れてきている。 ・個別の人権課題について、これまで校内研修の実施率の高かった「子ども」「ネット」以外の課題について、校内研修を実施した学校の割合（%） 小学校：75.9%　中学校：73.6% 高等学校：88.5%　特別支援学校：85.7% ●９つの人権課題について、高等学校において、年間指導計画に位置づけている状況は十分と言えず、教科における人権学習の指導の充実につながっていない学校もある。 ・「犯罪被害者等の人権」を除く９つの人権課題を年間指導計画に位置付けている学校の割合 中学校校区：100.0% 高等学校：53.8% ➔人権教育主任連絡協議会、人権教育主任研修等において、個別の人権課題について研修を行い、校内研修の実施に向けて支援を行う。併せて、人権学習学校支援事業の周知を行い、講師派遣も含めて校内研修の充実に向けて支援を行う。 ➔個別の人権課題の学習及び校内研修の充実について、「高知県人権教育推進プラン」の改定内容に反映し、計画的に校内研修が実施できるようにする。 ○人権教育主任連絡協議会及びその他研修や校内研修において、人権教育指導資料「Let's feel じんけん（平成 30 年改訂版）」を活用して、各学校の人権教育主任の知識理解の向上と役割の明確化を図ることができた。 ●組織的な実践の充実を図るために、人権教育主任のスキルやマネジメント力を更に高める必要がある。 ・人権教育推進アクションシート（PDCA サイクル）を教職員で共有して、学校全体の取組として人権教育を進めていると回答した学校の割合（%） 小・中学校：64.2% 高等・特別支援学校：42.4% ➔「人権が尊重された学校づくり支援事業」において、人権教育主任の役割の明確化や、全体計画等の効果的な実践に向けて支援訪問を行うとともに、その成果を県内に普及する。 ➔「人権が尊重された学校づくり支援事業」の研究授業等で作成した学習指導案を、人権教育指導資料の次回改訂版に活用し、実践事例の充実を図る。 ○「Let's feel じんけん（平成 30 年改訂版）」において、人権教育の組織的・計画的な推進を支援するための、人権教育全体計画・年間指導計画のモデルを示すことができた。 ●各学校における「Let's feel じんけん（平成 30 年改訂版）」を活用した校内研修の実施状況の確認が十分できていない。 ➔平成 31 年度の人権教育主任研修、人権教育連絡協議会等で各学校での活用について収集し、次回の改訂に生かせるようにする。	◆「高知県人権教育推進プラン（改定版）」に基づく取組の推進 ◇プランの進捗管理 ・推進プランに関わる各課事業の進捗状況について集約 ・人権教育推進協議会（６月）において事業の進捗状況の確認と助言 ◇推進プランの改定作業 ・高知県人権施策基本方針の第２次改定に伴い、人権教育推進協議会（６月、９月）において、推進プランの改定を行う ◆学校における人権教育推進のためのリーダー育成 ◇人権教育主任連絡協議会 ・人権教育主任研修と連動した人権教育推進のためのマネジメント研修 ・PDCA サイクルに基づく学校の取組について研修 ◇人権が尊重された学校づくり支援事業 ・人権教育主任６名委嘱 ・PDCA サイクルに基づく取組を研究 ・モデルとなる人権教育主任の育成 ・フォローアップ研修の実施（指定事業２年目の教員対象） ◆人権教育指導資料の改訂と活用 ◇「Let's feel じんけん」（H30 年改訂版）の活用促進 ・人権教育主任連絡協議会で活用について周知 ◇次回改訂用資料の収集 ・文部科学省人権教育指定校事業、人権が尊重された学校づくり支援事業、人権教育実践スキルアップ事業、公開授業研修等で作成された学習指導案等の資料を収集 ◆人権教育全体計画・年間指導計画の充実 ◇教育事務所と連携した全体計画・年間指導計画の点検と改善指導	◆学校における人権教育が、人権教育全体計画・年間指導計画に沿って組織的に推進され、児童生徒の人権意識が向上している。 ・「犯罪被害者等の人権」を除く９つの人権課題を年間指導計画に位置付けている学校の割合 中学校校区：100% 高等学校：100% ●各学校において、PDCA サイクルに基づく組織的な人権教育の取組が推進されている。 ・人権教育推進アクションシート（PDCA サイクル）を教職員で共有して、学校全体の取組として人権教育を進めていると回答した学校の割合 小・中学校：90%以上 高等学校・特別支援学校：70%以上

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30

43

生徒指導主事会（担当者会）

【人権教育課】

＜事業概要＞
生徒指導主事会（担当者会）の開催を通して、生徒指導の中核を担う生徒指導主事（担当者）の実践力を高めることにより、各学校における組織的な生徒指導の充実を図る。

◆生徒指導主事会（担当者会）の開催（小・中・高等・特別支援学校）
・生徒指導主事（担当者）を中心とした組織的な生徒指導、開発的・予防的な生徒指導の実践のために、生徒指導主事（担当者）のマネジメント力の向上につながる研修を実施する。

・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業の成果及び先進的理論・実践を普及する。

・各学校において生徒指導上の諸問題を解決するための組織力を向上するため、開発的な生徒指導の視点に立った「生徒指導全体計画」、「年間指導計画」の作成及び計画に基づく取組を支援し、生徒指導の PDCA サイクルを確立する。

・児童生徒理解研修を実施し、支援が必要な児童生徒一人一人の課題に応じた支援を徹底する。

・スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等を校内支援会に参加させ、専門的な見立てに基づいた支援の実施のために、支援記録や支援計画等を記載した支援シートを活用した組織的な対応を強化する。

・校内のいじめ防止等の対策のための組織により、いじめ防止対策の進捗管理や評価を行うとともに、いじめが発見された場合には、この組織に情報を集約し、教職員間で共有して組織的に対応することにより、いじめの早期発見を図る。

・生徒指導主事（担当者）による自校での伝達研修の実施により、研修内容の全教員への周知を図る。

＜会を通して、全学校に普及を図る内容＞
- 開発的・予防的な生徒指導の具体的な実践方法
- 生徒指導主事（担当者）のマネジメント力の向上につながる研修の実施
- 欠席した児童生徒への初期対応の強化、暴力行為への適切な対応方法や未然防止の組織的な取組の徹底
- 支援リストや個別支援シートを活用した校内支援会の実施及び学年間校種間の情報共有と引き継ぎの徹底
- 小中学校の生徒指導担当や養護教諭等による校内支援会への相互参加や小中間の情報共有と小中連続性のあるチーム支援の実現
- いじめ防止対策の進捗管理や評価、学校いじめ基本方針の見直し、いじめの早期発見・早期解決のための事例研修や協議の実施
- 生活や学習ルール等、規律指導の徹底・生徒指導主事（担当者）による自校での伝達研修の実施

（H30～）

◆生徒指導担当者会＜小学校＞

◇2 会場で実施

H28	H29	H30
＜主な協議内容＞ ・PDCA サイクルに基づく開発的な生徒指導 ・問題行動等の早期発見・対応	＜主な協議内容＞ ・開発的な生徒指導の取組の充実 ・校内支援体制の充実、「支援シート」の活用	＜主な協議内容＞ ・開発的な生徒指導の取組の強化 ・校内支援会の強化、「支援リスト」「支援シート」の活用

◆生徒指導担当者会＜中学校＞

◇1 会場で実施

H28	H29	H30
＜主な協議内容＞ ・開発的な生徒指導の組織的な展開 ・問題行動等の早期発見・対応	＜主な協議内容＞ ・開発的な生徒指導の組織的な展開 ・いじめ問題の早期発見、早期対応について ・中１ギャップ解消に向けた取組	＜主な協議内容＞ ・開発的な生徒指導の組織的な実践例 ・校内支援会の強化、「支援リスト」「支援シート」の活用 ・中１ギャップ解消に向けた取組の強化
・志育成型学校活性化事業推進校の実践発表（２校） ・「支援シート」の形式や支援会の方法等を周知		

◆小中学校地区別生徒指導主事会（担当者会）

◇小中合同の会を３会場で実施

H28	H29	H30
＜主な協議内容＞ ・問題行動等の早期発見・対応 ・小中連携による子ども主体の異学年交流活動	＜主な協議内容＞ ・PDCA によるいじめの未然防止の取組 ・中学校区で進める開発的な生徒指導 ・抜かりのない情報提供を実現する校内支援会の実施	＜主な協議内容＞ ・生徒指導の三機能を生かした教育活動の展開 ・中学校区で進める開発的な生徒指導の組織的な展開
・未来にかがやく子ども育成型学校連携事業指定校区の実践発表（２校区） ・専門家を活用した校内支援会の在り方について周知	・指定校区の実践発表（３校区）	

◆高等学校・特別支援学校生徒指導主事会

◇1 会場で実施

H28	H29	H30
＜主な協議内容＞ ・開発的な生徒指導の組織的な展開 ・問題行動等の早期発見・対応	＜主な協議内容＞ ・開発的な生徒指導といじめの未然防止 ・いじめ問題の早期発見、早期対応について	＜主な協議内容＞ ・開発的・予防的な生徒指導といじめの未然防止 ・支援を要する生徒に対する生徒指導
・志育成型学校活性化事業推進校の実践発表（1 中学校）		

◆地区別高等学校生徒指導主事会

◇4 会場で実施

H28	H29	H30
＜主な協議内容＞ ・生徒指導上の諸課題の現状と改善に向けた方向性 ・効果的なチーム支援の在り方 ・生徒の力を活用する生徒指導主事の役割 ・専門家を活用した校内支援会の在り方	＜主な協議内容＞ ・学校におけるいじめ対応について ・いじめの未然防止のための取組紹介 ・いじめの事例をもとに協議 ・各学校の取組についての情報交換	＜主な協議内容＞ ・生徒指導と生徒支援の連携 ・開発的な生徒指導の組織的な実践 ・ネットトラブルの未然防止 ・各学校の取組についての情報交換

これまでの取組の成果・課題・今後の方向

○中学校校区で各小・中学校の PDCA サイクルシートに基づいた協議を行うことで、小・中学校９年間を意識した取組を考え合うことや、具体的な連携の重要性について理解が深まり、徐々にではあるが、小中連携の取組が行われている学校の割合が向上してきた。

○いじめや不登校、中途退学等の未然防止に向けた取組や開発的・予防的な生徒指導の実践が進んできている。

質問項目		小	中	高
問題行動等の早期発見・早期対応に向けた、組織的な生徒指導を行っている	H29	34.2	27.6	9.1
	H30	22.0	25.9	23.9
児童生徒の自尊感情や自己有用感を育む、開発的・予防的な生徒指導が組織的に行われている	H29	28.3	19.5	12.7
	H30	25.1	30.6	15.4
中１ギャップ解消に向けて組織的な小中連携の取組が行われている	H29	27.0	31.0	
	H30	32.5	38.0	
中途退学減少に向けて組織的な中高連携の取組を進めている	H29			5.5
	H30			13.0

※数値は「十分できている」と回答した学校の割合（%）

●各小・中学校において、作成した PDCA サイクルシートに基づき組織的な生徒指導が進められているが、各学校の取組が児童生徒主体の取組となるよう改善を図ることが必要である。

➔開発的な生徒指導実践事例集を生徒指導主事会(担当者会)で活用し、モデルとなる高知夢いっぱいプロジェクト推進校（区）の取組の普及を図る。

質問項目		小	中	高
生徒指導主事（担当者）がPDCAサイクルに基づく取組の検証を行っている	H29	83.5	67.8	58.2
	H30	93.2	88.9	82.7

※数値は肯定的な回答の割合（%）

●「子どもの力を生かした開発的な生徒指導」の取組を中学校区で連携して推進することが必要である。

➔全体会・地区別会において、実践・検証・改善の各段階における取組状況・課題を確認するための協議や、先進校の事例紹介を行うことで、PDCA サイクルに基づく各学校（中学校区）における生徒指導の充実を図る。

●落ち着かない状態や欠席、遅刻・早退、保健室利用等が見られ始めた初期段階で、学級担任から生徒指導担当者等、組織に相談・報告しやすい仕組みづくりや、SC 等の見立てを生かした初期対応・個別支援の組織的な実施、小学校から中学校へ抜かりのない情報提供等を実現できる校内支援会の充実・強化が必要である。

➔学級担任がつかんだ児童生徒の気になる状況を学年主任、生徒指導担当者等と共有し、学年部会で早期に検討した上で、SC 等を活用して校内支援会で手立てが検討されるよう周知する。

➔小・中学校の生徒指導担当や養護教諭による校内支援会への相互参加により、小・中学校間の抜かりのない情報共有ができるよう周知する。

※データは、H29～30「生徒指導主事アンケート結果」、及び「人権教育・生徒指導に関する取組の状況調査の数値

実施計画 H31

◆生徒指導担当者会<小学校>

◇全体会（２会場）

<主な協議内容>
・開発的な生徒指導の取組の強化
・児童生徒が主体となった取組の充実
・校内支援会の充実・強化、「支援リスト」「支援シート」の活用と組織的な取組

◆生徒指導担当者会<中学校>

◇全体会（１会場）

<主な協議内容>
・開発的な生徒指導の組織的な展開と生徒指導上の諸課題の未然防止
・校内支援会の充実・強化、「支援リスト」「支援シート」の活用と組織的な取組
・中１ギャップ解消に向けた取組の強化

◆小中学校地区別生徒指導主事会

◇小中合同の会を実施（３地区）

<主な協議内容>
・中学校区で進める開発的な生徒指導の組織的な展開
・保幼・小・中・高の連携の強化

◆高等学校・特別支援学校生徒指導主事会

◇１会場で実施

<主な協議内容>
・開発的・予防的な生徒指導といじめの未然防止
・生徒指導と生徒支援の連携強化
・予防的な生徒指導と組織的な初期対応

◆地区別高等学校生徒指導主事会

◇４会場で実施

<主な協議内容>
・開発的な生徒指導の組織的な実践
・効果的な校内支援体制

目指すべき姿（到達目標）

◆各学校において、開発的・予防的な生徒指導が組織的に実践されている。

◆各学校において、問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に向けた、組織的な生徒指導を行っている。

・生徒指導主事（担当者）アンケートにおいて、以下の項目に対し「十分できている」と回答した学校の割合：50%以上

「問題行動等の早期発見・早期対応に向けた、組織的な生徒指導を行っている」

「児童生徒の自尊感情や自己有用感を育む、開発的・予防的な生徒指導が組織的に行われている」

「中１ギャップ解消に向けて組織的な小中連携の取組が行われている」

「中途退学減少に向けて組織的な中高連携の取組を進めている」

・生徒指導主事（担当者）アンケートにおいて、以下の項目に対し「十分できている」「できている」と回答した学校の割合：80%以上

「生徒指導の改善につなげるために、生徒指導主事（担当者）が PDCA サイクルに基づく取組の検証を行っている」

事業名称【担当課】・事業概要	実績 H28	実績 H29	実績 H30
44 **いじめ防止対策等総合推進事業** 【人権教育課】 <事業概要> 「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の両面から、いじめ問題等への総合的な取組を推進する。 ◆児童会・生徒会交流集会の実施 ・児童会・生徒会活動の活性化を図り、児童生徒が主体的にいじめ防止等の取組を進めることができるよう、県内の小・中・高・特別支援学校の児童会・生徒会の代表者が集まり、実践交流や協議を行う交流集会を開催する。 「高知家」児童生徒会援隊 県内の小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童会・生徒会の代表者が集まり、いじめ問題の解決に向けて、児童生徒が主体となった取組を進めるために実践交流や協議を行う。 ◆学校・PTA におけるネットの適正利用に向けたルールづくり ・インターネットの適正な利用に向けた児童生徒の主体的な取組の促進や保護者に対する啓発の強化により、学校・家庭・地域におけるネットの適正利用に向けたルールづくりを推進する。 ◆いじめやネットの問題に関する研修支援 ・いじめやネットの問題をテーマにした各学校の PTA 研修等を積極的に支援し、保護者への啓発活動の強化を図る。 ・公立小・中・高等・特別支援学校の校内研修会（いじめ、ネットの問題）への講師派遣を行う。 ◆学校ネットパトロールの実施 ・児童生徒がネット上のいじめ等に巻き込まれていないか監視を行うことで、いじめの早期発見・早期対応につなげる。 ◆いじめ問題対策連絡協議会・いじめ問題調査委員会の定期的な開催 ・県におけるいじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題調査委員会の効果的な運用を図る。 ◆SNS 等を活用した相談事業 ・高校生がいじめ等、悩んでいることを SNS で気軽に相談できる窓口を設置して、教育相談体制の充実を図る。	◆児童会・生徒会交流集会の実施 ◇準備委員（教員等）会・実行委員（児童生徒）会（5回） ・実行委員：42 名 ・準備委員：18 名 ◇児童会・生徒会交流集会（5 ブロック） ・児童生徒 659 名 教員・保護者他748名 計 1,407 名参加 ◇啓発リーフレットを作成し全学校の児童生徒に配付 ◆学校・PTA におけるネットの適正利用に向けたルールづくり ◇児童会・生徒会交流集会において児童会・生徒会が中心となったルールづくりの手順を周知 ◇PTA 教育行政研修会の分科会テーマにネット問題を設定、ルールづくりを依頼 ◆いじめやネットの問題に関する研修支援 ◇研修支援 ・PTA 研修支援：23 校 ・校内研修支援：25 校 ◆学校ネットパトロールの実施 ◇公立小・中・高・特別支援学校対象 ・小、特支　年2回 ・中、高　年6回 ◆いじめ問題対策連絡協議会・いじめ問題調査委員会の定期的な開催 ◇高知県いじめ問題対策連絡協議会 ・連絡協議会　3回 ・幹事会　3回	◇児童生徒による実行委員会（8回） ◇実行委員による提案用 DVD の作成 ◇児童生徒表彰の会場で「宣言」「スライド劇」「クイズ」等を発表 ※「高知家」児童会・生徒会サミットは台風により中止（実行委員会により、提案用の映像資料（DVD）の配付と各校の取組を集約） ◆学校・PTA におけるネットの適正利用に向けたルールづくり ◇児童生徒・保護者・教職員の三者によるネット利用のルールづくりとルールの遵守 ◆いじめやネットの問題に関する研修支援 ・PTA 研修支援：27 校 ・校内研修支援：37 校 ◆学校ネットパトロールの実施 ・小、特支　年3回 ・中、高　年6回 ◇啓発資料の配付 ・小学生用　6回 ・中高生用　6回 ◆いじめ問題対策連絡協議会・いじめ問題調査委員会の定期的な開催 ・連絡協議会　3回 ・幹事会　3回 ◇高知県いじめ問題調査委員会（適宜）	◇「高知家」児童生徒会援隊（6回） ・実行委員 18 名 ◇児童会・生徒会交流集会 ・32 市町村で実施 ※各学校・市町村単位で開催 ◇市町村教育長訪問 ・H31 ブロック別サミットの実施に向けて、児童生徒・教職員の参加等について協力依頼 ◆学校・PTA におけるネットの適正利用に向けたルールづくり ◇ルールづくりにつながる教材や啓発資料の作成 ・2 点（3 月 人権教育課 HP にアップ） ◆いじめやネットの問題に関する研修支援 ・PTA 研修支援：19 校 ・校内研修支援：43 校 ◆学校ネットパトロールの実施 ・小、特支　年2回 ・中、高　年6回 ・小学生用　6回 ・中高生用　6回 ◆いじめ問題対策連絡協議会・いじめ問題調査委員会の定期的な開催 ・連絡協議会　3回 ・幹事会　3回 ◇高知県いじめ問題調査委員会（適宜） ◆SNS 等を活用した相談事業 ◇公立高校、公立特別支援学校高等部の生徒対象 ・2期間（計 90 日間） ・効果と課題に関する検証

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○「高知家」児童生徒会援隊（実行委員会）において、来年度ブロック別で開催する児童会・生徒会交流集会につながる協議や実践ができた。 ●「高知家」児童生徒会援隊（実行委員会）で話し合われたいじめ防止の取組や、児童生徒主体となった活動が、各学校の児童会・生徒会活動とリンクする仕組み作りが必要である。 ・児童生徒が主体となったいじめの防止等の取組が実施されている学校の割合（%） | 校種	H30 | |---|---| | 小学校 | 92.7 | | 中学校 | 88.0 | | 高等学校 | 34.6 | | 特別支援学校 | 28.6 | ➔校種ごとの実態や課題に応じたテーマについて協議できるよう、「高知家」児童生徒会援隊（実行委員会）からの発信内容や方法の改善を行い、各学校におけるいじめ防止等の取組につなげる。 ○PTA 研修や校内研修への支援要請は増加傾向にあり、教職員や保護者の関心の高まりがうかがえる。 ・PTA 研修・校内研修への支援の状況 H28：48 校→H29：64 校→H30：62 校 ●インターネットの問題に関する関心は高まってきているが、具体的なルールづくりまでにはつながっていない。 ・インターネットの適正な利用に関するルールづくりを行った学校（PTA 含む）の割合 ※「学校や PTA 等により、インターネットの適正な利用に関するルールつくりができていますか」と回答した学校の割合（%） | 校種	H30 | |---|---| | 小学校 | 50.3 | | 中学校 | 65.7 | | 高等学校 | 38.5 | | 特別支援学校 | 50.0 | ➔ PTA 研修等の場を通じて、児童生徒や PTA 主催でルールづくりを進めている学校や地域の取組を紹介し、その効果や進め方について周知を図る。 ○ネット上の不適切な書き込み等を日常的に監視することにより、児童生徒の問題行動等を早期に発見し、対応することができている。 ●一定数の高校生が SNS 相談窓口を利用しており、相談内容としては人間関係に関するものが多い。また、長期休業明けの始業日の前後に相談が増える傾向にある。 ・H30 相談対応件数：257 件 ➔相談対象を県内全高校生と拡大し、相談期間も長期休業明けを挟む 3 期間に増設して効果等を検証する。	◆児童会・生徒会交流集会の実施 ◇「高知家」児童生徒会援隊 ・児童生徒会援隊（実行委員）を募集 ・定期的な会の開催 ◇児童会・生徒会交流集会の開催（5 ブロック） ・高知市、東部（安芸地区）、中部①（土長南国、吾川、香美、香南地区）、中部②（高岡地区）、西部（幡多地区） ◆学校・PTA におけるネットの適正利用に向けたルールづくり ◇ルールづくりにつながる教材や啓発資料の配付 ・教材：年間 5 点程度、人権教育課 HP にアップ ◆いじめやネットの問題に関する研修支援 ◇研修支援 ・PTA・校内研修に協力 ◆学校ネットパトロールの実施 ◇公立小・中・高・特別支援学校対象 ・小、特支　年 4 回 ・中、高　　年 6 回 ◆いじめ問題対策連絡協議会・いじめ問題調査委員会の定期的な開催 ◇高知県いじめ問題対策連絡協議会 ・連絡協議会（3 回） ・幹事会（3 回） ・「いじめ予防等プログラム」の作成（10 月） ◆SNS 等を活用した相談事業 ◇公立・私立高校、公立・私立特別支援学校高等部の生徒対象 ・長期休業明けを挟む 3 期間（計 120 日間） ・効果と課題に関する検証	◆小・中・高・特別支援学校において、いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組が推進されている。 ・児童生徒が主体となったいじめの防止等の取組が実施されている学校の割合 小学校：　80%以上 中学校：　80%以上 高等学校：　80%以上 特別支援学校：80%以上 ◆各学校や PTA 等において、インターネットの危険性についての理解が進み、ネット利用に関するルールづくりとその遵守が徹底されている。 ・インターネットの適正な利用に関するルールづくりを行った学校（PTA 含む）の割合 小学校：　80%以上 中学校：　90%以上 高等学校：90%以上

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
45 校内支援会活性化事業 【人権教育課・心の教育センター】 <事業概要> 生徒指導上の諸課題の早期解決を図るために、各学校において校内支援会を定期的に実施し、支援を必要とする児童生徒に対して、組織的かつ計画的な支援の充実を図る。 ◆校内支援会の設置及び支援の充実 ・校内支援会を月一回以上定期開催することにより、組織的かつ計画的な支援体制の定着を図る。 ・引き継ぎシートの活用や支援の効果検証等の取組を推進する。 ◆外部専門人材の活用 ・SC や SSW の活用を促進するとともに、SC や SSW の専門性の向上を図る。 ◆重点支援校への支援 ・重点支援校を指定し、学校における組織的な「チーム支援」の推進及び学校配置スクールカウンセラー等の外部専門人材との効果的な連携など、校内支援体制の確立・充実を図る。 ・校内支援会に月 1 回程度、心の教育センターの SC、指導主事等を派遣して、心理の専門的「見立て」をもとに個別の支援方法や支援計画を検討するなど、学校と連携した支援を実施する。 ・H30 年度は、東部・中部・西部の各ブロックで学校を指定するとともに、中学校・義務教育学校にも校種を拡大して実施する。 ・指定 2 年目の学校は本事業のモデル校として実施し、その取組を県内に広めていく。 <全学校において支援の強化を図る内容> ・児童生徒の出席状況等を把握し、リスクレベルの検討や支援の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて SC,SSW 等の助言を受け、支援の効果について検証し、学校への助言を行う。 ・支援リストや個別支援シートを活用した校内支援会の実施及び学年間校種間の情報共有と引き継ぎの徹底を図る。 ・小・中学校の生徒指導担当や養護教諭等による校内支援会への相互参加や小中間の情報共有と小中連続性のあるチーム支援を実現する。(H30～) ・関係機関と連携した校内支援会の開催など、児童生徒の状況に応じた柔軟な支援の実施に向けて、校内支援会の質のさらなる向上を図る。(H31～)		◆校内支援会の設置及び支援の充実 ◇校長会及び指導事務担当者会での周知 ・校長会：3 会場 ・指導事務担当者会：3 会場 ◇リーフレットの配付 ・公立学校全教職員(小、中、高、特)、SC、SSW ◆外部専門人材の活用 ◇SC、SSW の配置拡充 ・SC の配置 全公立学校へ配置 教育支援センター 6 市 ・SSW の配置 31 市町村・学校組合 15 県立学校 ◆重点支援校への支援 ◇重点支援校の校内支援会に心の教育センターSC、指導主事等をチームで派遣 ・重点支援校小学校 10 校への派遣 104 回、支援対象ケース数：延べ 519 ケース	・校長会：3 会場 ・指導事務担当者会：3 会場 ・「支援リスト」「個別支援シート」の活用の徹底 ◇全公立学校における実施状況調査 ・7、2 月 ・SC の配置 全公立学校へ配置 教育支援センター 8 市 ・SSW の配置 33 市町村・学校組合 22 県立学校 ・心の教育センター配置の SC 及び SSW の活用 ◇SC、SSW を対象とした研修会の実施 ・SC 等研修会　6 回 ・SC、SSW へのスーパーバイズ ・重点支援校小・中・義務教育・高等学校 10 校への派遣 93 回、支援対象ケース数：延べ 433 ケース(2 月末)

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○全公立学校において校内支援会が設置され、SC や SSW 等の外部専門人材を入れて定期的に開催されるようになり、児童生徒への組織的な支援体制が整ってきている。 ・校内支援会の設置率：全校種 100% ・校内支援会を月に 1 回以上実施している学校の割合（H30） 小学校　84.4% 中学校　82.2% 高等学校　64.9% ・毎月行われる校内支援会に SC や SSW が参加している学校の割合（H30） 小学校　100.0% 中学校　99.1% 高等学校　100.0% ●少しでもリスクがあると思われる児童生徒の支援を確実に行うための「支援リスト」の活用が十分ではない。 ・「支援リスト」を活用している学校の割合（H30） 小学校　62.0% 中学校　76.6% 高等学校　86.5% ・「個別支援シート」を活用している学校の割合（H30） 小学校　87.0% 中学校　71.0% 高等学校　56.8% ➔「支援リスト」が全ての学校で作成、活用されるよう徹底を図るとともに、「個別支援シート」については、支援の対象となる児童生徒数の多い学校の作成率が低い傾向があることから、シートの様式や活用方法等の工夫改善が必要である。 ●勤務時間等の都合により外部専門人材が校内支援会に参加できないことがある。 ➔SC や SSW の配置拡充に努めるとともに、心の教育センターに配置されている SC、SSW の派遣を促進する。 ○重点支援校では、見立て→手立て→実行→評価の PDCA サイクルを回して組織的な支援を実施することが定着してきている。 ・重点支援校では、「高知県生徒指導上の諸問題・児童虐待に関する調査」(12 月末)で、平成 29 年度との比較において、「暴力行為」12 件減 ●重点支援校では校内支援会の運営の流れが定着しつつあるが、重点支援校以外の学校においても組織的かつ効果的な校内支援体制を確立していく必要がある。 ➔次年度は、重点支援校を 15 校（予定）に拡大し、SC 等の専門性を活用した組織的な「チーム支援」を推進する。	◆校内支援会の実施及び支援の充実 ◇校長会及び指導事務担当者会での周知 ・改善に向けた取組の周知 「支援リスト」「個別支援シート」を活用した情報共有と引継ぎの徹底 気になる兆候が見え始めた児童生徒への支援の徹底 ◆外部専門人材の効果的な活用 ◇SC、SSW の配置拡充等 ・SC の配置 全公立学校へ配置 教育支援センター　10 市 ・SSW の配置 35 市町村・学校組合 25 県立学校 ・心の教育センター配置の SC 及び SSW の活用 ◇SC、SSW を対象とした研修会の実施 ・SC 等研修会　6 回 ・SC、SSW へのスーパーバイズ ◆重点支援校への支援 ◇重点支援校の校内支援会に心の教育センターSC、指導主事等をチームで派遣 ・支援校数　15 校（予定） 小学校 8、中学校 5、高等学校 2 ・年間 5 回程度	◆各学校において、校内支援会が充実し、児童生徒や保護者の不安・悩みの解消に向けた組織的かつ計画的な支援が展開されている。 ・校内支援会を月に 1 回以上実施している学校の割合 100% ・毎月行われる校内支援会に SC や SSW が参加している学校の割合 100% ・不登校の新規発生率 小学校：30%以下 中学校：35%以下 高等学校：30%以下 ◆重点支援校において、暴力行為や不登校などの課題が改善する。 ・重点支援校において「高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査」の数値が改善傾向にある。

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
46 心の教育センター相談支援事業 【心の教育センター】 <事業概要> いじめなど学校生活の悩みやトラブル、不登校、虐待、家庭における問題など、子どもたちが抱えるすべての教育課題を改善するために、高度な専門性を有するスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）を新たに配置し、相談を一元的に受理し、学校や関係機関との連携のもとで課題の解決まで寄りそう「ワンストップ＆トータルな支援体制」を構築する。 ◆来所相談・メール相談・24時間電話相談の実施 ・全ての教育課題に関する相談を一元的に受理し、専門的な見地からの見立てをもとに、課題解決に向けたトータルな支援を行う。 ◆SCやSSWのスーパーバイザー等の配置 ・高度な専門性を有するSCやSSWのスーパーバイザー等を心の教育センターに配置し、職員の相談スキルの向上を図るとともに、学校配置のSC、SSWへの指導・助言を行う。 ◆学校の支援体制の充実に向けた学校支援 ・各学校における支援体制（校内支援会）の充実に向け、指導主事及びSC・SSW等の訪問支援を行う。 ・小・中学校、義務教育学校における組織的な「チーム支援」の推進及び学校配置スクールカウンセラー等の外部専門人材との効果的な連携など、校内支援体制の確立・充実を図る。 ◆関係機関との連携 ・協議会・連絡会等の機会や訪問支援を通して、医療・福祉・警察など、児童生徒に関わるあらゆる関係機関との連携を図る。 [教育相談関係機関連絡協議会] 参加機関：高知県中央児童相談所、高知県警察本部少年女性安全対策課少年サポートセンター、高知県立精神保健福祉センター、高知県立療育福祉センター、高知県女性相談支援センター、高知市教育研究所、こうち若者サポートステーション、高知地方法務局人権擁護課、高知弁護士会 [教育支援センター連絡協議会] 参加者：各市町村の教育支援センター職員（支援員、SSW等）や市町村教委児童生徒支援担当者等	◆来所相談・メール相談・24時間電話相談の実施 ◇ワンストップ＆トータルな支援の実施 ・児童生徒への電話相談カード・チラシの配付(4月) カード：83,500枚 チラシ：90,000枚 ※チラシはコンビニ・スーパーにも配布	・カード：82,210枚 チラシ：90,000枚 ※チラシはコンビニ・スーパーにも配布	・カード：79,090枚 チラシ：85,000枚 ※チラシはコンビニ・スーパーにも配布 ・「こうち高校生LINE相談」を実施
	◆SCやSSWのスーパーバイザー等の配置 ◇高度な専門性を有するスーパーバイザー等の指導・助言 ・SCスーパーバイザー、チーフSSW等の配置5名	・SCスーパーバイザー、チーフSSW等の配置7名	・SCスーパーバイザー、SSW等の配置7名
	◆学校の支援体制の充実に向けた学校支援 ◇校内研修会や校内支援会などへの指導主事及びSC・SSW等による訪問支援 ・緊急対応や校内支援会、校内研修への派遣等、学校等への訪問支援回数372回	・緊急対応や校内支援会、校内研修への派遣等、学校等への訪問支援回数296回 ◇重点支援校の校内支援会に心の教育センターSC、指導主事等をチームで派遣 ・重点支援校小学校10校への派遣104回、支援対象ケース数：延べ519ケース	・緊急対応や校内支援会、校内研修への派遣等、学校等への訪問支援回数294回(2月末) ・重点支援校小・中・義務教育・高等学校10校への派遣93回、支援対象ケース数：延べ433ケース(2月末)
	◆関係機関との連携 ◇教育相談関係機関連絡協議会、教育支援センター連絡協議会等の開催や学校訪問支援 ・教育相談関係機関連絡協議会の実施 5/2：9機関9名 3/2：9機関9名 ・教育支援センター連絡協議会の実施 5/10：21機関29名 11/10：20機関31名 1/27：23機関32名	5/31:8機関8名 3/2：8機関10名 5/8：21機関35名 11/24：24機関40名 2/2：22機関36名	6/22:9機関13名 12/5：9機関9名 5/9：24機関41名 11/16：21機関31名 2/8：21機関36名

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○心の教育センターの役割や相談体制についての周知が進んできたと考えられ、来所・出張教育相談の新規受理件数が増加傾向にある。 ・来所相談・出張教育相談（H31.2 月末） 受理件数 H29：355 件 → H30：445 件（前年同月比＋90 件） ○「SNS 等を活用した相談体制の構築事業」として実施した「こうち高校生 LINE 相談」では、友だち登録者の約 6 割が実際に相談を利用した。身近な人には相談しにくい主訴も多く、高校生が気軽に相談できるツールとなった。 ・対象：公立高等学校全生徒及び希望する特別支援学校高等部の生徒約 13,000 人、友だち登録数：240 名、相談対応件数：前期 190 件、後期 67 件 ●相談につながっていない潜在的な相談・支援のニーズはまだ多くあると考えられ、継続的な広報活動が必要である。 →各種広報媒体を活用するとともに、子育て講演会、教職員研修会、関係機関会議等の機会を活用し、心の教育センターの業務、所在地等を周知する。 →SNS 等を活用した相談は有効な相談窓口であることから、次年度は対象を県内高校生に拡充するとともに、期間を延長して実施する。 ○受理ケースについて、ケース会を定期的に実施し、専門性を有するスーパーバイザー等の指導・助言を得て、専門的な見地から見立てを行い、支援策を組織的に検討することができている。 ○重点支援校では、見立て→手立て→実行→評価の PDCA サイクルを回して組織的な支援を実施することが定着してきている。 ・重点支援校では、「高知県生徒指導上の諸問題・児童虐待に関する調査」(12 月末)で、平成 29 年度との比較において、「暴力行為」12 件減 ●重点支援校では校内支援会の運営の流れが定着しつつあるが、重点支援校以外の学校においても組織的かつ効果的な校内支援体制を確立していく必要がある。 →次年度は、重点支援校を 15 校（予定）に拡大し、SC 等の専門性を活用した組織的な「チーム支援」を推進する。 ○関係機関との連携が促進され、ケースについての支援会の実施や情報共有、関係機関からの紹介等、日常における実務者レベルでの支援や緊急時の迅速な対応等、効果的な支援につなげることができている。 ・関係機関との連携事例数　延べ 113 件（H31.2 月末現在） ●不登校児童生徒をめぐる状況は依然厳しいものがあり、関係機関がより一層連携しながら不登校児童生徒への支援を行っていく必要がある。 →県内の各教育支援センターに対して心の教育センター指導主事及び SC・SSW 等による訪問支援を行い、不登校支援に向けた体制を強化していく。	◆来所相談・電話相談・メール相談・SNS 相談等の実施 ◇ワンストップ＆トータルな支援の実施 ・児童生徒への電話相談カード・チラシの配付(4 月) ※チラシはコンビニ・スーパーにも配付 ◆SC や SSW のスーパーバイザー等の配置 ◇高度な専門性を有するスーパーバイザー等の指導・助言 ・SC スーパーバイザー2 名、SC 3 名、SSW2 名配置 ◆学校の支援体制の充実に向けた学校支援 ◇校内支援会や緊急な案件への支援、校内研修会などへの指導主事及び SC・SSW 等による訪問支援 ・要請に応じて訪問支援を実施 ◇重点支援校の校内支援会に心の教育センターSC、指導主事等をチームで派遣 ・支援校数　15 校（予定） 小学校 8、中学校 5、高等学校 2 ・年間 5 回程度 ◆関係機関との連携 ◇教育相談関係機関連絡協議会の開催や関係機関と連携した支援の実施 ・教育相談関係機関連絡協議会 2 回予定 ・関係機関と連携した支援の実施 ◇教育支援センターへの支援 ・教育支援センター連絡協議会 3 回予定 ・指導主事及び SC・SSW 等による訪問支援 年間 2 回程度 ・運営や個別ケースに関する相談への支援	◆心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ・不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く教育課題の改善につながっている。 ・心の教育センターの相談支援件数（来所・出張・巡回相談） 新規受理件数 400 件 （H27：269 件） ・関係機関との連携事例数 延べ 100 件以上 ・各学校への訪問支援 延べ 400 件以上 （H27：251 件）

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
47 こうちの子ども健康・体力向上支援事業 【保健体育課】 <事業概要> 運動好きな子どもを育てるため、学校の体育学習で活用する教材の充実・活用促進を図るとともに、こうちの子ども健康・体力支援委員会において子どもの運動機会の充実や体力向上に向けた効果的な対策等を健康対策も含めて総合的に検討し、学校での実践につなげる。 ◆こうちの子ども健康・体力支援委員会（H30～） ・子どもの健康対策と体力向上対策を総合的に推進するために、学識経験者や学校関係者・医療関係者等を委員とする「こうちの子ども健康・体力支援委員会」を設置し、PDCAサイクルに基づく取組の充実を図る。 ※H29年度までの「こうちの子ども体力向上支援委員会」と「学校保健課題解決協議会」を基に新たに設置 ◆小学校の体育授業改善に向けた授業実践（H30～） ・小学校の体育授業の質的改善を図るため、研究協力校における体育授業副読本を活用した授業実践及び検証を行うとともに、取組の成果を全小学校に普及する。また、平成30年度からは校務支援員（スクールサポートスタッフ）を活用し、学校での体育授業等の指導・運営体制の強化・充実を図る。 ◆中学校の体育授業改善に向けた授業実践（H29～） ・中学校の体育授業の質的改善を図るため、研究協力校において、教科会を充実させ、生徒の主体的・対話的で深い学びを促す授業の実践及び検討を行う。また、取組の成果を全中学校に普及する。 ◆指導教材の充実 ・体育・保健体育の授業の質を更に高めるため、小学校における体育授業のヒント集(体育授業ハンドブック)や映像で学べる教材の周知・活用、中学校における体力向上に向けた運動メニューの活用を進める。	◆こうちの子ども体力向上支援委員会 ◇年3回開催 （主な協議事項） ・子どもの運動・スポーツ活動の充実及び健康教育の充実に向けた取組の進捗状況 ◆小学校の体育における副読本の活用 ◇研究協力校による副読本活用実践研究 ・研究協力校6校 ・研究協力校による公開授業 ・指導主事訪問（授業参観数） 東部51回 中部・高知市17回 西部54回 ・研究協力校への外部指導者派遣（17名） ・連絡協議会の開催 3回	（主な協議事項） ・運動機会の充実や体力向上対策の検討 ・副読本等の教材の活用の検討・評価 ・研究協力校による公開授業 ・指導主事訪問（授業参観数） 東部46回 中部23回 西部46回 ◇取組の成果普及 ・研修会（公開授業） ・取組の成果をホームページに掲載 ・体育主任会での周知 ◆中学校の体育授業改善に向けた授業実践 ◇研究協力校による授業改善に向けた実践研究 ・研究協力校2校 ・指導主事訪問（授業参観数）7回 ◇取組の成果普及 ・研修会（公開授業）・取組の成果をホームページに掲載 ・体育主任会での周知	◆高知の子ども健康・体力向上支援委員会 （主な協議事項） ・運動機会の充実や体力向上対策、健康対策の検討 ※体育授業部活動部会、就学前の体づくり部会、健康教育部会（年2回ずつ） ◆小学校の体育授業改善に向けた授業実践 ◇校務支援員を活用した実践研究 ・協力校2校 ・協力校による公開授業 ・指導主事等の訪問 ◇小学校体育専科を活用した実践授業 ・配置校1校 ・配置校による公開授業 ・指導主事等の訪問 ◇小学校や市町村への要請訪問 17回 ◇「中学校教科間連携による授業力向上実践研究事業」における授業改善の推進 ・指導主事の訪問校 3校 ◇「教科間ネットワーク事業」における授業改善の推進 ・指導主事の訪問校 1校 ◇中学校や市町村への要請訪問 20回
	◆指導教材の充実 ◇体育授業ハンドブックの周知 ・体育主任会での周知 ◇体力アップ75プログラムの配布 ・公立小・中学校	◇体育授業ハンドブック（改訂版）の作成・配布 ・公立小学校	◇体育授業ハンドブック（改訂版）の周知 ・小学校体育主任研修会での周知 ・要請訪問　等

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○小学校における副読本等の活用率及び指導教材の活用率はおおむね達成されている。 ・副読本等の活用率　H29:88%　H30:100% ・指導教材の活用率　H29:95%　H30:96.3% ○中学校では、教科間連携による授業改善が教科横断的に推進されているため、保健体育科においても他教科からの視点を参考にした授業改善が進んでいる。 ●新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善を進めるにあたり、教員の指導力向上が課題である。 ●本県の体力課題である運動習慣の定着に向けた施策を講じる必要がある。 ・1 週間の総運動時間が 60 分未満の児童生徒の割合が、平成 27 年度と比較して減少した学校の割合（H30） 小学校　35.6%　中学校 47.2% ・体育・保健体育の授業が楽しいと思う児童生徒の割合が、平成 27 年度と比較して増加した学校の割合（H30） 小学校　30.2%　中学校 41.9% →効果を高めるために、体力課題を解決するための取組を行い、子どもの学校における体力対策を支援する。 ●体育授業における 3 つの資質・能力の育成に向けた授業改善が進んでいない状況がある。 →小学校体育の中核となる教員の育成を通して、学校での新学習指導要領の趣旨を踏まえた体育授業等の指導・運営体制の強化・充実を図る。 →県外から講師を招聘し、新学習指導要領に沿った体育授業の在り方について学ぶ機会をつくる。 ○中学校では、教科会や教科横断的に連携により、保健体育の授業改善が進んでいる。 ●教科間連携による保健体育の授業改善の取組は、さらに協力校を増やして推進を図る必要がある。 →中学校では、次年度も小中学校課と連携し新学習指導要領の趣旨に基づき、教科会の充実や教科間連携による保健体育の授業改善を行う。 →指導主事の学校訪問等を通じて周知を図る。 →中学生の体力課題である走力の向上に向けて、県外講師を招聘して、走力を高める活動方法や指導方法について研修する機会を設ける。 ○体育主任研修会等で体育授業ハンドブック（改訂版）や体力アップ 75 プログラムの周知を図ることで、各学校において、各種の指導資料を活用した体育・保健体育授業の取組が進んでいる。 ●新学習指導要領に沿った授業改善を進めるにあたり、さらに各校に指導資料等についての情報提供を行う必要がある。 →体育・保健体育の授業改善に活かせるように、体育主任研修会等において、指導資料の活用に関する情報提供を積極的に行う。	◆こうちの子ども健康・体力向上支援委員会 ◇年 3 回開催 （主な協議事項） ・子どもの運動・スポーツ活動の充実及び健康教育の充実に向けた取組の進捗状況 ◆運動習慣定着プロジェクト ◇なわとびカード・認定証の作成 ◇鬼遊びリーフレットの作成 ◇運動遊びチャレンジランキングの実施 ◇外部指導者（縄跳び等）の派遣　等 ◇体育主任研修会での体力課題（走力の向上）に対応した実技研修 ◆小学校の体育授業改善に向けた授業実践 ◇体育授業の中核となる教員の指導力向上に向けた実践研究 ・公開授業 ・県外講師による助言・講話 ・授業協力者協議会における新学習指導要領を踏まえた体育の授業改善に関する研修　等 ※中核となる教員 8 名程度育成 ◇小学校体育専科を活用した実践研究 ・配置校　1 校 ・指導主事の訪問　等 ◆中学校の体育授業改善に向けた授業実践 ◇教科間連携による保健体育の実践研究 ・公開授業（校内研修含む） ・指導主事の派遣　等 ◇教科間ネットワーク事業における授業改善 ・公開授業（校内研修含む） ・指導主事の派遣　等 ◇外部指導者を活用した授業改善 （国費事業） ◆指導教材の充実 ◇体育主任研修会等での情報提供や活用のさらなる周知。 ・体力アップ 75 プログラム ・体育授業ハンドブック（改訂版） ・国際パラリンピック教材 「Impossible」等	◆小・中学校の体育・保健体育の授業が改善され、多くの学校において、児童生徒の運動時間や運動が好きな子どもの割合が増加している。 ・1 週間の総運動時間が 60 分未満の児童生徒の割合が、平成 27 年度と比較して減少した学校の割合：80%以上 ・体育・保健体育の授業が楽しいと思う児童生徒の割合が、平成 27 年度と比較して増加した学校の割合：80%以上 ・小学校における副読本等の活用率：100% ・小・中学校における指導教材の活用率：100%

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
48 体育授業の質的向上対策＜小・中学校＞ 【保健体育課】 ＜事業概要＞ 体育・保健体育授業の質的な向上に向けて、各学校における教科会の充実、校内研修や年次研修の工夫・改善を図るとともに、先進的な取組を推進する。 ◆授業改善に向けた教科会等の充実 ・各学校において、日常的に授業の質を高める取組を徹底するため、体育学習の評価に関する手引きを活用した適切な評価規準や評価方法の設定と、授業改善に向けた教科会の充実を図る。 ・体力・健康教育に課題のある学校に指導主事を派遣して、学校の課題を明確にした上で授業改善への手立て等を具体的に指導・助言する。 ※平成 29 年度までは、体育・健康アドバイザー（退職校長等）による訪問指導を実施 ◆研修の充実 ・授業の質を高めるため、近隣の小規模校が連携した授業研究や、小・中合同の研修会を実施するとともに、校内研修の充実を図る。 ◆先進的な取組の推進 ・授業改善や体力向上に向けた効果的な実践事例を蓄積・普及するため、「体力向上推進校」を指定し、実践研究を継続的に進め、その成果を全学校に普及する。 ◆オリンピック・パラリンピック教育の推進 ・2020 年に向けて、オリンピック・パラリンピックへの国民の関心を高め、スポーツの価値や効果の再認識を通じ、国際的な視野を持って世界の平和に向けて貢献できる人材を育成するため、地域セミナーや出前授業等を行う。	◆授業改善に向けた教科会等の充実 ◇体育主任会で適切な評価規準・評価方法の設定について周知 ・小学校（5月） ※西・中・東部で実施 ・中・高・特別支援学校（5月） ◇体育・健康アドバイザーによる訪問指導 ・小学校 34 校 中学校 54 校 ◆研修の充実 ◇近隣の中学校が連携して行う授業研究、合同研修会の実施 ・高吾地区 （ダンス・9月） ◆先進的な取組の推進 ◇研究協力校による実践研究 ・6 校指定 ・取組計画に基づく実践 ・公開授業 ・実践状況の点検評価	・小学校（5月） ※西・中・東部で実施 ・中・高・特別支援学校（5月） ・小学校 42 校 中学校 45 校 ◇年次研修 ◇小中合同研修 ・4 市町 ◇体育主任研修会 ・小・中・高　5月 ◇体育・保健体育授業づくり講習会 ・講座数：5 講座 参加者：148 名 内容：ボール運動他 ◇武道等指導者講習会 ・回数：4 回 参加者：70 名 内容：柔道、ダンス、器械運動、相撲 ・小 6 校、中 2 校指定 ・取組計画に基づく実践 ・公開授業 ・実践状況の点検評価 ◇成果普及 ・実践事例集の作成 ・効果的な取組を HP へ掲載	・小・中学校（5月） ◇指導主事による市町村等への要請訪問 小学校 17 回 中学校 20 回 ◇指導主事等による健康・体力に関する訪問指導 ・小学校 8 校 中学校 10 校 ・小・中・高 5 月 講座数：7 講座 参加者：312 名 ・回数：4 回 参加者：103 名 内容：剣道、ダンス、器械運動、相撲 ・小 1 校、中 4 校指定 ・取組計画に基づく実践 ・公開授業 ・実践状況の点検評価 ◆オリンピック・パラリンピック教育の推進 ◇研修会の開催 ・地域ワークショップ ・地域セミナー ◇ホストタウン（宿毛市）と連携した地域の取組実践モデルの構築 ◇教材の活用推進 ◇出前授業等の実施 ◇トップアスリート夢先生派遣事業の活用

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○「体育・保健体育の授業が楽しいと思う児童生徒の割合」は、以前と比較すると、小・中学校ともに 60%を越えており、授業改善が進んでいる。 ・体育・保健体育の授業が楽しいと思う児童生徒の割合が、平成 27 年度と比較して増加した学校の割合（H30） 小学校　30.2% 中学校　41.9% ●教科会や研修の充実などを通じて授業改善は進んでいるが、運動習慣の定着には十分つながっていない。 ・1 週間の総運動時間が 60 分未満の児童生徒の割合が、平成 27 年度と比較して減少した学校の割合（H30） 小学校　35.6% 中学校　47.2% ➔「なわとびカード」を活用した運動の日常化を図る取組など、児童生徒が主体的・意欲的に運動に取り組む機会を増やす。 ●新学習指導要領に基づく適切な評価規準・評価方法の設定について、各学校の体育主任・体育担当者へ周知する必要がある。 ➔国の動向を見ながら、現行の学習指導要領との違いや、移行期間における対応について、体育主任研修会や要請訪問等で周知を図る。 ●中学校では、教科間連携や教科ネットワークにより、保健体育の授業改善が進んでいるが、さらに協力校を増やして取組の推進を図る必要がある。 ➔次年度も小中学校課と連携し新学習指導要領の趣旨に基づき、中学校での教科会の充実や教科間連携による保健体育の授業改善を行う。 ➔指導主事の学校訪問により、課題の抽出と改善に向けた指導を行う。 ○推進地域の小・中学校においては、全学年でオリンピック・パラリンピック教育の取組を推進する年間計画を立て、組織的に実践を進めることができた。また、外部指導者を派遣して行うスポーツ体験や交流授業は、児童生徒がスポーツの楽しさやオリンピック・パラリンピックの意義や価値、多様性について考える貴重な機会となった。 ●2020 年に向けて、高知県内においてオリンピック・パラリンピック教育を一層推進する必要がある。 ➔推進校や出前授業を実施する学校の拡大とともに、国際パラリンピック委員会公認のパラリンピック教育教材「I'mPOSSIBLE」の活用を県内の小・中学校に促していく。	◆授業改善に向けた教科会等の充実 ◇新学習指導要領に基づく評価の在り方に関する周知 ・体育主任研修会を通じて周知 ◇教科間連携の取組による保健体育の授業改善 ◇指導主事による学校や市町村主催の研修会等への要請訪問 ◇指導主事等による健康・体力に関する訪問指導 ・小・中学校　20 校程度訪問予定 ◆研修の充実 ◇若年教員の指導力向上 ・年次研修の充実 ◇体育・保健体育の授業改善に関する研修 ・体育主任研修会（小･中 各 1 回/年） ・体育･保健体育指導力向上伝達講習会 4 日間　7 講座 ・体育・保健体育課題解決研修会 3 日間　5 講座 ・指導主事による学校や市町村主催の研修会等への要請訪問（小・中合同研修会） ◆先進的な取組の推進 ◇授業改善の取組の中核となる教員の育成（8 名・小学校） ・公開授業、協議会の開催等 ◇小学校体育専科を活用した実践研究の推進（1 校） ◇教科間連携、教科ネットワークの取組による授業改善の推進 ・指導主事が教科会等に参加し指導・助言 ◆オリンピック・パラリンピック教育の推進 ◇研修会の開催 ・地域ワークショップ ・地域セミナー ◇ホストタウン（宿毛市）と連携した地域の取組実践モデルの構築 ◇推進校と連携した取組実践モデルの構築 ◇教材の活用推進 ◇出前授業等の実施	◆小・中学校の体育・保健体育の授業が改善され、多くの学校において、児童生徒の運動時間や運動が好きな子どもの割合が増加している。 ・1 週間の総運動時間が 60 分未満の児童生徒の割合が、平成 27 年度と比較して減少した学校の割合：80%以上 ・体育・保健体育の授業が楽しいと思う児童生徒の割合が、平成 27 年度と比較して増加した学校の割合：80%以上 ・評価に関する基準に基づく教科会が日常的に行われている学校の割合：100%

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
49 健康教育充実事業 【保健体育課】 <事業概要> -健康教育の充実に向けてチーム学校として組織的に取り組むことができるよう、研修の充実や、学校・家庭・地域が連携した取組を推進する。 ◆教職員の資質向上に向けた研修の充実 ・学校における健康教育を組織的に進める体制を整えるため、各学校の健康教育の中核となる教員を対象にした学校悉皆研修や、健康教育のリーダーを育成する研修を開催する。 ◆スクールヘルスリーダーの派遣 ・学校保健における健康教育、健康管理の充実を図るため、教職経験が浅い養護教諭の１人配置校や養護教諭の未配置校に、退職養護教諭を「スクールヘルスリーダー」として派遣し、多様化する現代的な健康課題について指導・助言を行う。 ◆こうちの子ども健康・体力支援委員会（H30～） ・子どもの健康対策と体力向上対策を総合的に推進するために、学識経験者や学校関係者・医療関係者等を委員とする「こうちの子ども健康・体力支援委員会」を設置し、PDCA サイクルに基づく取組の充実を図る。 ※H29 年度までの「こうちの子ども体力向上支援委員会」と「学校保健課題解決協議会」を基に新たに設置 ◆学校における組織的な取組の充実 ・組織的な健康教育を推進するため、小学校から高等学校まで系統立った副読本の活用について周知を徹底する。 ◆家庭や地域との連携 ・健康教育に関する家庭や地域住民の意識や関心の向上を高めるため、関係課と連携し、PTA 研修会の充実や教材の活用促進を図る。 ◆がん教育の推進（H30～） ・新学習指導要領に対応したがん教育の実施を促すため、がん教育の普及・啓発及び地域の実情に応じたがん教育を行う。 ◆性に関する指導の推進（H31～） ・性に関する問題の多様化・複雑化に対し、「性に関する指導」を推進するため、関係団体と連携した取組の充実を図る。	◆教職員の資質向上に向けた研修の充実 ◇研修等の実施 ・健康教育推進研修会 ・薬物乱用防止教育研修会 ・学校給食衛生管理・食育研修会 ・成長曲線研修会 ・学校におけるアレルギー疾患普及啓発講習会 ◆スクールヘルスリーダーの派遣 ◇スクールヘルスリーダー連絡協議会 ・２回開催 ◇派遣：22 校 14 人 ◆学校保健課題解決協議会 ・協議会開催（２回） ・アレルギー疾患対策チーム会等（２回） ◆学校における組織的な取組の充実 ◇副読本の活用促進に向けた周知 ・校長会、体育主任会等で周知 ◆家庭や地域との連携 ◇出前講座（健康長寿政策課と連携） ・15 件 ◇運動遊びのポスター作成・配布 ・３月配布（幼稚園、保育所、認定こども園）	◆教職員の資質向上に向けた研修の充実 ・健康教育推進研修会 ・薬物乱用防止教育研修会 ・学校給食衛生管理・食育研修会 ・学校保健総合支援事業研修会 ・学校保健総合支援事業報告会（食物アレルギー等） ◆スクールヘルスリーダーの派遣 ・２回開催 ◇派遣：22 校 13 人 ◆学校保健課題解決協議会 ・協議会開催（２回） ・アレルギー疾患対策チーム会等（５回） ・アレルギー疾患対応マニュアル作成（１月） ◆学校における組織的な取組の充実 ◇副読本活用実践集作成（３月） ◆家庭や地域との連携 ・10 件	◆教職員の資質向上に向けた研修の充実 ・健康教育推進研修（保健主事研修会） ・薬物乱用防止教育研修会 ・学校給食衛生管理・食育研修会 ・就学時健康診断研修会 ・学校保健推進研修会（養護教諭研修会） ・栄養教諭・学校栄養職員資質向上研修会 ◆スクールヘルスリーダーの派遣 ・２回開催 ◇派遣：20 校 13 人 ◆高知の子ども健康・体力向上支援委員会 ◇委員会開催（２回） ・健康教育部会（２回） ◆学校における組織的な取組の充実 ◇副読本の改訂（小学校版） ◆家庭や地域との連携 ・15 件 ◆がん教育の推進 ◇推進協議会の開催 ・がん教育推進協議会（２回） ◇がん教育実践研究 ・推進校（小１校、中１校、高１校） ◇がん教育推進研修会（１月） ◇出前講座（健康対策課と連携）：２件

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
●研修を充実させることで健康課題の改善に向けた取組は多くの学校で行われているが、朝食の摂取率向上や肥満傾向児の出現率の低下につながっていない。 ・毎日朝食を食べる児童生徒の割合が、平成 28 年度と比較して増加している学校の割合（H30） 小学校　48.7% 中学校　40.8% 高等学校　44.1% ・肥満傾向児の出現率が、平成 28 年度と比較して減少している学校の割合（H30） 小学校　46.3% 中学校　41.9% ➔健康教育の中核となる人材の育成に向けた悉皆研修については、より効果的なものにするため、内容を検討する。 ➔研修の充実に向けて、内容や実施形態を見直す必要がある。 ○副読本は全校種で活用が進んだ。また、研修会の中で副読本を活用したことで、活用に対する意識が更に高まった。 ・副読本の活用率 小学校　H28：97.9%→H30：100%（12 月末 96.9） 中学校　H28：95.3%→H30：100%（12 月末 92.5） 高等学校　H28：98.0%→H30：100% ➔小学校版の副読本が改訂されたため、効果的な活用方法について周知を行う。 ○スクールヘルスリーダーの派遣により、養護教諭未配置校及び経験の浅い養護教諭が配置されている学校における、保健管理や健康教育の充実につながっている。 ●健康教育部会において協議した内容に対して、効果的な対策を検討する必要がある。 ➔学校全体での組織的な健康教育を推進するため、学校長をはじめ核となる教職員の意識や資質を更に高めるとともに、関係課や家庭、地域と連携した取組を進める。 ○新学習指導要領に対応したがん教育を推進するため、研究推進校において外部講師を活用した効果的な取組を実践することができた。 ●自己変革につなげる健康教育の充実を図るためには、外部指導者の活用の充実や関係機関等との連携が必要となる。 ➔各地域の保健部局や関係機関と連携した事業を実施 ・がん教育（がん拠点病院等との連携） ・いのちの教育（保健部局との連携）	◆教職員の資質向上に向けた研修の充実 ◇研修等の実施 ・栄養教諭・学校栄養職員資質向上研修会（悉皆研修） ・健康教育推進研修（保健主事研修会・悉皆研修） ・学校保健推進研修（養護教諭研修会・悉皆研修） ・学校給食衛生管理・食育研修会 ・薬物乱用防止研修会　等 ◆スクールヘルスリーダーの派遣 ◇スクールヘルスリーダー連絡協議会 ・2 回開催 ◇派遣：30 校 20 人 ◆こうちの子ども健康･体力支援委員会 ◇こうちの子ども健康・体力支援委員会の開催（3 回） ◆学校における組織的な取組の充実 ◇副読本の活用促進に向けた周知 ・校長会、体育主任会等で周知 ・副読本の改訂（中学校・高等学校版） ◆家庭や地域との連携 ◇出前講座（健康長寿政策課と連携） ◆がん教育の推進 ◇推進協議会の開催 ・がん教育推進に向けた計画及び外部講師の活用、カリキュラム・教材づくり等についての検討 ◇がん教育推進校の指定 ・新学習指導要領に基づいたがん教育の検討と実践、研究授業の実施（市町村立学校 3 校、県立学校 2 校） ◇がん教育推進地域の指定（幡多地区） ・地域連携協議会の開催、外部講師を活用した授業実践、研修会の開催 ◇がん教育に関する研修会の開催 ◇がん教育に関する講師派遣 ◆性に関する指導の推進 ◇性に関する指導の手引きの改訂 ・新学習指導要領に応じた内容の改訂、地域や関係機関との連携による効果的な教育の実践事例の掲載等 ◇各関係機関と連携した取組の充実 ◇地域の連携体制を構築した取組の実践 ・推進協議会の設置、地域の課題に応じた推進計画の策定・実践	◆学校における健康教育が学校長や中核職員を中心に組織的に推進され、子どもたちの生活習慣の改善が進んでいる。 ・毎日朝食を食べる児童生徒の割合が、平成 27 年度と比較して増加している学校の割合 80%以上 ・肥満傾向児の出現率が、平成 27 年度と比較して減少している学校の割合 80%以上 ・副読本の活用率 100%

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
50 運動部活動課題解決事業 【保健体育課】 <事業概要> ◆望ましい運動部活動の在り方の周知・徹底 ・平成29年度末国が作成予定である「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を受けて、運動部活動のさらなる充実や教員の多忙化解消を図ることを目的に「高知県運動部活動ガイドライン」を策定し、適切な練習時間の設定や、週あたり少なくとも2日以上の休養日の確保など、運動部活動の望ましい在り方について県の方向性を示すとともに、リーフレットの配布等により周知・徹底を図る。	◆望ましい運動部活動の在り方の周知・徹底 ◇望ましい運動部活動の周知・徹底 ・「望ましい運動部活動の在り方について」を発出し、学校の決まりとして休養日や適切な練習時間の設定等を通知 (H29.3.24)	・市町村教育長会議、校長会、体育主任会等で周知 ・実施状況調査（5月～12月） ◇「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を受けた「高知県運動部活動ガイドライン」の策定（3月） ・周知：市町村教育委員会、県内の公立中学校・高等学校及び特別支援学校、関係団体 ・ガイドラインに関するリーフレットの作成・配布	◇「高知県運動部活動改革推進委員会」の開催 ・5回開催 ・委員：学識経験者、競技団体、学校関係者、PTA等 ・主な内容 ◇「高知県立学校に係る運動部活動の方針」の策定及び周知（1月） ◇「運動部活動指導者ハンドブック」の作成（2月） ※県内への周知は次年度 ◇運動部活動研修会の開催 ・運動部活動コーディネーター研修会 10/31 （中学、高等学校、特別支援学校の運動部活動の中心的役割を担う教員対象） ・運動部活動指導力向上研修会 ハンドボール 12/9 バスケットボール 11/25 （高体連・中体連専門部の教員対象）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○平成 30 年 3 月に策定した「高知県運動部活動ガイドライン」に沿って、適正な運動部活動の運営に向けた取組が進んでいる。 ・学校の決まりとして運動部活動における週休日を設定している学校の割合（H29～） 中学校：　100% 高等学校：100% ●「高知県運動部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る運動部活動の方針」を受けて、適正な運営のもと、教員の多忙化解消や運動部活動のさらなる充実を図る必要がある。 ➔「設置する学校における運動部活動の方針」が策定されていない市町村については、引き続き策定を促し、各中学校においての方針に基づく活動が計画的に進められるようにする。 ➔県立学校については、「高知県立学校に係る運動部活動の方針」に基づき、「学校の運動部活動に係る活動方針」に沿った計画的な活動が進められるようにする。 ➔「運動部活動指導者ハンドブック」を、県内の中学校・高等学校及び特別支援学校に配布するとともに、校長会や体育主任会で周知・徹底を図る。 ➔「高知県部活動改革推進委員会」において、大会の見直し等の課題を明確にした上で、私立学校も含めてそれらの対応策についての検討を行う。 ➔各学校の運動部活動の中心的役割を担う教員等を対象に研修会を実施し、教員の指導力の資質・向上を図る。	◆望ましい運動部活動の在り方の周知・徹底 ◇「高知県運動部活動改革推進委員会」の開催 ・委員：学識経験者、競技団体、学校関係者、私立学校関係者、PTA 等 回数：年３回開催 ◇「高知県立学校に係る運動部活動の方針」の周知・徹底 ◇「運動部活動指導者ハンドブック」の周知 ・配付:中高等学校運動部活動指導者 ・校長会、運動部活動コーディネーター研修等を通して周知 ◇運動部活動研修会の開催 ・運動部活動コーディネーター研修会 年間１回開催 （中学、高等学校、特別支援学校の運動部活動の中心的役割を担う教員対象） ・運動部活動指導力向上研修会 年間２回開催 （高体連・中体連専門部の教員対象）	◆各学校において、ガイドラインに基づき組織的に運動部活動の運営がなされることにより、教員の負担軽減が進むとともに、生徒の運動・スポーツへの意欲や体力・競技力が高まっている。 ・学校の決まりとして運動部活動における週休日を設定している学校の割合 中学校：　100% 高等学校：　100%

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
51 H31 組新 マネジメント力強化事業（学校経営計画の充実） 【高等学校課】 <事業概要> 全ての学校で全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取り組むため、シンプルなビジョンや数値目標を設定するなど学校経営計画の充実を図るとともに、PDCA サイクルを回し学校全体でチームとして組織的な取組を推進する。 ◆学校経営に関する専門家の活用 ・学校経営の専門家による経営診断を通じて組織マネジメント力を高め、チーム学校として組織的な教育活動を推進する。 ◆訪問指導・助言等の充実・強化（～H29） ・学校経営計画に基づく各校の取組を支援するため、指導主事等の訪問指導・助言等を充実・強化する。 ◆学校支援チームによる支援の強化（H30～） ・学校経営計画に基づく組織マネジメントの進捗管理を支援するため、県教育委員会事務局内に設置した学校支援チーム※の企画監、課長補佐による指導、助言等を実施する。 ※国・数・英の指導主事、退職校長等の非常勤アドバイザー12 名で編成	◆訪問指導・助言等の充実・強化 ◇学力向上に係る指導主事等の訪問指導（全校） ・１回目： ６月 ２回目：11 月 ◆学校経営に関する専門家の活用（～H30） ◇学校経営の専門家による経営診断を目的とした学校訪問 ・指定校 6校 （全定併置校は2校に数える） １回目：７月 ２回目：２月	・１回目： ６月 ２回目：11 月 ・指定校６校 学校訪問 １回目：７月 ２回目：２月	◆学校支援チームによる支援の強化 ◇学校支援チームの企画監及び課長補佐による学校訪問（全校） ・168 回実施 （1 校あたり平均 5.6 回訪問） （２月末現在） ・指定校６校 学校訪問 １回目：７月 ２回目：２月
52 主幹教諭の配置拡充 <高等・特別支援学校> 【高等学校課】 <事業概要> 校長を中心とした学校の組織マネジメント力のさらなる強化に向けて、生徒指導部や進路指導部等の担当部署間や、担当部署と学年団等との連携を一層進めるため、主幹教諭の配置を拡充する。	◆主幹教諭の配置拡充 ◇主幹教諭の配置 ・高等学校７校（7名） 特別支援学校1校 （1名） ※教頭複数配置ではない学校や教育課題の集中的解決を図る学校に優先的に配置	・高等学校８校（８名） 特別支援学校２校 （２名）	・高等学校９校（９名） 特別支援学校３校 （３名）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○教職員間で学校の目標や目指す生徒像、身に付けさせたい力、課題等の共有が行われ、各校の組織的な指導の改善が進んできた。 ○学校経営診断カードを活用した客観的分析データ及び専門家による学校訪問での具体的なアドバイスは、管理職が学校組織の現状を把握し、教職員と課題を共有して、学校経営の改善に向けた組織的な取組を進めるうえで大変有効であった。 ●各校において、マネジメントが効果的に機能しているかをチェックし評価する機能に課題がある。 →これまでの学校経営構想図等を見直し、育成すべき資質・能力を明確化するとともに、到達目標となる評価指標を具体的に設定する学校経営計画として再構築し、取組の検証・評価を一層強化する。 →学校経営担当企画監や課長補佐が学校支援チームと共に学校訪問し、各学校がカリキュラム・マネジメントを充実・推進し、実効性のある PDCA サイクルの構築につながるよう指導・助言を行う。	◆学校支援チームによる支援の強化 ◇学校支援チームの企画監及び課長補佐等によるによる学校訪問（全校） ・各校年間４回程度 <H31 年度 重点項目> ・学校経営計画の取組の進捗管理と指導・助言の充実 ・学校全体で取り組む授業改善についての指導・助言 ・授業以外での学習時間を増加させる組織的計画等への指導・助言 ※学校支援チームによる支援に移行	◆校長のマネジメント力が向上し、全ての学校において、チーム学校としての組織的な取組の充実が図られている。
○教頭の補佐役及び組織運営を活性化させるための調整役として主幹教諭を配置することにより、横断的・総括的な動きが円滑になった。具体的には、学力向上対策の長として位置づけ学力向上プランが推進できたことや、地域や PTA との連携の長として地域との協働を推進していくことができたことなどの効果が現れている。 ・主幹教諭の配置校数 H30：12 校 ●主幹教諭として職務の位置付けが不十分な場合、期待する効果を十分に発揮できない。 ●組織的に人材を育成する仕組みが不十分であり、不祥事を発生させない職場環境づくりが十分にできていない。 →配置校において主幹教諭が担当する内容について、学校訪問等による校長との確認・協議により、明確な位置づけを図る。また、主幹教諭の配置を拡充するとともに、主幹教諭を総括育成担当者としても位置づけ、OJT による人材育成の強化を図る。	◆主幹教諭の配置拡充 ◇主幹教諭の配置 ・各年度 2 校以上配置校を増やす予定	◆各学校において、校長を中心とした組織マネジメントが効果的に推進される組織体制が構築されている。 ・主幹教諭の配置校数：14 校

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
53 ソーシャルスキルアップ事業（ソーシャルスキルトレーニングの研究・実践） 【高等学校課】 <事業概要> ◆ソーシャルスキルトレーニング(SST)の研究・実践 ・より良い対人関係を構築できる力及び集団行動を円滑に行えるような社会性を生徒に身に付けさせるため、実践・研究校において、「ライフスキルサポートブック」（H28 作成）を活用し、対人行動力を高めることを目的とした授業の研究・実践を推進するとともに、その成果を普及する。	◆SST の研究･実践 ◇研究指定校 1 校 ・公開授業の実施（年 3 回） ・研究協議会の開催（年 3 回） ・研究の進捗状況や今後の取組予定等について確認	・公開授業の実施（年 2 回） ・研究指定校以外の 3 校で研究・実践	◇研究・実践校 4 校（4 校とも H29 年度からの継続） ・SST の研究、実践と並行して実施校 2 校において通級指導教室を設置し、実施
54 魅力化推進プラン・キャリアアップ事業 【高等学校課】 <事業概要> 生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力（キャリアデザイン力）を育成するために、各学校が進める魅力ある学校づくりの中で、地域と連携した特色ある取組を推進し、生徒が多様な人々と触れ合いながら学べる機会を設けるなど、チーム学校としてキャリア教育を推進する。 ◆魅力化推進プラン・キャリアアップ事業 ・県内企業及び上級学校の見学やインターンシップなどの体験的活動を充実させるとともに、卒業を控えた生徒を対象にマナーや労働に関する研修を実施する。 ※H30 年度まではキャリアアップ事業、H31 年度以降は組織力向上事業（魅力化推進プラン）、キャリアアップ事業により実施	◆キャリアアップ事業 ◇企業学校見学 ・24 校、2,927 名、178 社 ◇進路講演会 ・29 校 8,308 名参加 ◇進路決定者研修 ・ブラッシュアップセミナー ・4 回　238 名参加 ◇大学訪問 ・県外大学のオープンキャンパスへの参加 岡山大 197 名 京都・大阪大 29 ◇インターンシップ ・19 校、884 名、334 社 ・ものづくり総合技術展見学 1,063 名	・26 校、3,265 名、202 社 ・29 校　6 ,376 名参加 ・4 回　291 名参加 ・県外大学のオープンキャンパスへの参加 岡山大 201 名 京都・大阪大 37 名 ・17 校、661 名、321 社 ◇担い手・志育成事業 ・ものづくり総合技術展見学 1,910 名 ※参加促進のための周知・広報	・27 校、2,973 名、183 社 ・29 校 6,511 名参加 ・5 回 323 名参加 ・10 校 995 名 （岡山大学、広島大学 愛媛大学等） ・17 校　783 名 375 社　（H31.2 月） ・ものづくり総合技術展見学 2,182 名
55 学力向上推進事業（学習支援員事業） 【高等学校課】 <事業概要> ◆学習支援員事業 ・個々の生徒の実態に応じたきめ細かな指導を充実させるため、放課後や長期休業中の補力補習やチーム・ティーチングによる授業で学習指導補助を担う学習支援員の配置を拡充する。	◆学習支援員事業 ◇学習支援員の配置 ・32 校※ 延べ 108 名 ・活用時間 5,028 時間 ※進学に重点を置く 5 校除く（市立含む）	・32 校 延べ 115 名 ・活用時間 5,642 時間	・31 校 ・延べ 92 名配置 ・活用時間 4,503 時間 ◇中山間枠の学習支援員の配置 ・4 校・6 名 ・活用時間 199 時間 ◇中山間地域校の学びの活性化に向けて、新たに学力上位層生徒対象の学習支援員（中山間枠）を配置 ・4 校・6 名 ・活用時間 199 時間

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○特別な支援が必要な生徒に社会性を身に付けさせるための授業づくりについて、高等学校と特別支援学校の教員の連携による研究が進んでいる。 ●「SST」の研究を通して得た効果的な指導・支援方法を「通級による指導」においても活用しながら、より効果的な指導・支援の体制を構築する必要がある。 →「SST」の効果的な手法等について検証し、改善を行うとともに、他の学校にも普及させる。 →通級による指導と統合した、効果的な指導方法について、研究校で研究・実践する。	◆SST の研究･実践 ◇研究・実践校４校 (SST･通級研究事業として実践、研究) ・これまでの研究、実践の成果を踏まえ、効果的な教育活動について検討 ・研究、実施校以外の学校にも呼びかけ、研究協議会を開催し、取組の成果・課題について、県内校に普及	◆全ての県立学校において、児童生徒の社会性の育成、特にコミュニケーション能力が不足している生徒に対した効果的な指導・支援が行われている。
○ものづくり総合技術展への参加など、普通科・総合学科の生徒の県内企業を知る機会を増やすことができた。 ●地域や企業等と連携を強め、共同研究やインターンシップなどの効果的な取組を推進していく必要がある。 ●企業見学等の機会を一層増やし、生徒の県内産業や企業の理解を深める取組を更に進める必要がある。 ・在学中にインターンシップ等に参加した生徒の割合 H30 年度卒：97.2% →県内企業理解を促進するため、特に普通科・総合学科の生徒が県内企業を知る機会を作る。 →職業観・勤労観を育成するため、就職希望者にはインターンシップを推奨し、将来的には必ず就業訓練を受けることができる体制を構築する。	◆魅力化推進プラン・キャリアアップ事業 <組織力向上事業(魅力化推進プラン)> ◇企業学校見学 ◇進路講演会 ◇進路決定者研修 ・ブラッシュアップセミナー ◇大学訪問 ・県外大学へのオープンキャンパスへの参加 <キャリアアップ事業> ◇インターンシップ ・地域企業等との共同研究の実施 ◇担い手・志育成事業 ・企業情報チラシの配布（年４回） ・ものづくり総合技術展を活用した県内企業理解促進	◆全ての県立学校において、生徒の学習意欲を高めるために企業や大学などでの体験活動等を取り入れたキャリア教育が行われている。 ・在学中にインターンシップ等に参加した生徒の割合：100%
○学習支援員については、放課後の補力補習や授業でのチーム・ティーチングなど、どの学校も基礎学力の不足している生徒に対して積極的に活用しており、その効果は高い。 ●郡部校（特に小規模校）では、時間講師が配置されていない場合に、地域内で学習支援員を務められる人材を見つけることができないことが多い。 →対象８校については、低学力対策の通常枠、学力上位層対象の中山間枠を一つのパッケージとし、学校の状況に合わせて支援員を配置できるようにする。	◆学習支援員事業 ◇学習支援員の配置 ・31 校 ※中山間地域校の学びの活性化に向けて、地域外から支援員を招へいできるよう、通常枠・中山間枠を問わず旅費を支給	◆生徒に学習習慣が身に付き、基礎学力が定着している。 ・学習支援員の配置校数 31 校

事業名称【担当課】・事業概要	実績 H28	実績 H29	実績 H30
56 H31 組新 「高校生のための学びの基礎診断」の実施 【高等学校課】 <事業概要> 各学校において、新たに全国的に導入される「高校生のための学びの基礎診断」等を活用して生徒の基礎学力の定着度合を測り、その結果を自校の学力向上プランや授業改善の充実につなげる取組を推進する。	◆学力定着把握検査の実施 ◇学力定着把握検査（4月及び8～9月） ◇学力向上プランの作成 ・学力定着把握検査の結果を基に各学校が作成 ◇研究協議会（2回） ・各校の授業改善の取組等の共有 ◇学校訪問（2回） ・学力向上プランに基づく取組等について協議		◇学校訪問（2回） ・学校支援チームによる訪問 ・学力向上プランに基づく取組等について協議
57 H31 組新 学力向上推進事業 【高等学校課】 <事業概要> 学力定着把握検査において、3年生4月の段階でD3層の生徒の割合が約3割であるなど、生徒の基礎学力の定着が十分でない。また、高等学校の授業は、教科の専門性から、教員自身の経験に則した授業が実施される傾向にあり、特に授業改善については、学校全体の取組として広がりにくく、教員個々の意識や力量に任されている部分が多い。 このため、県教育委員会事務局内に設置した「学校支援チーム」の定期的な支援により、これまで各学校で取り組んできた学力向上、特に授業改善等の取組を一層推進することで、多様な学力の生徒への効果的な指導につなげる。 ◆学校支援チームの派遣（H30～） ・各学校における授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの強化を図るため、「学校支援チーム」による定期的な学校訪問により、各校の教科会の運営状況、授業方法等について確認を行うとともに、「授業づくりBasicガイドブック（高校版）」等も活用しながら、各校の実態に応じた指導・助言を行う。 ◆高等学校つなぎ教材の配付・活用 ・義務教育段階の学習内容に立ち返りながら学習できる教材や、学習内容と実社会とのつながりを踏まえて学習できる教材を配付し、各学校における活用を進める。 ◆学習支援員事業（再掲） ・個々の生徒の実態に応じたきめ細かな指導を充実させるため、放課後や長期休業中の補力補習やチーム・ティーチングによる授業で学習指導補助を担う学習支援員の配置を拡充する。　※実施の上限：年間150時間 ◆臨時的任用教員の教科指導力の向上 ・臨時的任用教員（数学）を対象に、指導主事等による指導を通じて教科の専門力、指導力の向上を図る。			◆学校支援チームの派遣 ◇訪問指導の実施 ・基礎力診断テスト実施校（30校）を「支援校」、「重点支援校」、「教科会支援校」に指定 ・訪問回数：645回 平均21.5回/校 （2月末時点） ・授業参観及び教科会で授業改善についての協議を実施
	◆高等学校つなぎ教材の配付・活用 ◇教材の配付・活用 ・全日・昼間　：31校 定時（夜間）：12校 ◇学び直しのための学校設定科目の設置 ・5校　計10講座 （数5、英3、国2）		・6校　計12講座 （数6、英4、国2）
	◆学習支援員事業 ◇学習支援員の配置 ・32校 ・延べ108名 ・活用時間5,028時間 ※進学に重点を置く5校除く（市立含む）	・32校 延べ115名 ・活用時間5,642時間	・31校 ・延べ92名配置 ・活用時間4,503時間 ◇中山間枠の学習支援員の配置 ・4校・6名 ・活用時間199時間
	◆臨時的任用教員の教科指導力の向上 ◇教科指導力研修会 ・6回（模擬授業等） ※指導主事等による授業参観・事後指導	・5回（模擬授業等）	・5回（模擬授業等）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○平成 24 年度からの学力定着把握検査の実施により、県全体で共通の検査と指標を得たことや、研究協議会における情報共有等により、各校の学習指導体制が整ってきた。 ●各校において、生徒の現状分析に基づく基礎学力の定着・学力向上の取組は進みつつあるが、効果的な指導方法の確立や、PDCA サイクルを意識した学校の組織的な指導体制については、さらなる充実が必要である。 →平成 31 年度より全国的に本格的な活用が始まる、新たな観点が追加された「高校生のための学びの基礎診断」を実施し、その診断結果を踏まえ、各校の作成した学力向上プランを基に、基礎学力定着に向けた取組の支援を行う。	◆「高校生のための学びの基礎診断」の実施 ◇学びの基礎診断の実施 ・4月及び9～11月 ・平成 31 年度の入学生から学年進行で導入（記述式問題、英語4技能） 基礎学力把握検査 スタディーサポート 総合学力テスト GTEC ◇学力分析及び学力向上プランの作成 ・全校で実施 ◇研究協議会 ・2回 ◇学校訪問 ・年間2回（学校支援チームによる訪問）	◆各学校において、「高校生のための学びの基礎診断」を活用した PDCA サイクルが構築されている。
○学校支援チームによる訪問指導・助言を通じて、公開授業及び研究協議の機会が増えたことにより、授業改善に対する教員の意識が高まっている。 ●学習のねらいの提示や振り返りの場面設定について、不十分な授業がある。また、国数英における授業改善の取組が校内で十分に共有されていない傾向にある。 ・県オリジナルアンケートにおける肯定的回答の割合（H30） 高校2年12月：①73.2% ②73.0% ③65.2% ④57.6% ●授業外学習時間が、学年を追うごとに減少する傾向にある。 ・家庭学習をほとんどしないと回答した生徒の割合（H30） 高1：26.6%、高2：41.1% →平成 31 年度から活用を始める「高校生のための学びの基礎診断」の診断結果を踏まえ、各校の作成した学力向上プランを基に、基礎学力定着に向けた取組の支援を行う。 →各校の公開授業で、国語・数学・英語の教科以外の教員を対象に、授業改善のためのチェックリストを活用し自己評価を実施する。 →学校支援チームの体制を強化し、管理職のマネジメント力の向上や全ての教科の授業改善、授業外での学習時間の確保に向けた支援を行う。 ○つなぎ教材については、各校で他の事業と併用して生徒の状況に応じた活用を行うことで、基礎学力の定着につながっている。 →平成 29 年度から学び直し科目を導入した2校において、つなぎ教材の活用方法について研究を深めるとともに、その実践事例の普及を図る。 ○学習支援員については、放課後の補力補習や授業でのチーム・ティーチングなど、どの学校も基礎学力の不足している生徒に対して積極的に活用しており、その効果は高い。 ●郡部校（特に小規模校）では、時間講師が配置されていない場合に、地域内で学習支援員を務められる人材を見つけることができない場合が多い。 →対象8校については、低学力対策の通常枠、学力上位層対象の中山間枠を一つのパッケージとし、学校の状況に合わせて支援員を配置できるようにする。	◆学校支援チームの派遣 ◇訪問指導の実施 ・基礎力診断テスト実施校（29 校）を「支援校」、「重点支援校」、「教科会支援校」に指定し、訪問指導を実施 ・教科会での協議において、「授業づくりガイドブック（高校版）」を活用 <H31 年度 重点項目> ・教員による主体的な授業改善の取組に向けた支援を行う。 ・3 教科以外の教科に授業改善の取組を拡充する。 ◆高等学校つなぎ教材の配付・活用 ◇教材の配付・活用 ・全日・昼間 ：31 校 定時（夜間）：12 校 ◇学び直しのための学校設定科目の設置 ・5校 計 10 講座 （数 5、英 3、国 2） ◆学習支援員事業 ◇学習支援員の配置 ・31 校 ※中山間地域校の学びの活性化に向けて、地域外から支援員を招へいできるよう、通常枠・中山間枠を問わず旅費を支給 ◆臨時的任用教員の教科指導力の向上 ・教科指導力研修会は廃止 ・学校支援チームによる訪問指導の中で臨時教員も含め授業研究、協議等を実施	◆生徒に学習習慣が身に付き、基礎学力が定着している。 ・家庭学習をほとんどしないと回答した生徒の割合 高1：15%以下 高2：15%以下 ・県オリジナルアンケート（生徒対象）の下記項目における肯定的回答の割合 高校2年12月:60%以上 ①「学校の授業では、学習のねらいが示されている」 ②「学校の授業では、学んだ知識をもとに自ら考え、まとめたり発表したりする機会がある」 ③「学校の授業では、学習活動を自ら振り返る場面が設定されている」 ④「自主学習（家庭学習を含む）の仕方が理解できている」

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
58 インターネット学習教材の効果的な活用 【高等学校課】 <事業概要> ◆インターネット学習教材の効果的な活用 ・個々の生徒の幅広い学力や進路希望に応じた自主学習や家庭学習の定着を図るために、学習教材としてインターネットツールを活用した研究を行う。	◆インターネット学習教材の効果的な活用 ◇研究指定校 13 校 ・到達度テスト（2回）学校訪問による進捗状況の確認と指導：1回目の訪問を実施（6月） ・連絡協議会の開催： 第1回（10月） 第2回（2月）	・計画書提出(4月) ・学校訪問による聞き取り ・期間別レポートの提出（7回） ・インターネット学習教材の視聴時間とGTZの相関を分析	◇研究指定校 12 校 5校※：1年生全員と2・3年生の大学進学希望者対象 ※取組の仕組みが確立し教材としての活用が進んだ学校 6校：全学年、大学進学希望の生徒対象 1校：1年生全員対象
59 学習記録ノートの活用促進 【高等学校課】 <事業概要> ◆学習記録ノートの活用促進 ・教員と生徒が常時関わりを持つことができるように、教員と生徒が双方向でやり取りを行い作り上げる学習記録ノートを活用した取組を推進する。	◆学習記録ノートの活用促進 ◇中退防止重点校・社会人基礎力育成プログラム指定校で活用 ・14 校（1、2年生）	・15 校（1～3年生） <生徒の活用事例> ・教員とのやり取りを行った内容を一定期間後に見直すことで、自己の成長を確認し、自己実現に向けた取組に活用 ・毎日の授業内容や授業外学習時間の記録を取り、自らを振り返ることで、次回の目標設定に活用 ・講演や説明会のメモを取ることで、事後の進路決定に活用	（活用校の拡大） ・25 校（1～3年生）
60 組織力向上事業（21 ハイスクールプラン） 【高等学校課】 各校において、地域の実情や生徒の実態に即した魅力ある学校づくりに取り組む。 ◆21 ハイスクールプラン ・各高等学校において、探究的な学習活動の充実を図るために地域と連携・協働して、まちおこしや防災などの実際の地域課題の解決に向けた学習活動を実施する。 ・希望する職業につなげるための専門的な技能や豊かな人間性を身に付けさせ、将来の進路実現の可能性を広げる資格試験の支援を実施する。	◆21 ハイスクールプラン ◇魅力ある学校づくりの推進 ・地域の食材を活用した商品開発、ものづくりの推進、地域や企業と連携した体験学習等、各学校で取組を実施 ◇資格取得の推進 ・産業教育研究会の各部会において、資格取得の推進について周知 ・受験対策講座開講への支援、受験対策教材の提供　など	・地域や企業と連携した協働学習、商品開発や体験学習など、各学校で取組を実施	・地域や企業と連携した協働学習を各学校で実践

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○インターネットツールを積極的に視聴し、学習時間を伸ばしている生徒が見られた。 ○中山間地域からも、国公立大学や難関私立大学へ合格する生徒が出てきている。 ○対象 12 校ではインターネットツールの導入により、教員が学力下位層の生徒の指導に集中できるようになり、生徒の学力定着把握検査における GTZ 分布が上位側にシフトした。 ●学力下位層の生徒については、動画の視聴による自学自習よりも、学習支援員による指導の方が効果的であるという声が多い。 ➔上位層の学力を伸ばすことに特化して、インターネットツールの活用を図る。また、無料で使用できるツールを活用しながら、より効果的な指導方法や教材の活用法を研究し、低学力層の学力の向上に取り組む。	◆インターネット学習教材の効果的な活用 ◇研究指定校 13 校 ・各校の実状に合わせ、学力上位層を中心にインターネットツールを活用 ・使用する教材についても再度検討をおこなう。 ※四万十・吾北・西土佐・嶺北・窪川・室戸・清水・佐川・檮原・宿毛・須崎総合・山田	◆生徒に学習習慣が身に付き、基礎学力が定着している。
○学習記録ノートは、教員と生徒のコミュニケーション手段として有効に機能しており、個々の生徒の成長や課題を早期に把握し、支援等を行うことで、指導の充実が図られている。 ●学習記録ノートは効果的なツールであるが、その活用に学校間で差が生じている。 ➔生徒が入学から卒業まで活用できる様式（ツール）となるようさらなる工夫を行うとともに、活用が十分でない学校に対し、効果的な活用事例の紹介等の支援を行う。	◆学習記録ノートの活用促進 ◇活用校の拡大 ・28 校（１～３年生で活用）	◆教員の生徒理解の力が高まり、生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実が図られている。 ・学習記録ノートを活用している学校の割合：100%
○魅力ある学校づくりに向けて、地域との連携・協働による多様な取組が各学校で進められている。 ・21 ハイスクールプラン活用校数 H30：36 校（100%） ○生徒が目標を持って資格取得に向けて取り組むことで、将来の進路に対する意識の向上につながっている。 ・全日制・定時制課程における就職内定率 H29：99.0% ●資格取得に向けた意識の高まりを他の教科等の学習にもつなげていく必要がある。. ➔検定取得だけを目標にするのではなく、学習意欲の向上や深い学びにつながるような活動となるよう指導する。	◆21 ハイスクールプラン ◇魅力ある学校づくりの推進 ・地域と連携した商品開発など、地域や企業と連携・協働した学習活動を推進 ◇資格取得の推進 ・各学校における特色ある効果的な取組を支援 ・受験対策講座開講への支援、受験対策教材の提供　など	◆全ての県立学校において、魅力ある学校づくりに向けて、地域と連携して充実した取組が実践されている。 ・21 ハイスクールプラン活用校数：36 校（100%）

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
61 H31 組新 組織力向上事業（指導力強化事業） 【高等学校課】	◆英語発信力の育成		
<事業概要> ◆英語発信力の育成 ・グローバル社会の中で生き抜くために、文化や言語の異なる人々と協働できる英語力・コミュニケーション能力（英語発信力）をもった生徒を育成するため、４技能をバランスよく向上させる言語活動の充実を目指した授業の実践・研究を行う。	◇高知県高等学校教育研究会英語部会のプロジェクト別による研究及び事業 ・授業研究 ・テスティング研究 ・英語ディベート研究 ・学校実践研究 ・全英連大会等報告会	→	→
	◆カウンセリングマインド向上研修		
◆カウンセリングマインド向上研修 ・教員の生徒理解の力を高めるため、カウンセリングに関する理論・技法に関する研修を実施する。	◇研修の実施（ブロック別） ・東部地域　8/18 6校：18名参加 ・中部地域　8/18 20校：69名参加 ・西部地域　8/17 10校：31名参加	→ ・東部、中部地域 8/22 119名参加 ・西部地域　8/21 39名参加	→ ・東部、中部地域 8/22 134名参加 ・西部地域　8/20 38名参加
◆大学進学チャレンジセミナー（教科指導力向上研修Ⅰ） ・大学等への進学を希望する高校２・３年生を対象に、教科指導に優れた力量を有する県内・外の教員による講義（国・数・英）や、参加生徒間の交流のためのワークショップ・交流会などで構成するセミナーを、進学協議会との共催により実施する。 ・各教員の教科指導力向上と学校の進路指導体制の充実を図るため、セミナーとタイアップした授業力向上研修（進学指導の模範授業を実施する。	◆大学進学チャレンジセミナー ◇野市会場 難関大学への進学希望の高校２年生対象 ・８/１～３開催 参加生徒数：29名 （９校） ・セミナーとタイアップした、教科指導力向上研修Ⅰ 参加教員数：155名 ◇高吾・東部 大学進学希望の高校２・３年生対象 ・高吾　８/４～６開催 参加生徒数：32名 ・東部　8/20～22開催 参加生徒数：23名	→ ・８/２～４開催 参加生徒数：48名 （５校） 参加教員数：164名 → ・高吾 7/30～8/1開催 参加生徒数：32名 ・東部　8/19～21開催 参加生徒数：22名	→ ・８/1～3開催 参加生徒数：39名 （6校） 参加教員数：59名 → ・高吾 7/30～31開催 参加生徒数：43名 ・東部　8/18～20開催 参加生徒数：57名
◆教科指導力向上研修Ⅱ ・教員の教科指導力や進学に関する指導力の向上を図るため、拠点となる学校５校を指定し、他県のスーパーティーチャーや予備校講師を招へいして授業研究を実施するとともに、学校の進路指導体制の充実を図る。	◆教科指導力向上研修Ⅱ ◇指定５校合同研修会の実施（６月） ・県外講師による研究授業及び研究協議（指定校５校・各２教科）（６～２月）	→ ・県外講師による研究授業及び研究協議（希望校４校で実施、近隣校からも参加）	◇希望校における研修会の実施 ・県外講師による研究授業及び研究協議（希望校６校で実施、近隣校からも参加）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○各研究プロジェクトの活動と四国英語教育研究大会（高知大会）の発表をリンクさせることで、効率的な研究となっている。 ●研修会、セミナー等への参加者数は平均 20 名程度であるが、参加メンバーが固定化されてきている。 →研修会、セミナー等への参加者拡大を図るため、会の目的、内容について各校の教科代表者に伝える等周知の方法を検討する。 ●カウンセリングマインド向上研修については、平成 31 年度までの４年計画で実施しており、受講者数は着実に増えているが、カウンセリング能力の向上は、個々の教員の指導力の向上はもとより組織的な支援体制の充実にもつながるものであることから、速やかに、対象者全員に受講させる必要がある。 ・研修受講者(H28～H30)：448 名受講（75%） →来年度で全てのホーム主任等が受講できるよう周知徹底を図る。 ○平成 30 年度は、大学進学チャレンジセミナー（教科指導力向上研修Ⅰ）への参加を希望者の任意参加としたが、教科指導力向上に対するモチベーションの高い教員が参加し、県外講師との熱心な質疑応答が行われた。 <教科指導力向上研修Ⅰ> ・各教科の参観希望者（目標：25 名以上） H29 年度　国語：18 名、数学：25 名、英語：16 名 ・アンケートで「満足」「概ね満足」と回答した受講者の割合 H29 年度　約 93% →平成 31 年度も次期学習指導要領周知のための教育課程研究協議会実施に伴い、悉皆を外して希望者による自発的研修とする。 ○教科指導力向上研修Ⅱは、平成 29 年度から希望校での実施としているが、昨年度より実施回数が増加し、各校が自校の課題に応じて積極的に研修の機会を設けようとする姿勢が見られた。 <教科指導力向上研修Ⅱ> ・実施校　希望校６校 →引き続き、これまでに教科指導力向上研修を実施していない学校を中心に働きかけを行い、県内の東・中・西部の各ブロックで他校の教員も含めて参加できる研修とする。 ●国立大学及び県内大学への進学者数については成果は上がってきているが、目標値には到達していない状況であるため、今後も新学習指導要領の学力の観点を踏まえた指導力の向上に取り組む必要がある。 ・国公立大学進学者数（現役） H29 年度卒　545 名 ・県内大学入学定員数に占める県内公立高校卒業者の割合 H29 年度卒　20.5% →平成 31 年度以降 3 年間で、新学習指導要領のねらい等について、全教員対象の悉皆研修を実施する。	◆英語発信力の育成 ◇高知県高等学校教育研究会英語部会のプロジェクト別による研究及び事業 ・授業研究 ・テスティング研究 ・英語ディベート研究 ・学校実践研究 ・全英連大会等報告会 ◆カウンセリングマインド向上研修 ◇研修の実施（ブロック別） ・東部・中部地域 ・西部地域 ◆大学進学チャレンジセミナー ◇野市会場 ・難関大学への進学希望の高校２年生対象 ・８/５～７開催 ・セミナーとタイアップした教科指導力向上研修Ⅰ ◇高吾・東部 ・大学進学希望の高校２・３年生対象 ・高吾 7/29～31 ・東部 8/17～19 ◆教科指導力向上研修Ⅱ ◇希望校における研修会の実施 ・県外講師による研究授業及び研究協議（５校程度、近隣校にも参加呼びかけ）	◆全ての県立高等学校において、英語４技能をバランスよく向上させる授業の実践が行われている。 ・研修会、セミナー等への参加者数の増加 ◆教員の生徒理解の力が高まり、生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実が図られている。 ・研修受講者(H28～H31)：600 名 ◆国立大学及び県内大学への進学者数が増加している。 ・国公立大学進学者数（現役）700 名以上 ・県内大学入学定員数に占める県内公立高校卒業者の割合 25%以上 <教科指導力向上研修Ⅰ> ・各教科の参観希望者 各 25 名以上 ・アンケートで「満足」「概ね満足」と回答した受講者の割合 80%以上 <教科指導力向上研修Ⅱ> ・実施校５校以上

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
62 高等学校における遠隔教育の普及・推進研究事業 【高等学校課】 <事業概要> 遠隔教育を導入することで、小規模校等の生徒に対する教育機会を確保し、多様かつ高度な教育に触れる機会が提供できるよう、学校における実施体制の整備と生徒の主体的な学習を支援する学習指導方法について、調査研究を行う。 ※文部科学省指定事業「多様な学習を支援する高等学校の推進事業」(H27～29)、「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業」(H30 年～) ◆遠隔授業の実施 ・本校・分校間の遠隔授業の実践による分校の振興及び教育機会確保の研究 (高知追手前高等学校、吾北分校) ・中山間地域小規模校間の教育課程の充実に向けた遠隔授業の活用に関する研究 (窪川高等学校、四万十高等学校) ・多様な教育機会の提供に向けた教育課程の充実と授業改善に関する研究 (岡豊高等学校、嶺北高等学校) ・ICT 活用(遠隔教育)による中山間小規模校での学力保障 (橋原高等学校)(平成 30 年度～「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業」) ◆検討会議・研修会の実施 ・学識経験者等から指導・助言をもらい、担当教員の授業改善の意識だけでなく、学校全体の取組としての意識を高める。 ・調査研究上の課題等について、研究協議や情報交換会等を行い、今後の取組の推進等につなげる。 ◆ワーキンググループ(平成 27 年～平成 29 年) ・南海トラフ地震による震災後の高校教育早期再開を目指した体制を構築する。	◆遠隔授業の実施 ◇本校による分校の支援(高知追手前高等学校、吾北分校) ・単独授業 ・数学探究、化学基礎 ◇小規模校間の連携(窪川高等学校、四万十高等学校) ・合同授業 ・物理基礎 ◇大規模校と小規模校の連携(岡豊高等学校、嶺北高等学校) ・H29 年度の教育課程や校時の調整 ・実施科目や教科書の選定 ◆検討会議・研修会の実施 ◇「多様な学習支援推進事業に関する検討会議」の実施 ・3回 ◇「遠隔教育調査研究校研修会」の実施 ・3回 ◆ワーキンググループ ◇南海トラフ地震による震災後の高校教育早期再開に関するワーキンググループ ・3回	・単独授業 ・単位認定(数学探究、政治経済) ・合同授業 ・物理基礎、数学演習 ・合同授業 ・古典 B、数学 I ・3回 ・2回 ・2回 ・「高知県授業再開ガイドライン～遠隔授業編～」作成	・単独授業 ・単位認定(数学探究、政治経済) ・合同授業 ・数学 B ・合同授業 ・単位認定(古典 B) ◇ICT 活用による中山間小規模校での学力保障(橋原高等学校) ・補習授業(英数国) ・生徒会交流 ・2回 「高知県遠隔教育フォーラム」を併せて実施 (H29 で終了)

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○平成 30 年度までの４年間の取組により、遠隔教育が実際の対面授業と同程度の教育効果が得られることが分かった。 ○中山間小規模校の生徒に対する教育機会の確保や多様かつ高度な教育に触れる機会を提供することができた。 ●引き続き遠隔授業を充実させていくことや遠隔教育の新たな可能性を研究する必要がある。 →県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」で示された ICT 活用による中山間地域の高等学校の教育の充実に向けて、他の ICT 機器（タブレット等）との連携の在り方等について研究を行う。 ○受講した生徒の学習意欲、自主性や積極性、各科目の基礎的な知識や能力などにおいて向上がみられた。また、遠隔授業を行う上での工夫を通じて、教員の指導力向上にもつながっている。 ●遠隔授業についても直接対面の授業と同様、学習の質や深まりを重視する観点から、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習を充実させることや学習評価の在り方について、今後も研究を進める必要がある。 ●生徒の反応を確認しながらの授業が難しい。 →遠隔教育に係る指導方法や機器の効果的な活用方法等について研修を実施するとともに、遠隔教育に関する情報提供や情報共有を積極的に進める。 ●遠隔教育を実施するにあたっては、各教室への安定したネットワーク環境の確保や情報セキュリティ面での配慮など ICT 環境の整備が必要である。 →遠隔教育システムで用いるソフトウェアライセンスを適正に管理するとともに、遠隔教育実施校での運用をオンサイトサポートする。 →切断や遅延が起きにくいネットワーク環境のために、通信量帯域の確保に努める。	◆遠隔授業の実施 ◇遠隔授業・遠隔補習授業の継続 ・H30 年度までの遠隔実施校７校等 高知追手前高等学校、吾北分校 窪川高等学校、四万十高等学校 岡豊高等学校、嶺北高等学校 檮原高等学校、他の遠隔実施校 及び教育センター ◇教育センターからの補習授業配信との連携 ◇遠隔機器が導入された中山間地域の学校による相互連携の在り方の研究 ・10 校間で実施 ◇授業以外の遠隔機器の利用の研究 ・補習、生徒交流、教員研修など ◆検討会議・研修会の実施 ◇国事業（「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業」）に係る検討会議 ・２回 ・主な内容 遠隔授業の公開授業・協議 今後の取組の方向性の検討　等 ◇遠隔教育に係る指導力向上研修会 ・２回 ・遠隔教育実施校の授業担当者等対象 ・主な内容 授業改善に向けた協議・情報交換 ◇遠隔教育普及のための県内教員向け研修会 ・１回 ・遠隔教育実施校以外の学校への取組の普及（実践事例等の情報共有）	◆遠隔教育を導入することで、中山間小規模校の生徒に対する教育機会の確保や多様かつ高度な教育に触れる機会を提供することができている。 ◆教科・科目の授業だけでなく、総合的な学習の時間や特別活動、補習授業等の幅広い教育活動に遠隔教育を活用することができている。

事業名称【担当課】・事業概要	実績 H28	実績 H29	実績 H30
63 就職支援対策事業 【高等学校課】 生徒の就職支援のために、就職対策連絡協議会を運営するとともに、就職状況の情報収集や分析を行い、よりよい支援策を検討する。また、就職アドバイザーを配置し、事業所訪問による求人開拓や生徒への個別指導による就職受験先のマッチングを図るとともに、離職率の改善に向けて、就職者の定着指導も併せて行う。 ◆就職対策連絡協議会の運営 ・高校生の就職対策について、各関係機関との連携を図り、一体となって協議・支援を行う。 ◆就職アドバイザーの配置 ・就職アドバイザーを配置し、企業への求人開拓、就職希望者への個別指導、就職者の定着指導を実施する。 ◆教員・就職アドバイザーの事業所訪問 ・教員及び就職アドバイザーによる事業所訪問を計画的に実施し、求人要請、卒業生の職場定着指導を継続的に実施する。 ◆離職状況調査の実施・分析 ・公立高等学校に対して、卒業者の 1 年後の離職状況について調査を実施するとともに原因等の分析、改善策の検討を行う。 ◆県内企業理解のための取組の推進 ・県内企業に対する生徒の理解を深めるため、全校に企業情報の提供を行うとともに、インターンシップや企業見学等を継続して実施する。(県内企業理解促進事業)	◆就職対策連絡協議会の運営 ◇連絡協議会 ・2回（7/13, 2/20） ◆就職アドバイザーの配置 ◇アドバイザー配置 ・学校配置 17 校 9 名 ・県外事務所:大阪 1 名 ◆教員・就職アドバイザーの事業所訪問 ◇教職員による事業所訪問 ・訪問回数 1,919 件 ◆離職状況調査の実施・分析 ◇卒業 1 年後の離職状況調査の実施（8 月） ・原因の分析と改善策の検討	・2回（6/21, 2/21） ・学校配置 17 校 9 名 ・県外事務所:大阪 1 名 ・訪問回数 1,722 件	・2回（6/20, 2/21） ◇進路指導主事と企業の情報交換会 ・年 1 回（2 日間） ・学校配置 18 校 9 名 ◇教員、就職アドバイザーによる県内外企業の訪問 ・訪問回数 1,583 件（12 月末） ◆県内企業理解のための取組の推進 ◇県内企業理解促進事業の推進 ・担い手・志事業の効果的な活用
64 高等学校における通級による指導の充実 【特別支援教育課】 <事業概要> 発達障害等のある生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うため、平成 30 年度からの通級による指導の制度化を踏まえ、高等学校における通級による指導の導入及び充実に向けた取組を行う。 ◆通級による指導を実施する学校の拡大・整備 ・平成 29 年度の研究校及び平成 30 年度実施校の取組を高等学校全体に周知するとともに、各地域の拠点校において、校内体制や教育課程等について協議を行い、通級による指導の実施を進める。 ・通級による指導を実施する拠点校に対して、指導主事等が訪問し支援を行う。 ・担当者の専門性の向上及び通級指導の理解推進を図ることを目的とした指導者研究協議会（国立特別支援教育総合研究所で実施）に県立高等学校教員を派遣する。		◆通級による指導を実施する学校の拡大・整備 ◇特別支援教育推進のための拠点校整備事業 ・研究指定校 1 校 ・通級による指導の実施に関する教育課程等の改善のための研究を推進 ・通級検討委員会（3 回開催） ・先進校視察 岡山県立岡山御津高校 滋賀県立愛知高校 ◇指導者養成のための指導者研究協議会への派遣 ・年 3 回、2 名派遣	◇H29 年度の研究に基づく実践 ・実施校 2 校（うち 1 校新規） ・新規実施校中心に指導主事及び特別支援学校教員が訪問支援（計 9 回、うち 1 回は外部専門家と連携しての訪問） ◇設置校の拡大に向けた取組の推進 ・学校長訪問、関係者に対する説明・協議 2 校計 5 回(2 月末) ・年 3 回　2 名派遣 ◇通級指導担当者ネットワークの構築 ・通級による指導担当者連絡協議会の開催（新規実施校による実践発表、情報共有等）年 2 回

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○就職対策連絡協議会や就職アドバイザーの活動により、企業との連携も深まり、就職内定率は高い割合を維持している。 ・就職アドバイザー配置校の就職内定率 H30 年度：91.7%（1月末） ※H29 同時期：92.9% ➔関西方面への就職希望者の減少等により、平成 29 年度末で県外アドバイザーの配置（大阪）を終了。県内については、引き続き９名を配置。 ●就職後の早期の離職率は前回調査結果よりやや増加しており、離職状況の細かな分析や、ミスマッチを防ぐための支援体制の充実を図る必要がある。 ・県内企業就職者の１年目の離職率 H27 卒：13.5%→H28 卒：14.9% （高等学校課調査） ➔各学校と就職アドバイザーがハローワークなど関係機関との連携を密にし、マッチングに向けた支援体制を作る。 ➔離職状況調査結果をもとに、離職の原因等を分析し、定着のための施策につなげる。 ●就職希望者の県内への就職率が低い。 ・高等学校を卒業後、県内に就職する生徒の割合 H30 年度（2月末）：67.0%　（H29 年度同期 63.8%） ➔生徒が県内産業や企業の情報を得て、将来県内就職へとつながるような取組を推進する必要がある。	◆就職対策連絡協議会の運営 ◇連絡協議会 ・年２回 ◇進路指導主事と企業の情報交換会 ・年１回（２日間） ◆就職アドバイザーの配置 ◇アドバイザー配置 ・学校配置 18 校９名 ◆教員･就職アドバイザーの事業所訪問 ◇教員、就職アドバイザーによる県内外企業の訪問 ◆離職状況調査の実施・分析 ◇離職状況の調査（8 月） ・原因の分析と改善策の検討 ◆県内企業理解のための取組の推進 ◇県内企業理解促進事業の推進 ・担い手・志事業の効果的な活用 県内企業理解促進リーフレットを全県立高校生及び教職員に配付	◆進路未内定者に対するきめ細かな就職支援が全ての学校で行われている。 ・就職アドバイザー配置校の就職内定率：98%以上 ・県内企業就職者の１年目の離職率：10%以下 ・高等学校を卒業後、県内に就職する生徒の割合:75%以上
○平成 29 年度の研究成果を基に、平成 30 年度は東部圏域２校で通級による指導を実施することができた。（平成 31 年度は中部圏域及び西部圏域において実施校を拡大） ・通級指導教室の設置校数（H30）：2 校 ※9 名の対象生徒に対し個別の指導計画を作成、指導を実施 ●実施校の拡大や担当教員の異動等を踏まえ、通級による指導を実施するために必要な専門性やノウハウを確保するための体制づくりが必要である。 ➔各圏域において拠点となる特別支援学校のセンター的機能を活用しながらの通級による指導実施体制を構築する。 ●通級による指導だけでなく、高等学校全体の特別支援教育に関する理解を更に深めていく必要がある。 ➔引き続き、高等学校課とも連携しながら教務主任会等の機会を通じ、通級による指導を含む特別支援教育に関する理解啓発に取り組む。	◆通級による指導を実施する学校の拡大・整備 ◇これまでの研究実績等を踏まえた通級による指導の実践 ・通級による指導実施校４校 （うち２校新規） ◇実施校における教育課程等の整備 ・指導主事による学校訪問･協議 ◇通級による指導担当者に対する支援 ・指導主事の定期的な学校訪問 ・外部専門家の派遣による対象生徒への専門的な見立てや指導等への助言 ◇指導者養成のための指導者研究協議会への派遣 ・年３回　２名派遣 ◇通級指導担当者ネットワークの構築 ・通級による指導担当者連絡協議会の開催　年２回 （実施校による実践発表、情報共有等）	◆県内に、通級による指導の拠点となる高等学校が整備されている。 ・通級指導教室の設置校数：3 校

事業名称【担当課】・事業概要	実績 H28	実績 H29	実績 H30
65 社会性の育成推進事業（将来に向けて目的を持つことができる生徒育成プラン） 【高等学校課】 <事業概要> ◆将来に向けて目的を持つことができる生徒育成プランの実践 ・生徒の多様な進路希望に対応でき、将来社会に参画した時に必要とされる社会性を身に付けることができる仕組みを構築するために、生徒の主体的、体験的な活動なども組み込んだ、より効果的な育成プランを実践する。 ※H30 年度までの「社会的自立のための進路支援プログラムの策定・実践」の取組を拡充 ◆地域協働学習の推進 ・探究的な学習活動の充実を図るため、各学校において地域おこしや防災など、地位の課題解決に向けた学習を地域と連携して推進する。	◆社会的自立のための進路支援プログラムの策定・実践 ◇プログラムの策定に向けた周知 ・2・3月　校長会、副校長・教頭会 ◇プログラムに基づく年間計画の策定 ・全校（36 校） ※「コミュニケーション能力」・「キャリアデザイン能力」の育成を目指したこれまでの取組を体系的に再構築	◇プログラムの実践 ・指導主事等の学校訪問による進捗管理（6・11 月） ◇アンケート等による取組の検証・分析 ・生徒の変容を図るためのアンケートの実施（4・9 月） ◇社会人基礎力育成プログラム研究協議会の実施（6 月） ・実践事例の共有	・各指標の状況の分析 ・学校支援チーム等による指導・助言 ・チェックシートに基づいた各取組の検証 ・県オリジナルアンケートの実施（4・9・12 月） ・アンケート結果の分析に基づく取組の検証（県、各校）
66 グローバル教育推進事業 【高等学校課】 <事業概要> 将来、グローバル人材として活躍できる資質・能力の育成を目指し、論理的思考力や判断力、表現力及び英語運用能力の向上を図るグローバル教育プログラム（探究型学習と英語学習）を開発・実践し、その成果を県内の県立中学校・高等学校に普及する。また、先導的な学校づくりを進めるため、国際バカロレア認定に向けた取組も進める。 ◆グローバル教育プログラム（探究型学習・英語教育） ・高知南中学校・高等学校と高知西高等学校を推進校として、グローバル教育プログラム（探究型学習・英語教育）を開発・実践するとともに、その成果を県内の県立中学校・高等学校に普及する。 ◆スーパーグローバルハイスクール（SGH）事業 ・グローバル教育における先導的な学校づくりを進めるために、国の指定事業であるスーパーグローバルハイスクール事業を推進する。 ◆国際バカロレアの導入に向けた取組 ・グローバル人材の育成のために、思考力・判断力・表現力を育成する国際基準の教育プログラムである国際バカロレアの認定に向けた取組を進める。 ※MYP（ミドル・イヤーズ・プログラム） ：日本の中学校段階に相当するプログラム DP（ディプロマ・プログラム） ：日本の高校段階に相当するプログラム	◆グローバル教育プログラム ◇グローバル教育推進委員会の開催 ・3 回 ◇高知南中・高等学校及び高知西高等学校の ICT 環境（タブレット PC 各 42 台）の整備 ◆スーパーグローバルハイスクール事業 ◇国の指定事業「スーパーグローバルハイスクール」の活用 ・高 1、高 2 で実施（指定 2 年目） ◆国際バカロレアの導入に向けた取組 ◇新たな中高一貫教育校で実施予定の国際バカロレア体験セミナーの開催（3 回） ◇国際バカロレア機構が主催するワークショップへの参加	・3 回 ◇グローバル教育研究発表会の開催 ・探究型学習、英語教育プログラム、タブレット端末を活用した授業公開 ◇グローバル教育プログラムの実践事例集の作成・配布 ◇国際シンポジウム、SGH 成果発表会の開催 ◇体験セミナーの実施 ・年 4 回実施 ・5、6 年生計 365 名が参加 ◇ワークショップ開催 ・10 講座の開講 ・参加者数計 165 名（県内受講者 82 名）	◆グローバル教育プログラム(探求型学習) ◇グローバル教育研究発表会の開催 ◇公開授業を通した探究型学習の普及啓発 ◆グローバル教育プログラム(英語学習) ◇公開授業を通した英語教育プログラムの普及啓発 ◇国際シンポジウム、SGH 成果発表会の開催 ◇グローバル人材育成プログラムの普及啓発活動の実施 ◇高知国際中学校の開校 ◇国際バカロレア MYP 候補校の認定 DP 候補校申請の準備

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○平成 30 年度の県オリジナルアンケート調査結果をみると、１年生以外は目標値には達していないが、いずれの学年も第２回の集計結果より上昇した。 ・ H30 県オリジナルアンケート調査結果（%） 「地域や社会をよりよくするために何をすべきかを考えることがある」の肯定的回答の割合 4月 / 9月 / 12月 1年生 53.5 / 45.7 / 52.6 2年生 44.3 / 46.4 / 53.0 3年生 47.3 / 60.1 / 60.2 ●各校における社会性育成の取組の見直し、改善が進められ、一定の成果はみられるものの、地域や学校の状況に応じて更に充実した取組となるよう改善していく必要がある。 ●生徒の学びの質の向上や地域の産業や文化への理解を深め、自己の進路と結びつけていくために、地域と連携した取組を更に充実させていく必要がある。 →全ての学校において地域協働学習を推進するとともに、国や県の事業を活用し、各校のモデルとなる取組を研究する。 →取組の実施による生徒の変容（進路に対する興味・関心、将来に向けた目標設定の状況、学習の動機等）について、より詳細に把握できるよう、大学等の研究機関とも連携して、アンケート項目の見直しや分析方法等の研究を行う。	◆将来に向けて目的を持つことができる生徒育成プランの実践 ◇アンケート等による取組の検証・分析 ・項目等を見直した県オリジナルアンケートの実施（4・１月実施予定） ・アンケート結果の分析に基づく取組の検証（県、各校） ・指導主事等による訪問指導・助言 ◆地域協働学習の推進 ◇各学校における効果的な地域協働学習の取組を推進する。 ・学校経営計画補助シートへ事業の目的や取組内容を記載 年度末に、取組について検証 （補助シートには評価を記載）	◆全ての県立学校において、将来、社会性を生徒に身に付けさせるための取組が組織的・体系的に進められている。 ・県オリジナルアンケート結果「地域や社会をよりよくするために何をすべきかを考えることがある」の肯定的回答の割合 １年生　50%以上 ２年生　60%以上 ３年生　70%以上
<グローバル教育プログラム（探求型・英語型学習）> ○学力向上、授業力向上に関する教科会の定例化（月１回）や、探究型学習推進のためのコーディネーター役を決めるなど、全教職員が組織的に取り組む仕組みができた。 →コーディネーターが教科間の連携を図りながら、教科会・チーム会での協議を進めることにより、授業改善の取組を全教科で推進し、プログラムの完成度を高める。 <スーパーグローバルハイスクール事業> ○４年間の事業を通じて、プログラムの完成度が高まった。 ●事業の最終年度を迎えるにあたり、事業終了後の計画が必要である。 →最終的な成果・課題をまとめ、来年度に向けて新たな探究活動のプログラムを作成する。 <国際バカロレアの導入に向けた取組> ○MYP における質の高い授業の研究が進んだ。授業実践計画の改良や、日常的な授業公開の風土ができている。 ●高等学校にあたる DP 授業の実践計画については、開校前にさらなる研究が必要である。 →高知国際高等学校までの６年間を見通した授業計画を作成する。 ○平成 30 年４月に高知国際中学校が開校し、９月からは「MYP 候補校」として正式に認定を受けた。 ●最終段階である「認定校」になることを目指し、引き続き準備が必要である。 →MYP 認定校になるための申請を行うとともに、国際バカロレア機構による確認訪問を受ける。 →DP については４月に候補校申請を行い、「DP 候補校」の認定を目指す。また、来年度４月の認定校申請に向けて準備を行う。	◆グローバル教育プログラム(探究型学習) ◇グローバル教育研究発表会の開催・年２回 ◇専門講座や公開授業を通した探究型学習の普及啓発 ・専門講座２回開催 ◆グローバル教育プログラム(英語学習) ◇公開授業を通した英語教育プログラムの普及啓発 ◇指導と評価の一体化についての研究 ◆スーパーグローバルハイスクール事業 ◇SGH 指定校５年目（最終年度） ◇国際シンポジウム、SGH 成果発表会を開催し、取組の成果を普及 ◇グローバル人材育成プログラムの普及啓発活動の実施 ◆国際バカロレアの導入に向けた取組 ◇MYP 認定校申請（６月～９月） ◇DP 候補校申請（４月）、候補校認定（５月～８月） グローバル教育プログラムや、国際バカロレアに関する教育プログラムなど、それぞれの教育活動や成果等を普及	◆全ての高等学校で、大学入試改革に対応した生徒の進路実現を支援できる体制が構築されている。 ◆高知国際中高等学校において、平成 34 年度までに国際バカロレア認定校となり、海外大学や国内の難関大学への進学を視野に入れた生徒の進路希望を実現できる学校を作り、地域や国際社会の発展に貢献できる人材が輩出されている。

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
67 キャリアアップ事業 大学の学び体験事業（高大連携事業） 【高等学校課】 <事業概要> 生徒が将来のプランを自ら設計することができるように、大学等の見学や大学と連携した体験的な活動を通して、生徒のキャリアデザイン力の向上を支援する。 ◆高大連携による探究的な学習活動の充実 ・生徒の学習意欲を高めるため、県内大学と高等学校との連携事業を支援する。	◆高大連携による探究的な学習活動の充実 <主な実施内容> ◇大学の講義の受講 （高知大学） ・課題探求実践セミナー 「国際協力入門」 （11校52名） 「学びを考える」 （4校7名） ◇大学教員による高校生対象の講座（高知大学） ・「自然科学概論」 （5校20名） ・「西部地区高大連携交流授業」 （5校25名） ◇大学との協働による高校の授業プログラム開発（高知大学） ・「自律創造型地域課題解決学習」（4校） ◇大学教員による児童生徒対象の講座 ・ブルーバード訪問教育（高知工科大学） （13校25講座）	（11校38名） （1校2名） （4校22名） （4校22名） （4校） （12校23講座）	（12校47名） （2校4名） （4校21名） （4校33名） （4校） （17校31講座）
68 特別支援学校教諭免許状の保有率向上に向けた8か年計画 【特別支援教育課】 <事業概要> 平成32年度末までに原則全ての県立特別支援学校教諭が5領域（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱）の特別支援学校教諭二種免許状以上を保有する。 ◆特別支援学校教諭免許状の保有率向上に向けた8か年計画 ◇前期5か年計画（H25～29） ・免許法認定講習については、教職員・福利課と連携し、県内の特別支援学校の主幹教諭及び教諭に優先的に受講させる。 ◇後期3か年計画（H30～32） ・前期5か年計画の進捗状況を踏まえ、原則全ての県立特別支援学校教諭が5つ全ての特別支援教育領域の特別支援学校二種免許状以上の免許状を保有する。	◆特別支援学校教諭免許状の保有率向上に向けた8か年計画 前期5か年計画 ◇周知及び依頼 ・特別支援学校管理職運営協議会 （5、1月） 「全国・高知県の免許状保有率状況、取得対象者に関する情報提供 取得促進に係る指導について依頼 ◇管理職が個人面談時等を活用し、認定講習の受講及び免許状取得申請を推奨 ◇免許法認定通信教育 （国立特別支援教育総合研究所）の受講候補者の推薦及び単位認定試験の実施 ・受験者 視覚障害　9名 ※県が実施する認定講習の延べ受講者数 ・607人	・特別支援学校管理職運営協議会 （5、1月） ・県立学校長会 （4、9月） ・県立学校長事業説明会（1月） ・特別支援学校校長会 （6、10、2月） ・受験者（前期） 視覚障害　10名 聴覚障害　9名 ・受験者（後期） 視覚障害　7名 聴覚障害　9名 ・596人	後期3か年計画 ・特別支援学校管理職運営協議会 （4、1月） ・県立学校長会 （4月、9月） ・県立学校長事業説明会(1月) ・特別支援学校管理職会（6、8、9、11月） ◇各対象者に、直接、認定講習の受講及び免許状取得申請を指導（H32末までの5領域免許状取得予定計画を提出） ・受験者（前期） 視覚障害　10名 聴覚障害　12名 ・受験者（後期） 視覚障害　5名 聴覚障害　10名 ・607人

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○高大連携事業に係る各講座に参加した生徒の関連教科への興味関心や、進路意識については、一定高まっている。 ・H30 参加者事後アンケート（高知大学との連携） 「関連する教科の学びへの興味関心がますます高まった」56.7% 「大学進学への気持ちが高まった」65.0% ●高大連携事業を実施する学校数は当初の目標に達したが、本事業の取組に生徒参加のない高等学校もあることから、今後一層の周知が必要である。 ・H30 高大連携事業を活用した県立高等学校：29 校 →より多くの高等学校の生徒に参加してもらえるよう、周知時期を早めるなどの周知方法の工夫や個別の学校への働きかけを行うとともに、高大連携の在り方についても大学側と協議を継続して進めていく。 →現行の取組において、生徒の意欲を高める面では一定の成果を上げているものの、今後の高大連携の在り方については、高大接続改革の趣旨や内容等も踏まえ、大学側との協議の上、見直し向けた検討を行う。	◆高大連携による探究的な学習活動の充実 ◇大学の講義の受講（高知大学） ◇大学教員による高校生を対象とした講座（高知大学） ◇大学との協働による高校の授業（総合的な探究の時間等）プログラム開発（高知大学） ◇大学教員による児童・生徒を対象とした講座（高知工科大学）	◆高大連携の取組が進み、生徒の学習意欲や思考力等を高まるとともに、生徒の進路意識が高まる。 ・高大連携事業を活用し、学習意欲や思考力等を高める取組を実施する学校 毎年度 30 校以上 ・参加者事後アンケート結果において以下を達成 「関連する教科の学びへの興味関心がますます高まった」と回答する生徒の割合：65%以上 「大学進学への気持ちが高まった」と回答する生徒の割合：65%以上
○在籍校種の免許状保有率は向上してきており、全国平均まであと僅かとなっている。 ・勤務する県立特別支援学校の障害種に対応する特別支援学校教諭免許状の保有率（公立特別支援学校） H28：62.7%→H29：66.2%→H30：75.7% ※県立学校のみ　H30：在籍校種 78.3% （H29:全国 77.7%） ● 5 領域全ての特別支援学校教諭二種免許状以上の免許状を保有する県立特別支援学校教員の割合は、平成 30 年 5 月 1 日時点で約 40%であり、H31 年度末の目標値の達成に向けて取組を加速させる必要がある。 ・5 つ全ての特別支援教育領域の特別支援学校教諭二種免許状以上の免許状の保有者数（公立特別支援学校） H28：75 人→H29：101 人→H30：170 人（35.6%） ※県立学校のみ　H30：5 領域　165 人（39.8%） →全ての領域で認定講習を実施するとともに、対象者一人一人の取得計画を確実に実施するための指導が必要である。	◆特別支援学校教諭免許状の保有率向上に向けた 8 か年計画 後期 3 か年計画 ◇特別支援学校管理職への周知及び依頼（4～5 月） ・全国及び高知県の免許状保有率状況、各校の取得対象者に関する情報提供 ・取得促進に係る指導について依頼 ※対象者に対し、管理職が取得計画を確認し、認定講習の受講及び免許状取得申請を指導、確認 ◇免許法認定通信教育（国立特別支援教育総合研究所）の受講促進と単位認定試験の実施 ・年 2 回開催（前期・後期）	◆特別支援学校の教員が、5 つ（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱、知的障害の領域）全ての特別支援教育領域の特別支援学校二種免許状以上の免許状を保有することにより特別支援学校の専門性の向上が図られている。 ・5 つ全ての特別支援教育領域の特別支援学校教諭二種免許状以上の免許状を保有する県立特別支援学校教員の割合 H31 末 85%以上 （H32 末：100%） 「前期 5 か年計画による到達目標」 勤務する県立特別支援学校の障害種に対応する特別支援学校教諭免許状の保有率 80%以上（H29 末） 5 つ全ての特別支援教育領域の特別支援学校教諭二種免許状以上の免許状を保有する県立特別支援学校教員数 150 名以上（H29 末）

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
69 特別支援学校等の専門性・教育内容充実事業 【特別支援教育課】 <事業概要> 各特別支援学校において、新学習指導要領の趣旨・内容の周知徹底を図るとともに、カリキュラム・マネジメントや「主体的、対話的で深い学び」の視点による授業改善等を具体化し、教育課程の充実・改善等を図る。 また、児童生徒の障害の重度・重複化や教育的ニーズの多様化に対応するため、より専門的な知識や技能を有する外部の専門家と連携・協力し、特別支援学校における専門性の向上を図る。併せて、専門家と特別支援学校が協働して小・中・高等学校への支援を行うセンター的役割を果たすことなど、チーム学校として組織的に取り組み、本県の特別支援教育の一層の充実を図る。 ◆新学習指導要領を踏まえた教育課程充実事業（H30～） ・平成 29 年4月に小学部・中学部の新学習指導要領が告示され、小学部は平成 32 年度、中学部は平成 33 年度から本格実施、高等部は平成 34 年度から年次進行での実施が予定されていることから、全ての障害種別の特別支援学校において新学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえた研究テーマを設定し、校内研修と教育課程研究集会を連動させた効果的な研修・研究を行う。 ※平成 29 年度までは、校内研修事業では各学校が自校の課題に応じてテーマを設定し研修・研究を行い、教育課程研究集会では、障害種別ごとに教育課程実施上の課題について研究協議を行う場としていた。 ◆外部専門家の配置・派遣 ・特別支援学校及び小・中学校等に理学療法士、言語聴覚士等の専門的な知識・技能を有する人材を配置・派遣し、自立活動等の指導の充実を図る。 ◆合理的配慮協力員の派遣 ・合理的配慮に関わる教職員への指導、助言や教職員の研修等の校内体制整備を行うため、学校が必要とする外部専門家を合理的配慮協力員として派遣し、児童生徒への合理的配慮の充実を図る。	◆校内研修事業、教育課程研究集会等 ◇校内研修会の実施 ・各学校の課題に合わせて外部講師を招へい ◇教育課程研究集会 ・障害種別ごとに実施 ・本校７校対象 ※視覚障害 聴覚障害 肢体不自由 病弱 知的障害	・障害種別ごとに実施 ・本校７校対象 ・文部科学省の新学習指導要領の説明会の内容（小中学部）を併せて周知	◆新学習指導要領を踏まえた教育課程充実事業 ◇校内研修会の実施 ・新学習指導要領の改訂内容を柱とした研究テーマを設定 ・研究テーマに合わせて外部講師を招へい ◇教育課程研究集会 ・障害種別ごとに実施 ・本校７校対象 （知的障害部会は本校ごとに実施） ・校内研修会の取組を踏まえ、研究協議 ◇新学習指導要領地方説明会 ・本校･分校 13 校対象 ・学校等を会場に７回 ※うち１回は特別支援教育総合研究所から講師を招へい
	◆外部専門家の配置・派遣 ◇特別支援学校及び小・中学校における外部専門家の活用について周知 ◇専門家の活用 ・142 件 （うち小・中学校等への支援 20 件）	（校長会等で周知） ・132 件 （うち小・中学校等への支援 18 件）	・120 件 （うち小・中学校等への支援９件） （１月末）
	◆合理的配慮協力員の派遣 ◇特別支援学校への合理的配慮協力員の派遣 ・活用校数　７校 活用件数　84 件 ※派遣は ICT 支援員のみ	・活用校数　９校 活用件数　107 件 ※ ICT 支援員に加え理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、視能訓練士、手話通訳士等の派遣の実施（H29～）	・活用校数　９校 ・活用件数　114 件 （１月末）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○特別支援学校の専門性の向上に向けた外部専門家との連携による取組が進んできたことで、特別支援学校の教育内容の充実が図られてきている。 ・肢体不自由特別支援学校に理学療法士の配置 ・特別支援学校の学校評価結果における保護者の教育内容（授業等）に関する満足群の割合 H28：89.7%→H29：88.9%→H30：93 %（13 校） ・特別支援学校における外部専門家の活用件数 H28：142 件→H29：132 件→H30：120 件(1 月末) ※高知若草養護学校に理学療法士を配置したことにより、肢体不自由の特別支援学校では事業の活用数は減少したが、授業内容等の充実は図られている。また、知的障害の特別支援学校の理学療法士の活用は昨年度より増加しており、自立活動の授業の充実につながっている。 ●小・中学校の特別支援学級における外部専門家の活用件数は、昨年度に比べ減少していることから、更なる活用の促進に向けて周知方法等を工夫する必要がある。 ・小・中学校における外部専門家（PT･ST･OT 等）の活用件数 H28：20 件→H29：18 件→ H30：9 件（1 月末） ・小中学校特別支援学級の新任担当への支援 H30：新任担当者学級数 105 学級 うちサポート事業の活用 25 学級（23.8%） →特別支援学級等サポート事業の実施要項等に外部専門家の活用ができることを明記するなど、更なる周知を図る。 ○平成 29 年度から、合理的配慮協力員を ICT 支援員に限定せず、学校の課題に応じた外部専門家を派遣するようにしたことにより、活用件数は増加し、合理的配慮が充実してきている。 ・合理的配慮協力員の活用件数 H28：7 校 84 件→H29：9 校 107 件→H30：9 校 114 件（1 月末） ※合理的配慮協力員（派遣した外部専門家） ICT 支援員、医師、看護師、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士	◆新学習指導要領を踏まえた教育活動充実事業 ◇校内研修会の実施 ・新学習指導要領の改訂内容を柱とした研究テーマを設定 ・各学校の研究テーマに合わせて外部講師による研修会等を実施（通年） ◇教育課程研究集会の実施 ・障害種別ごとに実施（8～12 月） ・本校 7 校対象 （知的障害部会は本校ごとに実施） ・特別支援学級担任へ参加呼びかけ ◇新学習指導要領地方説明会 ・本校･分校 13 校対象 ・文部科学省等から講師を招へいし説明会を実施 ◇研究主任連絡会 ・教育課程研究集会の趣旨や開催内容について確認や共有、授業研や学部研の活性化について協議（4 月） ◆外部専門家の配置・派遣 ◇特別支援学校及び小・中学校における外部専門家の活用について周知 ・校長会等 ・教育センターの特別支援学級の新任担当者研修で、事業を周知 ◇専門家の活用 ・外部専門家を各学校の要請に応じて派遣 ・小・中学校への支援の充実 各教育事務所指導主事が小・中学校を訪問する際に専門家に同行を依頼 ◆合理的配慮協力員の派遣 ◇特別支援学校への合理的配慮協力員の派遣 ・合理的配慮協力員を各学校の要請に応じて派遣	◆特別支援学校における外部専門家等の活用が進み、教職員の専門性が向上するとともに、小・中学校等への専門性の高い支援が行われるようになり、自立活動等の授業改善などの取組が充実している。 ◆特別な支援を必要とする幼児児童生徒に合理的配慮が適切に提供されている。 ・特別支援学校の学校評価結果における保護者の教育内容（授業等）に関する満足群の割合：100% ・小・中学校における外部専門家（PT・ST・OT 等）の活用件数：40 件以上

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
70 特別支援学校キャリア・プロジェクト 【特別支援教育課】 学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、特別支援学校の児童生徒一人一人の実態や進路希望に応じ、地域や関係機関等と連携、協働した早期からのキャリア教育、進路指導の充実を図り、自立と社会参加を実現する。 ◆特別支援学校キャリア・プロジェクト（H30～） ※H29 まで特別支援学校キャリア教育推進事業 ◇キャリア教育スーパーバイザーの派遣 ・特別支援学校へキャリア教育スーパーバイザーを派遣し、作業学習・生活単元学習等の授業改善を図る。 ◇就職アドバイザーの活用 ・特別支援学校に就職アドバイザーを配置し、就職を希望している生徒の就職支援体制の強化を図り、進路保障の充実を図る。 ◇高知県特別支援学校技能検定の実施 ・キャリア教育スーパーバイザーを招へいし、技能検定を実施し、生徒の学習意欲の高揚を図るとともに、労働局の主催する雇用促進セミナーにおいて企業への理解啓発を行い、特別支援学校卒業生の雇用の促進を図る。 ◇早期からのキャリアガイダンス ・各学校において、卒業後を見通した進路指導や就労支援セミナー、地域相談会等、早期からのキャリアガイダンスを実施する。 ◇就労体験・職場実習・施設体験等の実施 （就労体験・施設体験学習等） ・卒業後の生活を見据え、適切な進路につなげるため就労体験や施設体験学習を実施する。 （職場実習） ・実際の職場で実習することで、働く意欲を培うとともに、将来の職業生活や社会自立に必要な習慣、基礎的な知識や技能を身につける。 ◇職場定着支援 ・卒業生のアフターケアの情報や就労状況調査等から、職場定着のための手立て・支援の充実を図る。 ◇進路支援推進会議の実施 ・特別支援学校、就職アドバイザー、関係機関、企業等による情報交換・共有を行い、連携協力体制の充実と就労等支援のためのネットワークづくりを行う。 <就職アドバイザー> ・現場実習先や就労先の開拓、就労に関する生徒への支援が可能な人材をハローワーク等を通して配置 <キャリア教育スーパーバイザー> ・技能検定実施のための技能検定実施委員会の委員として、必要な外部専門家。（高知大学、高知労働局、高知障害者職業センター、高知県ビルメンテナンス協会、RKC 調理製菓専門学校等の専門家） ※大学教員や企業から講師を招へいし、授業改善に取り組む	◆特別支援学校キャリア教育推進事業 ◇キャリア教育スーパーバイザーの派遣 ・知的障害特別支援学校（3 校）へ派遣 ◇就職アドバイザーの配置・派遣 ・特別支援学校２校に２名を配置し、７校の特別支援学校に支援を実施 ◇技能検定の実施 ・第１回技能検定 （H29.1 月） 受検者数：27 名	・知的障害特別支援学校（3 校）へ派遣 ・特別支援学校２校に２名を配置し、７校の特別支援学校に支援を実施 ・第２回技能検定 （H30.1 月） 受検者数：50 名 ◇就労状況調査の実施 ・10 月実施 H26～28 年度の過去３年間の卒業生の離職率、離職までの期間、離職理由等について調査	◆特別支援学校キャリア・プロジェクト ・知的障害特別支援学校（4 校）へ派遣 ・特別支援学校２校に２名配置し７校で活用 企業訪問数 665 件 （1 月末） ・第３回技能検定 ・（H30.8 月） 受検者数 50 名 ◇早期からのキャリアガイダンスの実施 ・保護者や生徒へのガイダンスを実施 （9 校 27 回見込み） ◇就労体験・職場実習・施設体験等の実施 ・各学校で実施 ◇職場定着支援の実施 ・アフターケアの実施 （各学校報告 3 月末） ◇進路支援推進会議の実施（2/18） ・参加者 企業・団体　6 名 関係機関　7 名 学校関係　21 名

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○県立知的特別支援学校では、就職アドバイザーとの連携やキャリア教育の充実に向けて取組が進んできており、近年、就職率も全国平均を上回る状況が続いている。 ・就職率（%） （A 型事業所を含めた一般就労：知的特別支援学校） ※H30 は高知県速報値 ※H29・30 全国平均は、H31.2 月時点未公表	◆特別支援学校キャリア･プロジェクト ◇キャリア教育スーパーバイザーの派遣 ・各学校での技能検定に向けて、授業改善の取組の実施 ・知的障害以外の障害種の特別支援学校での活用を推進 ◇早期からのキャリアガイダンスの実施 ・各学校の状況に応じて、できるだけ早期から保護者や生徒へのガイダンスを実施 ◇就労体験・職場実習・施設体験等の実施 ・体験や実習先は、生徒の障害の特性等の実態を十分に把握し、就職アドバイザーと連携してマッチング ◇就職アドバイザーの活用 ・特別支援学校２校に２名配置し７校で活用 ◇高知県特別支援学校技能検定の実施 ・実施日程：８月 ・情報処理の部門を新設 ・検定会場への移動手段の確保 ◇職場定着支援 ・外部機関と連携し職場定着を支援 ※アフターケアによる情報や就労状況調査の結果をもとに、在学中の児童生徒の授業改善等、支援の充実を図る ◇進路支援推進会議の実施 ・障害のある子供の学校卒業後の進路 ・進路先の拡充や一般就労の促進 ・企業との意見交換	◆生徒の進路保障や社会参加の充実を図るため、特別支援学校、就職アドバイザー、関係機関、企業等の連携協力体制が充実するとともに、就労等支援のためのネットワークが構築されている。 ◆就職アドバイザー、キャリア教育スーパーバイザーを有効に活用し、キャリア教育の充実が図られている。 ◆高知県特別支援学校技能検定に多くの生徒が参加し、その成果が就労に結びつく等の方向で充実が図られている。 ・就職率（A 型事業所を含めた一般就労：知的特別支援学校）：全国平均以上

	H26	H27	H28	H29	H30
高知県	37.4	32.9	49.5	35.2	37.6
全国平均	31.5	32.1	32.9	ー	ー

○進路支援推進会議を開催し、特別支援学校生徒の一般就労の促進や定着支援等について企業と特別支援学校で情報共有や意見交換を行ったことで、お互いに理解が深まった。

●特別支援学校が企業の現状やニーズを把握するとともに、企業等が障害のある生徒の就労やその支援について理解を深められるようなネットワークづくりが必要である。

→「進路支援推進会議」を来年度も継続して実施し、企業等と意見交換等を行い、企業等への理解啓発とともに各学校での進路指導等の改善にフィードバックする。

●知的障害以外の特別支援学校においてもキャリア教育スーパーバイザーの活用を促し、キャリア教育の視点での授業改善を進める必要がある。

→特別支援学校長会や副校長・教頭会等で周知するとともに、国の事業とも関連させ、指導主事の学校訪問を行いながら、計画的に活用できるようにする。

○就職アドバイザーによる企業への啓発や職場開拓が進み、実習の受け入れ先や就労先に広がりができた。

→就職アドバイザーから進路先のネットワークを、進路主任等が受け継ぎ、卒業生の現場実習先や就労先となるように適宜訪問を行う。

●進路決定時に職業のマッチングに課題がある場合、早期離職となるケースも生じていることから、保護者への早期からのガイダンスを行うとともに、就職アドバイザーと連携し、就労体験や職場実習に計画的に取り組む必要がある。

→卒業生の就労状況調査やアフターケアにより、離職の理由等を把握し、在学時の指導内容等の見直しや、卒業後必要となる支援方策などを検討する。

○第 3 回技能検定は、昨年度と同じく清掃部門５種目、接客部門１種目で実施し、生徒 50 名が参加し、うち 19 名が１級の認定を取得することができた。

→知的障害以外の障害種から参加できるよう、来年度から情報部門の開催実施に向けて計画する。また、企業等への啓発には、雇用促進セミナーと進路支援推進会議を活用していく。

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
71 第 44 回全国高等学校総合文化祭 高知大会開催準備 【高等学校課】 <事業概要> 平成 32 年夏に開催される第 44 回全国高等学校総合文化祭高知大会（2020 こうち総文）は、全国から約 2 万人の高校生、10 万人の観客が見込まれ、総合開会式やパレードのほか、規程部門と協賛部門を合わせた 23 部門が、県内各地で 7 日間に渡って開催される。 そのため各専門部門の生徒の育成、おもてなしや部門運営に生徒が全面的に関わることから、生徒実行委員及び部門生徒実行委員の育成を図る。 ◆高知県実行委員会の設立と事務 ・生徒たちの企画・運営を円滑に進めるために、知事を名誉会長、教育長を会長とする組織を構成する。開催地の首長、教育長も役員に就任し、高校生のバックアップを図る。 ◆生徒実行委員の育成 ・おもてなしや総合開会式など、大会全体に関わる 6 つの委員会による各事業の企画・運営を行う。そのために、30～80 名程度の生徒を公募し、先催県視察、広報イベント、総合開会式やパレードの企画・運営を担当する。 ◆部門生徒実行委員の育成 ・各部門で取り組む開催内容やおもてなしなどを企画・運営を行う生徒を、部門担当校と部門から選出し、ともに連携を深めて取り組む。	◆高知大会開催基本方針の策定 ◇先催県の取組の調査 ◇開催準備委員会 ・第 1 回 ◆生徒による企画 ◇高知県高等学校文化連盟の生徒による「生徒基本方針検討委員会」の開催と基本方針の策定 ◆部門生徒の育成 ◇高知県高等学校文化連盟及び関係団体との連携と今後の役割分担について協議	・第 2 回、第 3 回 ・基本計画の策定 ・大会シンボルマーク・ロゴタイプ等の決定 ◇高知県高等学校文化連盟の生徒による「生徒広報委員会」の開催と PR 方法の検討及び実施 ◇大会テーマの公募 ◇文化団体との具体的な計画作成と基本方針への反映	◆高知県実行委員会の設立と事務 ◇実施計画作成のための連携 ・知事部局、県教育委員会、県警、市町村等 ◆生徒実行委員の育成 ◇生徒実行委員会の業務の周知と行事の計画（8 回開催） ・先催県交流と視察（長野） ・各種研修 ・大会企画 ◆部門生徒実行委員の育成 ◇部門生徒実行委員会の組織と部門企画 ・部門と担当校の連携 ・部門委員会の組織 ・部門代表委員の決定
72 文化部活動サポート事業 【高等学校課】 <事業概要> 文化部活動の顧問は、部の種類の多さや教員配置の関係から専門としていない教員が担当することも多く、専門的な技術力の向上等の面で、生徒や保護者の要望に十分応えられていない状況がある。また、平成 32 年全国高等学校総合文化祭に向け、文化部全体の活性化を図るため、芸術文化部活動に関わる人材を育成する必要がある。 このため、各学校の文化部活動に対して専門家を派遣し、文化部活動の質的向上を図る。 ◆文化部活動支援員の派遣（H29～） ・県立学校の文化部活動について、専門的な指導力を有した支援員を各学校のニーズに応じて派遣し、文化部活動の充実と技術力の向上が図られるように支援する。 ◆学校魅力化・文化拠点づくり事業（H31～） ・先進校にて研修を受けることにより、学校に新たな魅力を付加するスキルを身につける取組や、学校を文化拠点として魅力ある地域づくりの手法を学ぶ取組を推進する。		◆文化部活動支援員の派遣 ◇文化部活動支援員の派遣 ・19 校 31 部活動 ・1 部当たり 10 回 合計 278 回派遣	・18 校 33 部活動 ・1 部当たり 12 回 合計 360 回派遣

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○各機関や文化団体との連携により基本計画が策定できた。 ・基本方針（生徒基本方針検討委員会） 「高知家で待ちゆうき！拡げよう　魅せよう　繋げよう」 ・大会テーマ（生徒公募） 「蒼海の知　緑樹の感　陽光の志　いま、南国土佐に集うとき」 ・大会イメージソング「繋ぐ」 ・大会マスコットキャラクター「土佐なる子」 ○平成 29 年度、「生徒広報委員会」の委員に委嘱された高校生が主体となって、こうち総文広報イベント（1000 日前フェスタ）の企画開催や、大会案内リーフレット、PR 動画の作成を行い、気運の醸成につなげた。 ○平成 30 年度に委嘱した「生徒実行委員会」の委員が主体となって、11 月に 2020 こうち総文 PR イベントを企画開催し、マスコミにアピールするなど、こうち総文の重要な事前周知の機会となった。（平成 31 年 3 月 17 日に 500 日前イベントを開催） →平成 30 年度に高知県実行委員会、生徒実行委員会、部門生徒実行委員会がそれぞれ発足した。これらの委員や事務局の活動により、大会開催準備が本格化した。今後は取り組みを更に深めることによって大会の成功につなげる。	◆高知県実行委員会の設立と事務 ◇プレ大会の実施（11 月） ◇実施計画推進のための連携 ・知事部局、県教育委員会、県警、市町村　等 ◆生徒実行委員の育成 ◇生徒実行委員会の業務の周知と行事の実施（委員会 9 回開催） ・プレ大会の企画実施 ・広報イベント実施 ・先催県交流と視察（佐賀） ◆部門生徒実行委員の育成 ◇部門生徒実行委員会の組織と開催 ・プレ大会の企画実施 ・先催県視察（佐賀） ・部門と担当校の連携	◆生徒による各種の芸術・文化活動やおもてなしが全国の場で発表、提供されることを通して、芸術・文化活動への参加の意欲が喚起され、創造的な人間育成が図られ、また、文化活動を通した全国的・国際的規模での生徒相互の交流、親善が図られている。 ・高校生参加：約 2 万人 ・観客動員：約 10 万人 ・経済効果：20～25 億円
○文化部活動支援員の派遣対象部では、専門的な指導者がいることにより、新規入部生徒などを中心に部員数が増加するとともに、活発な活動につながってきている。また、生徒の技術の向上が顕著であり、自主的に練習に取り組む姿勢が見られるようになった。指導者は、生徒のことを一定理解して専門的な指導ができており、顧問（教員）は生徒の様子や活動の仕方への助言に十分に気を配ることができるようになった。 ●茶道部、華道部を中心に専門的指導者を必要とする学校が多いが、文化祭などの行事の前などに集中する傾向があり、年間を通した指導に事業が生かせていないと見られる。 →年間を通した指導に生かせるよう派遣回数の上限を増やす方向で取り組む。	◆文化部活動支援員の派遣 ◇文化部活動支援員の派遣 ・30 部活動に支援 ・1 部当たり 12 回 ・合計 360 回の派遣 ◆学校魅力化・文化拠点づくり事業 ◇学校に新たな魅力を付加する取組 ・複数校 先進校での視察研修を行い、指導方法やチーム運営等を学ぶことにより自校のマネジメント能力を高める。 ◇学校を文化拠点とした地域づくり先進地の手法を学ぶ取組 ・複数校 地域のリーダーが先進地域での視察研修を行い、学校と地域とが連動したまちづくりのスキームを学ぶことにより、フィードバックを図る。	◆文化部活動における生徒の専門的な技術が改善されている。 ・文化部活動支援員の派遣 合計 400 回以上 ◆文化部活動が、学校や各地域の活性化に大きく貢献している。

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
73 ソーシャルスキルアップ事業（仲間づくり合宿） 【高等学校課】 <事業概要> ◆仲間づくり合宿の実施 ・１年生での中途退学者が多い状況を改善するため、各学校において、新入生を対象とした「仲間づくり合宿」を実施するなど、高校入学後早い段階から、個に応じたきめ細かく組織的な指導の実現を図る。	◆仲間づくり合宿の実施 ◇宿泊合宿実施 ・18 校 国立室戸青少年の家 県立幡多青少年の家 等 ◇1 日体験活動 ・９校 心の冒険教育 カヌー研修　等	・19 校 国立室戸青少年の家 県立幡多青少年の家 等 ・９校 心の冒険教育 カヌー研修　等 ◇高校生活や学習等に関するオリエンテーションの実施（全校）	・19 校 国立室戸青少年の家 県立幡多青少年の家 等 ・９校 心の冒険教育 カヌー研修　等
74 新学習指導要領に向けた事業 （主権者として求められる資質・能力を育む教育の充実） 【高等学校課】 <事業概要> 生徒の主権者として求められる資質・能力を育むために、主体的・対話的で深い学びの学習方法を活用しながら、現実社会の諸課題を取り扱うことや、実践的・体験的な活動を取り入れることなどにより取組の充実を図る。 ◆主権者として求められる資質・能力を育む教育の充実 ・各学校における主権者として求められる資質・能力を育む教育の充実に向けて、指導計画の作成及び PDCA サイクルに基づいた取組の改善を図る。 ・学校間で取組の成果や課題を共有するため、全校参加による研究協議会を開催する。 ・研究指定校を設置し、現実社会の諸課題を取り扱う授業や、模擬投票、地域課題解決学習など実践的な活動を取り入れた取組等の実践研究を行う。	◆主権者として求められる資質・能力を育む教育の充実 ◇指導計画の作成・実施（全校） ・取組の検証と改善 ◇研究協議会（全校参加）による指導事例、成果、課題等の共有 ◇有権者として求められる力を育む実践的研究 ・研究指定校３校 （山田・須崎・中村） ・具体的な政治的事象を扱う授業や模擬選挙など、現実の政治を素材とした実践的な教育活動の研究・成果の普及 （主な実施内容） <山田> ・選挙管理委員会による出前授業の実施 ・香美市と連携した「子ども会議」の実施 <須崎> ・模擬投票の実施 ・防災プロジェクトチームによる地域防災活動 <中村> ・「成人年齢引き下げ」の是非についての討論・模擬投票 ・県議会議員を招いてのパネルディスカッション（11 月） <全体> ・研究協議会（1/30）	・取組の検証と改善 ◇主権者として求められる資質・能力を育む教育に係る実践的研究 ・研究指定校３校 （山田・須崎・中村） ◇県議会議員と高校生との意見交換会 ・実施校３校 （安芸・山田・中村） （主な実施内容） <山田> ・地域企業の CM 作成 ・市長へのまちづくりアイデア提言 ・高校生と県議会議員で政策をつくる ・知事への政策提言 <須崎> ・新聞活用の取組 ・地域巡見・地域活性化策の検討 <中村> ・現実社会の課題についての小論文作成 ・県議会議員とのパネルディスカッション <安芸> ・「成人年齢の引き下げ」をテーマとした鼎談・ポスターセッション <全体> ・研究協議会（２/２）	・取組の検証と改善 ・研究指定校３校 （山田・須崎・中村） ・実施校３校 （安芸・山田・中村） （主な実施内容） <山田> ・地域企業の CM 作成 ・市長へのまちづくりアイデア提言 ・高校生と県議会議員で政策をつくる ・県政課題解決策の提言 <須崎> ・新聞活用の取組 ・地域巡見・地域活性化策の検討 <中村> ・現実社会の課題についての小論文作成 ・県議会議員とのパネルディスカッション <安芸> ・「外国人観光客を呼び込んだ県東部地域の活性化」をテーマとした県議会議員との意見交換会 <全体> ・研究協議会（２/１）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○各学校において、入学時の早い段階での集団活動やオリエンテーションの実施が定着してきたことにより、生徒の仲間意識の向上や学校生活に係る不安の解消につながっている。 ・仲間づくりのための活動の実施率 H30：100% ●仲間づくり合宿等の活動実施後の、生徒の情報の共有方法や他の情報とのリンクなど、組織的な支援体制のさらなる充実を図る必要がある。 ➔仲間づくり合宿等とQ-Uアンケート調査などを連動させて生徒支援に活用している学校の事例やスクールカウンセラーとの連携など、効果的な実践について情報提供を行い、他校への普及を図る。	◆仲間づくり合宿の実施 ◇宿泊合宿、体験活動の実施（30校） ◇高校生活や学習等に関するオリエンテーションの実施（全校） ◇効果的な実践事例の普及 ・予算計上前に、各校の効果的な実践について情報提供	◆人間関係を早期に築かせるとともに、学校に対する理解を深めることにより、過ごしやすい学級や学年集団がつくられ、高校生活への適応が円滑に行われている。 ・仲間づくりのための活動の実施率：100%
○各指定校において、指導計画に基づく特色ある取組が進んでいる。 ○県オリジナルアンケート結果（県平均）では、公共的な事柄への参画意識の項目において、3学年とも肯定的回答が5割を超えている。また、学年が上がるごとに肯定的な回答の割合が増加している。 ・県オリジナルアンケート調査結果における肯定的な回答の割合（H30.12月） 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」：60.2%（3年） 「地域や社会をよりよくするために、地域貢献活動やボランティア活動など、実際に行動している」：35.1%（3年） ●平成30年度の県オリジナルアンケート結果（全日制）では、公共的な事柄への参画意識については、一定育まれつつあるが、まだ十分な行動にまで結びついていない現状が見られる。 ➔公共的な事柄への参画意識については、一定育まれつつあるが、まだ十分な行動にまで結びついていない現状が見られることから、今後は、社会や身の回りの課題を自分のこととして考え、行動につなげる取組を、生徒、教員の双方が主権者教育の視点をより意識して取り組んでいく必要がある。 ●主権者として求められる資質・能力のさらなる向上、特に、自ら考え、判断し、高校卒業後にも継続して社会に参画していく態度を育成する必要がある。 ➔指定校において、実践研究を引き続き行うとともに、研究協議会等を通じて各校の実践事例等の共有を図ることで、各校の取組のさらなる充実を図る。	◆主権者として求められる資質・能力を育む教育の充実 ◇指導計画の作成・実施（全校） ・取組の検証と改善 ◇研究協議会（全校参加）による指導事例、成果、課題等の共有 ◇主権者として求められる資質・能力を育む教育に係る実践的研究 ・新規に研究校を指定 ◇県議会議員と高校生との意見交換会 平成30年12月に実施した県オリジナルアンケート結果（全日制）では、公共的な事柄への参画意識については、一定育まれつつあるが、まだ十分な行動にまで結びついていない現状が見られる。	◆全ての県立学校において、主権者として求められる資質・能力を育むための教育の充実が図られることで、社会や政治等に対する生徒の関心が高まるとともに、社会に参画していく態度が育成される。 ・県オリジナルアンケート調査結果における肯定的な回答の割合 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」：65%以上 「地域や社会をよりよくするために、地域貢献活動やボランティア活動など、実際に行動している」：50%以上

事業名称【担当課】・事業概要	実績 H28	実績 H29	実績 H30
75 特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流実践充実事業 【特別支援教育課】 <事業概要> ◆特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流の充実 ・障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が互いに理解し合うための学習機会の充実を図るため、居住地校交流（特別支援学校で学習する児童生徒が、居住地域の小・中学校において行う交流及び共同学習）の実施促進を図る。 ※副籍 特別支援学校の児童生徒が、在籍する学校以外に副次的な籍を置き、必要な学習を受けることを可能にする制度	◆特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流の充実 ◇特別支援学校の保護者への周知 ・小学部１年生は原則全員実施 ・年度当初の学級懇談や個人面談等を活用 ◇市町村教育委員会、学校への周知 ・リーフレット等を活用した周知 ・初めて実施する市町村教育委員会への訪問説明 訪問７件 （２市４町１村） ◇効果的な実践事例をまとめホームページに掲載	◇啓発用リーフレットの作成（３月） 訪問２件 （１市１町）	◇啓発用リーフレットの配付（４月） ・居住地校・特別支援学校保護者 訪問１件 （１村） ◇副籍のシステムの構築に向けた検討
76 体育授業の質的向上対策 <高等学校・特別支援学校> 【保健体育課】 <事業概要> 生涯スポーツの実践につながる体育・保健体育授業の質的な向上に向けて、各学校における教科会の充実、校内研修や年次研修の工夫・改善を図るとともに、スポーツに対する理解を深める取組を推進する。 ◆効果的な教材の作成・活用 ・発達段階に応じた運動テーマを組み合わせた教材等を活用していくことで、授業改善と体力向上を図る。 ◆授業改善に向けた教科会の充実 ・各学校において、日常的に授業の質を高める取組を徹底するため、体育学習の評価に関する手引きを活用した適切な評価規準や評価方法の設定と、授業改善に向けた教科会の充実を図る。 ・授業改善や体力向上に向けた効果的な実践事例を蓄積・普及するため、研究協力校を指定し、実践研究を継続的に進め、その成果を全学校に普及する。 ◆オリンピック・パラリンピック教育の推進 ・2020 年に向けて、オリンピック・パラリンピックへの国民の関心を高め、スポーツの価値や効果の再認識を通じ、国際的な視野を持って世界の平和に向けて貢献できる人材を育成するため、地域セミナーや出前授業等を行う。	◆効果的な教材の作成・活用 ◇指導教材の作成・配付 ・体力アップ 75 プログラムの配付 （全公立高等・特支） ◆授業改善に向けた教科会の充実 ◇適切な評価規準・評価方法の設定について周知 ・体育主任会で周知 ◆オリンピック・パラリンピック教育の推進 ◇オリパラ教育研修会 ・地域ワークショップ ・地域セミナー ◇出前授業等の実施 ・３か所訪問 ◇オリンピック・パラリンピック教材の活用推進 ◇トップアスリート夢先生派遣事業の活用	◇教材の活用の促進 ・体育主任会（５月）や年次研修において教材の活用を周知 ◇研究協力校における実践研究 ・協力校：１校 ・取組計画の作成・実践 ・公開授業 ・実践状況の点検、評価 ・地域セミナー 教員対象 ２回 ・３か所訪問	◇授業づくり Basic に基づいた授業改善 ・協力校：２校 ・指導主事の訪問 （各校年間４回） ◇「スポーツの価値教育（JADA）」の推進 ・モデル校：２校 ・授業公開 各校２回 ・実践発表（東京） ・地域セミナー 教員対象 ２回 大学講師招へい ・３か所訪問

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○居住地校交流について、実施校や参加者から肯定的な意見・感想が多く寄せられている。 ●居住地校交流の実施率は増加傾向にあるが、目標としている小学部１年生の全員実施には至っていない。 ・居住地校交流の実施率（%） H27 / H28 / H29 / H30 小学部 20.9 / 37.6 / 41.7 / 49.0 小学部1年生 22.6 / 64.3 / 59.1 / 63.3 小中学部 11.4 / 23.5 / 28.2 / 29.3 ※居住地校交流の継続実施率 H28 年度→H29 年度継続 62.9% H29 年度→H30 年度継続 59.8% ➔保護者に対し、担任や管理職から、交流の意義や具体的な交流方法等について丁寧な説明が行われるよう、引き続き学校への周知を図る。	◆特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流の充実 ◇居住地校の教職員及び特別支援学校の保護者への周知 ・居住地校・特別支援学校保護者用のリーフレットを年度当初に送付 ※小学部１年生については、原則的に全員実施 ・小中学校長会（４月）等で周知 ◇効果的な実践事例の紹介 ・定期的な実施報告の内容を基に各校の進捗状況を把握、好事例をまとめホームページに掲載 ◇インクルーシブ教育システムの構築に向けた検討 ・副籍の取組の周知・検討 小中学校長会（地区別） 特別支援学校長会 市町村訪問	◆居住地校交流を活性化及び充実させることにより児童生徒の社会参加に向けた意欲が醸成されるとともに、社会性が育まれている。 ・小学部の児童の居住地校交流の実施率：70%以上
●指導教材については、活用方法等のモデル例を示しながら活用を推進する必要がある。 ○体育主任会や協力校による授業改善の取組、研修の充実などを通じて、運動時間及び体育・保健体育の授業に対する肯定的な意識の改善につながりつつある。 ・１日の運動時間が 30 分未満の生徒の割合が、平成 27 年度と比較して減少している学校の割合 H30：46.9%（ H29：44.1%） ・体育・保健体育の授業が楽しいと思う生徒の割合が、平成 27 年度と比較して増加している学校の割合 H30:56.3%（H29：38.2%） ●協力校での授業改善に係る成果や課題について、各学校への周知が不十分であるため、日常的に体育授業の質を高め合う仕組みづくりを全学校に浸透させるまでには至っていない。 ➔体育主任会協力校での取組を各学校に発信するとともに、各学校の実施状況を把握し、今後の取組を明確にする。 ●2020 年に向けて、オリンピック・パラリンピック教育を一層推進する必要がある。 ➔推進校や出前授業を実施する学校の拡大を図るとともに、国際パラリンピック委員会公認のパラリンピック教育教材「I'mPOSSIBLE」の各学校での活用を促していく。	◆効果的な教材の作成・活用 ◇教材の活用促進 ・体育主任会において体力アップ 75 プログラム等、指導資料の活用を周知 ◆授業改善に向けた教科会の充実 ◇新学習指導要領に基づく評価規準・評価方法の設定について周知 ・体育主任会で周知 ◇「高知県授業づくり Basic ガイドブック－高校授業編－」に基づく授業改善 ・協力校３校程度 ・指導主事の訪問（各校年４回程度） ◇「体育・保健体育指導力向上伝達講習会」「体育・保健体育課題解決研修会」の実施 ・参加者は自校の教科会等において内容を伝達 ◆オリンピック・パラリンピック教育の推進 ◇オリパラ教育研修会の開催 ・地域ワークショップ ・地域セミナー ◇オリンピック・パラリンピック教材「Im POSSIBLE」の活用推進 ・体育主任会やオリパラ教育研修会等で実践事例を示しながら活用を促進 ◇出前授業等の実施 ・パラスポ体験教室 ・あすチャレ！ ・ゆめチャレ！	◆高等学校・特別支援学校において、体育・保健体育の授業の質が高まることにより、運動が好きな生徒が増加している。 ・１日の運動時間が 30 分未満の生徒の割合が、平成 27 年度と比較して減少している学校の割合：80%以上 ・体育・保健体育の授業が楽しいと思う生徒の割合が、平成 27 年度と比較して増加している学校の割合：80%以上 ・指導教材の活用率 高等学校：100% 特別支援学校：100% ※H31 年度に調査実施

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
77 運動部活動強化支援事業 【保健体育課】 <事業概要> ジュニアからの系統立った指導体制の確立及び重点的な選手育成を図るため、県立高等学校の中から運動部活動強化校を指定し、専門的な指導ができる顧問の配置や外部指導者の派遣、活動費の支援を行う。 ◆運動部活動強化校の指定・支援 ◇運動部活動強化拠点校 ・県の東部、中部、西部の各地域の拠点として、学校全体で組織的に運動部活動を推進する学校を強化拠点校として指定し、活動の充実に向けた支援を行う。 ◇運動部活動強化推進校 ・県立高等学校の運動部活動において、全国規模の大会や県内大会で優秀な成績を収めた実績のある学校の運動部を運動部活動強化推進校Aとして、特色ある取組を行う運動部を運動部活動強化推進校Bとして指定し、活動の充実に向けた支援を行う。		◆運動部活動強化校の指定・支援 ◇強化拠点校 ・東部：安芸高校 中部：岡豊高校・高知工業高校 西部：中村高校 ◇強化推進校A ・山田：陸上競技部 高知東：レスリング部 ・高知南：レスリング部 ◇強化推進校B ・室戸：女子硬式野球部 嶺北：カヌー部 佐川：男子ソフトボール部 須崎：カヌー部 梼原：アーチェリー部 幡多農業：ボート部 ◇連絡協議会の開催及び強化校訪問 ・連絡協議会：2回 ・強化校訪問：各校1回	◇強化拠点校 ・東部：安芸高校 中部：岡豊高校・高知工業高校 西部：中村高校 ◇強化推進校A ・山田：陸上競技部 高知東：レスリング部 高知南：レスリング部 丸の内：女子ソフトボール部 ◇強化推進校B ・室戸：女子硬式野球部 嶺北：カヌー部 佐川：男子ソフトボール部 須崎：カヌー部 梼原：アーチェリー部 幡多農業：ボート部 橿原：硬式野球部 幡多農業：馬術部 → ・連絡協議会：1回 ・強化校訪問 ：新規のみ訪問

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○強化校からの全国高等学校体育大会入賞者が徐々に増加している。また、強化校に指定されることで、部員のモチベーションが向上するなどの効果も報告されている。 ●「県立学校に係る運動部活動の方針」に基づく部活動運営と強化の在り方について、更に検討する必要がある。 ➔高知県運動部活動改革推進委員会において協議する。 ➔「県立学校に係る運動部活動の方針」に基づき、効果的・効率的に強化を図る県内の学校についての情報収集を行う。 ➔他県の取組状況について情報収集を行い、競技力向上に向けた効果的な運動部活動や課題解決の手法の実践事例等の情報を発信する。 （参考） ・全国高等学校体育大会入賞者数（県立学校） | | H28 | H29 | H30 | | 個人 | 4 | 7 | 8 | | 団体 | 0 | 1 | 0 |	◆地区別校長会における周知 ◇強化拠点校への支援の継続実施 ・指定校（4校） ◇強化推進校A ・継続で指定1校 ・新規で指定3校程度 ◇強化推進校B ・継続で指定2校 ・新規で指定6校程度 ◇強化校訪問 ・新規校を中心に訪問 ※「高知県立学校に係る運動部活動の方針」の適切な運用を考慮した事業の見直しを行う ◇連絡協議会の開催及び強化校訪問 ・連絡協議会：1回 ・強化校訪問	◆全国高等学校体育大会の入賞数が増加する。 ・全国高等学校体育大会入賞者数 個人：10 団体： 5

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
78 教員の働き方改革 【教職員・福利課、教育政策課、小中学校課、高等学校課、保健体育課、人権教育課】 <事業概要> 教員の身体的、精神的な負担を軽減し、本来業務である授業改善や個々の児童生徒に応じた生徒指導などの子どもと向き合う時間を確保し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮することができるよう、市町村教育委員会や学校と連携し、教員の働き方改革の取組を推進する。 ◆学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革 ・長時間勤務をやむなしとするこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で、組織的・効率的に業務を遂行するため、働き方改革推進校の事例を周知するなど、教職員の意識改革を図る。 ・若年からベテランまでが組織として協働的に業務に取り組む体制づくりを推進する。 ・在校等時間の把握と時間管理、学校閉校日等の設定など、管理職のマネジメントの実践により、在校等時間を意識したメリハリのある働き方を進める。 ◆業務改善・効率化の取組 ・学校・教員が担ってきた業務を整理し、保護者や地域の理解や協力を得ながら業務量を減らす取組を進める。 ・校務支援システムの導入により、指導要録や学習評価等の業務の電子化や教材等の共有化など、教務関係事務に係る業務の効率化・削減を図る。 ◆専門スタッフ・外部人材の活用 ・教員の専門性を必要としない事務的業務等を教員に代わって行う校務支援員（スクール･サポート･スタッフ）を配置する。 ・児童生徒や家庭の課題に対し、心理や福祉に関する専門的な見地から学校・教員を支えるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの配置を拡充する。 ・部活動顧問を支援する支援員に加え、顧問に代わり単独で指導や引率が可能となる部活動指導員の配置を進める。 ・共同学校事務室の充実による学校事務体制の強化（別掲　事業４参照） ・地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実（別掲　事業９参照） ・学習指導・支援の充実のため放課後等における学習支援員の活用（別掲　事業 14、55 参照） ・運動部活動支援員に加え、引率・単独指導が可能な運動部活動指導員の活用（別掲　事業 16 参照） ・引率・単独指導が可能な文化部活動指導員の活用（別掲　事業 18 参照） ・教育相談支援体制の充実・強化のため SC・SSW の活用（別掲　事業 12、13 参照） ・県運動部活動ガイドラインを踏まえた市町村独自のガイドラインに沿った部活動休養日や適切な練習時間の設定（別掲　事業 50 参照） ・小学校における「メンター制」を活用した OJT の充実（別掲　事業６参照） ・市町村立学校における校務支援システムの整備の推進（別掲　事業 124 参照）	・手書きの勤務時間記録簿による把握 ・働き方改革推進校の選定 ・「活力ある学校づくり（改訂版）作成準備	◆学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革 ◇勤務時間の把握と過重勤務者の減少に向けた取組の推進 ・勤務時間の把握と時間管理 ・会議の見直しや行事の整理・統合等、業務改善の推進を通知 ◇働き方改革推進校での取組の促進 ・４市（６中学校） ※市町村教育委員会連合会が共通して取り組む５項目を設定 ・学校閉校日等の設定 ◇働き方に関する意識改革 ・校長を対象としたマネジメント研修の実施（全公立学校） ◆業務改善・効率化の取組 ◇業務の効率化・削減 ・学校等に対する調査・照会の見直し ・「活力ある学校づくり（改訂版）リーフレット」の配布（全教職員） ◇学校徴収金業務の学校事務職員への移管やシステム化の検討 ・４市４中学校 ◆専門スタッフ・外部人材活用の取組 ◇校務支援員の配置 ・３名 ◇部活動支援員の配置 ◇学習支援員の配置 ◇SC・SSW の配置 ◇地域学校協働本部の設置促進	・学校で直ちにできる取組（業務分担の見直し・平準化等）、実施促進 ・月別時間外勤務の把握 （推進校の拡大） ・６市（12 小・８中） ・進捗の確認と取組の要請 ・校長を対象としたマネジメント研修の実施（全公立学校） ・部活動ガイドラインに沿った取組の実施（別掲　事業 50 参照） ・研修、研究指定事業等の見直し ・「働き方改革に関するリーフレット」の配布（全教職員） ・学校徴収金の口座振替への移行の推進 ・20 名を配置 12 小学校８中学校 （別掲　事業 17 参照） ◇部活動支援員の配置 ◇部活動指導員の配置 ◇学習支援員の配置 ◇SC・SSW の配置 ◇地域学校協働本部の設置促進

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）

○推進校では、勤務時間の把握と時間管理を行うことで、働き方に関する意識改革が徐々に進んできた。また、業務改善に取り組むことで、教材研究等の子どもと向き合う時間の増加につながってきている。

●市町村教育委員会連合会が共通して取り組むこととした５項目の取組は一定進展したが、勤務実態を市町村が把握する仕組みはまだ十分整っていない。

・市町村教育委員会の取組状況（H30）

取組5項目	市町村数	(%)
勤務時間把握の仕組み	18	51.4
学校閉校日	27	77.1
定時退校日	10	28.6
最終退校時刻	8	22.9
部活動休養日	24	68.6

→在校等時間を把握・集計する仕組みの構築について引き続き市町村教育長会等で要請する。

●県立学校では、勤務時間管理システムが整備され、適切な把握が可能となったことで、より正確な過重勤務者の実態が明らかになった。

・月 100 時間を超える時間外勤務又は月 80 時間を超える時間外勤務を２カ月連続して行った教職員数（県立）
H30.12 月：168 人

→各県立学校の経営計画に示された働き方改革の取組について進捗管理を行うとともに、校長会や学校訪問時に取組の徹底を要請する。

●特に若年教員において時間外勤務の常態化・固定化の傾向がみられることから、限られた時間の中で、組織的・効率的に業務を遂行する働き方への転換が必要である。

→「メンター制」の導入等により、OJT の仕組みを充実させ、若年からベテランまでが組織として協働的に業務に取り組む体制づくりを進める。

●部活動が長時間勤務の主な要因になっている。

→部活動指導員や支援員の配置を拡充するとともに、管理職がマネジメント力を発揮して、部活動ガイドラインに沿った計画と実行の管理を徹底するよう要請する。

●管理職が教員個々の勤務時間や業務内容を把握・分析し、働き方改革の推進に向けたマネジメント力を発揮する必要がある。

→管理職を対象としたマネジメント研修の実施を継続する。

●教材研究や授業準備を行う時間を生み出すためには、業務の削減が必要である。

→県教育委員会が実施する「調査・照会」、「研修・会議」、「研究指定事業」の統合や廃止、削減などの見直しを継続する。

→各学校における業務の効率化・削減を推進するため、推進校の先進事例（学校徴収金の口座振替への移行など）等を提供する。

●「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた対応が求められる。

→ガイドラインの運用等の国の動向を見定めながら、県立学校の方針を策定するとともに、市町村教育委員会に対しては、情報提供等により策定を支援していく。

◆学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革

◇勤務時間の把握と過重勤務者の減少に向けた取組の推進
・市町村教育委員会において在校等時間を把握・集計する仕組みの構築等を教育長会等で要請（２回）

◇推進校による業務改善の実践
・高知市内の全小・中学校 59 校及び７市町 14 校で働き方改革を実践
・これまでの取組を継続・発展させるとともに、学校の実状に応じた業務改善策を実施
・在校等時間の把握と時間管理の徹底
・月別時間外勤務の把握（12 回）など

◇働き方改革に関する意識改革
・管理職マネジメント研修（過去に本研修に参加していない者対象）１回
・PTA 団体等への趣旨や取組の説明、理解・協力の依頼
・人事評価等の工夫・改善

◇各県立学校の働き方改革の取組の進捗管理（随時）

◇「部活動ガイドライン（運動・文化）」に沿った計画の着実な実施の要請

◆業務改善・効率化の取組

◇業務の効率化・削減
・部活動ガイドラインに沿った取組の実施
・学校等に対する調査・照会等の削減・見直し
・研修等の見直し
・研究指定事業の見直し
・業務分担の見直しや平準化など業務改善の取組の推進
・定時退校日、最終退校時間、学校閉校日等の設定
・学校徴収金を口座振替へ移行する学校の拡大

◆専門スタッフ・外部人材活用の取組

◇校務支援員の配置
・30 校 30 名（15 小学校 15 中学校）
◇部活動支援員の配置
◇部活動指導員の配置
◇学習支援員の配置
◇SC・SSW の配置

◇地域学校協働本部の設置促進

◆学校と服務監督権者が在校等時間の管理をすることで、勤務時間を意識した働き方への意識の転換が図られている。

・市町村立学校における勤務時間を把握する仕組みを整備した教育委員会の割合：100%

・市町村立学校における勤務時間の上限に関する方針を策定した教育委員会の割合：100%

◆学校における業務改善の取組が進み、教員が子どもと向き合う時間が確保されている。
・月 80 時間を超える時間外勤務を行った教員の数：０人（県立）

・在校等時間を短縮する中で、教科会等（教科間連携、学年会等を含む。）の実施回数や時間が増えた学校の割合：100%

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
79 H31 新規 教員の不祥事防止対策 【教育センター、小中学校課、高等学校課】 <事業概要> 不祥事防止はもとより、不祥事を発生させない職場環境をつくり上げていくために、服務規律の徹底や不祥事防止の研修を充実させる。また、職場内で教員同士が支え合い、OJT を通して組織的に人材を育成する仕組みを構築する。 ◆服務に関する研修の充実 ・教育センターが実施する教員研修において、ステージ別に服務に関する研修を拡充し、教育公務員としての自覚と不祥事を根絶する意識の向上を図る。 ◆組織力向上・人材育成への支援 ・経験豊富な教員が若年教員の全般的な育成を行う仕組みを整えるとともに、中堅教諭や管理職の人材育成やマネジメントの能力を高める仕組みを整えるなど、チーム学校として、組織的に若年教員から管理職までの人材を育成する OJT の仕組みを構築する。 (小学校) ・若年教員をはじめとする教員の資質・指導力の向上を図るため、ベテラン教員や中堅教員がメンター(助言者)として、若年教員への指導・助言を行いながらチームで学び合う「メンター制」を導入することにより、各学校における OJT の充実を図る。 (中学校) ・全中学校において、教科のタテ持ちや教科間連携、あるいは、その両方を組み合わせた取組を実施し、定期的かつ日常的な学び合いの場を設定する。 (県立学校) ・校長を中心とした組織マネジメント力の更なる強化に向けて、主幹教諭の配置の拡充を進めるとともに、主幹教諭を総括育成担当者として位置付け、若年教員の指導に携わる仕組みを構築する。 ◆「学校組織の在り方検討委員会」の設置 ・学校代表者(各校種の校長、教頭、事務長等)や専門家等による検討委員会を設置し、学校組織や人材育成の現状等を分析の上、学校組織の在り方を協議し、必要な対策を講じる。	◆服務に関する研修の充実 ◇教育センターにおけるステージ別研修の実施 ・若年教員対象:初任者、4年次 ・管理職対象:主幹教諭、教頭、校長 ◆組織力向上・人材育成への支援 ◇教科のタテ持ちの導入による教員同士が学び合う仕組みの構築(中学校) ・指定校 9 校 ◇主幹教諭の配置 (県立学校) ・高等学校 7 校(7 名) ・特別支援学校 1 校(1 名)	・指定校 19 校 (10 校新規指定) ◇小規模校における教科間連携の仕組みの構築(中学校) ・指定校 11 校 ・高等学校 8 校(8 名) ・特別支援学校 2 校(2 名)	・若年教員対象:2 年次、3 年次を追加 ・中堅教員対象:10 年次を追加 ・指定校 31 校 (12 校新規指定) ・指定校 11 校 ・高等学校 9 校(9 名) ・特別支援学校 3 校(3 名) ◆「学校組織の在り方検討委員会」 ◇検討委員会の設置 ・学校代表者や専門家等による検討委員会を設置 ・第 1 回検討委員会の開催(3/19)

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○教育センターが実施する教員研修において、教育法規やセルフマネジメント等、ステージ別研修において、服務やコンプライアンスに関する研修を実施し、多くの教員が規範意識を身に付け職務に専念している。 ●一方で、教育公務員としての規範意識が欠如している教員による不祥事が続発している状況にあり、不祥事の根絶には至っていない。 →ステージ別研修において、危機管理や判例研修等の内容を新たに実施することや、新設する年次研修の中に服務に関する研修を追加することなど、より体系的な研修を実施する。 ○「教科のタテ持ち」を実施している中学校において、週時程に教科会を位置付け、ベテラン教員が若年教員に指導を行う場面が増加し、教科指導や学級経営に関して組織的な人材育成が図られるようになってきている。 ●小学校や「教科のタテ持ち」導入校以外の中学校において、組織的な人材育成の仕組みが十分に整っていない。また、人材育成の内容が教科指導力や学級経営力の向上に偏っている状況にある。 →「メンター制」の導入や「教科間連携」の取組の拡充などにより、全ての小・中学校で教員同士が学び合い、OJT により人材を育成する仕組みを構築し、服務規律の確保や不祥事を発生させない職場環境の実現を図る。 ●県立学校において、教頭の補佐役及び組織運営を活性化させるための調整役として主幹教諭を配置することにより、横断的・総括的な動きが円滑になったが、人材育成の面では十分な成果が得られていない。 →主幹教諭を総括育成担当者として位置付け、OJT による人材育成の強化を図る。 ●学校における組織的な人材育成の在り方について、これまでの取組の検証が十分に行われていない。 ●教員個々で対応することが多く、組織で取り組むことや組織的な人材育成が十分に図られていない。 →「学校組織の在り方検討委員会」を設置し、学校組織や人材育成の現状等を分析の上、学校組織の在り方を協議し、必要な対策を講じる。	◆服務に関する研修の充実 ◇新たな年次研修の追加 ・７年次の教員対象の研修を実施 ◇服務に関する研修内容の充実 ・教員のステージに応じて、危機管理や判例研修、会計事務等の研修内容を拡充 ◆組織力向上・人材育成への支援 ◇組織的な人材育成の仕組みの構築 （中学校） ・全中学校における週１回の学び合いや日常的な OJT の仕組みの構築 教科のタテ持ち 教科間連携 教科のタテ持ち＋教科間連携 （小学校） ・全小学校への「メンター制」の導入 ・指定校における実践研究 （県立学校） ・主幹教諭の配置の拡充 配置校の拡充 （各年度２校以上の予定） ※主幹教諭を総括育成担当者として位置付け、OJT による人材育成を強化 ◆「学校組織の在り方検討委員会」 ◇検討委員会の開催 ・年５回程度 ・不祥事の根絶や組織的な人材育成の在り方について提言 ◇意識調査の実施 ・対象：各学校の管理職、各分掌組織の長	◆研修を受講したり、組織的に人材育成を図る学校が増加し、教育公務員としての高い倫理観や規範意識の向上が図られ、不祥事の減少につながっている。 ◆組織的な人材育成に取り組む学校が増加し、管理職はもとより、各ステージの教員におけるマネジメントの意識が高まっている。

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
80 保育サービス促進事業 （家庭支援推進保育士の配置） 【幼保支援課】 <事業概要> ◆家庭支援推進保育士の配置 ・家庭環境等に特別な配慮が必要な保育所等に入所している子どもへの支援の向上及び保護者の子育て力の向上を図るため、家庭訪問や地域連携等を通じて日常生活の基本的な習慣や態度のかん養等を行う保育士を配置する。	◆家庭支援推進保育士の配置 ◇保育所への家庭支援推進保育士の配置 ・58名 公立40名 私立18名 ・私立施設への配置拡大に向けて H29 年度からの補助制度を見直し ◇家庭支援推進保育士の資質向上のための取組 ・研修の実施（家庭支援推進保育講座） Ⅰ期：参加者81名 Ⅱ期：参加者66名 ・高知県幼保推進協議会　親育ち支援部会において「家庭支援の記録」の様式を作成・周知 ・私立施設への配置拡大に向けて H29 年度からの補助制度を見直し ・児童相談所と連携し作成した見守りチェックポイントについて高知県幼保推進協議会等を通して周知	・65名 公立48名 私立17名 ・研修の実施（家庭支援推進保育講座） Ⅰ期：参加者98名 Ⅱ期：参加者90名 ・「保護者への支援方法（記録の重要性・チェックシートの活用）」等について周知 ・家庭支援の記録及びチェックシートの活用・家庭支援保育における実践の発表	・66名 公立44名 私立22名 ・研修の実施（家庭支援推進保育講座） Ⅰ期:参加者244名 Ⅱ期：参加者92名 ・家庭支援の記録の作成状況調査の実施 6月

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○家庭支援推進保育講座を、配置された家庭支援推進保育士全員が受講し、支援のための学びを深めることができた。 ・家庭支援推進保育士の配置園における家庭支援の計画及び記録の作成率 H29：65.2%→H30：61.6%（5月末時点） ●厳しい環境にある家庭の状況に合わせた支援を充実するには、各園において支援が必要な家庭に、家庭支援の計画と記録が作成される必要がある。 ・家庭支援推進保育士の家庭支援に係る研修参加率 H29：75.3%→H30：100% ●家庭支援担当となる保育者等にさらに専門的な知識を向上させる必要がある。 ・家庭支援推進保育士の配置 H29：65名→H30：66名 →家庭支援の記録の作成状況の把握を行い、確実な作成につなげるための個別支援・指導を行う。 →教育センターでの集合研修等の充実により、家庭支援推進保育士や支援に携わる保育士のスキルアップを図る。	◆家庭支援推進保育士の配置 ◇保育所等への家庭支援推進保育士の配置 ・93人 ◇家庭支援推進保育士の資質向上のための取組 ・研修の実施（家庭支援推進保育講座） 2回	◆家庭支援推進保育士による個別の支援を充実させることにより、配慮が必要な子どもの処遇及び保護者の子育て力が向上している。 ・家庭支援推進保育士の配置：93人 ・家庭支援推進保育士の配置園における家庭支援の指導計画及び記録の作成率：100% ・家庭支援推進保育士の家庭支援に係る研修参加率：100%

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
81 PTA 活動振興事業 【生涯学習課】 <事業概要> 子どもたちを取り巻く多様な教育課題を解決するために、保護者・学校・行政が一体となって研修・協議を行い、地域ごとの教育課題に応じた活動につなげていく。 ◆PTA・教育行政研修会 ・県内７地区で、地域ごとの教育課題に応じたテーマを PTA や県・市町村教育委員会関係者が議論し、地域での活動につなげていくための研修会を開催する。	◆PTA・教育行政研修会 ◇PTA・教育行政研修会の開催 ・６地区、620 名参加（高知市を除く）	・７地区、733 名参加	・６地区、618 名参加（高岡地区：台風のため中止）
82 家庭教育支援基盤形成事業 【生涯学習課】 <事業概要> 家庭の教育力を高めるため、地域における家庭教育支援の取組を充実するとともに、「親の育ちを応援する学習プログラム」の活用を促進する。 併せて、基本的生活習慣の向上につながる取組を推進する。 ◆市町村の家庭教育支援の取組促進 ・保護者を対象とした子育て講座の開催など、市町村における家庭教育支援の取組を促進する。 ◆「親の育ちを応援する学習プログラム」の活用促進 ・「親の育ちを応援する学習プログラム」を各地域で実践できるファシリテーターを養成し、県内全域でプログラムの活用促進を図る。 ◆早ね早おき朝ごはん県民運動の推進 ・基本的生活習慣などの状況を親子で点検する生活リズムチェックカードの活用促進を通じて、よりよい生活習慣の定着を促す。	◆市町村の家庭教育支援の取組促進 ◇家庭教育支援への助成 ・13 市町村、３市町４家庭教育支援チーム ◆親の育ちを応援する学習プログラムの活用促進 ◇「親の育ちを応援する学習プログラム」ファシリテーター研修会の開催 ・３地区、参加者 49 名 ◆早ね早おき朝ごはん県民運動の推進 ◇生活リズムチェックカードの活用促進 ・全保育所・幼稚園等の 4～5 歳児及び全小学生に配布 ・生活リズム名人認定者数 18,411 人	・14 市町村、５市町６家庭教育支援チーム ・ファシリテーター認定制度化 ・1 地区、参加者 33 名、認定者 27 名 ・ファシリテーターの派遣 1 箇所 ・生活リズム名人認定者数 19,829 人	・16 市町村、５市町６家庭教育支援チーム ・1 地区、参加者 20 名、認定者 11 名 ・ファシリテーターの派遣８箇所（H31/2/1 現在） ・生活リズム名人認定者数 7,284 人（H31/2/1 現在）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○PTA・教育行政研修会の参加者数は増加傾向にあり、保護者・教員の研修会への関心が高まっている。また、研修内容をその後の取組につなげた単位 PTA の割合も高い水準にある。 ・PTA・教育行政研修会参加者数 H27：549 名→H28：620 名→H29：733 名 →H30：618 名（高岡地区は台風のため中止） ・研修会で学んだことを新たな取組につなげた単位 PTA の割合 H30：97.2％ ●参加者アンケートでは研修会の肯定的評価が低下している。 ・PTA・教育行政研修会参加者の研修会に対する肯定的評価の割合 H29：79.8%→H30：70.4% ➔アンケート結果を踏まえ、行政説明を簡潔にし、参加者同士が意見交換する時間を確保するとともに、要望に添った協議内容を検討する。 ●保幼小中高を通じて PTA が連携し、活動が活発化するための取組が必要である。 ➔「子どもとの適切な接し方」など、学齢を超えて連携可能なテーマを設定し、PTA 活動の活性化や保幼小中高 PTA の連携を促進する。	◆PTA・教育行政研修会 ◇PTA・教育行政研修会の開催 ・県内７地区 ・幼稚園、保育所等担当者への周知	◆子どもたちの教育課題の解決のために、より多くの保護者が PTA 活動に参画し、主体的な PTA 活動が推進されている。 ・PTA・教育行政研修会参加者の研修会に対する肯定的評価の割合：90%以上 ・PTA・教育行政研修会参加後に、研修会で学んだことを新たな取組につなげた単位 PTA の割合：90%以上
○事業実施市町村では、子育て講座の開催など家庭教育支援の取組が着実に進んでいる。 ・事業実施市町村 H28:13 市町村 → H29:14 市町村→H30:16 市町村 ・家庭教育支援チーム H28:3 市町 4 チーム → H29:5 市町 6 チーム → H30:5 市町 6 チーム ●より多くの地域に取組を広げていくためには、それぞれの地域に家庭教育支援の核となる人材を育成していくことが必要である。 ➔ファシリテーター研修会を通じて、地域で家庭教育支援の取組を展開していける人材を段階的に養成していく。 ・ファシリテーター認定数 H29:27 名 → H30:11 名 ・ファシリテーター派遣箇所と人数 H29: 1 箇所 4 名 → H30:10 箇所 22 名 ○生活リズム名人認定者数は着実に増えている。 ・生活リズム名人認定者数 H27:16,119 名 → H28:18,411 名→ H30:19,829 名 ●全ての家庭によりよい生活習慣を啓発していくために、継続的な取組が必要である。 ➔早ね早おき朝ごはん県民運動を引き続き推進する。 ●親の生活習慣が子どもの生活習慣に影響を与えている事例も見られるため、子どもだけでなく親の生活習慣の見直し・改善も視野に入れた取組が必要である。 ➔保護者同士のネットワークの構築を促す体験活動等の充実など、高知県社会教育委員会からの提言「高知県の家庭教育の充実に向けた推進方策について」に沿った施策を実施する。	◆市町村の家庭教育支援の取組促進 ◇家庭教育支援基盤形成事業費補助金による支援 ◇モデル地域での連携支援 ◆親の育ちを応援する学習プログラムの活用促進 ◇ファシリテーター養成研修の開催 ・全３回（ステップアップ式） ・ファシリテーター認定者の派遣 ◇各地区入門講座の実施 ・東部、西部、中部地区で学習プログラムを体験する講座を実施 ◆早ね早おき朝ごはん県民運動の推進 ◇生活リズムチェックカードの活用促進 ・全保育所・幼稚園等の 4～5 歳児及び全小学生に配布 ◇「高知家の早寝早起き朝ごはんフォーラム」の開催	◆地域の実情に応じた取組等により、子育てについて学ぶ機会や相談できる機会が増加し、家庭の教育力が向上している。 ◆多くの家庭が、よりよい生活習慣の確立に向けて取り組み、多くの子どもたちに、規則正しい睡眠や食事などの基本的生活習慣が確立されている。 ・生活リズム名人認定者数 14,000 人以上／年 ◆社会教育委員会からの提言に沿った施策など本県における家庭教育支援の取組が充実している。

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
83 高等学校等就学支援金事業 高校生等奨学給付金事業 高知県高等学校等奨学金事業 【高等学校課】 <事業概要> 公立高等学校に就学する生徒の保護者等の教育に係る経済的負担を軽減するため、世帯の所得に応じて、授業料相当額の支給や低所得世帯への授業料以外の支援のための定額支給や奨学金の貸与などにより、実質的な教育の機会均等を図る。 ◆高等学校等就学支援金の支給 ・高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）することにより、教育費の負担軽減を図る。 ・中途退学した後、再び学び直す生徒に対して就学支援金の支給期間経過後も２年間学び直し支援金が支給される。 ・就学支援金が受けられない生徒でも、家計が急変した場合には、次年度、支援金の受給資格を審査するまでの間、授業料を免除する。 ・国の就学支援金の対象とならない既卒者や留年生などには、所得制限はあるが、本県独自の就学支援金を支給する。 ◆高校生等奨学給付金の支給 ・全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯を対象に支援を行う。 ◆高知県高等学校等奨学金の貸与 ・経済的な理由で高等学校等への進学・修学を断念することがないよう、高知県内に保護者が居住し、世帯の収入が基準額以下の生徒に高等学校等奨学金を貸与している（卒業後６カ月後から、要返還）。 ・平成 24 年度以降の貸与対象者について 150 万円を超える収入が得られるまでの間、返還を猶予することができる所得連動型猶予制度を導入している。	◆高等学校等就学支援金の支給 ◇要件を満たす希望者への支給 ・H28 年度支給者：11,829 名（87.0%） ◇制度の周知 ・HP へ掲載 ・学校へ案内文書配布 ・対象の生徒全員に受給の意思確認 ◆高校生等奨学給付金の支給 ◇要件を満たす希望者への支給 ・H28 年度支給者：2,678 名（19.7%） ◇制度の周知 ・HP へ掲載 ・学校へ案内文書配布 ・受給資格がありながら申請していない保護者に対し個別に申請書の提出を促した ◆高等学校等奨学金の貸与 ◇要件を満たす貸与希望者全員への貸与を実施 ・H28 年度新規貸与決定者：295 名（H29.3.31 現在） ◇制度の周知 ・高等学校等奨学金事務研修会の開催 H28.4.14 実施 参加：24 校 27 名	・H29 年度支給者：11,852 名（86.2%） ・H29 年度支給者：2,735 名（19.9%） ・H29 年度新規貸与決定者：231 名（H30.3.31 現在） H29.4.12 実施 参加：28 校 33 名	・H30 年度支給者：11,969 名（88.0%）（H30.1.31 現在） ・H30 年度支給者：2,611 名（19.2%）（H30.1.31 現在） ・H30 年度新規貸与決定者：204 名（H31.1.31 現在） H30.4.13 実施 参加：27 校 33 名
84 多子世帯保育料軽減事業 【幼保支援課】 <事業概要> ◆多子世帯への保育料軽減又は無料化の助成 ・子どもを産み育てやすい環境の実現に向けて、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、３人以上の子どもがいる家庭に対し、第３子以降３歳未満児の保育料軽減又は無料化を実施する市町村への助成を行う。	◆多子世帯への保育料軽減（無料化）の助成 ◇第３子以降３歳未満児の保育料軽減（無料化） ・H28 年度交付実績：30 市町村 1,121 名 ※H28 から国の制度において、同時入所要件の一部が緩和	・H29 年度交付実績：28 市町村 1,103 名 ※H29 から国の制度において、同時入所要件の一部が緩和	・H30 年度交付決定：28 市町村 1,268 名

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○要件を満たす希望者全員への支給・貸与を実施し、教育の機会均等に寄与した。 ●制度について、対象者への周知徹底を更に図る必要がある。 →学校・市町村との緊密な連携を図り、制度の周知に努める。	◆高等学校等就学支援金の支給 ◇要件を満たす希望者への支給 ◇制度の周知 ・HPへ掲載 ・学校へ案内文書配布 ・対象の生徒全員に受給の意思確認を行う ◆高校生等奨学給付金の支給 ◇要件を満たす希望者への支給 ◇制度の周知 ・HPへ掲載 ・学校等への案内文書配布 ・受給資格がありながら申請していない保護者がいないよう、個別に申請書の提出を促す ◆高等学校等奨学金の貸与 ◇要件を満たす希望者への貸与 ◇制度の周知 ・HPへ掲載 ・学校等へ案内文書配布 ・テレビ・ラジオ等での広報 ・事務研修会での制度の周知	◆対象者全員に制度が周知されている。 ◆要件を満たす対象者全員に支給や貸与等が実施されている。
○高知市を除く市町村において、多子世帯の保育料の軽減（無料化）への助成を行い、経済的負担の軽減につながっている。 ●子どもを産み育てやすい環境の整備に向けて、多子世帯の保育料の無料化を進める必要がある。 →国の動向を注視しつつ、多子世帯への保育料軽減（無料化）を継続する。	◆多子世帯への保育料軽減（無料化）の助成 ◇多子世帯への保育料軽減又は無料化への補助	◆全ての市町村で、多子世帯の保育料の負担軽減が行われている。

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
85 若者の学びなおしと自立支援事業 【生涯学習課】 <事業概要> 中学校卒業時及び高等学校中途退学時の進路未定者や、ニートや引きこもり傾向にある若者などに対し、若者サポートステーションを中核とした就学・就労支援を行うことで、若者の学び直しと社会的自立を促進する。 ◆若者サポートステーションにおける就学・就労支援 ・若者サポートステーションにおいて、利用登録者への心理面談や、各種セミナー・職場体験などの就労支援のほか、復学・進学、高卒認定試験合格を目指した学習支援などを実施する。 ・若者支援に関係する機関との連携強化を図るため、連絡会を開催する。 ◆アウトリーチ型支援 ・若者サポートステーションにおいて、地理的・経済的な状況や引きこもり・不登校などにより支援につながっていない若者への出張相談・家庭訪問などを行う。 ◆学校と連携した早期支援 ・若者サポートステーション支援員が、定時制課程を設置する高等学校等と連携し、困難を抱える生徒との面談や校内でのセミナー、教員との情報交換などを行う。 ◆若者支援関係者の資質向上 ・若者のソーシャル・スキル・トレーニング・プログラムである「若者はばたけプログラム」の活用研修会を開催し、若者支援関係者の資質向上を図る。	◆若者サポートステーションにおける就学・就労支援 ◇若者サポートステーションの運営（委託） ・こうち及び高知黒潮若者サポートステーションによる就労・就学支援等 ◇関係機関との連絡会の開催 ・県連絡会　34名 ・地区別連絡会177名 ・高校担当者会　47名	・拠点増設（2→3カ所） ・こうち・なんこく・はた若者サポートステーションによる就労・就学支援 ・県連絡会　43名 ・地区別連絡会 148名 ・高校担当者会　47名	・県連絡会　37名 ・地区別連絡会 165名 ・高校担当者会　46名
	◆アウトリーチ型支援 ◇若者サポートステーションの拠点がない地域での支援（委託） ・出張相談　630件 ・訪問件数　902件	・2サテライトの常設化（週1→週5） ・出張相談　194件 ・訪問件数　948件 ◇ハローワーク、ジョブカフェへの出張相談 出張相談　9件	・出張相談　388件 ・訪問件数　1,074件 （1月末現在） 出張相談　14件 （1月末現在）
	◆学校と連携した早期支援 ◇困難を抱える在校生への早期支援（委託） ・出張相談　447件 ・セミナー参加 942名 ・新規登録者　17名	・出張相談　228名 ・セミナー参加 617名 ・新規登録者　9名	・出張相談　257名 ・セミナー参加 355名 ・新規登録者　8名 （1月末現在）
	◆若者支援関係者の資質向上 ◇若者はばたけプログラム活用研修会の開催 ・初級講座 10回、延べ191名 ・指導者養成講座 5回、延べ　53名	・初級講座 10回　延べ129名 ・指導者養成講座 5回　延べ36名	・初級講座 4回　延べ114名 ・指導者養成講座 3回　延べ19名

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○支援体制の周知や充実により、新規登録者数、進路決定者数ともに増加傾向にある。 ・若者サポートステーションの新規登録者数・累積進路決定率 |	新規登録者数	累積進路決定率
---	---	---
H27	241名	54.4%
H28	195名	56.9%
H29	214名	57.1%
H30(1月)	290名	59.1% | ●若者サポートステーションを有効に活用するためには、より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげる必要がある。 ➔中学校卒業時の進路未定者や私立学校等の中退者、就職後早期に離職した方など、これまでサポートステーションが情報を把握できにくかった方々に対しても、市町村や学校・福祉部局と連携して把握に努め、支援につなげる。 ●運営団体同士の連携や支援方法の共通化などにより、県内どこでも同じ水準で安定・継続した支援を受けられる体制をつくる必要がある。また、多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう支援関係者の資質向上に努める必要がある。 ➔若者サポートステーション職員の定例会での情報共有（年4回）や勉強会の開催により支援・指導方法・記録整理方法等に係るスキルアップを図る。また、若者はばたけプログラム活用研修会等の開催により、若者支援の指導者や支援する人材の育成を図る。 ●ニートや引きこもりなど多様な若者の特性に応じた就職先の充実を図る必要がある。 ➔地域福祉部や商工労働部、農業振興部等と連携し、見守り雇用主や協力雇用主、各支援事業主等の情報を共有し、農林業分野やＩＴ分野など対象者のニーズや特性を踏まえた就労先の掘り起こしを行う。	◆若者サポートステーションにおける就学・就労支援 ◇若者サポートステーションの運営（委託） ・こうち・なんこく・はた若者サポートステーションによる支援 ◇関係機関との連絡会の開催 ・県連絡会、地区別連絡会、高校担当者会等 ◇市町村教育委員会、私立学校等に対してサポステへの誘導を依頼 ◆アウトリーチ型支援 ◇若者サポートステーションの拠点がない地域での支援（委託） ・出張相談 ・家庭訪問、送迎支援 ◇ハローワーク、ジョブカフェへの出張相談 ◆学校と連携した早期支援 ◇困難を抱える在校生への早期支援（委託） ・就労等に向けた各種セミナー開催 ・個別面談、訪問 ・情報交換会 ◆若者支援関係者の資質向上 ◇若者はばたけプログラム活用研修会の開催 ・初級講座（年4回） ※県内講師での実施	◆ニートや引きこもり等で社会的自立に困難を抱える若者を1人でも多く支援機関につなぐことにより、就学・就職などによる社会的な自立が実現している。 ・若者サポートステーションの支援実績 新規登録者数 340人／年 累積進路決定率 55%以上 ◆学校と連携した早期支援により、高等学校在学中からの切れ目のない支援体制が構築されている。 ・中途退学の予防 ・不登校生徒の学校復帰 ・卒業時の進路未定の予防 ・中途退学や卒業後の継続支援 ◆若者支援関係者の資質向上により、各市町村における関係機関の若者支援の充実が図られている。

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
86 ネット問題啓発資料の活用の推進 【人権教育課】 <事業概要> 各学校やPTAにおいて、情報モラルやネットの危険性などについての認識を高め、自らトラブルを防止しようとする児童生徒を育成したり、保護者に啓発したりする。 ◆ネットに関する教材（啓発資料）づくり ・県警、CyKUT（高知工科大学学生ボランティア）、人権教育課が連携してネットに関する教材（啓発資料）を作成する。 ◆教材等の周知・活用 ・人権教育課ホームページにおいて、ネットに関する教材（啓発資料）を公開する。 ・各学校やPTAにおいて、ネットに関する教材（啓発資料）を活用するように呼びかける。 ・PTA研修等で使用し、併せて活用を宣伝する。		H30年度からの事業実施に向けた準備 ◇教材作成委員会の実施 ・毎月1回程度（計10.回）会の実施 ・参加者（6～15）名 ◇完成した教材等の普及 ・4つのネット問題に関する教材、チラシなど（3月）	◆ネットに関する教材づくり ◇CyKUT（高知工科大学生ボランティア）、少年サポートセンターと教材づくりについて協議 ・第1回：H29年度の教材確認と本年度の計画について意見交換（参加8名） ・第2回：教材研究の方法についての意見交換（参加8名） ・第3回：情報の信頼性についての教材の提案（参加5名） ◆教材等の周知･活用 ◇教材のホームページへの掲載 ・2教材（3月）
87 中学校夜間学級設置に向けた検討 【高等学校課・小中学校課】 <事業概要> 平成28年12月14日に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布された。様々な背景を持つ方の就学機会（学びの場）を確保するため、夜間中学の設置の持つ意義は大変大きく、今後、国の施策について情報収集をしながら、市町村教育委員会等と協議・検討を重ね、設置に向けた検討を行う。 ◆夜間中学設置に向けた協議・検討 ・市町村代表や有識者等外部委員を中心としたメンバーによる「中学校夜間学級設置協議会（仮）」を設置し、設置場所や運営方法等に関する協議を行う。 ◆ニーズの把握・広報 ・リーフレットの配布や各種メディアの活用による広報活動を展開するとともに、「夜間中学体験学校」を県内各地で開催し、地域ごとの広報や入学希望者の把握に努める。		◆夜間中学設置に向けた協議・検討 ◇公立中学校夜間学級設置検討委員会 ・4回開催 ・夜間中学に関する学習会、先進校視察の報告、ニーズ調査の報告、方向性について協議　等 ◆ニーズの把握・広報 ◇ニーズ調査の実施 ・アンケートハガキ付きリーフレットによる調査 ・配付：17000部 回答：1,235件 ◇夜間学級設置校への視察 ・東京都　2名 大阪府　4名 京都市　4名 ・奈良市　3名	◇県教育委員会事務局内での検討 ・市町村教育委員会への夜間中学設置意向調査の実施及び分析 → ・県民世論調査等 ◇広報及び周知 ・広報紙及びテレビ・ラジオでの広報 ・市町村への周知 ◇夜間中学体験学校の開催 ・県内各地5会場 参加者数 計69名

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○県警、CyKUT の意見に基づき、ネット問題の啓発用資料の改善を行い、 PTA 対象の研修等において活用することができた。 ●中心的に活動している CyKUT は大学生であるため時間の確保や調整が難しい状況にある。 →年度当初に作成スケジュール確認を行い、事務局とのやり取りを密にし、教材作成を進めていく。 ○研修において、家庭におけるネットの利用に関する協議を行い、ルールづくりを促してきたことから、学校や市町村、地区単位でのルールづくりが進みつつある。 ・インターネットの適正な利用に関するルールづくりを行った学校（PTA 含む）の割合 ※「学校や PTA 等により、インターネットの適正な利用に関するルールつくりができていますか」と回答した学校の割合（%） 校種 / H30 小学校 50.3 中学校 65.7 高等学校 38.5 特別支援学校 50.0 ●保護者がネット上のトラブルから子どもを守るための方法等を知らない状況があることから、ネットの問題について分かりやすく、具体的に啓発する必要がある。 →PTA 対象の研修において、作成した子ども向けの教材を紹介･活用し、学校での活用や家庭におけるネットの利用に関するルールづくりを促していく。	◆ネットに関する教材づくり ◇CyKUT（高知工科大学生ボランティア）、少年サポートセンターと教材づくりについて定期的に協議 ・年間５つの教材又は資料を作成 ・教材を人権教育課ホームページにアップ ◆教材等の周知・活用 ◇作成している教材等を PTA 研修、校内研修等で活用し、学校でも活用するように周知する	◆各学校や PTA 等において、インターネットの危険性についての理解が進み、ネット利用に関するルールづくりとその遵守が徹底されている。 ・インターネットの適正な利用に関するルールづくりを行った学校（PTA 含む）の割合 小学校： 80%以上 中学校： 90%以上 高等学校： 90%以上
●夜間中学体験学校の参加者によるアンケート結果では、開校すれば通ってみたいと思う方が 57%程度おり、その多くが 50 歳代以上の方であった。その中でも、すでに中学校、高等学校等を卒業されている方が学び直しの場として希望している声も聞かれるなど、希望する学びの質も多様化している。 ・H30 体験学校参加者アンケート結果（５回分 69 名対象） 夜間中学校ができたら通ってみたいと思いますか。 通ってみたい 22% 通ってみたいが遠いと困る 35% あまり通ってみたいと思わない 9% →地域における生涯学習、社会教育の在り方も含めて総合的に検討を行う。 ●市町村と連携を深めながら、設置主体、設置場所、運営方法等について検討を進めていく必要がある。 →外部委員をメンバーとした準備委員会を設立し、本県の状況や入学者のニーズに対応した夜間中学の設立・運営に向け準備を進める。 ●学校開設に向けた取組を進めるために必要な入学者数や入学者の学力レベル等についての情報収集がまだ十分でない。 →引き続き「夜間中学体験学校」を開催し、学習の場の提供と広報活動及び入学希望者の把握に努める。 →県民への周知及びニーズの把握のため、引き続き新聞、ラジオ、テレビ等のメディアを活用した広報活動を展開する。	◆夜間中学設置に向けた協議・検討 ◇「中学校夜間学級設置協議会（仮）」 ・年３回程度 ・運営体制に関する協議・教育課程等の検討 ◆ニーズ把握・広報 ◇夜間中学体験学校の開催 県内各地 13 会場で 15 回 ４月：須崎市、南国市 ５月：高知市（3 回）、いの町 ６月：香南市、土佐市 ７月：安芸市、土佐清水市 ８月：室戸市、宿毛市、田野町 ９月：梼原町、本山町 ◇広報及び周知 ・広報紙及びテレビ・ラジオでの広報 ・市町村への周知（リーフレットの作成・配付）	◆高知県にふさわしい中学校夜間学級設置に向けた方向性が決定し、設置に向けた準備が進んでいる。

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
88 H31 新規 「不登校対策チーム」による訪問支援 【人権教育課】 <事業概要> 各学校において、不登校の未然防止や早期対応の取組の充実を推進するために、スクールカウンセラーや指導主事等で構成する「不登校対策チーム」を設置し、以下の取組を推進する。 ◆「不登校対策チーム」による訪問支援 ・各学校において児童生徒の不登校の要因や状況に応じたきめ細かく柔軟な支援が行われるよう、「不登校対策チーム」が各学校を訪問し、校内支援会を中心とした組織的な支援体制の強化や不登校の未然防止・早期対応の取組の充実に向けた指導・助言を行う。 ◆教育支援センター等の支援の強化 ・市町村教育委員会を訪問し、教育支援センター等の体制の確認及び学習支援等の充実に向けた働きかけを実施する。 ◆高知市と連携した支援体制の構築 ・県の「不登校対策チーム」と高知市教育委員会が配置する「不登校対策アドバイザー」※が連携しながら、同市内の学校を定期的に訪問して、組織的な不登校対策について指導・助言を行う。 ※不登校対策に経験豊富な教員 OB 等（6 名）			・次年度の訪問における指導・助言に生かすための事前訪問の実施 ◇不登校対策チームによる実態把握及び訪問支援 ・不登校対策チームによる訪問 小学校　6 校 中学校　13 校 ※不登校の出現率の高い学校への訪問

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○不登校対策チームの訪問（H30 事前訪問）により、各学校における不登校の要因や取組の状況を個別に把握するとともに、学校の取組の改善に向けた対応について協議することができた。 ●個々の教員の指導力や学校の組織的な支援体制に差があるため、今後も教職員研修等を通じて、教員の資質向上や学校の組織力の向上を図る必要がある。 ●不登校の要因は、学校ごとの傾向が若干見られるものの、多くは個々の児童生徒で異なっており、不登校の対策を全県的に共通する取組として汎化することが困難である。 →不登校対策チームによる訪問支援を継続し、新たな不登校を生じさせない取組の提案・点検を行うことや適時適切な支援の実現に向けて、児童生徒や学校の実態に応じた指導・助言を実施する。 →不登校対策チームと高知市の不登校対策アドバイザーが連携した支援体制の充実を図る。年度当初に作成スケジュール確認を行い、事務局とのやり取りを密にし、教材作成を進めていく。	◆不登校対策チームによる訪問支援 ◇不登校対策チームによる実態把握及び訪問支援 ・不登校出現率の高い学校及び訪問を希望する学校への訪問（約 20 校） ・各学校の実態把握、分析に基づいた支援策の提案 ◆教育支援センター等の支援の強化 ◇各市町村教育支援センターの訪問 ・県内 22 箇所の教育支援センターを訪問し、体制の確認及び充実に向けた働きかけの実施 ◆高知市と連携した支援体制の構築 ◇「不登校対策チーム」と高知市の「不登校対策アドバイザー」（６名）による定期的な協議 ・月１回程度、報告、定例会を開催し、各学校の状況に応じた対策を提案 ◇「不登校対策チーム」と高知市の「不登校対策アドバイザー」との連携よる市内の学校訪問 ・定期的に市内の各学校を訪問し、実態把握、分析に基づいた支援策を提案	◆県全体の新規不登校児童生徒数が前年度より減少する。 ・訪問支援校における不登校の新規出現数 前年度より減少 ・関係機関等につながっていない不登校児童生徒の割合 全国平均以下 <参考> ・新規不登校児童生徒数 （H29 年度 県全体） 小：107 人 中：258 人 ・関係機関等につながっていない児童生徒の割合 （H29 年度） 小：10.7%（21.1%） 中：15.0%（24.5%） 高：38.9%（36.8%） ※（ ）は全国平均

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
89 基本的生活習慣向上事業 【幼保支援課】 <事業概要> ◆基本的生活習慣の定着に向けた取組の推進 ・子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性について保護者の理解を促進し、子どもの健やかな育ちにつなげるために、保育所・幼稚園等において、基本的生活習慣の定着を促すための取組を実施する。	◆基本的生活習慣の定着に向けた取組の推進 ◇3歳児保護者へのパンフレットの配付 ・保育所・幼稚園等321か所へ配付 ◇取組強調月間の実施（年間2回） ・ポスター作成・配付 保育所・幼稚園等483か所 ・パンフレット巻末の生活リズムカレンダー等を活用した取組 第1回（6月）267園（90.2%） 第2回（11月）264園（89.2%） ◇基本的生活習慣に関する調査の実施（6月・12月） ・保育所・幼稚園等の3歳児の保護者対象（抽出調査：25園）	・保育所・幼稚園等322か所へ配付 ・ポスター作成・配付 保育所・幼稚園等476か所 第1回（6月）281園（97.3%） 第2回（11月）273園（93.5%） ・保育所・幼稚園等の3歳児の保護者対象（抽出調査：25園）	・保育所・幼稚園等308か所へ配付 第1回（6月）285園（99.3%） 第2回（11月）283園（98.6%） ・保育所・幼稚園等の3歳児の保護者対象（抽出調査：25園）
90 食育推進支援事業 【保健体育課】 <事業概要> 望ましい生活習慣の基礎となる朝食摂取を実践する力を育成するために、栄養教諭等を中心に児童生徒一人ひとりに応じた朝食に関する指導を行うとともに、ボランティアによる食事提供活動の充実を図る。 ◆朝食を通した食育の推進（H29～） ・朝食に関する効果的な指導、家庭や地域へのアプローチなど、朝食を通した効果的な食育を実践する取組を促進する。 ◆食事提供活動の支援 ・地域のボランティア等による食事提供活動が広がるよう、関係機関や団体と連携して食材や資料等の提供などの支援を行う。	◆食事提供活動の支援 ◇食事提供活動への支援 ・2事例 実施主体 地区の民生委員 実施場所 学校家庭科室 実施日 月に1回程度 実施時間 午前7時50分～8時5分 メニュー ごはん、みそ汁 参加人数 30～40名程度	◆朝食を通した食育の推進 ◇朝食摂取率の増加、内容の充実等を目標に3市に食育活動を事業委託 ◇出前講座（健康長寿政策課と連携） ・122件 ◆食事提供活動の支援 ・高知県学校給食会に委託 ・食材等の提供、資料の提供、朝食レシピの提案等食に関する情報提供 ・事業実施：3団体（実施校：4校） 実施主体 地区の民生委員 学校支援地域本部 実施場所 学校家庭科室 実施日 月に1回程度 実施時間 午前7時30分～8時20分 メニュー ごはん、みそ汁他 参加人数 30～100名程度	◆基本的生活習慣の定着に向けた取組の推進 ◇研修会での活動状況の報告等による普及啓発 ・114件（予定） ・高知県学校給食会に委託 ・食材等の提供、資料の提供、朝食レシピの提案等食に関する情報提供 ・事業実施：6団体（実施校：8校） 実施主体 地区の民生委員 学校支援地域本部 漁協女性部 実施場所 学校家庭科室 実施日 学期に1回～月に1回程度 実施時間 午前7時30分～8時20分 メニュー ごはん、みそ汁他 参加人数 20～100名程度

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○指導者用手引きの配付やパンフレットの活用に関する説明会の実施、取組の継続により、対象児童のいるほぼ全園で保護者対象の学習会等が実施されている。 ・3 歳児保護者に対し学習会等を実施した保育所・幼稚園等の割合（H30） 99.0%（284 園/287 園中） ●多くの園で生活リズムカレンダー等を活用した親子の取組が行われているが、未提出の家庭もあり、望ましい生活リズムに向けた保育者・保護者の意識を高める取組が必要である。 ・午後 10 時までに寝る幼児の割合（H30） 81.2%（3 歳児のうち 15.2%が未提出） →保護者を対象にした学習会の実施や基本的生活習慣の取組強調月間の実施について、引き続き各園に周知を図り、園内の学習会の充実につながる支援を行う。	◆基本的生活習慣の定着に向けた取組の推進 ◇3歳児保護者への保護者用パンフレットの配付及び学習会等の実施 ・約 300 か所へ配付（5 月初旬） ・学習会の実施　5 月～6 月 ◇生活習慣の取組強調月間の実施 ・年間 2 回 ◇基本的生活習慣の取組状況調査の実施 ・2 回実施（7、12 月） ◇5 歳児保護者への親子で取り組むリーフレットの配付及び就学時健診等での講話の実施 ・9 月～順次実施 ◇基本的生活習慣の学習会における幼保支援課の支援の充実 ・各園からの申込みに基づき実施 ◇研修等における基本的生活習慣の取組の好事例紹介 ・ＨＰ等で紹介	◆食事・睡眠・運動などの基本的生活習慣の重要性について保護者の理解が深まり、子どもたちの基本的生活習慣が定着している。 ・3 歳児保護者に対して基本的生活習慣の学習会等を実施した保育所・幼稚園等の割合：100% ・午後 10 時までに寝る幼児の割合：90%以上
○食事提供活動を行う団体や学校が倍増した。 ・食事提供活動の実施状況 団体数　H29　3 団体　→　H30　6 団体 実施校数　H29　4 校　→　H30　8 校 ※食事提供活動に参加することによる効果 学習意欲が出た 授業に集中することができる 調理に対する意欲が出た　等 ○教職員の協力により、食事提供活動への参加が定着した子どもがいる。 ●食事提供活動を行う団体や学校が増え、実施している学校では効果もみられているが、これらの取組が朝食の摂取率向上につながっていない。 ・毎日朝食を食べる児童生徒の割合が平成 28 年度と比較して増加した学校の割合（H30） 小学校　48.7% 中学校　40.8% →朝食欠食傾向のある児童生徒で参加が困難な家庭には、児童生徒及び保護者等に十分配慮しながら、担任や養護教諭等から地道に働きかけていく必要がある。	◆基本的生活習慣の定着に向けた取組の推進 ◇研修会での活動状況の報告等による普及啓発 ◇出前講座（健康長寿政策課と連携） ◆食事提供活動の支援 ◇食事提供活動への支援 ・高知県学校給食会に委託 ・食材等の提供、資料の提供、朝食レシピの提案等食に関する情報提供 ・事業実施：7 団体（9 校）	◆毎日朝食を食べる児童生徒の割合が増加する。 ・毎日朝食を食べる児童生徒の割合が、平成 28 年度と比較して増加した学校の割合 80%以上 ・食事提供活動を行う事例が増加する。

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
91 保育所・幼稚園等全体で取り組む体制づくり 【幼保支援課】 <事業概要> 保育所・幼稚園等において、多様化・複雑化する保護者の不安や悩みに対し、保護者に寄り添った適切な支援が行われるようにするため、管理職のリーダーシップのもと、親育ち支援担当者を中心に保育所・幼稚園等がチームとして親育ち支援に取り組むための体制づくりを促進する。 ◆ガイドラインの策定（H28） ・策定に向けた協議を行う。 ・保育所・幼稚園等で「自己課題発見シート」の試行を行う。 ◆ガイドラインの周知・活用の促進（H29～） ・ガイドライン説明会を開催する。 ・県教育センターにおける管理職研修等において、周知・活用を図る。 ・保育所・幼稚園等に対し、指導主事・アドバイザーによる指導・支援を行う。 ・ガイドラインの活用状況を把握する。 ◆適正な園評価の実施に向けた支援 ・園評価の手引きを作成・配付する。 ・各園において適切な評価が実施できるよう、PDCA サイクルに基づく園評価の実施に向けた支援を行う。 ◆基本研修（主任・教頭等研修、所長・園長研修）の実施 ・リーダーシップを発揮し、園経営の責任者として、人材育成や組織改善などの経営的資質の能力を身に付けさせるための研修を行う。 ・主任・教頭等研修ステージⅠ～Ⅲ、所長・園長研修ステージⅠ～Ⅲは各ステージを修了した管理職が受講を積み重ねる研修 ステージⅠ：H27 年度から開始 ステージⅡ：H28 年度から開始 ステージⅢ：H29 年度から開始	◆ガイドラインの策定 ◇ガイドライン策定に向けた協議 ・高知県幼保推進協議会：3 回 ・教育・保育の質の向上委員会：4 回 ◇ガイドラインの策定・配付 ・384 箇所	◆ガイドラインの周知・活用の促進 ◇ガイドライン説明会の実施 ・5 会場：493 名 ◇ガイドラインを活用した園内研修支援（親育ち支援） ・62 回 802 人（H30.2 月末） ◇アンケート調査実施 ・全園対象、年 2 回 ◆適正な園評価の実施に向けた支援 ◇園評価の手引きについての検討 ・打ち合わせ 3 回 ・教育・保育の質の向上委員会：1 回 ・高知県幼保推進協議会：2 回	→ ・53 回 762 人（市町村研修も含む）（H31.2 月末） → ・全園対象　年 2 回 ◇園評価の手引きの作成・配付 ・幼保推進協議会による意見収集 ・手引きを活用した中間評価の実施
	◆管理職ステージ研修の実施 ◇主任保育士・幼稚園教頭等研修 ・ステージⅠ：53 名 ・ステージⅡ：93 名 受講率：約 47% ◇所長・園長研修 ・ステージⅠ：40 名 ・ステージⅡ：79 名 受講率：約 39% ◇保育者育成指標の配付 ・ガイドラインとともに全園に配付（H29.2 月）	→ ・ステージⅠ：69 名 ・ステージⅡ：37 名 ・ステージⅢ：54 名 受講率：約 55% → ・ステージⅠ：62 名 ・ステージⅡ：38 名 ・ステージⅢ：57 名 受講率：約 53% ◇保育者育成指標の活用 ・基本研修全般において、キャリアステージごとに活用 ・協議において、自園の活用方法の情報交換を実施（5～1 月）	→ ・ステージⅠ：56 名 ・ステージⅡ：54 名 ・ステージⅢ：28 名 受講率：約 62.2% → ・ステージⅠ：54 名 ・ステージⅡ：56 名 ・ステージⅢ：30 名 受講率：約 60.3% →

これまでの取組の成果・課題・今後の方向

○園内研修や集合研修の中で、組織として親育ち支援に取り組むことの必要性と役割分担について、ガイドラインの活用とともに伝えていくことで、ガイドラインを基に話し合う園の割合が増えてきている。

・ガイドラインを保育の見直し・改善に活用した園の割合（%）（H30.12月末）

	個人で活用（6月→12月）		職員会等で活用（6月→12月）	
自己課題発見シートの活用率	56.5	84.1	47.5	69.2
キャリアステージにおける資質・指導力チェックシートの活用率	44.2	76.2	35.9	58.6

・ガイドラインを活用して効果（変容）があったと回答した園の割合：55.5% → 85.4%

●親育ち支援についてガイドラインを活用した話合いを行うことの意義を周知し、親育ち支援体制の充実につなげていく必要がある。

→指導主事やアドバイザーがガイドラインを活用した研修支援を行い、ガイドラインの適正な活用について普及を図る。

→ガイドライン活用状況調査による取組の聴取や、調査結果の周知を通して、多様な活用について啓発を図る。

●園評価への正しい理解とよりよい実践につながる評価の実施を促す必要がある。

→園評価の手引きの説明会や取組支援を実施し、園評価についての正しい理解や実施に向けた支援を行う。

→親育ち支援の取組を含む園評価の実施となるよう、園評価の手引きを基に実施を促していく。

○所長・園長研修、主任・教頭等研修受講者の多くが、研修で学んだことを人材育成や組織マネジメント等に生かすことができている。

・受講者アンケート調査
「研修内容を生かしている」と回答した割合（%）

研修の区分		H28	H29	H30
所長・園長研修	ステージⅠ	90	100	98
	ステージⅡ	81	94	89
	ステージⅢ	－	95	96
主任・教頭等研修	ステージⅠ	100	99	100
	ステージⅡ	97	94	100
	ステージⅢ	－	98	87

●本年度の研修参加率は、所長・園長研修、主任・教頭等研修ともに、十分な参加とはいえない。

・H30研修参加率
所長・園長：62.2%、主任・教頭等：60.3%

→研修内容の充実を図るとともに、各市町村の教育委員会や保育主管課へ周知し、管理職の研修参加を促す。

実施計画 H31

◆ガイドラインの活用の促進

◇管理職研修での説明・活用

◇指導主事・アドバイザー等による指導・支援
・ガイドラインを活用した園内研修支援の実施

◇ガイドラインの活用状況の把握
・アンケート調査実施
（全園対象、年２回）

◆適正な園評価の実施に向けた支援

◇PDCA サイクルに基づく園評価の実施に向けた支援
・指導主事・アドバイザーによる園別支援

◆管理職ステージ研修の実施

◇所長・園長研修
・ステージⅠ～Ⅲ
・人材育成や保護者対応に関する内容の見直し

◇主任保育士・幼稚園教頭等研修
・ステージⅠ～Ⅲ
・園評価や保幼小接続に関する内容の見直し

◇保育者育成指標の活用
・基本研修全般において、キャリアステージごとに活用
・講義、グループ協議の実施

目指すべき姿（到達目標）

◆保育所・幼稚園等がチームとして親育ち支援に取り組んでいる。

・ガイドラインを保育の見直し・改善に活用した園の割合

自己課題発見シートの職員会等での活用率：80%以上

キャリアステージにおける資質・指導力チェックシートの職員会等での活用率：80%以上

・ガイドラインを活用して効果（変容）があったと回答した園の割合：80%以上

◆PDCA サイクルに基づく園評価が各園で実施され、質の高い教育・保育を目指した園運営の組織的・継続的な改善が進められている。

・園評価の実施率：100%

・園評価に関するアンケート結果で肯定的な回答を行った園の割合
※H31 年度調査実施

<保育所等の調査項目>
「園運営の組織的・継続的な改善につながった」：80%以上

<幼稚園の調査項目>
「教育活動その他の学校運営の組織的・継続的な改善に効果があった」：100%

◆管理職がリーダーシップを発揮することにより、人材育成や園組織の改善が図られている。

・研修参加率：80%以上
（H31 年度末：ステージⅠ～ステージⅢの受講者及び修了者の在園する割合）

・受講者アンケート調査
「研修内容を生かしている」と回答した割合：100%

事業名称【担当課】・事業概要	実績 H28	実績 H29	実績 H30
92 親育ち支援啓発事業 （保育者研修） 【幼保支援課】 保育者が保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、市町村単位等による親育ち支援力向上のための研修を充実させる。また、親育ち支援担当者を中心に園内の保育者を対象とした研修を行うことを促進する。 ◆保育者研修の実施 ・親育ち支援アドバイザーや指導主事による研修を保育所・幼稚園等又は市町村単位で実施する。 <研修方法と内容> ・子どもの育ちを保護者に伝えるための方法 ・支援の必要な家庭への支援体制と方法 ・子どもや保護者へのかかわり方のポイント　等 ※園のニーズや課題に応じて講話やワークショップを組み合わせた研修を実施	◆保育者研修の実施 ◇保育所・幼稚園等での研修の実施 ・66回　807人 ◇市町村単位での合同研修の実施 ・講話等：4市町 ◇中核者による園内での保護者研修・保育者研修の計画・実施 ・保育者研修：24回 ・保護者研修：25回	◇保育所・幼稚園等での研修の実施 ・62回　802人 （H30.2月末） ◇市町村単位での合同研修の実施 ・講話等：5市町村 ・保育者研修：28回 ・保護者研修：27回 （H30.1月末）	◇保育所・幼稚園等での研修の実施 ・53回　762人 （H30.2月末） ◇市町村単位での合同研修の実施 ・講話等：5市町村 ◇各園における親育ち支援研修の計画・実施 ・園及び市町村単位で保育者研修を実施した保育所・幼稚園等の割合：86.3% （H31.2月末）
93 親育ち支援保育者スキルアップ事業 【幼保支援課】 保育所・幼稚園等における親育ち支援の中核となる保育者の資質の向上を図るとともに、地域の課題に応じた研修を実施するなど、地域内で学べる仕組みを支援します。また、その学びを基に、中核となる保育者の支援のもと、全ての保育所・幼稚園等において親育ち支援担当者による園内の保育者を対象に研修を行うことを促進する。 ◆自己課題に応じた研修 ・親育ち支援に関する保育者の資質の向上を図るために、課題に応じて研修を選択し、実践に生かせるよう支援する。 ・親育ち支援講座（親育ち支援啓発事業より組み替え） ◆親育ち支援地域別交流会・連絡会（H28～） ・親育ち支援地域別リーダーを中心とした近隣の市町村のネットワーク化や地域の課題に応じた研修等、地域内で学べる仕組みづくりを支援する。 ◆親育ち支援地域別リーダー研修会（H30～） ・各市町村における親育ち支援地域別リーダーの資質の向上を図る研修を行う。 ◆親育ち支援保育者専門研修（H27～29） ・各市町村代表の親育ち支援の中核者を対象に、専門性のさらなる向上を図る研修を行う。	◆自己課題に応じた研修 ◇親育ち支援講座の実施（3会場） ・参加者数：153人 東部会場：21人 中部会場：97人 西部会場：35人 ◆親育ち支援地域別交流会・連絡会 ◇地域別交流会の開催 ・東部地区2グループで各1回実施 ・参加者数：41名 ◆親育ち支援保育者専門研修 ◇親育ち支援ネットワークの中核となる人材の育成 ・親育ち支援保育者専門研修の実施 ・中部地区対象者数：16名	・参加者数：151人 東部会場：35人 中部会場：81人 西部会場：35人 ・東部地区、中部地区5グループで各1回実施 ・参加者数：149名 ・西部地区対象者数：8名	・参加者数：208人 東部会場：35人 中部会場：81人 西部会場：35人 ・県内6グループで各1回実施 ・参加者数：190名 ◆親育ち支援地域別リーダー研修会 ◇地域別リーダー対象の研修の実施 ・参加者数：40名

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○保育者への講話やワークショップ、事例研修を通して、親育ち支援の必要性や支援方法の理解が深まり、園における保護者支援につながっている。 ・保育所・幼稚園等での研修及び市町村単位での合同研修の参加者数 H29：802 人⇒H30：762 人（H30.2 月末） ・参加者アンケート結果（H30） 「研修で学びや気付きがあった」と回答した割合 98.1% （保護者の気持ちに寄り添った支援の必要性：83.8% 子どもへの関わりや環境構成の充実：63.2% 保護者の子育てへの姿勢や力が発揮されるような関わり：61.1%） ●日常的・継続的に親育ち支援を行うためには、正規職員だけでなく臨時職員も含めてスキルアップを図る必要があるが、研修の機会が十分保障されていない。 ・園内及び市町村単位で保育者研修を実施した保育所・幼稚園等の割合（H30） 89.1% ➔親育ち支援担当者を中心に、より多くの保育者が研修に参加できるよう、計画的な研修実施を促していく必要がある。また、市町村単位での合同研修の実施につながるよう、引き続き市町村へ積極的にアプローチする。	◆保育者研修の実施 ◇保育所・幼稚園等における、ニーズや課題に応じた研修の実施 ・各園で随時実施 ◇市町村単位での合同研修 ・申込みに応じて実施	◆親育ち支援の必要性や支援方法について保育者の理解が深まり、各園における保護者への支援の充実が図られている。 ・保育所・幼稚園等での研修及び市町村単位での合同研修の参加者数：800 人以上 ・参加者アンケート結果 「学びや気付きがあった」と回答した割合：100% ・園内及び市町村単位で保育者研修を実施した保育所・幼稚園等の割合：100%
○キャリアアップ研修により、子育て支援の分野を選択した保育者の参加が多く見られた。 ・親育ち支援講座の参加数 H29：151 人⇒H30：208 人 ○各市町村において親育ち支援の中核となる保育者を中心として親育ち支援地域別交流会を開催することができ、近隣市町村でのネットワーク化の基盤となった。 ・各地域での交流会の開催（H30） 県内 6 地域で各 1 回開催 ●各園における組織体制が十分でないため、研修の内容が園内で共有されていない園や園内での親育ち支援の研修が実施されていない園がある。 ・親育ち支援担当者の位置付け（H30） 60.9% ➔親育ち支援の学びが組織的に行われるよう、親育ち支援担当者の位置付けを推進する。 ➔地域で行われる親育ち支援地域別交流会の開催を支援するとともに、親育ち支援担当者の参加を働きかける。 ●親育ち支援地域別交流会やそれぞれの地域の親育ち支援が充実するためには、地域別リーダー同士の学びや情報共有の場が必要である。 ➔親育ち支援地域別リーダー研修会を実施し、専門性を高めるための学びと各地域の実践交流を行うことで、各市町村の親育ち支援地域別リーダーの資質の向上と、地域ごとの親育ち支援体制の充実を図る。	◆自己課題に応じた研修 ◇親育ち支援講座の実施 ・3 会場 ※キャリアアップ研修を兼ねる ◆親育ち支援地域別交流会 ◇地域別交流会の開催 ・6 地域で開催（年間 1 回） 東部：2 グループ 中部：3 グループ 西部：1 グループ ◆親育ち支援地域別リーダー研修会 ◇地域別リーダー対象の研修の実施 ・1 月開催予定	◆保育所・幼稚園等で組織的・計画的に親育ち支援が行われるようになり、園全体の親育ち支援力の向上が図られる。 ・親育ち支援講座の参加数：150 人以上 ・各地域での交流会の開催：年間 1 回以上 ・親育ち支援担当者の位置付け：70%以上 ◆近隣の市町村において、親育ち支援地域別リーダーのネットワーク化が図られ、リーダーの支援力が向上することにより、各地域での親育ち支援の充実が図られる。

事業名称【担当課】・事業概要	実績 H28	実績 H29	実績 H30
94 親育ち支援啓発事業（保護者研修） 【幼保支援課】 <事業概要> 保育所・幼稚園等において、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるために、講話やワークショップを行い、保護者の子育て力の向上を図る。また、子どもの育ちや保育に関する保護者の理解を深めるために、保育所・幼稚園等を利用する保護者の一日保育者体験を推進する。 ◆保護者研修の実施 ・親育ち支援アドバイザーや指導主事を保育所・幼稚園等に派遣し、研修支援を行う。 <研修内容> ・講話 子育てで大切にしてほしいことや、子どもに関わるときのポイント等について ・ワークショップ ロールプレイ等の体験的な演習など ◆保護者の一日保育者体験の実施促進と広報活動の充実 ・新規及び継続実施を促進するため、各種研修会でパンフレットの配付等の広報活動を積極的に行う。	◆保護者研修の実施 ◇保育所・幼稚園等での研修 ・69 回　1,784 人 ◆保護者の一日保育者体験の実施 ・新規：5市 11 園（私立 10・公立 1） ・継続実施園：51 園 ◆実施促進のための広報活動の充実 ◇事業説明会の実施 ・1か所で実施 ◇HP への掲載 ◇事例集の作成・配付（全園）	◆保護者研修の実施 ◇保育所・幼稚園等での研修 ・88 回　2,432 人（H30.2 月末） ◇就学時健診等での講話の実施 ・23 回（22 校・1 園） ◆保護者の一日保育者体験の実施 ・新規：9市 19 園（私立 9・公立 10） ・継続実施園 53 園 ◆実施促進のための広報活動の充実 ・1か所 ◇パンフレットの作成･配付（全園）	◆保護者研修の実施 ◇保育所・幼稚園等での研修 ・116 回　3,130 人（H30.2/21 月末） ・21 回（21 校） ◆保護者の一日保育者体験の実施 ・新規:7 市町村 20 園（私立 5 ・公立 15 ） ・継続実施園 72 園 ◇パンフレットの配付（希望園）
95 特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置） 【幼保支援課】 <事業概要> ◆親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 ・特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育の質を高めるため、小学校との円滑な接続や子ども一人一人の支援計画の作成への支援、進捗状況の把握等を行う親育ち・特別支援保育コーディネーターを市町村に配置する。	◆親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 ◇親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 ・10 市 12 名 ◇親育ち・特別支援保育コーディネーター研修会の実施 ・3 回開催 参加者：延べ 36 名 <主な内容> ・コーディネーターの役割・園との関わり方や支援の進め方等について情報交換 ・各コーディネーターから事業実施状況等の報告及び意見交換 ・コーディネーターの質向上のための研修	◆親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 ◇親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 ・9 市町村 10 人 ◇親育ち・特別支援保育コーディネーター研修会の実施 ・3 回開催 参加者：延べ 28 名 ・コーディネーターの役割・就学時引き継ぎシート及び家庭支援の記録の活用方法等について情報交換 ・各コーディネーターから事業実施状況等の報告及び意見交換 ・コーディネーターの質向上のための研修（乳幼児期にふさわしい保育の在り方について、事業実施状況の情報交換　など） ※保育者を対象とした「親育ち支援」及び「特別支援」の研修にコーディネーターも参加	◆親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 ◇親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 ・9 市町村 10 人 ◇親育ち・特別支援保育コーディネーター研修会の実施 ・3 回開催 参加者：延べ 28 名

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○保護者への講話やワークショップを通して、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解が深まり、子どもに関わろうとする姿が多くなっていることが伺える。 ・保護者研修の参加者数 H29:2,474 人→H30:3,130 人（H31.2 月末） ・研修後の保護者アンケート結果における肯定的回答の割合（H30.12 月末） 「子どもへの親の関わりが大切だと思う」→99.6% 「今後の子育てに生かしていきたい」→98.9% ○5 歳児保護者向けリーフレットの効果もあり、5 歳児保護者向け講話の要請が増加した。 ・就学時健診での講話・5 歳児保護者向け講話 H29：22 校・6 園→H30：21 校・21 園 ●研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者がおり、園によって研修参加率の差が大きい。 ・実施園における保護者の参加率 H29：52.3%→H30：49.2%（H30.1 月末） ➔保護者の実態に合った園内の研修計画が立てられるよう、各園における親育ち支援担当者の位置付けを推進する。 ・親育ち支援担当者を位置付けた園の割合（H30）：60.9% ○保護者の一日保育者体験を実施する園は着実に増加している。 ・保護者の一日保育者体験実施園数 H30 年度末までの累計:132 園 ●補助事業終了により、新たに取組を広げることが難しい。 ➔取組の成果を示しながら、実施拡大を促していく。	◆保護者研修の実施 ◇保育所・幼稚園等での研修 ・講話 ・ワークショップ ・就学時健診等での講話 年間　100 回以上 ◇各園における親育ち支援担当者の位置付けの推進 ◆保護者の一日保育者体験の実施促進に向けた広報活動の充実 ◇各種研修会での広報 ◇HP への掲載	◆良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解が深まり、積極的に子どもに関わる姿が多く見られるようになる。 ・保護者研修の参加者数：2,000 人以上 ・実施園における保護者の参加率：60%以上 ・研修後の保護者アンケート結果における肯定的回答の割合 「子どもへの親のかかわりが大切だと思う」：100% 「今後の子育てに活かしていきたい」：100% ◆親育ち支援担当者を位置付けた園の割合：70%以上 ◆保護者と保育者との相互理解が進むことで、共に子育てを考えるようになり、保護者が積極的に子どもに関わる姿が多くなっている。 ・保護者の一日保育者体験実施園数（H31 年度末までの累計）：120 園以上
○親育ち・特別支援保育コーディネーターと保育所等関係機関とのつながりが深まり、個別の支援計画や就学時引き継ぎシートの作成支援等の取組が継続されている。 ○コーディネーターと SSW との情報交換の場を持つことにより、小学校への接続に向けて課題等を共有することができ、それぞれの役割を把握しながら連携した支援の必要性を共有できている。 ・親育ち・特別支援保育コーディネーター配置市町村の状況 個別の指導計画の作成率 H29：90.8%（H28：91.5%） 就学時引き継ぎシートの活用率 H29：81.3%（H28：80.4%） ●親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置について、人材確保が困難な状況にある。 ・親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 H30：9 市町村 10 人 ➔教員（小学校）や保育士（園長）の OB 等の人材の活用を図る。	◆親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 ◇親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 ・24 市町村 30 人 ◇親育ち・特別支援保育コーディネーター研修会の実施 ・3 回	◆特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもに対して、保育所・幼稚園等が組織的に対応できる体制が確立されている。 ・親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置：24 市町村 30 人 ・親育ち・特別支援保育コーディネーター配置市町村における個別の指導計画・就学時引き継ぎシート活用率：100%

事業名称【担当課】・事業概要	実績 H28	実績 H29	実績 H30
96 ソーシャルーシャルワーカー活用事業〈就学前〉 【幼保支援課】 <事業概要> ◆SSW と連携した支援活動 ・厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に 5 歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカー（以下 SSW）が連携して行う仕組みを構築する。	◆SSW と連携した支援活動 ◇市町村に配置している SSW を就学前の児童にも対応できるよう委託契約を締結 ◇SSW の就学前児童への活用 ・10 市町村　18 名 ◇SSW 連絡協議会 ・2 回開催 ・参加者数 第 1 回　102 名 第 2 回　085 名 （主な内容） 就学前児童への対応の重要性、保育所等との連携についての説明、園との調整や就学前児童への対応についての情報交換　など ◇SSW 初任者研修 ・参加人数：15 名 ※うちアドバイザー 3 名 （主な内容） 実践事例の発表、協力関係機関や支援の方法、内容の具体例 等 ◇支援状況等に関するアンケート調査 ・SSW18 名を対象に実施（11 月）	・17 市町村　29 名 ・2 回開催 ・参加者：SSW（63 名）及び市町村教育委員会 ・第 1 回：参加 10 名 ・第 2 回：参加 13 名 ◇活動報告・意見交換 ・1 回　参加 13 名 （主な内容） 事業説明、支援状況について情報交換、親育ち・特別支援保育コーディネーターとの意見交換	・19 市町村　31 名 ・1 回開催 ・参加者：SSW（67 名）及び市町村教育委員会 ・第 1 回：参加 13 名 ・第 2 回：参加 11 名 ・1 回　参加 15 名 （主な内容） 小学校への支援の引継ぎについて情報交換、親育ち・特別支援保育コーディネーターとの意見交換
97 多機能型保育支援事業 【幼保支援課】 <事業概要> ◆多機能型保育事業の推進 ・地域ぐるみの子育て支援を充実させるため、保育所・幼稚園等を中心に、保育者や高齢者等の地域の子育て経験者、子育て世帯等が交流できる場づくりを推進し、子育て相談や子育てに関する教室の開催など様々な交流事業が展開されることを支援する。	◆多機能型保育事業の推進 ◇多機能型保育事業の実施 ・2 施設 ・高齢者や子育て世代との交流事業を実施したい保育事業者等を発掘し、多機能型保育事業の実施を可能とするための支援業務を NPO 法人に委託	・6 施設	・7 施設 ・保育所個別訪問 ・高知市社会協議会等との協議や情報共有 ・実施園による交流会 2 回開催

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○保育所等や児童相談所等の関係機関と連携した取組を進めるなど、就学前の子どもたちへの支援を拡大し、取り組む市町村が増えた。 ・ SSW の配置市町村数 H29:17 市町村（29 名）→H30:19 市町村（31 名） ・SSW の支援活動状況（H30.12 月末） 対象数： 保育所 81 園 596 人 幼稚園 13 園 50 人 認定こども園 7 園 10 人 訪問回数：保育所等 649 回 家庭 61 回 その他 83 回 ● SSW の就学前児童を対象とした活動の拡大により、園と学校との間で支援を要する児童の情報共有が進む市町村が増えつつあるが、学校における SSW の活動が多忙で、就学前まで活動を広げることが困難な市町村もある。 →SSW の活動状況等の情報交換を行うとともに、市町村訪問等において、就学前を含めた活動の拡充を要請する。	◆SSW と連携した支援活動 ◇市町村への段階的な SSW の配置拡充 ◇SSW 連絡協議会 ・1 回 ◇SSW 初任者研修 ・2 回 ◇活動報告・意見交換会 ・1 回	◆子どもとその保護者の生活習慣や生活環境の改善等が図られ、円滑な小学校への入学につながっている。 ・SSW の配置市町村数 35 市町村（学校組合含む）
○NPO 高知市民会議とともに継続実施施設の取組の充実に向けた支援を行い、利用者数が増えつつある。 ○民生委員との信頼関係を築くことで、赤ちゃん訪問への同行等、地域と連携した支援につながっている。 ●多機能型保育の必要性の理解はあるものの施設の本来業務の多忙感や人材の確保が難しい点などから実施につながりにくい。 ●子育て相談、園庭開放等、要件となっている事業の実施回数などで保育所等の負担感が大きい。 →補助制度を見直し、子育て相談等の場を各施設にとって負担の少ない回数から実施できることとし、子育て支援の機会の順次拡大を図る。併せて、継続費用を補助対象とすることにより、事業継続への不安解消を図る。	◆多機能型保育事業の推進 ◇多機能型保育事業の実施 ・40 箇所	◆保育所・幼稚園等において、さまざまな交流事業を地域の方々と協働で実施することで、地域との絆が深まり、子育て家庭への声かけなど日常的な支援が充実している。 ・多機能型保育実施箇所数 40 箇所以上

事業名称【担当課】・事業概要	実績 H28	実績 H29	実績 H30
98 H31 組新 園内研修支援事業（ガイドラインの活用） 【幼保支援課】 <事業概要> 質の高い教育・保育の実現のために、保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえ、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援・地域の子育て支援の在り方等を盛り込んだガイドラインを策定する。また、策定したガイドラインについて、全ての園における活用を促進する。 組織的・計画的な園の研修体制が確立され、教育・保育の質の向上が図られるよう、保育所・幼稚園等が実施する園内研修への支援を充実させるとともに、園内研修の中核的な役割を担う保育者を育成する。 ◆ガイドラインの策定（H28） ・策定に向けた協議を行う。 ・保育所・幼稚園等で「自己課題発見シート」の試行を行う。 ◆ガイドラインの周知・活用の促進（H29～） ・ガイドライン説明会を開催する。（H29） ・県教育センターにおける管理職研修等において、周知・活用を図る。 ・保育所・幼稚園等に対し、幼保支援アドバイザーによる指導・支援を行う。 ・ガイドラインの活用状況を把握する。	◆ガイドラインの策定 ◇ガイドライン策定に向けた協議の実施 ・高知県幼保推進協議会：3 回 ・教育・保育の質の向上委員会：4 回 ◇自己課題発見シートの試行 ・113 園実施 ◇ガイドラインの策定・配付 ・384 箇所 ◇幼保支援アドバイザーによる園内研修支援 ・19 回（21 園）	◆ガイドラインの周知・活用の促進 ◇ガイドライン説明会の実施 ・5 会場：493 名 ◇幼保支援アドバイザー等によるガイドラインを活用した園内研修支援の実施 ・241 回 ◇管理職研修、基礎研修、親育ち支援の研修等での説明・活用 ◆ガイドラインの活用状況の把握 ◇アンケート調査実施（全園対象、年 2 回） キャリアステージにおける資質・指導力チェックシートの職員会等での活用 8.8%→11.1%	→ ・380 回 → → 42.2%→58.6% （H30.12 月末）
99 園評価支援事業 【幼保支援課】 <事業概要> 管理職が明示する園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有した上で保育所保育指針・幼稚園教育要領等に基づいた教育・保育がチームとして実践されるとともに、よりよい実践につなげる改善のサイクルを構築できるよう、園評価に関する説明会の実施や幼保支援アドバイザー・指導主事による訪問指導等の充実を図る。 ◆園評価の実施状況の把握 ・園評価（学校評価）の実施状況調査を行い、各保育所等における園評価の実施を促す。 保育所（毎年　県調査）、幼稚園（3 年に 1 度　国調査） ◆園評価の手引きの作成（H29～） ・幼保推進協議会における意見収集を通して、園評価の手引きの作成する。（H30 配付） ◆適正な園評価の実施に向けた支援 ・各園が園評価の手引きの理解に基づき適正な評価を実施できるよう、市町村や団体等の状況把握を基に研修支援及び相談支援を行う。	◆園評価の実施状況の把握 ◇園評価等の実施状況調査（保育所） ・保育所における自己評価の実施率（H29 調査） H27：59.5%	→ H28：70.3% ◆園評価の手引きの作成・配付 ◇園評価の手引きについての検討 ・打ち合わせ 3 回 ・教育・保育の質の向上委員会：1 回 ・高知県幼保推進協議会：2 回	◇園評価の手引きの作成・配付 ・幼保推進協議会による意見収集・協議 ・「手引きに基づく園評価」研修支援（3 市町村、2 団体） ・手引きの配付（3 月） 330 園（認可外・小規模保育所を含む）、35 主管課（高知市教育委員会を含む）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○園内研修の保育協議や助言の中で、状況に応じた振り返りの視点がもてるよう、実践者のキャリアステージや園の課題に応じたガイドラインの活用を伝えながら支援を行うことで、ガイドラインを活用して話し合う園の割合が増えてきている。 ・ガイドラインを保育の見直し・改善に活用した園の割合（%）（H30.12月時点） ・ガイドラインを活用して効果（変容）があったと回答した園の割合：55.5% → 85.4% ●指針・要領に沿った指導方法の確立に向けて、各園においてガイドラインを活用し、それに基づく話し合いを取り入れることの意義を引き続き周知していく必要がある。 →園内研修支援やキャリアアップ研修（実践研修）等において、ガイドラインの視点に基づく振り返りや保育協議を行い、効果的な活用を促していく。 →ガイドラインの活用状況についてアンケート調査を行い、周知・啓発を図る。 ●園内研修支援の協議や助言の中で状況に応じた振り返りの視点がもてるよう、実践者のキャリアステージや園の課題に応じたガイドラインの活用を伝えているが、継続的な実践に結び付ける必要である。 →研修の趣旨や内容について市町村主管課等と共有するとともに、研修体制構築のための働きかけを行っていく。 →ブロック別研修会の公開保育等への参加やミドルリーダー実践研修会等の取組を通して、ミドルリーダーとしてのスキルアップを図り、地域の中核者として実践を進めることができるようにする。	◆ガイドラインの周知･活用の促進 ◇管理職研修、基礎研修、親育ち支援の研修等での説明・活用 ◇幼保支援アドバイザー等による指導・支援 ・ガイドラインを活用した園内研修支援の実施 ◆ガイドラインの活用状況の把握 ◇アンケート調査実施 ・全園対象、年２回	◆ガイドライン等に基づく質の高い教育・保育を目指した保育実践が広がっている。 ・ガイドラインを保育の見直し・改善に活用した園の割合 自己課題発見シートの職員会での活用率：80%以上 キャリアステージにおける資質・指導力チェックシートの職員会での活用率：80%以上 ・ガイドラインを活用して効果（変容）があったと回答した園の割合：80%以上 ※H30年度から調査実施
○幼保推進協議会等を通して有識者や各市町村・団体の意見を反映させた園評価の手引きを策定することができた。 ●園評価への正しい理解とよりよい実践につながる評価の実施を促す必要がある。 →園評価の手引き説明会や取組支援を実施し、園評価についての正しい理解や実施に向けた支援を行うことで、各園の特性を生かした組織的で計画的な教育・保育の実施及び改善が行われるようにする。	◆園評価の実施状況の把握 ◇園評価等の実施状況調査（保育所） ・全園対象、５月実施 ・園評価の実施率、評価実施の効果等について調査 ◆適正な園評価の実施に向けた支援 ◇園評価の手引き説明会の実施 ・県内５会場 ◇PDCA サイクルに基づく園評価の実施に向けた支援 ・幼保支援アドバイザーによる相談支援・園内研修支援	◆PDCA サイクルに基づく園評価が各園で実施され、質の高い教育・保育を目指した園運営の組織的・継続的な改善が進められている。 ・園評価の実施率：100% ・園評価に関するアンケート結果で肯定的な回答を行った園の割合 <保育所等の調査項目> 「教育・保育の質の向上につながった」：80%以上 「園運営の組織的・継続的な改善につながった」：80%以上 <幼稚園の調査項目> 「教育活動その他の学校運営の組織的・継続的な改善に効果があった」：100%

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
100 H31 組新 園内研修支援事業（園内研修・ブロック別研修支援） 【幼保支援課】 <事業概要> 組織的・計画的な園の研修体制が確立され、教育・保育の質の向上が図られるよう、保育所・幼稚園等が実施する園内研修への支援を充実させるとともに、園内研修の中核的な役割を担う保育者を育成する。 ◆園内研修・ブロック別研修支援の実施 ・園内研修支援 自主的・計画的な園内研修が行われるようにするため、幼保支援課指導主事、幼保支援アドバイザーを派遣し、保育所・幼稚園等が実施する園内研修等の支援を行う。 ・ブロック別研修支援 ブロック内における主体的な実践研修のためのネットワーク化の推進と、園内研修の企画・立案・運営を行うミドル職員を育成するために、県内 13 ブロックにおける「ブロック別研修会」を開催する。 ・キャリアアップ実践研修 厚生労働省「保育士等キャリアアップガイドライン」に基づき、乳児保育や幼児教育に関する理解を深め、保育現場における適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付けたリーダー的職員の育成を行う。（研修Ⅱの公開保育・保育協議等のみ対象）	◆園内研修・ブロック別研修支援の実施 ◇園内研修支援 ・133 回（65 園） ◇ブロック別研修支援（13 園） ・園内研修：83 回、公開保育：13 回 ・支援合計：229 回	・123 回（57 園） ・1 年目実施園 園内研修：78 回 公開保育：13 回 ・2 年目実施園 園内研修：30 回 公開園内研修：4 回 ※公開園内研修 ミドルリーダーフォローアップ研修対象者による園内研修の実施（2 年間のミドル研修を終了後、ミドルリーダーとしての資質・指導力のさらなる充実のために実施している研修） ・支援総計：248 回	・98 回（75 園） ・1 年目実施園(13 園) 園内研修：74 回 公開保育：14 回 ・2 年目実施園(12 園) 園内研修：39 回 公開園内研修：11 回 ・キャリアアップ実践研修：144 回(80 園) ・支援総計：380 回

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○園内研修支援・ブロック別研修支援とも、各園の研修テーマやニーズに応じた支援を実施することができている。 ・園内研修・ブロック別研修支援の実施回数（H31.3 現在） ・実施後のアンケート調査で「今後も引き続き園内研修を実施する」と回答した園の割合 H29：96.9%→H30：97.6%（H31.3 月） ○園の中核となって研修を進めたりブロック別研修会公開保育のグループ別協議支援を行ったりする経験を通して、ミドルリーダーの資質・指導力の向上が図られている。 ・ブロック別研修支援実施園におけるミドルリーダーフォローアップ研修対象者の研修実施率 100% ・公開保育実施園の年度末アンケート調査で「保育実践が向上・改善した」と回答した園の割合 H30：99.3%（H31.3 月） ●研修への参加が困難な臨時・パート職員を含む保育者の学びの場となるよう、園全体で取り組むことのできる研修体制を作ることが必要である。 ➔ブロック別研修会の公開保育等への参加やミドルリーダー実践研修会等の取組を通して、ミドルリーダーとしてのスキルアップを図り、地域の中核者として実践を進めることができるようにする。	◆園内研修・ブロック別研修支援の実施 ◇園内研修支援 ・園内研修及びキャリアアップ実践研修支援の周知 ・教育センターとの連携支援 ◇ブロック別研修支援 ・組織的な園内研修の取組のための年間を通じた研修支援 ◇ミドルリーダー研修との連携 ・教育センターとの連携支援（ミドル研修への担当主事の参加） ・ミドル受講者在籍園へのブロック別研修公開保育日程の周知 ・ミドルリーダー発展コース対象者による実践研究成果の周知 （13 ブロック交流会等）	◆保育所保育指針・幼稚園教育要領等に基づく教育・保育についての理解が深まるとともに、自主的・計画的な園内研修が実施されている。 ・園内研修・ブロック別研修支援、キャリアアップ実践研修の実施回数：年間 300 回以上 ・実施後のアンケート調査で「今後も引き続き園内研修を実施する」と回答した園の割合：100% ◆研修の中核となる職員が育ち、園内及び園や市町村を超えた実践研修や公開保育が定期的に行われている。 ・ミドルリーダー研修対象者のブロック別研修の参加率：100% ・公開保育実施園の年度末アンケート調査で「保育実践が向上・改善した」と回答した園の割合：80%以上

H28	H29	H30
園内研修支援	133	123	98
ブロック別研修支援	96	125	138
キャリアアップ研修（実践研修）	—	—	144
合計	229	246	380

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
101 基本研修（新採、主任・教頭等、所長・園長） 【教育センター・幼保支援課】 <事業概要> 保育者の職責に応じた専門性・実践力の向上のため、キャリアステージに応じて身に付けるべき力をより詳細に示した指標を作成する。また、これに基づき、研修体系を初任者、中堅者、管理職といった職責に応じた形に見直すなど、研修内容の更なる充実を図る。 ◆基本研修（新規採用保育者研修）の実施 ・一人一人の乳幼児の育ちを理解した上で、その発達を着実に促す保育実践に向けて、保育士・幼稚園教員・保育教諭として専門性を高め、基礎的な保育の実践力を身に付けさせるための研修を行う。 ◆基本研修（主任・教頭等研修、所長・園長研修）の実施 ・リーダーシップを発揮し、園経営の責任者として、人材育成や組織改善などの経営的資質の能力を身に付けさせるための研修を行う。 ・主任・教頭等研修ステージⅠ～Ⅲ、所長・園長研修ステージⅠ～Ⅲは各ステージを修了した管理職が受講を積み重ねる研修 ステージⅠ：H27 年度から開始 ステージⅡ：H28 年度から開始 ステージⅢ：H29 年度から開始	◆基本研修（新規採用保育者研修）の実施 ◇12 月に教育・保育の質向上ガイドラインとともに策定 ※保育者の専門性・実践力の向上のため、キャリアステージに応じて身に付けるべき 15 の力を示したもの	◇保育者育成指標を踏まえ、キャリアステージに応じた研修の体系・内容の見直し	→ 研修の体系・内容の充実
	◆基本研修（新採、主任・教頭等、所長・園長）の実施 ◇新規採用保育者研修 ・新規採用保育士・幼稚園教員等：69 名 ・新規採用保育者の研修受講率：約 42%	・新規採用保育者：76 名 ・新規採用保育者の研修受講率：約 44% ◇新規採用保育者に係る所長・園長研修の実施：33 名	・新規採用保育者：100 名 ・新規採用保育者の研修受講率：約 53% ◇新規採用保育者に係る所長・園長研修の実施：49 名
	◇主任保育士・幼稚園教頭等研修 ・ステージⅠ：53 名 ・ステージⅡ：93 名 ・主任・教頭等研修受講園率：約 47%	・ステージⅠ：69 名 ・ステージⅡ：37 名 ・ステージⅢ：54 名 ・主任・教頭等研修受講園率：約 55%	・ステージⅠ：56 名 ・ステージⅡ：54 名 ・ステージⅢ：28 名 ・主任・教頭等研修受講園率：約 62.2%
	◇所長・園長研修 ・ステージⅠ：40 名 ・ステージⅡ：79 名 ・所長・園長研修受講園率：約 39%	・ステージⅠ：62 名 ・ステージⅡ：38 名 ・ステージⅢ：57 名 ・所長・園長研修受講園率：約 53%	・ステージⅠ：54 名 ・ステージⅡ：56 名 ・ステージⅢ：30 名 ・所長・園長研修受講園率：約 60.3%
	◇保育者育成指標の配付 ・ガイドラインとともに全園に配付（H29.2 月）	◇保育者育成指標の活用 ・基本研修全般において、キャリアステージごとに活用 ・協議において、自園の活用方法の情報交換を実施（5～1 月）	→
102 幼保研修等推進事業 （研修実施に係る代替保育者の確保） 【幼保支援課】 <事業概要> ◆研修実施に係る代替保育者の確保 ・保育者が研修に参加しやすくするため、代替保育者の配置に対して支援するとともに、研修代替要員等として配置可能な子育て支援員を養成する研修を実施する。	◆研修実施に係る代替保育者の確保 ◇子育て支援員の育成 ・H28 受講修了者 地域型保育：86 名 一時預かり事業：51 名	・H29 受講修了者 地域型保育：89 名 一時預かり事業：34 名	・H30 受講修了者 地域型保育：88 名 一時預かり事業：44 名
	・子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識・技術の習得に向けた研修 基本研修：各事業等に共通する内容 専門研修：特性に応じた専門的内容		
	◇保育士資格要件を弾力化し、子育て支援員等を活用することを可能とする条例を改正		

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○基礎研修受講者の多くが、研修で学んだことを保育実践につなげることができている。 ・受講者在籍園の所長・園長対象アンケート結果 「受講者が研修内容を保育に生かしている」と回答した割合 H28：98%　H29：93%　H30：97% ● 研修代替の保育者が確保できないことや、複数の保育者を研修に参加させることが困難といったことから、新規採用保育者の研修への参加が十分でない。 ・新規採用保育者の研修受講率 H28：42%　H29：44%　H30：53% →受講者在籍園の所長・園長対象アンケート結果を全市町村に配付し、研修の効果を周知していく。また、複数の参加ができない場合は「保育者基礎研修Ⅰ期」への参加を促し、研修の機会が得られるように支援していく。 ●受講者の保育実践とセンター研修等とを円滑かつ効果的に行うためには、管理職による理解を図る必要がある。 →「新規採用保育者研修に係る所長・園長研修」の内容の充実を図るとともに、受講に向けて各市町村の教育委員会や保育主管課へ周知していく。 ○所長・園長研修、主任・教頭等研修受講者の多くが、研修で学んだことを人材育成や組織マネジメント等に生かすことができている。 ・研修後受講者アンケートの結果 「研修内容を生かしている」と回答した割合（%） 研修の区分 / H28 / H29 / H30 所長・園長研修 ステージⅠ 90 100 98 ステージⅡ 81 94 89 ステージⅢ ー 95 96 主任・教頭等研修 ステージⅠ 100 99 100 ステージⅡ 97 94 100 ステージⅢ ー 98 87 ●本年度の研修参加率は、所長・園長研修、主任・教頭等研修ともに、十分な参加とはいえない。 ・H30 研修参加率 所長・園長：62.2%、主任・教頭等：60.3% →研修内容の充実を図るとともに、各市町村の教育委員会や保育主管課へ周知し、管理職の研修参加を促す。	◆基本研修（新規採用保育者研修） ◇保育者育成指標を踏まえ、キャリアステージに応じた研修の体系・内容の充実 ・改訂（定）された幼稚園教育要領、保育所保育指針等に沿った内容の見直し・充実 ◆基本研修（新採、主任・教頭等、所長・園長）の実施 ◇新規採用保育者研修 ・日数７日 センター研修　５日 園内研修　２日 ・乳児保育に特化した研修の充実 ◇新規採用保育者及び保育者基礎研修Ⅰ期に係る所長・園長研修の実施 ◇主任保育士・幼稚園教頭等研修充実 ・ステージⅠ～Ⅲ ・人材育成や保護者対応に関する内容の見直し ◇所長・園長研修 ・ステージⅠ～Ⅲ ・人材育成や保護者対応に関する内容の見直し ◇保育者育成指標の活用 ・基本研修全般において、キャリアステージごとに活用 ・講義、グループ協議の実施	◆保育士・幼稚園教員・保育教諭として、専門性が高まり、基礎的な保育の実践力が身に付いている。 ・研修受講率：80%以上 （H31 年度末：採用４年次以下の保育者に占める受講者の割合） ・研修受講者の在籍園所長・園長対象のアンケート調査で「受講者が研修内容を保育に生かしている」と回答した割合：100% ◆管理職がリーダーシップを発揮することにより、人材育成や園組織の改善が図られている。 ・研修参加率：80%以上 （H31 年度末：ステージⅠ～ステージⅢの受講者及び修了者の在園する割合） ・受講者アンケート調査 「研修内容を生かしている」と回答した割合：100%
○保育補助者等が子育て支援員の資格を取得することで、保育者の研修代替要員等として配置するなど、保育者の研修機会の確保につながっている。 ・子育て支援員等の育成人数　※受講修了者数（H28～30） 地域型保育：　延べ 263 名 一時預かり事業：延べ 129 名 ○福祉人材センターのマッチングにより子育て支援員の就職につながってきている。 ●子育て支援員の積極的な活用を促していく必要がある。 →子育て支援員の研修などの機会を捉えて、福祉人材センターへの登録を促すとともに、福祉人材センターと連携し、保育所等に対し、子育て支援員の積極的な活用を促す。	◆研修実施に係る代替保育者の確保 ◇研修代替保育者の配置に対する補助 ◇子育て支援員を養成する研修の実施（5～8 月） ◇子育て支援員等の資質向上のためのフォローアップ・現任研修の実施 ・2 月実施	◆研修を受講するために必要な代替保育者が確保され、希望者全員が研修を受講できている。 ・子育て支援員等の育成人数：300 人以上

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
103 保幼小連携推進支援事業 【幼保支援課】 <事業概要> 各市町村における保幼小連携・接続の取組を促進するため、モデルとなる県版保幼小接続期実践プラン※を作成し、市町村教育委員会や保育所・幼稚園及び小学校が保幼小の円滑な接続に組織的に取り組むことができるよう、各地域における保幼小接続期カリキュラム等の作成を支援するとともに、その実践を支援する。 ※接続期カリキュラム（入学前のアプローチカリキュラム・小学校入学後のスタートカリキュラム）のほか、幼児と児童の交流計画、教職員同士の交流・連携計画、保護者への働きかけを含むもの ◆保幼小連携推進モデルプランの作成及び実践への支援（～H29） ・モデル市町村における保幼小接続期カリキュラム等の作成・実践について、指導主事等が支援を行う。 ◆保幼小連携や接続期カリキュラム等作成の必要性の周知 ・各園・小学校における組織的な保幼小連携の取組を促進するための研修会を開催する。（H28） ・学校経営アドバイザーと連携した指導・支援を行う。 ◆各校区における保幼小接続期実践プランの作成及び実践への支援（H29～） ・県版保幼小接続期実践プランを作成し、説明会を通してその周知を図る。（H29） ・園と小学校が行う交流・連携の充実に向けた指導・助言を行う。 ・市町村の接続期実践プランの作成・実践の促進のため、市町村教育委員会や保育主管課への支援を行う。 ◆接続期実践プランを基にした、各小学校・保育所・幼稚園等での組織的・計画的な連携・接続の取組を支援すると共に、モデル地区指定による取組の加速化、成果の普及につなげる。（H31～）	◆保幼小連携推進モデルプランの作成及び実践への支援 ◇津野町の実態に応じたプラン※の検証 ◇土佐市・奈半利町・北川村の実態に応じたプランの検討・作成 ◆保幼小連携や接続期カリキュラム等作成の必要性の周知 ◇保幼小接続期カリキュラム研修会の実施 ・2会場： 248名 ◇学校経営アドバイザーの学校訪問への同行：3回 ◇指導事務担当者会、教育長会や校長会での説明 ・指導事務担当者会：3回 ・教育長会・校長会：4回 ◆保幼小連携・接続の実施状況の把握 ◇保幼小連携の実施状況アンケート ・接続期カリキュラムの作成率 保育所等 40.8% （126園/309園） 小学校 24.7% （48校/194校）	◇土佐市・奈半利町・北川村の実態に応じたプランの検証・実践 ◆高知県保幼小接続期実践プランの策定 ◇保幼小接続期実践プランの作成（10月末） ・ワーキンググループの実施（委員9名、助言者3名）：8回 ◇保幼小接続期実践プラン説明会の実施 ・4会場： 432名 ・指導事務担当者会 9回 ・教育長会・校長会等：9回 ◆各校区における実践プランの作成及び実践への支援 ◇各校区における接続期実践プラン作成・実践、保幼小連携研修会等への支援 ・8回（5市町村）	◇保幼小接続期実践プラン研修会の実施 ・2会場：257名 ・幼児教育の推進体制シンポジウムの開催（保幼小接続）308名 ・指導事務担当者会 3回 ・教育長会・校長会等：4回 プランに基づく実践の継 ◇各市町村等における保幼小連携研修会等の支援 ・10回（4市、3小学校区、3教育事務所） ・接続期カリキュラムの作成率 保育所等 92.7% （265園/286園） 小学校 100.0% （190校/190校） ・連絡会・連携協議会の実施 小学校区 98.9% （188校/190校）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○実践プラン研修会やシンポジウムにおける講話・実践発表を通して、保幼小接続の必要性や先進的な取組を伝えることで、保育所・幼稚園等の保育者や小学校教員、市町村担当者に保幼小接続の促進に向けた意識化を図ることができた。 ・研修会、シンポジウムの参加者数（H30） ・実践プラン研修会（保幼小接続）：237 名 保育者 173 名、小学校教員 45 名、関係者等 39 名 ・幼児教育の推進体制シンポジウム（保幼小接続）：308 名 県内保育者・小学校教員・関係者等:204 名、学生:78 名 県外保育者・関係者等:26 名 ○保育者研修会や各市町村の取組、本調査の実施により、接続期カリキュラムの必要性への周知が図られ、就学する全ての小学校や９割以上の保育所等で作成されている。 ・保幼小連携・接続の実施状況調査（H31.1 月） 接続期カリキュラムの作成率 保育所・幼稚園等　92.7%（265 園/286 園） 小学校　100.0%（190 校/190 校） 連絡会・連携協議会の実施 小学校区　98.9%（188 校/190 校） ●連携・接続の必要性について認識されてきた反面、現場の多忙化などから市町村等による見通しをもった協議の場の設定が一部に留まりがちなため、さらに取組の必要性や意義についての周知を図る必要がある。 ➔接続カリキュラムの実施・改善、年間３回の児童の交流活動や教職員の連絡会の実施など、保幼小連携・接続の取組内容の周知・徹底を図ると共に、モデル地域を設け校区の課題や実施状況に合わせた指導・助言を行い、取組の成果について周知する。 ➔接続カリキュラムや実践力の向上のための基本的生活習慣の定着に向けた取組や話し合い活動の取り入れなど、各園における就学に向けた取組のポイントを、研修会や幼保推進協議会等を通して伝えていく。	◆各校区における実践プランの作成及び実践への支援 プランに基づく実践の継続 ◇実践力向上研修会の充実 ・教育課程説明会 ・所長・園長研修 ・保幼小接続に関する研修 ・ブロック別研修会 ◇モデル地区指定による取組の加速化 ・３校区（各教育事務所管内）での取組の充実と周知 ・園内研修支援（取組発表１回・継続視点各８回程度） 13 地域 13 園 ◇連絡会・交流活動の徹底 ・年３回の幼児・児童の交流活動、教職員の連絡会 ◆保幼小連携･接続の実施状況の把握 ◇保幼小連携・接続の実施状況アンケート（全園・校対象、年２回） ・接続期カリキュラムの作成率 ・連絡会・連携研修会の実施	◆子どもたちを健やかに育んでいくため、就学前の教育と小学校教育の円滑で確実な接続が図られている。 ・接続期カリキュラムの作成率 保育所・幼稚園等（10 の姿での育ちの明示）：80%以上 小学校：100% ・連絡会・連携研修会の実施 保育所・幼稚園等：100% 小学校：100%

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
104 専門研修（出張保育セミナー） 【教育センター】 保育者の発達障害等の理解の促進及び実践的指導力の向上に向け、より多くの保育士や幼稚園教員及び臨時職員等が参加しやすい研修機会を確保できるよう、県内の各地域で出前研修を実施する。 ◆研修の実施 ・臨時職員等も参加しやすい研修機会を確保するため、市町村に出向き、地域の実情に合わせて開始時間等を設定し、「発達障害等の理解と支援」の講義と演習を実施する。 ◆広報活動の充実 ・研修内容について周知するため、ポスター等を作成し、市町村主管課や市町村教育委員会等に配付するなど、積極的に広報を行う。	◆研修の実施 ◇「発達障害等の理解」に関する講座を5市町で実施 ・受講者数：323名 土佐清水市会場：60名 （正42名、臨18名） 南国市会場：103名 （正83名、臨20名） 室戸市会場：44名 （正22名、臨22名） 佐川町会場：92名 （正58名、臨34名） 四万十町会場：24名 （正9名、臨15名） ※正：正規職員 臨：臨時職員 ・臨時職員の受講割合と受講状況 約34%（109名）	・受講者数：270名 高知市会場：100名 （正65名、臨35名） 津野町会場：77名 （正49名、臨28名） 奈半利町会場：35名 （正24名、11名） いの町会場：38名 （正20名、臨18名） 土佐町会場：20名 （正11名、臨9名） ※正：正規職員 臨：臨時職員 ・臨時職員の受講割合と受講状況 約37%（101名）	・受講者数：149名 香南市会場：29名 （正16名、臨13名） 大月町会場：32名 （正30名、臨2名） 仁淀川町会場：30名 （正19名、臨11名） 高知市会場：35名 （正18名、臨17名） 安芸市会場：23名 （正7名、臨16名） ※正：正規職員 臨：臨時職員 ・臨時職員の受講割合と受講状況 約40%（59名）
	◆広報活動の充実 ◇ポスター等の作成と配付 ・全園 400枚 ◇市町村訪問の実施 ・22市町村	・全園 400枚 ・14市町村	・全園 400枚 ・33市町村
105 保幼小連携「スマイルサポート」事業 【幼保支援課】 ◆引き継ぎシートの作成促進 ・発達障害等のある子どもに対する指導・支援内容を保育所・幼稚園等と小学校との間で確実に引き継ぐため、指導内容等が記載された就学時引き継ぎシートの活用を徹底する。	◆引き継ぎシートの作成促進 ◇特別支援教育の現状調査の実施（4～5月） ・実施園：309園 保育所：252園 幼稚園：30園 認定こども園：27園	・実施園：309園 保育所：251園 幼稚園：26園 認定こども園：32園 ◇市町村訪問等による作成・活用の要請 ・未作成・活用園への直接連絡	・実施園：302園 保育所：244園 幼稚園：24園 認定こども園：34園 ・未作成・活用園への直接連絡

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○研修内容について周知するため、ポスター等の配付や市町村訪問を行った事で、全市町村から受講者を募ることができた。 ・研修受講者数 H28:323 名→H29:270 名→H30:149 名 ・臨時職員の受講割合 H28:約 34%→H29:約 37%→H30:約 40% ・市町村別にみた受講状況 H28：25 市町村（約 74%） H29：25 市町村（約 74%） H26～30 累積：34 市町村（100%） ○研修を土曜日開催（5 市町で実施）にすることで、同じ園から複数の職員の受講が可能となり、発達障害の理解や支援の在り方について園内での共有が進んできている。 ○研修内容について、受講者の理解度及び活用意欲は高く、研修内容の実践率も高いことから、効果的な研修を実施できていると考える。 ・受講者アンケート結果における理解度及び活用意欲の評価 H28：3.6→H29：3.6→H30：3.6 ●臨時職員等は研修機会が少なく、個別の指導計画等の作成や日々の記録の取り方、日々の実践での柔軟な対応の仕方などに悩みを抱えていることがわかった。 →臨時職員等が参加しやすい複数地域での土曜開催を継続し、実践に生かすことができる基本的知識と記録の取り方等について、更に研修内容を充実していく。 →今後も臨時職員の研修参加を促していくため、管理職研修の機会を捉えて、研修の良さと必要性を伝えていく。	◆研修の実施 ◇「発達障害等の理解」に関する講座を 3 市町で実施 ・四万十市、土佐市、安田町 （実施予定） ◆広報活動の充実 ◇ポスター等の作成と配付 ・全園配付予定 ◇市町村訪問の実施 ・研修受講率の低い市町村対象 （1~3 月）	◆保育に必要な発達障害等についての理解が深まり、保育者の実践的指導力が向上している。 ・研修受講者数：毎年100名以上 ・受講者アンケート結果における理解度及び活用意欲の評価（4段階評価の平均）：3.7以上
●調査の継続等により、個別の指導計画の必要性について一定の理解を得て定着しつつあるが、保育者の業務の多忙化を理由に未実施の園や、支援が必要な子どもの判断が明確でない園がある。 ・「個別の指導計画」を作成している園の割合 H28：88.4% → H29：89.6% ●就学時引き継ぎシートの作成・活用については、保護者の理解が得られず活用が難しい園がある一方、その目的等の理解が十分でない園などではシートの活用以外の引き継ぎ方法に工夫が必要である。 ・発達障害の診断・判断のある幼児について「引き継ぎシート」を活用した引き継ぎを実施した園の割合 H29 年度入学児：80.4% H30 年度入学児：87.1% →幼保推進協議会等で、支援の必要な子どもの理解や職員の配置などについて協議し、効果的な配慮や手立ての工夫について情報提供を行うことで、各園・市町村による組織的な個別の指導計画や就学時引き継ぎシートの作成・活用を促す。併せて、対応が十分でない市町村や園に対しシートの作成についての周知を徹底する。	◆引き継ぎシートの作成促進 ◇特別支援教育の現状調査の実施 ・4～5 月 ◇市町村訪問等による作成・活用の要請 ・未作成・活用園への直接連絡・確認 （集計後 3 ヶ月以内）	◆全ての保育所・幼稚園等で小学校等への円滑な引き継ぎが行われている。 ・「個別の指導計画」を作成した園の割合：100% ・発達障害の診断・判断のある幼児について「引き継ぎシート」を活用した引き継ぎを実施した園の割合：100%

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
106 市町村教育委員会連合会等との連携・協働 【教育政策課・小中学校課】 <事業概要> 本県教育の振興を図っていくため、教育現場を支える県と市町村の教育行政が目標や課題を共有し、方向性を合わせた取組みを行う。 ◆市町村教育委員会連合会等との連携 ・県と市町村教育委員会の施策の方向性を合わせ、連携・協働した取組を推進するため、全ての市町村教育委員会で構成されている高知県市町村教育委員会連合会や各市町村教育委員会との情報共有・協議の機会を積極的に設ける。 ◆高知県・高知市教育長連絡会の実施 ・学力向上や生徒指導上の諸問題など、本県の教育課題の改善を目指し、高知県教育委員会と高知市教育委員会が連携・協働して学校支援を行うために、定期的に取組の進捗状況や成果・課題について情報交換及び協議を行う。	◆市町村教育委員会連合会との連携 ◇市町村教育長会議や合同研修会等の実施 ・7回実施 <内容> ・県の教育大綱、第2期教育振興基本計画の周知 など	・8回実施 <内容> ・県の教育大綱、第2期教育振興基本計画【改訂版】の周知 など	・8回実施 <内容> ・県の教育大綱、第2期教育振興基本計画【第2次改訂版】の周知 など
	◆高知県・高知市教育長連絡会の実施 ◇高知県・高知市教育長連絡会の実施 ・4回実施 ・教育大綱、教育振興基本計画について <内容> ・教育大綱、教育振興基本計画 ・全国学力・学習状況調査結果 ・生徒指導上の諸問題 など	・2回実施 （第2回会議は知事・市長出席） <内容> ・施策の進捗状況 ・全国学力・学習状況調査結果 ・県市が連携した学力向上対策 など	・4回実施 <内容> ・高知市に派遣した指導主事チームの進捗状況の確認 ・全国学力・学習状況調査結果とそれに伴う学力向上対策 など
107 高知市との連携 【小中学校課】 <事業概要> 県教育委員会及び高知市教育委員会の連携のもと、指導主事等によるチームを編成して、高知市内のタテ持ち中学校や小学校を継続的に訪問指導する。 ◆チームによる学校訪問の実施 ・高知県教育委員会及び高知市教育委員会の連携のもと、高知市教育委員会に学校の学力向上対策等を指導支援するためのスーパーバイザーや指導主事等によるチームを組織する。 ・チームは、高知市教育委員会学校教育課や県教育委員会小中学校課と連携・協働して各学校の状況を把握するとともに、学力向上に向け、各学校の指導を行う。 ・指導主事とスーパーバイザーは一緒になって担当の学校の状況を把握・分析し、課題解決に向け、継続的に訪問指導を行う。また、県のタテ持ちエキスパートや学力向上総括専門官と連携して指導を実施する。 ◆学力向上推進室運営委員会の実施 ・学力向上推進室の取組の質の向上を図るため、県と市合同で設置した「学力向上推進室運営委員会」を定期的に実施し、各学校の現状分析や訪問指導の状況等について情報共有・検討を行う。			◆チームによる学校訪問の実施 ◇チームによる学校訪問の実施 ・県教育委員会が高知市教育委員会に7名の指導主事を配置 ・10月より、小中学校課3名を新たに高知市指導主事と兼務 ◆学力向上推進室運営委員会の実施 ◇「学力向上推進室運営会議」を高知県教育委員会、高知市教育委員会合同で設置 ・チームの取組等についての進捗管理（月1回程度）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○高知県市町村教育委員会連合会等との定期的な会議の場を通じて、第２期高知県教育振興基本計画に基づく今後の県の取組の方向性を県・市町村教育委員会で共有することができた。	◆市町村教育委員会連合会との連携 ◇市町村教育長会議や合同研修会等の実施 ・８回実施 <内容> ・県の教育大綱、第２期教育振興基本計画【第３次改訂版】の周知 ・教員の働き方改革について　など ◆高知県･高知市教育長連絡会の実施 ◇高知県・高知市教育長連絡会の実施 ・●回実施	◆市町村教育委員会連合会等と定期的な会議の場を設け情報共有することで、方向性を合わせた取組が実施されている。
○各学校の教科会に推進室の指導主事が入り、授業にきめ細かく関わることで、授業改善の取組はもとより、教科担当教員全体の意識の向上が見られる。 ○学力向上推進室へ高知県教育委員会から指導主事が兼務配置となり、各学校への訪問回数が増えたことにより、教科会や研究授業への関わりが手厚くなり、実態に応じた指導・助言につながってきている。 ○訪問計画以外にも、各学校から多くの訪問指導の要請があり、学力向上推進室に対する学校の期待は高まっている。 ●依然として知識・技能を中心とした授業が多くを占め、主体的・対話的で深い学びの授業への転換が十分でない実態がみられる。 ●授業改善に向けて全国学力・学習状況調査や高知県学力定着状況調査の分析が弱く、学校全体で課題を共有することが不十分であり、組織的な取組につなげられてれいない学校が見られる。 →次年度増員される推進室の指導主事を含め、これまでの取組の状況を情報共有し、各学校の課題に応じた対応ができるよう、推進室の取組を支援することにより、訪問指導の質・量の向上を図る。 ●当初の訪問指導計画では対象としていなかった教科や学校からの訪問指導の要請に、十分に応えることができていない。 →訪問指導の要請が多い教科や小学校に対応するため、県からの派遣を増員し、体制の強化を図る。	◆チームによる学校訪問の実施 ◇チームによる学校訪問の実施 ・県教育委員会が高知市教育委員会に10名の指導主事を配置 ・小中学校課３名を高知市指導主事と兼務 ◆学力向上推進室運営委員会の実施 ◇「学力向上推進室運営会議」を高知県教育委員会、高知市教育委員会合同で設置 ・チームの取組等についての進捗管理（月１回程度） ・内容：各学校の現状分析 訪問指導の情報共有 計画の見直し　など	◆高知市の各小・中学校において、学校のチーム力や経営力が向上し、目標の達成に向けた PDCA サイクルが機能している。

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
108 教育版「地域アクションプラン」推進事業 【教育政策課】 <事業概要> 県の大綱や第２期教育振興基本計画に掲げる知・徳・体の向上をはじめとする基本目標や施策の基本方向などを踏まえ、教育課題の解決に向けて推進される各市町村の自主的・主体的な取組を、県と市町村教育委員会が協議した上で、教育版「地域アクションプラン」として位置付け、人的及び財政的な支援を行う。 ◆高知県地域教育振興支援事業費補助金 ・県の大綱や基本計画に定められた方向性を踏まえた取組のうち、事業要件（右記）に該当するものを対象とする。 ◆市町村の施策マネジメント力の向上のための支援 ・各教育事務所に配置した担当指導主事等による事業内容への積極的な助言・協力の実施 ・進捗管理表の作成による進捗管理の徹底及び計画立案者・事業実施者である市町村による自己検証の実施 ・市町村教育振興基本計画の改定に向け、県基本計画の方向性や基本方向を踏まえた計画となるよう指導・助言を行う。	◆高知県地域教育振興支援事業費補助金 ◇市町村の自主的・主体的な取組の推進 ・県内全市町村（学校組合）及び教育関係団体での事業実施 ・35 市町村(学校組合)2 団体が 92 事業を実施 ・補助金交付確定額 144,268 千円 事業要件 次のいずれかに該当する事業 ①チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する取組 ②厳しい環境にある子どもたちへの支援の取組 ③就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備の取組 ④県と市町村教育委員会との連携・協働を充実・強化する取組 ⑤安全・安心で質の高い教育環境を実現する取組 ⑥生涯学習やスポーツの振興の取組 ⑦学校等に対する意見や苦情等に適切に対応する取組 ⑧①から⑦までの取組以外の教育振興につながる特徴的・先導的な取組 ◆市町村の施策マネジメント力の向上のための支援 ◇進捗管理の徹底、中間・年度末自己検証の実施 ◇県の方向性等を踏まえた計画となるよう指導・助言のための訪問 ・年４回 H28 年度末 計画終期 （４市町村）	・教育振興基本計画中間検証時に補助要件について検討を行い、要件を見直し ・35 市町村(学校組合)2 団体が 94 事業を実施 ・補助金交付確定額 146,892 千円 ・年３回 H29 年度末 計画終期 （３市町村）	・35 市町村(学校組合)2 団体が 74 事業を実施 ・補助金交付決定額 （当初決定額） 140,498 千円 事業要件 次のいずれかに該当する事業 ①チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築するための取組 ②厳しい環境にある子どもたちへの支援のための取組 ③県と市町村教育委員会との連携・協働を充実・強化するための取組 ・年３回 H30 年度末 計画終期 （14 市町村）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○事業計画の策定や進捗管理等について、地教連担当指導主事等から適宜適切な助言を行うことにより、各市町村と方針や課題等を共有しながら事業を実施できている。 ・市町村による事業検証結果における当初目標の達成度がB以上の事業の割合 H28 最終評価： 98.9% H29 最終評価：100.0% →中間評価の結果が低かった市町村には年度末に向けてこまめな進捗確認等を行う。 →教育振興基本計画の目標達成状況を検証する際、併せて本事業の在り方について検討を行う。	◆高知県地域教育振興支援事業費補助金 ◇市町村の自主的・主体的な取組の推進 ・県内全市町村（学校組合）及び教育関係団体での事業実施 ・35 市町村(学校組合)2 団体が 79 事業を実施 ・補助金交付決定額（当初決定額） 139,684 千円 事業要件 次のいずれかに該当する事業、又は、県の総合教育会議及び教育振興基本計画推進会議での議論の方向性を踏まえた事業 ①チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築するための取組 ②厳しい環境にある子どもたちへの支援のための取組 ③県と市町村教育委員会との連携・協働を充実・強化するための取組 ④教育の情報化の推進に関する取組 教育振興基本計画の目標達成状況を検証する際、併せて本事業の在り方について検討を行う ◆市町村の施策マネジメント力の向上のための支援 ◇進捗管理の徹底、中間・年度末自己検証の実施 ◇県の方向性等を踏まえた計画となるよう指導・助言のための訪問 ・年２回 H31 年度末 計画終期 （３市町村）	◆県と市町村の間で、方針や課題等を定期的に共有しながら、市町村における教育施策のマネジメント力を一層向上させることで、より実効性の高い事業が展開されている。 ・市町村による事業検証結果における当初目標の達成度※がB（目標を達成できた）以上の事業の割合：100% ※ A～Cの３段階で評価 A：目標を達成することができ、かつ想定以上の効果が得られた B：目標を達成することができた C：目標を達成することができなかった

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
109 志・とさ学びの日推進事業 【教育政策課】	◆高知県教育の日「志・とさ学びの日」推進県民協議会の開催		
	◇年２回開催 （8/26、9/27） ・前年度実績報告、当年度取組及び次年度取組の方向性協議	◇年２回開催 （6/19、9/12） ・前年度実績報告、当年度取組及び次年度取組の方向性協議 ・標語・ﾎﾟｽﾀｰ図案の最終選考	◇年２回開催 （6/7、10/9） ・前年度実績報告、当年度取組協議 ・志・とさ学びの日次世代の「志」応援ｺﾝｸｰﾙ各部門最終選考
＜事業概要＞ 高知県教育の日「志・とさ学びの日」（11月1日）の趣旨に沿って、「すべての県民が、教育について理解と関心を深め、高い志を持つ子どもたちを育み、ともに学びあう意識を高めるとともに、一人ひとりが学ぶ目的や喜びを自覚し、生涯にわたって学び続ける風土をつくりあげていく」ため、県民の皆様が教育の現状について知り、考えるためのきっかけづくりをはじめ、市町村等と連携した取組を行う。	◆教育関係データ等の周知・広報		
	◇新聞広告を活用し、県の教育関係データを公表（11/1）	→	→
	◇各市町村に、地域の教育関係データ等の公表を依頼（7月）	→	→
◆高知県教育の日「志・とさ学びの日」推進県民協議会の開催 ・協議会メンバーが取組について検討・協議するとともに各関係団体への広報により、学びの日の推進を図る。 （協議会メンバー：小中学校長会長、高等学校長協会長、市町村教育長連合会長　等）	◇標語の公募 ・486名、1,112作品	→ ・782名、2,067作品	
	◇ポスター図案の公募 ・33名、33作品	→ ・38名、38作品	
◆教育関係データ等の周知・広報 ・各種媒体を活用し、子どもたちの現状や課題などを広く県民に周知・広報することで、高知県の教育について考えるきっかけとするとともに、市町村等における周知・広報の取組を促進する。	◇啓発ポスターの市町村教育委員会、各学校等への配布（10月・580部）	→ ・(9月・990部)	
	◆啓発行事・関連行事の実施		
	◇県教委メイン行事 ・「しばてん大学」（学校支援地域本部推進事業（6ブロック・9～2月）	→ ・「高知家」児童会生徒会サミット（10/29） ※台風接近のため中止	
◆啓発行事・関連行事等の実施 ・県や市町村、学校などが行う教育文化行事を教育の日関連行事と位置付けることにより、この日の趣旨の浸透を図り、教育的な風土づくりにつなげる。	◇市町村との連携行事 ・11/23 芸西村「生涯学習振興大会」 ・12/10 本山町「学習発表会」	→ ・11/3 津野町「道徳フォーラム」 ・11/7 三原村「保・小・中合同発表会」	
	◇関連行事の推進依頼、実施状況調査	→	→
			◆明治150年記念人材育成ﾌﾟﾗﾝの推進
◆明治150年記念人材育成プランの推進【H30】 ・明治150年を契機に、幕末や明治維新期に活躍した先人たちから時代の先を見通した多様な物の見方や考え方を学ぶ活動や学習成果の発表等を通して、学びの意義を広く啓発するとともに、志を磨き自ら主体的に未来を切り拓く人材の育成につなげる。			◇副教材等を活用した基礎学習の充実
			◇各校でのﾌｨｰﾙﾄﾞﾜｰｸの実施（4～2月）
			◇次世代の「志」応援ｺﾝｸｰﾙ（標語、ﾎﾟｽﾀｰ等の公募・6～9月）
			◇ｺﾝｸｰﾙ優秀作品等の企画展（11/1～10）
			◇薩長土肥４県交流ﾌｨｰﾙﾄﾞﾜｰｸ（他県高校生との交流）（11/9～10）
			◇ﾌｫｰﾗﾑ（学習成果の発表）の開催（11/11）
			◇記念冊子作成・配付

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○市町村への取組推進依頼、県の教育関係データ等の新聞紙面掲載等により、徐々にではあるが、市町村の教育関係データの公表、市町村との連携行事の実施等、教育の日を通じた市町村教育委員会との連携による取組が充実してきており、教育関係者を中心に、「教育の日」が一定浸透してきた。 ・教育の日関連行事の実施件数 町村　H28：504 → H29：478 → H30：507 県　H28：199 → H29：186 → H30：201 ・教育関係データを市町村広報誌等に公表した市町村数 H28：15 → H29：17 → H30：28 ○標語・ポスター図案の応募者数・作品数は増加しており、学校教育関係者への周知・啓発が着実に進んできている。（H29） ○明治150年記念人材育成プランにおいて、子どもたちが先人の志や考え方を学び、自らの志について考える活動や日頃の学習成果の発表等の取組により、主体的に未来を切り拓く人材の育成につながった。また、成果発表等を通じて、広く県民の皆様に啓発するとともに、教育について考えていただく機会をつくることができた。（H30） ●関連行事の実施や啓発ポスターの作成など、さまざまな広報により、教育関係者を中心に教育の日の周知が着実に進んできているが、県民全体における認知度は十分でない。 ●明治150年記念人材育成プランの成果等を発展させ、児童生徒や学校等の教育関係者だけでなく、広く県民の皆様に志を育むことの大切さや学ぶことの意義について啓発できるような仕組みが必要。 →市町村や関係機関等と連携し、県民が興味を持って参加しながら「志」や「学び」について考える機会をつくる啓発イベント等を開催するなど、「志・とさ学びの日」を広く県民の皆様に周知・啓発するための取組を進める。	◆推進県民協議会の開催 ◇年２回開催予定 ・取組について検討・協議 ・協議会メンバーによる関係団体への広報 ◆教育関係データ等の周知・広報 ◇各市町村に、地域の教育関係データや取組状況の公表を依頼（7月） ◇標語、ポスター図案の公募 ◇啓発ポスターの配布（市町村教育委員会、各学校等） ◆啓発行事・関連行事の実施 ◇啓発イベントの開催 ・歴史学習施設等と連携した各施設における学びの紹介や地域文化の発信（10月予定） ◇関連行事の推進依頼、実施状況調査 ◇他県の高校生等との交流を通じ、自らの志や郷土への愛着と誇りを育む取組の実施（薩長土肥同盟）	◆高知県教育の日「志・とさ学びの日」の趣旨に沿った各種取組の展開により、県民の皆様に教育について考えてもらうきっかけづくりや、家庭・地域との連携強化に取り組むことにより、教育的な風土がつくられている。 ・教育の日関連行事の実施件数 市町村：530件以上 県：230件以上 <関連行事> ※10月～12月に実施する行事で、高知県教育の日「志・とさ学びの日」の趣旨に沿う行事 ※関連行事である旨やロゴマーク等を、行事案内チラシ、看板等に掲示してもらう

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
110 学校施設の安全対策の促進 【学校安全対策課】 学校施設内における児童生徒の安全・安心を確保するため、県立学校、公立小・中学校の耐震化等を促進し、自然災害に強い学校施設を整備する。 ◆学校施設の安全対策の促進 ◇県立学校のブロック塀等の改修 ・児童生徒や地域住民の安全を確保するとともに、避難路としての安全を確保するため、地震発生時に倒壊の危険のある県立学校のブロック塀等を改修する。 ◇県立学校体育館の非構造部材等の耐震化 ・熊本地震（H28.4 発生）では天井材や窓ガラスなどの落下により、避難所機能が果たせなかった体育館が複数あったことから、地域住民が安全な避難所生活が送れるよう体育館の非構造部材等の耐震化に取り組む。 ◇公立小・中学校の耐震化及び室内安全対策の促進 ・地震による建物の倒壊から児童生徒などの命を守るため、公立小・中学校の耐震化及び室内安全対策を促進する。 ◇市町村立小中学校の教室等への空調設備の設置 ・災害とも言われる猛暑により学校における熱中症が増加しており、児童生徒の健康被害を防止し夏期における教育環境の改善に取り組むため市町村立学校等の普通教室への空調設備の設置を促進する。	◆学校施設の安全対策の促進 ◇公立高校・特別支援学校の耐震化終了 ◇県立学校のブロック塀等の改修 ・設計委託 9 校 ◇県立学校体育館の非構造部材等の耐震化 ・調査委託 5 校 ◇天井材、照明器具、窓ガラス、外壁・内壁等非構造部材の耐震対策に関する国からの発出文書により市町村に周知	・工事完成　3 校 ・設計委託 27 校 ・調査委託 21 校 ・設計委託 3 校 ◇公立小・中学校の耐震化及び室内安全対策の促進	・工事完成 29 校 ・調査委託 14 校 ・設計委託 14 校 ・工事　　5 校 ◇市町村立小中学校等の普通教室への空調設備設置の促進
111　H31 組新 自転車ヘルメット着用推進事業 【学校安全対策課】 <事業概要> 「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（平成 31 年 4 月施行）において、18 歳までの児童等へのヘルメット着用について、保護者への努力義務が規定されたことを受け、児童生徒のヘルメット着用を推進し、登下校時の自転車の安全で適正な利用の促進を図る。 ◆自転車ヘルメット着用の促進 ・県内全ての小中高校生で自転車通学をしている児童生徒（保護者）を対象に、ヘルメット購入を支援し、県内全域でのヘルメット着用普及を図る。			

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○県立学校の構造部の耐震化については平成 28 年度末に完了。 ○県立学校のブロック塀の改修により児童生徒や地域住民の安全な避難経路が確保されつつある。 ・H30 工事発注率　100%（36/36 校） ・H30 工事完成率　89%（32/36 校） （H31.3 月末見込） ○県立学校体育館の非構造部材等の耐震化について、設計が完了し工事に着手した。発災時に安心して避難生活を送ることができる避難所が順次確保されている。 ・H30 工事発注率　13%（5/40 校） ・H30 工事完成率　13%（5/40 校） （H31.3 月末見込） →県立学校施設の対策については、進捗管理を徹底し、計画的な発注業務を行うことにより、耐震化を確実に進める。 ●公立小・中学校の室内安全対策については、平成 30 年度から、学校設置者が行う非構造部材の耐震点検について、国が点検項目を明示し、専門家による点検を行うこととしたことから、実施率が低下。 ・76.4%（H29.4.1）→25.2%（H30.4.1） →今後も引き続き、市町村に対し、国からの情報や県における対策状況を伝達していく。 ○市町村立小中学校等の普通教室へ空調設備を早期に整備するため、平成 30 年度に、国の臨時特例交付金（第 1 次補正予算）に加え、県として市町村立学校等空調設備整備促進事業費交付金（12 月補正予算）を創設し、市町村の取組を促進することとした。 ・未設置教室　1,854 室(H30.9.1 時点) （交付金等活用 1,781 室） →空調設備設置の促進については、事業の進捗状況を把握し、着実な設置を進める。	◆学校施設の安全対策の促進 ◇県立学校のブロック塀等の改修 ・H30 からの繰越工事（4 校）が完了（36 校全ての対策完了） ◇県立学校体育館の非構造部材等の耐震化 ・設計委託 15 校 ・工事完成 17 校 ◇公立小・中学校の耐震化及び室内安全対策の促進 ・市町村に対し、国からの情報や県における対策状況を伝達し、併せて、国の財源活用を促していく。 〔防災・減災、国土強靱化関係予算（H30 補正予算、3 カ年緊急対策）〕 ◇市町村立小中学校等の普通教室への空調設備の設置 ・国や県の交付金等の財源を活用して取り組む市町村の事業の進捗管理を実施（設置 1,781 室）	◆倒壊の危険のある県立学校のブロック塀等を改修することにより、児童生徒や地域住民の安全が確保されている。 ・ブロック塀等の改修終了（H30 年度） ◆発災時、地域住民等が安心して避難生活を送ることができる避難所が確保される。 ・県立学校体育館の非構造部材等の耐震化終了（H32 年度） ◆公立小・中学校の耐震化及び室内安全対策を促進することにより、地震による建物の倒壊等から児童生徒などの命が守られている。 ◆市町村立小中学校等の普通教室への空調設備の設置により、夏期における快適な教育環境が整備されている。 （H32 年度）
●県内では、登下校中における自転車運転中の事故が多い。 ●全国的に、自転車運転中の事故の中で、死亡にいたる頭部損傷の事故においては、ヘルメットの未着用者が多い。 ●ヘルメットの着用が義務化（校則化）されていない学校においては、ほとんどの生徒が着用していない。生徒の自転車の安全利用の意識の向上と、主体的なヘルメット着用に向けた啓発が必要である。 【中学校(H30)】 自転車通学許可　106 校/115 校(92.2%) ヘルメット着用義務付け　76 校/106 校(71.7%) 【高等学校(H30)】 自転車通学許可　46 校/47 校(97.9%) ヘルメット着用義務付け　0 校/46 校(0%) →県が 3 年間の期間限定で小・中・高校生の自転車通学者に対してヘルメット購入を支援し、県内全域での着用普及を目指す。 （1 年目：啓発・普及　2 年目：促進　3 年目：定着）	◆自転車ヘルメット着用の促進 ◇ヘルメット購入の支援 ・市町村立（学校組合）立：ヘルメット購入に係る補助制度がある市町村への補助（定額補助：1 人 1,000 円） ・県立：販売店での購入費補助（定額補助：1 人 2,000 円） ◇高等学校 PTA 連合会等と連携した PTA による組織的な取組の推進 ◇交通安全教育の実施 ・交通安全教育教材「Traffic Safety News(TSN)」や「高知県安全教育プログラム」の活用	◆県内の小・中・高校生の自転車の安全利用の意識が高揚し、主体的にヘルメットを着用する児童生徒が増える。 （H33 年度）

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
112 保育所・幼稚園等耐震化推進事業 【幼保支援課】 <事業概要> ◆保育所・幼稚園等の耐震化への支援 ・南海トラフ地震の強い揺れに備え、乳幼児の安全・安心を確保するため、保育所・幼稚園等の耐震化に係る経費に対して補助を行う。	◆保育所・幼稚園等の耐震化への支援 ◇施設の耐震化の状況（H29.2月末現在） ・耐震診断実施率：88.3% ・耐震化率：87.6%	◇施設の耐震化の状況（H30.3月末現在） ・耐震診断実施率：92.3% ・耐震化率：90.9%	◇施設の耐震化の状況（H31.3月末見込） ・耐震診断実施率：92.9% ・耐震化率：92.0%
113 保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業 【幼保支援課】 <事業概要> ◆保育所・幼稚園等の高台移転及び高層化への支援 ・南海トラフ地震で発生が予測される津波から、乳幼児の安全・安心を確保するため、保育所・幼稚園等の高台移転及び高層化に係る経費に対して補助を行う。	◆保育所・幼稚園等の高台移転・高層化への支援 ◇高台移転の進捗状況（H29.3月末現在） ①移転完了：4市町4か所（6園） ②移転決定：4市町4か所（6園） ③移転先の候補地決定：3市町3か所（4園） ④移転に関して具体的な動きあり：3市町5か所（6園）	◇高台移転の進捗状況（H30.3月末現在） ①移転完了：7市町8か所（11園） ②移転決定：6市町6か所（7園） ③移転先の候補地決定：1町1か所（1園） ④移転に関して具体的な動きあり：4市町7か所（8園）	◇高台移転の進捗状況（H31.3月末見込） ①移転完了：8市町11か所（15園） ②移転決定：5市町5か所（7園） ③移転先の候補地決定：なし ④移転に関して具体的な動きあり：4市町6か所（8園）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○保育所・幼稚園等の耐震化を実施するための支援を実施し、耐震化を進めることができた。 ●市町村や法人等の財政事業や児童数の減少に伴う統廃合及び高台への移転を併せて検討している状態にあるため、耐震化が進みにくい状況にある。 →耐震診断や国の直接補助制度等を活用した耐震化の支援を行う。また、耐震診断、耐震化について未実施の施設がある市町村に対しては早期の実施を要請していく。	◆保育所・幼稚園等の耐震化への支援 ◇耐震診断への補助 ・５棟実施の見込 （H32.３月末見込） 耐震診断実施率：96.6% ◇耐震化工事への補助 ・６棟実施の見込 （H31.３月末見込） 耐震化率：95.7%	◆施設の耐震化が推進され、乳幼児の安全が確保されている。 ・耐震診断実施率 H33 年度末：100% ・耐震化率 H33 年度末：100%
○高台移転については、各市町村において移転候補地の検討や施設整備への取組が行われており、設置者である市町村や法人等の財政事情、児童数の減少に伴う保育所の統廃合と併せて検討しているケース等があり、課題が多いものの計画的に進んでいる。 →高台移転の候補地が決定している施設や具体的な進捗のある施設に対して早期の移転を要請する。また、具体的な進捗のない施設や、避難訓練を実施する中で子どもたちの避難に不安を感じる施設に対し、市町村訪問等で移転に向けた検討を要請する。	◆保育所・幼稚園等の高台移転・高層化への支援 ◇施設整備への補助 ・３園実施の見込	◆高台移転等により、南海トラフ地震で発生が予測される津波から安全に避難することが困難な全ての保育所・幼稚園等の乳幼児の安全が確保されている。

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
114 防災教育推進事業 【学校安全対策課】 <事業概要> 南海トラフ地震に備え、児童生徒の防災対応力の向上及び学校や教職員の危機管理力・防災力の向上を図るため、高知県安全教育プログラムに基づく防災教育を一層推進する。 ◆防災の授業及び避難訓練の計画的かつ確実な実施 ・学校安全の取組状況に関するアンケート等により、防災の授業及び避難訓練の実施状況を確認しながら、学校の防災教育の推進を図る。 ◆防災教育研修会の実施 ・教職員の指導力や危機管理力・防災力を向上させるため、安全教育プログラムに基づく指導方法や先進事例等を周知し、演習等によって実践力の向上を図る。また、研修内容を各学校の防災教育及び安全管理に反映させる。 ◆実践的防災教育推進事業 ・拠点校を核としたモデル地域において、先進的・実践的な防災教育を推進し、取組成果の普及・啓発を図る。 ◆学校防災アドバイザー派遣事業 ・大学教授等の専門家を学校等に派遣し、避難経路や避難場所等の点検、防災学習等を実施することにより、安全対策や安全管理の強化を図る。 ◆高校生による主体的な防災活動への支援 ・「高知県高校生津波サミット」を開催し、黒潮宣言に基づいた高校生の主体的な防災活動を支援する。 ◆避難所運営訓練（HUG）の実施 ・災害発生後の教職員等の防災対応力を高めることを目的に、避難所開設・運営をシミュレーションする訓練を実施する。 ◆県立学校再開計画策定への支援 ・災害発生後に、早期に通常の学校教育活動が再開できるよう、学校や地域の実態に応じた各県立学校の学校再開計画の策定支援を行う。	◆防災の授業・避難訓練の計画的かつ確実な実施 ◇各学校の「学校安全計画」の点検及びアンケート調査等による実施状況の確認	→ ◇アンケート調査等による各学校の実施状況の確認、指導
	◆防災教育研修会の実施 ◇研修会の実施 ・県内３地域　５回 ・学校１名の悉皆研修 ・対象：学校教職員、市町村防災教育担当者等 ・参加者数：523 名	→ ・県内３地域　５回 ・参加者数：563 名	→ ・県内３地域４回 ・参加者数：551 名
	◆実践的防災教育推進事業 ◇モデル校 11 校指定 ・津波浸水予測区域や土砂災害警戒区域等にある学校など、各地域の課題に対応した実践的防災教育を展開	→ ◇モデル校８校指定	→ ◇モデル地域６市町拠点校 11 校指定 ・各地域の課題に対応した実践的な防災教育を推進、普及啓発
	◆学校防災アドバイザー派遣事業 ◇学校防災アドバイザー派遣 ・派遣校数：71 校 ・学校の安全対策や安全管理の強化	→ ・派遣校数：67 校	→ ・派遣回数：11 回
	◆高校生による主体的な防災活動への支援 ◇「『世界津波の日』高校生サミット in 黒潮」開催 ・日本を含む 30 カ国の高校生 361 名が参加（県内５校：20 名） ・分科会での協議やフィールドワークでの避難訓練等 ・「黒潮宣言」の採択 ・事前学習会：３回	◇「高知県高校生津波サミット」の一連の取組 ・学習会、被災地訪問、「『世界津波の日』高校生サミット」への参加 ・サミット開催 実践校 16 校 参加校 37 校 高校生 199 名参加 グループ協議、震災を体験した大学生による講演、全体協議等	→ ・サミット開催 実践校 20 校 参加校 31 校 高校生 239 名参加 グループ協議、震災を体験した学生による講演、全体協議等
	◆避難所運営訓練（HUG）の実施 ◇避難所運営訓練実施 ・７回実施	→ ・６回実施	→ ・２回実施

これまでの取組の成果・課題・今後の方向

○各学校において防災教育を確実に実施するため、平成 26 年度より実施目標数値を設定し、「学校安全計画」に明確に位置付けた授業の実施を要請。各学校の「学校安全計画」の点検及びアンケート調査等により進捗管理を行い、防災教育の徹底を図っている。その結果、各学校で防災の授業及び避難訓練の数値目標が達成され、防災教育の浸透が図れている。

・防災の授業の数値目標及び達成率（%）※H30 は見込
小・中学校年間５時間以上、高等学校３時間以上

	H27	H28	H29	H30
小学校	97.9	100.0	100.0	100.0
中学校	96.2	100.0	100.0	100.0
高等学校	100.0	100.0	100.0	100.0

・避難訓練の数値目標及び達成率（%）※H30 は見込
様々な状況設定での訓練を年間３回以上

	H27	H28	H29	H30
小学校	97.9	100.0	100.0	100.0
中学校	82.4	100.0	100.0	100.0
高等学校	100.0	100.0	100.0	100.0

●100%の実施率を継続するとともに、各学校の実践内容を充実させていく必要がある。

●防災教育研修会での研修内容が参加者だけのものにとどまり、自校の防災教育や安全管理に十分に反映できていない学校がある。

→防災教育研修会での研修内容を充実させる。また、研修内容の各校における共有と反映について、アンケート等で実施状況を把握し、指導・支援を行う。

→モデル校の実践内容のさらなる普及・啓発を図る。また、モデル校の研究内容をもとに、現行の高知県安全教育プログラム（震災編）を改訂し、活用を推進する。

○「高知県高校生津波サミット」に実践校として参加した高校生は、黒潮宣言に基づく防災活動を積極的に行った。その取組を他校と共有することにより、広く県内高校生の防災意識を高めることができた。

●県内高校生の防災意識や主体的な防災活動に温度差がみられ、主体的な防災活動を行うための防災リーダー組織の構築ができている学校が少ない。

→「高知県高校生津波サミット」を継続実施し、実践校の拡大と取組の啓発や交流を図っていく。また、サミットの成果を報告書にまとめ、県内全ての高等学校・特別支援学校に配付し活用を図る。

実施計画 H31

◆防災の授業・避難訓練の計画的かつ確実な実施

◇アンケート調査等による各学校の実施状況の確認、指導

◆防災教育研修会の実施

◇県内３地域４回開催
・学校１名の悉皆研修
・対象：学校教職員、市町村防災教育担当者等
※実践力の向上を目指した演習内容を実施

◆実践的防災教育推進事業

◇モデル地域５市町村 拠点校９校指定予定
・津波浸水予測区域や土砂災害警戒区域など、各地域の課題に対応した実践的な防災教育を推進、普及啓発

◆学校防災アドバイザー派遣事業

◇学校防災アドバイザー派遣回数：13回予定
・学校の安全対策や安全管理の強化

◆高校生による主体的な防災活動への支援

◇「高知県高校生津波サミット」の一連の取組
・実践校の拡大、交流
・学習会、被災地訪問、「『世界津波の日』高校生サミット」への参加
・サミット開催
グループ協議、講演、全体協議等

◆避難所運営訓練（HUG）の実施

◇避難所運営訓練実施
・３回実施

◆県立学校再開計画策定への支援

◇策定支援講座の開催等

目指すべき姿（到達目標）

◆県内全ての学校において、子どもたちの命を守る防災教育が教育課程に位置付けられ、確実に実施されている。

・防災の授業の数値目標：
小・中学校年間５時間以上、高等学校３時間以上
小学校：　100%
中学校：　100%
高等学校　：100%

・避難訓練の数値目標：
年間３回以上
小学校：　100%
中学校：　100%
高等学校　：100%

◆各学校が、防災教育及び安全管理の内容の向上に取り組んでいる。

・防災教育研修会等の研修内容を、自校の防災教育及び安全管理に反映させた学校の割合
小学校：　100%
中学校：　100%
高等学校：　100%
特別支援学校：100%

・高知県安全教育プログラム（震災編）改訂版を活用した学校の割合
小学校：　100%
中学校：　100%
高等学校：　100%
特別支援学校：100%

◆県立学校等において、防災リーダー組織が構築され、高校生による主体的な防災活動が展開されている。

・「高知県高校生津波サミット」における実践校の拡大と取組の普及

◆各学校や地域の実態に応じた各県立学校の学校再開計画の策定が完了し、それらを市町村に周知し、策定を働きかける（～H33）。

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
115 学校施設の長寿命化改修による整備の推進 （県立学校） 【学校安全対策課】 <事業概要> 県立学校施については、築 30 年を経過した施設が全体の 7 割以上を占めるなど、今後の老朽化対策が喫緊の課題となっている。 施設の機能を維持しながら、これまで以上に長く使い続けることで、施設あたりのライフサイクルコストを縮減し、財政負担の軽減と平準化を図りながら、建物全体の物理的な不具合を直し、建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げる長寿命化改修工事を実施していく。 ※県立学校施設の長寿命化の指針である「高知県立学校施設長寿命化計画」（個別施設計画）を H29 年 12 月に策定 ◆学校施設の長寿命化改修の実施 <施設の調査及び実施設計> ・調査結果による長寿命化の可否の検討 ・将来的な学校施設の安全性や快適性、耐久性等を見通した整備水準による設計作成 <改修工事> ・構造体の長寿命化対策 ・水道・電気・ガス等のライフラインの更新 ・その他、耐久性に優れた材料等への取り替え、多様な学習内容・学習形態に対応する環境の提供など			◆学校施設の長寿命化改修の実施 ◇耐力度調査 ・4棟
116 学校施設の長寿命化改修による整備の推進 （市町村立学校） 【学校安全対策課】 <事業概要> 市町村においても、県立学校施設同様、施設あたりのライフサイクルコストを縮減し、財政負担の軽減と平準化を図りながら、学校施設の長寿命化改修に取り組む必要があり、県として推進を働きかける。 ◆学校施設の長寿命化改修実施に向けた働きかけ ・市町村担当者研修会において、個別施設計画策定の促進を図る内容での講習等を実施する。 ・国からの通知や全国会議等で得た情報を市町村へ情報提供する。 ※特に文部科学省においては、平成 31 年度から個別施設計画の策定状況を勘案し、事業採択することの検討を進めており注視する必要がある。			◆学校施設の長寿命化改修の実施に向けた働きかけ ◇市町村担当者研修会における個別施設計画策定に関する講習の実施 ・H30 年 2 月 ◇国からの通知や全国会議等で得た情報提供

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○平成 29 年 12 月に長寿命化計画を策定し、老朽化対策の長期的な方向性を示すことができた。 ○平成 30 年度に県立学校施設の耐力度調査 4 校が完了。 ●長寿命化計画に基づく改修等の着実な実行が求められるが、対象となる築 40 年を超える老朽化した施設が 109 棟（H29 年度）あり、平成 31 年度末時点では、新たに 38 棟が築 40 年以上となり、学校の老朽化は年々進行しているため、計画に沿った改修等の確実な実施が必要である。 →長寿命化計画に基づき、老朽化した施設改修工事を着実に実施する。 →長寿命化の実施について、耐力度調査により老朽化の状態を把握し、改修、改築、取り壊し等の方針を決定する。	◆学校施設の長寿命化改修の実施 ◇実施設計 ・2 棟	◆長寿命化計画に基づき、順次改修が進められている。 ・調査 4 棟完了 ・設計 2 棟完了
○研修会における個別施設計画策定に関する講習の実施を行うことで、全ての市町村において、平成 32 年までに個別施設計画の策定の方向性を示すことができた。 ・H30 個別施設計画策定　4 市町村（H31.3 月末見込） ○市町村へ国の補助制度や財政措置の動向について、情報提供することができた。 ●学校の老朽化は年々進行しているため、計画に沿った改修等の確実な実施が必要である。 →引き続き、市町村に対し、国からの情報や補助制度・財政措置の動向について、情報提供を行う。 →県立学校施設における対策内容や実施状況を市町村へ情報提供するとともに、全ての市町村において、平成 32 年までに個別施設計画の策定が完了するように促す。	◆学校施設の長寿命化改修実施に向けた働きかけ ◇個別施設計画の策定 ・20 市町村策定済	◆県内全ての市町村において、個別施設計画策定が完了（H32）し、一部の市町村ではそれに基づいて長寿命化改修が進められている。

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
117 県立高等学校再編振興計画の推進 【高等学校課】 <事業概要> 高等学校教育の充実及び生徒が安心して学べる教育環境の整備に向けて、「県立高等学校再編振興計画」に基づき、県立高等学校の再編振興を図る。 「県立高等学校再編振興計画」（H26 年度～H35 年度）により、H31～35 年度の「後期実施計画」を H30 年 12 月に策定し、計画期間における振興策を実現する取組を推進する。 （前期実施計画） ◆高知南中学校・高等学校と高知西高等学校の統合に向けた取組 ◆須崎工業高等学校と須崎高等学校の統合に向けた取組 ◆「後期実施計画」の策定 （後期実施計画） ◆ICT を活用した学習環境の整備 ・中山間地域の小規模高等学校において、遠隔教育システムを導入し、教育センターを配信拠点とした補習等の講座を実施することにより、地理的条件や学校規模に左右されず、多様な進路希望を実現できる教育環境の整備を図る。 ◆各校の特色を生かした魅力化の推進 ◇各校における振興策の推進 ・部活動において全国上位を目指すための優秀な指導者の招へいや施設等の整備を行う。 ・県立学校を核として特色ある地域の教育力向上及び活性化（まちづくり）を推進する市町村に対し支援を行う。 ・学校と地域が協働して地域を担う人材の育成を図る探究的な学習を推進する。 ◇安芸中学校・高等学校と安芸桜ケ丘高等学校の統合に向けた取組 ◆安心安全な教育環境の整備（南海トラフ地震への対応） ◇安芸中学校・高等学校と安芸桜ケ丘高等学校の統合に向けた取組 ・安芸中学校・高等学校と安芸桜ケ丘高等学校とを統合し、安芸中学校・高等学校（東部地域拠点校）を、安芸桜ケ丘高等学校の敷地に設置する。 ◇清水高等学校の高台移転に向けた取組 ・津波被害が想定される現在地から高台へ移転することとし、新たな校舎を設置する。	◆高知南中学校・高等学校と高知西高等学校の統合に向けた取組 ◇教育課程等検討、決定（中学校） ◇教育課程等検討（高校） ◇学校説明会(2 回) ◇学校パンフレット発行 ◇施設整備 ・校舎等建築及び改修実施設計、共同グラウンド実施設計　等	◇高知国際中学校・高等学校開設（7 月） ◇学校リーフレット発行 ◇体験セミナー(4 回) ◇県立学校統合校校章等選考委員会(5 回) ・既存校舎改修工事、新校舎建築工事、共同グラウンド土木工事　等	◇高知国際中学校開校（4 月） ・駐輪場等建築工事、弓道場等建築工事　等 ◆須崎工業高等学校と須崎高等学校の統合に向けた取組 ◇教育課程等検討、決定 ◇統合に向けた学科改編 ◇学校説明会(3 市町) ◇学校パンフレット発行 ◇合同宿泊研修(４月) ◇県立学校統合校校章等選考委員会(３回) ◇施設整備 ・校舎等建築及び改修の実施設計、プール改修の実施設計 ・プール本体改修工事、新校舎・新体育館建築工事　等 ◆後期実施計画の策定 ◇教育委員会協議会 ・11 回 ◇全地教委訪問 ◇全県立中学校・高等学校訪問	◇須崎総合高等学校開設（7 月） ◇合同行事開催 ・宿泊研修や体育祭等 ・新校舎・新体育館建築工事、既存校舎改修工事　等 ◇中間とりまとめ ・4 月 ◇教育委員会協議会 ・8 回 ◇意見公募（パブコメ） ・10 月 ◇後期実施計画策定 ・12 月 ◇計画の周知会 ・5 回

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
（前期実施計画） <高知国際中学校・高等学校> ○統合に向けた準備が着実に進んでいる。 ・校章、制服決定（11月） ○高知国際中学校の目指す姿を実現するため、教育課程等の検討を行い、決定した。 →高知国際高等学校の目指す姿を実現するため、教育課程等の検討を行う。 →高知国際中学校・高等学校の目指す姿を実現するため、必要な施設整備等を実施する。 <須崎総合高等学校> ○統合に向けた準備が着実に進んでいる。 ・校章決定（11月）、校歌決定（1月） ○須崎総合高等学校の目指す姿を実現するため、教育課程等の検討を行い、決定した。 →須崎総合高等学校の目指す姿を実現するため、必要な施設整備等を実施する。 ●今後も継続して須崎総合高等学校の教育内容等について、中学生やその保護者に周知する必要がある。 →継続して学校説明会を開催する。	（前期実施計画） ◆高知南中学校・高等学校と高知西高等学校の統合に向けた取組 ◇教育課程等検討（高校） ◇施設整備 ・駐輪場等建築 ・弓道場等建築 ◇統合完了：H35年度 ◆須崎工業高等学校と須崎高等学校の統合に向けた取組 ◇施設整備 ・渡り廊下改築・改修工事 ◇須崎総合高等学校開校（4月）	◆後期実施計画に基づき、全ての学校が活力ある学校となるための振興策に取り組む。
（後期実施計画） ○地域、学校関係者と密に協議を重ね「後期実施計画」を策定することができた。 ○中山間地域の学校については、立地する市町村や関係者を委員とする「学校活性（魅力）化の会」を新設し、協議する場を設けることができた。 ●各校の振興策の具体について、その取組姿勢の準備について学校間で温度差がある。 →「後期実施計画」の内容を学校運営方針に必ず位置付け、各校が必ず取り組む。 →各校の取組内容について、県教委がその進捗管理を行う。 <後期実施計画の柱> ◆ ICTを活用した学習環境の整備 ◆ 各校の特色を生かした魅力化の推進 ◆ 安心安全な教育環境の整備（南海トラフ地震対策）	（後期実施計画） ◆ICTを活用した学習環境の整備 ◇教育センターを配信拠点とした遠隔教育の推進 ・中山間地域の小規模高等学校10校を対象としたニーズ調査 ・環境整備（機器購入等） ・放課後等を活用した進学指導講座などの開講（9月～） ◆各校の特色を生かした魅力化の推進 ◇各校における振興策の推進 ・部活動の優秀な指導者の招へいや部活用備品の整備 ・教育力向上及び地域活性化に向けて施設整備を行う市町村への支援 ・地域との連携による、地域課題の解決に向けた学習の推進 ◇安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校の統合に向けた取組 ・学校づくりの制度設計 ・教育内容の検討、制服の検討 ◆安心安全な教育環境の整備（南海トラフ地震対策） ◇安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校の統合に向けた取組 ・基本設計、地質調査、境界確定測量 ◇清水高等学校の高台移転の取組 ・基本設計、地質調査	

事業名称【担当課】・事業概要	実績 H28	実績 H29	実績 H30
118 病弱特別支援学校の再編振興の推進 【特別支援教育課】 <事業概要> ◆再編振興計画の着実な実施 ・病弱特別支援学校において、慢性疾患の児童生徒数の減少、心身症等のある児童生徒数の増加に伴う教育的ニーズの多様化に対応するため、平成 27 年に策定した高知県特別支援学校再編振興計画【第二次】に基づき、病弱特別支援学校の再編振興への取組を推進する。 ・児童生徒の実態の変化に対応した、教育内容や教育環境の充実を図る。 ・慢性疾患の児童生徒が安全で安心な教育が受けられるよう、医療機関との連携を図るとともに、教職員の専門性の向上を図る。 ・心身症等（発達障害等を含む）に対応する教育機能及び関係機関との連携の充実、教職員の専門性の向上を図る。 ・南海トラフ地震等に対応し、安全・安心な教育環境を整備する。	◆再編振興計画の着実な実施 ◇新校舎施設設備の検討 ・公募型プロポーザルを実施、基本設計の担当業者を決定 ◇教育内容の検討 ・高知江の口養護学校の授業において、外部専門家を活用し、ICT 機器の活用に関する研修を通して授業改善を推進 ◇連携機関との協議 ・運営協議会（2 回） ・入院児童生徒に関する実態調査 ・支援籍・副籍及び通級指導に関する県外視察（2 月） ・啓発リーフレットの作成・配布 ◇センター的機能の検討 ・発達障害に関する研修及び ICT 機器の有効活用に関する研究の実施 ◇効果的な教員研修及び体制の検討 ・高知江の口養護学校において推進計画を作成	・基本設計が終了、実施設計に着手 ◇新寄宿舎等について実施設計に着手 ※入院児童生徒への教育保障体制整備事業 ・運営協議会（3 回） ・支援籍・副籍及び通級指導に関する県外視察（11 月） ・ICT 機器の有効活用に関する研究の実施（外部講師を招へい） ◇生徒の実態に即した高等部の教育課程について検討 ・病弱特別支援学校の教育課程検討委員会 [単位制について 職業教育について	◇施設設備の整備 ・新校舎及び新寄宿舎の実施設計・教育センター分館解体 ・れいめい寮の改修の実施設計 ・自活訓練棟解体工事 ・高知江の口養護学校、高知大学医学部附属病院分校、高知若草養護学校国立高知病院分校における、ICT 機器等の活用による教育内容の充実 ・新教育課程の検討 ・通級指導に関する検討 ・ICT 支援員の活用 病弱特別支援学校：75 件 ◇国立高知病院分校の病弱部門設置に向けた検討 ・関係校（2 校）で相談などの体制、教育内容の充実や連携について協議
119 H31 新規 知的障害特別支援学校の在り方に関する検討 【特別支援教育課】 <事業概要> 県中央部の知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加により、受け入れる特別支援学校の狭隘化、大規模化が進んでいることから、安全・安心な教育環境の確保が急務となっている。県教委、関係市町村教委、有識者、関係機関等と連携しながら、特別支援学校の在り方に関する検討を行い、知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加に対する抜本的な対応策を見いだす。 ◆知的障害特別支援学校の在り方に関する検討会(仮称)の開催 ・少子化の傾向の中、知的障害児童生徒数の増加の要因や、特別支援学校入学者の動向などを見極めながら、特に児童生徒数の多い高知市やその周辺の市町村の役割の分担を含め、将来を見据えた抜本的な改善、解消の方策について、総合的な検討を進める。			◆関係市町村との協議 ◇高知市、香美市、香南市、南国市等と県中央部知的障害特別支学校の現状を共有 ・高知市（7,11,3 月）他市町村（5～6 月） ・県中央部特別支援学校の児童生徒数の状況 ・学校の狭隘化、大規模化の現状 ・考えられる対応策

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○病弱特別支援学校の新校舎、新寄宿舎の実施設計及び教育センター分館の解体工事や、病弱特別支援学校寄宿舎と施設を共用する盲学校寄宿舎の改修の実施設計など、施設整備は概ね順調に進んでいる。 ○特別支援学校からの発信により、小・中学校の病弱特別支援学級と前籍校をつないだICT活用の実践が広がった。 ○高知江の口養護学校本校では、ICT 支援機器を活用した授業改善が進み、児童生徒の理解の深まり・意欲の向上につながってきている。 ●病弱特別支援学校で遠隔授業を効果的に実施できるよう教育環境の整備を進めるとともに、分校と本校等の間での遠隔授業について継続して研究し、そのノウハウを特別支援学校の訪問教育や、小・中学校の入院等病気療養中の児童生徒の学習空白を補うための学習活動にも活用できるようにする必要がある。 →引き続き、先進事例の収集や県内外の講師の招へい等により、研修・研究の推進を図るとともに、ICT 支援機器の計画的な整備を行う。 ●病弱特別支援学校のセンター的な機能として、通級による指導に取り組み、病弱教育対象の児童生徒の学習の場を充実させる必要がある。 →近隣の市町村を訪問し説明を行い、病弱教育の対象の児童生徒の学習の保障ができるよう取組を進める。	◆再編振興計画の着実な実施 ◇施設設備の整備 ・新校舎及び新寄宿舎建築工事着工（H32 年度完成予定） ◇教育内容の充実 ・ICT 機器等の活用による教育内容の充実 （高知江の口特別支援学校、高知大学医学部附属病院分校、高知若草特別支援学校国立高知病院分校） ・安全・安心な教育環境の整備 （高知江の口特別支援学校への看護師の配置） ・高等部における新教育課程（職業コース）の準備 ◇センター的機能の向上に向けた取組 ・発達障害等の児童生徒に対する支援・指導に対する専門性を高め、小・中学校の支援を充実 ・通級による指導の開始 ・副籍について市町村と連携しモデル的な取組を開始 ◇国立高知病院分校への病弱部門設置	◆県内唯一の病弱特別支援学校として、センター的機能をしっかり果たす専門性の高い学校が整備されている。
●関係市町村との協議、情報共有等を通じて洗い出した課題の抜本的な解決に向けて、関係市町村と連携し、将来も見据えた上で計画的に取組を進めていく必要がある。 <児童生徒数の増加要因と考えられるもの> ①特別支援教育への理解が深まり、小・中学部段階から入学者が増加 ②専門的な教育へのニーズの高まり ③中学校知的障害特別支援学級在籍生徒が増加するなど、県中央部の知的障害児童生徒数が増加傾向 ④高知市は県立学校と市立学校の重複校区であり、地域によって県立特別支援学校への通学の利便性がよい など	◆今後の知的障害特別支援学校の在り方についての検討 ◇特別支援学校の在り方に関する検討委員会（仮称） ・検討委員：10 名程度 （大学教員、関係機関職員、高知市等市町村教育委員会、保護者代表、教育関係者　など） ・会議開催：５回程度 （H31.6～10 月） <主な協議内容> ・知的障害特別支援学校に入学を希望する児童生徒の増加要因や今後の推移 ・知的障害特別支援学校の規模の適正化や教育環境の整備のための方策について ・知的障害特別支援学校の教育の充実について等	◆知的障害特別支援学校の規模の適正化が図られ、安心・安全な教育環境の確保ができている。 ・平成 31 年度内に「高知県立特別支援学校再編振興計画」の知的障害特別支援学校の在り方について具体的な計画を策定する。

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
120 H31新規 中山間地域における特色ある教育課程推進事業 【小中学校課】 <事業概要> 中山間地域の活性化を図るとともに、社会に開かれた教育課程の実現を図るため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用し、義務教育学校等、次世代の特色ある学校づくりを目指す市町村に対して支援を行う。 ◆指定地域による実践研究（H31～32） ・中山間地域における特色ある学校づくりを目指す市町村を指定し、義務教育学校等、次世代の特色ある学校づくりについての実践研究を進め、その研究成果を発信することを通して、中山間地域の活性化を図るとともに、社会に開かれた教育課程の実現を目指す。			
121 H31新規 中山間地域における特色ある学校づくりの推進 【高等学校課】 <事業概要> 中山間地域において、それぞれの学校が立地する地域の実態やニーズ、各市町村のまちづくり・人づくりのビジョンなども踏まえた魅力ある教育を展開し、高知県に誇りを持ち、本県のために活躍・貢献できる人材育成と、自らが望むより良い人生を切り拓き、歩んでいくための力を育むため、ICT を活用した中山間地域の教育環境の整備や部活動の充実、地域との連携強化による取組を推進していくことにより、魅力と特色ある学校づくりを目指します。 （再掲） ◆ICT を活用した学習環境の整備 ・中山間地域の小規模高等学校全てに、教育センターをハブ（配信拠点）とした遠隔授業システムを構築し、補習等の講座を実施するなど、地理的条件や学校規模に左右されず、多様な進路希望を実現できる教育環境の整備を行う。 ◆各校の特色を生かした魅力化の推進 ◇各校における振興策の推進 ・部活動において全国上位を目指すための優秀な指導者の招へいや施設等の整備を行う。 ・県立学校を核として特色ある地域の教育力向上及び活性化（まちづくり）を推進する市町村に対し支援を行う。 ・学校と地域が協働して地域を担う人材の育成を図る探究的な学習を推進する。		◆後期実施計画の策定（再掲） ◇教育委員会協議会 ・11 回 ◇全地教委訪問 ◇全県立中学校・高等学校訪問	◇中間とりまとめ ・4 月 ◇教育委員会協議会 ・8 回 ◇意見公募（パブコメ） ・10 月 ◇後期実施計画策定 ・12 月 ◇計画の周知会 ・5 回

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
<事業開始時点の課題> ●本県の中山間地域には、複式学級を有する小学校が多く（38.5%）、全国より複式学級の割合も高い（公立小学校の複式学級の割合：全国約 2%　高知県約 12%）。また、児童生徒数の減少に伴い、学校統合が余儀なくされている地域が増えている。 ●校内で教員が切磋琢磨しながら授業研究をしていく機会が少ないため、各学年のねらいを達成するための効果的な指導方法等を共有し、授業改善につなげることが必要である。 ●新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業の充実に向け、組織的な取組を進める必要がある。	◆指定地域による実践研究 指定地域：３地域 ◇コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入に向けた準備委員会の設置 ・県連絡協議会や学習会の開催 ・県内外の先進校視察 ◇次世代の学校づくりに関する会議の開催 ・県内外の先進校視察 ◇加配教員を中心とした研究推進体制の構築 ・小中連携の推進 ◇生活科・総合的な学習の時間の９年間のカリキュラム作成・実施 ・9 年間のカリキュラムに基づいた授業研究の実施 ◇同一児童生徒の学力及び学習状況の変化の把握 ・学力調査実施（小４～中３）	◆義務教育学校等、次世代の特色ある学校づくりを推進することで、中山間地域の教育振興が図られている。 ・平成 31 年度中に学校運営協議会を設置（指定３地域）
（再掲） ○地域、学校関係者と協議を重ね「後期実施計画」を策定することができた。 ○中山間地域の学校については、立地する市町村や関係者を委員とする「学校活性（魅力）化の会」を新設し、協議する場を設けることができた。 ●各校の振興策の具体について、その取組姿勢の準備について学校間で温度差がある。 →「後期実施計画」の内容を学校運営方針に必ず位置付け、各校が必ず取り組む。 →各校の取組内容について、県教委がその進捗管理を行う。	◆ICT を活用した学習環境の整備 ◇教育センターを配信拠点とした遠隔教育の推進 ・中山間地域の小規模高等学校 10 校を対象としたニーズ調査 ・環境整備（機器購入等） ・放課後等を活用した進学指導講座などの開講（９月～） ◆各校の特色を生かした魅力化の推進 ◇各校における振興策の推進 ・部活動の優秀な指導者の招へいや部活用備品の整備 ・教育力向上及び地域活性化に向けて施設整備を行う市町村への支援 ・地域との連携による、地域課題の解決に向けた学習の推進	◆後期実施計画に基づき、全ての学校が活力ある学校となるための振興策に取り組む。

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
122 校種間人事交流の推進 【小中学校課・高等学校課】 <事業概要> ◆小・中学校間の人事交流の推進 ・中学校の学力向上や中１ギャップの解消、小学校の生徒指導の充実に向けて、小学校と中学校との連携を強化し、児童生徒の発達段階を踏まえた指導の充実を図るため、小・中学校間の人事交流を推進する。 ・教員定数の効果的な活用を行う。 <活用の例> ・中学校の教員を小学校専科制加配として配置することにより、教科の専門性を生かした指導を行う。 ・中学校へ小学校の教員を指導方法工夫改善等の加配として配置することにより、学力の定着に向けたきめ細やかな指導を行う。 ・教員採用審査において、小・中学校両方の教員免許を保持している者の加点措置を拡充する。 ・認定講習の実施や費用の助成等、小学校教諭又は中学校教諭による他校種の免許取得を促進する。 ◆高等学校・特別支援学校間の人事交流の推進 ・高等学校におけるユニバーサルデザインに基づく指導体制の強化及び特別支援学校における教科指導力の向上のため、高等学校と特別支援学校間の人事交流を推進する。	◆小・中学校間の人事交流の推進 ◇人事交流の実施 ・管理職の人事交流 ・小中間の人事交流 ・小中県立学校間の人事交流 ・小中一貫校への配置 ・義務教育学校への配置 ◇小学校・中学校・県立中学校間の交流 ・86人 ◆高等学校・特別支援学校間の人事交流の推進 ◇人事交流の実施 ・高等学校→特別支援学校：11人 特別支援学校→高等学校：11人 ・小・中・義務教育学校・県立高校・特別支援学校高等学校全体の校種間人事交流：159人	・検証結果に基づく計画の改善 ◇小中両免許状の保有者の拡充 ・90人 ・高等学校→特別支援学校：8人 特別支援学校→高等学校：9人 ・小・中・義務教育学校・県立高校・特別支援学校高等学校全体の校種間人事交流：143人	・検証結果に基づく計画の改善 ・97人 ・高等学校→特別支援学校：4人 特別支援学校→高等学校：7人 ・小・中・義務教育学校・県立高校・特別支援学校高等学校全体の校種間人事交流：136人
123 教員のICT活用指導力の向上 【教育政策課・教育センター】 <事業概要> 教員のICT活用能力等を育成するため、授業におけるICTの活用や情報モラル等に関する研修を実施するとともに、学習指導要領の改訂に伴い本格実施となる小学校におけるプログラミング教育を推進する。 ◆教育の情報化に関する研修の実施 ・悉皆研修である初任者研修、管理職研修において学校におけるICTの活用や情報モラルに関する講義・演習を行うとともに、授業における具体的なICT活用法を学ぶセミナー等を開催する。 ◆プログラミング教育の推進 ・具体的な事例の収集や情報発信とともに、全ての情報教育担当者への研修及び校内研修などを通じて、プログラミング教育の円滑な全面実施に向けた準備を進めていく。	◆教育の情報化に関する研修の実施 ◇教員の情報化に関する研修の実施 ・初任者研修、管理職研修において、教員のICT活用指導力向上のための講義・演習を実施		◆プログラミング教育の推進 ◇プログラミング教育研修会の開催 ・研究主任や指導主事を対象とした研修会 ・希望する教員を対象としたプログラミング教育セミナー

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
<小・中学校> ○英語、音楽など中学校の教員を小学校に専科教員として配置し、教科の専門性を生かした指導ができている。 ●小中両方の免許を保有している教員が少なく、交流可能な教員が少ない。 →小・中学校の連携を更に強化し、児童生徒の発達段階に応じたきめ細かい指導の充実を図る。 ※人事交流の実施数（人） H27 H28 H29 H30 小 → 中 22 28 34 26 中 → 小 22 32 33 35 小中 → 県立 13 15 12 17 県立 → 小中 13 11 11 19 高 → 特 9 11 8 4 特 → 高 6 11 9 7 <高等学校・特別支援学校> ○高等学校では特別支援学校勤務者を生徒支援の分掌や生徒支援会のメンバーに位置づけるなどにより、個々の支援に交流者の専門性を活かすことができた。 ●高等学校から特別支援学校への交流職員が特別支援免許状の取得にまで至らない場合がある。 →特別支援免許状取得に向けた支援を強化し、高い専門性を身に付けることができるよう取り組む。	◆小・中学校間の人事交流の推進 ◇人事交流の実施 ・管理職の人事交流 ・小中間の人事交流 ・小中県立学校間の人事交流 ・小中一貫校への配置 ・義務教育学校への配置 ◇小中両免許状の保有者の拡充 ◆高等学校・特別支援学校間の人事交流の推進 ◇人事交流の実施	◆小・中学校の連携が深まり、児童生徒の発達段階を踏まえた指導が充実している。 ・小・中学校間の人事交流の実施数 小 → 中 ：30 程度 中 → 小 ：30 程度 小中 → 県立：25 程度 県立 → 小中：25 程度 ◆各高等学校において、特別支援教育に関する教員の専門性が向上し、ユニバーサルデザインに基づく授業改善が進められている。 ◆各特別支援学校において、教員の教科に関する専門性が向上し、授業改善が進められている。 ・高等学校・特別支援学校間の人事交流の実施数 高 → 特：10 人程度 特 → 高： 8 人程度
<研修の実施> ○初任者研修では、学習指導要領における「情報教育」及び「教科指導における ICT 活用」の充実について理解を深めることができた。 ・学校における教育の情報化の実態等に関する調査 授業中に ICT を活用して指導する能力 H28:83.4%→H29:83.6%（全国比+7.0） 児童・生徒の ICT 活用を指導する能力 H28:77.7%→H29:75.5%（全国比＋8.4） ●管理職、初任者ともに知識的側面の理解は深まっているが、実践的な研修に至っていない状況にある。 →校種や教科・領域による、より少人数を対象にポイントを絞った研修内容とすることで研修効果を高める。 <プログラミング教育の推進> ○プログラミング教育のねらい等について、徐々に理解が深まりつつある。 ●市町村教育委員会や学校によって取組状況に差があり、具体的な授業実践事例や指導方法について、広く周知・徹底を図っていく必要がある。 →東・中・西部及び高知市に研究指定校を配置し、４校を拠点とした情報発信を行うとともに、全ての小学校教員に周知を図る機会を充実する。	◆教育の情報化に関する研修の実施 ◇悉皆研修における研修の実施 ・初任者研修 ・管理職研修 ◇情報活用セミナーの実施 ・授業における ICT の活用 ◆プログラミング教育の推進 ◇研究指定校４校によるモデルカリキュラムの研究・実践 ・有識者による各研究指定校への指導助言（有識者１名を各校に配置） ・研究会及び公開授業の実施 ◇プログラミング教育研修会等の開催 ・プログラミング教育学習会 ・情報教育担当者対象の研修会 ・ICT 活用教育推進シンポジウム開催による円滑な導入の周知 ◇各研究指定校での実践事例等をまとめた ICT 活用ハンドブックの作成	◆全ての教員が効果的に ICT を活用した授業を行うことができている。 ・学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果において以下を達成する。 授業中に ICT を活用する能力：85%以上 児童生徒の ICT 活用を指導する能力：80%以上

<table>
<tr><th rowspan="2">事業名称【担当課】・事業概要</th><th colspan="3">実績</th></tr>
<tr><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr>
<tr><td>124

市町村立学校における校務支援システムの整備の推進

【教育政策課】

＜事業概要＞
市町村立学校における校務の効率化等のため、整備が進んでいない統合型の校務支援システム導入に向けて、県と市町村が協働して取り組む。

◆校務支援システムの市町村立学校への導入促進（H29～）
・市町村立学校における校務支援システムの導入に向けて各市町村との協議の場を設置し、平成 31 年度の導入に向けて具体的な検討・準備を進める。</td><td colspan="3">◆校務支援システムの市町村立学校への導入促進</td></tr>
<tr><td></td><td>◇調査研究
・文部科学省 ICT 活用教育アドバイザー派遣事業に基づくアドバイザーの指導助言による調査研究
（年３回）</td><td>・ICT アドバイザーによる指導助言
（年３回）

◇導入に向けた検討及び準備会の開催
・全市町村の担当者にシステムの概要等を説明（２回）

◇校務支援システム検討委員会の設置
・地教連へ３市３町１村による検討委員会の設置
（H30.２月）</td><td>◇ワーキングチームを核とした協議
・仕様、様式、費用負担の在り方、導入時期等の合意形成
（年４回）
・校務支援システム運営協議会の設置
第１回会合(12 月)
・運営協議会作業部会における様式等の検討（２月以降、毎週１回）

◇実証研究事業採択に向けた条件整備
・文科省との協議
・実証研究の仕組みの検討及び設置
・効果測定重点校における導入効果検証の開始（５校）
・実証研究委員会
(2 月:有識者を交えて導入効果を協議)

◇統合型校務支援システムの構築
・予算確保、契約
・構築開始</td></tr>
<tr><td>125

県立学校校務支援システム整備事業

【教育政策課】

＜事業概要＞
県立学校の統合型校務支援システムを整備し、教員が生徒に向き合う時間を創出することや、生徒の個人情報等を災害等から保護することを目的に校務の情報化を図る。

◆校務支援システムの運用による業務の効率化の促進
・校務支援システムを全ての県立中学校及び高等学校に導入し、業務の効率化を図る。

◆サポートの充実
・教職員の習熟度を向上させるため、集合研修会を実施する。
・メールによるエンドユーザー向けサポート体制を整備する。</td><td colspan="3">◆校務支援システムの運用による業務の効率化の促進</td></tr>
<tr><td></td><td>◇先行導入校本運用開始（中学校１校、高等学校 12 校）

◇H28 導入校整備完了（中学校２校、高等学校 24 校）</td><td>◇後発校の本運用開始
・県立中・高等学校 100%運用

◇グループウェアの稼働開始
・県立高 100%運用</td><td>◇システム改修による機能追加
・勤務時間管理機能を新たに追加</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">◆サポートの充実</td></tr>
<tr><td></td><td>◇集合研修実施
・H28 導入校対象
延べ 25 回開催

◇メールサポートの実施
・メール発出 1,423 通</td><td>・H29 導入校対象
２回開催

・メール発出 1,214 通</td><td>・メール発出 564 通
(H30.4.1-H31.2.20)</td></tr>
</table>

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○市町村教育委員連合会と連携し導入に向けた協議を重ねてきた結果、平成31年度には26市町村、平成32年度には全34市町村1学校組合に導入する方向で各市町村等と合意し、協定を締結することができた。 ●今後は、各帳票の県下統一様式の決定や、運用の基本ルールとなる利用要項の策定、事前研修など、円滑な導入準備を進めていく必要がある。 →運営協議会の下に設置した作業部会を中心に各種様式の統一化に向けた検討を進めるとともに、4月に先行導入する効果測定重点校5校や各市町村、事業者等と連携しながら、利用要項や研修の具体化などの準備を迅速に進めていく。 ●最大限の導入効果を得るため、導入前後の業務削減効果を適切に把握したうえで、より効率的な業務執行に向けたシステムの機能の活用方法を周知していく必要がある。 →実証研究委員会において導入効果の検証を行うとともに、より効果的なシステムの活用方法も含めて検討を行い、来年度開催する校務支援システム活用研修などの機会を通じて各校に周知を図り、活用を促していく。	◆校務支援システムの市町村立学校への導入促進 ◇校務支援システム運営協議会を核とした協議 ・運用経費算定式による負担金額の決定（年1回） ◇運営協議会作業部会での実務担当者による協議 ・新学習指導要領の実施に伴う様式及び作成要領の改訂（年4回） ◇市町村立学校校務支援システムの構築 ・データ投入作業（年1回） ・管理者・操作者研修の実施（年3回）	◆県内全ての市町村立学校で校務支援システムの運用が行われている。 ・統合型校務支援システム整備率 小学校　100% 中学校　100% ◆校務支援システム導入により、教員の業務負担の軽減が図られている。
○全ての県立学校で校務支援システムの運用が開始され、校務の効率化が図られはじめている。 ・校務支援システムの利用により、具体的に効率化が図られた主な業務（アンケート調査結果） ①成績管理 ②出欠管理 ③指導要録関連 ●教員の働き方改革を進める上で課題となっている勤務時間の実態把握に関しても、ICTの活用を広げていく必要がある。 →勤務時間の把握・分析により、教員の業務の効率化や働き方に対する意識改革につなげていくため、校務支援システムに教員の勤務時間を客観的に把握できる機能を追加する。	◆校務支援システム運用による業務の効率化の促進 ◇システムによる業務軽減状況の管理 ・校務支援システム運用状況 ・グループウェア運用状況 （定例会による報告：年6回） ◇市町村立学校校務支援システムとの連携の検討 ・校種間での情報共有と引継ぎの徹底「縦の連携」	◆各県立学校において、校務支援システムが運用され、生徒の情報が安全かつ効率的に管理されている。また、グループウェアにより学校内外の情報共有、情報連携が円滑に行われている。 ◆勤務時間管理機能により、教員の勤務実態が具体的に把握され、その改善に向けて、組織的な対策が講じられている。

事業名称【担当課】・事業概要	実績 H28	実績 H29	実績 H30
126 県立学校における ICT 環境整備の推進 【教育政策課】 <事業概要> 教員及び生徒が学校で安心して ICT を活用できるようにするために十分な情報セキュリティ対策を講じるとともに、日常的に ICT を活用した授業が可能となるよう、普通教室への無線 LAN 環境を整備する。 ◆情報セキュリティの抜本強化 ・文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、県立学校 LAN システムの情報セキュリティを強化し、安全・安心な ICT 環境を整備する。 ◆無線 LAN 環境の整備 ・教員が学習系タブレット端末を授業において有効に活用できるよう、普通教室への無線 LAN 環境の整備を図る。	◆情報セキュリティの抜本強化 ◇人為的な情報リスクを防ぐための県立学校 LAN システムの導入 ◇個人情報を扱う校務系業務と学習系業務を分離した情報基盤の整備 ・教員 1 人に校務系 PC と学習系 PC の 2 台の端末を整備	・校務系と学習系ネットワークの分離作業完了（7 月）	◇資産管理システムによるリスク排除 ・USB デバイスの制御 ・ソフトウェアの管理 ・マルウェアの監視 ◆無線 LAN 環境の整備 ◇アクセスポイントの設置 ・全職員室に設置完了 ◇総務省事業による普通教室で利用可能な無線 LAN の整備 ・整備率 50%以上
127 社会教育推進人材育成事業 【生涯学習課】 <事業概要> 地域の学びを支える人材を育成し、生涯学習の推進体制の再構築を図るため、社会教育関係者の専門的な資質・能力の向上を図る研修の実施や社会教育主事の養成を推進する。 ◆市町村社会教育担当者の人材育成 ・市町村社会教育担当者が社会教育に関する専門的な知識・技術を習得するための研修会を開催する。 ◆社会教育主事の養成 ・社会教育主事の資格取得を促進し、社会教育に関わる助言・指導を行う社会教育主事を養成する。	◆市町村社会教育担当者の人材育成 ◇市町村社会教育担当者の研修 ・社会教育主事等研修会（ブロック別及び全体研修会）の開催 4 回、参加者 58 名 ◆社会教育主事の養成 ◇四国地区大学社会教育主事講習への派遣 ・2 名 ◇国立教育政策研究所主催の社会教育主事講習及び専門講座への派遣 ・2 名	・社会教育主事等研修会の開催 3 回、参加者 86 名 ・6 名 ・派遣なし	2 回、参加者 82 名（H31/2/1 現在） ・2 名 ・2 名

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○県立学校 LAN システムの再構築により、情報セキュリティの抜本的な強化が実現した。 （H29.7） ・県立学校ネットワークを校務系(LGWAN 接続系)と学習系（インターネット接続系)に分離 ○全ての職員室（383 室）にアクセスポイントの整備が完了した。(H29.7) ●日常的に ICT を活用した授業を行うためには、無線 LAN 環境の整備が不可欠であり、普通教室への無線 LAN の整備を進めていく必要がある。 ・県立学校の普通教室への無線 LAN 整備率 20.0% （H29.3.1 現在） ➔国の事業を活用し、災害時には避難者への重要な情報インフラとなり、平時には普通教室で学習に有効活用できる公衆無線 LAN の整備を進めていく。	◆情報セキュリティの抜本強化 ◇資産管理システムによるリスク排除 ・USB デバイスの制御 ・ソフトウェアの管理 ・マルウェアの監視 （定例会による報告：年 6 回） ◆無線 LAN 環境の整備 ◇未整備教室への対応	◆情報セキュリティに関する障害・事故など情報セキュリティインシデントの未然防止とともに、インシデントが発生した場合の拡大防止、迅速な復旧、再発防止等の対策が講じられている。 ◆日常的に ICT を活用できるよう普通教室への無線 LAN 環境が整備されている。 ・県立学校整備率 100%
○社会教育主事等研修では、市町村社会教育担当者が社会教育に関する初歩的な知識を身に付ける機会を提供できた。 ○県内担当者がそれぞれの実践を持ち寄り、交流したことで、県内担当者間のネットワークが形成されつつある。 ●市町村社会教育担当者が、各地域で社会教育を活性化していく推進力を身に付けることが必要であるが、研修会の参加者数は目標を下回っている。 ・市町村社会教育担当者研修会の参加者数 H27：94 名→H28：66 名→H29：86 名→H30:82 名 （H31.2.1 現在） ※H28 は台風のため 2 回目の研修中止 ➔社会教育主事等研修の内容を充実し、担当者の参加を促進する。 ➔高知県社会教育実践交流会に市町村社会教育担当者を巻き込んで、意識や意欲を高める。 ➔「人づくり」から「地域づくり」まで社会教育活動に対する総合的な能力を育む研修内容へステップアップさせていく。	◆市町村社会教育担当者の人材育成 ◇市町村社会教育担当者の研修（3 回） ・全体研修会の充実 ・人権教育担当者への参加拡大 ・出席率の低い市町村への働きかけ ・高知県社会教育委員連絡協議会の研修会との合同開催 ◆社会教育主事の養成 ◇社会教育主事の養成 ・四国地区大学や国立教育政策研究所の社会教育主事講習等への参加促進 ・社会教育主事未配置市町村への働きかけ	◆社会教育主事の養成及び社会教育担当者の資質向上により、社会教育の推進体制が強化されている。 ・市町村社会教育担当者研修会の参加者数 延べ 130 人以上

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
128 社会教育活動活性化支援事業 【生涯学習課】 <事業概要> 社会教育活動の活性化を図るため、地域の社会教育の要である社会教育関係団体への活動支援を行うとともに、関係者間の交流を促進し、ネットワーク化を進めていく。 ◆社会教育関係団体の活動支援 ・PTAをはじめとする社会教育関係団体の活動に対し助成する。 ◆社会教育関係者間の交流促進 ・社会教育関係団体や関係者が多様な実践事例に学ぶ機会を提供し、関係者間の交流を深めるとともに、社会教育の活性化につなげる。	◆社会教育関係団体の活動支援 ◇社会教育関係団体への助成を通じた活動支援 ・県公民館連絡協議会研修会の開催（2回） ・県社会教育連絡協議会研修会の開催（1回）	→ ・第 39 回全国公民館研究集会高知県大会兼中国・四国地区公民館研究集会高知大会運営支援（参加者 1,205 名）	→ ・第 41 回中国・四国地区社会教育研究大会高知大会運営支援（参加者 513 名）
	◆社会教育関係者間の交流促進 ◇社会教育実践交流会の開催 ・実行委員会の開催（4回） ・交流会参加者 212 名 実践発表数 8	→ ・実行委員会の開催（4回） ・企画運営会議の開催（2回） ・交流会参加者 281 名 実践発表数 8	→ ・実行委員会の開催（3回） ・他県講師と実行委員会との学習会（1回） ・交流会参加者 229 名 実践発表数 16
129 生涯学習活性化事業 【生涯学習課】 <事業概要> 県民の生涯学習ニーズに対応するため、生涯学習関係の情報提供や相談業務等を行う。 ◆生涯学習機関のネットワークの構築 ・市町村等が行う生涯学習講座等を集約し、総合的な情報提供などを行う。	◆生涯学習機関のネットワークの構築 ◇NPO 法人高知県生涯学習支援センターによる情報提供（委託） ・市町村生涯学習講座情報のホームページへの掲載	→ ・市町村生涯学習講座情報のホームページへの掲載 ◇生涯学習の機能強化の検討 ・県や民間団体の実施する生涯学習講座の情報収集	→ ・市町村生涯学習講座情報のホームページへの掲載 → ・一元的な情報提供の場の構築の検討及び関係機関との調整

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○各団体における研修会等の活動、団体間の連携は着実に進んでいる。 ・県・市町村教育委員会における社会教育学級・講座の実施講座数 H28：5,054 講座→H29:4,976 講座 ・社会教育実践交流会の参加者数 H28：212 名→H29：281 名→H30：229 名 ・実践交流会での実践発表数 H28： 8→ H29：8 → H30：16 ●活動の活性化に向けて、各団体が自らの強みや課題を共有し、より良い活動につなげていくための交流の機会づくりを更に進めていく必要がある。 →各団体への助成を通じ、活動の活性化や研修の機会づくりを支援していく。 →参加者本位の交流を促進するため、社会教育団体の代表者による実行委員会が、企画・運営を主体的に担う方式で開催する。 →各地区市町村教育委員会連合会研修会での地区版社会教育実践交流会を支援していく。 ・H30　高岡地区市町村教育委員会連合会社会教育部会研修会支援（コーディネーター及び助言者） 参加者 22 名　実践発表数 7	◆社会教育関係団体の活動支援 ◇社会教育関係団体への助成を通じた活動支援 ・社会教育関係団体主催事業の広報等の支援 ◆社会教育関係者間の交流促進 ◇社会教育実践交流会の開催 ・実行委員会の開催 （年３回） ・実践発表数の拡大 ・各地区社会教育実践交流会開催への支援	◆社会教育関係者の活動の活性化や交流の促進により、社会教育を通じた地域の交流や活性化が進んでいる。 ・県・市町村教育委員会における社会教育学級・講座の実施講座数：5,000 講座以上 ・社会教育実践交流会の参加者数：270 人以上
○市町村の生涯学習講座の情報提供などを行う NPO 法人高知県生涯学習支援センターのホームページについて、民間助成の活用等により、より分かりやすくリニューアルを図ることができた。 ●県民の様々なニーズに対応し、民間も含めた多様な生涯学習の情報を一元的に提供する仕組みなど、生涯学習機能の強化を図る必要がある。 →市町村等が行う講座のほか、県や様々な民間団体が開催する講座など生涯学習情報を集約し、一元的に発信する「生涯学習ポータルサイト」を構築するとともに、大学や民間など幅広い関係機関と協力体制を構築する。	◆生涯学習機関のネットワークの構築 ◇NPO 法人高知県生涯学習支援センターによる情報提供（委託） ◇生涯学習ポータルサイトの構築 ・サイトの仕様設計 ・関係機関との協力体制の構築	◆多様な生涯学習の情報や、学びの成果を発揮できる場の情報を総合的に提供する仕組みが構築され、多くの県民が日常的に生涯学習を行っている。

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
130 図書館活動事業 【県立図書館】 <事業概要> ◆新図書館等複合施設の開館を見据えたサービスの充実・強化 ・データベースや電子書籍など新図書館で行うサービスを前倒しで実施するとともに、研修等の充実による司書の専門性の向上や、専門機関との関係づくりなどに取り組む。 ◆県内図書館の利用の拡大 ・市町村立図書館等への協力貸出や市町村職員を対象とした研修の実施などの支援を行う。また、県内の市町村に対し、資料や人員体制の充実・強化が図られるよう働きかける。 ・ホームページ等を活用した情報発信や、出前図書館等を通じて、図書館サービスの周知を図る。	◆新図書館等複合施設の開館を見据えたサービスの充実・強化 県民の知的ニーズに応え、課題を解決するための図書館機能の充実 ◇資料・雑誌の購入・寄贈等 ・31,403 点 ◇データベースの整備・充実 ・23 種類 ◇司書の専門性の向上 県外研修：23 名 長期派遣研修：2 回 ◇専門機関への訪問等 ビジネス支援：32 件 健康・安心：26 件 ◇サービス検討委員会分科会の開催：11 回 ◇オーテピア高知図書館サービス計画の策定（H29.1 月） ◆県内図書館の利用の拡大 市町村立図書館等の充実・強化への支援 ◇市町村等への協力貸出 ・25,195 点 ◇研修の実施 ブロック別研修 6 回（332 名） 体系別研修 8 回（217 名） ◇市町村個別訪問 ・22 回 ◇市町村への巡回訪問 ・75 回 ◇サービス等の周知 ・ブログ・メールマガジンによる情報発信：139 回 ・専門機関との連携事業：ものづくり総合展、がん征圧月間関連相談会他 25 件 ・出前図書館：21 回 ・専門機関での図書館活用講座：3 回	・47,150 点 ・23 種類 ◇電子書籍の導入 登録者：609 名 貸出数：1863 回 県外研修：27 名 長期派遣研修：2 回 ビジネス支援：13 件 健康・安心：25 件 ◇専門機関連携会議の開催:2 回 ・42,250 点 ブロック別研修 3 回（63 名） 体系別研修 7 回（173 名） ・9 回 ・40 回 ・ブログ・メールマガジンによる情報発信：96 回 ・専門機関との連携事業：ものづくり総合展出展、がん相談会・講演会他 3 件 ・出前図書館：8 回 ・専門機関での図書館活用講座：2 回 ・オ-テピア開館前イベント：5 回、参加者数：約 600 名	・40,558 点 ・24 種類 登録者：367 名 貸出数：1221 回 ◇サービス、取組の点検･評価：1 回 県外研修：17 名 外部講師招聘研修:3 回 ◇専門機関や行政機関との連携 ・アウトリーチ専任職員による関係づくり：411 件 ・17,487 点 ブロック別研修 3 回（63 名） 体系別研修の実施 1 回（35 名） ・4 回 ・55 回 ◇休館対応長期貸出：15,832 点 ◇アドバイザー派遣事業：3 回 ・フェイスブック、ブログ等による情報発信：121 回 ・専門機関等との連携イベント、展示等：58 件 ・出前図書館の実施：24 回 ・図書館見学等の実施：91 回（1,705 名） ・図書館活用講座等の開催：4 回（42 名）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○オーテピアの開館（H30.7.24）以降、多くの方に来館していただき、12月には50万人を突破。新鮮な幅広い資料・情報を提供し、県民の「知りたい、学びたい」に応えた。 ・来館者数　579,747人（平成31年1月末現在） ・個人貸出冊数　541,124冊（平成31年1月末現在） ●サービス計画に示したサービスを提供するため、提供体制のさらなる充実・強化が必要となっている。 →資料・情報の新陳代謝を図りながら、新鮮で役立つ資料を整備するとともに、サービス計画の進捗状況の点検・評価を定期的に行い、PDCAサイクルによる進捗管理を行う。 ○研修等により司書の専門性の向上に努めるとともに、県民・市民の暮らしや仕事に関する課題解決支援サービスを提供することができた。 ・オーテピア高知図書館におけるレファレンス件数 22,100件（H31.1月末） ●質の高いサービスを提供するため、さらなる司書の専門性向上や専門機関との連携が必要となっている。 →司書の専門性の向上を図るため、専門機関の実施する研修の受講、館内研修や日常的なOJTを実施する。 →訪問や専門機関の開催するイベント等への協力などにより、専門機関との関係の構築・強化に取り組む。 ●レファレンスサービスの利用拡大には県民へのさらなる周知が必要である。 ○市町村立図書館等を訪問し助言や情報提供等を行うとともに、県が設定したテーマに沿った貸出しセットや、市町村立図書館等のニーズに合わせて選書した協力貸出しを行うことができた。 ・市町村への協力貸し出し冊数　17,487冊（H31.1月末） ●県民がそれぞれの地域で、読書し、役立つ情報が得られる環境を整えていくためには、市町村立図書館等のサービス提供体制を整備・充実することが必要である。 →住む場所に関わらず県民が等しく必要な図書館サービスが受けられるよう、各館の状況に応じた適切な助言や、運営に役立つ研修の開催など、引き続き支援を行っていく。 →県立図書館のサービス内容の周知を図るとともに、市町村立図書館等のニーズに対応したサービスの充実に取り組む。 ○オーテピア高知図書館のサービスや取組等について、出前図書館等の取組や、専門機関や行政機関と連携したイベント等を通じて、周知を図った。 ●図書館のサービス・取組等への関心を高め、より多くの方に図書館を利用してもらうためのさらなる周知が必要である。 →フェイスブックやホームページなどの様々な広報媒体やイベント、講座等の機会を通じて図書館サービス等の情報発信に取り組む。	◆オーテピア高知図書館で提供するサービスの充実・向上 オーテピア高知図書館サービス計画のサービス・取組の着実な実施 ◇資料・情報の充実 ◇課題解決支援サービスの充実・強化 ◇専門機関や団体と連携協力した取組の充実 ◇サービス、取組の点検・評価 ・第三者機関によるサービス、取組の点検・評価を行い、PDCAサイクルによる進捗管理を実施 ◆県内図書館の利用の拡大 市町村立図書館等の充実・強化への支援 ◇資料の整備・充実（セット貸出資料・移動図書館資料等） ◇協力貸出やまとめ貸しの実施 ◇市町村職員向けの研修の充実・強化 ◇市町村支援担当職員による巡回相談 ◇アドバイザーを派遣により市町村立図書館等のサービス向上等を支援 ◇サービス等の周知 ・広報誌やホームページ等の活用・充実 ・専門機関と連携した相談会・セミナーの開催 ・図書館活用講座の開催 ・県内全域に図書館サービスをPRする広報イベントの実施	◆県内の図書館が、住民の日常的な学習・文化活動を支援し、仕事や暮らしの中で生じる様々な課題の解決を支援する「知」の拠点、情報の拠点となっている。 ・県民一人当たりの図書貸出冊数 4.2冊以上 ・市町村への協力貸出冊数 32,000冊以上 ・オーテピア高知図書館におけるレファレンス件数 30,000件

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
131 H31 組新 自然体験活動の推進 【生涯学習課】 <事業概要> 本県の森林等豊かな自然環境を活かした自然体験活動を通じて、子どもたちの豊かな心の育成や確かな学力の基盤形成を図る。 ◆自然体験型学習事業（H31 組替新規） ・小中学校が青少年教育施設や地域施設を活用して行う、森林環境学習や自然体験を含む 2 泊 3 日以上の宿泊体験への支援を行う。 ◆地域への指導者の派遣 ・小中学校や保育園・幼稚園、青少年教育団体、PTA 等の行う体験活動行事に、自然体験活動講師を派遣する。 ※指導者派遣事業費 ◆親子での宿泊体験活動の拡大 ・青少年センター・幡多青少年の家において、1 泊 2 日以上の親子での宿泊体験活動を実施する。 ※青少年教育施設振興事業費（うち、親子宿泊体験） ◆子どもが主体となった創造的な体験活動の実施 ・小学生から大学生までの異年齢の子どもたちが、森林・林業をはじめとする中山間の地域課題に対し、課題解決のプロジェクト立案に取り組むことにより、課題探求、合意形成、アイデア出し、地域の巻き込み方などの基礎を学び、将来の森林保全や地域活性化の担い手の育成につなげる。 ※子ども地域学習推進事業	◆長期宿泊体験活動推進事業（～H30） ◇3 泊 4 日以上の長期宿泊体験活動を行う学校への支援 ・4 市町村 6 小学校への財政支援 ・市町村教育長訪問による実施校拡大の要請 ・青少年教育施設による防災等新たな体験プログラムの実施	・6 市町村 13 校（12 小学校、1 中学校）への財政支援 ・学校及び市町村訪問による実施校拡大の要請 ・活動プログラムの作成、実施、検証 ・モデルプログラムの作成	・8 市町村 19 校（12 小学校、7 中学校）への財政支援 ・学校及び市町村訪問による実施校拡大の要請 ・校長会等での事業内容説明による小規模校合同実施の推進
	◆地域への指導者の派遣 ◇活動を希望する団体等への指導者の派遣 ・小学校 7 校 ・中学校 2 校	・幼稚園 1 校 ・小学校 1 校 ・中学校 1 校 ・青少年育成団体 1 団	・小学校 3 校 ・中学校 2 校
	・指導者養成研修等で養成した指導者を講師として派遣		
	◆親子での宿泊体験活動の拡大 ◇青少年センター「親子キャンプ」 ・参加家族：9 組 26 名	・参加家族：8 組 24 名	・台風のため中止
		◆子どもが主体となった創造的な体験活動の実施 ◇子どもが主体となった創造的な体験活動の実施 ・プレ事業の開催（2 回） 参加者：6 名 満足度：94%	◇子どもが主体となった体験活動を含むプロジェクト・イベントの企画･運営･実施 ・連続講座実施（6 回） 参加者：10 名 ・HP、フェイスブックでのプロジェクト･イベントの成果広報

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○長期宿泊体験活動の実施校からは、事業を通じて集団作りを行った結果、学力の向上につながっているとの報告や、体校舎・地域宿泊の利用により、地域の活性化や協働につながったなどの評価がある。また複数校での合同実施により、事業後の交流行事等で、学校を越えた仲間意識や協働意識が見られたとの報告がある。 ○保護者アンケートでは、子どもの自尊感情の向上や学習習慣の定着、家庭での役割意識の向上がうかがえたとの評価がある。 ●長期宿泊体験活動の教育効果を県内全域に広げるために、実施校の拡大が必要である。 →財源に森林環境税を活用するとともに、学校が活用しやすい事業内容に見直し、実施校の拡大を図る。 ●大人も子どもも自然体験離れが進んでいるため、親子での宿泊体験を拡大する必要がある。 ●社会教育委員会からの提言（「高知県の家庭教育支援の充実に向けた推進方策について」H31.2）において、保護者の不規則な生活習慣やゆとりのない状況が子どもたちの安心安全に過ごせる環境に影響している現状を踏まえ「親子での体験活動の充実」が提言されている。 →青少年教育施設のプログラムやノウハウを活用した、1泊2日以上の親子での宿泊体験活動の取組を拡充する。 ○子どもたちが主体となって、フィールドワークやボランティア体験などを通して地域課題や本県の林業の課題を知り、課題解決に向けたアイデアを出し、プロジェクトやイベントを企画･運営することができた。 ・巨大竹ブランコ製作プロジェクト企画･実施（竹害対策の一環として）参加者：20名 ・竹害を考えるイベントの企画･運営・実施 放置林の竹の伐採と竹のランタン作りイベント 参加者：24名　満足度：81% ●対象となる小・中・高校生が、学校行事や習い事などにより多忙で連続講座に出席しにくいことから、定員数の参加者を得ることができない。 →講座の部分参加やスカイプなど遠隔地からの参加について検討を行う。	◆自然体験型学習事業（組替新） ◇2泊3日以上の森林環境学習や体験活動を含む宿泊体験活動を行う学校への支援 ・実施校への財政支援 ・活動プログラムの作成、実施、検証 ◆地域への指導者の派遣 ◇体験活動を希望する団体等への指導者の派遣 ・要請に応じて派遣 ◆親子での宿泊体験活動の拡大 ◇青少年センター「親子キャンプ」 ・2回 ◇【新】幡多青少年の家「親子宿泊体験」 ・1回 ◆子どもが主体となった創造的な体験活動の実施 ◇子どもが主体となった体験活動を含むプロジェクト･イベントの企画･運営･実施 ・連続講座実施（6回） ・県内広域で実施（西部、東部のいずれか） ・HP、フェイスブックによるプロジェクト･イベントの成果広報	◆自然体験型学習事業を通じて、子どもたちの豊かな心の育成と確かな学力の基盤形成が図られている。 ・2泊3日以上の宿泊体験活動の教育効果に対する実施校の肯定的評価の割合：100% ・自然体験型学習事業を実施する小学校等：30校 ◆より多くの子どもたちに自然体験の機会が提供され、指導者養成研修等で養成した指導者の活動の場が拡大されている。 ・指導者派遣団体数：5団体 ◆親子での宿泊体験活動を通じた親子での協働や参加家庭同士の交流が生まれている。 ・親子での宿泊体験活動参加家庭数：35家庭 ◆各地域で子どもが主体となった活動が展開され、地域コミュニティの活性化にもつながっている。

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
132 青少年教育施設振興事業 【生涯学習課】 <事業概要> 子どもたちに豊かな心や社会性を育むため、県直営の青少年教育施設である青少年センター及び幡多青少年の家において、魅力的な体験プログラムを実施する。 ◆魅力的・効果的な主催事業の実施 ・子どもたちや学校、地域のニーズを適切に把握し、既存事業の見直しや新規事業の開発などにより魅力的な主催事業を実施するとともに、様々な機会を捉え、主催事業を積極的に周知・広報していく。	◆魅力的・効果的な主催事業の実施 ◇地域のニーズを踏まえた主催事業の実施 ・既存事業の見直し及び主催事業の開発 ・利用促進に向けた積極的な広報の実施 ※利用者数（小中高校生）：131,366 名	・青少年教育施設の会議で県内各施設の利用状況の情報共有 ※利用者数（小中高校生）：110,475 名	◆施設の特色を生かしたプログラムの実施 ・既存事業の見直し及び主催事業の開発 ◇積極的な広報の実施 ・事業チラシの学校配布や学校訪問による広報の実施 ※利用者数（小中高校生）：104,686 名（H30.12 月末現在）
133 高知みらい科学館運営事業 【生涯学習課】 <事業概要> 県内全域を対象とした理科教育・科学文化振興を図るため、高知市が設置する高知みらい科学館の運営費を負担するとともに、県として積極的に運営に参画する。	◆県内全域を対象とした理科教育・科学文化の振興 ◇科学館開館に向けた高知市との協議・調整 ・事業内容の検討	・高知市との協定の締結（10 月） ・県が運営に参画する体制の検討	◇新図書館開館 ・7 月 24 日 ◇理科教育・科学文化の振興につながる事業の実施 ・プラネタリウムや「サイエンスショー」、科学館理科学習など ◇事業内容の充実に向けた検討 ・科学館事業検討会(毎月開催)による進捗管理 ・県指導主事の派遣、県職員の併任 ・科学館協議会の開催(2 回) ・科学館スーパーバイザー(3 名)等外部有識者からの意見聴取

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○チラシの配布に加え、校長会への出席や学校訪問等積極的な広報活動により、新規利用団体の開拓等の成果が見られた。 ●学校の利用時期が 4～6 月に集中する傾向があるため、閑散期における施設の利用促進を図ることが必要である。 →閑散期に効果的に実施できる「防災学習」や遠足時の体験プログラム等の充実を図る。 →自然体験の充実や交通手段の提供など、施設の特性やスタッフのノウハウを活かした活動プログラムを提供することにより、さらなる利用促進を図る。 →リニューアルによる施設機能の充実を有効に活用し、利用者の多様な活動を実現させ、利用促進につなげていく。 ※平成 29 年度の施設利用者数は、主に青少年センター体育館吊り天井改修工事（H29.8～H30.3 休館）の影響により、前年度から減少。 平成 30 年度の施設利用者数は、青少年センター陸上競技場の改修工事（H30.7～H31.7 休館）及び青少年体育館の床改修工事（H30.11～H30.12 休館）のより影響を受けている。 ・県立青少年教育施設の利用者数（小中高校生） H28:131,366 名→H29:110.475 名→H30:104,686 名 （H30.12 月末現在）	◆施設の特色を生かしたプログラムの実施 ◇地域のニーズを踏まえた主催事業の実施 ・既存事業の見直し及び主催事業の開発 ◇積極的な広報の実施 ・事業チラシの学校配布や学校訪問による広報の実施 ・不登校対策事業の参加者拡大に向けた学校への周知強化	◆魅力的な主催事業の実施を通じて多様な体験活動が促進され、施設利用者も増加している。 ・県立青少年教育施設の利用者数（小・中・高校生） 延べ 160,000 人以上
○県市で協議を重ね、県内全域を対象とした理科教育・科学文化の振興に向けた事業内容や運営体制を構築した。 ○開館から約 48 日で入館者数 10 万人を超えるなど、多くの県民の皆様に来館いただいており、プラネタリウムや「サイエンスショー」などに好評を得ている。 ・入館者数：204,086 人（1 月末時点） ・プラネタリウム観覧者数：36,915 人（1 月末時点） ・科学館理科学習等利用学校数：245 校（予定） ●子どもたちが何度も来館したくなる、また、科学への関心をより高め、ひいては理系分野の科目にも興味を持ってもらうよう、設置者である高知市と連携して事業内容のさらなる充実を図る必要がある。 →事業全体は好調であり、さらなる事業内容の充実に向け、県併任職員や派遣指導主事を中心に市との協議を重ねるとともに、科学館の体制強化を図る。	◆県内全域を対象とした理科教育・科学文化の振興 ◇科学館の体制の強化 ・1 名増員 ◇理科教育・科学文化の振興につながる事業の実施 ・プラネタリウムや「サイエンスショー」、科学館理科学習など ◇事業内容の充実に向けた検討 ・科学館事業検討会による進捗管理 ・県指導主事の派遣、県職員の併任 ・科学館スーパーバイザー等外部有識者からの意見聴取	◆県内全域の理科教育・科学文化振興の充実が図られている。

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
134 高知城保存管理事業 【文化財課】 <事業概要> 高知城（重要文化財・史跡）の保存修理を実施するとともに活用に向けた整備を行う。また、観光部門等と連携した取組を継続的に実施する。 ◆計画的な文化財の保存修理と整備 ・計画的な修理を実施し、修理を担う人材を育成する。 ・映像など提示方法の充実を図るとともに多言語化を行い、外国人観光客の満足度を高める。 ・文化財の保存と景観の改善に引き続き取り組む。 ・重要文化財建造物の調査及び成果の活用を進める。 ◆観光部門等と連携した取組の実施 ・高知城歴史博物館と連携した取組を実施し、学べる高知城への充実を図る。	◆計画的な文化財の保存修理と整備 ◇文化財の修理 ・追手門東北矢狭間塀の修理 ・小修繕の実施 ◇文化財の保存と景観の改善 ・管理剪定の実施 正面石段脇 太鼓丸付近 梅の段、西ノ丸付近 ◇文化財の活用 ・城内展示の更新 ・屋外 Wi-Fi の整備 ・「志国高知 幕末維新博」関連イベントの開催 ◇重要文化財修理資料の複写	◇重要文化財等、文化財の小修理 ◇天守ライトアップ照明の改修 ◇映像解説等の整備（多言語化を含む） ◇駐車場トイレの改築（繰越事業） ◇継続的な景観対策の実施 ◇板垣退助像北側斜面の崩壊防止対策工事の実施 ◇台風 21 号で被害を受けた梅の段北側石垣の復旧	◇追手門トイレの改修 ・実施設計 ◇石垣カルテの作成 ・本丸石垣（H30～34）
	◆観光部門等と連携した取組の実施 ◇観光部門と連携した取組 ・大型客船周遊バスの受入 ◇高知城歴史博物館と連携した取組 ・「高知城探検」（親子行事）の開催	・「志国高知 幕末維新博」関連イベントの開催（3/24～26） ・大型客船周遊バスの受入	・大型客船周遊バスの受入 ◇指定管理者によるイベントの開催 ◇チームラボ高知城光の祭の開催（11/22～1/6） ◇観光ガイドボランティア研修（1/21、22）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○高知城天守、懐徳館等への入館者数は、昨年度同時期を大きく上回っている。 ・高知城天守、懐徳館等への年間入館者数（H31.1 月末） 302,410 人（昨年度同月比：41,971 人増、116.1%） うち小・中・高校生入館者数 44,944 人（昨年度同月比：10,691 人増、131.2%） ・チームラボ入場者数　※カッコ内は、入館者数 112,174 人（69,031 人） うち小・中・高校生入館者数：16,639 人 ○城内展示及び屋外解説板の改修、多言語化のほか、屋外 Wi-Fi の整備などにより、国内外から高知城を訪れる方々の利便性及び快適性を向上させることができた。この環境を活かしてスマートフォン・タブレット向けのアプリを運用する。 ●石垣に樹木が影響を大きく与えており、変状が多くの場所で始まっている。 →樹木調査（H23～26）の成果に基づき、専門家の指導の下計画的に伐採する。 ○大型客船周遊バスの受入を観光部門と連携して円滑に実施できた。 →ＴＶロケや雑誌の取材に積極的に対応して情報発信する。本物の文化財の持つ価値を多くの方に実感していただけるよう、観光ガイドボランティアと連携するとともに解説の充実に努める。	◆計画的な文化財の保存修理と整備（文化財的価値の拡大） ◇追手門トイレの改修 ・改修工事 ◇石垣カルテの作成 ・本丸石垣（H30～34） ◇北入口斜面の崩壊対策工事 ◇天守高欄塗装改修工事 ◇継続的な景観対策の実施 ◆観光部門等と連携した取組の実施 ◇観光部門と連携した取組 ・大型客船周遊バスの受入 ◇指定管理者によるイベントの開催	◆高知公園の適正な管理と整備に努めるとともに、高知城歴史博物館等と連携した取組を実施することなどにより、県内外の観光客等に高知城の文化財的価値を理解してもらい、多くの方々が訪れている。 ・高知城天守、懐徳館等への年間入館者数：27 万人 （うち小・中・高校生の年間入館者数：4 万人）

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
135 文化財管理調査事業 【文化財課】 <事業概要> ◆国・県指定文化財の保存と活用 ・文化財の適切な保存・活用のため、国・県指定文化財に対する継続的な巡視活動等に基づく補助や指導を実施する。 ◆文化財保護を担う人材の育成 ・文化財保護指導員、市町村文化財保護審議委員を対象とした研修を継続的に開催する。 ・高知ヘリテージマネージャー・サポーター養成講座を実施する（～H29）。 ◆指定文化財の修理事業 ・国・県指定の文化財の保存修理を計画的に実施する。 ・平成 30 年度から 2 カ年で県保護有形文化財旧岡家住宅（西の岡）の修理を実施する。 ◆見直し調査の実施 ・高知ヘリテージマネージャー・サポーター養成講座修了生による、研修を兼ねた調査等を行う。 ・平成 28 年度から 2 ヶ年で室戸市吉良川町重伝建保存地区の見直し調査、平成 30 年度以降順次予定される重要文化的景観の見直し調査を実施する。 ◆文化財の計画的な調査の実施と文化財指定等 ・文化財保護審議会による計画的な文化財調査を実施する。	◆国・県指定文化財の保存と活用 ◇国・県指定文化財の巡視 ・国指定　211 件 ・県指定　210 件 ◇国・県指定文化財の修理などに対する補助 ・国指定　18 件 ・県指定　15 件 ◆文化財保護を担う人材の育成 ◇市町村担当者会 ・参加者：30 名 ◇文化財保護指導員研修会 ・参加者：91 名 ◇高知ヘリテージマネージャー・サポーター養成講座 ・受講者（第 2 期生） HM 課程 31 名 HS 課程 12 名 ・修了生（第 2 期生） HM 課程 22 名 HS 課程　6 名 ・補講修了者（第 1 期生） HM 課程　8 名 HS 課程　3 名 ◆見直し調査の実施 ◇室戸市吉良川町重伝建保存地区の見直し調査 ・高知県建築士会が室戸市から受託して調査を実施（ヘリテージマネージャー・サポーター養成講座修了生 20 名が調査） ◆文化財の計画的な調査の実施と文化財指定等 ◇白髪山八反奈路根下がりヒノキ群生地を県天然記念物に指定 ◇奥工石山（竜王山）の紅廉石珪質片岩大露頭部を県天然記念物とするよう文化財保護審議会から答申 ◇土佐へんろ道青龍寺道が国史跡に指定 ◇織田歯科医院の主屋、塀及び大川上美良布神社神庫の 3 件が国登録有形文化財に登録	◆国・県指定文化財の保存と活用 ・国指定　209 件 ・県指定　207 件 ・国指定　24 件 ・県指定　11 件 ◆文化財保護を担う人材の育成 ・参加者：43 名 ◇文化財保護指導員、市町村文化財保護審議委員を対象とした研修の実施 ・参加者 105 名 ・受講者（第 3 期生） HM 課程 30 名 HS 課程 15 名 ・修了生（第 3 期生） HM 課程 25 名 HS 課程 13 名 ・補講修了者（第 1・2 期生） HM 課程　5 名 HS 課程　4 名 ◆見直し調査の実施 ・高知ヘリテージマネージャー・サポーター養成講座修了生が調査 ※H29 年度で終了 ◆文化財の計画的な調査の実施と文化財指定等 ◇文化財保護審議会による指定調査 ◇奥工石山（竜王山）の紅廉石珪質片岩大露頭部を県天然記念物指定 ◇久礼八幡宮の御神穀祭（おみこくさん）、碁石茶の製造技術が「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択 ◇竹村家土蔵及び旧竹村家呉服店主屋、店舗及び表蔵、土蔵の 4 件が国登録有形文化財に登録	◆国・県指定文化財の保存と活用 ・国指定　211 件 ・県指定　211 件 （見込み） ・国指定　24 件 ・県指定　18 件 ◆文化財保護を担う人材の育成 ・参加者：49 名 ・参加者 111 名 ◇H30 年度から 2 カ年で県保護有形文化財旧岡家住宅（西の岡）の修理を実施 ◆見直し調査の実施 ◇重要文化的景観の重要構成要素になっている集落の特定作業及び記録保存作業 ・35 集落が重要構成要素、H30 年度はまず津野町で実施 ◆文化財の計画的な調査の実施と文化財指定等 ◇文化財保護審議会による指定調査→県文化財指定※指定対象となる物件なし ◇国登録有形文化財へ新たに 4 カ所 7 件が登録予定

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）

○毎年 3～4 件の登録有形文化財建造物が登録できている。

・国・県指定等文化財の登録状況

区分	H28	H29	H30
国指定	1（史跡）	0	0
国登録	3（建造物）	4 （建造物）	0
国選択	0	2 （無形民俗文化財）	0
県指定	1（天然記念物）	1 （天然記念物）	0

→ヘリテージマネージャーを中心に毎年数件の登録を行うよう働きかける。

○文化財の巡視及びその修理等に必要な補助を実施し、文化財の保存や活用につなげることができた。

○文化財保護指導員研修会及び市町村担当者会について例年を上回る参加者数により開催し、地域の文化財保護の担い手育成につなげることができた。

○熊本地震や鳥取中部地震で被害を受けた歴史的建造物の復旧にかかる報道等もあり、年々関心度が高まってきている。修了者数は、未修了生の補講による修了も含め、79 名が修了し、当初目標（3 年間でＨＭ課程修了者 50 名）を達成しており、計画以上の成果を上げている。

・各課程の修了生数

	H27（第1期生）	H28（第2期生）	H29（第3期生）
HM課程	27	27	25
HS課程	10	9	13

→未履修者は未履修講座のビデオ視聴とレポート提出で補講を行うことにより、修了とする。

○平成 28 年度から 2 ヶ年計画で計画されている室戸市吉良川町重伝建保存地区の見直し調査や平成 30 年度以降順次予定される重要文化的景観（四万十川流域の文化的景観、久礼の港と漁村の景観）の重要構成要素になっている集落の見直し調査と特定物件の記録保存に従事する HM や HS を計画以上に養成することができた。

→津野町で見直し調査実施。他町でも順次実施予定。

●文化財保護指導者研修会、市町村担当者会に参加できていない保護指導員、市町村職員が生じた。

→所有者や市町村職員などのニーズにあった研修会の開催に努める。

◆国・県指定文化財の保存と活用

◇国・県指定文化財に対する補助や指導の実施

◆文化財保護を担う人材の育成

◇文化財保護指導員、市町村文化財保護審議委員を対象とした研修の実施
・年１回開催

◆指定文化財の修理事業

◇県保護有形文化財旧岡家住宅（西の岡）主屋の繰越しで修理を実施
・蔵・付属棟の修理も実施してもらえるよう町に要請

◆見直し調査の実施

◇H30 年度から重要文化的景観の重要構成要素になっている集落の特定作業及び記録保存作業
・津野町で実施（3 ヵ年計画）
・四万十町で実施（2 ヵ年計画）

◆文化財の計画的な調査の実施と文化財指定等

◇文化財保護審議会による指定調査→県文化財指定

◆登録有形文化財建造物の登録

※H31 年度は登録予定なし

◆文化財としての価値を高める取組や、人材の育成、補助や指導を実施することで、文化財の保存と活用が図られている。

◆国・県指定文化財に対して補助や助言を行うことで適切な保存と活用が図られている。

◆旧岡家住宅（西の岡）を修理し、岡御殿とともに観光に活用していく。

◆高知県文化財の指定及び国登録有形文化財の登録が毎年度実施されている。

・国登録有形文化財：3 件/年度
・県指定文化財：1 件/年度

事業名称【担当課】・事業概要	実績		
	H28	H29	H30
136 埋蔵文化財発掘調査事業 【文化財課】 <事業概要> 開発事業者と緊密な連携をとりながら、埋蔵文化財発掘調査を円滑に実施し、地域の歴史・文化を知るために必要な埋蔵文化財の記録保存を行う。 ◆埋蔵文化財の発掘調査 ・開発により影響を受ける部分について発掘調査を行い、出土遺物等の整理作業を実施し、遺跡の内容を記録保存する。発掘調査事業量を正確に把握するため、試掘確認調査等を行うとともに、発掘調査事業を円滑に行うため、関係者と十分な協議を行う。	◆埋蔵文化財の発掘調査 ◇南国安芸道路 ・発掘調査 高田遺跡 対象面積 5,700㎡ ・整理作業 東野土居遺跡 宇賀遺跡 高田遺跡 ◇山田バイパス ・発掘調査 伏原遺跡 ◇都市計画道路高知南国線 ・発掘調査 若宮ノ東遺跡	・発掘調査 高田遺跡 対象面積 6,000㎡ ・整理作業 高田遺跡 ・発掘調査 若宮ノ東遺跡 対象面積 2,710㎡ ◇保健衛生庁舎建設に伴う調査 ・発掘調査 高知城跡 ・整理作業 高知城跡	・発掘調査 高田遺跡 対象面積 7,400㎡ ・発掘調査 若宮ノ東遺跡 対象面積 2,800㎡ ◇保健衛生庁舎建設に伴う整理業務 ◇高知城梅ノ段北側石垣改修に伴う発掘調査・整理作業
137 埋蔵文化財センター管理運営事業 【文化財課】 <事業概要> 埋蔵文化財に触れることの少ない県民の方々に対して、埋蔵文化財を通して地域の歴史や文化を知る機会を提供し、県民の方々に文化の振興や地域への愛着、埋蔵文化財センターの認知度を向上させるため、企画展や公開講座等を開催する。 ◆埋蔵文化財についての理解促進 ・市町村との連携による地域展を開催し、文化の振興や地域への愛着を高めるとともに、公開講座やイベント等の充実・強化を図る。併せて情報提供を工夫し、県民の関心を高める。	◆埋蔵文化財についての理解促進 ◇企画展等展示会 ・「考古資料から見た高知県の歴史」(790人) ・「戦国時代の四国」(2,121人) ◇公開講座の開催 ・遺跡説明会(4回) ・考古学からわかる歴史教室(4回) ・古代ものづくり体験教室(18回) ・親子考古学教室(40回) ◇出前考古学教室 ・86校（2,922人） ◇「まいぶんセンターまつり」の開催 ・11/6(174人) ◇地域展の開催 ・会場：いの町 ・2/13～2/26 (249人)	・「高知の古墳時代」(730人) ・「モノからわかる城下町ヒストリー」(1,484人) ・遺跡説明会(3回) ・考古学からわかる歴史教室(3回) ・古代ものづくり体験教室(20回) ・親子考古学教室(32回、1151人) ・76校（2,569人） ・11/12(284人) ・会場：高知市 ・3/13～3/25 (379人) ◇「考古学から学ぶ史跡の見方」 ・4回（140人）	・「花開く天平の器たち」(662人) ・「土佐 焼物のなりわい」(1,234人) ・遺跡説明会(3回) ・山城講座と城歩き(3/4回) ・古代ものづくり体験教室(14/20回) ・親子考古学教室(30回、954人) ・67校（2,159人） ・11/11(301人) ・会場：安芸市 ・2/2～3/3 (472人) ◇「考古学から学ぶ史跡の見方」 ・4回（142人）

これまでの取組の 成果・課題・今後の方向	実施計画 H31	目指すべき姿（到達目標）
○出土された多くの遺構や遺物について、発掘調査現場において説明会を開催することによって、情報発信と地域の埋蔵文化財への理解を深めることができた。 ●地域の歴史や遺跡について、更に多くの方々に興味や関心を高めてもらうことが望まれる。 →引き続き発掘調査及び整理作業を円滑に実施していく。	◆埋蔵文化財の発掘調査 ◇埋蔵文化財発掘調査の円滑な実施	◆埋蔵文化財の円滑な発掘調査が行われるとともに、埋蔵文化財が記録保存されている。
○昨年度の同時期(1 月期)と比較して埋蔵文化財センターの来館者数が増加した。 ・埋蔵文化財センター来館者数（H29 年度） 3,884 人 ・地域展入場者数（H29 年度） 379 人 ●埋蔵文化財センターへの関心や知名度は着実に向上しているが、さらなる周知が必要である。 →さまざまな広報ツールを活用して積極的に情報提供するとともに、引き続き公開講座や出前考古学教室を実施し、地域教育や歴史教育に欠くことのできない施設であることを一層アピールしていく。 →参加者及び市町村担当者のアンケート結果を踏まえ、展示会、公開講座の内容の充実・改善を図る。	◆埋蔵文化財についての理解促進 ◇公開講座や企画展の充実・改善 ◇市町村と連携した地域展の充実･改善	◆誰もが埋蔵文化財に触れ、地域の歴史・文化を知ることが出来る環境がつくられている。 ・埋蔵文化財センター来館者数 年間：3,700 人以上 ・地域展入場者数 H28～31 年度末までの 4 年間：1,400 人以上